防災計画等における動物愛護管理の記載状況

平成31年4月1日現在

自治体名	記載状況
北海道	北海道地域防災計画 第5章　災害応急対策計画 第28節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1 実施責任 1 北海道 (1) 総合振興局長又は振興局長は、市町村が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 (2) 道は、被災地の市町村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 2 市町村 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、道及び市町村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
岩見沢市 （北海道）	岩見沢市地域防災計画　第5章　災害応急対策計画　第12節　家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 1　実施責任 (1)北海道 ア　空知総合振興局長は、市が行う被災地における家庭動物の取扱に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 イ　道は、市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 (2)岩見沢市 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2　家庭動物の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、市は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
美唄市 （北海道）	美唄市地域防災計画　第5章災害応急対策計画　第14節　飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 1　実施責任者 市長（衛生部市民衛生班） 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2　飼養動物の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする （2）災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
三笠市 （北海道）	三笠市地域防災計画　第6章　災害応急対策計画　第11節 1 実施責任者 市長（市民対策部避難防疫班） 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2 飼育動物の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物愛護及び適切な管理を行うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、放浪犬等を捕獲・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに住民等に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。
南幌町 （北海道）	南幌町地域防災計画　第5章 災害応急対策計画　第30節 家庭動物等対策計画 第30節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、この計画の定めるところによる。 第1 実施責任 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、逸走犬等の保護・収容において町のみで対応することが困難な場合は、道及び近隣市町村に対して必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援を要請する。 第2 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）」及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年3月30日条例第3号、以下「条例」という。）」に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行う。 3 災害発生時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容する等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 4 動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとし、次の点について飼い主への啓発を行う。 （1）動物用の避難用品（ケージやキャリーバック等）や備蓄品の確保 （2）動物のしつけと健康管理 （3）災害時の心構え
栗山町 （北海道）	栗山町地域防災計画 本編　第5章　災害応急対策　第16節　飼育動物対策計画 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害発生時においても動物の健康及び安全を維持して適正に取り扱うものとする 2　災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、北海道及び町は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して逸走犬等の収容について、周知を図るものとする。
月形町 （北海道）	月形町地域防災計画　第5章　災害応急対策計画　第19節　飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いに関する計画は、次のとおりである。 第1 実施責任 1 町 (1) 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 (2) 町長は、逸走犬等の保護・収容に関し、町単独で実施することが困難な場合は、道に対して応援要請を行うものとする。 2 道 (1) 空知総合振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請を受けた場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2 飼養動物の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）（以下この節において「道条例」という。）に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、道条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己の管理責任において行うもとする。 3 災害発生時において、道及び町の関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
芦別市 （北海道）	芦別市地域防災計画　第5章　災害応急対策計画　第13節　飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 1　実施責任 市は、地域における逸走犬等の管理を行うものとする。 なお、市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。 2　飼養動物の取扱い (1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 (2) 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲及び収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民に対して逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
滝川市 （北海道）	滝川市地域防災計画　第5章　災害応急対策計画　第11節　廃棄物処理及び環境保全計画　5　飼養動物の取扱い （1）動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	記載状況
砂川市 （北海道）	砂川市地域防災計画　第5章　災害応急対策計画　第28節　家庭動物等対策計画 2　家庭動物等の取り扱い (1)　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 (2)　災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行う。 (3)　災害発生時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
歌志内市 （北海道）	歌志内市地域防災計画書　第5章 災害応急対策計画　第14節 飼養動物対策計画 1 実施責任者 市は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2 飼養動物の取扱 (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
浦臼町 （北海道）	浦臼町地域防災計画書　第5章　災害応急対策計画　第29節　家庭動物等対策計画 第1　実施責任者 町長 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2　家庭動物等の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条約（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2　災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容する等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容等が困難な場合は、道に対して必要な人員の派遣、資器材のあっせん等の応援を要請するものとする。また、町は、家庭動物の保護が避難者の責任で行うことができず、避難生活に支障がある場合は、道及び北海道獣医師会と連携して家庭動物の種類、頭数を把握した上で、救護所の設置場所、開設日時、施設規模等について決定し、救護動物保護センターと救護動物治療センターの開設を図る。
新十津川町 （北海道）	・新十津川町地域防災計画（一般災害対策編）　第5章 災害応急対策計画　第19節　飼養動物対策計画 ・新十津川町地域防災計画（地震災害対策編）　第3章 災害応急対策計画　第20節　飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 第1　実施責任 町は、地域における逸走犬、放浪犬等の管理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。 第2　飼養動物の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2　災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。
深川市 （北海道）	深川市地域防災計画本編　第6章 災害応急対策計画　第17節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 1　実施責任 市は、地域における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、市のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。 2　飼養動物の取扱い (1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）に基づき災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 (2) 災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において道及び市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲及び収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民に対して逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
妹背牛町 （北海道）	妹背牛町地域防災計画　第11節 廃棄物処理及び環境保全計画 5　飼育動物の取扱い (1) 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても動物の健康及び安全を保持し、適切に取り扱うものとする。 (2) 災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が自己の責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において、道及び町は関係団体の協力を得て逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
秩父別町 （北海道）	秩父別町防災計画　6章　災害応急対策計画　第15節　飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 1 実施責任 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2 飼養動物の取扱い (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 第6章 災害応急対策計画 94 (3) 災害発生時において、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
江別市 （北海道）	災害応急対策計画　第19節　飼養動物対策計画 第1　江別市の実施責任 1　市は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2　市は、逸走犬等の保護・収容に関し応援が必要と判断したときは、北海道に対し人員の派遣、資機材のあっせん等を要請するものとする。 第2　飼養動物の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適性に取り扱うものとする。 2　災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、市は、北海道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
千歳市 （北海道）	千歳市地域防災計画　第3章 災害応急対策計画　第15節 保健衛生・防疫対策　第7 動物対策 災害時には飼い主の被災、避難所への収容不能、飼育施設の破損等により放浪動物が多数発生する。 放浪犬等による事故や感染症予防と動物愛護の観点から、一時的な保護や治療等を実施する。 また、飼い主からの問い合わせに対応できるよう収容施設等の広報を行う。 災害によって死亡した牛・馬等の家畜は、死亡獣蓄処理場に運搬処理する。
当別町 （北海道）	当別町地域防災計画　第5章 災害応急対策計画　第20節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 1　実施責任 （1）当別町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 （2）北海度 ア　石狩振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱に関し、現地の状況に応じて助言を行うものとする。 イ　道は、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 2　飼養動物の取扱 （1）　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）　災害発生時における動物の非難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	記載状況
恵庭市 （北海道）	恵庭市地域防災計画（一般災害対策編） 第5章 災害応急対策計画 第21節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 （生活環境対策部） 1 実施責任 ⑴ 恵庭市 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 ⑵ 北海道 ア 振興局長は、市が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 イ 道は、被災地の市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 2 飼養動物の取扱い ⑴ 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48 年法律第105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13 年条例第3 号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 ⑵ 災害発生における動物の避難は、条例第6 条第1 項第4 号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 ⑶ 災害発生時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
北広島市 （北海道）	北広島市地域防災計画（一般災害対策編） 第5章 災害応急対策計画 第28節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1 実施責任 1 北広島市 被災地における逸走犬等の管理を行う。 2 北海道 （1） 石狩振興局長は、市が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行う。 （2） 道は、被災地の市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、所要の措置を講ずる。 第2 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3 災害発生時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容など適切な処置を講ずるとともに、市民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 北広島市地域防災計画（地震災害対策編） 第3章 災害応急対策計画 第28節 家庭動物等対策計画 北広島市地域防災計画（一般災害対策編）に同じ
ニセコ町 （北海道）	第28節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1 実施責任 1 北海道 ⑴ 後志総合振興局は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行う。 ⑵ 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 2 ニセコ町 被災地における逸走犬等の管理を行う。 なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施する。 第2 家庭動物等の取扱い ⑴ 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 ⑵ 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を動向するなど、飼い主自らの責任において行う。 ⑶ 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講じるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
留寿都村 （北海道）	◇留寿都村国民保護計画 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 （9）動物の保護等に関する配慮 留寿都村は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 ◇留寿都村地域防災計画 第5章 災害応急対策計画 第16節 飼養動物対策計画 第1 実施責任 1 村 村は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、本村のみで保護・収容が困難な場合には、道に必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援要請を求め実施するものとする。 第2 飼養動物の取扱い 1 飼い主 （1）動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 2 村 災害発生時において、村は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
喜茂別町 （北海道）	喜茂別町地域防災計画（一般災害対策編） 第5章 災害応急対策計画 第20節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱についての計画は、次のとおりである。 ア 喜茂別町は、地域における逸走犬等の管理を行う。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 イ 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 ウ 災害発生における動物の避難は、条例第6条の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 エ 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
真狩村 （北海道）	真狩村地域防災計画（一般対策編） 第6章 災害応急対策計画 第16節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1 実施責任 1 村 村は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、本村のみで保護・収容が困難な場合には、道に必要な人員の派遣、資機材の斡旋等の応援要請を求め実施するものとする。 第2 飼養動物の取扱い 1 飼い主 (1)動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 2 村 災害発生時において、村は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
倶知安町 （北海道）	倶知安町地域防災計画 第3章 応急対策編 第5節 住民生活の安定 1 災害発生における動物の避難は、動物の愛護及び管理に関する法律及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 2 災害発生時において、町（保健衛生班）は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなどの適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 3 放浪犬を収容したときは、町（企画広報班）は、その旨を町民等に周知するとともに、放浪犬の里親探し等をボランティア等に依頼する。
共和町 （北海道）	○共和町地域防災計画 第5章 災害応急対策計画 第13節 飼育動物対策計画 災害時における被災地の飼育動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 1 実施責任者 町長（本部長）は、被災地における逸走犬等の保護・収容等の処置が困難な場合は、道に対し必要な人員の派遣、資機材のあつせん等応援を要請する。 2 飼育動物の扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 （2）災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 （3）災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等について周知を図る。
岩内町 （北海道）	岩内町地域防災計画（計画編） 第12節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、本計画の定めるところによる。 1 実施責任者 ⑴ 被災地における逸走犬等の管理は、町長(本部長)が行う。 ⑵ 町長（本部長）は、町のみで管理することが困難と認めるときは、道に逸走犬等の保護・収容について応援を要請するものとする。 2 家庭動物の取扱い ⑴ 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 ⑵ 災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 ⑶ 災害発生時において、町は関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど、適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	記載状況
神恵内村 （北海道）	神恵内村地域防災計画本編　第6章　災害応急対策計画　第22節　家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 1．実施責任者 村長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとし、救護班が実施する。 2．家庭動物等の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容する等適切な処置を講ずるとともに、村民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
積丹町 （北海道）	積丹町地域防災計画　一般対策編　第18節　飼育動物対策計画 第1　目的 災害時における被災地の飼育動物の取り扱いについて定め、被災地における飼育動物対策の総合的な推進を図る。 第2　基本方針 飼育動物については、動物愛護等の観点から、適切な取扱を行う。 第3　飼育動物の取り扱い 1　動物の適切な管理 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「動物愛護条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適切な管理を行う。 2　動物の避難 災害発生時における動物の避難は、動物愛護条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が自己責任において行う。 3　逸走犬等の保護 災害発生時において、町及び北海道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずる。また、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
古平町 （北海道）	古平町地域防災計画 第28節　家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1　実施責任 1　町 被災地における逸走犬等の管理を行う。 なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2　道 (1)　後志総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。 (2)　道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 第2　家庭動物等の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下、本節で「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。 2　災害発生における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
赤井川村 （北海道）	赤井川村地域防災計画本編　第4章 災害応急対策計画　第4節 避難救出計画　第4項 避難の方法 7．飼養動物の取扱い 1）災害発生における動物の避難は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 2）災害発生時において、村（総務班）は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなどの適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
泊村 （北海道）	泊村地域防災計画本編　第6章災害応急対策計画　第28節家庭動物対策計画 1.実施責任 （1）村 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 （2）北海道 ア.後志総合振興局長は、村が行う被災地における飼養動物の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 イ.道は、村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 2.家庭動物の取扱 （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生時における動物の非難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、村及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
室蘭市 （北海道）	室蘭市地域防災計画 第2編 風水害防災計画 第4章 災害応急対策計画 第14節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 1 実施責任者 市（担当ー生活環境部）は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2 家庭動物等の取扱い （1） 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2） 災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3） 災害発生時において、市は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第3編 地震・津波防災計画 第4章 災害応急対策計画 第14節 家庭動物等対策計画 地震・津波災害時における被災地の家庭動物等の取扱に関する計画は、第2編風水害防災計画 第4章災害応急対策計画 第14節　家庭動物等対策計画の規定に準じる。
苫小牧市 （北海道）	苫小牧市地域防災計画地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画 第3 被災地の防疫活動 被災地の防疫活動 7　飼養動物の取扱 動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 8　放浪犬の処理 放浪犬は捕獲して適当な場所に収容する。また、住民に対し、放浪犬を収容している旨周知する。
白老町 〈北海道）	白老町防災計画　第14節　家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取り扱いについては、次に定めるところによる。 1　実施責任者　町（生活環境課）は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2　家庭動物の取り扱い （3）災害発生時において、町は道及び関係団体の効力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
豊浦町 （北海道）	豊浦町地域防災計画　基本・地震津波災害対策編　第3章 災害応急対策計画　第30節 飼養動物対策 1　実施責任 被災地における逸走犬等の管理及び飼養動物の取扱いに関しては、現地の状況に応じて胆振総合振興局長からの助言のもと、町長が行う。 2　飼養動物の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第1055号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
洞爺湖町 （北海道）	洞爺湖町地域防災計画本編　第13節　飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、次のとおりとする。 第1　実施責任 被災地における逸走犬等の管理は、町（担当ー生活環境対策班）が実施する。 第2　飼養動物（ペット）の取り扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、(2)において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、北海道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	記載状況
安平町 （北海道）	安平町地域防災計画　第5章災害応急対策計画　第12節廃棄物処理及び環境保全計画　第4飼育動物の取り扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、北海道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民に対し逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
様似町 （北海道）	様似町地域防災計画　第5章　地震災害対策計画　第2節　災害応急対策計画　13項　清掃計画　④ 死亡したペットの処理は、所有者が行うものとするが、所有者が不明または被災者であって、なおかつ自力で処理できない場合は、厚生班が死体の処理を行う。
日高町 （北海道）	日高町地域防災計画　第３章 風水雪害対策　第２節 災害応急対策　第22 飼育動物対策 災害時の被災地における飼育動物の対応策については、次のとおりとする。 1　飼育動物の取扱い　（実施担当等　民生部） 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和４８年法律第１０５号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成１３年条例第３号）に基づき、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うとともに、民生部は、必要に応じ、関係機関等の協力を得て、周知又は指導を行うものとする。 2　逸走犬等の確保、保護及び収容　（実施担当等　民生部） 民生部は、関係機関等の協力を得て、逸走犬等を確保するとともに、保護・収容をするなど適切な措置を講ずるものとする。又、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。なお、保護・収容に関して、町は必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、道への応援を要請することが出来る。 3　特定動物の逸走に伴う措置　（実施担当等　各担当部） 特定動物の逸走により、飼い主等から通報を受けた場合は、直ちに関係行政機関に通報するとともに、近隣住民に周知するものとする。
北斗市 〈北海道）	北斗市地域防災計画 第28節　家庭動物等対策計画 第1　実施責任 1　北斗市 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2　北海道 （1）渡島総合振興局長は、市が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 （2）道は、被災地の市長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2　家庭動物等の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）及び北海道小動物の愛護及び管理に関する条例（平成１３年条例第３号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2　災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第１項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
松前町 （北海道）	松前町地域防災計画　第5章 災害応急対策計画　第21節 飼育動物対策計画 ペットの飼育、保護は、所有者の責任において行うことを原則とする。避難活動時には、避難者自らがペット救護所等にペットを預けるように広報する。 1　ペット救護所等の開設 町長（福祉対策班）は、ペットの保護が避難者の責任で行うことができず、避難生活に支障がある場合は、北海道及び北海道獣医師会にペットの救護及び飼育管理について応援を要請する。 町長は、北海道及び北海道獣医師会と連携して、ペットの種類、頭数を把握したうえで、救護所の設置場所、開設日時、施設規模等について決定し、救護動物保護センターと救護動物治療センターの開設を図る。 2　飼養動物の取扱い （1）　動物の管理者（飼い主）は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 （2）　災害発生時における動物の避難は、道条例第6条　第１項　第4号の規定により、動物の管理者（飼い主）が自己責任で行うものとする。 （3）　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲、収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
七飯町 （北海道）	七飯町地域防災計画本編　第5章災害応急対策計画　第19節　飼養動物対策計画 1 実施責任 (1) 七飯町 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 ただし、町が単独で行うことが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に対し、応援を求め実施するものとする。 (2) 北海道 ア 渡島総合振興局長は、市町村が行う被災地における飼養動物の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 イ 道は、被災地の市町村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。 2 飼養動物の取扱い (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。 (2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条　第１項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において、町と道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
鹿部町 （北海道）	鹿部町地域防災計画　第5章 災害応急対策計画　第２１節 家庭動物対策計画 1　実施責任者 町長（担当：民生対策部）は、被災地における逸走犬等の保護・収容棟の処置を行うものとする。 2　応援の要請 町のみで逸走犬等の保護・収容等が困難な場合は、道に対し必要な人員の派遣、資機材の斡旋等の応援を要請するものとする。 また、町は、家庭動物の保護が避難者の責任で行うことができず、避難生活に支障がある場合は、道及び北海道獣医師会と連携して家庭動物の種類、頭数を把握したうえで、救護所の設置場所、開設日時、施設規模等について決定し、救護動物保護センターと救援動物治療センターの開設を図る。 3　家庭動物の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成１３年条例第３号、以下「条例」という）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生における動物の避難は、条例第6条　第１項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）町及び道は、災害発生時において関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
森町 （北海道）	森町地域防災計画 1．実施責任 〇町長（住民生活対策部）は、被災地における逸走犬、放浪犬等の管理を行う。 なお、町のみでは困難な場合は、近隣市町及び道に対し、必要な人員の派遣、資機材の斡旋等応援を要請する。 2．家庭動物等の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱う。 （2）災害発生時における動物の非難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 （3）災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬、放浪犬を保護・収容するなど適正な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬、放浪犬等の収容について周知を図る。 ②災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。 町は、動物愛護の観点から、ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援、避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受け入れなど、これら動物の保護や適正な飼養に努める。
八雲町 （北海道）	八雲町地域防災計画　第4章　災害応急対策計画　第7節　避難救出計画　第3　飼養動物の取扱い (1)動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸送犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知をはかるものとする。
厚沢部町 （北海道）	厚沢部町地域防災計画　第4章　災害応急対策計画　第27節　家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 1　家庭動物等の取扱い 1．動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2．災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3．災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
江差町 （北海道）	江差町地域防災計画　第5章　災害応急対策計画　第18節　家庭動物対策計画 1．実施責任及び家庭動物の取扱い ①動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 ②災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主自己責任において行うものとする。 ③災害発生時において、北海道及び町は関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	記載状況
奥尻町 （北海道）	奥尻町地域防災計画　第3章　災害応急対策計画　第29節　家庭動物等対策計画 1．実施責任者 　町長は、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講じるとともに、住民に対し、逸走犬の収容について周知を図るものとする。 　なお、必要に応じて家庭動物救護本部の設置を行い、道及び関係団体に協力を要請する。 2．家庭動物等の取扱い （1）動物の飼い主 　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に扱うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難 ア　避難所においては、多数の被災者が共同生活を送ることから、動物の好き嫌いや動物からの危害の発生を少なくするにも居住スペースとの同伴は、原則、禁止するが保護・収容のスペースの確保に努めるものとする。 　ただし、盲導犬は、除くこととし、被災住民の協力を得るため避難所内において周知するものとする。 イ　仮設住宅においては、仮設住宅の状況（形態・立地場所・地域数）、ペット同行避難者及びペットの種類・数・飼育形態等の状況を考慮して、 　仮設住宅におけるペットの飼育方法を決定するものとする。
名寄市 （北海道）	①名寄市地域防災計画　第6章　災害応急対策計画　第13節　廃棄物処理及び環境保全計画 8　飼養動物の取り扱い （1）動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、道及び市は、関係団体の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 ②名寄市地域防災計画　第6章　災害応急対策計画　第20節　住宅対策計画 オ　規模及び構造、存続期間 （オ）運営管理 　応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 　また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。
上川町 （北海道）	第5章 災害応急対策計画 第28節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1 実施責任 1 町 町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
当麻町 （北海道）	当麻町地域防災計画 一般災害対策編 第20節　飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 第1　実施責任 1　当麻町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 なお、当該町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。 2　北海道 (1) 上川総合振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2　飼養動物の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2　災害発生における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 当麻町地域防災計画 地震災害対策編 第20節　飼養動物対策計画 本節については、一般災害対策編「第5章 第20節 飼養動物対策計画」を準用する。
愛別町 （北海道）	愛別町地域防災計画（一般災害対策編） 第5章　災害応急対策計画　第28節　家庭動物等対策計画 　　同　　（地震災害対策編） 第3章　災害応急対策計画　第29節　家庭動物等対策計画 第1　基本方針 町は、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した家庭動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の家庭動物の救護を行う。 第3　家庭動物等の取扱い 1．動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。 2．災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3．町は、災害発生時において、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
比布町 （北海道）	比布町地域防災計画　一般災害対策編　第5章　災害応急対策計画　第28節　家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1　実施責任 1　比布町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。 2　北海道 (1) 上川総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2　家庭動物等の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下、この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2　災害発生における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
美瑛町 （北海道）	美瑛町地域防災計画　第二編　風水害対策　第3章　災害応急対策計画　第17節　農畜産・動物 第3　飼養・放浪動物対策 1　飼養動物への対応 （1）ペットの避難 避難時のペットの保護及び飼養は、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（平成13年条例第3号）に基づき、原則として動物の管理者が行う。避難所ではペットの保護は行わない。 総務渉外対策部は、住民による自己責任においてペットを避難させることを広報する。 （2）ペット救護所の設置 民生文教対策部は、避難生活が長期化し、避難所において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、北海道及び北海道獣医師会等とその取り扱いについて協議する。 ペット救護所等を設置する場合は、公共用地に設置し、必要な資機材、ペットフードを確保する。 （第三編　火山災害対策、第四編　震災対策において同じ。）
富良野市 （北海道）	富良野市地域防災計画本編　第4章 災害応急対策計画　第22節 飼養動物対策計画 この計画は、災害時における動物等の適切な管理について、必要な事項を定める。 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年北海道条例第3号)に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行なうものとする。 2　災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、北海道及び市は関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して放浪犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	記載状況
上富良野町 （北海道）	上富良野町地域防災計画（平成26年3月策定　火山災害対策編　第3章　災害応急対策） 2　ペットの避難対策 (1)ペットの避難 ペットの避難は、原則として所有者が実施することを原則とする。民生対策部は、避難準備等の段階で広報により住民に周知する。所有者が自力では避難させることができない場合は、北海道、北海道獣医師会等と協議する。 (2)ペット避難所の設置 民生対策部は、動物救護センターが設置される場合は、北海道及び北海道獣医師会等と連携して富原地区・東中地区の公共用地を設置場所として確保する。また、ペットの飼育援助等を社会福祉協議会等を通じてボランティアに要請する。 (3)飼料等の確保 民生対策部は、北海道を通じてペットフード工業会にペットフードの斡旋を要請する。 2 飼養動物 (1) ペットの避難 避難時のペットの保護及び飼養は、「北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13 年条例第3 号）」に基づき、原則として動物の管理者が行う。避難所ではペットの保護は行わない。民生対策部は、住民による自己責任においてペットを避難させることを広報する。 (2) ペット救護所の設置 民生対策部は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、北海道及び北海道獣医師会等と取り扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地に設置し、必要な資機材、ペットフードを確保する。 (3) 放浪動物の収容 民生対策部は、北海道、関係団体等と協力して放浪犬や放浪家畜の捕獲、収容を行う。また、住民等に放浪犬等への注意や収容について広報する。 (4) 死亡動物の処理 死亡した動物はクリーンセンターで処理する。
占冠村 （北海道）	○占冠村地域防災計画　一般災害対策編　第5章　災害応急対策計画　第20節　飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1　実施責任 1　占冠村 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 なお、村のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。 2　北海道 （1）上川総合振興局長は、村が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 （2）道は、村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2　飼養動物の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2　災害発生における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、村及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
剣淵町 （北海道）	剣淵町地域防災計画　第5章　災害応急対策計画　第18節　飼養動物対策計画 第1　実施責任 被災地における逸走犬等の管理及び飼養動物の取扱に関しては、現地の状況に応じた上川支庁長からの指導のもと、町長が行うこととし、担当は民生班及び産業班があたるものとする。 　なお、被災地の逸走犬等の保護・収容に関して、町長は必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、道への応援を要請できるものとする。 第2　飼養動物の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2　災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
美深町 （北海道）	【美深町国民保護計画】 第3編　第4章　第2節　3（9）動物の保護等に関する配慮 　町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 【美深町地域防災計画】 第3章　応急対策編　第20節　飼育動物対策計画 　災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1項 実施責任 　1 美深町 　　被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町及び道に応援を求め実施するものとする。 　2 北海道 　（1）上川総合振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 　（2）道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2項 飼養動物の取扱い 　1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48 年法律第105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13 年条例第3 号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 　2 災害発生における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 　3 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
中川町 （北海道）	中川町地域防災計画（基本編）　第5章 災害応急対策計画　第28節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについての計画は、次のとおりである。 第1　実施責任 1　町 町長は、地域における逸走犬は、放浪犬等の管理を行う。 なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施する。 2　道 （1）上川総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。 （2）道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、所要の措置を講じる。 第2　家庭動物等の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下、本節において、「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2　災害発生時における動物の避難は、条例第6条の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬、放浪犬等の保護・収容するなど適切な処置を講じるとともに、住民等に対し、逸走犬、放浪犬等の収容について周知を図る。
中富良野町 （北海道）	中富良野町地域防災計画　第5章災害応急対策計画　第２０節飼養動物対策計画 町長は、地域における逸走犬等の管理を行う。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成１３年条例第３号、以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適切に取り扱う。 2　災害発生における動物の避難は、条例第６条の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬の収容について周知を図る。
南富良野町 （北海道）	南富良野町地域防災計画（一般災害対策編）　第5章　第28節　家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについての計画は、次のとおりである。 第1　実施責任 1　南富良野町 町長は、地域における逸走犬等の管理を行う。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2　北海道 （1）上川総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。 （2）道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等、所要の措置を講ずる。 第2　家庭動物等の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2　災害発生時における動物の避難は、条例第6条の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

自治体名	記載状況
和寒町 （北海道）	和寒町地域防災計画　基本編・地震防災対策編 第19節　飼養動物対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1　実施責任 被災地における逸走犬等の管理及び飼養動物の取扱に関しては、現地の状況に応じた上川総合振興局からの指導のもと、町が行うこととし、担当は調査班1～6係及び農業専門係がアタある者とする。なお、被災地の逸走犬等の保護・収容に関して、町は必要な人材の派遣、資機材のあっせん等、道への応援を養成できるものとする。 第2　飼養動物等の取り扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2　災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
鷹栖町 （北海道）	鷹栖町地域防災計画　第5章　災害応急対策計画　第13節　廃棄物処理等計画 6 飼養動物の取扱い (1)動物の管理者は、動物の愛語及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬当の収容について周知を図るものとする。
士別市 （北海道）	士別市地域防災計画　第6章　災害応急対策計画　第19節　飼養動物対策計画 1　飼養動物の取扱い （1）動物の飼い主 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。また、災害発生時における動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （2）市及び北海道 災害発生時において、市及び北海道は、関係団体の協力を得て、放浪犬等を保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対して放浪犬等の収容について周知を図るものとする。
下川町 （北海道）	下川町地域防災計画本編　第5章　災害応急対策計画　第29節　家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1　実施責任 町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2　家庭動物等の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2　災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行する等、飼い主自らの責任により行うものとする。 3　災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。（平成31年4月11日）時点
幌加内町 （北海道）	幌加内町地域防災計画　第1章 総則　第11節 清掃計画 1 実施責任者 (1) ごみ及びし尿処理 ア 災害地における清掃は、地域住民の協力を得て、町長が実施するものとする。（担当 民生部） イ 町長は、災害による被害甚大で、町のみで処理することが困難な場合は、隣接市町村又は北海道に応援を求め実施するものとする。 (2) 死亡獣畜（牛、馬、めん羊、やぎ等の死んだもの）及び逸走犬等の処理 ア 死亡獣畜の処理は、所有者が行うものとする。所有者が判明しないとき、又は所有者において処理することが困難なときは、町長が実施するものとする。（担当 民生部） イ 放浪犬の処理は、上川総合振興局保健環境部(上川保健所)の指示により行う。（担当 民生部）
小平町 （北海道）	小平町地域防災計画　第5章 災害応急対策計画　第12節 清掃計画　5 飼養動物の取り扱い （1）動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、動物の管理者が、自己の責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、町は関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
苫前町 （北海道）	苫前町地域防災計画（風水害等災害対策編）　第5章 災害応急対策計画　第20節 家庭動物等対策計画　第2　家庭動物等の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2　災害発生における動物の避難は、条例第6条の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
初山別村 （北海道）	初山別村地域防災計画本編　第2編　基本編　第2章　災害応急対策計画　第29節　家庭動物等対策計画 村は、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した家庭動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の家庭動物の救護を行う。 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適切に取り扱う。 2　災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3　村は、災害発生時において、道及び関係団体の協力を得て、脱走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、脱走犬等の収容について周知を図る。
天塩町 （北海道）	天塩町地域防災計画　第3編 風水害応急対策計画　第21節 飼養動物対策計画 大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、不詳動物が多数生ずるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、道や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 1　飼養動物の扱い （1）動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の収容について周知を図る。 2　被災地域における動物の保護 飼い主のわからない不詳又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、道及び獣医師会等と協力し、動物の保護を行う 3　避難所における動物の適正な飼育 町は、道と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）各地区の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等に関する道への支援要請 （2）避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整 ・天塩町地域防災計画　第4編 地震災害応急対策計画　第21節 飼養動物対策計画 大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、不詳動物が多数生ずるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、道や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 1　飼養動物の扱い （1）動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の収容について周知を図る。 2　被災地域における動物の保護 飼い主のわからない不詳又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、道及び獣医師会等と協力し、動物の保護を行う 3　避難所における動物の適正な飼育 町は、道と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1)　各地区の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等に関する道への支援要請 (2)　避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整 天塩町国民保護計画　第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難への支持等　第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導　（9）動物の保護等に関する配慮 天塩町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	記載状況
稚内市 （北海道）	稚内市地域防災計画　第四章　第六節　第七項　清掃計画　(4)飼養動物の取り扱い ア　動物の管理者は災害発生時においても動物の愛護および適切な管理を行うものとする。 イ　災害発生時における動物の避難は、動物の管理者が自己責任において行うものとする。 ウ　市は被災し放置された飼養動物について、道の指導・助言の下に収容対策を講ずるものとする。
猿払村 （北海道）	猿払村地域防災計画（一般災害対策編）「第5章 第20節 飼養動物対策計画」 災害時における被災地の飼養動物の取扱についての計画は、次のとおりである。 第1　実施責任 1　猿払村 村長は、地域における逸走犬、放浪犬等の管理及び保護を行う。 なお、村のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道をはじめ、動物愛護ボランティア等に応援を求め、実施する。 2　北海道 (1) 宗谷総合振興局長は、村が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。 (2) 道は、村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等、所要の措置を講ずる。 第2　飼養動物の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2　災害発生における動物の避難は、条例第6条の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3　災害発生時において、村及び道は関係団体の協力を得て、逸走犬、放浪犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに住民等に対し、逸走犬、放浪犬等の収容について周知を図る。
枝幸町 （北海道）	枝幸町地域防災計画 第3編　風水害応急対策計画 第6節 避難対策計画 6 避難所の設置及び運営管理 (2) 避難所の運営管理等 オ 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。さらに、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第25節 住宅対策計画　4 応急仮設住宅 (7) 運営管理 応急仮設住宅の運営管理は、知事からの委任を受けて、町長が実施する。また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。 第29節 家庭動物等対策計画 大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生ずるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、道や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 1 家庭動物等の取扱い (1) 動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）及び「北海道動物の愛護及び管理に関する条例」（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱うものとする。 (2) 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3) 災害発生時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容など適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 2 被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、道及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 3 避難所における動物の適正な飼育 町は、道と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 各地区の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等に関する道への支援要請 (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
浜頓別町 （北海道）	浜頓別町地域防災計画　第5章　災害応急対策計画　第18節　飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1　実施責任 1　町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2　北海道 (1)宗谷総合振興局長は、町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 (2)道は、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2　飼養動物の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48年法律第 105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13年条例第 3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2　災害発生における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容など適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
豊富町 （北海道）	豊富町地域防災計画　第5章 災害応急対策計画　第17節 飼養動物対策計画 第1　実施責任 1　町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2　北海道 (1)知事(宗谷総合振興局長)は、町が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 (2)道は、被災地の町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2　飼養動物の取り扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2　災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼主が自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
幌延町 （北海道）	幌延町地域防災計画　第5章 災害応急対策計画　第18節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼育動物の取扱いに関する計画は、次のとおりとする。 第1 実施責任 被災地における逸走犬等の管理及び飼養動物の取扱いに関しては、現地の状況に応じて宗谷総合振興局からの指導のもと、町が行うこととし、家畜は経済部、家畜以外の死亡獣畜は町民部が担当するものとする。 第2 飼養動物の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処理を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
網走市 （北海道）	網走市地域防災計画　基本編【第6部】 第16章　飼養動物対策計画　第2節　飼養動物の取扱い 1　動物の健康及び安全を保持 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2　動物の避難 災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3　逸走犬等の収容 災害発生時において、市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をする等適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、放浪犬等の収容について周知を図る。 網走市国民保護計画　第4章　警報及び避難の指示等 第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	記載状況
清里町 （北海道）	清里町地域防災計画　第5章　災害応急対策計画　第28節 家庭動物等対策計画 第1 基本方針 　町は、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した家庭動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の家庭動物の救護を行う。 第2 実施責任 1 清里町 　被災地における逸走犬等の管理を行う。 　なお、町 単独 で措置を講ずることが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め 、実施する。 2 北海道 　(1) オホーツク総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱関し、現地の状況に応じて助言を行う。 　(2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 第3 家庭動物等の取扱い 　1 動物の飼い主は、愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3号。以下、本節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 　2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物飼い主が自己責任において行う。 　3 町は、災害発生時において道及び関係団体の協力を得逸走犬等保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等対し逸走犬の収容ついて周知を図る。
大空町 （北海道）	大空町地域防災計画　一般対策編　第5部　災害応急対策計画 第19章　飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いに関する計画は、次のとおりである。 第1節　実施責任者 町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。 第2節　飼養動物の取扱い 1　動物の健康及び安全保持 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号、以下「条例」 という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2　動物の避難 災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3　逸走犬等の収容 災害発生時において、関係団体の協力を得て、逸走犬等の捕獲・収容をする等適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
滝上町 （北海道）	滝上町地域防災計画 第16節　家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 1　実施責任者 町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとし、環境整備班が実施する。 2　家庭動物等の取扱い (1)　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)　災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3)　災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
興部町 （北海道）	興部町地域防災計画【風水害等災害対策編】第4章 災害予防計画　第28節 家庭動物等対策計画　及び　興部町地域防災計画【地震・津波災害対策編】第5章 災害応急対策計画　第31節 家庭動物等対策計画 第1 基本方針 町は、災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについて、必要な措置を講じる。 第2 実施機関等 衛生担当 第3 町の措置 1 町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。 2 町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め、実施する。 なお、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請をした場合、北海道は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずる。 第4 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48 年法律第105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13 年条例第3号。以下、本節で「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱う。 2 災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
北見市 （北海道）	北見市地域防災計画本編　第2編　第3章　第29節　家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1　実施責任者 市長（環境班）は、被災地における逸走犬等の管理を行う。なお、市のみで逸走犬等の保護・収容等の処置が困難な場合は、道に対し必要な人員の派遣、資機材のあっせん等応援を要請する。 第2　家庭動物等の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2　災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとし、次の点について飼い主への啓発を行う。 （1）動物用の避難用品（ケージやキャリーバック等）や備蓄品の確保 （2）動物のしつけと健康管理 （3）災害時の心構え 3　災害発生時において、市は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、市民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
遠軽町 （北海道）	遠軽町地域防災計画 第5章　災害応急対策計画　第24節　家庭動物等対策計画 第1 実施責任 町（民生対策部衛生班及び地域対策部地域住民班）は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 第2 家庭動物等の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び遠軽町犬又はねこの愛護及び管理に関する条例（平成17年遠軽町条例第112号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、条例第5条第第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 第6章　地震災害対策計画　第3節　第27　家庭動物等対策計画 第5章 第24節「家庭動物等対策計画」の定めるところによる。
雄武町 （北海道）	雄武町地域防災計画　雄武町水防計画本編　第5章　災害応急対策計画　第30節　家庭動物等対策計画　第2　家庭動物等の取扱い 1動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱う。 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3 災害発生時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容する等適切な処置を講ずるとともに、地域住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 4 動物の避難は、動物の飼い主が自己責任において行うものとし、次の点について飼い主への啓発を行う。 （1）動物用の避難用品（ケージやキャリーバック等）や備蓄品の確保 （2）動物のしつけと健康管理 （3）災害時の心構え
帯広市 （北海道）	避難所に持ち込まれたペットの取り扱いについて、「帯広市避難所運営マニュアル」に定めている。
音更町 （北海道）	音更町地域防災計画本編　第5章　災害応急対策計画　第28節　家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、本計画の定めるところによる。 1　実施責任 （1）町 町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 （2）北海道 ア　十勝総合振興局長は、町が行う被災地における家庭用動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 イ　道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。 2　家庭動物等の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	記載状況
鹿追町 （北海道）	鹿追町地域防災計画　第5章 災害応急対策計画　第26節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱は、本計画の定めるところによる。 1　実施責任 被災地における逸走犬等の管理及び家庭動物等の取扱に関しては、現地の状況に応じて十勝総合振興局からの指導のもと、町が行うものとする。 2　家庭動物等の取扱 (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 (3)災害時において町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるものとする。町民等に対して、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
新得町 （北海道）	新得町地域防災計画　第６章 災害応急対策計画　第25節 家庭動物等対策計画 1　実施責任 （1）新得町 町は、地域における逸走犬等の管理を行う。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 （2）北海道 ア　十勝総合振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。 イ　道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資器材の斡旋等、所要の措置を講ずる。 2　家庭動物等の取扱い （1）動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成１３年条例第３号、以下「条例」という）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行う。 （2）災害発生時における動物の避難は、条例第６条　第１項　第４号の規定により、動物の管理者が、自己責任において行う。 （3）災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、放浪犬等の収容について周知を図る。
清水町 （北海道）	清水町防災計画　第28節　家庭動物等対策計画 第1　実施責任 1　清水町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 なお、当該町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。 2　北海道 （1）十勝総合振興局は町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 （2）道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2　家庭動物等の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例3号、以下「条例」という。）に基づき災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。 2　災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任にて行うものとする。 3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民に対し、脱走犬等の収容について周知を図るものとする。
幕別町 （北海道）	幕別町地域防災計画本編　第5章 災害応急対策計画　第20節　飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画に定める。 1　実施責任者 (1)町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 (2)町長は、被災地の逸走犬等の保護・収容に関して、道や近隣市町村へ、資機材の斡旋や人員の派遣等、必要に応じて所要の応援要請措置を講ずるものとする。 2　飼養動物の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。 (2)災害時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
足寄町 （北海道）	足寄町地域防災計画　【地震災害対策編】 第5章　災害応急対策計画　第30節　家庭動物等対策計画 【風水害火山等対策編】第5章　災害応急対策計画　第28節　家庭動物等対策計画 基本方針 町は、地震災害時（災害時）における被災地の家庭動物等の取扱いについて、必要な措置を講ずる。 町の措置 1　町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。 2　町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び北海道に応援を求め、実施する。 　なお、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請をした場合、北海道は、速やかに必要な人員の派遣、質機材の斡旋等所用の措置を講ずる。 家庭動物等の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下、本節で「条例」という。）に基づき、災害発生時おいても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱う。 2　災害発生時における動物の避難は、条例第６条第１項第４号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物を同行するなど、飼い主自らの責任により行う。 3　災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。
陸別町 （北海道）	陸別町地域防災計画 第18節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いに関する計画は、次の定めによる。 第1 実施責任 被災地における逸走犬等の管理及び飼養動物の取扱いに関しては、現地の状況に応じて十勝支庁からの指導のもと、町が行うこととし、家畜は調査対策班、家畜以外の死亡獣畜は町民対策班が担当するものとする。 第2 飼養動物の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
大樹町 （北海道）	大樹町地域防災計画　第４章　災害応急対策計画　第16節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、次に定めるところによる。 1 実施責任者 (1)被災地における逸走犬等の管理は町長(担当：避難対策・衛生部)が行うものとする。 (2)町長は、災害による被害が甚大で町のみで逸走犬等の捕獲、収容が困難な場合は、知事に応援を求め実施することとする。 2 飼養動物の取扱い (1)動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。 (2)災害発生時における動物の避難は、条例第６条　第１項　第４号の規程により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 (3)災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護、収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする

自治体名	記載状況
池田町 （北海道）	池田町地域防災計画本編　第5章 災害応急対策計画　第4節 避難対策計画　1 避難実施責任者　脚注3　及び 池田町地域防災計画地震防災計画編　第3章 災害応急対策計画　第5節 避難対策計画　1 避難実施責任者　脚注2 警察官職務執行法第4条：警察官は、人の生命若しくは身体に危害を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞のある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類等の出現、極端な雑踏等危険な事態がある場合においては、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受ける虞のある者に対し、その場の危害を避けしめたるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。 池田町地域防災計画本編　第5章 災害応急対策計画　第19節 飼養動物対策計画　及び 池田町地域防災計画地震防災計画編　第3章 災害応急対策計画　第33節　飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画に定める。 1 実施責任者 （1）町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 （2）町長は、被災地の逸走犬等の保護及び収容に関して、道や近隣市町村へ、資機材の斡旋や人員の派遣等、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする。 2 飼養動物の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）並びに北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。 （2）災害時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護及び収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
中札内村 （北海道）	中札内村地域防災計画　第5章　災害応急対策計画　第23節　飼養動物対策計画（H26.5.27制定） 災害時における飼養動物の取扱いについては、本計画に定めるところによる。 1　実施者 （1）村長は、災害時における逸走犬等の管理を行うものとする。 （2）逸走犬等の保護及び収容にあたっては、必要に応じて十勝総合振興局に必要な人員の派遣、資機材のあっせん等の応援を要請する。 2 飼養動物の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）並びに北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。 （2）災害時における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、村は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護及び収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
士幌町 （北海道）	士幌町地域防災計画　～　第5章第28節　　家庭動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 （1）　北海道 　ア　十勝総合振興局長は、本町が行う被災地における家庭動物の取扱に関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。 　イ　道は、被災地の本町から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 （2）　町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする 2　飼養動物の取扱い （1）　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）　災害発生における動物の避難は、条例第6条第1項第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）　災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、町民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
芽室町 （北海道）	芽室町地域防災計画　第20節　家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画に定めるところによる。 第1　実施責任者 1　町長は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2　町長は、被災地の逸走犬等の保護及び収容に関して、道や近隣市町村へ、資機材の斡旋や人員の派遣等、必要に応じて応援を求めて実施するものとする。 第2　家庭動物等の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）並びに北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取扱うものとする。 2　災害時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護及び収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
更別町 （北海道）	更別村地域防災計画　第5章　災害応急対策計画　第28節　家庭動物等対策計画 1　実施責任 村：被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 道：ア）十勝総合振興局は、村が行う被災地における家庭動物等の取扱いに関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 　　イ）道は、村長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 2　家庭動物等の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定に基づき、飼い主が避難する際に動物に同行する等、自らの責任により行うものとする。 （3）災害発生時において、村及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な措置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
釧路町 （北海道）	釧路町地域防災計画　第2編　一般災害対策編　第26節 飼育動物対策計画 　災害時における被災地の飼育動物の取扱については、本計画の定めるところによる。 第1 実施責任 1 釧路町 被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 2 釧路総合振興局 (1) 釧路総合振興局長は、町が行う被災地における飼育動物の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 (2) 道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材の斡旋等所要の措置を講ずるものとする。 第2 飼育動物の取扱い 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 2 災害発生時における動物の避難は、条例第6 条　第1 項　第4 号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 3 災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。 4 避難所等における飼育動物の取扱については、これに定めるほか、別途「（仮称）釧路町避難所開設・運営マニュアル」を整備するものとする。
弟子屈町 〈北海道）	弟子屈町地域防災計画　第15節　廃棄物等処理計画 第5　飼養動物の取り扱い (1)　動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号）に基づき、災害発生時においても動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 (2)　災害発生時における動物の避難は、道条例の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。 (3)　災害発生時において、道及び町は、関係団体の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。

自治体名	記載状況
浜中町 （北海道）	浜中町地域防災計画（第5章 災害応急対策計画 第11節 清掃計画） 飼養動物の取扱 ア 飼養動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成１３年条例第３号）、以下「条例」という。）に基づき災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 イ 災害発生時における、飼養動物の避難は、条例第6条第１項第4号の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。 ウ 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、一般住民等への危害が及ばないよう、放浪犬の捕獲・収容をするなど適切な処理を講ずるとともに、住民に対し、危険防止及び放浪犬の収容内容等について周知を図り、住民の協力を得るものとする。
白糠町 （北海道）	白糠町地域防災計画(抜粋) 第11節　清掃計画 ⑸飼養動物の取扱い ア　飼養動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第３号）、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。 イ　災害発生時における、飼養動物の避難は、条例第6条　第１項　第4号の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。 ウ　災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、一般住民等への危害が及ばないよう、逸走犬の捕獲・収容をするなど適切な処理を講ずるとともに、住民に対し、危険防止及び逸走犬の収容内容等について周知を図り、住民の協力を得るものとする
根室市 （北海道）	根室市地域防災計画　一般防災計画編　第4章　災害応急対策計画　第28節　家庭動物等対策計画 １　実施責任 市は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。 ２　家庭動物等の取扱い （1）動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第１項　第4号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、市及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
別海町 （北海道）	別海町地域防災計画　第20節 飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱いについては、本計画に定めるところによる。 1　実施責任者 （1）災害時における放浪犬等の管理は町長が行うものとする。 （2）町長は、災害による被害が甚大で町のみで放浪犬等の捕獲・収容が困難な場合は、知事に応援を求め実施することとする。 2　飼養動物の取扱 （1）動物の管理者は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の愛護及ぶ適正な管理を行うものとする。 （2）災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規程により、動物の管理者が、自己責任において行うものとする。 （3）災害発生時において、町は機関の協力を得て、放浪犬等の捕獲・収容をするなど、適切な処置を講ずるとともに、町民に対し、放浪犬等の収容について周知を図るものとする。
中標津町 （北海道）	中標津町地域防災計画 第５章　災害応急対策計画 第５節　避難対策計画 第９　被災動物等救護対策 　大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難場所等における動物同伴者等の問題も生じる事が予想される。町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、根室振興局保険環境部中標津地域保健室等関係機関や愛護者団体等関係団体との協力体制を要請する。 １　被災地域における動物の保護 　飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められる事から、町は、根室振興局保険環境部中標津地域保健室、愛護者団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。 ２　避難場所等における動物の適正な飼育 　町は、避難場所などを設置した場合、関係機関と協力し、飼い主とともに避難した動物の受入れの可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。 （1）各地域の被害状況、避難場所等での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。町内での調達が難しい場合は、〃及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。 （2）動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭のあっせん、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。 （3）動物の負傷、病気等に伴う人への感染防止に努める。 （4）動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。 第１９節　飼養動物対策計画 第１　実施責任 　被災地における逸走犬等の管理を行う。 　なお、町のみで処理する事が困難な場合は、近隣市町村及び道に支援を求め、実施する。 第２　飼養動物の取り扱い １　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号。以下、本節で「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。 ２　災害発生における動物の避難は、条例の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 ３　災害発生時において、町は、道及び関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置をこうずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。

自治体名	記載状況
標津町 （北海道）	標津町地域防災計画 第5章　災害応急対策計画 本編119 2　避難場所等の開設・運営管理 (3)町は、避難場所等における生活環境に注意を払い、食事共与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、常に良好なよう必要な対策を講じる。 また、避難の長期化等、必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 また、必要に応じ、避難場所等における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 本編124 第9　被災動物等救護対策 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、根室振興局保健環境部中標津地域保健室等関係機関や愛護者団体等関係団体との協力体制を要請する。 1　被災地における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、根室振興局保健環境部中標津地域保健室、愛護者団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。 2　避難場所等における動物の適正な飼育 町は、避難場所等を設置した場合、関係機関と協力し、飼い主とともに避難した動物の受け入れの可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。 (1)各地域の被害状況、避難場所等での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。町内での調達が難しい場合は、道及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。 (2)動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭のあっせん、保護施設への受け入れ及び譲渡等の調整を行う。 (3)動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。 (4)動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。 本編165 第19節　飼養動物対策計画 災害時における被災地の飼養動物の取扱については、本計画に定める。 第1　実施責任 1　町 町は、被災地における逸走犬等の管理を行う。 なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め、実施する。 2　道 (1)根室振興局町は、町が行う被災地における飼養動物の取扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行う。 (2)道は、町長から逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。 第2　飼養動物の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年条例第3号。以下、本節で「条例」という。)に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。 2　災害発生における動物の避難は、条例の規定により、動物の飼い主が自己責任において行う。 3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図る。 本編171 (9)運営管理 応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤立死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。 本編198 第32節　防災ボランティアとの連携計画 第4　ボランティアの主な活動内容 15　被災動物の保護・救助活動
羅臼町 （北海道）	羅臼町地域防災計画　第5章 災害応急対策計画　第28節 家庭動物等対策計画 災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。 第1　実施責任者 1　町 被災地における逸走犬等の管理は町長が行うものとする。 2　道 （1）根室振興局長は、町が行う被災地における家庭動物等の取扱に関し、現地の状況に応じ助言を行うものとする。 （2）道は、町長からの逸走犬等の保護・収容に関する応援要請があった場合は、速やかに必要な人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずるものとする。 第2　家庭動物等の取扱い 1　動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第3号、以下「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。 2　災害発生時における動物の避難は、条例第6条　第1項　第4号の規定により、動物の飼い主が、自己責任において行うものとする。 3　災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。
青森県	○青森県地域防災計画－風水害等災害対策編－第4章　災害応急対策計画 第19節 被災動物対策 　災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 1　実施責任者 　県（健康福祉部） 　市町村 　特定動物の飼養者 2　実施内容 　県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、青森県動物救護本部を設置する他、青森県動物愛護センターに青森県動物救護センターを設置し、市町村及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、動物救護活動を実施することとする。 （1）指定避難所における家庭動物の適正飼養 　市町村は、指定避難所における家庭動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）被災動物の保護収容等の対策 　県は、飼養者の安心の確保及び人への危害を防止するため、災害のために飼養継続が困難となった被災動物や、負傷・放浪動物等の保護・収容等必要な措置を講じる。 （3）特定動物の逸走対策 　特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市町村、警察署その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3　応援協力関係 　応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 　また、県は、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 ○青森県地域防災計画－地震・津波災害対策編－　第4章 災害応急対策計画　第19節 被災動物対策 　（内容は風水害等編と同様であることから、記載を省略）
弘前市 （青森県）	弘前市地域防災計画　風水害等編、地震編　第4章　災害応急対策計画　第16節　被災動物対策 災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 　災害時における被災動物対策は、市や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 　県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講ずる。 （2）特定動物の逸走対策 　県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 　県は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3　応援協力関係 　応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 　また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。

自治体名	記載状況
十和田市 （青森県）	十和田市地域防災計画　風水害等編、地震編　第4章　災害応急対策計画　第16節　被災動物対策 災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、次のとおり応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、市や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部動物愛護センター）が行う。 2　実施内容 (1)避難所における動物の適正飼養 県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講ずる。 (2)特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 (3)動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
黒石市 （青森県）	黒石市地域防災計画　地震（風水害等）対策編　第4章　第16節 地震（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、市や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2　実施内容 (1)避難所における動物の適正飼養 県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講ずる。 (2)特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 (3)動物由来感染症予防上必要な措置 県は動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
平川市 （青森県）	平川市地域防災計画　地震（風水害等）災害対策編　第4章災害応急対策計画　第16節被災動物対策 地震（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て、市が行なう。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 市は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
三沢市 （青森県）	三沢市地域防災計画　風水害等災害対策編　第16節　（地震・津波災害対策編　第17節）　被災動物対策 風水害等の（地震・津波）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、市や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部動物愛護センター）が行う。 2　実施内容 (1)避難所における動物の適正飼養 県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 (2)特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 (3)動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講じる。 3　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
むつ市 （青森県）	むつ市地域防災計画　地震編、風水害等編　第４章　災害応急対策計画　第16節　被災動物対策 災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、市や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2　実施内容 (1)避難所における動物の適正飼養 県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市や獣医師会と連携し、飼い主と共に避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 (2)危険動物の逸走対策 県は、危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行う。 (3)動物由来感染症予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防措置及び負傷動物の保護を行う。 3　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 むつ市国民保護計画 第３章　武力攻撃事態等又は緊急対処事態への対処　　第４節　警報及び避難の指示等　第２　避難住民の誘導等　３．避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３日付け環境省自然環境局総務課物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 市は、武力攻撃事態又は緊急対処事態において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知を図るとともに、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。 イ　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 市は、所有者等が行う要避難地域等において飼養され又は保管されていた家庭道物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、相談・助言等の必要な措置を実施する。
鰺ヶ沢町 （青森県）	鰺ヶ沢町地域防災計画　地震・津波災害対策編　第17節　（風水害等災害対策編　第16節）　被災動物対策 地震・津波（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1　実施内容 (1)避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 (2)特定動物の逸走対策 町は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 (3)動物由来感染症等の予防上必要な措置 町は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護収容等必要な措置を講じる。 2　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。

自治体名	記載状況
板柳町 （青森県）	板柳町地域防災計画　第16節　被災動物対策 災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2　実施内容 ①避難所における動物の適正飼養 県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 ②危険動物の逸走対策 県は、危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行う。 ③動物由来感染症予防上必要な措置 県は動物由来感染症の予防及び動物感染症の蔓延防止のため、飼い主に対する必要な指導及び負傷動物の保護・収容を行う。 3　応急協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。
平内町 （青森県）	平内町地域防災計画　風水害等編、地震編　第4章　災害応急対策計画　第16節　被災動物対策 災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2　実施内容 ①避難所における動物の適正飼養 県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 ②危険動物の逸走対策 県は、危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行う。 ③動物由来感染症予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防措置及び負傷動物の保護を行う。 3　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。
深浦町 （青森県）	深浦町地域防災計画　地震・津波災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第17節　被災動物対策、風水害等災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第16節被災動物対策 地震・津波（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
横浜町 （青森県）	横浜町地域防災計画　地震・津波災害対策編　第4章 災害応急対策計画　第17節 被災動物対策 災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずる。 1. 実施責任者 災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2. 実施内容 (1) 指定避難所における動物の適正飼養 県は、指定避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講ずる。 (2) 特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 (3) 動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は、動物由来感染症等の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3. 応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
六戸町 （青森県）	六戸町地域防災計画　風水害等編、地震編　第4章　災害応急対策計画　第16節　被災動物対策 災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2　実施内容 ①避難所における動物の適正飼養 県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 ②危険動物の逸走対策 県は、危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行う。 ③動物由来感染症予防上必要な措置 県は、動物由来感染症の予防措置及び負傷動物の保護を行う。 3　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。
七戸町 （青森県）	七戸町地域防災計画 地震災害対策編　　第4章　災害応急対策計画　　第16節　被災動物対策 地震（風水害等）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 町長は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 2　応急協力関係 町長は、県等から応援の要請を受けた場合、これに積極的に協力する。 風水害等災害対策編　第4章　災害応急対策計画　　第16節　被災動物対策 以下「地震災害対策編」に同じ
中泊町 （青森県）	中泊町地域防災計画 風水害等災害対策編　第4章　第16節　被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに必要な措置を講ずる。 （2）特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的協力する。 また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。 地震・津波災害対策編　第4章　第17節　被災動物対策 地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 以下「風水害等災害対策編」に同じ

自治体名	記載状況
野辺地町 （青森県）	野辺地町地域防災計画 風水害等災害対策編　第4章　第16節　被災動物対策、 　風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 　災害時における被災動物対策は、町が県や獣医師会等と連携し、それぞれの役割に応じて実施する。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 　　町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講ずる。 （2）特定動物の逸走対策 　　県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 　　県は動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3　応援協力関係 　応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的協力する。 　また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 地震・津波災害対策編　第4章　第17節　被災動物対策 　地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 　以下「風水害等災害対策編」に同じ
階上町 （青森県）	階上町地域防災計画　地震編　第4章　災害応急対策計画　第20節　被災動物対策、風水害等編　第4章　災害応急対策計画　第19節　被災動物対策 地震（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 　災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 　町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 　特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3　応援協力関係 　応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 　また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
田舎館村 （青森県）	田舎館村地域防災計画　風水害等編、地震編　第16節　被災動物対策 災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、村や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2　実施内容 (1)避難所における動物の適正飼養 県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、村や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 (2)危険動物の逸走対策 県は、危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行う。 (3)動物由来感染症予防上必要な措置 県は動物由来感染症の予防措置及び負傷動物の保護を行う。 3　応援協力体制 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。
風間浦村 （青森県）	風間浦村地域防災計画　風水害編　第4章　災害応急対策計画　第16節　被災動物対策 1　実施責任者 　災害時における被災対策は、村や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2　実施内容 (1) 避難所における動物の適正飼養 　　県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、村や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 (2) 危険動物の逸走対策 　　県は、危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行う。 (3) 動物由来感染症等の予防上必要な措置 　　県は動物由来感染症の予防及び動物感染症の蔓延防止のため、飼い主に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容を行う。 3　応援協力体制 　応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。
六ヶ所村 （青森県）	六ヶ所村地域防災計画 第1編　風水害等災害編　第4章　災害応急対策計画　第16節　被災動物対策 (1)避難所における動物の適正飼養 　動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正飼養に関する指導、助言等を行う。 (2)危険動物の逸走対策 　危険動物が逸走した場合は、飼養者警察官その他関係機関と連携し。人への危害を防止するために必要な措置を行う。 (3)動物由来感染症等の予防上必要な措置 　動物由来感染症の予防及び動物由来感染症の蔓延防止たため、飼い主に対する必要な指導及び負傷動物の保護・収容を行う。 〇応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。 第2編　地震・津波災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第17節　被災動物対策 (1)避難所における動物の適正飼養 　動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正飼養に関する指導、助言等を行う。 (2)危険動物の逸走対策 　危険動物が逸走した場合は、飼養者警察官その他関係機関と連携し。人への危害を防止するために必要な措置を行う。 (3)動物由来感染症等の予防上必要な措置 　動物由来感染症の予防及び動物由来感染症の蔓延防止たため、飼い主に対する必要な指導及び負傷動物の保護・収容を行う。 〇応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
今別町 （青森県）	今別町地域防災計画　地震（風水害等）編　第4章災害応急対策計画　第16節被災動物対策 災害時における飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 　災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2　実施内容 ⑴　避難所における動物の適正飼養 　県は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 ⑵　危険動物の逸走対策 　県は、危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を行う。 ⑶　動物由来感染症予防上必要な措置 　　県は動物由来感染症の予防措置及び負傷動物の保護を行う。 3　応援協力関係 　応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

自治体名	記載状況
蓬田村 （青森県）	蓬田村地域防災計画　地震・津波災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第17節　被災動物対策、風水害等災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第16節　被災動物対策 地震・津波（風水害等の）災害時における飼養動物(家庭動物等)の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。 １ 実施責任者 災害時における被災動物対策は、県や獣医師会の協力を得て村が行う。 ２ 実施内容 (1) 避難場所における動物の適正飼養 村は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講ずる。 (2) 被災動物の保護収容等の対策 県は、飼養者の安心の確保及び人への危害を防止するため、災害のために飼養の継続が困難となった被災動物や、負傷・放浪動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 (3) 特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、村、警察署その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 ３ 応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、県は、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
大鰐町 （青森県）	大鰐町地域防災計画　地震（風水害等）対策編　第4章　第16節 地震（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言を行うとともに必要な措置を講ずる。 （2）特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
西目屋村 （青森県）	西目屋村地域防災計画　地震（風水害等）災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第16節　被災動物対策 地震（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、村や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、村や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講ずる。 （2）特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
三戸町 （青森県）	三戸町地域防災計画　地震（風水害等）災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第16節　被災動物対策 災害時における飼養動物（家庭動物等）の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、県や獣医師会の協力を得て町が行う。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 県は動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
五戸町 （青森県）	五戸町地域防災計画　地震（風水害等）災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第16節　被災動物対策 地震（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、保護等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
田子町 （青森県）	田子町地域防災計画　地震（風水害等）災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第16節　被災動物対策 地震（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行なう。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
南部町 （青森県）	南部町地域防災計画　地震（風水害等）災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第16節　被災動物対策 地震（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 災害時における被災動物対策は、県や獣医師会の協力を得て町が行う。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 町は、特定動物が逸走した場合は、県、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 町は県と連携し、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。 3　応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。

自治体名	記載状況
おいらせ町 （青森県）	おいらせ町地域防災計画　第1編　風水害等災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第19節　被災動物対策 風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 　災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行なう。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 　町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 　特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3　応援協力関係 　応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 　また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 第2編　地震・津波災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第20節　被災動物対策 地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 　災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県（健康福祉部）が行う。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 　県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 　県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 （3）動物由来感染症等の予防上必要な措置 　県は動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講じる。 3　応援協力関係 　応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 　また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
五所川原市 （青森県）	五所川原市地域防災計画　地震・津波災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第17節　被災動物対策、風水害等災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第16節被災動物対策 地震・津波（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講じるものとする。 1　実施責任者 　災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 　市は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 　特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3　応援協力関係 　応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 　また、県は必要に応じて災害時における動物救護活動に関する協定に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
つがる市 （青森県）	つがる市地域防災計画　地震・津波（風水害等）災害対策編　第4章災害応急対策計画　第17（16）節被災動物対策 地震・津波（風水害等の）災害時における飼養動物（家庭動物等）の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 1　実施責任者 　災害時における被災動物対策は、県や獣医師会の協力を得て市が行う。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 　市は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講じる。 （2）被災動物の保護収容等の対策 　県は、飼養者の安心の確保及び人への危害を防止するため、災害のために飼養の継続が困難となった被災動物や、負傷・放浪動物等の保護・収容等必要な措置を講じる。 （3）特定動物の逸走対策 　特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、市、警察署その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3　応援協力関係 　応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 　また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
東北町 （青森県）	東北町地域防災計画　地震（風水害等）災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第19節　被災動物対策 （風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 1　実施責任者 　災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て町が行う。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 　町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、同行避難した動物の適正な飼養に関する助言、指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 　特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、町、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3　応援協力関係 　応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 　また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。
大間町 （青森県）	大間町地域防災計画　地震（風水害等）編　第４章　災害応急対策計画　第16節　被災動物対策 地震（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。 1　実施責任者 　災害時における被災動物対策は、町や獣医師会の協力を得て県が行う。 2　実施内容 (1)避難所における動物の適正飼養 　県は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言を行うとともに、必要な措置を講じる。 (2)特定動物の逸走対策 　県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 (3)動物由来感染症予防上必要な措置 　県は、動物由来感染症の予防及び動物由来感染のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物の保護・収容等必要な措置を講じる。 3　応援協力関係 　応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 　また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、青森県獣医師会に協力を要請する。
佐井村 （青森県）	佐井村地域防災計画　地震・津波（風水害等）災害対策編　第4章　災害応急対策計画　第17（16）節　被災動物対策 地震・津波（風水害等の）災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、以下のとおり応急措置を講じるものとする。 1　実施責任者 　災害時における被災動物対策は、特定動物の飼養者、県（健康福祉部）及び公益社団法人青森県獣医師会の協力を得て村が行う。 2　実施内容 （1）避難所における動物の適正飼養 　村は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 （2）特定動物の逸走対策 　特定動物の飼養者は、特定動物が逸走した場合は、県、村、警察官その他関係機関と連携し、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 3　応援協力関係 　応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 　また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

自治体名	記載状況
岩手県	「岩手県地域防災計画」 第16節　医療・保健計画 第9　愛玩動物の救護対策 〇 県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、市町村等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、市町村及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、市町村と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
滝沢市 （岩手県）	「滝沢市地域防災計画」 第2章「災害予防計画」－第１節「防災知識普及計画」 　第2「防災知識の普及」、３－（2）－ウ―「（カ）愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。」 第3章「災害応急対策計画」－第１５節「避難・救出計画」 　第3「実施要領」、４－（2）－「オ　市本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。」 同　第16節「医療・保健計画」 　第1「基本方針」、「５　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。」 　第9 愛玩動物の救護対策 県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、市や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 1 所有者不明の動物及び放浪している動物について、市及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 2 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。 3 飼い主とともに避難した動物の飼養について、市と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 4 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。
雫石町 （岩手県）	雫石町地域防災計画 第3章　災害応急対策計画　第16節　医療・保健計画 第7　愛玩動物の救護対策 町本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 （1）所有者不明の動物及び放浪している動物について、県及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 （2）負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 （3）飼い主とともに避難した動物の飼育について、県と連携し、適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 （4）危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
岩手町 （岩手県）	〇岩手町地域防災計画本編(平成26年3月27日岩手町防災会議承認)より、該当部分のみ抜粋 第2 防災知識の普及 3 住民に対する防災知識の普及 　〇防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。 　ウ 平常時における心得 　　(カ) 家庭動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。 別表第2 分担事務 　1 各部の事務分担は、次のとおりとする。 (3) 農林部 　タ 愛玩動物の救護対策に関すること。 第15節 避難・救出計画 第1 基本方針 　3 被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。この際、愛玩動物同伴者に対する避難設備を考慮する。 第3 実施要領 　4 避難所の設置及び運営 　(2) 避難所の運営 　　オ 町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受け入れについて他の避難者の同意を得るように努める。 第16節 医療･保健計画 第1 基本方針 　5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携のもと、適切に行うよう努める。 第2 実施機関(責任者) 　〔町本部の担当〕 　　農林部 農林環境課 被災した愛玩動物の救護対策 第10 愛玩動物の救護対策 　町本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 　また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 　　1 所有者不明の動物について、県及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 　　2 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置に努める。 　　3 飼い主とともに避難した動物の飼養について、県と連携し適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 　　4 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
紫波町 （岩手県）	紫波町地域防災計画　第3章　災害応急対策計画　第16節 医療・保健計画　第9 愛玩動物の救護対策 　町本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 1　所有者不明の動物について、県及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 2　負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置に努める。 3　飼い主とともに避難した動物の飼養について、県と連携し適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 4　危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
矢巾町 （岩手県）	矢巾町地域防災計画 第15節　医療・保健計画 第7　愛玩動物の救護対策 〇　本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の対策を講じる。 また、県と連携し、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア　所有者不明の動物及び放浪している動物について、県及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ　負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。 ウ　飼い主とともに避難した動物の飼養について、県と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ　危険動物が、施設から逃走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる
葛巻町 （岩手県）	葛巻町地域防災計画 〇第15節　医療・保健計画 8　飼育動物、愛玩動物の救護対策 　町本部長は被災した飼育動物、愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を行う。 (1)　所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに所有者の発見に努める。 (2)　負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療とその他必要な措置を講じる。 (3)　飼い主とともに避難した動物の飼養について、関係機関と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 (4)　危険動物が逸走した場合は、飼養者、警察官及びその他関係機関と連携し、人への危害を防止するため必要な措置を講じる。
八幡平市 （岩手県）	八幡平市地域防災計画 第2編　災害予防計画　第1章　共通予防計画　第1節　防災知識普及に関する計画　2　対策　(1)住民等に対する防災教育　イ　防災意識の普及啓発　(ウ)平常時における心得　f　愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく 第3編　災害応急対策計画　第1章　共通応急対策計画　第13節　避難・救出計画　第1　警戒避難活動期　5　避難所の設置、運営　(2)避難所の運営　カ　関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。

自治体名	記載状況
花巻市 （岩手県）	花巻市地域防災計画 第14節 避難・救出 第3　実施要領 4 避難所の設置、運営 (2) 避難所の運営 〇 市町村本部長は、関係機関の協力を得ながら避難者愛玩動物受入れについて他の避難者の同意を得るように努める。
遠野市 （岩手県）	遠野市地域防災計画 本編　第2章　第1節　防災知識普及計画 3 〇　防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。 ウ　平常時における心得 ⑥　愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。
北上市 （岩手県）	北上市地域防災計画 第1節　防災知識普及計画 3 〇　防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。 ウ　平常時における心得 ⑥　愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。第１4節 避難・救出 第3　実施要領 4 避難所の設置、運営 （2 ）避難所の運営 〇 市町村本部長は、関係機関の協力を得ながら避難者愛玩動物受入れについて他の避難者の同意を得るように努める。 第15 節 医療・ 医療・ 医療・ 保健計画 第18 節 応急仮設住宅の建設等及び修理計画 ⑹ 応救仮設住宅の運営管理 ウ 市本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅おける愛玩動物の受入れも配慮する。
西和賀町 （岩手県）	西和賀町地域防災計画 本編 第2章 災害予防計画 （2）防災知識の内容 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 ウ平常時における心得 ⑥愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておくこと。 本編 第3章 災害応急対策計画 第15節 医療・保健 【基本方針】 4　町は、動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 本編 第3章 災害応急対策計画 【担当】 6 愛玩動物の救護対策 町は、県、獣医師会等と連携して愛玩動物の救護対策を実施する。 （1）放浪動物等の措置 町は、所有者不明の動物及び放浪している動物について、市町村及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 （2）同行避難への対応 飼い主とともに避難した動物の飼養は、動物の飼養者が行うことを原則とする。 町は、避難所には、ペットの収容スペースを指定し所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。 （3）危険動物への対応 町は、危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
奥州市 （岩手県）	奥州市地域防災計画　第3章　災害応急対策計画 第13節　避難・救出計画　5 避難所の設置・運営（2） 第14節　医療・保健計画 第1　基本方針 5　動物愛護の観点から被災した愛玩動物の対策を、関係機関・団体との連携の下に迅速かつ適切に講じる。 第9　愛玩動物の救護対策
金ケ崎町 （岩手県）	金ケ崎町地域防災計画　第3章 第15節　避難・救出計画 第1　基本方針 3　被災者の避難生活の場を確保するため、避難所を迅速に開設するとともに、その適正な運営を図る。この際、愛玩動物同伴者に対する避難設備を考慮する。 第16節　医療保健計画　第1基本方針の5、第10愛玩動物の救護対策 第19節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画　第3応急仮設住宅の管理運営（7)の3
一関市 （岩手県）	一関市地域防災計画 第2章　災害予防計画 第1節　防災知識普及計画　2　市民等に対する防災知識の普及（1)普及の内容　オ　平常時の心得 ⑥　愛玩動物との同行避難やキャリーバック又はゲージを準備するなど避難所での飼養の方法を決めておく。 第17節　医療保険計画　6　愛玩動物の救護対策 市本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 （1）所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 （2）負傷動物を発見したときは、保護収容し治療その他必要な措置を講じる。 （3）飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 （4）危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第21節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画　2　応急仮設住宅の供与（9）応急仮設住宅の管理運営 （ウ）県本部長又はその委任を受けた市本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。
平泉町 （岩手県）	平泉町地域防災計画 第2章 災害予防計画　第2節 防災知識普及計画　4 町民に対する防災知識の普及　（2）普及内容　③ 平常時における心得力 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。 第3章 災害応急対策計画 調 査 班分掌事務　ペット対策に関すること。 第１6節 医療・保健計画　第2 実施計画　8 愛玩動物の救護対策 本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 （1）所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 （2）　負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 （3）　飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 （4）　危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

自治体名	記載状況
大船渡市 （岩手県）	大船渡市地域防災計画（本編） 第2章　災害予防計画　第1節　防災知識普及計画　第2　防災知識の普及　3　住民等に対する防災知識の普及 〇防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 エ　平常時における心得 ⑥　愛玩動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。 第3章　災害応急対策計画　第14節　避難・救出計画　第3　実施要領　4　避難所の設置、運営　(2)避難所の運営 〇　市本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受け入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。 第3章　災害応急対策計画　第15節　医療・保健計画　第1　基本方針 5　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関･団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第3章　災害応急対策計画　第15節　医療･保健計画　第9　愛玩動物の救護対策 〇　県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、市等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、市及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、市と連携し、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第3章　災害応急対策計画　第18節　応急仮設住宅の供与等及び応急修理計画　第3　実施要領　1　応急仮設住宅の供与　(5)応急仮設住宅の管理運営 〇　県本部長又はその委任を受けた市本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。 第3章　災害応急対策計画　第20節　廃棄物処理・障害物除去計画　第2　実施機関（責任者）　3　へい獣等の処理 〇　家畜、家きん、その他小動物の死体処理については、大船渡地区環境衛生組合で処理又は土中に埋めるものとする。
陸前高田市 （岩手県）	陸前高田市地域防災計画 〇地震・津波編　第1章「第8節　食料・生活必需品の備蓄」、風水害編　第1章「第8節　食料・生活必需品の備蓄」 ・ 各家庭において、世帯の状況に見合った内容で最低3日分、推奨1週間分程度の物資を備蓄し、定期的に点検及び更新を行うよう努める。（要介護者、食物アレルギー・慢性疾患のある者、乳幼児、愛玩動物等がいる場合には、個々に必要な物品を備える。） 〇地震・津波編　第2章「第13節　避難・救出」、風水害編　第2章「第12節　避難・救出」 ・ 市本部は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて、動物アレルギーを有する者に配慮しながら、他の避難者の同意を得るよう努める。 〇地震・津波編　第2章「第14節　医療・保健」、風水害編　第2章「第13節　医療・保健」 9 愛玩動物の救護対策 市本部は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼育に関し、次の救護対策を講じる。また、関係機関及び獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、所有者の発見に努める。 イ 負傷動物を発見したときは、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ 飼い主とともに避難した動物の飼育について、県と連携し、適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼育者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
住田町 （岩手県）	住田町地域防災計画 第3章　災害応急対策計画　第14節　医療･保健計画　第1　基本方針 5　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携の下に迅速かつ適切に講じる。 第3章　災害応急対策計画　第14節　医療･保健計画　第7　愛玩動物の救護対策 被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護措置を講じる。また、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ 飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第3章　災害応急対策計画　第20節　廃棄物処理・障害物除去計画　第2　実施機関（責任者）　3　へい獣等の処理 〇　家畜、家きん、その他小動物の死体処理については、大船渡地区環境衛生組合で処理又は土中に埋めるものとする。
釜石市 （岩手県）	釜石市地域防災計画　第3章　災害応急対策計画 第15節　医療・保健計画 第８　愛玩動物の救護対策 市本部長は、県と協同で、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 ア　所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ　負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ　飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ　危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
大槌町 （岩手県）	大槌町　地域防災計画　本編　第3章　災害応急対策計画 第13節　避難・救出計画 第３　実施要領 5 避難所の設置・運営 （4）避難所の運営 町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。 第14節　医療・保健計画 第９　愛玩動物の救護対策 町本部長は、県と協同で、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 １　所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 ２　負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ３　飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 ４　危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
宮古市 （岩手県）	「宮古市地域防災計画」 地震・津波災害対策編 第3章　災害応急対策計画 第１６節　医療・保健計画 第１　基本方針 7　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係課員・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第９　愛玩動物の救護対策 市本部長は、県本部長と連携し、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行なうとともに、連絡調整に努める。 （1）所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 （2）負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 （3）飼い主とともに避難した動物の飼養について、県本部長と連携し、適正な飼養の指導措置を講じるとともに、環境衛生の維持に努める。 （4）危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
山田町 （岩手県）	「山田町地域防災計画」 第２編　震災・津波対策編 第２章　震災応急対策計画 第１６節　医療・保健計画 第１　基本方針 （7）動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係課員・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第９　愛玩動物の救護対策 町本部長は、県本部長と連携し、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行なうとともに、連絡調整に努める。 （1）所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 （2）負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 （3）飼い主とともに避難した動物の飼養について、県本部長と連携し、適正な飼養の指導を行なうとともに、環境衛生の維持に努める。 （4）危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

自治体名	記載状況
岩泉町 （岩手県）	「岩泉町地域防災計画」 本編　第3章　災害応急対策計画 第15節　医療・保健計画 第1　基本方針 6　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係課員・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第9 愛玩動物の救護対策 町本部長（衛生班）は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 （1）所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 （2）負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 （3）飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 （4）危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
田野畑村 （岩手県）	「田野畑村地域防災計画」本編 第3章　災害応急対策 第16節　医療・保健計画 第1　基本方針 5　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。
久慈市 （岩手県）	久慈市地域防災計画 本編　第3章 災害応急対策計画　第15節 医療・保健計画 第9 愛玩動物の救護対策 〇 生活環境課班長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、県本部長が行う次の救護対策について支援を行う。 ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講ずる。 ウ 飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
普代村 （岩手県）	普代村地域防災計画 第3章　災害応急対策計画　第15節　医療・保健計画 第9　愛玩動物の救護対策 〇　保健衛生班長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じるとともに、必要があるものは県本部久慈地方支部に連絡する。 ア　所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ　負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ　飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ　危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
野田村 （岩手県）	野田村地域防災計画 第3章 災害応急対策　第3節 被害軽減対策　第4項 医療・保健 第6 愛玩動物の救護対策 本部長は、県本部長と連携し、被災した愛玩動物の保護や適正な飼育に関し次の救護対策を講じる。また、獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに連絡調整に努める。 1 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと保護収容するとともに所有者の発見に努める。 2 負傷動物を発見したときは、保護収容し獣医師会と連携して治療その他必要な措置を講ずる。 3 飼い主とともに避難した動物の飼育について、県本部長と連携し適正な飼育の指導を行うとともに環境衛生の維持に努める。 4 危険動物が施設から逸走した場合は、飼育者、警察官その他関係機関と連携し人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。
洋野町 （岩手県）	洋野町地域防災計画 本編　第3 章 災害応急対策計画　第15節 医療・保健計画 第9 愛玩動物の救護対策 〇 衛生班長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じるとともに、必要があるものは県本部久慈地方支部に連絡する。 ア 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ 飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な飼育の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

自治体名	記載状況
二戸市 （岩手県）	二戸市地域防災計画　本編 第2章　災害予防計画 第1節　防災知識の普及計画 第2　防災知識の普及 3　住民等に対する防災知識の普及 （2）　防災知識の普及活動は次の事項に重点を置いて実施する。 ウ　平常時における心得 ⑥　愛玩動物との同行避難や避難所での飼育方法を決めておく。 第3章　災害応急対策計画 第1節　活動体制計画 第2　市の活動体制 2　災害対策本部 （2）　災害対策本部は、国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が置かれたときは、これと密接な連絡調整を図り、支援、協力等を求める。 ウ　事務分掌 表17　災害発生後：農林応急対策 （5）　動物用医薬品・医療用資機材の調達あっせん 第14節　避難・救出計画 第3　実施要領 4　避難所の設置、運営 （2）　避難所の運営 〇 市本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。 第15節　医療・保健計画 第1　基本方針 5　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第2　実施期間（責任者） (一社)岩手県獣医師会　避難所等における愛玩動物の救護のための健康相談・支援 [市本部の担当]　市民生活部　環境班　被災した愛玩動物の救護対策 第9　愛玩動物の救護対策 〇 市本部長は、県と協同で、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 ア所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに環境衛生の維持に努める。 エ危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 第19節　応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 第3　実施要領 1　応急仮設住宅の供与 （7）応急仮設住宅の管理運営 ウ委任を受けた市本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。 二戸市地域防災計画　震災編 第2章　災害予防計画 第1節　防災知識普及計画 第2　防災知識の普及 3　住民等に対する防災知識の普及 （2）　防災知識の普及活動は次の事項に重点を置いて実施する。 ウ　平常時における心得 ⑥　愛玩動物との同行避難や避難所での飼育方法を決めておく。 第3章　災害応急対策計画 第14節　医療・保健計画 第1　基本方針 5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第9　愛玩動物の救護対策 ※【本編・第3章・第15 節・第9　参照】
軽米町 （岩手県）	軽米町地域防災計画　本編 第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 第2 防災知識の普及 3　町民等に対する防災知識の普及 (2) 防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 ウ　平常時における心得 ⑥家庭動物との同行避難や避難所での飼養の方法を決めておく。 第3章 災害応急対策計画 第13節 避難・救出計画 第3 実施要領 4 避難所の設置、運営 （2）避難所の運営 カ　町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受け入れについて他の避難者の同意を得るよう務める。 第18節 応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画 第3 実施要領 1 応急仮設住宅の供与 （6）応急仮設住宅の管理運営 ウ　県本部長又はその委任を受けた町本部長は、必要に応じ、応急仮設住宅における愛玩動物の受入れにも配慮する。
一戸町 （岩手県）	一戸町地域防災計画（本編） 第2章　災害予防計画 第1節　防災知識普及計画 第2　防災知識の普及 3　住民等に対する防災知識の普及 〇防災知識の普及活動は、次の事項に重点を置いて実施する。 ⑥家庭動物との同行避難や避難所での飼育の方法を決めておく。 第3章　災害応急対策計画 第14節　避難・救出計画 第3　実施要領 4　避難所の設置、運営 (2)避難所の運営 〇町本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて他の避難者の同意を得るよう努める。 第15節　医療・保健計画 第1　基本方針 5　動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第9　愛玩動物の救護対策 〇県本部長は、被災した愛玩動物の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。また、町等関係機関や獣医師会等関係団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 ア　所有者不明の動物及び放浪している動物について、町及び関係団体等の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 イ　負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 ウ　飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正な飼養の指導を行うとともに、環境衛生の維持に努める。 エ　危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。

自治体名	記載状況
宮城県	宮城県地域防災計画　地震災害対策編・津波災害対策編　第16節　風水害等災害対策編　第18節　愛玩動物の収容対策（県環境生活部） 第1　目的 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多少生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 県は動物愛護の観点からこれら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 第2　被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 第3　避難所における動物の適正な飼育 県は避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 1　各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 2　避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 3　他県市への連絡調整及び要請 第4 仮設住宅における動物の適正な飼育 県は、市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
秋田県	〇秋田県地域防災計画　第23節　動物管理計画 第1　特定動物・飼養管理の管理 1　実施機関 （1）特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき市町村及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 （2）飼養動物 原則、飼養者とするが、市町村及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 2　実施方法 （1）特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 （2）負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。 （3）被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分についての対策を講ずる。 （4）動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医師を確保する。 第2　避難所等の飼育動物対策 1　避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。 2　避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。
能代市 （秋田県）	能代市地域防災計画　第2編一般災害対策　第3章 災害応急対策計画　第25節動物の救護 第2特定動物・飼養動物の対策 1実施機関 （1）特定動物　原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき、市及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 ⑵飼養動物　原則、飼養者とするが、市及び県が関係機関等の協力えを得ながら実施する。 2飼養者の役割 大規模災害時、原則として、飼い主は、身の安全を確保したうえで、飼養動物を連れて避難する。日頃からペットに対してケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物避難用品の確保に努める。 3特定動物・飼養動物対策 （1）特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 （2）負傷した飼養動物、または飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。 （3）被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について、対策を講ずる。 （4）動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第10節　第13　指定避難場所等の飼養動物対策 1指定避難所での対応 （1）市は、指定避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう飼養場所を設ける等、環境整備に努める。 （2）原則的には、飼い主が動物の管理を行うことになるが、さまざまな人が集まり共同生活をする指定避難所では、動物アレルギーや人畜共通感染症発生防止の観点から、指定避難所の管理運営責任者が指定するスペースにおいて飼育する。 （3）指定避難所においては、飼い主の責任を明確にし、飼い主に対して必要な指導等を行う。 （4）大規模災害時以外は、指定避難所への飼養動物の持ち込みは原則禁止する。 2指定避難所での管理 指定避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主等が行う。 飼養用スペースの管理運営担当者は、被災者及び在宅被災者が所有する飼養動物について、飼養動物管理台帳等を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て、飼育用スペースにおいて管理する
横手市 （秋田県）	横手市地域防災計画第2編 一般災害対策　 第2章 災害応急対策 第23節 動物管理計画 第1 計画の方針 災害時には、飼い主不明の放浪動物や負傷した動物が多数生じる可能性があり、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全及び動物の愛護の観点から、避難所へ飼い主がペットを同伴できる環境整備に努めます。 第2 危険動物・ペット等の管理 1 実施機関 原則的には動物飼養者が動物の管理を行うものですが、緊急時の対応として市及び県が関係機関及びボランティアの協力を得ながら実施します。 2 実施の方法 ⑴ 危険動物の逃走を防止するための対策を講じます。 ⑵ 負傷又は飼い主が不明な被災動物の円滑な保護収容に関する対策を講じるとともに、保護収容施設を確保します。 ⑶ 被災動物の食料の調達及び配分について対策を講じます。 ⑷ 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保します。 第3 避難所のペット等の管理 1 避難所での対応 市は、大規模災害時、避難所へ飼い主がペットを同伴できるようスペース等の確保に努めます。原則的には動物飼養者が動物の管理を行うことになりますが、様々な人が集まり共同生活する避難所では、動物アレルギーや感染症発生防止の観点から、避難所の運営担当者が指定するスペースにおいて飼育するものとします。 2 ペット等の管理 市は、避難所でのペットの管理状況を把握し、関係機関の協力を得て支援する体制の構築に努めます。
大館市 （秋田県）	大館市地域防災計画 第1編　地震災害対策 第3章　災害応急対策計画 第21節 動物の救護 1　 特定動物・愛護動物の対策 （1）飼い主の役割 大規模災害時、原則として、ペットの飼い主は、人の安全を確保したうえでペットを連れて避難する。避難所によりペットの受け入れが不可の場合は、ペット受け入れ可の避難所への避難指示に従う。 また、日ごろからペットに対してケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札などの装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 （2）実施機関の役割 緊急時の対応として、市は、県や関係各機関の協力を得ながら実施する。 （3）実施の方法 ア 特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。 イ 被災動物の収容施設を確保する。 ウ 被災動物の食料を確保する。 エ 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 2　 避難所における愛護動物の管理 （1）避難所での対応 市は、大規模災害時、同行避難ができることと指定した避難所において、同行避難したペットのためのスペースの確保に努める。 原則的には、動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、様々な人が集まり共同生活をする避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、避難所の管理運営担当者が指定するスペースにおいて飼育する。 なお、大規模災害時以外は、避難所への愛護動物の持ち込みは原則禁止する。 （2）避難所での管理 避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主等が行う。 飼育用スペースの担当者は、被災者及び在宅被災者が所有する愛護動物について、「愛護動物管理台帳」を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て飼育用スペースにおいて管理に努める。

自治体名	記載状況
男鹿市 （秋田県）	男鹿市地域防災計画　第2編 一般災害対策　第2章　災害応急対策計画　第2 5節 動物の管理計画 動物の管理計画 動物の管理計画 第1 特定動物・飼養等の管理 1 実施機関 原則的には動物飼養者が動物の管理を行うことなるが、緊急時の対応として市及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 2 実施の方法 （1）特定動物の逸走を防止するため対策を講ずる。 （2）被災動物の収容施設を確保する。 （3）被災動物の食料を確保する。 （4）動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第2 避難所の飼養動物対策 1 避難所への飼養動物の持ち込みは禁止する。 2 避難所の運営管理者は、避難者及び在宅被災者が所有するペットについて、「ペット台帳」を作成し、動物管理センター、保健所、獣医師などの協力を得て保護収容施設等において管理に努める。
湯沢市 （秋田県）	湯沢市地域防災計画 震災対策編 第3章　災害応急対策計画 第24節 動物管理計画　平成27年9月制定 第1 計画の方針 大規模な災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想されるため、市は、動物愛護の観点から、秋田県獣医師会等関係団体との協力体制を確立し、動物保護や適正な飼育を図る。 第2 特定動物・飼養動物の管理 1 実施機関 （1）特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48 年法律第105 号）第26 条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき市町村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 （2）飼養動物 原則、飼養者とするが、市町村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 2 実施方法 （1）特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 （2）負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の保護収容施設を確保する。 （3）飼料の調達及び配分方法を講ずる。 （4）動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第3 避難所の飼養動物対策 1 避難所への飼養動物の持ち込みは禁止する。 2 避難所の運営担当者は、避難者及び在宅被災者が所有するペットについて、「ペット台帳」を作成し、動物管理センター、保健所、獣医師などの協力を得て保護収容施設等において管理に努める。 第4 被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 第5 避難所における愛玩動物の保護 市は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 1 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援 2 被災動物の収容施設及び飼料の確保 3 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整 4 県、他市町村への連絡調整及び要請 第6 死亡獣畜処理 1 死亡愛玩動物の処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、くらしの相談課及び湯沢保健所が実施する。 2 処理方法 くらしの相談課及び湯沢保健所は、死亡獣畜発見者の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく家畜防疫員の検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を実施する。 処理の方法は、関係機関が協議の上で定めた方法により焼却し、又は埋却する。 [資料編 19－6 死亡獣蓄処理施設]
鹿角市 （秋田県）	鹿角市地域防災計画 第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第22節 動物管理計画 第1特定動物・飼養動物の管理 1 実施機関 (1) 特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき市町村及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 (2) 飼養動物 原則、飼養者とするが、市町村及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 2 実施方法 (1) 特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 (2) 負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。 (3) 被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について対策を講ずる。 (4) 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第2 避難所等の飼養動物対策 1 避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。 2 避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。
由利本荘市 （秋田県）	由利本荘市地域防災計画　第2編一般災害対策　第2章 災害応急対策計画　第21節動物の管理計画 第1特定動物・動物愛護（ペット）等の管理 1実施機関 原則的には動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、緊急時の対応として環境班及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 2特定動物・愛護動物の対策 （1）飼い主の役割 大規模災害時、原則として、ペットの飼い主は、人の安全を確保した上でペットを連れて避難する。避難所によりペットの受入が不可の場合は、ペット受入れ可の避難所への避難指示に従う。また、日頃からペットに対してケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札などの装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 （2）実施の方法 ①特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 ②被災動物の収容施設を確保する。 ③被災動物の食料を確保する。 ④動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 ⑤動物園等においては、動物の逃走を防ぐために、獣舎の構造を強化するとともに平常時からフェンスや金網を適切に管理し、災害発生時には速やかに点検を行って必要な措置を講じる。 3避難所の愛護動物の管理 （1）避難所での対応 市は、大規模災害時、同行避難ができることと指定した避難所において、同行したペットのためのスペースの確保に努める。 原則的には、動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、様々な人が集まり共同生活をする避難所では、動物アレルギーや人畜共通感染症発生防止の観点から、非暗所の運営担当者が指定するスペースにおいて飼育する。なお、大規模災害時以外は、避難所への愛護動物の持ち込みは原則禁止する。 （2）避難所での管理 避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主等が行う。 飼育用スペースの管理運営担当者は、避難所開設・運営マニュアルに基づき、被災者及び在宅被災者が所有する愛護動物について、「愛護動物管理台帳」を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て飼育用スペースにおいて管理に努める。
潟上市 （秋田県）	潟上市地域防災計画　第2編一般災害対策　第2章 災害応急対策計画　第20節動物の管理 1特定動物・飼養動物等の管理 （1）飼養者の責任 災害時における動物の飼育管理は、動物の飼養者が行うことを原則とする。 ただし、動物飼養者のみで対応ができない場合には、緊急時の対応として市及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 （2）動物の捕獲 市は、県動物管理センターと協力して、逸走した特定動物を捕獲する。 （3）収容施設 市は、飼養者は不明な動物等を保護し、県動物管理センターと協力して、収容施設を設置し、飼料等を確保する。 また、市は、獣医師会、ボランティア団体等に感染症の予防、負傷動物の治療、飼育管理を要請する。 2避難所での飼養動物対策 市は、飼養動物を同行して避難した場合に、避難所敷地内に飼育スペースを確保し、そこでの飼養を周知、指導する。 また、市は、避難所での飼養動物の状況を把握し、収容施設等への収容など必要な措置をとる。

自治体名	記載状況
大仙市 （秋田県）	大仙市地域防災計画　第4章　災害応急対策計画　第24節　文教対策計画　第4　応急教育の実施 4　学校飼育動物の保護 （1）被災動物の集中管理場の確保に努める。 （2）動物感染症や疾病を予防するため、ふん尿の処理など環境保全に努める。 （3）被災動物の飼料が不足しないよう、飼料の調達に努める。
仙北市 （秋田県）	仙北市地域防災計画 第22節 動物管理計画 第1 計画の方針 災害時におけるペットなどの特定動物・飼養動物の管理について、基本的な対応を定めるとともに、飼養者（被災者）の心に寄り添い、特定動物・飼養動物の保護と飼養者（被災者）の安定した生活環境の構築に寄与するものとする。 第2 特定動物・飼養動物の管理 1 実施機関 （1）特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき市及び県が関係機関等の協力を得ながら実施するものとする。 （2）飼養動物 原則、飼養者とするが、市及び県が関係機関等の協力を得ながら実施するものとする。 2 実施の方法 （1）特定動物の逸走を防止するための対策を講じるものとする。 （2）負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保するものとする。 （3）被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について、関係機関等の協力を得ながら対策を講じるものとする。 （4）動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、関係機関等の協力を得て獣医療を実施するものとする。 第3 避難所等の飼養動物対策 1 避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう、関係機関等の協力を得て、環境整備に努めるものとする。 2 避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、関係機関等の協力を得て、支援する体制を構築するものとする。
北秋田市 （秋田県）	北秋田市地域防災計画　第2編　第2章　第23節　動物管理計画 第1．特定動物・飼養動物の管理 1，実施機関 （1）特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき市及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 （2）飼養動物 原則、飼養者とするが、市及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 2，実施方法 （1）特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。 （2）負傷、または飼い主が不明な飼養動物の円満な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。 （3）被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について対策を講ずる。 （4）動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 （5）動物園においては、動物の逃走を防ぐために、獣舎の耐震性を確保するとともに平時からフェンスや金網を適切に管理し、災害発生時には速やかに点検を行って必要な措置を講ずる。 第2．避難所等の飼養動物対策 （1）避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。 （2）避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。
にかほ市 （秋田県）	にかほ市地域防災計画　第2編一般災害対策　第2章　災害応急対策計画 第23節　動物管理計画 第1　特定動物・飼養動物の管理 1　実施機関 （1）特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律第26条に基づく特定動物）原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき県が実施し、市及び関係機関等はこれに協力する。 （2）実施方法 （1）特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 （2）負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。 （3）被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について対策を講ずる。 （4）動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第2　避難場所等の飼養動物対策 1　避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。 2避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、必要に応じて県や関係機関等に支援を要請する。 第7避難所の運営 4　避難所等の飼養動物対策 （1）飼養動物は原則、避難所の外で飼育することとする。 （2）避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。 （3）避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、必要に応じて県や関係機関に支援を要請する。
小坂町 （秋田県）	小坂町地域防災計画　第2編一般災害対策　第2章　災害応急対策計画　第22節動物管理計画 第2　特定動物・飼養動物の管理 1　実施機関 (1)　特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）」第26条に基づく特定動物）原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき町及び県が、関係機関等の協力を得ながら実施する。 (2)　飼養動物 原則、飼養者とするが、町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 2　実施方法 (1)　特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。 (2)　負傷又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。 (3)　被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について対策を講ずる。 (4)　動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医師を確保する。 第3　避難所等の飼養動物対策 1　避難所へ飼い主が飼養動物の持ち込みは原則禁止する。 2　町は、被災地内又は避難所に隣接して収容施設等を設置するよう努める。 3　避難所の運営担当者は、被災者及び在宅被災者が所有する飼養動物について、「飼養動物台帳」を作成し、秋田県動物管理センター、保健所、獣医療などの協力を得て収容施設等において管理に努める。

自治体名	記載状況
藤里町 （秋田県）	藤里町地域特定防災計画【一般災害対策編】 第3章 災害応急対策計画　第23節 動物の救護（第10節　避難対策計画） 第1　計画の方針 災害時には、飼い主不明の放浪動物や負傷動物が多数生じる可能性がある。 町は、大規模災害時において、県、防災関係機関、関係団体等との協力体制を確立し、動物の愛護及び管理の観点から、飼い主への支援及び被災動物の保護に努める。また、特定動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、県、防災関係機関及び関係団体等の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。 第2　特定動物・飼養動物の対策 1　実施機関 （1）特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律第26条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき町及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 （2）飼養動物 原則、飼養者とするが、町及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 2　飼養者の役割 大規模災害時、原則として、飼い主は、身の安全を確保したうえで、飼養動物を連れて避難する。日頃から、ペットに対してゲージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 3　特定動物・飼養動物対策 （1）　特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 （2）　負傷した飼養動物、または飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。 （3）　被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について、対策を講ずる。 （4）　動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第3　指定避難所の飼養動物対策 指定非難所における飼養動物対策については、本章第10節の「第13　指定避難所等の飼養動物対策」を参照とする。 第10節　避難対策計画 第14　指定避難所等の飼養動物対策 1　指定避難所での対応 ①町は、指定避難所への飼い主が飼養動物を同伴できるよう飼養場所を設ける等、環境整備に努める。 ②原則的には、飼い主が動物の管理を行うことになるが、さまざまな人に集まり共同生活をする指定避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生の予防の観点から、指定避難所の管理運営責任者が指定するスペースにおいて飼育する。 ③指定避難所においては、飼い主の責任を明確にし、飼い主に対して必要な指導等を行う。 ④大規模災害以外は、指定避難所への飼養動物の持ち込みは原則禁止する。 2　指定避難所での管理 指定避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主が行う。指定避難所の飼育用スペースの管理運営担当者は、被災者及び在宅被災者が所有する飼養動物について、飼養動物管理台帳等を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て、飼育用スペースにおいて管理に努める。
三種町 （秋田県）	三種町地域防災計画　第2編一般災害対策　第2章　災害応急対策計画　第24節　動物の管理計画 第1　特定動物・飼養動物等の管理 1　実施機関 町は、特定動物「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条にもとづく動物」について、原則的には動物飼養者が管理を行うこととするが、県及び関係機関の協力を得ながら実施する。 2　実施方法 （1）特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 （2）被災動物の負傷、飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容対策を講ずるとともに保護施設を確保する。 （3）被災動物の飼料等の調達及び食料を確保する。 （4）動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 （5）被災家畜の逃亡等による住民への危害、二次災害を防止するため、農家及び関係機関に対し、速やかな家畜の救出、捕獲、収容等を要請する。 第2　避難所の飼養動物対策 1　避難所における飼育 （1）飼い主と共に避難した動物について、適正な飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （2）避難所及び被災地等における避難者と飼養動物の状況を把握し、避難所での飼育、動物の受け入れについて環境整備を検討する。 2　管理台帳の作成 避難所の運営管理者は、避難所及び在宅被災者が所有するペットについて、「ペット台帳」を作成し、動物管理センター、保健所、獣医師などの協力を得て保護収容施設等において管理に努める。
五城目町 （秋田県）	五城目町地域防災計画　第2 編 一般災害対策　第1章 災害予防計画 第23節　動物の管理計画 第1 基本的な考え方 災害時には、飼い主不明の放浪動物や負傷動物が多数生じる可能性がある。 町は、大規模災害時において、県、防災関係機関、関係団体等との協力体制を確立し、動物の愛護及び管理の観点から、飼い主への支援及び被災動物の保護に努める。 また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、県、防災関係機関及び関係団体等の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。 第2 特定動物・飼養動物の対策 1 実施機関 (1) 特定動物原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき、町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 (2) 飼養動物（ペット） 原則、飼養者とするが、町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 2 飼養者の役割 大規模災害時、原則として、飼い主は、身の安全を確保したうえで、飼養動物（ペット）を連れて避難する。 日頃から飼養動物（ペット）に対してケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 3 特定動物・飼養動物（ペット）対策 (1) 特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 (2) 負傷した飼養動物（ペット）、又は飼い主が不明な飼養動物（ペット）の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。 (3) 被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について、対策を講ずる。 (4) 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第3 指定避難所の飼養動物の管理 指定避難所における飼養動物（ペット）対策については、別途作成する「避難所の開設・運営マニュアル」で定めることとするが、以下の方針による。 (1) 大規模災害時以外は、避難所への飼養動物（ペット）の持ち込みは原則禁止とする。 (2) さまざまな人が集まり共同生活をする避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、ペット同伴避難に対し避難所敷地内にペット専用スペースを設置する。避難者が生活する室内への持ち込みは原則として禁止とする。 (3) 避難所においては、飼い主の責任を明確にし、飼い主に対して必要な指導等を行う。
八峰町 （秋田県）	八峰町地域防災計画　第2編一般災害対策　第3章　災害応急対策計画　第23節　動物管理計画 第1　計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物の愛護及び管理の観点からこれらの動物の救護や適正な飼育に関し、県、関係機関、関係団体等との協力体制を確立する。 第2　特定動物・飼養動物等の管理 1　実施機関 （1）特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき町及び県が、関係機関等の協力を得ながら実施する。 （2）飼養動物 原則、飼養者とするが、町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 2　飼養者の役割 大規模災害時、原則として、飼い主は、実の安全を確保した上で、飼養動物を連れて避難する。日頃からペットに対してケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物避難用品の確保に努める。 3　実施方法 （1）特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 （2）負傷又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに保護収容施設を確保する。 （3）被災地等で飼養する動物への飼料等の調達及び配分について対策を講ずる。 （4）動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医師を確保する。 第3　避難所の飼養動物対策 1　町は、指定避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう飼養場所を設ける等、環境整備に努める。 2　原則的には、飼い主が動物の管理を行うこととなるが、さまざまな人が集まり共同生活をする指定避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、指定避難所の管理運営責任者が指定するスペースにおいて飼育する。 3　指定避難所においては、飼い主の責任を明確にし、飼い主に対して必要な指導等を行う。 4　大規模災害以外は、指定避難所への飼養動物の持ち込みは原則禁止する。

自治体名	記載状況
八郎潟町 （秋田県）	八郎潟町地域防災計画　一般災害対策編　第3章　災害応急対策計画 第１０節　避難対策計画 第１３　避難所等の飼養動物対策 １．避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。 ２．避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。八郎潟町地域防災計画　一般災害対策編　第3章　災害応急対策計画　第２４節　動物の管理計画 第１　特定動物・飼養動物の管理 １．実施機関 （１）特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律第26条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき町及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 （２）飼養動物 原則的には動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、緊急時の対応として町及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 ２．実施の方法 （１）特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 （２）負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の保護収容施設を確保する。 （３）飼料の調達及び配分方法を講ずる。 （４）動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第２　避難所の飼養動物対策 １．避難所への飼養動物の持ち込みは禁止する。 ２．避難所の運営担当者は、避難者及び在宅被災者が所有するペットについて、「ペット台帳」を作成し、動物管理センター、保健所、獣医師などの協力を得て保護収容施設等において管理に努める。
井川町 （秋田県）	井川町地域防災計画　一般災害対策編　第23節　動物の管理計画 第1 特定動物・飼養の管理1 実施機関 （1）特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律第26条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき町及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 （2）飼養動物 原則的には動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、緊急時の対応として町及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 2 実施の方法 （1）特定動物の逸走を防止するため対策講ず。 （2）負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の保護収容施設を確保する。 （3）飼料の調達及び配分方法を講ずる。 （4）動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第2 避難所の飼養動物対策 1 避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。 2 避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。
大潟村 （秋田県）	大潟村地域防災計画 第2編 一般災害対策 第2章 応急対策計画 第8節 避難計画 第12 避難所等の飼養動物対策 (1) 避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める (2) 避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。 第22節 動物管理計画 第1 計画の方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。 また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。 第2 特定動物・飼養動物の管理 1 実施機関 (1) 特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律第26条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 (2) 飼養動物 原則、飼養者とするが、村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 2 実施方法 (1) 特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 (2) 負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の保護収容施設を確保する。 (3) 飼料の調達及び配分方法を講ずる。 (4) 動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第3 避難所の飼養動物対策 (1) 避難所への飼養動物の持ち込みは禁止する。 (2) 避難所の運営担当者は、避難者及び在宅被災者が所有するペットについて、「ペット台帳」を作成し、動物管理センター、保健所、獣医師などの協力を得て保護収容施設等において管理に努める。
美郷町 （秋田県）	美郷町地域防災計画　第２３節　動物の管理計画　第１　危険動物・ペット等の管理 １　実施機関 原則的には、動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、緊急時の対応として、町及び県が関係機関との協力を得ながら実施する。 ２　実施の方法 （１）危険動物の逃走を防止するための対策を講じる。 （２）被災動物の収容施設確保に努める。 （３）被災動物の食糧を確保する。 （４）動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を行うため、獣医師を確保する。
羽後町 （秋田県）	羽後町地域防災計画　第2編　一般災害対策編　第2章　災害応急対策計画　　第２５節　動物管理計画（新設） 第１　計画の方針 災害発生時に特定動物が住民に危害を加えないよう、適切な動物管理を行う。また、避難所での生活が長期化する可能性に対応して、避難者が避難所に飼養動物を同伴できるよう、飼養動物の適切な管理体制を整備する。 第２　特定動物・飼養動物の管理 １　実施機関 （１）特定動物 《動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条に基づく特定動物》 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 （２）飼養動物 原則、飼養者とするが、町及び県が関係機関等の協力を得ながら実施する。 ２　実施方法 （１）特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 （２）負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の円滑な保護収容に関する対策を講ずるとともに、保護収容施設を確保する。 （３）被災地等で、飼養する動物への飼料等の調達及び配分について対策を講ずる。 （４）動物感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため。獣医療を確保する。 第３　避難所等の飼養動物対策 （１）避難所へ飼い主が飼養動物を同伴できるよう環境整備に努める。 （２）避難所及び被災地等における飼養動物の管理状況について確認し、支援する体制を構築する。

自治体名	記載状況
東成瀬村 （秋田県）	東成瀬村地域防災計画　一般災害対策編　第3章　災害応急対策計画　第26節　動物管理計画 第1　計画の方針 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 村は、県、獣医師会等関係団体等と協力し、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に努める。 第2　特定動物・飼養動物の管理 1　実施機関 （1）特定動物（動物の愛護及び管理に関する法律第26 条に基づく特定動物） 原則、飼養者とするが、県の許可台帳に基づき村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 （2）飼養動物 原則、飼養者とするが、村及び県が関係機関の協力を得ながら実施する。 2　実施方法 （1）特定動物の逸走を防止するための対策を講ずる。 （2）負傷、又は飼い主が不明な飼養動物の保護収容施設を確保する。 （3）感染症の予防措置及び負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 第3　避難場所の飼養動物対策 1　避難所への飼養動物の持ち込みは、衛生面を考慮し禁止する。 2　避難場所の運営担当者は、避難者及び被災者が所有するペットについて、「ペット台帳」を作成し、動物管理センター、保健所、獣医師などの協力を得て保護収容施設等において管理に努める。 3　村は、飼養者が管理している動物が逸走し、住民に危害が加わるおそれがある場合は、飼養者、県、警察、その他関係機関と連携し、危害を防止するために必要な措置を講じる。
山形県	山形県地域防災計画 　震災対策編　　第3編 災害応急計画　第14章 生活支援関係　第4節 保健衛生計画　7 被災動物対策 　津波災害対策編　第3編 災害応急計画　第13章 生活支援関係　第4節 保健衛生計画　7 被災動物対策 　風水害対策編　第1編 風水害等共通対策編　第3章 災害応急計画　第13節 生活支援関係　4 保健衛生計画　7 被災動物対策 7 被災動物対策 県は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する (1) 避難動物の適正飼養等 保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市町村や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに収容避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 (2) 危険な動物の緊急措置等の確認 保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 (3) 被災地域における動物の保護、収容等 保健所は、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。
大江町 （山形県）	大江町国民保護計画　第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導 （9）動物の保護等に関する配慮 　町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
中山町 （山形県）	地域防災計画　第2編　第2章　第28節　防疫・保健衛生対策被災動物対策 動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講じるとともに、県等防災関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 （1）飼い主とともに避難した動物の適正飼養等 町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 （2）危険な動物の緊急措置等の確認 保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 （3）被災地域における動物の保護町は、保健所等防災関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。
東根市 （山形県）	東根市地域防災計画 第2編　震災対策編　　第2章　災害応急計画　　第13節　生活支援関係　　第4款　保健衛生計画 6. 被災動物対策 動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 (1) 飼い主とともに避難した動物の適正飼養等について、動物 の愛護及び環境衛生の維持を図るため、市は村山保健所、県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 (2) 危険な動物の緊急措置等の確認 災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置の確認について保健所に要請する。 (3) 被災地域における動物の保護要請 市は県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容を保健所へ要請する。
大石田町 （山形県）	大石田町地域防災計画　第2編 風水害等対策編　第1章 災害予防計画 第22節 避難施設の開設・運営　第6 避難所運営に係る留意点 （1）町のとるべき措置 　町は、避難所運営に当たって次の点に留意し、災害時要配慮者の処遇について十分配慮する。食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、男女の違いによる配慮の必要性、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるように努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第29節 住宅の供給確保　第4 応急仮設住宅 （6）応急仮設住宅の管理 　町は、県に協力し、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティスクールの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて家庭動物の受け入れに配慮するものとする。
鮭川村 （山形県）	鮭川村地域防災計画　第Ⅲ編　災害応急対策計画　第3章　応急活動計画　第2節　災害時における保健衛生計画　第4　保健衛生対策の実施　7 被災動物対策 　住民税務班は、最上保健所、県獣医師会等と連携し、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるものとする。 （1）避難動物の適正飼養等 　住民税務班は、最上保健所等と連携し、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、飼い主とともに指定避難所等に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 （2）危険な動物の緊急措置等の確認 　最上保健所が実施する以下の確認作業について、住民税務班は必要に応じ協力するものとする。 ①災害発生時の危険な動物の逸走等の有無 ②危険な動物に実施された緊急措置 （3）被災地域における動物の保護、収容等 　住民税務班は、最上保健所や県獣医師会等と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を、動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況などを把握し、最上保健所の指導のもと必要な措置を行うものとする。
舟形町 （山形県）	舟形町地域防災計画　第2編 風水害等対策編　第2章 災害応急計画　第13節 第4款 保健衛生計画　　5 被災動物対策 町は県と連携して、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、山形県獣医師会最上支部等関係団体との協力関係を確立する。 (1)避難動物の適正飼養 (2)危険な動物の緊急措置等の確認 (3)被災地域における動物の保護、収容等

自治体名	記載状況
新庄市 （山形県）	新庄市地域防災計画　第3編 災害応急計画　第3章 応急対策関係　第14節 保健衛生計画　4 被災動物対策 市は、最上保健所及び県獣医師会等関係団体と協力関係を確立し、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずる。 （1）避難動物の適正飼養等 動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 （2）被災地域に置ける動物の保護、収容等 負傷動物又は放し飼いの状態にある動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。
長井市 （山形県）	長井市地域防災計画　震災対策編 第2章　第29節 防疫・保健衛生対策　9 被災動物対策 震災対策編　第2章第12節 避難所の運営　4避難所運営に係る留意点　⑦愛玩動物の受入れ
飯豊町 （山形県）	飯豊町地域防災計画　第2編　震災対策編　第2章　災害応急対策計画　第34節　保健衛生計画　8　被災動物対策 町は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し、県に対して支援要請を行うものとする。 ⑴避難動物の適正飼養等 町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 ⑵危険な動物の緊急措置等の確認 町は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 ⑶被災地域における動物の保護、収容等 町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。
米沢市 （山形県）	米沢市地域防災計画　第2編　第2章　被災動物対策 市は、動物の保護や適性な飼育に関し、獣医師会等関係団体と協力体制を確立する。 ア　市の役割市は、県と協力し、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供並びに活動を支援する。
南陽市 （山形県）	南陽市地域防災計画　第2編　震災対策編　第2章　災害応急対策計画　第21節　防疫及び保健衛生　10　被災動物対策 市は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養に関する指導、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し、置賜保健所・県に対して支援要請を行うものとする。 南陽市地域防災計画　第3編　風水害等対策編　第2章　災害応急対策計画　第22節　防疫及び保健衛生 ※2　実施内容以下については、第2編　震災対策編　第2章第21節「防疫及び保健衛生」を準用する。 南陽市国民保護計画　第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　　第2　避難住民の誘導等　　3　避難住民の誘導 （10）動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生局畜部企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
白鷹町 （山形県）	白鷹町国民保護計画　第3編 武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　第3　避難住民の誘導　(9)動物の保護等に関する配慮 町長は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部企画課通知）」を踏まえ、以下の事項について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 白鷹町地域防災計画　第2編　震災対策編　第2章　災害応急対策計画　第12節　避難所の運営　4 避難所運営に係る留意点　(1)町のとるべき措置　⑥避難所におけるペットの取扱い ・避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）については、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、生活する避難者の同意のもと、飼養できることとする。また、必要に応じ避難所又はその近隣に、避難者の愛玩動物の飼育が可能なスペースを確保するよう努めるとともに、受け入れにあたっては飼育管理ルールを作成するなど円滑な管理に努めるものとする。
庄内町 （山形県）	庄内町地域防災計画　第2章 災害応急計画　第13節 生活支援関係　第5款 保健衛生計画 7　被災動物対策 町は、県等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立し、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずる。 （1）避難動物の適正飼養等 町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 （2）被災地域における動物の保護、収容等 町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物の保護、収容を行うとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。
鶴岡市 （山形県）	鶴岡市地域防災計画－風水害・雪害対策編－　第3章　災害応急対策 第15節　ペットの保護対策 3　各主体の役割 （市の役割） ア　市は、県と協力し、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供並びに保護活動を支援する。 イ　避難所における動物の受け入れ体制について配慮する。
酒田市 （山形県）	酒田市国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 ⑼動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
尾花沢市 （山形県）	尾花沢市地域防災計画 第3編　応急対策計画　　第3章　応急対策　　第4節　避難所運営計画　　4　対策の内容　　（2）避難所の運営管理 ④運営に係る留意事項 市は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に高齢者、障がい者及び病人等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
遊佐町 （山形県）	遊佐町地域防災計画　第2章災害応急対策計画　第22節保健衛生対策 2　被災動物対策 町は県と協力し、動物の愛護と住民の安全確保を図るために、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。
小国町 （山形県）	小国町地域防災計画 第2編 風水害等対策編　　第2章 災害応急対策計画　　第13節 生活支援関係　第4款 保健衛生計画　5　被災動物対策 町は県と連携して、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、山形県獣医師会置賜支部等関係団体との協力関係を確立する。 （1）避難動物の適正飼養等 置賜保健所は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町や山形県獣医師会置賜支部等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 （2）危険な動物の緊急措置等の確認 置賜保健所は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 （3）被災地域における動物の保護、収容等 置賜保健所は、町や山形県獣医師会置賜支部等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある愛護動物を動物救護施設に保護、収容するとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

自治体名	記載状況
天童市 （山形県）	〇天童市地域防災計画 第2編　地震災害対策　第1章　災害予防計画　第2節　防災知識の普及計画 1　一般住民に対する防災知識の普及 （1）啓発内容 ペットとの同行避難や避難所での飼養を想定したしつけの実施　　〇収容避難所運営マニュアル　第4章 ペットに関すること ①原則として、避難所の居住スペースへのペットの持ち込みは禁止する。 ②余裕のある場合には、屋外にペット飼育場所を設け、その場所で飼育する。 ③ペットを伴った避難者に対し、避難所ペット登録台帳への登録を徹底する。 ④ペットの飼育ルールを作成し、ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が責任を負って行うこととする。
寒河江市 （山形県）	寒河江市地域防災計画 第2編　風水害等対策編　　第3章　災害予防計画　第4節　避難所の運営 5　運営に係る留意事項 災害時要援護者の処遇に配慮するとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
朝日町 （山形県）	朝日町地域防災計画 第2編　震災対策編　　第2章　災害応急計画　　第13節　生活支援関係　　第4款　保健・防疫計画　　6　被災動物対策 6　被災動物対策 動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、市町村等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 （1）飼い主とともに避難した動物の適正飼養等について、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町は県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 （2）危険な動物の緊急措置等の確認 災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置の確認について保健所に要請する。 （3）被災地域における動物の保護要請 町は県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容を保健所に要請する。
河北町 （山形県）	河北町地域防災計画 第2編　震災対策編 第1章　災害予防計画　第4節　災害ボランティア受入体制整備計画　3　専門ボランティア　（2）活動分野 区分　動物救護ボランティア　　活動内容　負傷動物及び飼い主不明動物等の救護　　必要な資格等　獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの 第2章　災害応急計画　第4節　指定避難所運営計画　　5　指定避難所運営に係る留意点　　（1）町の取るべき措置 町は、住民の避難が数日以上ににわたる場合は、指定避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者及び傷病者等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の状況の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による循環の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所におけるペット等のためのスペースの確保に努める。 第14節　生活支援関係　第4款　保健・防疫計画　8　被災動物対策 動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護・収容に関し必要な措置を講じるとともに、町等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立する。 （1）動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、町は県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに指定避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 （2）危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置の確認について保健所に要請する。 （3）被災地域における動物の保護要請　町は県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護・収容を保健所に要請する。 第3編　風水害対策編 第1章　災害予防計画　第2節　防災知識の普及計画　3住民に対する防災知識の普及 (1)啓発内容　ｆ　ペットとの同行避難や避難所等での飼養を想定したしつけの実施
上山市 （山形県）	上山市地域防災計画　第2編　震災対策編　第2章　災害応急計画　第26節　保健衛生計画　5　被災動物対策の実施
大蔵村 （山形県）	大蔵村地域防災計画　第3章 災害応急計画　第13節 生活支援計画　第4保健衛生計画　5被災動物対策 村は、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずるとともに、県等関係機関や県獣医師会等関係団体と協力関係を確立する。 （1）避難動物の適正飼養等 村は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体連携し、飼い主とともに収容避難所に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。 （2）危険な動物の緊急措置等の確認 村は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 （3）被災地域に置ける動物の保護 村は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容を行う。

自治体名	記載状況
福島県	〇福島県地域防災計画（一般災害対策編） 第2章　災害予防計画 第1節　防災組織の整備・充実　第7　県の各部局における平常時からの業務（保健福祉部健康衛生総室の業務分掌） 14　災害発生時における動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。 第10節　避難対策　第1　避難計画の策定　5　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (6)　ペットとの同行避難のためのケージ等の支援 7　指定避難所の整備に関する事項　(6)　ペット等の保管施設 第18節　ボランティアとの連携　第4　ボランティアの種類　(9)　被災ペット救助ボランティア　健康衛生総室　（公社）福島県獣医師会 第3章　災害応急対策計画 第1節　応急活動体制　第1　災害応急対策の時系列行動計画　3　時系列行動計画　№21　ペット救護（救護班、健康衛生班） 6時間以内　獣医師会等への支援要請　　3日以内　動物救護対策班の設置、ペット同伴可避難所広報、放置ペットの救護活動　　1週間以内　被災ペット用シェルター設置 第2　県の活動体制（県災害対策本部）　6　県災害対策本部組織　　事務局特定事務分掌（救援班）　11　動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。 (3)　部・班事務分掌（特定事務分掌　保健福祉部健康衛生班）　14　動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。 (4)　災害対策地方本部組織（保健福祉班　特定事務分掌）　12　動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。 第10節　避難　第3　避難の誘導　4　避難順位及び携行品の制限　(1)　避難順位　　ペット 第15節　防疫及び保健衛生（保健福祉部）　第7　動物（ペット）救護対策　1　県（保健福祉部）の業務 (1)　災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、国（環境省）、市町村、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。 (2)　保健福祉事務所長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。なお、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、ペット動物救護対策班を編成して、救護対策を実施する。 第24節　ボランティアとの連携　第2　ボランティア団体等の活動　10　被災ペットの救護活動 〇福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編） 第2章　災害予防計画 第1節　防災組織の整備・充実　第7　県の各部局における平常時からの業務（保健福祉部健康衛生総室の業務分掌） 14　災害発生時における動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。 第15節　避難対策　第1　避難計画の策定　5　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項　(6)　ペットとの同行避難のためのケージ等の支援 7　指定避難所の整備に関する事項　(6)　ペット等の保管施設 第23節　ボランティアとの連携　第4　ボランティアの種類　(9)　被災ペット救助ボランティア　健康衛生総室　（公社）福島県獣医師会 第3章　災害応急対策計画 第1節　応急活動体制　第1　災害応急対策の時系列行動計画　3　時系列行動計画　№21　ペット救護（救護班、健康衛生班） 6時間以内　獣医師会等への支援要請　　3日以内　動物救護対策班の設置、ペット同伴可避難所広報、放置ペットの救護活動　　1週間以内　被災ペット用シェルター設置 第2　県の活動体制（県災害対策本部）　6　県災害対策本部組織　ウ　事務局特定事務分掌（救援班）　11　動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。 (3)　部・班事務分掌（特定事務分掌　保健福祉部健康衛生班　14　動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。 (4)　災害対策地方本部組織（保健福祉班　特定事務分掌）　12　動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。 第10節　避難　第3　避難の誘導　4　避難順位及び携行品の制限　(1)　避難順位　ケ　ペット 第16節　防疫及び保健衛生（保健福祉部）　第7　動物（ペット）救護対策　1　県（保健福祉部）の業務 (1)　災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、国（環境省）、市町村、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。 (2)　保健福祉事務所長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフード　の提供等、被災動物の救護を行う。なお、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、ペット動物救護対策班を編成して、救護対策を実施する。 第26節　ボランティアとの連携　第2　ボランティア団体等の活動　10　被災ペットの救護活動 〇福島県地域防災計画（原子力災害対策編） 第2　原子力災害事前対策　12　避難収容活動体制の整備　(2)関係市町村における避難計画の作成　ケ 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項　(カ)ペットとの同行避難のためのケージ等の支援 第3　緊急事態応急対策　3 活動体制の確立　(3)災害対策本部の組織及び各班の事務分掌 (表4)福島県災害対策本部事務局組織（原子力）　ウ 事務局特定事務分掌　（救援班）　11動物(ペットに限る。）救援対策に関すること。　オ 県災害対策本部部・班組織特定事務分掌　（保健福祉部　健康衛生班）　14動物（ペットに限る。）救護対策に関すること。
二本松市 （福島県）	二本松市地域防災計画 第2編（一般災害対策編）　第1部（災害予防計画）　第2章（災害に強いまちづくり）　第6節（危険施設の保安対策） 4 猛獣対策 (1) 防災体制の確立 猛獣取扱事業者及び一般市民のうち、猛獣をペットとして飼育している者（猛獣飼育者）は、災害発生に伴う猛獣の取扱施設からの脱出等による危機に備え、県及び事業者が策定する計画に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について、整備するものとする。 (2) 災害予防対策 ア 猛獣取扱事業者及び猛獣飼育者は、取扱施設が「福島県危険な動物の飼養及び保管に関する条例」に規定する基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底するものとする。また、運送においては、交通事故等に十分注意し、法に規定する運搬の基準を遵守するものとする。 イ 防護柵設備等は、常に良好な状態に維持するものとする。 ウ 猛獣取扱事業者の取扱責任者や保安責任者等は、事業所従業者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。 (3) 防災資機材等の整備 猛獣取扱事業者及び猛獣飼育者は、猛獣に対する安全保護具、危険表示等の防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持するものとする。 (4) 猛獣脱出等の措置 ア 県及び市は、二本松警察署及び福島県猟友会等の関係機関と連携を図り、住民に危害を及ぼすおそれがある場合は、全体の協議のもとに銃殺等の措置を講ずるものとする。 イ 猛獣対策における関係機関、団体は、常に県内関連機関と連携し、非常時における応援体制を確立するものとする。 第2編（一般災害対策編）　第2部（災害応急対策計画）　第11章（清掃・防疫等活動）　第3節（防疫及び保健衛生計画） 6 動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国（環境省）、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。
伊達市 （福島県）	伊達市地域防災計画 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第14節 防疫及び保健衛生 第7 動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。 このため、市（環境防災課）は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国（環境省）、福島県県北保健福祉事務所、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 第17節 被災地の応急対策 第2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等 3 応急仮設住宅の運営管理 県及び市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
本宮市 （福島県）	本宮市地域防災計画（一般災害対策編） 第1章 災害予防計画 第10節 避難対策 第1 避難計画の策定 5 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 7 指定避難所の整備に関する事項 ペット等の保管施設 第2章 災害応急対策計画 第14節 防疫及び保健衛生 第5 動物（ペット）救護対策（市民部生活環境課） 市は、必要な対策について、県の調整の下に県北保健福祉事務所及び県獣医師会等の関係機関・団体に支援を要請するとともに協力する。 放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの供給等の被災動物救護は、県北保健福祉事務所が行う。 第19節 応急仮設住宅の供与 3 応急仮設住宅の管理等 県及び市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。
桑折町 （福島県）	桑折町地域防災計画 第2章　災害予防計画　　第8節　避難対策（総務部）　　第1　避難計画の策定　　6　避難所開設に伴う被災者の救済措置に関する事項 （6）ペットとの同行避難のための措置 桑折町国民保護計画 第4章　警報及び避難の指示等　　第2　避難住民の誘導等　　5　避難住民の誘導 （9）動物の保護等に関する配慮　町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	記載状況
国見町 （福島県）	1. 国見町地域防災計画　第2編 一般災害対策編　第2章 災害応急対策計画　第14節 防疫及び保健衛生 2. 国見町地域防災計画　第3編 震災対策編　第2章 災害応急対策計画　第15節 防疫及び保健衛生 （1、2のいずれも） 第7　動物（ペット）救護対策 町は、県で実施する災害時における動物の保護や適正飼育に関する必要な対策について支援要請があった場合、協力するものとする。
川俣町 （福島県）	川俣町地域防災計画書 第2編 一般災害対策編 ： 第2章 災害応急対策計画　第15節 防疫及び保健衛生 第8 動物（ペット）救護対策 1. 被災動物（ペット）の保護［生活環境班、県北保健福祉事務所］ 町は、県に協力して、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施する。 県北保健福祉事務所長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。 2. 避難所における動物（ペット）の適正な飼養［総務班、生活環境班、学校教育班、子育て支援班、生涯学習班］ 町は、県、獣医師等と協力して、飼い主とともに避難した動物に関して、適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 第3編 震災対策編 ： 第2章 災害応急対策計画　第16節 防疫及び保健衛生 第8 動物（ペット）救護対策 1. 被災動物（ペット）の保護［生活環境班、県北保健福祉事務所］ 町は、県に協力して、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施する。 県北保健福祉事務所長は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。 2. 避難所における動物（ペット）の適正な飼養［総務班、生活環境班、学校教育班、子育て支援班、生涯学習班］ 町は、県、獣医師等と協力して、飼い主とともに避難した動物に関して、適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 第5編 原子力災害対策編 ： 第3章 緊急事態応急対策　第5節 屋内退避、避難収容等の防護活動 3. 避難所の生活環境の改善 ［総務班、生活環境班、健康福祉部各班、保健センター班、商工交流班、住民支援班、こども教育部各班、生涯学習部各班］ 町は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。 そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 また、必要に応じ、避難場所における家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努める。 9. 応急仮設住宅における配慮［管理班、住民支援班、県］ 町は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設する。 ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物（ペット）の受入れに配慮する。 川俣町国民保護計画 第3 編 武力攻撃事態等への対処　第4章 警報及び避難の指示等　第2 避難住民の誘導等 5 避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
大玉村 （福島県）	大玉村防災計画 第2編 一般災害対策編 第2章 災害応急対策計画 第13節 防疫及び保健衛生 第6 動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数多く生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。 このため、村は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。
須賀川市 （福島県）	須賀川市地域防災計画　第2部 一般災害対策計画　第2章 災害応急対策計画　第15節 防疫及び保健衛生　第7 動物救護対策 災害時には、負傷または、放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。そのため、市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正飼育に関し、県、国、獣医師会等の関係機関、団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 須賀川市地域防災計画　第4部原子力災害対策計画 第3章災害応急対策計画　第11節関係自治体からの避難者の受入・支援　第7家畜・ペット　市は、県、関係自治体と連携し、家畜・ペットに係る対応について、必要な協力を行う。
田村市 （福島県）	田村市地域防災計画　一般災害対策編　第2章 災害応急対策　第16節 防疫・保健衛生活動　第3 動物の救護 飼い主不明の動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）や放し飼いの動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想されることから環境衛生班は、動物愛護の観点から、これら動物の被災状況等の情報収集や適正飼育の指導に関し、県及び県獣医師会等関係機関と連携しながら次の活動を実施するものとする。 1　被災地域における動物の把握 飼い主不明の動物及び放し飼い状態の動物等の現況把握を行う。 2　避難所における動物の適正飼育の指導 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）動物の被災状況等の情報収集 （2）飼い主不明の動物に関する情報の収集及び提供 （3）飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導 3　関係機関との協力体制 被災動物の被災状況等の情報収集、適正飼育の指導について県及び県獣医師会に応援を要請して実施する。
鏡石町 （福島県）	鏡石町地域防災計画 第10節 避難対策　第1 避難計画の策定 5 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (6) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 7 避難所の整備に関する事項 (6) ペット等の保管施設 第25節 ボランティアとの連携　第2 ボランティア団体等の活動 11 被災ペットの救護活動 なお、組織化されていないボランティアについての受入にあたっては、町ボランティアセンターが窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、町において効率的な活用を図るものとする。
石川町 （福島県）	石川町地域防災計画 一般災害対策編　第1章　災害予防計画 第10節　避難対策　第1　避難計画の策定（町民生活部、保健福祉部） 5 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 (6) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 7 避難所の整備に関する事項 (6) ペット等の保管施設 第25節 ボランティアとの連携　第2 ボランティア団体等の活動（保健福祉部） 11 被災ペットの救護活動 なお、組織化されていないボランティアについての受入にあたっては、町ボランティアセンターが窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上、町において効率的な活用を図るものとする。
玉川村 （福島県）	玉川村地域防災計画 第2編 一般災害対策編 第8節 避難対策　第1 避難計画の策定　7 避難所の整備に関する事項 （6）ペット等の保管施設 第15 節 防疫及び保健衛生　第7 動物（ペット）救護対策 村は、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。

自治体名	記載状況
浅川町 （福島県）	浅川町地域防災計画　第2章　災害応急対策計画　第１５節　防疫及び保健衛生　第４　動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正飼育に関し、県、国、獣医師会等の関係機関、団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努めるものとする。
古殿町 （福島県）	古殿町地域防災計画 第2章 災害予防計画　第9節 避難対策 第1 避難計画の策定【総務課･生活福祉課】 5 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項　(6) ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 7 避難所の整備に関する事項 (6) ペット等の保管施設 第3章 災害応急対策計画　第１６節 防疫及び保健衛生 第7 動物（ペット）救護対策【生活福祉課】 町は、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。
小野町 （福島県）	小野町地域防災計画 第6章第2節 4　避難順位および携行品の制限 （1）避難順位は概ね次の順位による。 ア　傷病者 イ　障がい者 ウ　高齢者 エ　幼児 オ　学童 カ　女性 キ　上記以外の一般住民 ク　災害応急対策従事者 ケ　ペット
白河市 （福島県）	白河市地域防災計画3章　第15節　第6　動物（ペット）救護 災害時には、ペット等が負傷し、多くが放し飼いの状態となるほか、避難所に飼い主と共に避難することが予想される。そのため市は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理等について、県・警察・消防等の関係機関及び獣医師会、猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。
西郷村 （福島県）	西郷村地域防災計画 1　避難対策　避難所運営体制　ペット対策等についても適切に対応するよう努める。 2　応急活動体制　住民部の対策　ペット避難対策に関すること。 3　避難計画の策定　ペットとの同行避難のためのゲージ等の支援 4　防疫及び保健衛生対策　第５　ペット対策　①　ペット同伴避難への対応　住民部は被災者がペット同伴で避難した場合、避難所屋外にペットの専用スペースを指定し、ペットの保護を指導する。　ペット専用スペースでは、避難者が準備したゲージ　餌　水等等により飼養する。 ペットへの対応　住民部は避難が長期化し、ペットの飼養について対策が必要な場合は、県（保健福祉事務所）と放置動物保護、ペットフード等の確保等について協議する。 なお、県は災害状況に応じてペット動物救護対策班を編成し、救護対策を実施する。
矢吹町 （福島県）	矢吹町地域防災計画 第2編　一般災害対策編 第2章　災害応急対策計画 第14節　防疫及び保健衛生 第7　動物（ペット）救護対策 町は、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。
棚倉町 （福島県）	棚倉町地域防災計画計画編　第3 災害応急対策計画　第16節 防疫及び保健衛生　第4 動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正飼育に関し、県、獣医師会等の関係機関、団体に対して支援要請を行うとともに連絡調整に努める。
塙町 （福島県）	塙町防災計画　第１４節 防疫及び保健衛生　第5 動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国（環境省）、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。
会津若松市 （福島県）	会津若松市地域防災計画　第3編　災害応急対策計画　第6章 避難対策　第4節 避難所の運営　3 動物（ペット）救護対策 動物（ペット）については、飼い主が避難所運営ルールを遵守し、責任を持って飼育するものとし、市は環境整備に努めるとともに、県と連携し、犬・猫等の動物（ペット）の避難・相談・保護等について、獣医師及び関係機関・団体に支援要請を行います。 また、避難所でのペット飼育については、可能な範囲で場所の確保を行い、また飼育のルールについては、あらかじめ避難所運営マニュアルで方針を示した上で「避難所運営委員会」が定めます。
喜多方市 （福島県）	喜多方市地域防災計画　第3章 災害応急対策計画　第１４節 防疫及び保健衛生（救援班）　第4 動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が、飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため市は動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行なうとともに、連絡調整に努める。
磐梯町 （福島県）	磐梯町地域防災計画　第3章 災害応急対策計画　第１４節 防疫及び保健衛生　第5 動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が、飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正飼育に関し、県、国、獣医師会等の関係機関、団体に対して支援要請を行なうとともに、連絡調整に努めるものとする。
会津坂下町 （福島県）	会津坂下町地域防災計画　第2編 一般災害対策編　第2章 災害応急対策計画　第１５節 防疫及び保健衛生 第6 動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行なうとともに、連絡調整に努める。 また、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講じるものとする。
湯川村 （福島県）	湯川村地域防災計画　計画編　第3章 災害応急対策計画　第１４節 防疫及び保健衛生　第4 動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、村は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、国、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行なうとともに、連絡調整に努める。
会津美里町 （福島県）	会津美里町地域防災計画書　一般災害対策編　第3章 災害応急対策計画　第１４節 防疫及び保健衛生　第7 動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、これらの動物保護や適正飼育に関し、国、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。
下郷町 （福島県）	下郷町地域防災計画　第1編　一般災害対策編　第3章 災害応急対策計画　第１６節 第6　動物（ペット）救護対策 1　町は、災害時の被害状況を調査し、動物の保護や適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、国（環境省）、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。 2　町は、放置動物の保護、負傷動物の治療及びペットフードの提供等、被災動物の救護を行う。なお、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、関係機関と連携して実施する。

自治体名	記載状況
南会津町 （福島県）	南会津町地域防災計画　第2編　一般災害対策編　第2章　災害応急対策計画　第14節　防疫及び保健衛生　第6　動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正飼育に関し、県（保健福祉部）の支援を行うとともに、連絡調整に努める。
南相馬市 （福島県）	・南相馬市地域防災計画　一般災害対策　災害応急対策計画　第12章 防疫及び保健衛生　第２節 保健衛生活動　第7 動物(ペット)救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難施設に避難してくることが想定される。そのため、健康福祉部健康福祉班は、動物愛護の観点から、動物愛護団体等に支援を求めるとともに、県に対応策の実施等について要請する。 ・南相馬市地域防災計画　震災対策　災害応急対策計画　第12章 防疫及び保健衛生　第２節 保健衛生活動　第7 動物(ペット) 救護対策 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難施設に避難してくることが想定される。そのため、健康福祉部健康福祉班は、動物愛護の観点から、動物愛護団体等に支援を求めるとともに、県に対応策の実施等について要請する。
大熊町 （福島県）	大熊町地域防災計画 第２編　一般災害対策編 第２章　災害応急対策計画 第１５節　防疫及び保健衛生 第７　動物（ペット）救護対策 　町は、環境省「人とペットの災害対策ガイドライン」（平成30年3月）に基づき、災害時にペットの被害状況を調査し、避難所等でのペットの同行避難者の受け入れ体制の確保など適正飼育に関する必要な対策を実施するとともに、県、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行い、連絡調整に努める。
双葉町 （福島県）	双葉町地域防災計画　第１編　第3章　災害応急対策計画　第１３節　防疫及び保健衛生　（P312） 4　動物（ペット）救護対策 災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適性飼育に関し、県（保健福祉部）、獣医師会等の関係機関・団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。
茨城県	茨城県地域防災計画 地震災害対策計画編　第3章 災害応急対策計画　第5節 被災者生活支援 第10 愛玩動物の保護対策 ■基本事項 1 趣 旨 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、県は、動物愛護の観点から、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 2 留意点 （1）愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、県は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう市町村等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。なお、飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておくものとする。 （2）協力体制の確立 県は、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。 3 活動項目リスト　（1）飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護　（2）避難所における動物の適正飼養に係る措置 ■ 対策 1 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護【県（保健福祉部）】 県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努めるものとする。 2 避難所における動物の適正飼養に係る措置 【県（保健福祉部），市町村】 市町村は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。
水戸市 （茨城県）	水戸市地域防災計画　地震災害対策計画編　第3章　地震災害応急対策計画 第37節　愛玩動物の保護計画 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、県及び市は、動物愛護の観点から、県獣医師会や水戸市獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、県の策定する「災害時における愛玩動物救護マニュアル」に基づき、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 第１　飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努める。 市は、水戸市獣医師会等との連携のもと、愛玩動物の保護等に努めるとともに、愛玩動物保護施設の確保に努める。 第２　避難所における動物の適正飼養に係る措置 市は、指定の避難所の施設に近接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。 また、飼い主は、避難に必要となる愛玩動物のケージ、キャリーバッグ、非常食等を備える。
日立市 （茨城県）	日立市地域防災計画（平成27年3月改訂）　地震災害対策計画編　　第3章　災害応急対策計画 第16 節要配慮者等対策　　第7 愛玩動物の保護対策 1 基本方針 災害時には、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想されるとともに、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じる。このため、市は、動物愛護の観点から、県、県獣医師会等の関係機関、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 2 指定避難所における動物の適正飼養に係る措置等 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が指定避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県等と協力して必要な措置を講ずる。また、指定避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護や飼い主の発見については、県や関係機関等に協力するものとする。
土浦市 （茨城県）	土浦市地域防災計画　　第1部　震災対策計画　　第3章　災害応急対策計画 第7節　応急復旧・事後処理　　第4　清掃・防疫・障害物の除去・環境対策　　６　動物対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、ペットの保護及び適正飼養について支援する。 (1) 死亡獣畜の処理 家畜の死亡が確認された場合は、県南家畜保健衛生所の指導により、民間の死亡獣畜取扱所及び化製場で処理する。 大規模災害により大量の獣畜の死体の発生や、処理施設が被災した場合は、必要に応じて 県及び協定自治体に対し協力を要請する。 (2) 放浪動物への対応 飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、県動物指導センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 (3) ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 避難所を開設した際には、避難所の隣接した場所にペットを受け入れる場所を設ける。 避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。なお、関係団体によりペットの救護所等が設置される場合は、公共用地を提供するともに、その旨を避難者に広報する。
古河市 （茨城県）	古河市地域防災計画　　被災者生活支援編　　第2章　応急対策計画 第1節　被災者生活支援　　第13　愛玩動物の保護対策 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、避難所における動物の適正飼養に係る措置をとる。 1 飼い主責任の原則 動物の飼い主は、自分の身体に急迫な危険が迫るなどの緊急事態を除き、動物を放置して見殺しにしたり、解き放つことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないことが責務として求められる。 避難所では、飼い主は基本的なしつけや糞便の後始末など、飼い主に求められる基本的な責任を果たす。 市は、避難所における動物の受け入れにおいて、飼い主に対して、飼い主が果たすべき責任を周知する。 2 同行避難 市は、愛玩動物がいるために避難しない住民に対し、避難所における愛玩動物の受け入れ態勢を説明し、同行避難を呼びかける。 3　動物救護所の設置 災害により飼い主が被災し、愛玩動物を育てることができなくなったときや、応急仮設住宅等に入居するため、愛玩動物を飼い続けることができなくなった場合は、獣医師会と連携して動物救護体制を整えるための対策を検討する。

自治体名	記載状況
石岡市 （茨城県）	石岡市地域防災計画　第2編　震災対策編　第1章　震災予防計画　第4節　防災教育・訓練 1　愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任を持って行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 2　避難所における動物の適正飼養に係る措置 市町村は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。
結城市 （茨城県）	結城市地域防災計画　第３章　第５節　第１２ 愛玩動物の保護対策 1　愛玩動物の保護、及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう、動物指導センター等と協力して必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物の保護に努める。 2　避難所における動物の適正飼養に係る措置 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、県は、動物愛護の観点から、市や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、適正飼養の支援に努める。 結城市避難所運営マニュアル ①ペットの避難スペースの確保 〇ペットについては，衛生上の観点などから，居住スペースへの持込みは原則禁止します。しかし，盲導犬などの介助犬は，法的に公共施設内への同行が可能です。この場合は，一般避難者とは別の部屋へ誘導します。なお，同室者がいる場合には，その方々の理解を求めます。 〇同行避難してきたペットを保管する場所の選定をし，【様式13（避難所ペット登録台帳）】に記載します。 例） ・暴雨や暑さ，寒さをしのげ，清掃しやすい場所 ・臭いがこもらない，又は多少しみついてもよい場所 ・居住エリア及び避難者の従来から離れた場所 ・臭気や鳴き声が避難所にできるだけ届かない場所 ・事故防止のため，ペットの保管場所と明確に示せる場所
龍ケ崎市 （茨城県）	龍ケ崎市地域防災計画（地震災害対策計画編）　第3章　地域災害応急対策計画 第5節　被災者生活救援 第11 愛玩動物の保護対策 災害時には、飼主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主ともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、市は動物愛護の観点から、関係機関や獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 1 愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう必要な措置を講ずるとともに、被災した愛玩動物の保護に努める。 2 動物救護本部の設置 市は、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。 3 飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 市は、住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努めるものとする。 4 飼い主の責務 飼い主は、動物の飼育のための備蓄品・消耗品を少なくとも、5日分を準備しておくものとする。 なお、飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておくものとする。 5 避難所における動物の適正飼養に係る措置 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。
下妻市 （茨城県）	下妻市地域防災計画（地震災害対策計画編） 第3章 地震災害応急対策計画　　第5節 被災者生活支援 第10 愛玩動物の保護対策 ■ 基本事項 1 趣旨 　災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、市は県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 2 留意点 (1) 愛玩動物の保護及び適正飼養 　災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 3 活動項目 1 避難所における動物の適正飼養に係る措置 　市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。
常総市 （茨城県）	常総市地域防災計画 風水害等対策計画編 第3章　災害応急対策計画 第11節　避難計画 第18　愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、県は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。
常陸太田市 （茨城県）	常陸太田市地域防災計画　風水害等対策計画編　2. 風水害対策計画　第2章　災害応急対策 2　避難所の運営に関する事項 避難所の運営に関する共通事項 〇避難時のペットの保護及び飼育は、原則としてペットの所有者・管理者が行い、避難所へのペットの持ち込みは禁止する。 必要に応じて対応する事項 〇避難所生活においてペット問題が生じた場合、県及び獣医師会等と取扱いについて協議する。また、関係団体によりペットの救護所等が設置される場合は、公共用地を提供する。
高萩市 （茨城県）	高萩市地域防災計画　本編 第3編　災害応急対策計画 第4章　避難活動を実施する （2）避難所を管理・運営する ・災害発生時における愛玩動物（ペット）の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、飼い主による管理が原則 ・避難所における人の収容スペースへのペットの同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し原則禁止（ただし、身体障害者補助犬は例外） ・大規模災害発生時は、避難所の施設能力や避難者の状況を踏まえ、避難所屋外等へのペット用スペースの確保を検討 ・ペットを収容する場合、ペットの飼育及び飼育スペースの清掃は飼い主の責任で管理 第8章　社会環境を確保する （3）ペットの保護を実施する ・避難所に愛玩動物と同行避難できるよう飼養環境の整備 ・被災した愛玩動物の保護の実施 ・ペット動物の保護や適正飼養に関する「どうぶつ救援本部」との調整の実施
北茨城市 （茨城県）	北茨城市地域防災計画 第１編 共通事項　　第3部　災害応急対策計画　　第5章　被災者生活支援 7 愛玩動物（ペット）対策 （1）愛玩動物（ペット）の取扱い（原則） 災害発生時における愛玩動物（以下、「ペット」という）の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、飼い主による管理を原則とする。 （2）避難所における人の収容スペースへのペットの同伴禁止（原則） 避難所における人の収容スペースへのペットの同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、原則禁止とする。ただし、身体障がい者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障がい者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。 （3）災害発生規模によるペット飼い主への対応 災害の規模により、ペット飼い主への対応を、衛生状況、被災状況等を考慮しながら、次のように実施する。 大規模災害発生時：避難者の収容完了後、避難所の施設能力や避難者の状況を踏まえ、災害対策本部は屋外等にペットのためのスペースの確保に努める。 避難所へペットを収容する場合、ペットの飼育及び飼育スペースの清掃は飼い主の責任で管理する。 中小規模災害発生時 ペットの管理は、飼い主による管理を原則とするが、関係部署に支援情報の提供を行う。

自治体名	記載状況
笠間市 （茨城県）	笠間市地域防災計画　震災対策計画編 第3章 震災応急対策計画　第5節 被災者生活支援　3 避難所生活環境の整備 (4) 避難所における動物の適正飼養に係る配慮 災害時における愛玩動物の保護及び飼養は、原則愛玩動物の所有者・管理者が行うものとする。市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、愛玩動物の取扱いについては、県等の関係機関と協働して適正飼養の支援に努める。
取手市 （茨城県）	取手市地域防災計画　第6　愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 市は動物愛護の観点から、県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。 内容 1　愛玩動物対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃から動物の生理、習慣等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ゲージ等）を準備するよう努める。また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札や迷子札（マイクロチップ）などで所有者明示（戸別識別）を実施するよう努める。 2　避難所における動物の適正飼養対策 市は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物の飼養について、適正飼育の指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。また、被災市民に対し、保護動物に係る情報提供を行う。市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難所を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努めております。
牛久市 （茨城県）	牛久市地域防災計画　震災対策計画編 第9節　飼育動物対策 1、飼い主責務の原則 2、同行避難 3、動物の救護 4、動物救護所の設置 牛久市動物の愛護及び管理に関する条例 第11条　災害時の飼育動物の保護 市長は、大規模な地震が発生した場合（次項において「災害時」という。）は、飼養する動物の保護について可能な限りの措置を講ずるものとする。 2　飼い主は、災害時の動物の飼養に備えた準備をし、災害時には責任を持った飼養に備えた準備をし、責任を持った飼養に努めるものとする。 市避難所運営マニュアル　第3　避難所の運営 8　衛生班 （5）避難所内のペット対策（要配慮者が必要とする補助犬は、除外する。） 　ア　犬、猫などは室内に入れない。 　イ　避難所のペットの管理責任は、飼育者にあることを原則とする。 　ウ　避難所にペットを連れてきた避難者に対して窓口で届け出るよう呼びかけ、「様式12　避難所ペット登録台帳」に記載する。 　エ　大型動物や危険動物の避難所への同伴は断る。 　オ　ペットの飼育場所を決定し、ペットの飼育ルールと共に飼育者および避難者へ周知徹底を図る。この際、市は動物愛護の観点から、獣医師会・動物愛護関係団体などと協力体制を確立し、近傍にペット用の避難スペースを確保する。 　カ　ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し、協力を求める。
つくば市 （茨城県）	つくば市地域防災計画　第3編 災害応急対策　第3章　いのちをつなぐために　第1節　避難所運営　第2　実施業務　3.避難所の運営 避難所運営職員は、区会、自主防災組織等のリーダーからなる避難所運営委員会を立ち上げ、避難者の自主運営体制を確立する。災害関連死の予防や男女共同参画の視点、ペットへの対応等に配慮し、運営や生活のルールを定めて円滑な運営に努め、避難者の自立支援に取り組む。
ひたちなか市 （茨城県）	ひたちなか市地域防災計画【風水害対策計画編】 第3章　災害応急対策計画　第１１節　避難計画 5　避難所の設置 (2)　避難所の管理運営 エ　愛玩動物の避難等は、原則、飼い主が責任を持って行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう、県等と協力して、（避難所の隣接した場所に受け入れるように配慮するなど）必要な措置を講じる。
鹿嶋市 （茨城県）	鹿嶋市地域防災計画(平成31年3月作成)地震災害対策計画編 第3章　第5節　10.愛玩動物の保護対策 【趣旨】 災害時には，飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため，市は，動物愛護の観点から，県及び他市町村等関係機関や県獣医師会，動物愛護関係団体等と協力体制を確立し，愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 【留意点】 （1）愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は，原則，飼い主が責任をもって行うものとするが，市は，飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県及び他市町村等関係機関と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 なお，飼い主は災害に備え，愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておくものとする。 （2）協力体制の確立 市は，災害時において県が設置する「動物救護本部」と連携し，愛玩動物の保護や適正飼養にの支援に努める。 【対策】 ■避難所における動物の適正飼養に係る措置 市は，自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに，動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。県は，関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。
潮来市 （茨城県）	潮来市地域防災計画 （3）愛玩動物（ペット）対策 　①愛玩動物（ペット）の取扱い（原則） 　　災害発生時における愛玩動物（以下，「ペット」という）の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき，飼養者による管理を原則とする。 　②飼養者の責務 　　飼養者は災害に備え，ペットとの同行避難や飼養について準備しておくものとする。日頃からゲージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに，使用者の連絡先を記載した名札等の装着，ワクチンの接種及　び飼養のための備蓄品の確保に努める。 　③避難所における人の収容スペースへのペットの同伴禁止（原則） 　避難所における人の収容スペースへのペットの同伴は，様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み，他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し，同室への持ち込みは原則禁止とする。ただし，身体　障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障害補助犬」は，同法第7条の規定に基づき対応する。 　④災害発生規模によるペット飼い主への対応 　災害の規模により，ペット飼い主への対応を，衛生状況，被災状況等を考慮しながら，次のように実施する。 　表一ペットに対する対応策 　　大規模災害発生時　避難者の収容完了後，避難所の施設能力や避難者の状況を踏まえ，災害対策本部は屋外等にペットのためのスペースの確保に努める。ペットへの給餌や排泄物の清掃などの飼育・飼養　は，飼養者が管理し責任を負うものとする。 　　中小規模災害発生時　ペットの管理は，飼養者による管理を原則とするが，支援情報については提供を行う。 潮来市国民保護計画　第４章　第２　避難住民の誘導等 (9)　動物の保護等に関する配慮 　　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成１７年８月３日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。 　　・危険動物等の逸走対策 　　・用避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	記載状況
守谷市 （茨城県）	○守谷市動物の愛護及び管理に関する条例 （飼い主の責務） 第6条　7　飼い主は、日頃から大規模な地震等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における動物の飼養に備えた準備をし、災害時においても責任を持った飼養に努めるものとする。 （災害時の動物の保護） 第10条　市長は、災害時において、動物を保護するために必要な措置として規則で定める措置を講ずるものとする。 ○守谷市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則 （災害時の動物の保護） 第8条　条例第10条に規定する必要な措置は、次に掲げるものとする。 (1)避難所における動物の受け入れ体制の整備 (2)飼い主の負傷等の理由により救護を要する動物に対する救護体制の整備 (3)負傷動物の救護体制の構築 (4)前各号に掲げるもののほか、災害時における動物の保護のために市長が必要と認める措置
常陸大宮市 （茨城県）	常陸大宮市地域防災計画　第2編　震災対策計画　第2章　応急対策計画　第5節　被災者生活支援　第2　避難生活の確保、健康管理　2　避難所の運営 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市が設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮に努める。
那珂市 （茨城県）	那珂市地域防災計画　自然災害等対策編　第２章　災害予防計画　第３節　災害による被害軽減へのそなえ ◆対策 ２　避難所の整備 (5)ペット対策 避難所におけるペットの存在は、鳴き声、臭い、アレルギー、衛生面等の問題があり、飼い主以外の者にとっては多大なストレスとなるケースがある。 一方、飼い主にとっては家族の一員として精神的な支えともなることから、ペットの同行避難が望まれる。したがって、双方にとって望ましい対応方法を検討する。
筑西市 （茨城県）	筑西市地域防災計画　第３編　第２章　第５節　第１０　愛玩動物の保護対策 １　基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、市は、動物愛護の観点から、県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 ２　飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 市は、県が動物指導センターを中心として行う、住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護に協力するとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや飼い主の発見に努めるものとする。 ３　愛玩動物の保護及び適正飼養 市は、自らが設置する避難所に隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう、必要に応じて教室や校庭等のｽﾍﾟｰｽを確保し、県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。
坂東市 （茨城県）	坂東市地域防災計画【被災者生活支援計画編】 第2章　災害応急対策計画　　第11節　愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 第１　避難所における動物の適正飼養に係る措置 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう配慮するとともに、避難所における動物の適正飼養に係る措置をとる。 第２　飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 市は、県と連携し住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努めるものとする。 第３　飼い主の責任 飼い主は災害に備え、愛玩動物との同行避難や避難所での飼養について準備しておくとともに、災害時における動物の避難及び避難所における飼養は、飼い主が責任をもって行うものとする。
稲敷市 （茨城県）	稲敷市地域防災計画（平成26年3月策定） 第9　愛玩動物の保護対策 ■基本事項 １　趣旨 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から県、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 ２　留意点 (1)愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任を持って行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県や関係機関と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 (2)協力体制の確立 県では、愛玩動物の保護や適正飼養に関して県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため「動物救護本部」を設置する。市は、必要に応じて動物救護本部の協力を得るものとする。 ■対策 １　飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 【市民生活班】 　避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護は、県動物指導センターを中心として行われる。市は、愛玩動物の一時預かりや飼い主の発見の協力に努めるものとする。 ２　避難所における動物の適正飼養に係る措置 【市民生活班】 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。また、県や関係機関等と協働して適正飼養の啓発に努める。
かすみがうら市 （茨城県）	かすみがうら市地域防災計画　第２編　第２章　第１５節 8. 愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 1）愛玩動物受け入れのための配慮 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。
桜川市 （茨城県）	桜川市地域防災計画【風水害等対策計画編】 第3章　5-9 愛玩動物の保護対策 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、市は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 第1 市の役割 1　動物同伴施設の設置 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。 2　相談窓口の設置 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を生活環境課に設置する。 3　避難訓練時の配慮 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。 第2 飼い主の役割 1　愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 2　愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

自治体名	記載状況
神栖市 （茨城県）	神栖市地域防災計画　第2編　予防計画　第3章　被災者支援のための備え　第1節　避難施設の整備　第2　避難施設の整備　4　避難所の整備 （3）　愛玩動物の同行避難環境の整備 市は、平常時より愛玩動物の登録及び狂犬病予防注射を推進するとともに、災害時における愛玩動物救護対策の周知及び適正飼養等の啓発に努めるものとする。また、避難所に同行避難した愛玩動物の保管施設設置場所をあらかじめ検討・確認し、同行避難環境の整備に努める。 神栖市地域防災計画　第3編　応急対策計画　第4章　避難生活の確保・被災者支援　第2節　避難所の設置　第3　避難所の設営　11　愛玩動物の適正飼養 市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。また、茨城県動物指導センター、獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会、動物愛護関係NPO法人、動物愛護推進員及び動物関係団体などで構成される茨城県災害時動物救護本部は、動物用医薬品・ペットフードとの支援物資を調達するとともに、負傷動物や救護動物を収容する一時保管施設を被災地に近い場所に設置し、愛護動物の救護に努める。
行方市 （茨城県）	行方市地域防災計画【地震災害対策計画】 第2章　地震災害応急対策計画　　第5節　被災者生活支援 13　愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の愛玩動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの愛玩動物が飼い主とともに避難所へ避難してくることが予想される。市は動物愛護の観点から県やその他関係団体と協力して愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 1 愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における愛玩動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県と協力して必要な措置を講じるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 2 協力体制の確立 市は県、関係団体と連携の上、必要な措置を検討し、対応を行うものとする。 3 活動項目 (1)飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 (2)避難所における愛玩動物の飼養に係る措置
鉾田市 （茨城県）	鉾田市地域防災計画 第2編　風水害対策計画編　　第2章　災害応急対策計画　　第5節　被災者生活支援 （一部抜粋） 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
つくばみらい市 （茨城県）	つくばみらい市地域防災計画 第2編 風水害対策　第2章 災害応急対策計画　第9節 避難計画 12. 愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 1）愛玩動物受け入れのための配慮　市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。 第3編 地震災害対策 第2章 地震災害応急対策計画 第6節 被災者生活支援 9）愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 （1）愛玩動物受け入れのための配慮　市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。
小美玉市 （茨城県）	小美玉市地域防災計画 第2編 風水害対策計画 第2章 災害応急対策計画 第4 避難所の開設、運営 1 避難所の開設 （省略） 災害時には、動物とともに飼い主が避難所に避難してくることが予想されることから、動物とともに避難可能な避難所の設置や、避難所における動物の適正な飼育について 県や関係機関と協働して適正飼養の支援に努める。 第3編　震災対策計画 第2章　震災応急対策計画 第2 避難生活の確保、健康管理 1 避難所の開設、運営 （1）避難所の開設 （省略） 災害時には、動物とともに飼い主が避難所に避難してくることが予想されることから、動物とともに避難可能な避難所の設置や、避難所における動物の適正な飼育について 県や関係機関と協働して適正飼養の支援に努める。
大洗町 （茨城県）	大洗町地域防災計画　第10　愛玩動物の保護対策 ■基本事項 1　趣旨 　災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。そのため、町は、動物愛護の観点から、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と強力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 2　留意点 （1）愛玩動物の保護及び適正飼養 　災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任を持って行うものとするが、町は飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 （2）協力体制の確立 　町だけでは愛玩動物の保護対策は難しいので、県が、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、県獣医師会及び動物愛護関係団体と連携・協力するため設置する、「動物救護本部」と連携する。 ■対策 1　飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 　町は、動物指導センターと連携して、住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護収容、危険動物の逸走防止を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや飼い主の発見に努めるものとする。 2　避難所における動物の適正飼養に係る措置 　町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じるものとする。
茨城町 （茨城県）	茨城町地域防災計画 地震災害対策計画編　第2章　災害応急対策計画　第5節 被災者生活支援 第10　愛玩動物の保護対策 ■基本事項 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、県や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 ■対策 県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預りや、飼い主の発見に努めるものとする。 町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。
城里町 （茨城県）	城里町地域防災計画 第5節　被災者生活支援 5　その他 （1）愛玩動物の保護対策 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難を希望した場合は、設置する避難所の近隣に受け入れられるよう配慮に努めるとともに、動物愛護の観点から、県や、県獣医師会、動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援を行う。また、飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護については、県及び県動物指導センターと連携し、関係機関や団体と協議して愛玩動物の一時預かりや飼い主の発見、応急手当に努める。

自治体名	記載状況
東海村 （茨城県）	東海村地域防災計画【地震災害対策計画編】 第3章　地震災害応急対策計画　第5節　被災者生活支援　第8　ペットの保護対策 ■基本事項 1.　趣旨 災害時には,飼い主不明のペットや負傷動物が多数生じると同時に,多くのペットが飼い主とともに避難所に避難してくることが予測されるために,村は動物愛護の観点から,県,県獣医師会,動物愛護団体等と協力体制を確立し,人の生活に潤いを与えるために飼育されるペットの保護及び適正飼養について支援する。 2．留意点 災害時におけるペットの避難等は原則として飼い主が責任をもって行うが,村は,飼い主が避難所にペットと同時避難できるよう県と協力して必要な措置を講じるとともに,被災したペットの保護に努める。 ■対策 1.　飼い主不明及び負傷したペットの保護 　村は県動物指導センターを中心として,住民避難の際に被災地域に残されたペットを保護するとともに,関係機関等と協働してペットの一時預かりや,飼い主の発見に努める。 2.　避難所におけるペットの適正飼養に係る措置 村は,自らが設置する避難所の隣接した場所にペットを受け入れられるよう配慮して,適正な飼養に努める。 東海村地域防災計画【風水害対策計画編】 第3章　風水害応急対策計画　第10節　避難生活の確保　5　避難所におけるペットの適正飼養に係る措置 村は避難所の隣接した場所にペットを受け入れられるよう配慮する。
大子町 （茨城県）	大子町地域防災計画 第3編　震災対策計画編　　第2章　災害応急対策計画　　第5節　被災者生活支援 10　愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、県等関係機関や獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 (1) 避難所の整備 町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮する。
美浦村 （茨城県）	美浦村地域防災計画　第1部震災対策計画 第3章　災害応急対策計画　第7節　応急復旧・事後処理　第4　清掃・防疫・障害物の除去・環境対策 6．動物対策 (1) 放浪動物・死亡獣畜への処理 環境班は、飼い主の被災による廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合、県動物指導センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。死亡した家畜は、県南家畜保健衛生所の指導により、民間の死亡獣畜取扱所及び化製場で処理する。 (2) ペットの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者・管理者が行う。避難所の建物内へはペットの持ち込みを禁止し、避難所の開設時にその旨を避難者に周知する。 環境班は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合、県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体によりペットの救護所等が設置される場合は、スペースに提供に努めるとともに、その旨を避難者に広報する。
阿見町 （茨城県）	阿見町地域防災計画 【地震災害編】第5節　被害者生活支援　−第9 愛玩動物の保護対象 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、動物愛護の観点から、関係機関や獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 《大規模地震発生時の町の方針・目標》 ◎災害時も飼い主は責任を持って所有動物を救護するものとするが、被災のため責務を果たすことが困難な場合は町が必要な支援を行う。 実施担当：環境班、避難班、県、阿見町動物愛護協議会 県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや飼い主の発見に努める。 町（環境班）は、避難所運営職員、県、町動物愛護協議会等と協力して、飼い主不明の動物やペットや同伴避難者の動物等の保護を支援する。その他、避難所における対策は、第2・2「(9) ペット同伴者対策」(地震−79)による。
河内町 （茨城県）	河内町地域防災計画（平成27年3月策定） 第3編　災害応急対策　第5章　被災者生活支援　第9節　愛玩動物の保護対策 ■趣旨 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、県及び関係機関等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 ■留意点 〇愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、町は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県及び防災関係機関等と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 ■実施担当 〇飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護　【担当班】環境衛生班 【関係機関】県（保健福祉部）等 〇避難所における動物の適正飼養に係る措置 【担当班】町民班　　【関係機関】県（保健福祉部）等 ■対策 〇飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護 県は、動物指導センターを中心として住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努める。 〇避難所における動物の適正飼養に係る措置 町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受入れられるよう配慮するとともに、県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。
八千代町 （茨城県）	八千代町地域防災計画　第2編 地震災害対策計画編　第3章 地震災害応急対策計画 第10　愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、町は県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 1　避難所における動物の適正飼養に係る措置 町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとととともに、県は、関係機関と協働して適正飼養の支援に努める。
五霞町 （茨城県）	五霞町防災計画　地震災害対策計画編一第3章　地震災害応急対策計画一第5節　被災者生活支援 第１０　愛玩動物の保護対策 【趣旨】 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多く生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、動物愛護の観点から、町は県や関係機関、県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 【留意点】 愛玩動物の保護及び適正飼養 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、町は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう県と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努める。 【活動項目リスト】 避難所における動物の適正飼養に係る措置 ■対策 避難所における動物の適正飼養に係る措置 町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられる配慮するとともに、県は、関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。
利根町 （茨城県）	利根町地域防災計画本編　第3編　地震災害応急対策計画　第5章　被災者生活支援　第10節　愛玩動物の保護対策 第1　基本事項 1　趣旨 　災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に非難してくることが予想される。このため、町は、動物愛護の観点から、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。 2　留意点 （1）愛玩動物の保護及び適正飼養 　災害時における動物の避難などは、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、県は、飼い主が避難所に愛玩動物と同行避難できるよう町と協力して必要な措置を講ずるとともに被災した愛玩動物の保護に努めることになっている。 （2）協力体制の確立 　町は、愛玩動物の保護や適正飼養に関し、県が設置する「動物救護本部」と連携をとって対処する。 第2　対策 1　飼い主不明及び負傷した愛玩動物の保護【環境対策部、各施設管理者】 　町は、県と協力して、住民避難の際に被災地に残された愛玩動物の保護を行うとともに、関係機関等と協働して愛玩動物の一時預かりや、飼い主の発見に努めるものとする。 2　避難所における動物の適正飼養に関する措置【環境対策部、避難教育対策部、消防対策部】 　町は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるように配慮するとともに、県や関係機関等と協働して適正飼養の支援に努める。 利根町　地域防災計画本編　第4編　風水害応急対策計画　第5章　被災者生活支援　第10節　愛玩動物の保護対策 愛玩動物の保護対策については「第3編　地震災害応急対策計画」第5章「第10節　愛護動物の保護対策」に準ずる。

自治体名	記載状況
栃木県	栃木県地域防災計画（震災対策偏） 第3章 応急対策　第13節 保健衛生活動　第3 動物取扱対策 1 動物保護管理対策 （1）実施体制 　飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県（保健福祉部）、宇都宮市保健所、獣医師会及び日本愛玩動物協会栃木県支部で構成する動物救護の体制により、市町等関係機関・団体の協力を得て、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 （2）実施方法 ア 市町が実施する対策 （ア）動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 （イ）県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 （ウ）感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 （エ）飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。 　なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 （オ）保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 （カ）実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。 イ　県（保健福祉部）が実施する対策 （ア）総合相談窓口を栃木県動物愛護指導センター（以下「動愛センター」という。）に設置し、収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援する。 （イ）被災動物の救助、搬送、治療等は栃木県動物愛護指導センターが主体となって支援する。 （ウ）被災動物は、必要があれば動愛センターへ搬送し、収容、治療等を行う。 （エ）救助、治療については、状況により獣医師会へ応援を要請する。 （オ）感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 （カ）飼料（餌）の確保や被災動物を保護収容するための施設の設置については、関係機関が連携してこれを協議する。 （キ）飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、総合相談窓口を設置し、市町と連携して、情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 （ク）保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を行う。 ウ 獣医師会が実施する対策 （ア）県や市町等関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支部と協力してこれに応ずる。 （イ）被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。 エ　愛護団体が実施する対策 （ア）県や市町等関係機関から被災動物に対するペットフード等支援物資の要請があった場合に、これに応ずる。 （イ）日本愛玩動物協会栃木県支部は、被災動物の一時預かり受け入れ等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。 オ　動物愛護推進員が実施する対策 （ア）災害時における県や市町等の関係機関が行う動物の適正な飼養及び保管に関する飼い主への支援活動に協力する。 カ　飼い主が実施する対策 （ア）飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 （イ）飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。
足利市 （栃木県）	足利市地域防災計画　震災編　第2章　災害応急対策計画　第7節　避難対策　第5　避難所の運営　4　避難所の生活環境の保全 （4）愛がん動物対策 ペット同伴避難者のため、ペットが苦手な避難者に配慮しつつ、ペット保護スペースの確保に努める。 ペット保護スペースは、別棟の倉庫の利用、避難者が合意した場合にはペット同伴者専用の居室の指定等により確保する。また、ペットの飼養は飼い主が行うものとする。 避難生活が長期化し、避難所において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、支援班を通じて県及び動物関連団体等に対策を要請し、ペット救護所等が設置される場合は、公共用地を提供する等の支援を行う。
栃木市 （栃木県）	栃木市地域防災計画　第18節　保健衛生活動　第1　保健衛生対策　4　ペット動物の保護対策 市は、避難所にペットを同伴してきた避難者がいた場合は、次の措置を行い、避難所の衛生環境の維持に努める。 （1）　市は、避難所において、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生を維持する。 （2）　市は、必要に応じて、屋外にペットの飼育スペースを設けるなどして、居住部分へのペットの持ち込みを禁止する。 （3）　市は、ペット飼育場所や飼育ルールを掲示し、避難者へ周知を徹底する。 （4）　身体障害者補助犬法（平成14年法律49号）に基づく「身体障害者補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）については同伴・使用を容認する。
佐野市 （栃木県）	佐野市地域防災計画　風水害等対策編　第3章　第18節 第4　動物取扱対策 1　動物保護管理対策 （1）実施体制 飼い主責任を基本とした同行避難および避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、市、県、獣医師会等関係機関は連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等を把握し、適切な措置を講じる。 （2）実施方法 ア　動物の被災状況等について栃木県動物愛護指導センター等と連携して情報を収集する。 イ　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じて搬送する。 ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連携調整しながら情報の収集、提供を行う。 オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。
鹿沼市 （栃木県）	鹿沼市地域防災計画本編（平成28年度修正） 第3章　地震応急対策計画及び第4章　水害・台風、竜巻等風害・雪害応急対策計画　第13節　保健衛生、遺体の埋火葬等 第3　飼養動物等対策 実施担当　衛生救護班、鹿沼警察署、県獣医師会上都賀支部 市は、動物関係機関と協力して、飼養動物等の保護、指導に努める。 1　避難者の飼養動物対策 　飼養動物の避難、保護、飼養は、飼い主が行うことを原則とし、避難所ではペットのための空間を原則として確保するよう努める。ただし、施設に倉庫等がある場合には、避難所にいる避難者の同意のもとに居室以外の部屋に専用空間を設けて飼養させ、市は避難所の開設時に、その旨を広報する。 　避難所生活の長期化等により、避難所運営の障害となる飼養動物の問題が生じた場合は、県（県西健康福祉センターを通じて動物愛護指導センター）及び獣医師会等に、動物救護所の開設・運営等の協力を要請する。なお、動物救護所を設置する場合は、市有施設の提供に努める。 2　放浪動物、被災動物対策 　市（衛生救護班）は、飼養動物が逃走した場合、飼い主、警察署等に保護を要請する。また、危険動物の場合には、周辺住民等に避難等の注意を呼びかける。 　災害により、飼い主が保護動物を管理、救護できない場合は、県（動物愛護指導センター又は県央家畜保健衛生所（※家畜の場合））や獣医師会等に協力を要請する。 　災害相談窓口等で飼養動物の捜索依頼を受けた場合は、県（動物愛護指導センター）に報告するとともに、県が有する保護動物等の情報を依頼者に提供する。
日光市 （栃木県）	日光市地域防災計画　第2編 震災対策編 第3章 応急対策 第13節 保健衛生活動 第3 動物取扱対策 1 動物保護管理対策 （1）実施体制 市（市民生活部）は、県及び獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 （2）実施対策 ① 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 ② 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ③ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 ④ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。 なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 ⑤ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 ⑥ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。 日光市地域防災計画　第3編 風水害等対策編 第3章 応急対策 第13節 保健衛生活動 災害時における保健衛生対策、遺体の収容・埋葬、動物の管理の的確な実施については、第2編（震災対策編）第3章第13節「保健衛生活動」に準ずる。

自治体名	記載状況
小山市 （栃木県）	平成29年11月　小山市地域防災計画 第2編　風害・台風、竜巻等　風害・雪害対策編　第2章　災害応急対策計画　第17節　保健衛生活動　第4　動物の保護・管理対策 市は、県及び獣医師会等関係機関と連携し、愛がん動物の被災状況等について情報を収集するとともに、避難所における適切な飼育について、必要な措置を講ずるよう努める。 1　飼い主不明等の動物の把握 市は、可能な限り、飼い主不明となった動物の情報の収集・提供に努める。 2　避難所におけるペット同伴者への配慮 市は、飼い主とともに避難所に避難した動物について、受け入れ場所を確保するなど、他の避難者が避難生活を営む上で支障とならないよう、可能な限り、必要な措置を講じるよう努める。
真岡市 （栃木県）	真岡市地域防災計画　風水害等対策編　第3章 応急対策　第１５節 保健衛生活動　第5 動物取扱対策 1　動物保護管理対策 （1）実施体制 市は、県、獣医師会等関係機関と連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物の受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講じる。 （2）実施方法 ア　市が実施する対策 （ア）　動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 （イ）　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 （ウ）　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 （エ）　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 （オ）　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 （カ）　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、獣医師会や関係機関に応援を求めて実施する。
大田原市 （栃木県）	大田原市地域防災計画本編　風水害対策編 第3章　応急対策　第13節　保健衛生活動　第3　動物取扱対策 1　動物保護管理対策 （1）実施体制 　飼い主責任を基本とした同行避難および避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、宇都宮市保健所、獣医師会及び日本愛玩動物協会栃木支部で構成する動物救護の体制により、市町等関係機関・団体の協力を得て、動物あ（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 （2）市が実施する対策 ア　動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。
矢坂市 （栃木県）	矢板市地域防災計画　第3　動物取扱対策 1　動物保護管理対策 （1）　実施体制 本市は、県、獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 （2）　実施方法 ア　動物の被災状況について県と連携して情報を収集する。 イ　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。
那須塩原市 （栃木県）	那須塩原市地域防災計画2-52避難所運営マニュアル 第2章　業務の全体像 1　平常時　(2)避難所の整備、確認　イ施設利用スペースの確認　ペット飼育場所 ⇒原則として屋外に設ける 3　展開期　(2)各班の業務の詳細　ウ　救護・衛生班　日常生活の管理　〇ペット 　様々な人が生活する避難所で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、避難者間のトラブルを回避する必要がある。避難所の居住部分へのペットの持ち込みは禁止とし、敷地内の屋外に飼育スペースを設置する【様式⑳：ペット管理票】。飼育にあたってはペットの所有者の責任で衛生面の確保等を行う。 4　安定期　(2)各班の業務　ウ救護・衛生班　ペット 　避難所の居住部分へのペットの持ち込みは禁止とし、敷地内の屋外に飼育スペースを設置する。【様式⑳：ペット管理票】
さくら市 （栃木県）	さくら市地域防災計画　第2編　震災対策編　第2章　震災応急対策　第１２節　保健衛生活動　第3　動物取扱対策 1　動物保護管理対策 （1）実施体制 市は、飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、県、宇都宮市保健所、獣医師会及び日本愛玩動物協会栃木県支部で構成する動物救護体制並びに関係機関との連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 （2）実施方法 ①　市が実施する対策 ・動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 ・県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ・感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 ・飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理台帳の活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 ・保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 ・実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。 ②　県が実施する対策 ・総合相談窓口を栃木県動物愛護指導センター（以下「動愛センター」という。）に設置し、収集した情報に基づき、関係機関による被災動物の救助等を支援する。 ・被災動物の救助・搬送・治療等は動愛センターが主体となって支援する。 ・被災動物は、必要があれば動愛センターへ搬送し、収容、治療等を行う。 ・救助、治療については、状況により獣医師会へ応援を要請する。 ・感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 ・飼料（餌）の確保や被災動物を保護収容するための施設の設置については、関係機関が連携してこれを協議する。 ・飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、相談窓口を設置し、情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 ・保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて動愛センター内において写真の掲示等を行い、飼い主への情報提供を行う。 ③獣医師会が実施する対策 ・市及び県、関係機関から被災動物に対する救助、治療等の要請があった場合は、各支部と協力してこれに応ずる。 ・被災動物の健康管理等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。 エ　愛護団体が実施する対策 （ア）県や市町等関係機関から被災動物に対するペットフード等支援物資の要請があった場合に、これに応ずる。 （イ）日本愛玩動物協会栃木県支部は、被災動物の一時預かり受け入れ等に関する問い合わせ、相談窓口を設置する。 オ　動物愛護推進員が実施する対策 （ア）災害時における県や市町等の関係機関が行う動物の適正な飼養及び保管に関する飼い主への支援活動に協力する。 カ　飼い主が実施する対策 （ア）飼い主は、被災により一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 （イ）飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。

自治体名	記載状況
那須烏山市 （栃木県）	那須烏山市地域防災計画 〇　風水害等対策編　第13節　保健衛生活動　第3　動物取扱対策 〇　震災対策編　第2章　応急対策　第12節　保健衛生活動　第3　動物取扱対策 1 動物保護管理対策 ⑴ 実施体制 市は、県及び獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 ⑵ 実施対策 ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。 那須烏山市防災計画　風水害対策編　第2章　応急対策　第6節　避難対策　第4　避難所の開設、運営 2　避難所の運営⑻ 市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。
上三川町 （栃木県）	上三川町地域防災計画　第3章　応急対策　第13節　保健衛生活動　第3　動物取扱対策 1 動物保護管理対策 ⑴ 実施体制 町は、県及び獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 ⑵ 実施対策 ア 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。 なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。
下野市 （栃木県）	下野市地域防災計画本編 第1章　災害予防計画 第１１節　避難体制の整備 1．指定緊急避難場所及び指定避難場所の指定 （4）避難所の整備 ＜避難所整備に当たっての留意事項＞ サ　必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。 第2章　災害応急対策計画　第7節　避難対策 5　避難所の開設、運営 （2）避難所の運営 コ　市は、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼養させることができる。 7　動物取扱対策 （1）動物保護管理対策 ア　実施体制 飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、市は、県及び獣医師会等関係機関と連携し、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 イ 実施方法 (ア) 動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 (イ) 県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 (ウ) 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 (エ) 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 (オ) 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 (カ) 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。 第4編 原子力災害対策編 第3章 原子力災害応急対策計画　第4節 屋内退避・避難誘導等 6 避難行動要支援者等への配慮 市は、県と連携して、避難誘導、避難所での生活に関して、高齢者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の避難行動要支援者、愛がん動物同伴者に十分配慮する。
茂木町 （栃木県）	茂木町防災計画　水害・台風、竜巻等風害対策編　154ページ～155ページ 第1章 応急対策、第15節 保健衛生活動　3 .動物取扱対策 (1)動物保護管理対策 ①実施体制 町は、県、獣医師会等関係機関と連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 ②実施方法 ア　動物の被災状況等について、県と連携して情報を収集する。 イ　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への　情報提供を行う。 カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。
市貝町 （栃木県）	市貝町地域防災計画　第3章 災害応急対策計画　第15節 保健衛生計画　第5 動物取扱対策 町は、県、獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）の被災状況、救助・搬送に関する状況、被災動物の受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講じる。 （1）　実施体制 被災地における予防対策は、町が実施する。 （2）　応急対策の実施 町は、次の応急対策を実施する。 ア　動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。 なお、その方法は、電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、獣医師会や関係機関に応援を求めて実施する。

自治体名	記載状況
芳賀町 （栃木県）	芳賀町地域防災計画 〇3　応急対策編 ・第2の2の（11） 必要に応じ、家庭動物（ﾍﾟｯﾄ）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫棟があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該施設に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養することができる。 第3　動物取扱対策 （1）実施体制 町は、県、獣医師会等関係機関と連携の上、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 （2）実施方法 ア　動物の被災状況等について、県と連携して情報を収集する。 イ　県と連携し被災動物の救助を行うものとともに、必要に応じ搬送する。 ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。 オ　保護した動物が死亡した場合には、状況に応じて、飼い主への情報提供を行う。 カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。
壬生町 （栃木県）	壬生町地域防災計画　第2章災害応急対策計画　第１４節　保健衛生活動計画　第3　動物取扱対策 1　動物保護管理対策 （1）実施体制 　町は、県及び獣医師会等関係機関と連携し、動物（家畜農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切の措置を講じる。 （2）実施方法 ア　動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じて搬送する。 ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置を講ずる。 エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。
野木町 （栃木県）	野木町地域防災計画（改訂）　水害・台風、竜巻等風害対策編　第3章 応急対策　第１４節 保健衛生活動 震災対策編　第3章 応急対策　第１３節 保健衛生活動　第3 動物取扱対策 1　動物保護管理対策 （1）実施体制 　町は、県、獣医師会等関係機関と連携の上、動物（家畜農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助及び搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入に関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切の措置を講じる。 （2）実施方法 ア　動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。
高根沢町 （栃木県）	高根沢町地域防災計画本編（震災対策編）　第2章 震災応急対策　第18節 保健衛生活動 第4 動物取扱対策【環境課】 1　実施体制 町、県（保健福祉部）、獣医師会等関係機関は連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について、情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 2　実施方法 町が実施する対策 ①動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 ②県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ③感染症の拡大防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 ④飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 ⑤保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 ⑥実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。 3　避難所における動物の適切な飼養 （1）県と協力して飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼養を行うなど、動物の愛護及び環境衛生を図る。 （2）避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所で様々な価値観を持つ者が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設け使用させることとする。 （3）動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。
那須町 （栃木県）	那須町地域防災計画　水害・台風、竜巻等風害、雪害対策編　第2章 応急対策　第１６節 遺体の捜索、処理、埋葬活動　5 動物保護管理対策 那須町地域防災計画　震災対策編　第2章 応急対策　第１６節 遺体の捜索、処理、埋葬活動　4 動物保護管理対策 （1）実施体制 飼い主責任を基本とした同行避難および避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物の救護等の対策を講じるため、町は、県（保健福祉部）、獣医師会等関係機関は連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受け入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講ずる。 （2）実施方法 ア 動物の被災状況等について情報を収集する。 イ 被災動物の救助を行うと共に、必要に応じ搬送のうえ一時保護する。 ウ 感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ 飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、相談窓口を設置し、犬の登録管理台帳の活用等により、情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ 保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ 実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。
那珂川町 （栃木県）	那珂川町地域防災計画　第3章 応急対策　第14節 保健衛生活動　第3 動物取扱対策 (1)実施体制 町は、県及び獣医師会等関係機関と連絡のうえ、動物（家畜農業に係るもの及び野生動物は除く。）の被災状況、救助、搬送に関する状況（道路状況等）、被災動物受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切の措置を講じる。 (2)実施対策 ア　動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話やFAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、関係機関に応援を求めて実施する。

自治体名	記載状況
益子町 （栃木県）	益子町地域防災計画　水害・台風、竜巻等風害対策編　第2章　応急対策　第16節　保健衛生活動 第5　動物取扱対策 1　動物保護管理対策 町は、県、獣医師会等関係機関と連携のうえ、動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）の被災状況、救助・搬送に関する状況、被災動物の受入れに関する状況等について情報を収集し、その実態を把握するとともに、適切な措置を講じる。 1）実施体制 被災地における予防対策は、町が実施する。 2）応急対策の実施 町は、次の応急対策を実施する。 ア　動物の被災状況等について県と連携して情報を収集する。 イ　県と連携して被災動物の救助を行うとともに、必要に応じ搬送する。 ウ　感染症のまん延防止等に配慮し、被災の状況に応じた防疫措置をとる。 エ　飼い主及び行方不明となった動物の捜索については、犬の登録管理システムの活用等により、県と連絡調整しながら情報の収集、提供を行う。なお、その方法は電話や　FAXを基本とするが、状況に応じて掲示等適切な方法を検討する。 オ　保護した動物が死亡した場合には、必要に応じて写真の掲示等により、飼い主への情報提供を行う。 カ　実施については、現有の人員、機材、施設等で対応することを原則とするが、対応が困難な場合は、獣医師会や関係機関に応援を求めて実施する。
群馬県	群馬県地域防災計画 第3部　災害応急対策　第14章　その他の災害応急対策 第7節　動物愛護 県(健康福祉部、動物愛護センター)、市町村 災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 1 動物愛護の実施 (1) 実施機関 県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物愛護センター内に「動物救護本部」を設置し、愛玩動物等の収容対策を実施することとする。 (2) 実施方法 動物救護本部は、次の事項を実施することとする。 ア飼養されている動物に対する餌の配布 イ負傷した動物の収容・治療・保管 ウ放浪動物の収容・保管 エ飼養困難な動物の一時保管 オ動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カ動物に関する相談の実施 (3) 各地方部(保健福祉事務所)は、次の事項について動物救護本部を支援することとする。 ア被災動物救護体制の整備 イ犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 ウ動物の応急保護収容施設設置のための調整等 2 市町村は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、情報を提供することとする。 3 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。
桐生市 （群馬県）	桐生市地域防災計画 震災対策編　第2章　災害予防計画　第3節　市民等による防災活動推進計画 4　特定動物脱走に対する市の措置 市は、災害発生時に桐生が岡動物園内の特定動物の脱走防止に努めるとともに、地域住民・関係機関に対する通報・連絡体制及び緊急措置など、非常事態対策要綱に基づき、脱走した際に取るべき措置を講ずるものとする。
伊勢崎市 （群馬県）	伊勢崎市地域防災計画　3　風水害　災害応急対策編　第15章　その他の災害応急対策　第8節　動物愛護　5　震災　災害応急対策編　第14章　第7節　動物愛護 第8節　動物愛護 　災害時には、負傷動物や逸走状態の愛護動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 1　動物愛護の実施 （1）市は、県が獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物管理センター内に設置する「動物救護本部」の実施する愛玩動物等の収容対策に協力することとする。 （2）市は、動物救護本部に対し、避難場所における愛玩動物の状況等、情報を提供することとする。 （3）愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。 第7節　動物愛護 　災害時には、　負傷動物や逸走状態の愛護動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 1　動物愛護の実施 （1）市は、県が獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物管理センター内に設置する「動物救護本部」の実施する愛玩動物等の収容対策に協力することとする。 （2）市は、動物救護本部に対し、避難場所における愛玩動物の状況等、情報を提供することとする。 （3）愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。
沼田市 （群馬県）	沼田市地域防災計画 第3章　地震災害応急対策計画　第15節　その他の災害応急対策　第5　動物愛護 〔方針・目標〕 ● 災害時のペットの扱いは、飼い主の責任とし、原則として避難所における生活場所へのペットの持ち込みは禁止とする。 ● 県が中心となって動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。 ● 家畜の弊獣処理は、所有者が処理をすることが原則であるが、死亡頭数が激増した場合は、県と連携して埋設場所の調整を行う。 1 ペット対策 （1）動物救護本部の設置 県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物管理センター内に「動物救護本部」を設置し、愛玩動物等の収容対策を実施する。 動物救護本部は、次の事項を実施する。 ① 飼養されている動物に対する餌の配布 ② 負傷した動物の収容・治療・保管 ③ 放浪動物の収容・保管 ④ 飼養困難な動物の一時保管 ⑤ 動物の所有者や新たな所有者捜しのための情報の収集、提供 ⑥ 動物に関する相談の実施等 また、保健福祉事務所は、次の事項について、動物救護本部を支援する。 ① 被災動物救護体制の整備 ② 動物の応急保護収容施設設置のための調整等 （2）市の対応 市は、避難所における生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。また、被災者のペットの状況を把握し、動物救護本部に情報を提供する。県、獣医師会及び動物愛護関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。 （3）飼養者の対応 ペットの保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 2 放浪動物への対応 市は、飼い主の被災により放置、遺棄又は逃亡したペット等が発生した場合は、保健福祉事務所、動物救護本部と協力して捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。 3 死亡動物への対応 市は、死亡した愛玩動物等が放置されている場合は回収する。また、家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。市は、情報を収集し利根沼田農業事務所の指導により適正な処理を行う。

自治体名	記載状況
富岡市 （群馬県）	富岡市地域防災計画 第2編　震災対策編　第3部　地震災害応急対策計画　第13　その他の災害応急対策　第6節　動物愛護 第1　ペット対策 （1）市の対策 　市は、避難場所における生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。 　また、被災者のペットの状況を把握し、動物救護本部に情報を提供する。県、獣医師会及び動物愛護関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。 （2）動物愛護本部の設置 　県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物管理センター内に「動物救護本部」を設置し、愛玩動物等の収容対策を実施する。 　動物救護本部は、次の事項を実施する。 　ア　飼養されている動物に対する餌の配布 　イ　負傷した動物の収容・治療・保管 　ウ　放浪動物の収容・保管 　エ　飼養困難な動物の一時保管 　オ　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 　カ　動物に関する相談の実施等 （3）飼養者の対応 　ペットの保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 第2　放浪動物への対応 　市は、飼い主の被災により廃棄または逃げ出したペット等が発生した場合は、富岡保健福祉事務所、動物救護本部と協力して捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 第3　死亡動物への対応 　市は、死亡した愛玩動物が放置されている場合には、富岡保健福祉事務所と連携して必要な措置をとる。 　また、家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。市は、情報を収集し県の指導により適正な処理を行う。
館林市 （群馬県）	館林市地域防災計画 第2編　震災対策編　第2章　災害応急対策　第6節　避難収容活動　第2　避難所の開設・運営　4　避難者の保護 （3）　動物の適正な飼養 　　市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第16節　その他の災害応急対策　第4　動物愛護 　災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 　1　動物愛護の実施 （1）　情報の提供 　　市は、県が獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して設置する動物管理センター内の動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等の情報を提供する。 （2）　所有者の責務 　　愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
吉岡町 （群馬県）	吉岡町地域防災計画 第1編　一般災害対策編　第3章　災害応急対策計画　第4項　り災者救護計画　第35節 動物愛護 　災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、町（総括班）は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 1 実施内容 町は、県や獣医師会及び動物愛護団体と連携して設置する動物救護本部に協力する。 （1）所有者不明の動物、負傷動物等は県、獣医師会、動物愛護団体等の協力のもと保護し、動物救護本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。 （2）町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （3）町は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、情報を提供する。
川場村 （群馬県）	川場村地域防災計画 第35節　動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため村［住民課］は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 1　動物愛護の実施 （1）実施機関 県が、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力し、動物管理センター内に「動物救護本部」を設置し、愛玩動物等の収容対策を実施するので、村はその活動を支援する。 （2）実施方法 動物救護本部は、次の事項を実施することとする。 ア　飼養されている動物に対する餌の配布 イ　負傷した動物の収容・治療・保管 ウ　放浪動物の収容・保管 エ　飼養困難な動物の一時保管 オ　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カ　動物に関する相談の実施等 （3）各地方部（動物管理センター）は、次の事項について動物救護本部を支援することとする。村はその活動を支援する。 ア　被災動物救護体制の整備 イ　犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 ウ　動物の応急保護収容施設設置のための調整等 2　県への情報提供 村［住民課］は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、情報提供する。 3　愛玩動物の所有者のつとめ 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。
高山村 （群馬県）	高山村地域防災計画 第36節　飼養動物の保護対策 第1　基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても捕獲・収容・救護及び避難所での飼育等の保護措置を実施する。 また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。 第2　活動の内容 1　村が実施する対策 （1）関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 （2）特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講ずる。 2　飼い主が実施する対策 （1）飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、避難所のルールに従い、適正な飼育を行う。

自治体名	記載状況
みなかみ町 （群馬県）	みなかみ町地域防災計画 風水害・雪害対策編　第3部　災害応急対策計画　第11章　保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動　第1節　保健衛生　５　災害時における動物の管理等 町は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。 第１８章　その他の災害応急対策　第2節　動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、県は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、町、関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 １　動物愛護の実施 （1）実施機関 県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物管理センター内に「動物救護本部」を設置し、愛玩動物等の収容対策を実施することとなっている。 （2）実施方法 動物救護本部は、次の事項を実施することとする。 ア　飼養されている動物に対する餌の配布 イ　負傷した動物の収容・治療・保管 ウ　放浪動物の収容・保管 エ　飼養困難な動物の一時保管 オ　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カ　動物に関する相談の実施等 （3）各地方部（保健福祉事務所）は、次の事項について動物救護本部を支援することとする。 ア　被災動物救護体制の整備 イ　犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 ウ　動物の応急保護収容施設設置のための調整等 （4）町は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、情報を提供することとする。 （5）愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。
邑楽町 （群馬県）	邑楽町地域防災計画 第2編　風水害・雪害等対策編　　第1部　災害予防計画　　第2章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え　　第3節　避難体制の整備 4　ペット同行避難の体制整備 これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきている。しかし、一方で、ペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。 そのため、町は、災害時におけるペット同行避難のための体制を整備する。 (1)　ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発 ア　住まいの防災対策 イ　ペットのしつけと健康管理 ウ　ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示） エ　ペット用の避難用品や備蓄品の確保 オ　避難所や避難ルートの確認等の準備 (2)　町の対策 ア　ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発 イ　ペットの同行避難も含めた避難訓練 ウ　避難所、仮設住宅におけるペットの受け入れ、飼育に係る検討 第2部　災害応急対策　　第１４章　その他の災害応急対策　　第5節　動物愛護 １　動物愛護の実施 (1)　町は災害時における動物愛護対策として、以下の事項に取り組む。 ア　ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援 イ　避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受け入れ ウ　県が設置する動物救護本部に対し、避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供 エ　避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援 オ　県が設置する動物救護本部が行う動物救護活動への連携、協力、支援要請 カ　被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供 (2)　愛玩動物の所有者 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。
上野村 （群馬県）	上野村地域防災計画 第3章　風雪害応急対策活動　第13　動物愛護 災害時のペットの扱いは、飼い主の責任とし、原則として避難所へのペットの持ち込みは禁止とする。また、県が中心となって動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し、被災者に提供する。 １３．１　ペット対策 （1）村の対応 　村は、避難所における生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。 　また、被災者のペットの状況を把握し、動物救護本部に情報を提供する。県、獣医師会及び動物愛護関係団体によりペットの救護場所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。 （2）飼養者の対応 　ペットの保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 １３．２　放浪動物への対応 　村は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、動物管理センター、動物救護本部と協力して捕獲等の対応をとる。 　危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 １３．３　死亡動物への対応 　村は、死亡した愛玩動物等が放置されている場合は、動物管理センターと連携して必要な措置をとる。 　また、家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。 　村は、情報を収集し、西部農業事務所家畜保健衛生課の指導により適正な処理を行う。
太田市 （群馬県）	太田市地域防災計画 第6章　応急医療・救護活動　第3節　保健・衛生対策　５　動物の保護・収容 市及び防災関係者は、災害発生時において、市民により飼養（家畜を含む）されている動物に対して下記の対策を行うものとする。 1）飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 2）動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 3）仮設救護センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 4）危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 5）避難所及び応急仮設住宅等において家庭動物を適正に飼養する。 第8章　避難の受入活動　　第1節　避難所の開設　　５　良好な生活環境の確保 1）市は、次により、避難所における良好な生活環境の確保に努めるものとする。 （7）必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第11章　住宅対策　　第3節　応急仮設住宅の建設　　４　仮設住宅の管理 3）必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
渋川市 （群馬県）	渋川市地域防災計画 第3章　地域災害応急対策計画　第15節　その他の災害応急対策　第7　動物愛護 （方針・目標） ● 災害時の愛玩動物（ペット）の扱いは、飼い主の責任とし、原則として避難所内への愛玩動物（ペット）の持ち込みは禁止とする。 ● 県が中心となって動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。 ● 家畜の弊獣処理は、所有者が処理をすることが原則であるが、死亡頭数が激増した場合は、県と連携して埋設場所の調整を行う。 1 愛玩動物（ペット）対策 （1）市の対応 ア　市は、避難所における生活場所への愛玩動物（ペット）の持ち込みは、原則的に禁止とする。 イ　避難所においては、屋外に「愛玩動物（ペット）専用スペース」を設定し、そこでの飼養を行わせる。飼養については、ゲージでの飼養を基本とする。リードで飼養する場合には飼養者の責任において固定したものへの縛り付けをおこなうこと。 ウ　市は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物（ペット）の状況・情報等を提供する。 （2）飼養者の対応 愛玩動物（ペット）の保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 2 放浪動物への対応 市は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出した愛玩動物（ペット）等が発生した場合は、県動物愛護センター北部出張所、動物救護本部と協力して捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。 3 死亡動物への対応 市は、死亡した愛玩動物（ペット）等が放置されている場合は、保健福祉事務所と連携して必要な措置をとる。また、家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。市は、情報を収集し中部農業事務所の指導により適正な処理を行う。

自治体名	記載状況
藤岡市 （群馬県）	藤岡市地域防災計画 風水害対策編・震災対策編　第3章　災害応急対策計画　第４２節　動物愛護対策 １ ペット対策 （１）市の対応 　市は、避難所における生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。また、被災者のペットの状況を把握し、動物救護本部に情報を提供する。県、獣医師会及び動物愛護関係団体によりペットの救護所を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。 （２）動物救護本部の設置 県は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、動物愛護センター内に「動物救護本部」を設置し、ペット等の収容対策を実施する。 動物救護本部は、次の事項を実施することとする。 ア　飼養されている動物に対する餌の配布 イ　負傷した動物の収容・治療・保管 ウ　放浪動物の収容・保管 エ　飼養困難な動物の一時保管 オ　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カ　動物に関する相談の実施等 （３）飼養者の対応 ペットの保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 ２ 放浪動物への対応 市は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、動物救護本部と協力して捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。 ３ 死亡動物への対応 市は、死亡したペット等が道路や河川等の公用地に放置されている場合は、必要な措置をとる。放置された場所が私有地の場合は、所有者が対応することを原則とする。また、家畜が死亡した場合は、所有者が対応することを原則とする。市は、情報を収集し県の指導により適正な処理を行う。
みどり市 （群馬県）	みどり市地域防災計画 第2章　災害予防計画　　第１２節　市民、事業所等による防災活動推進計画 ５　特定動物逸走に対する管理者の措置 特定動物の管理者は、災害発生時に特定動物逸走防止に努めるとともに、地域住民・関係機関に対する通報・連絡体制及び緊急措置など、逸走した際に取るべき措置をあらかじめ確立しておかなければならない。 第3章　災害応急対策計画　第3項　防災活動計画　第17節　防疫活動計画 ２. 動物の保護・収容 市及び防災関係者は、災害発生時において、市民により飼養（家畜を含む）されている動物に対して次の対策を行うものとする。 （１）飼養されている動物に対するえさの配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他の動物に係る相談等を実施する。 （２）動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 （３）仮設救護センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 （４）危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、警察機関との連絡体制を図り管理に努める。
安中市 （群馬県）	安中市地域防災計画 第2編　風水害・雪害等対策編　　第2章　災害応急対策　　第１１節　避難活動計画 １２　良好な生活環境の確保 キ　必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 １６　避難所における動物愛護の実施 県、獣医師会及び動物愛護団体が連携・協力して、動物管理センター内に設置する動物救護本部に対し、市は、避難所における愛玩動物の状況等、情報を提供する。 第１７節　応急仮設住宅対策 ２　応急仮設住宅の運営管理 市は、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
榛東村 （群馬県）	榛東村地域防災計画 第3章　災害応急対策　　第１２節　避難所の開設・運営 ９　動物（ペット、家畜等）への配慮 災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 村は、県が設置する動物救護本部と連携し、愛玩動物の状況など、情報提供を行う。
神流町 （群馬県）	神流町地域防災計画 第2章　災害予防計画　　第１７節　町民、事業所等による防災活動推進計画 ５　動物逸走に対する管理者の措置 動物の管理者は、災害発生時に動物の逸走防止に努めるとともに、町民、関係機関に対する通報、連絡体制及び緊急措置など、逸走した際に取るべき措置をあらかじめ確立しておく。 第３３節　ボランティア活動支援・推進計画 ３　ボランティア活動の主な内容 町は、災害時における災害ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアリーダーの育成に努めるとともに、行政とボランティアの連携の促進及びボランティア活動の支援のための諸対策を推進するものとする。 （１）一般ボランティア　　シ　愛玩動物の保護
甘楽町 （群馬県）	甘楽町地域防災計画 第3章　風水害等応急対策計画　　第９節　保健衛生・防疫・遺体の処理に関する活動　　第１　保健衛生活動 ６　災害時における動物の管理等 （１）町は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずる。
長野原町 （群馬県）	長野原町地域防災計画 第3編　災害応急対策　　第１章　風水害・雪害・土砂災害対策　　第７節　避難収容活動 第１　避難所の開設・運営　　６　良好な避難所生活環境の確保 （１）避難所における良好な生活環境の確保 キ　必要に応じ、避難所における愛玩動物のためのスペース確保に努める。 第５　動物愛護　１　ペット対策 （１）動物救護本部の設置 町は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力し、必要に応じて「動物救護本部」を設置し、次に示す愛玩動物等の収容対策を実施する。 ・飼養されている動物に対する餌の配布 ・負傷した動物の収容・治療・保管 ・放浪動物の収容・保管 ・飼養困難な動物の一時保管 ・動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 ・動物に関する相談の実施等 （２）避難所における広報 避難所における生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。 （３）他の動物救護本部との連携 県又は他市町の動物救護本部と次の連携を行う。 ・被災動物救護体制の整備 ・犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 ・動物の応急保護収容施設設置のための調整等 ・被災者のペットの状況についての情報提供 （４）ペット救護所開設の支援 県、獣医師会及び動物愛護関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。 （５）飼養者の対応 ペットの保護及び飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 ２　放浪動物への対応 町は、飼い主の被災により放置、遺棄又は逃亡したペット等が発生した場合は、捕獲等の対応をとる。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

自治体名	記載状況
嬬恋村 （群馬県）	嬬恋村地域防災計画 風水害・雪害対策編　第1部　災害予防　第3章　村民等の防災活動の促進　第2節　防災思想の普及 1　防災知識の普及 村は、県（危機管理室ほか）、警察機関及び消防機関と連携して、防災週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。 （2）家庭防災会議の開催 ク　愛玩動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第9章　保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動 5　災害時における動物の管理等 村は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。
片品村 （群馬県）	片品村地域防災計画 第34節　動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため村（農林建築課）は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 1　動物愛護の実施 （1）実施機関 県が、獣医師会及び動物愛護団体との連携・協力し、動物管理センター内に「動物救護本部」を設置し、愛護動物等の収容対策を実施するので、村はその活動を支援する。 （2）実施方法 動物救護本部は、次の事項を実施することとする。 ア　飼養されている動物に対する餌の配布 イ　負傷した動物の収容・治療・保管 ウ　放浪動物の収容・保管 エ　飼養困難な動物の一時保管 オ　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カ　動物に関する相談の実施等 （3）各地方部（利根沼田保健福祉事務所）は、次の事項について動物救護本部を支援することとする。村はその活動を支援する。 ア　被災動物救護体制の整備 イ　犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 ウ　動物の応急保護収容施設設置のための調整等 2　県への情報提供 村（農林建築課）は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、情報提供する。 3　愛玩動物の所有者のつとめ 愛玩動物の所有者は、飼養困難な情報等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。
玉村町 （群馬県）	玉村町地域防災計画 第4編　災害応急対策・復旧計画編　第1章　災害応急対策計画　第10節　避難計画 3　避難場所・避難施設の開設、収容 （9）避難所におけるペットの取り扱いの考え方 災害時は、小学校・中学校体育館等の屋内を避難所、校庭等の屋外を避難場所として指定する。 災害時は子どもや老人、妊婦、病人等が優先されるため、ペット同伴で避難される場合は、校庭等の屋外への持ち込みは可能であると考えるが、体育館等の屋内への持ち込みは原則としてできないものとして取扱う。 屋外でのペットスペースの確保については、地域の自主防災組織や避難場所責任者が話し合いを行い、避難者の合意に基づいて決定していくことであると考える。 第2章　災害復旧計画　第4節　その他保護計画等 4　動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の愛護動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、町、県等関係機関や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 （1）実施主体 町、県（健康福祉部、動物管理センター） （2）動物愛護の実施 獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力して、県に「動物愛護本部（動物管理センター内）」が設置された場合、愛玩動物等の収容対策を協力し実施する。 町は、動物愛護本部に、避難所における愛玩動物の状況等、情報を提供する。 （3）愛玩動物の所有者 所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないように適切に努める。
板倉町 （群馬県）	板倉町地域防災計画 第1編　風水害対策　第3章　災害応急対策　第15節　その他の災害応急対策 第4　動物愛護 災害時には、動物が飼い主とともに避難所に来ることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力体制を確立する。 1　町は、避難所等における愛玩動物の状況等の情報を、県が設置する動物救護本部に情報の提供をする。 2　愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等にあっても放置することのないよう適切な対応に努める。 第2編　災害対策　第3章　災害応急対策　第5節　避難収容活動　第2　避難所の開設・運営 3　避難者の保護 （3）動物の適正な飼育 町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
明和町 （群馬県）	明和町地域防災計画 災害対策編　風水害等対策編　第2章　災害予防計画　第9節　避難計画 7　ペット対策 災害時には、多くの住民がペットを伴って避難所に避難してくることが予想されることから、平常時から以下のとおり努める。 （1）飼い主 ペットの飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう日頃からゲージに慣れさせる等の訓練を行うとともに飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、食料等動物用避難用品の確保に努める。 （2）町 町は、避難所等におけるペットの状況等について関係団体等の協力のもと情報提供に努める。 また、避難所設置にあたり、住民が動物を同伴して避難できるよう、ペットの避難場所の確保に配慮する。
千代田町 （群馬県）	千代田町地域防災計画 第2編　風水害・雪害等対策編　第1章　災害予防計画　第15節　避難場所及び避難所の開設・運営 10　飼養動物の保護対策 災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県及び関係団体との協力体制を確立する。 （1）町は、県が設置する動物救護本部に対し、避難所における飼養動物の状況等、情報を提供することとする。 （2）飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱うものとする。 （3）避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまんえん防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。 第20節　保健衛生活動 3　災害時における動物の管理等 町は、関係団体等と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。 第39節　動物愛護 災害時には、負傷動物や逸走状態の愛玩動物が多数生じる一方、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このため、町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等、関係団体との協力に努める。 1　動物愛護の実施 （1）町は、県が設置する動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、情報を提供することとする。 （2）愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

自治体名	記載状況
大泉町 （群馬県）	大泉町地域防災計画 風水害等対策編　第3章　災害応急対策　第9節　保健衛生・防疫・遺体の処置等に関する活動　第2　清掃活動 4　災害時における動物の管理等 町は、関係団体と連携を図り、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生・管理を含めた災害時における動物管理等について必要な措置を講ずるものとする。 第14節　その他の災害応急対策　第4　動物愛護 1　町は、避難所等における愛玩動物の状況等の情報を、県が設置する動物救護本部に情報の提供をするものとする。 2　愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等にあっても放置することのないよう適切な対応に努めるものとする。 震災対策編　第3章　災害応急対策　第5節　避難収容活動　第2　指定避難場所及び避難所の開設・運営 3　避難者の保護 （3）動物の適正な飼養 町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。
埼玉県	埼玉県地域防災計画（震災対策編）　第2章施策ごとの具体的計画　第11県民生活の早期再建＜応急対策＞　5動物愛護 1　目標 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 2　動物救援本部 県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部は、次の事項を実施する。 (1)　動物保護施設の設置 (2)　所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 (3)　負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 (4)　使用困難動物の一時保管 (5)　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集･提供 (6)　動物に関する相談等の実施 3　被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、市町村、獣医師会、動物関係団体等が協力の上、保護し、動物保護施設等へ搬送する。 4　避難所における動物の適正な飼養 (1)　県は、避難所を設置する市町村に協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)　避難者と供に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 5　情報の交換 県は、市町村、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。 (1)　各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 (2)　必要資機材、獣医師の派遣要請 (3)　避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 (4)　他都県市への連絡調整及び応援要請 6　その他 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
蕨市 （埼玉県）	蕨市地域防災計画（震災対策計画）2部震災予防計画 2章災害に強い防災体制の整備　13節文教体制の整備 近年の災害実績から、動物を救助することが被災した人々の心を救う活動につながることが確認された。 また、ペットだけではなく災害時に被災したあらゆる動物を救うことは、同じ命を守るという観点から、配慮し対応する必要がある重要な事柄である。 本市は、埼玉県獣医師会南第一支部との連携のもと災害時における動物の避難・管理体制を「緊急災害時動物救援マニュアル」の作成などを通じて構築する。 第3部震災応急対策計画 4章救援・救護活動対策　7節　第4動物愛護 (1)動物の飼育支援 環境整備班長は、埼玉県獣医師会南第一支部と連携して、市民が被災地においても動物を適正に飼育できるよう、動物に関する情報提供やそ相談を行ない支援する。 (2)動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等については、県、獣医師会、動物関係団体等と協力して保護し、動物保護施設等へ搬送する。 (3)避難所における動物の適正な飼育 環境整備班長は県と協力して、各避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼育の指導を行ない、動物愛護及び環境衛生に努める。 (4)情報交換 環境整備班長は、動物救援本部（県、獣医師会、動物関係団体等で設置）と次の情報交換を行う。 1)市内の被害及び避難場所での動物飼育状況 2)必要資機材、獣医師の派遣要請 3)避難場所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 4)他都県市町村への連絡調整及び応援要請 （5）その他 「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等を発見した場合は、県保健医療部へ連絡する。 （風水害対策計画） 震災対策計画に同じ
戸田市 （埼玉県）	戸田市地域防災計画【災害応急対策計画編（震災対策編）】【災害復旧計画編】 第1編災害応急対策計画（震災対策）　第1章　震災対策計画　第23節　環境衛生整備計画　第7　動物の保護及び飼養 1.被災地域における動物の保護 防疫清掃班は、所有者不明の動物、負傷動物等を県の方針に基づいて動物指導センター及び川口保健所等と連携して保護し、動物保護施設等へ搬送する。 2.避難所における動物の適正な飼養 防疫清掃班は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行なうなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、避難所での飼育動物の対策は以下を基本として、各避難所で詳細を定める。 避難所における飼育動物の基本方針 ①避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。 ②飼料、水、ケージ（小動物の場合）、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。 ③身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬及び聴導犬）の同伴は周知する。 ④危険動物は、避難所への同伴はできないものとする。 ⑤飼育場所は居住スペースとは別にする。 ⑥動物の飼育場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。 3.死亡動物の処理 防疫清掃班は、死亡した動物について、川口保健所の指導等により適切に処理する。 【災害応急対策計画編（風水害・事故対策編）】【災害復旧計画編】【災害復旧計画編】 第1編災害応急対策計画（風水害・事故対策）　第1章　風水害対策計画　第22節　環境衛生整備計画　第7　動物の保護及び飼養 震災対策に同じ
志木市 （埼玉県）	志木市地域防災計画　第2編　震災対策編　第8節　震災に備えた対策整備　4　動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 （1）所有者明示に関する普及啓発 （2）災害に備えたしつけに関する普及啓発 第3章震災応急対策計画　第18節環境衛生　第2防疫及び保健衛生　3動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主と共に避難所に避難することが予想される。そのため、交通衛生班は県の協力を得て、動物愛護の観点から、獣医師会、動物関係団体、ボランティアなどと協力して、所有者不明の動物、負傷動物等の保護、及び避難所における動物の適正飼養に努める。 （1）動物救援本部の設置 （2）被災地域における動物の保護 （3）避難所における動物の適正な飼養 （4）情報の交換

自治体名	記載状況
新座市 （埼玉県）	新座市地域防災計画（震災対策編） 第3章　震災応急対策計画　第3節　混乱期から実施する活動　４．６指定避難所の運営 ⑴指定避難所の運営に関する重要事項 ④避難者と共に避難した動物の取扱い 　避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 　ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 　動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。
朝霞市 （埼玉県）	朝霞市地域防災計画 （総則・予防計画編） 第2章　災害予防計画　第11節　災害に備えた体制整備 第１２　ペット対策 　環境推進課は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携し、災害時における避難所や仮設住宅でのトラブルを防止するため、ペットがケージやキャリーバッグで生活することに慣らしておくことや、ペット用の食料を用意しておくことなど、災害に備えた準備を日頃から行うよう普及啓発するとともに、災害時に迷子になった動物の飼い主を特定できるよう、迷子札等の装着を促進する。 （震災対策計画編） 第1章　震災応急対策計画　第15節　環境衛生 第5　動物対策 １ 放浪動物への対応 　環境班は、県、獣医師会及び動物関係団体等により構成される県動物救援本部等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。 「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理するよう県に要請する。 ２ ペットへの対応 ⑴ ペットの避難等 　避難者がペットを同伴することが予想されるが、ペットの保護及び飼養は飼い主が行い、動物アレルギーや人獣共通感染症の発生を防止する観点から、避難所の室内には持ち込まないことを原則とする。 　環境班は、飼い主の自己責任においてペットを避難させることを広報するとともに、避難所においては飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適切な指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、飼育スペースが必要な避難所については、その他の避難者の合意を得て、避難者の生活スペースから離れたスペースや仮設テント等を利用して飼育スペースを確保できるよう支援する。 　さらに、獣医師会と連携してペット相談窓口を開設し、被災ペットの飼育相談、保護・救護等を行う。 ⑵ 県動物救援本部との連携 　環境班は、県動物救援本部に、避難所のペット飼育状況を報告、必要に応じて動物保護施設へのペットの一時預かり、必要な資機材や獣医師等の派遣等を要請する。 　また、県の動物保護施設等が設置される場合は、市有施設や必要な資機材等の提供、確保に協力する。 　その他、県動物救援本部に対し、所有者不明動物の所有者探しや情報提供、負傷動物の治療と保護収容、動物に関する相談等の対応を必要に応じて要請する。 （風水害等対策計画編） 第1章　風水害応急対策計画　第15節　環境衛生 第5　動物対策 　※上記（震災対策計画編）と同じ※
ふじみ野市 （埼玉県）	ふじみ野市地域防災計画 第３部　災害応急対策計画 第１章　地震応急対策計画 第14節環境衛生 ６項　動物愛護 ・県が獣医師会及び動物愛護団体と連携して設置する動物救援本部に協力する。 ・所有者不明の動物、負傷動物等は、県、獣医師会、動物愛護団体等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 ・被災者への動物援護に関する情報提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく指定避難所等で動物医療に携わる。 ・指定避難所における動物飼育状況を把握し、飼い主とともに適正な飼育に努める。 ・指定避難所から動物保護施設等への動物の受入等の調整を行う。 ふじみ野市国民保護計画 第３編 武力攻撃事態等対処編 第５章 武力攻撃災害への対処措置 第４ 節 動物保護対策の実施 市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考 え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。 ① 危険動物等の逸走対策 ② 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
富士見市 （埼玉県）	富士見市地域防災計画　第Ⅱ部　震災対策編　第19節　ペット動物への対応 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難（同行避難）してくることが予想される。動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や埼玉県獣医師会、動物関係団体、彩の国動物愛護推進委員等との協力体制を確立する。 １　被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、埼玉県獣医師会、動物関係団体、彩の国動物愛護推進委員等と協力の上、保護する。 ２　避難所における動物の適正な飼養 ⑴　飼い主とともに避難した動物の適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ⑵　避難した動物の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し使用させることとする（同行避難）。ただし、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け使用させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の管理は、飼い主が全責任を負う。また、居室以外の部屋の専用スペースを使用した場合、撤去後に使用した者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 ３　情報の交換 県と連携して、次の情報を収集、提供する。 ⑴　各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 ⑵　必要資機材、獣医師の派遣要請 ⑶　避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ⑷　他自治体への連絡調整及び応援要請 ４　その他 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
和光市 （埼玉県）	和光市国民保護計画　第3編　武力攻撃事態等対処編　第5章　武力攻撃災害への対処措置 第4節　動物保護対策の実施 市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 １　危険動物等の逸走対策 ２　飼養等されていた家庭動物等の保護収容等 和光市地域防災計画（Ⅲ震災対策編） 第1章　地震災害に対する予防対策と応急対策　第１８節　生活環境の保全及び公衆衛生対策 第３　動物愛護対策 １　所有者明示に関する普及啓発 市は、県や獣医師会、動物関係団体等と協力して、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。 所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 ２　災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因となるおそれがある。このため、市は、県や獣医師会、動物関係団体と協力して、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害を備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。
三芳町 （埼玉県）	三芳町地域防災計画 第２部　震災対策編　（５）避難所におけるペットの対応 飼主とともに避難した動物に関して、飼主に適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努め、一般の避難者とのトラブル防止に努める。 避難者の飼養するペットについて、同伴での避難を可能とするが、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、盲導犬、指導犬、介助犬を除くペットは野外を原則として飼養専用スペースを設置し避難者と住み分け、同伴者の責任で飼養する。 例外として、避難所運営委員会と管理者の協議により、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、避難者の同意のもと、居室以外の屋内スペースを設けることも可能とする。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者全員が責任を負うものとする。また、撤去後の原状復帰もペット同伴者の責任で行う。 現地本部は、街本部を通して、民間団体による一時預かり処置や県・動物救護ボランティア登録制度など、被災者同伴動物に関する有益情報を積極的に入手し、同伴者に伝達する。 このほか、ペットへの対応については、避難所運営マニュアルに基づき、避難所運営委員会が決定する。 なお、街は、平時より飼主に対して、しつけはもとより、災害時に備えたペット同行の避難訓練やペット同行の避難訓練やペットフード等の備蓄、避難所生活への対応等について啓発に努める。 国民保護に関する三芳町計画 第4節　動物保護対策の実施 町は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ・危険動物等の逸走対策 ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容

自治体名	記載状況
松伏町 （埼玉県）	松伏町地域防災計画　震災対策編 第2章　震災応急対策計画 第5　動物対策 1　放浪動物への対応 　衛生班は、県、獣医師会及び動物関係団体等により構成される県動物救援本部等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出し　たペット等を保護する。 「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（危険動物）が逃走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 2　ペットへの対応 　ペットの避難は、原則として飼い主の責任で行うものとする。衛生班は、動物愛護の観点から、レンタル機材等により避難所の屋外敷地内に仮説のペット救護所を設置する等の対応や環境衛生の維持に努める。 　動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。 　また、居室以外のスペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 　避難生活が長期化する場合は、県動物救援本部と取り扱いについて協議し、動物救護所等が設置する場合は、町有施設や必要な資機材等の提供、確保に協力する。 3　家畜等への対応 　農務班は、家畜及び畜産施設等の被害状況を速やかにまとめて県家畜保健衛生所に報告し、家畜の防疫及び飼料等の確保、病畜及び死亡獣畜等の処理等、衛生の確保に協力する。
春日部市 （埼玉県）	春日部市地域防災計画　第3章　震災応急対策計画　第4節　救護・援護活動　第5　防疫及び保健衛生　3　動物愛護 　災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想される。 市は、関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。 （1)被災地域における動物の保護 　市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 （2)避難場所における動物の適正な飼養 「第4節　第2　2．3　(8)避難所と共に避難者と共に避難した動物の取扱い」に準用する。 （3)情報の交換 　市は、県、獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集し、提供する。 　　○各地域の被害及び避難場所での動物飼育状況 　　○必要資機材、獣医師の派遣要請 　　○避難場所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 　　○他都県市への連絡調整及び応援要請 （4)その他 「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 　なお、「危険な動物の飼養状況」については、春日部保健所が管内において、特定動物飼養・保管許可を所管しており、災害時には飼養状況の確認を行う。 第4節　第2　2．3　(8)避難所と共に避難者と共に避難した動物の取扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難場所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難場所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。
草加市 （埼玉県）	草加市地域防災計画（地震対策編） 第1章地域防災計画の目的　第4節　関係主体の役割 第1　草加市、指定行政機関、指定公共機関等の業務の大綱 　地域防災計画おける草加市、指定行政機関、指定公共機関等の役割として、各主体が行うべき業務の大綱は次の表1-2の通りである。 （中略） 草加保健所 10　ペット動物の飼育に関すること。 第5章　応急対応・復旧体制の確立　第1節　応急対応・復旧の標準体制の確立　第3業務及び活動　2　公助による業務　⑵　対策部業務 ⑤「お　避難対策」 g）避難所の運営の円滑な実施［目標時期：3日～1週間］ 関係部局：健康福祉部、自治文化部、子ども未来部、市民生活部、教育総務部、議会監査部、地区参集部 ・関係部局は、発災後1週間までに、自主運営体制による業務のルーティーン化、生活環境改善、エコノミー症候群・生活不活発病対策、感染症予防、健康相談、衛生管理、通路・更衣室等の環境改善、心のケア、入浴・洗濯準備、動物飼養指導等、分担業務を開始し、継続して実施する。 国民保護に関する草加市計画　第1編　総則　第1章　実施体制の確保　第2節　市国民保護対策本部 1 市民国民保護対策本部等の組織及び担当業務 ⑴　組織の体系について ①　組織は別表のとおりとする。 （中略） 市民生活部 ・危険動物等の逸走対策及び家庭動物等の保護に関すること 第3編　武力攻撃事態等対処編　第5章　武力攻撃災害への対処措置 第4節　動物保護対策の実施 　市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。【関連資料4⑸】 ・危険動物等の逸走対策 ・飼養されていた家庭動物等の保護収容等
八潮市 （埼玉県）	八潮市地域防災計画【震災対策編】 第3部　震災応急対策計画　第11節　環境衛生計画　第3　動物愛護 八潮市地域防災計画【風水害対策編】 【大規模災害・事故災害対策編】 第3部　風水害応急対策計画　第10節　環境衛生計画　第3　動物愛護 　災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県及び保健所等関係機関との協力体制を確立する。 3．1　活動内容【衛生班、草加保健所】 　1　埼玉県動物救援本部 　　県は、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置する。また、実施業務は以下のとおりである。 　　①　動物保護施設の設置 　　②　所有者不明の動物の保護収容及び飼育管理 　　③　負傷動物の保護収容、治療及び飼育管理 　　④　飼育困難動物の一時保管 　　⑤　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 　　⑥　動物に関する相談の実施等 　2　被災地域における動物の保護 　　衛生班は、草加保健所と連携し、所有者不明の動物、負傷動物等を草加八潮獣医師会、動物関係団体等と協力の上保護し、動物保護施設へ搬送する。 　資料　1．19　災害時における動物救援活動に関する協定書（草加八潮獣医師会） 　3　避難所における動物の適正な飼育 　　衛生班は、草加保健所と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼育の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 　　また、避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し飼育させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。 　　動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 　4　情報の交換 　　市は、県及び動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。 　　①　各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 　　②　必要資機材、獣医師の派遣要請 　　③　避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 　　④　他都県市への連絡調整及び応援要請 　5　その他 　　衛生班は、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合、草加保健所、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

自治体名	記載状況
三郷市 （埼玉県）	三郷市地域防災計画（震災対策計画編） 第１章　震災応急対策計画 第3節　救援機における災害応急対策活動 第3　避難所の運営 （6）避難者と共に避難した動物の取扱い 　避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等がある場合など収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる。 　その他、動物との同伴可能な専用スペースを設置し、共同で運用する等の対応については、避難状況に応じ、避難者同士の同意のもと、自主的な避難所運営の中で、環境衛生の維持に十分留意しつつ実施する。 　動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うこと、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設の現状復旧の責任を負うことをあらかじめ示しておく。 第4　防疫及び保健衛生 4．3　動物愛護 　災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　保護された動物の飼い主の特定や避難所におけるトラブルを回避するには、災害時に備え適正に飼養管理を行うなど平時からの飼い主の取り組みが重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。また、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 （1）被災地域における動物の保護 　市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師会、その他関係機関等を協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 （2）避難所における動物の適正な飼養 　市は、県、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 　避難者と共に避難した動物の取扱いについては、本設　第3　3．4　（6）「避難者と共に避難した動物の取扱い」（p。3－162）を参照のこと。 （3）情報の交換 　県や獣医師会、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、住民等へ提供する。 □被災動物に係る情報の交換 　〇市内各所の被害及び避難所での動物飼育状況 　〇必要資機材、獣医師の派遣要請 　〇避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 　〇県及び他市町への連絡調整及び応援要請 （4）その他 「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（人に危害を加えるおそれのある危険な動物）等が逸走した場合、市は、草加保健所、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 　なお、三郷市内において、特定動物の登録は確認されていない。（「特定動物の飼養状況」埼玉県保健医療部生活衛生課、平成26年3月末現在） 以下の箇所にも同内容の記載有 三郷市地域防災計画（風水害対策計画編・その他自然災害対策計画編・事故災害対策計画編・災害復旧・復興計画編） 第1章　風水害応急対策計画 第4節　救援期における災害応急対策活動 第4　防疫及び保健衛生
吉川市 （埼玉県）	吉川市地域防災計画 ■震災－予防－ 67　動物愛護 　第11　動物愛護【 環境課 】 　災害時には、負傷又は逸走状態の動物が生じるとともに、動物が飼い主と避難所に避難してくることが予想される。 このため、保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とのトラブルを回避するため、所有者の明示や災害時に備えたしつけなど、飼い主に対し、動物に関する災害対策の普及啓発に努める。 ■ 震災－応急－113　動物愛護 　12.4 動物愛護【 環境衛生班、保健所 】 　災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。 「環境衛生班」は、県、動物関係団体と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。 なお、県では獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置し、次の事項を実施することとなっている。 ・動物保護施設の設置　・所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理　・負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理　・飼養困難動物の一時保管 ・動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供　・動物に関する相談の実施等 ＜活動内容と手順＞ 1　被災地域における動物の保護 「環境衛生班」は、県、獣医師会、動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動 物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。 2　避難所における動物の適正な飼養 「環境衛生班」は、県と協力して、飼い主とともに、避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 なお、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについては、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができるものとする。 また、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとし、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合には、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。 3　情報の交換 「環境衛生班」は、県、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。 ・各地域の被害及び避難所での動物飼育状況　・必要資機材、獣医師の派遣要請　・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望　・他都県市への連絡調整及び応援要請 4　その他 「環境衛生班」は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、草加保健所に協力する。 国民の保護に関する吉川市計画 ■第3編　武力攻撃事態等対処編 　第5章　武力攻撃災害への対処措置 　　第4節　動物保護対策の実施 市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、次の事項について、所要の措置を講ずるものとする。 　(1)危険動物などの逸走対策 　(2)飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

自治体名	記載状況
鴻巣市 （埼玉県）	鴻巣市地域防災計画　第3編　風水害対策編　第5章　市民生活の安定確保の活動　第2節　環境衛生　第3　動物愛護 　市は、災害時に多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県や県獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 1　被災地域における動物の保護 　所有者不明の動物、負傷動物等は市、県獣医師会、動物関係団体等が協力の上、保護し、県の動物保護施設等へ搬送する。 2　避難所における動物の適正な飼養 　市は、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し、飼養させることとする。 　ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもと、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 　動物への給餌、排せつ物の清掃等の飼育・対応は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 3　情報の交換 　市は、県動物救援本部等と連携して、次の情報を受け飼い主に提供する。 　・必要資機材の提供について 　・獣医師の派遣について 　鴻巣市地域防災計画　第3編　風水害対策編　第5章　市民生活の安定確保の活動　第2節　環境衛生　第3　動物愛護 　市は、災害時に多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県や県獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 1　被災地域における動物の保護 　所有者不明の動物、負傷動物等は市、県獣医師会、動物関係団体等が協力の上、保護し、県の動物保護施設等へ搬送する。 2　避難所における動物の適正な飼養 　市は、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し、飼養させることとする。 　ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもと、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 　動物への給餌、排せつ物の清掃等の飼育・対応は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 3　情報の交換 　市は、県動物救援本部等と連携して、次の情報を受け飼い主に提供する。 　・必要資機材の提供について 　・獣医師の派遣について 　・動物の預け入れ先について 鴻巣市地域防災計画　第4編　震災対策編　第4章　市民の生活の安定　第7　節動物愛護 　災害時には、負傷または逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県及び保健所など関係機関との協力体制を確立する。 1　埼玉県動物救援本部 　県では、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置することとなっている。動物救援本部の実施業務は以下のとおりである。 　①動物保護施設の設置 　②所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 　③負傷動物の保護収容、治療および飼養管理 　④飼養困難動物の一時保管 　⑤動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 　⑥動物に関する相談の実施など 2　動物の保護 　市は、所有者不明の動物、負傷動物などは、県動物救援本部、獣医師会、動物関係団体などと協力して保護し、動物保護施設へ搬送する。 3　犬の確認 　市は、県動物救援本部に対し、犬の確認情報を提供する。 4　避難所における動物の適正な飼育 　市は、県等の協力を得ながら、飼主とともに避難した動物適正な飼育の指導を行う。 　特に、避難所となる学校の校庭などに、避難所運営組織（施設管理部）がケージまたは仮設小屋を設置し飼育させることなどを指導し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 5　ペットショップなどとの協力 　市は、避難所などにおいて動物を収容しきれない場合、市内の被害が少ないペットショップなどに対し、犬等の一時預かりを依頼するよう保健所に要請する。 6　情報の交換 　市は、動物救援本部などと連携して、次の情報を収集、提供する。 　①各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 　②必要資機材、獣医師の派遣要請 　③避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 　④他都県市への連絡調整及び応援要請 7　その他 　県は、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する特定動物が逸走した場合、鴻巣保健所、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 鴻巣市国民保護計画　第3編　武力攻撃事態対処編　第5章　武力攻撃災害への対処措置　第4節　動物保護対策の実施 　市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 　・危険動物等の逸走対策 　・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
上尾市 （埼玉県）	上尾市地域防災計画　第2編　風水害対策編　第2章　災害応急対策計画　第24節　環境衛生計画 4　被災動物の救援等 　災害時には、負傷または逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　避難所では、様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに考慮し、居室への動物の持ち込みは原則禁止（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養することとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難所の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 　動物への給餌、排せつ物の清掃等の飼養・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居住以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復帰させる全責任を負う。 また、市は、鴻巣保健所、（一社）上尾伊奈獣医師協会、（社）埼玉県獣医師会、動物愛護団体等と協力して被災動物に対し、次の救援活動を実施する。なお、救助活動実施にあたっては、（一社）上尾伊奈獣医師協会と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき実施する。 　そのほか、災害で亡くなり、飼い主のわからない動物については、市は、感染症の発生の防止のため、必要な処分と措置を実施する。 上尾市国民保護計画　第3編　武力攻撃事態等対処編　第5章　武力攻撃災害への対処措置　第4節　動物保護対策の実施 　市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 　・危険動物等の逸走対策 　・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

<table>
<tr><th>自治体名</th><th>記載状況</th></tr>
<tr><td>桶川市
（埼玉県）</td><td>桶川市地域防災計画　風水害対策編　第1章 風水害応急対策計画　第24節 環境衛生計画　第4 動物愛護
1　目標
災害時には、負傷または逸走状態の動物が多数生じる同時に、多くの動物が飼主とともに避難所に避難してくることが予想される。
市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。
2　具体的な取組内容
（1）動物救援本部
市は、県、獣医師会及び動物関係団体と連携して、県が設置する動物救援本部の活動に協力する。
動物救援本部は、次の事項を実施する。
①動物保護施設の設置
②所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
③負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
④飼養困難動物の一時保管
⑤動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
⑥動物に関する相談の実施等
（2）被災地域における動物の保護
所有者不明の動物、負傷動物等は市、県、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。
（3）避難所における動物の適正な飼養
市は、県と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
（4）情報の交換
市は、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。
①各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
②必要資機材、獣医師の派遣要請
③避難所からの動物保護施設への動物の預け入れ希望
④都県市への連絡調整及び応援要請
（5）その他
動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

国民保護に関する桶川市計画　第3編 武力攻撃事態対処編　第5章 武力攻撃災害への対処措置　第4節 動物保護対策の実施
市は、県と協力して、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。
・危険動物等の逸走対策
・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等</td></tr>
<tr><td>北本市
（埼玉県）</td><td>北本市地域防災計画　風水害・事故災害対策編　第3章 災害応急対策計画　第24節 環境衛生計画　第4 被災動物の救援
災害時には、負傷または逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所に避難してくることが予想される。
市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。
1　動物救援本部への要請
災害時には、県、獣医師会及び動物関係団体が連携して動物救援本部を設置し、次の事項を実施することとなっている。
このため、状況によっては、動物救援本部に必要な救援を要請する。
（1）動物保護施設の設置
（2）所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理
（3）負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理
（4）飼養困難動物の一時保管
（5）動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供
（6）動物に関する相談の実施等
2　被災地域における動物の保護
所有者不明の動物、負傷動物等は、県、獣医師会、動物関係団体等と協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。
3　避難所における動物の適正な飼養
市は、避難所を設置した場合に、飼主とともに避難した動物の飼養に関して、県から適正飼養の指導等を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

国民の保護に関する北本市計画　第3編武力攻撃事態等対処編　第5章武力攻撃災害への対処措置　第4節動物保護対策の実施
市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。
・危険動物等の逸走対策
・飼養されていた家庭動物等の保護収容等</td></tr>
<tr><td>伊奈町
（埼玉県）</td><td>伊奈町地域防災計画　第2編　震災対策計画　第3章　震災応急対策計画　第4節　救援・救護活動
被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延する恐れや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。
また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。
5．3　動物愛護【衛生班】
災害時には、負傷または逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所に避難してくることが予想される。
本町は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。町、県及び関係機関の役割は次のとおりである。

<table>
<tr><th>機関名等</th><th>役割</th></tr>
<tr><td>町</td><td>・所有者不明の動物、負傷動物等の保護
・避難所における動物の適正飼養の指導の実施</td></tr>
<tr><td>県（医療救急部）</td><td>・動物救援本部の設置
・所有者不明の動物、負傷動物等の保護
・避難所における動物の適正飼養の指導の実施</td></tr>
<tr><td>県（医療救急部、警察本部）
動物園</td><td>・動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合の収容、管理</td></tr>
<tr><td>獣医師会、動物関係団体</td><td>・動物救援本部の設置
・所有者不明の動物、負傷動物等の保護</td></tr>
</table>

（1）被災地域における動物の保護
本町は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。
（2）避難所における動物の適正な飼養
本町は、県、獣医師と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことから、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。
ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。
（3）情報の交換
本町は、県や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、提供する。
・各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
・必要資機材、獣医師の派遣要請
・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
・他県市への連絡調整及び応援要請
（4）その他
「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

伊奈町地域防災計画　第3編　風水害対策計画　第3章　風水害応急対策計画　第5節　救援・救護活動　第5　防疫及び保健衛生
被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。
本事項については　第2編　震災対策計画　第3章　震災応急対策計画　第4節　救援・救護活動　第5　防疫及び保健衛生を準用する。

国民保護に関する伊奈町計画　第3編　武力攻撃事態等対処編　第5章　武力攻撃災害への対処措置　第4節　動物保護対策の実施
町は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。
・危険動物等の逸走対策
・飼養されていた家庭動物等の保護収容等</td></tr>
</table>

自治体名	記載状況
川島町 （埼玉県）	川島町地域防災計画　第2編　震災対策計画　第3章　震災応急対策計画　第16節　環境衛生整備計画　第4　動物愛護 1 目標 震災時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。町は、動物愛護の観点からこれら動物の保護や適正な飼育に関し、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等の保護、及び避難所における動物の適正飼養に努める。 2 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は、町、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設へ搬送する。 3 避難所における動物の適正な飼養 （1）町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、適正な指導を行うなど動物愛護及び環境衛生の維持に努める。 （2）避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 （3）動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 4 情報の交換 町は、動物関係団体等と連携して、次の事項について県と情報交換を行う。 □ 避難所での動物飼育状況 □ 必要資機材、獣医師の派遣要請 □ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 □ 他都県市町村への連絡調整及び応援要請 5 その他 「動物の愛護及び管理に関する法律」に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、保健所と連携し、警察等の協力を得て、収容、管理する。
嵐山町 （埼玉県）	嵐山町地域防災計画　第2編　風水害対策編　第2章　災害応急対策計画　第16節　環境衛生整備計画　第3　動物愛護 　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。町は、動物愛護の観点からこれら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 1　被災地域における動物の保護 　飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、獣医師会等関係団体をはじめ動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 　町は、避難所を設置する地域と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）　各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援 （2）　避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 （3）　他県市町村への連絡調整及び要請 〇避難所での飼育動物の対策は以下に基づき、各避難所で詳細を定ける。 ①避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。 ②飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。 ③身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬及び聴導犬）の同伴を周知する。 ④危険動物は避難所への同伴はできないものとする。 ⑤飼育場所は避難者の住居スペースとは別とする。 ⑥飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。
小川町 （埼玉県）	小川町地域防災計画　共通編〔第2章　災害予防計画〕 第15節　動物愛護対策 第15節　動物愛護対策 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じる。また、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。 第1　被災地域における動物の愛護（環境農林課） 町は、県、獣医師会、動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等を保護し、動物保護施設等へ搬送する。 第2　被災地域における動物の適正な飼養（環境農林課） 町は、県の協力のもと、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについては、避難所の運営に関するマニュアルに可能な限り位置づけることとするが、避難所では、鳴き声、臭い、アレルギー対策に関する問題等から、居室への動物の持ち込みは禁止とし、原則として、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し、飼い主が責任を持って、定められたルールのもとで飼養管理を行う。 なお、飼い主は、ペットの同行避難等の被災対策として、平常時から、しつけ、備蓄品等の対策をとるものとする。
ときがわ町 （埼玉県）	ときがわ町地域防災計画（風水害・事故災害対策編）　第1章　災害予防計画　第3　ペット同行避難の体制整備【環境課】 　これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきている。しかし、一方で、ペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な人や、アレルギーの人を含む多くの避難者が共同生活を送るため、町は、災害時におけるペット同行避難のための体制を整備する。 1 ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発 （1）住まいの防災対策 （2）ペットのしつけと健康管理 （3）ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示） （4）ペット用の避難用品や備蓄品の確保 （5）避難所や避難ルートの確認等の準備 2 町の対策 （1）ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発 （2）ペットの同行避難も含めた避難訓練 （3）避難所、仮設住宅におけるペットの受入、飼育に係る検討 ときがわ町地域防災計画（風水害・事故災害対策編）　第2章　災害応急対策計画　　第17節　環境衛生整備　第3　動物愛護【環境課（環境経済部）】 　災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。また県、動物救護本部等と連携をして、被災地域における動物の保護や避難所における動物の適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めることとする。 1 動物愛護の実施 (1)町は災害時における動物愛護対策として、以下の事項に取り組む。 ア ペット同行避難者の避難所への避難誘導、支援 イ 避難所・仮設住宅におけるペット同行避難者の受入 ウ 県が設置する動物救護本部が行う動物救護活動への連携、支援要請 (ア)避難所・仮設住宅におけるペットの飼育状況等に関する情報提供 (イ)必要資機材、獣医師の派遣要請 (ウ)避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 (エ)避難所・仮設住宅におけるペットの適正な飼育に係る指導、支援 (オ) 被災住民等への動物救護及び飼育支援に関する情報の提供 (2)愛玩動物の所有者 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。

自治体名	記載状況
滑川町 （埼玉県）	滑川町地域防災計画 第３　動物愛護 １　動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 (1)所有者明示に関する普及啓発 町は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 (2)災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、町は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 ５　動物愛護 (1)目標 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制の確立を図る。 (2)計画 ①被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、町、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物救援本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。 ②避難所における動物の適正な飼養 町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ③情報の交換 町は、県、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。 ア各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 イ必要資機材、獣医師の派遣要請 ウ避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 エ他市町村への連絡及び応援要請 ④その他 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察、保健所の協力を得て収容、管理する。
吉見町 （埼玉県）	吉見町地域防災計画　第3編　災害応急対策計画　第3節　第4　3　動物愛護 動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。そのため、「環境衛生班」は県の協力を得て、動物愛護のから、獣医師会、動物関係団体、ボランティアなどと協力して、所有者不明の動物、負傷動物等の保護、及び避難所における動物の適正飼養に努める。 【参考資料】「動物保護対策に関するマニュアル」（環境衛生班） （1）動物救援本部の設置 県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。 動物救援本部は次の事項を実施する。 →動物保護施設の設置 →所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 →負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 →飼養困難動物の一時保管 →動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集 →提供・動物に関する相談の実施等 （2）被災地域における動物の保護 「環境衛生班」は県、獣医師会及び動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物施設等へ搬送する。 （3）避難所における動物の適正な飼養 「環境衛生班」は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、避難者と共に非難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への取り扱いについて、避難所で、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 ただし、施設に別棟の倉庫棟があるなど収容能力に余裕のある場合は、当該避難所に生活できる避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物の給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきたものが責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる責任を負うものとする。 （4）情報の交換 「衛生環境班」は、動物関係団体と連携して、次の事項について県と情報交換する。 →避難所での動物飼育状況 →必要資機材、獣医師の派遣要請 →避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 →他都市県市町村への連絡調整及び応援要請 （5）その他 「環境衛生班」は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、東松山保健所と連携して、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
東松山 （埼玉県）	東松山市防災計画〈第2 編 共通対策〉第2章 施策ごとの具体的計画　第7節 医療救護等対策　5動物愛護 （1）動物救援本部 県は、獣医師会及び動物関係団体は連携し、動物救援本部を設置するとしています。動物救援本部においては、次の事項を実施されます。 ①　動物保護施設の設置 ②　所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 ③　負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 ④　使用困難動物の一時保管 ⑤　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集･提供 ⑥動物に関する相談の実施等 （2） 被災地域における動物の愛護 所有者不明の動物、負傷動物等は、市、県、獣医師会及び動物関係団体等が協力の上、保護し、動物保護施設等へ搬送します。 （3） 避難所における動物の適切な飼養 ① 県と協力して、飼い主とともに、避難した動物の飼育に関して、適正飼養を行うなど、動物の愛護及び環境衛生を図ります。 ② 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所で様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とします。 敷地内の屋外に飼養専用スペースを設け、飼養することとします。 ③ 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者（飼い主）が全責任を負うものとします。 （4） 情報の交換 県及び動物救援本部等と連携して、次の情報を収集し、提供します。 ① 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 ② 必要な資機材、獣医師の派遣要請 ③ 避難所からの動物保護施設への動物の預け入れ希望 ④ 他市町村への連絡調整及び応援要請 （5） その他 動物の愛護及び管理に関する県の条例に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園（埼玉県こども動物自然公園）及び東松山警察署の協力を得て収容、管理します。
東秩父村 （埼玉県）	東秩父村国民保護計画 第3編　武力攻撃事態等対処編 第5章　武力攻撃災害への対処措置 第4節　動物保護対策の実施 村は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ・　危険動物等の逸走対策 ・　飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

自治体名	記載状況
越生町 （埼玉県）	越生町地域防災計画 第2編　震災　　第2章　応急対策計画 第17節　環境衛生　　第3　動物愛護 　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や獣医師会、ボランティア等関係団体との協力体制を確立する。 1　被災地域における動物の保護 　飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物保護施設等で保護を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 (1) 町は、避難所を設置する地域と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) 避難所と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 　動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。 3　情報の交換 　町は、県等と連携して、次の情報を収集、提供する。 (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況 (2) 必要な資機材、獣医師の派遣等の要請 (3) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 (4) 他市町村への連絡調整及び応援要請 4　その他 　動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
鶴ヶ島市 （埼玉県）	鶴ヶ島市地域防災計画 第3章　震災応急対策計画 第15節　環境衛生 第6項　動物愛護 　災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が、飼い主と指定避難所に避難することが予想されるため、動物愛護の観点から、これら動物の適正な飼育に関し、関係機関との協力体制を確立する。 生活環境班 ・　県が獣医師会及び動物愛護団体と連携して設置する動物救助本部に協力する。 ・　所有者不明の動物、負傷動物等は、県、獣医師会、動物愛護団体等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 ・　被災者への動物援護に関する情報提供、被災動物の保護、搬送を行い、応援要請に基づく指定避難所等での動物医療に協力する。 避難所運営組織 ・　指定避難所における動物飼育状況を把握し、飼い主とともに適正な飼育に努める。 ・　指定避難所から動物保護施設等への動物の受入等の調整を行う。 ・　避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の専用スペースを設け飼養させることができる。 ・　動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、指定避難所の閉鎖、移動等の場合、当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。
毛呂山町 （埼玉県）	毛呂山町防災計画 風水害対策編　第2章　災害応急対策計画 第16節　環境衛生　第3　動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。また県、動物救護本部等と連携をして、被災地域における動物の保護や避難所における動物の適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めることとする。
鳩山町 （埼玉県）	鳩山町地域防災計画 第2編　震災　第2章　応急対策 第11節　避難　第4　避難所の開設・運営 1（1）ク　避難者と共に避難した動物の扱い 　避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養することができる。 　動物への給餌、排泄物の清掃等の飼養・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 第17節　環境衛生　第3　動物愛護 　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 1　被災地域における動物の保護 　飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応を求められることから、町は、獣医師会等関係団体はじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 2　避難所における動物の適正な飼養 （1）町は、避難所を設置する地域と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （2）避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設の別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 　動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。 3　情報の交換 　町は、県や獣医師会等関係団体と連携して、次のような情報を収集、提供する。 （1）各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援 （2）避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 （3）他県市町村への連絡調整及び要請

自治体名	記載状況
坂戸市 （埼玉県）	坂戸市地域防災計画　第2編　災害予防対策編　第5章　応急対策の備え　第6　動物愛護 　災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主と避難所に避難してくることが予想される。 　保護された動物の飼い主の特定や避難所における他の被災者とのトラブル等を回避するためには、平常時からの飼い主の取組が重要になることから、飼い主に対し動物の災害対策の普及啓発を図るとともに、避難所等における事前対策を進める。 【行政・関係機関】 計画内容（環境保全課・獣医師会・動物関係団体） ・　災害時の迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるよう、飼い主の所有者明示の措置について普及啓発を図る。 ・　飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックに入ることを慣らしておく等の災害に備えたしつけを、日頃から行うよう普及啓発を図る。 ・　災害時の非常用持出品の準備について普及啓発を図る。 ・　避難所における動物の飼育場所を決めておく。 ・　県、獣医師会、動物関係団体との連携を図り、災害時の動物救援体制を整えるとともに、避難所等における飼育ルールを検討し普及啓発を図る。 【市民（飼い主）】 計画内容 ・　鑑札の明示や基本的なしつけ、避難所の雰囲気におびえたり、興奮したりしないよう、人馴れや音慣れをしておく。 ・　動物の飼育手帳を作成し、飼い主の連絡先、ペットの写真、健康状態、病気・けがの履歴、治療中の内容、服用薬等が分かるようにしておく。 ・　伝染病の幹線、拡大を防ぐために、ワクチンの接種を済ませておく。 第3編　震災応急対策編　第4章　被災生活の支援　第3節　環境衛生対策　第1　基本方針 「坂戸市災害時における衛生行動計画」、「坂戸市災害廃棄物処理計画」等に基づき、感染症の発生の防止等被災者の心身の健康の維持を図るとともに、被災地における生活ごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれき（以下「災害廃棄物」という。）を迅速に処理し、被災地の環境保全と復旧を図る。 　また、災害時には、負傷または逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　そのため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関や獣医師、ボランティア等との協力体制を確立する。 項目　　発災から24時間　２～３日以降　１週間以降 公衆・保健衛生　●　● 動物救護　●　● ごみ処理及び廃棄物処理　●　● し尿処理　●　● 第3　動物愛護 　発災から24時間は、人命救助を優先とするが、動物愛護の観点から、ペットの救出、避難についても配慮する。 【行政】 1　動物救援本部 計画内容（環境衛生班） ・　県は、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置し、次の事項を実施するとしている。 ①　動物保護施設の設置 ②　所有者不明の動物の保護収容及び飼育管理 ③　負傷動物の保護収容、治療及び飼育管理 ④　飼育困難動物の一時保管 ⑤　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 ⑥　動物に関する相談の実施等 2　被災地域における動物の保護 ・　市は、所有者不明の動物や負傷動物等を、県、獣医師会及び動物関係団体等と協力の上、保護し、動物保護施設等へ搬送する。 ・　動物愛護団体等に動物の保護について協力を要請する。 3　避難所における動物の適正な飼養 ・　市は、県と協力して飼い主とともに避難した動物の飼育に関して適正飼養を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 4　情報の交換 ・　市は、県及び動物救援本部等と連携して、次の情報の収集・提供を行う ①　各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 ②　必要資機材、獣医師をはじめとする動物関連専門職の派遣要請 ③　避難所からの動物保護施設への動物の預け入れ希望 ④　他市町村への連絡調整及び応援要請 5　その他 ・　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 【市民（飼い主）】 計画内容 ・　避難所等における飼育は、飼い主同士が協力して行う。 ・　動物の野生化を防ぐため、飼い主が責任を持って管理を行う。 ・　飼い主は、一時的に飼育が困難となり、他に預ける場合でも、長期にわたり放置することがないよう、適切な対応に努める。 【企業・事業所】 計画内容 ・　可能な範囲で、動物保護施設の場所の提供に努める。

自治体名	記載状況
狭山市 （埼玉県）	狭山市地域防災計画　第2編　震災対策編　第2部　施策ごとの具体的計画　第11章　市民生活の早期再建　第3節　予防・事前対策 4.動物愛護 災害時には負傷または逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平常時からの飼い主の取り組みが重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。 （1） 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 ① 所有者明示に関する普及啓発 市は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を装着することを推奨するものとする。 ② 災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日ごろから行うよう普及啓発を行う。 （2） 避難者とともに避難した動物（ペット）の取り扱い 避難所における動物（ペット）の取り扱い方法の原則を次に示す。 ・ 避難所では様々な価値観を持った人が共同生活を営むことに鑑み、居住スペースへの動物の持ち込みは原則禁止とする ・ 避難所では原則として敷地内の屋外に専用スペースを設け、飼い主の責任のもと動物（ペット）を飼養するが、施設に倉庫等の別棟があるなど、収容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、当該施設内に専用スペースを設け飼養させることができる ・ 動物（ペット）への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、動物（ペット）の飼い主が全責任を負う ・ 専用スペースは、撤去後に当該動物を連れてきたものが施設を現状復旧させる全責任を負う ペット用の備蓄品と持ち出す際の優先順位 優先順位１ 常備品と飼い主やペットの情報 ・ 療法食、薬 ・ フード、水（少なくとも5日分［できれば7日分以上が望ましい］） ・ 予備の首輪、リード（伸びないもの） ・ 食器 ・ ガムテープ（ケージの補修など多用途に使用可能） ・ 飼い主の連絡先とペットに関する飼い主以外の緊急連絡先・預かり先などの情報 ・ ペットの写真（携帯電話に画像を保存する事も有効） ・ ワクチン接種状況、既住症、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報 優先順位２ ペット用品 ・ ペットシーツ ・ 排泄物の処理用具 ・トイレ用品（猫の場合は使い慣れたトイレ砂） ・ タオル、ブラシ ・ おもちゃ ・ 洗濯ネット（猫の場合）など 狭山市地域防災計画　第2編　震災対策編　第2部　施策ごとの具体的計画　第11章　市民生活の早期再建　第4節　応急対策 6. 動物愛護 災害時には、負傷または逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、県の指示に従い動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会や動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 （1） 被災地域における動物の保護 市は獣医師会、動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。また場合によっては、保護した日時・場所、保護動物の特徴、写真等の情報を記録し管理を行う。 図2.11.1 災害発生時の動物愛護における連携体制 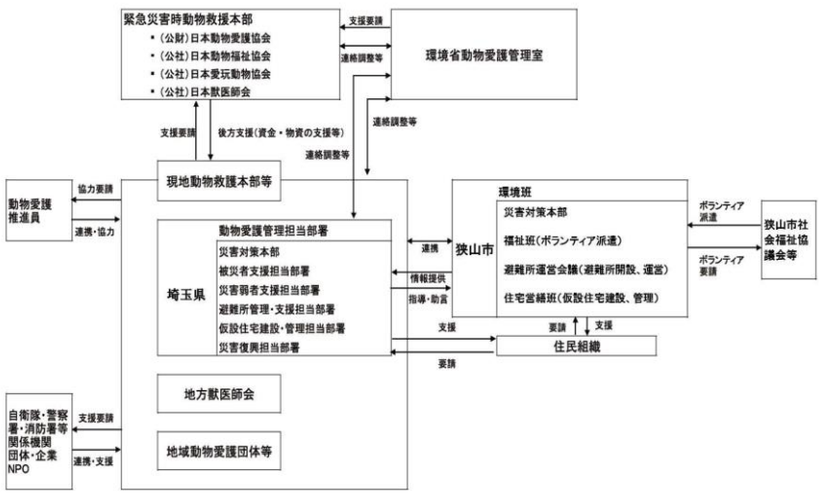
入間市 （埼玉県）	入間市地域防災計画　第２編　震災編 第3章　震災応急対策計画 第22節　愛玩動物の保護対策 　過去の大震災においては、災害の発生に伴い、飼い主が判然としない動物（逸走動物）、負傷した動物が多数生じたほか、避難所における動物同伴者等の問題も課題として残った。 　市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適性な飼育に関し、保健所、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制の確立に努める。 第１　被災地域における動物の保護〔環境経済部〕 　飼い主が判然としない放し飼い状態の動物又は負傷している動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、保健所、獣医師会等をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して保護に努める。 第２　避難所における動物の適正な飼育〔環境経済部〕 　市は、保健所、獣医師会等をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育場所を設置して適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。その際、次に掲げる点に留意する。 　１　避難所での動物の飼育状況の把握、資材の提供及び獣医師の派遣等の要請 　２　避難所の飼育場所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 　３　他自治体及び他機関への連絡調整、要請 　４　飼育困難な動物については、専門家の助言を得て一時的に専門機関で飼育する 　特に、飼主は、避難所での無用なトラブルを避けるため、自身が飼育する動物に名札等を装着させ、速やかに問い合わせ等に応じられるようにしておくものとする。 　なお、避難者とともに避難した動物（盲導犬・聴導犬・介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な人々が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは、原則禁止とし、避難所敷地内（屋外）に飼育専用スペースを設置する。また、動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、その動物と一緒に避難してきた者が行うこととする。 入間市国民保護計画　第３編　武力攻撃事態等対処編 第５章 武力攻撃災害への対処措置 第４節　動物保護対策の実施 　市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、関係機関等と連携して以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 　・危険動物等の逸走対策 　・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

自治体名	記載状況
日高市 （埼玉県）	日高市地域防災計画　第2編　震災対策編　第1章　施策ごとの具体的計画　第14節　市民生活の早期再建〈予防・事前対策〉　2　動物愛護 （1）取組方針 　災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取り組みが重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。 （2）具体的な取組内容 ア　動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 ①所有者明示に関する普及啓発 　市、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）をつけるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨する。 ②災害に備えたしつけに関する普及啓発 　通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなることが予想され、避難所や仮設生活において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市、獣医師界、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 日高市地域防災計画　第2編　震災対策編　第1章　施策ごとの具体的計画　第14節　市民生活の早期再建〈応急対策〉　4　動物愛護 （1）取組方針 　災害発生時には負傷又は逸走状態の動物が多数発生するとと同時に、飼い主とともに多くの動物が避難所に避難してくることが予想される。 　衛生班（環境課）、避難班（福祉政策課・社会福祉課・子育て応援課）及び物資調達班（産業振興課）は、動物愛護の観点から、保健所、獣医師、動物関係団体及びボランティア等と連携し、動物の適正な保護及び飼育を実施する。 （2）具体的な取組内容 　ア　被災地域における動物の保護 　衛生班（環境課）は、飼い主不明及び負傷動物等について、保健所、獣医師、動物関係愛護団体及びボランティア等と連携して保護し、動物保護施設等へ搬送する。 　イ　避難所における動物の適正な飼育 　避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬。介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し飼育させる。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。 　動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の専用スペースで飼育した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負う。 　ウ　情報の交換 　衛生班（環境課）は、保健所と連携し次の情報を収集及び提供する。 　①各地域の被害状況及び避難所での動物飼育状況 　②必要となる資機材及び獣医師の派遣 　③避難所から動物愛護施設への動物預け入れ希望 　④市町村への連絡調整及び応援要請 　エ　その他 　衛生班（環境課）及び物資調達班（産業振興課）は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定される特定動物（危険な動物）が逸走した場合は、警察等の協力を得て収容及び管理する。 日高市地域防災計画　第3編　風水害対策編　第1章　施策ごとの具体的計画　第13節　市民生活の早期再建 　第2　具体的取組 〈予防事前対策〉2動物愛護 「第2編　震災対策編-第1章-第14編-〈予防事前対策〉（199ページ）を準用する。
飯能市 （埼玉県）	飯能市地域防災計画（平成28年3月） 【風水害・事故災害対策編】 第3章　災害応急対策計画　第12節　避難計画　第4　避難所の開設・運営 2　避難所の運営 (8)　避難者と共に避難した動物の取扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止し、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 第22節　環境衛生計画　活動の方針 第5　被災動物の救援 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。 1　動物救護本部への要請 災害時には、県、獣医師会及び動物関係団体が連携して動物救援本部を設置し、次の事項を実施することとなっている。 (1)動物保護施設の設置 (2)所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 (3)負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 (4)飼養困難動物の一時保管 (5)動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 (6)動物に関する相談の実施等 2　被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は、県、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 3　避難所における動物の適正な飼養 市は、避難所を設置した場合に、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、県から適正飼養の指導等を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 【震災対策編】 第3章　震災応急対策計画　第13節　避難計画　第4　避難所の開設・運営 3　避難者と共に避難してきた動物（ペット）の取り扱い 避難者と共に避難してきた動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）については、避難所には様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室内への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養スペースを設置し飼養させることとする。 ただし、敷地内の別施設（倉庫等）において余裕がある場合は、当該避難施設に避難する避難者の同意のもとに、居室以外のスペースを設け飼養させることができるものとする。 動物への給餌、排泄物の清掃等飼育・管理は、当該動物を連れてきたものが全責任を負うものとし、居室以外の専用スペースで飼養した場合、避難所の閉鎖や避難所の移動等の場合は、当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させ全責任を負うものとする。

自治体名	記載状況
所沢市 （埼玉県）	所沢市地域防災計画(震災対策編) 応急対策 第8章 教育・福祉・清掃・防疫 第5節 動物愛護（市民生活対応部） 活 動 方 針 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することにより混乱をきたし、動物の生活環境が悪化することが予想されるため、動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼養に関し、市関係機関、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。 第1項 各主体の責務 1 飼い主 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期に渡り放置することのないよう、適切な対応に努める。 2 市 県の設置する「動物救援本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。 避難所を設置するにあたり、必要に応じ動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。 3 県 埼玉県地域防災計画に基づき、動物救援本部の設置、被災地域における動物の保護、避難所における動物の適正な飼養の指導、情報の交換等を行う。 第2項 市、県、獣医師会及び動物関係団体は、連携して動物救援本部を運営する。動物救援本部は、次の事項を実施する。 1 動物保護施設の設置 2 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 3 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 4 飼養困難動物の一時保管 5 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 6 動物に関する相談の実施等 第3項 被災地域における動物の保護所有者不明の動物、負傷動物等は市、県、獣医師会、動物関係団体等が協力の上、保護し、動物保護施設等へ搬送する。 第4項 避難所における動物の適正な飼養 1 市は、県の協力を得ながら、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 2 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。 また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 第5項 情報の交換 市は、県、動物救援本部と連携して、次の情報を収集、提供するものとする。 1 各区域の被害及び避難所での動物飼育状況 2 必要資機材、獣医師の派遣要請 3 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 4 他都県市への連絡調整及び応援要請 第6項 その他動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する 所沢市地域防災計画(資料編2／2) 3－2－(21) 避難所のペット対策→ 2－2－(9)－⑥ 、2－3－(7)－⑤ 、様式13、様式14 ① 避難所のペットの管理責任は、飼育者にあることを原則とします。 ② 避難所にペットを連れてきた避難者に対して、窓口で届け出るよう呼びかけ、様式13「避難所ペット登録台帳」に記載します。 ③ 大型動物や危険動物は、避難所への同伴は断ります。 ④ ペットの飼育場所（屋外、踊り場、廊下等）を決定し、様式14「避難所におけるペットの飼育ルール広報文（例）」のペットの飼育ルールとともに、飼育者及び避難者へ通知し、徹底を図ります。 ⑤ ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供して協力を求めます。 ⑥ 補助犬を利用する身体障害者等については、出来る限り一緒に生活できるよう配慮することが必要であることから、周囲の避難者の理解を得られるように努めます。
加須市 （埼玉県）	加須市地域防災計画（震災対策編） 第3章第23節 防疫対策・動物愛護 第3 動物愛護 1 協力体制の確立 震災時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市及び市内獣医師などを構成員とする加須狂犬病予防対策協議会を中心に、保健所など県関係機関、埼玉県狂犬病予防協会、(社)埼玉県獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園などとの協力体制を確立する。 2 実施責任者 震災時における動物愛護の実施は、市長が行う。 3 実施担当者 環境安全部長 4 避難所における動物の適正な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、避難所での飼育動物の対策は以下の考え方に基づき、各避難所で対応するよう周知する。 ① 避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。 ② 飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。 ③ 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬及び聴導犬）の同伴を周知する。 ④ 危険動物（動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物）は、避難所への同伴はできない。 ⑤ 飼育場所は居住スペースとは別とする。 ⑥ 飼育場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、管理責任者が中心となって定めた飼育ルールに従う。 5 狂犬病予防注射の実施 毎年4月に実施する集合狂犬病予防注射については、加須狂犬病予防対策協議会と連携し、集合注射会場の確保を図り、予防注射を実施する。 6 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は、加須狂犬病予防対策協議会と連携し、保健所など県関係機関の協力を得て、これらの動物を保護した上で、動物園など動物の保護が可能な施設（以下「動物保護施設」という。）へ搬送する。 7 情報の収集及び要請の実施 加須狂犬病予防対策協議会、保健所など県関係機関、埼玉県狂犬病予防協会、（社）埼玉県獣医師会と連携して、次のとおり情報収集や獣医師の派遣要請などを行う。 (1) 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 (2) 必要資機材、獣医師の派遣要請 (3) 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望の把握 (4) 狂犬病予防注射の協力要請 (5) 他都県市への連絡調整及び応援要請 8 その他 危険動物等が逸走した場合は、県との連携のうえ動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

自治体名	記載状況
羽生市 （埼玉県）	羽生市地域防災計画 第2編－共通編－ 第3章　災害時の生活安定に対する備え 第3節　環境衛生に対する備え 第5 動物愛護への備え 災害時には負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 保護された動物の飼い主の特定や、避難所において他の被災者とトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど、平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。 1 所有者明示に関する普及啓発 市は、県及び関係団体と連携し、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発する。 平時おける所有者明示の方法として以下の方法がある。 ① 首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付ける。 ② 脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着する。 2 災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、市は、県及び関係団体と連携し、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 第3編－震災対策編－ 第3章　市民の生命の安全確保 第5節　避難対策 8避難者と共に避難した動物の取扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 第4章　市民の生活の安定 第2節　環境衛生 第5 動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市では、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、他市町村等関係機関や獣医師会、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は市、県獣医師会、動物関係団体等が協力の上、保護し、県の動物保護施設等へ搬送する。 2 避難所における動物の適正な飼養 保健班は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3 情報の交換 市は、県動物救援本部等と連携して、次の情報を受け飼い主に提供する。 ・必要資機材の提供について ・獣医師の派遣について ・動物の預け入れ先について 4 その他 市内において、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険な動物等が逸走した場合は、県に通報し動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
行田市 （埼玉県）	行田市地域防災計画 第2編　震災対策編　第2章　施策ごとの具体的計画 第8節　避難対策　第3　応急対策 2　指定避難所の開設・運営　(2)具体的な取組内容　ｲ指定避難所の管理運営 (ｺ)避難者と共に非難した動物の取扱い 市は、避難所における動物の取扱いについて、次の事項を実施することで、避難所環境を確保する。 a　盲導犬、聴導犬、介助犬を除く動物における居住スペースの持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。 B　別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合、避難所に生活する避難者の同意のもとに、居住スペース以外の部屋に専用スペースを設置し飼養させる。 c　動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負う。 第11節　市民生活の早期再建 第2　予防・事前対策 1　応急住宅対策　(1)取組方針　ｲ応急仮設住宅の事前計画　(ｴ)応急仮設住宅の設置計画の策定 c要配慮者に対する配慮 　市は、建物の構造及び仕様、入居時の優先入居など要配慮者に配慮するよう努める。 　また、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況を考慮するとともに、要配慮者及びペットの飼養状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。 2　動物愛護 (1)取組方針 　市は、保護された動物の飼い主の特定や指定避難所において他の被災者とトラブルを回避するため、動物の災害対策に関する普及啓発を実施する。 (2)具体的な取組内容 ｱ動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 (ｱ)所有者明示に関する飼い主への普及啓発 　市は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、次の措置を取ることについて普及啓発を実施する。 a　首輪と迷子札（犬は狂犬病予防に基づく鑑札・注射済票）の装着 b　マイクロチップの装着 (ｲ)災害に備えたしつけに関する普及啓発 　市は、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を実施する。 第3　応急対策 5　動物愛護 (1)取組方針 　市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県等の防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 (2)具体的な取組内容 ｱ被災地域における動物の保護 　市は、県、獣医師会、動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等を保護し、動物保護施設等へ搬送する。 ｲ指定避難所における動物の適正な飼養 (ｱ)市は、県及び防災関係機関の協力の下、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。 (ｲ)避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させる。 　なお、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難場所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼養させることを検討する。 (ｳ)動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理については、当該動物を連れてきた者が全責任を負う。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる義務を負う。 ｳ情報の交換等 　市は、県及び県が設置する動物救援本部等と連携して、次の情報を収集及び交換する。 ・各地域の被害及び指定避難所での動物飼育状況 ・指定避難所から動物保護施設への動物の預入れ希望

自治体名	記載状況
久喜市 （埼玉県）	久喜市地域防災計画（第2編　風水害編）　第2章 風水害応急対策計画　第15節 環境衛生整備計画 及び （第4編 震災対策編）　第2章 震災応急対策計画　第16節 環境衛生 第4 動物愛護【環境経済部】 災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や飼養に関し、埼玉県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等関係機関との協力体制を確立する。 1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 （1）所有者明示に関する普及啓発 市、埼玉県、獣医師会及び動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・ 注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 （2）災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、市、埼玉県、獣医師会及び動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 2 動物の保護 市は、所有者不明の動物、負傷動物等について、関係団体等と協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。 3 避難所における動物の適正な飼養 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。 4 情報の交換 市は、埼玉県、動物救援本部と連携して、次の情報を収集、提供する。 ・ 市内の被害及び避難所での動物飼育状況 ・ 必要資機材、獣医師の派遣要請 ・ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ・ 他都県市への連絡調整及び応援要請 5 動物救援本部 埼玉県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部は、次の事項を実施する。 ・ 動物保護施設の設置 ・ 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 ・ 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 ・ 飼養困難動物の一時保管 ・ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 ・ 動物に関する相談の実施等 6 その他 市は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48 年法律第105 号）に指定する特定動物（危険な動物）が脱走した場合、動物園及び警察等の協力を得て収容、管理する。
幸手市 （埼玉県）	幸手市地域防災計画　第2編震災対策計画編　第2部震災応急対策計画　第7章防疫・保健衛生対策　第3節動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 このことから、これら動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制に努める。 1、動物救護本部 県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救護本部を設置する。 動物救護本部は次の事項を実施する。 （1）動物保護施設の設置 （2）所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 （3）負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 （4）飼養困難動物の一時保管 （5）動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 （6）動物に関する相談の実施等 2、被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、市町村、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設へ搬送する。 3、避難所における動物の適正な飼養 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 4、情報の交換 県は、市町村、動物救護本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。 （1）各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 （2）必要資機材、獣医師の派遣要請 （3）避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 （4）他都県市への連絡調整及び応援要請 5、その他 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
白岡市 （埼玉県）	白岡市地域防災計画　第2編災害対策編　第2章災害予防計画　第8節災害に備えた活動体制の強化　第14動物愛護 災害時には、負傷又は脱走状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。 保護された動物の飼い主の特定や避難所においてほかの避難者とのトラブルを回避するためには、災害時に備え適正に飼育管理を行うなど平時からの飼い主の取組が重要であるため、飼い主に対し動物の災害対策に関する普及啓発を行う。 1　動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 (1)所有者明示に関する普及啓発 市、県、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとること について普及啓発をする。所有者明示の方法としては、首輪と迷子札(犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票)をつけるだけでなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 (2)災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因となる恐れがある。このため、市、県、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がゲージやキャリーバックのなかに入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。

自治体名	記載状況
杉戸町 （埼玉県）	◆杉戸町地域防災計画　震災編　第1章 災害予防計画　第9 防疫対策 3 動物愛護 （1） 所有者明示に関する普及啓発 町、県、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 ◆杉戸地域防災計画　震災編　第2章 災害応急対策計画　2避難所の運営 ⑵運営対策 コ 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを考慮し、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し飼育させることとする。ただし、施設の別棟に収容スペースがある場合には当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 ◆杉戸地域防災計画　震災編　第2章 災害応急対策計画 12保健衛生 被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等が蔓延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する。 また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施する。 ◆杉戸地域防災計画　震災編　第2章 災害応急対策計画　12保健衛生 3 動物愛護 災害時には、負傷、又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 町は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努める。 （1） 被災地域における動物の保護 町は、所有者不明の動物、負傷動物等を、幸手保健所、獣医師、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 （2） 避難所における動物の適正な飼養 町は、幸手保健所、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに考慮して、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。 （3） 情報の交換 町は、幸手保健所や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、提供する。 ア 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 イ 必要資機材、獣医師の派遣要請 ウ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 エ 他都県市への連絡調整及び応援要請 （4） その他 「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 ◆杉戸町地域防災計画　風水害等対策編　第1章 災害予防計画　第6 防疫対策 3 動物愛護 （1） 所有者明示に関する普及啓発 町、県、獣医師会、動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 （2） 災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、町、県、獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバックの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 ◆杉戸地域防災計画　震災編　第2章 災害応急対策計画　2　避難所の運営 ⑵運営対策 コ 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを考慮し、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育専用スペースを設置し飼育させることとする。ただし、施設の別棟に収容スペースがある場合には当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼育させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 ◆杉戸地域防災計画　風水害対策編　第2章 災害応急対策計画　12　保健衛生 3 動物愛護 災害時には、負傷、又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 町は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努める。 （1） 被災地域における動物の保護 町は、所有者不明の動物、負傷動物等を、幸手保健所、獣医師、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 （2） 避難所における動物の適正な飼養 町は、幸手保健所、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに考慮して、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。 （3） 情報の交換 町は、幸手保健所や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、提供する。 ア 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 イ 必要資機材、獣医師の派遣要請 ウ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 エ 他都県市への連絡調整及び応援要請 （4） その他 「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 ◆国民保護に関する杉戸町計画　第3編　武力攻撃事態等対処編　第1章　実施体制の確保　第2節　町民保護対策本部の組織等 ⑸本部の担当業務　2 部の組織及び事務分掌 　遊動部 苦情処理班　　動物愛護・猛獣対策に関すること。 ◆国民保護に関する杉戸町計画　第3編武力攻撃事態等対処編　第5章 武力攻撃災害への対処措置 第４節　動物保護対策の実施 町は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。 ・　危険動物等の逸走対策 ・　飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

自治体名	記載状況
蓮田市 （埼玉県）	蓮田市地域防災計画 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害 ＜第4章 救援期における災害応急対策活動＞ 3．動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難することが予想される。 そのため、「みどり環境班」は県の協力を得て、動物愛護の観点から、獣医師会、動物関係団体、ボランティアなどと協力して、所有者不明の動物、負傷動物等の保護、及び避難所における動物の適正飼養に努める。 （1）動物救援本部の設置 県、獣医師会及び動物関係団体は連携して、動物救援本部を設置する。 動物救援本部は、次の事項を実施する。 ・動物保護施設の設置 ・所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 ・負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 ・飼養困難動物の一時保管 ・動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 ・動物に関する相談の実施等 （2）被災地域における動物の保護 「みどり環境班」は、県、獣医師会及び動物関係団体等と協力して、所有者不明の動物、負傷動物等は保護し、動物保護施設等へ搬送する。 （3）避難所における動物の適正な飼養 「みどり環境班」は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる責任を負うものとする。 （4）情報の交換 「みどり環境班」は、動物関係団体と連携して、次の事項について県と情報交換を行う。 ・避難所での動物飼育状況 ・必要資機材、獣医師の派遣要請 ・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ・他都県市への連絡調整及び応援要請 （5）その他 「みどり環境班」は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 なお、本市を含む幸手保健所管内の危険な動物の飼養状況は、以下のとおりである。 幸手保健所管内には東武動物公園があり、多くの特定動物が飼養されている。 ■特定動物（危険な動物）飼養状況（幸手保健所管内）[平成25年3月末現在] 認可件数44 総数79 ﾗｲｵﾝﾄﾗ11 ﾋﾟｭｰﾏ,ﾋｮｳ1 ｸﾏ1 ﾁﾝﾊﾟﾝｼﾞｰ,ｺﾞﾘﾗ1 ﾏﾝﾄﾋﾋ,ﾏﾝﾄﾞﾘﾙ12 中型ｻﾙ27 ｿﾞｳ2 ｷﾘﾝ2 ｻｲ2 ｶﾊﾞ3 ﾊﾟｲｿﾝ2 鳥類3 ﾜﾆ2 大型ﾍﾋﾞ2 ﾜｼ等2 ﾜﾆｶﾞﾒ6 参考）「埼玉県地域防災計画（資料編）」（平成26年3月埼玉県防災会議）
宮代町 （埼玉県）	宮代町地域防災計画（災害応急対策編）　第1部　震災応急対策計画　　第6章　応急医療と保健衛生 4　動物の保護収容 町民生活班は、被災地における飼育動物の保護、動物由来の感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、獣医師、幸手保健所及びボランティア組織と連携・協力し、次の活動を行う。 （1）飼い主不明の動物の保護収容 （2）負傷動物の保護、治療及び一時保管 （3）継続飼育が困難な動物の一時保管 （4）行方不明動物に関する情報の提供、保護収容動物の里親探し （5）被災地における飼育動物の飼育方法、糞尿処理についての知識の普及や意識の啓発 （6）その他、動物に係る相談、助言等
深谷市 （埼玉県）	深谷市地域防災計画（震災対策計画編）　第3部震災応急対策計画　　第4節救援・救護活動 5．3動物愛護（環境防疫部） 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 本市は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適性な飼養に努めるものとする。 （1）被災地域における動物の保護 本市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師、その他関係機関等と協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。 （2）避難所における動物の適性な飼養 本市は、県、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物に関して、適性飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介護犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させる。 　動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 （3）情報の交換 本市は、県や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集し、提供する。 ・各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 ・必要資機材、獣医師の派遣要請 ・避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ・他都県市への連絡調整及び応援要請 （4）その他 「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
寄居町 （埼玉県）	寄居町地域防災計画 地震災害対策編 5.3 動物愛護【衛生班】 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。 本町は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。 (1) 被災地域における動物の保護 本町は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 (2) 指定避難所における動物の適正な飼養 本町は、県、獣医師と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。 ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 (3) 情報の交換 本町は、県や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、提供する。 項 目 内 容 被災動物に係る情 報の交換 〇各地域の被害及び指定避難所での動物飼育状況 〇必要資機材、獣医師の派遣要請 〇指定避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 〇他県市への連絡調整及び応援要請 第2 章 震災応急対策計画 2-167 (4) その他 「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

自治体名	記載状況
熊谷市 （埼玉県）	熊谷市地域防災計画　第2章　災害予防計画　第11節　災害に備えた体制整備　第11　動物愛護対策 災害時には、負傷し、又は逸走状態となった動物が多数生じると同時に、多くのペット動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 市（市長公室、環境部）は、保護された動物の飼い主の特定や避難所における他の被災者とのトラブルを回避するためには、災害時に備えて適正に飼育管理を行うなど、平常時からの飼い主の取組が重要であることを踏まえ、県、獣医師会、動物関係団体等と連携し、飼い主に対してペットに関する次のような災害対策の普及啓発を行う。 (1) 所有者明示に関する普及啓発 災害時に逸走状態（迷子）になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについての普及啓発を図る。 所有者明示の方法として、首輪及び迷子札（犬については、狂犬病予防法に基づく鑑札及び注射済票）を付けるほか、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップの装着を推奨するものとする。 (2) 災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、ペットにとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因となるおそれがある。このため、飼い主に対し、ペットがケージやキャリーバッグの中に入ることに慣れるようにしておくなどの、災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 第3章　風水害応急対策計画　第25節　環境衛生計画　第5 1　放浪動物への対応 環境部は、県、獣医師会及び動物関係団体等により構成される県動物救援本部等と連携して、飼い主の被災により廃棄され、又は逃げ出したペット等を保護する。 また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等との連携により必要な措置を講ずる。 2　避難所における動物の適正な飼養 避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬及び介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所においては様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則として禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し、飼養させることとする。 ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼養させることができる。 動物への給餌(じ)、排泄物の清掃等の飼育及び管理については、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合については、当該動物を連れてきた者が、当該専用スペースの撤去後、現状復旧をする全責任を負うものとする。 3　家畜等の対応 産業振興部は、家畜、畜産施設等の被害状況を速やかにまとめて県熊谷家畜保健衛生所に報告し、家畜の防疫、飼料等の確保、病畜及び死亡獣畜等の処理等、衛生の確保に協力する。
本庄市 （埼玉県）	本庄市地域防災計画 第2編（災害予防計画）　第1章（市の防災力の強化）　第3節（生活維持活動のための準備）　第6（防疫・保健衛生体制の整備）の4（動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発） （1）所有者明示に関する普及啓発 市、県、（公社）埼玉県獣医師会及び動物関係団体等は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。 （2）災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、指定避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になるおそれがある。このため、市、県、（公社）埼玉県獣医師会、動物関係団体等は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておく等の災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 第3編（災害応急対策計画）　第1章（震災応急対策）　第3節（救援期の災害応急対策活動）　第3（指定避難所の運営）の4（指定避難所の生つ環境への配慮） （1）指定避難所での動物の管理 避難所運営委員会は、避難者の居住部分と区分して動物の飼養場所の確保に努めるとともに、さまざまな人が生活する指定避難所において人間と動物が共存していくために、動物の飼養者に対し一定のルールを設け、責任ある適正飼養を指導する。 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取り扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等がある等、収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 第3編（災害応急対策計画）　第1章（震災応急対策）　第3節（救援期の災害応急対策活動）　第4（防疫及び保健衛生）の3（動物愛護） 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や（公社）埼玉県獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。 (1) 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は市、県、（公社）埼玉県獣医師会及び動物関係団体等が協力の上保護し、必要に応じて動物保護施設等へ搬送する。 (2) 指定避難所における動物の適正な飼養 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
美里町 （埼玉県）	美里町地域防災計画 第2編（風水害等対策編）　第2章（災害応急対策）　第22節（愛玩動物の収容対策）の第1、第2 第1　被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的 な対応が求められることから、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボラン ティア等と協力し、動物の保護を行う。 第2　避難所における動物の適正な飼育 町は、県、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティアと協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ①地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援 ②避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 ③県及び市町村との連絡調整及び要請
上里町 （埼玉県）	上里町地域防災計画 第1編（風水害・事故対策編）　第3章（災害応急対策計画）　第11節（避難及び災害救助保護計画） （3）　指定避難所運営における留意点 ク　避難者と共に避難した動物の取扱い 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。
神川町 （埼玉県）	神川町地域防災計画 風水害・事故災害対策編 第3章　災害応急対策計画 第17節　環境衛生整備計画 第3　動物愛護 1　目標 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア団体及び動物園等との協力体制を確立する。 2　計画 (1) 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、町、獣医師会、動物関係団体等の協力のもと保護し、動物保護施設等へ搬送する。 (2) 避難所における動物の適正な飼養 町は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (3) 情報の交換 町は、県と連携して、次の情報を収集、提供する。 ア　各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 イ　必要資機材、獣医師の派遣要請 ウ　避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 エ　他市町村への連絡及び応援要請 (4) その他 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号）に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

自治体名	記載状況
秩父市 （埼玉県）	秩父市地域防災計画　第3編 災害応急対策計画　第1章 震災応急対策　第3節 救援期の災害応急対策活動　第4 防疫及び保健衛生　3 動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 （1）被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、市、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物救援本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。 （2）避難所における動物の適正な飼養 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど、収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 （3）情報の交換 市は、県、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。 □ 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 □ 必要資機材、獣医師の派遣要請 □ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 □ 他市町村への連絡及び応援要請 （4）その他 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10 年埼玉県条例第19 号）に規定する特 定動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。 国民保護に関する秩父市計画　第3編 武力攻撃事態等対処編　第5章 武力攻撃災害への対処措置　第4節 動物保護対策の実施 市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。 ・ 危険動物等の逸走対策 ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
皆野町 （埼玉県）	皆野町地域防災計画 第1章災害予防計画　第2編風水害・事故災害対策編　第3 動物愛護 災害時において保護された動物の飼い主の特定や避難所において他の被災者とのトラブルを回避するため、平常時より飼い主に対して動物の災害対策に関する普及啓発等を行う。 1 所有者明示に関する普及啓発 町は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携を図り、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置をとることについての普及啓発活動を推進する。 2 災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがあることから、町は、県、獣医師会、動物関係団体等と連携を図り、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うことなどについての普及啓発活動を推進する。 第2章災害応急対策計画　第2編風水害・事故災害対策編　第3動物愛護 災害時には、負傷または逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、町、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物救援本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。 2 避難所における動物の適正な飼養 第2編・第2章・第14節「災害救助保護計画」・第1「避難計画」を準用する。 3 情報の交換 町は、県、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。 （1）各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 （2）必要資機材、獣医師の派遣要請 （3）避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 （4）他市町村への連絡及び応援要請 4 その他 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号）に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。
横瀬町 （埼玉県）	横瀬町地域防災計画 第2部 風水害・ 事故災害対策編　第1章災害予防計画　第6節避難予防対策　第4動物愛護 1 動物の災害対策に関する飼い主への普及啓発 ⑴ 所有者明示に関する普及啓発 町は、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるようにするため、飼い主が所有者明示の措置を取ることについて普及啓発をする。所有者明示の方法として、首輪と迷子札（犬は狂犬病予防法に基づく鑑札・注射済票）を付けるだけではなく、脱落の可能性が低く、確実な身分証明となるマイクロチップを装着することを推奨するものとする。 ⑵ 災害に備えたしつけに関する普及啓発 通常の環境と大きく異なる避難生活は、動物にとっても大きなストレスとなる可能性があり、避難所や仮設住宅において、他の避難者とのトラブルの原因になる恐れがある。このため、町は、飼い主に対し、動物がケージやキャリーバッグの中に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行うよう普及啓発を行う。 第2部 風水害・ 事故災害対策編　第2章災害応急対策計画　第17節　第3動物愛護 1 目標 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 2 計画 ⑴ 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は県、町、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物救援本部が設置する動物保護施設等へ搬送する。 ⑵ 避難所における動物の適正な飼養 ア 町は県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 イ 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 ウ 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。 ⑶ 情報の交換 町は、県、動物救援本部等と連携して、次の情報を収集、提供する。 ア 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 イ 必要資機材、獣医師の派遣要請 ウ 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 エ 他市町村への連絡及び応援要請 ⑷ その他 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険な動物）等が逸走した場合は、動物園及び警察、保健所の協力を得て収容、管理する。 第3部震災対策編　第1章震災予防計画　第9節震災に備えた体制整備　第18動物愛護 「第2部 第1章 第6節 第4 動物愛護」参照。
長瀞町 （埼玉県）	長瀞町地域防災計画　第2編 震災対策編　第3章 応急対策　第15節　防疫対策　第2 動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 町、県、獣医師会、動物関係団体等は協力して、所有者不明の動物、負傷動物等を保護し、動物保護施設等へ搬送する。 2 避難所における動物の適正な飼養 町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、適正飼養の指導を県と協力して行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3 情報の交換 町は、県、動物関係団体と連携して、次の情報を収集、提供する。 （1）各地域の被害及び避難所での動物飼育状況 （2）必要資機材、獣医師の派遣要請 （3）避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望 長瀞町地域防災計画　第3編 風水害対策編　第3章 応急対策　第15節　防疫対策　第2 動物愛護 「第2編 第3章 第15節 防疫対策」を準用する。

自治体名	記載状況
小鹿野町 （埼玉県）	小鹿野町地域防災計画 風水害・事故災害等対策編　第3章災害応急対策計　第11節避難計画　第6 避難所の管理運営 8 避難者とともに避難した動物の取扱い 避難者とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことにかんがみ、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 風水害・事故災害等対策編　第3章災害応急対策計画　第22節環境衛生計画　第4 被災動物の救援 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や獣医師会、動物関係団体、ボランティア等との協力体制を確立する。 1 動物救護本部への要請 災害時には、県、獣医師会及び動物関係団体が連携して動物救援本部を設置し、次の事項を実施することとなっている。このため、状況によっては、動物救援本部に必要な救援を要請する。 (1) 動物保護施設の設置 (2) 所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 (3) 負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 (4) 飼養困難動物の一時保管 (5) 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 (6) 動物に関する相談の実施等 2 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等は、県、獣医師会、動物関係団体等が協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。 3 避難所における動物の適正な飼養 町は、避難所を設置した場合に、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、県から適正飼養の指導等を得て、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
千葉県	千葉県国民保護計画　第2編　武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処　第2章　武力攻撃事態及び予測事態への対処 コ　動物の保護等に関する配慮 県は、国（環境省、農林水産省）が別途示す「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ・危険動物等の逸走対策 ・飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 千葉県地域防災計画　第2編　地震・津波編　第3章　災害応急対策計画/第3編 風水害等編　第3章　災害応急対策計画 第3節　地震・火災避難計画／第4節　避難計画 5　避難所の開設　（6）市町村は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 5 動物対策（健康福祉部） 健康福祉センター（保健所）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランテイアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。
習志野市 （千葉県）	習志野市地域防災計画（震災編） ・飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、習志野健康福祉センター及び動物愛護センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼い主、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 ・避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の飼い主が行う。避難所施設内へのペットの持ち込みは禁止する。避難所開設時には避難所の敷地内にペット収容場所を確保し、飼い主の責任においてペットを避難させる。避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、避難所運営委員会や千葉県及び獣医師会等と取扱について協議する。 関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公有地を提供するとともに、その旨を飼い主に周知する。
八千代市 （千葉県）	八千代市地域防災計画(震災編) 第3章　災害応急対策計画 ・市は，ペットとの同行避難に備えて，「災害時における避難所運営の手引き」(千葉県　平成29年7月）を参考に，ペットの収容場所を確保するとともに，トラブル等が起きないよう建物内への同行の禁止，餌・ケージの確保や飼養は飼養者の責任とする等ルールの作成に努める。 また、ペットの避難を受け入れる際には，飼養者の把握をするために届出制とし，必要な項目を把握するとともに，（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し，ペットの救護及び一時預り，適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。なお、平時からペットの所有者・管理者に対する飼い主の明示（鑑札・マイクロチップの装着等），しつけ，健康管理，ケージ・ペットフード・水（少なくとも5日分，推奨1週間分）等の避難時の持ち出し品や避難場所まで安全に避難出来るようリードやキャリーバック等の避難用品の確保，ペットの預け先の確保等についての啓発，避難所等での受入の準備を推進する。 ・飼い主等の被災等により，ペットが遺棄され，又は逸走した場合は，習志野健康福祉センター及び動物愛護センター，千葉県獣医師会等関係団体が講じる救助・保護対策に協力する。また，特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」による人の生命，身体又は財産に害を加えるおそれがある動物。）が施設等から逸走した場合は，人への危害を防止するため，飼養者，警察官その他関係機関の講じる措置に可能な限り協力する。なお，県は，「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき，関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し，動物救護活動を実施する。 第5章　附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画 ・県健康福祉部は，警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対して二重施錠の確認，補修等，逃走防止対策の強化を指示する。また，市は，その旨を飼育者に周知するための広報等に協力する。なお，飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は，次の とおりである。 （1）家庭動物等の飼養及び保管に関する基準により，あらかじめ届け出た緊急時の措置をとる。 （2）動物が施設から逃げ出した場合には，同基準により，関係機関への通報，捕獲，その他必要な措置を講ずる。
鎌ケ谷市 （千葉県）	鎌ヶ谷市地域防災計画　第3章　災害応急対策計画　第7　節避難 避難所運営体制において、避難所におけるペット対策（同行避難に備えてペットの収容場所の確保やルールの作成）が挙げられている。 ペット対策としては、ペットの受け入れは避難所運営マニュアルに基づき実施する。 また、各避難所のニーズを把握したうえで、必要に応じて災害時のペット対策を専門とするNPO団体等に支援を要請する。 なお、要支援者を支援する補助犬については、受け入れを前提として、避難所での生活環境に配慮する。 ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し、協力を求める。
市川市 （千葉県）	市川市地域防災計画 第2章　震災予防計画　　第2節 災害に強い協力体制の確立　4 ペット対策の整備（千葉県、被災生活支援本部） 「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、次の取組みを進める。 (1) 飼い主責任の原則 「飼い主責任の原則」の周知に努め、同行避難した際に飼育に必要な用具（ゲージ・ペットフード等）の準備やしつけ・飼育ルールの徹底等を図る。 (2) ペット同行避難の周知 飼い主責任の原則の下、ペットと一緒に避難する「同行避難」を認めるとともに、飼い主に対し「同行避難」を周知する。なお、人に危害を加えるおそれのあるペット等の避難所等への同行避難は禁止とする。 (3) ペット避難所の優先開設場所候補地 「災害時ペット同行避難マニュアル」に基づき、優先して開設可能なペット避難所を定める。 (4) 動物の救助及び保護体制の整備 逃げ出したり遺棄されたペットが発生した場合に備え、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携を図れるよう協力体制の整備を進める。 また、平常時から飼い主を特定できる鑑札、名札等のペットへの装着について、周知に努める。 (5) 一時預かり ペットの一時預かりが可能なペット関連事業者等にも災害時の協定を締結できるよう千葉県と調整する。 ペット飼育者は避難所等での飼育が不可能な場合を想定し、ペットの一時預かり所の確保に努める。
浦安市 （千葉県）	浦安市地域防災計画　第2章　災害予防計画 第5　防疫・清掃・環境対策 3．ペット対策 （1）ペットの自己管理の啓発 　ペットの所有者は、普段からペット用のケージ、食料、飲料水等を家庭で備蓄し、ペット同行避難の際には、自己管理を行えるようにする。 　市は、地震発生時の取扱について理解されるようチラシ等を作成して、配布する等の啓発活動を行う。 （2）ペット用資機材等の確保 　市は、避難所において所有者が自己管理できずに問題化することを防ぐため、収容用のケージやサークル等の資機材を備蓄する。 （3）獣医師会等との協定締結 　市は、ペットの救護について支援を要請するため、千葉県獣医師会市川浦安支部と協定を締結しているが、ペット用医薬品や医療器具についても供給を受けられるよう千葉県獣医師会市川浦安支部と協議の上、薬品会社等と協定を締結する。

自治体名	記載状況
松戸市 （千葉県）	松戸市地域防災計画(震災編)(風水害編) 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策　4 避難所の開設と運営　(7) 健康・衛生対策等　エ ペット同伴者対策 ペット同伴の避難者には、ゲージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境部を通じて、関係機関にペット対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。その他、第9節の「7 動物対策」による。 第9節 防疫・清掃・障害物の除去　7 動物対策 (1) 死亡獣畜の処理 環境部は、家畜の死亡が確認された場合は、松戸健康福祉センター（保健所）の指導により、死亡した家畜等を処理する。 (2) 放浪動物への対応 環境部は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、松戸健康福祉センター（保健所）、県動物愛護センターと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 (3) ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。ペットと避難所へ同行避難する場合、飼い主はペットの飼育に責任を持ち各避難所運営ルールに基づき対応する。避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、松戸健康福祉センター（保健所）及び(社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。
流山市 （千葉県）	流山市地域防災計画第2章災害予防計画第10節避難対策第3避難所の開設・運営体制の整備3ペット対策 飼い主にとっては家族の一員であるため、ペットとの同行避難ができるよう、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、避難所でペットが共存することの課題を共有するとともに、避難所とペット双方にとって望ましい対応方法を検討し、各避難所運営マニュアルに位置付けるものとする。 また、市は、飼主に対し、災害に備えてペットのために事前に準備しておくべきもの（餌やトイレ、キャリー、ケージ、引き綱、常備薬等）、しつけ及びマナー等について周知する。 さらに、飼主の被災等による愛玩動物の遺棄や逃げだした動物の保護については、松戸健康福祉センター（松戸保健所）、東葛地域獣医師会、動物愛護センター等の関係機関に相談しながら、対策の整備に努める。 流山市国民保護計画　第3編（武力攻撃事態等への対処）第4章（警報及び避難の指示等）第2（避難住民の誘導等）、 3（避難住民の誘導） （9）動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
我孫子市 （千葉県）	我孫子市地域防災計画 第2章　災害予防計画　第8節　被災者支援対策 2. 動物対策の整備 　手賀沼課、健康づくり支援課は、ペットと一緒に避難する同行避難に備えて、ペットを所有する市民等に対し、次の「飼い主責任の原則」の周知を図る。 　ペットの所有者は、同行避難に備えて、ケージ、給餌用資機材、餌、飲料水等のペット用品を備蓄する。 〈飼い主責任の原則〉 　動物の飼い主は、災害時に動物を放置したり、解き放すことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないこと、避難所屋内には入れないこと、スペースには所有する動物の対応は自己完結で行うことが、飼い主の責務として求められる。 　災害時に、飼い主が一緒に避難し避難場所のエリア内で暮らすには、飼い主として遵守すべき基本的マナーがある。 ア　ムダ吠えをしない、待てなどの基本的なしつけ イ　糞便の後始末 ウ　犬をつなぐ場合の耐久性のあるリードの使用 エ　ケージの準備 オ　一定量の餌、飲料水、給餌用資機材の用意など 第3章　応急対策計画　第14節　防疫・清掃・廃棄物対策 第6　動物対策 1. 放浪動物への対応 　松戸健康福祉センター及び動物愛護センター東葛飾支所は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 2. ペットへの対応 　廃棄物・し尿班及び医療班は、ペット同行避難に備えて、避難所のグラウンド等へのペットスペースを指定し、飼養ルールづくりについて支援する。 なお、原則として、ペットは建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任とする。 廃棄物・し尿班及び医療班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、松戸健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取扱いについて協議し、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき千葉県動物救護本部及び動物救護センターが設置される場合は、公共用地を提供するとともに、その旨の広報や相談等に対応する。
野田市 （千葉県）	野田市災害応急対策計画 第17節　清掃・廃棄物・環境対策　第4　動物対策 1.死亡家畜の処理 環境衛生班は、県の指導により、死亡した家畜を処理する。 2.動物への対応 野田健康福祉センター、動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、市、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により　これらの動物を救助及び保護する。 また、危険を及ぼすおそれのある動物が施設から逃亡した場合、人への危害を防止するため、飼育者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。 3.ペット同行避難への対応 環境衛生班は、ペット同行避難に備えて、避難所のグラウンドにペットのスペースを確保する。 また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。環境衛生班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。
佐倉市 （千葉県）	佐倉市地域防災計画　地震災害対策編（抜粋） 第2章 災害予防計画 第11 節 避難体制の確立及び避難施設等の整備 1．避難誘導体制の整備　（1）住民等の避難体制　④ 災害避難時における家庭動物等の飼育管理のための備え ア 様々な人が共同生活を送る指定避難所において、家庭動物等を飼育する場合は、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等への特別の配慮が求められ、また、家庭動物等との同行避難とは、指定避難所における家庭動物等との同居を意味するものではないことから、飼い主には、家庭動物等のしつけと健康管理について、次のような備えを行うこと 1) ケージやキャリーバッグに入ることを嫌がらないように日頃から慣らすこと 2) 人やほかの動物を怖がらないようにしつけること（特に犬の場合、不必要に吠えないようしつけを行うこと） 3) 決められた場所で排泄ができるようしつけること 4) 各種ワクチン接種を行うこと 5) 寄生虫の予防、駆除を行うこと 6) 繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を行うこと イ 避難後は、決められた飼育場所で、原則として、飼い主自身が飼育管理を行うこと ウ 家庭動物等が迷子にならないための対策を行うこと（所有者の明示） エ 家庭動物用の避難用品や備蓄品を確保しておくこと オ 避難先や避難ルートの確認等の準備を行うこと カ 避難を要しないよう住まいの防災対策を行うこと 3．指定避難所施設の整備等　（1）指定避難所施設の整備等 ⑨ 家庭動物等の同行避難に備え、避難所における家庭動物等のためのスペースの確保に努める。 5．応急仮設住宅対策　（5）応急仮設住宅における家庭動物等の受入れ 県及び市は、応急仮設住宅における家庭動物等の受入れができるよう事前準備に努める。 第3章 災害応急計画 第7節 避難所の設置・管理　2．指定避難所又は臨時避難所の管理及び運営　（6）家庭動物等対策 家庭動物等との同行避難に備えて、家庭動物等の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。なお、避難所における家庭動物等の飼育のルール作成にあたっては、環境部環境対策班が必要な支援を実施する。 第18 節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等　4．応急仮設住宅の設置及び供与　（12）応急仮設住宅における家庭動物等の受入れ 県及び市は、応急仮設住宅における家庭動物等の受入れに努める。 第20 節 環境対策　4．動物対策 （1）初期対応 環境部環境対策班及び廃棄物対策班は、死亡獣畜及び放浪動物の発生状況の把握に努める。 （2）死亡獣畜の処理 環境部環境対策班及び廃棄物対策班は、災害によって死亡し、放置された犬猫等の収集・処理を行う。また、必要に応じ、健康こども部医療防疫班に対し、消毒その他の衛生処理の実施について要請を行う。なお、収集された死亡獣畜の処理にあたっては、家畜保健衛生所の指導により処理を行う。 （3）家庭動物等の対策 家庭動物等対応については、その飼い主の責任において実施することが原則であるが、災害発生後、飼い主の被災等により家庭動物等が遺棄されたり、逃げ出した場合、環境部環境対策班は、関係団体及びボランテイアとの連携により、これら動物を救助及び保護を行う。なお、市では、平成29年2月に公益社団法人千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結したことから、本協定に基づき、必要な要請を行う。 ① 現地動物救護本部等の設置及び運営 ② 動物相談窓口の設置及び運営 ③ 避難所や応急仮設住宅における家庭動物等対策 ④ 特定動物対策

自治体名	記載状況
四街道市 （千葉県）	四街道市地域防災計画 第3編　災害応急対策計画（震災編）　※風水害編も同様 第4章　救援・救護活動 第5節　防疫・保健衛生 　4　ペット対策 　（1）市は、飼い主の被害等によりペットが逸走あるいは遺棄された場合には、県衛生指導課、印旛健康福祉センター（印旛保健所）、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護する。 　（2）負傷したペットについては、市は千葉県獣医師会印旛地域獣医師会と締結した「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携して救護活動を実施する。 　（3）ペットの飼い主は普段からペットのケージ、食料等を準備し、ペット同行避難の際には、自己管理を行えるようにする。市は、災害時のペットの取り扱いについて理解されるよう、広報等により啓発活動を行う。 東海地震に係る周辺地域としての対応計画　第6章　市民等のとるべき防災措置 13ペット対策をとる 　ペットの飼い主は、ペット用のケージ・食料等を準備し、ペット同行避難の際には、自己管理を行えるようにしておく。
八街市 （千葉県）	八街市地域防災計画　震災編　第3章 第4節　避難 第3　避難所の運営 1. 避難所運営体制 ⑴ 避難所運営 イ ペット同行避難に備えて、生活場所とは異なる場所にペット専用スペースを指定し、ルールを作成する。 第11節 清掃・廃棄物 ・環境対策　第4　動物対策 2. 放浪動物への対応 清掃班は、飼い主の被災等により廃棄又逃げ出したペット等が発生した場合は印旛健康福祉セ ンター、千葉県動物愛護ンター 、社団法人千葉県獣医師会等関係体及びボランティ アと協力して救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 3. ペット同行避難への対応 清掃班は、ペット同行避難に備えて、避難所のグラウンドにペットのスペースを確保する。ただし、原則として、ペットの建物内へ持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき千葉県動物救護本部及び動物愛護センターを設置し救護活動実施する。 清掃班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。
印西市 （千葉県）	印西市地域防災計画 第2章－災害予防計画　第5節－避難体制整備計画　4　ペット対策 ペットについては、避難所への持ち込み希望が強い場合、各避難所において、場所や設備の確保、飼育管理ルールの作成など、受け入れ前の準備が必要となる。 これに対し、ペットの受け入れは避難所の大きさや避難者の数、避難者の状況などにより受け入れできる場合とできない場合があるため、事前に受け入れできる避難所の選定や条件について確認しておくとともに、町内会・自治会等や自主防災組織と協議してペットの受け入れについて災害前に合意形成を図る。 また、災害時におけるペット対策の方向性と対応の仕方を共有できるよう、「ペット対策マニュアル」を作成する。 第3章－災害応急対策計画　第8節－防疫・清掃・障害物の除去　7 動物対策 ⑴ 死亡獣畜の処理 環境衛生班は、家畜の死亡が確認された場合は、印旛健康福祉センターの指導により、死亡した家畜等を処理する。 ⑵ 放浪動物への対応 環境衛生班は、飼い主の被災により廃棄または逃げ出したペット等が発生した場合は、印旛健康福祉センター、千葉県動物愛護センターと協力して保護する。 危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 ⑶ ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 避難所へは、原則として大型動物や危険動物の同伴を禁止することとする。屋外等に飼育場所を設置した場合は、自己責任にて対応する。 避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、印旛健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。 関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。
白井市 （千葉県）	白井市地域防災計画 第2編　震災編　第2章　震災予防計画　第8節　避難収容体制の整備　4　ペット対策 ⑴ ペット同伴者への対応 ペット同伴の避難者には、ケージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを確保するよう努める。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は環境課を通じて、関係機関にペット対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 ⑵ ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの管理者が行う。 避難所等での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、県動物愛護センター及び(公社)千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するように関係機関と協議し、必要に応じて避難者に周知する。 なお、本計画に基づき、市が行う動物の救護対策と（公社）千葉県獣医師会等関係機関が行う動物救護活動について相互協力をする。 第3編　風水害等編　第2章　風水害等予防計画　第12節　避難収容体制の整備 4. ペット対策 震災編・第2章・第8節「4. ペット対策」に準ずる。 ⑴ ペット同伴者への対応 ⑵ ペットへの対応
酒々井町 （千葉県）	酒々井町地域防災計画　第11節　第3　3. ペット同行避難への対応 経済環境班は、ペット同行避難に備えて、避難所のグラウンドにペットのスペースを確保し、簡易な施設の設置に努めるものとする。 ただし、原則として、ペットの建物内への持ち込みは禁止（盲導犬等の介助犬は除く）し、 ペットの飼養は所有者の自己責任で管理、給餌、排泄物の清掃を行うことを基本とする。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。 経済環境班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力するとともに、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、印旛健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。
栄町 （千葉県）	栄町地域防災計画 風水害等編　第3章　災害応急対策計画　第19節　死体の捜索及び収容埋葬計画 4　動物対策 　町及び印旛健康福祉センター（印旛保健所）、動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、（社）千葉県獣医師会等関連団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 　また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。 震災編　第3章　災害応急対策計画　第6節　医療救護・防疫活動計画 4　動物対策 　町及び印旛健康福祉センター（印旛保健所）、動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、（社）千葉県獣医師会等関連団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 　また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。 東海地震に係る周辺地域としての対応計画　第5章　警戒宣言発令に伴う対応措置　第9節　その他の対策 4　危険動物の逃走防止 　災害時において、施設から動物が逃走したとき、飼養者は直ちに知事、町長、警察等関係機関に通報する義務が課せられている。この通報があったとき、直ちに緊急措置を適切に講じさせるとともに、広報車により住民に注意を呼びかけ、危険な動物による人の生命身体又は財産に対する侵害を防止する。
成田市 （千葉県）	成田市地域防災計画　震災対策編　第3章　災害応急対策計画 第8節　避難　第3　避難所の運営 6. ペットとの同行避難 学校教育班、避難所班は、ペットとの同行避難に対し「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保する。 また、トラブル等が起きないよう建物内への同行の禁止、餌・ケージの確保や飼養は飼養者の責任とする等ルールを周知する。 なお、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第13節 防疫・清掃・廃棄物処理　第6 動物対策 1. 放浪動物への対応 印旛健康福祉センター（印旛保健所）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランテイアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養員、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 2. ペットへの対応 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。 防疫衛生班は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。

自治体名	記載状況
富里市 （千葉県）	富里市地域防災計画 震災編 第1章 災害予防計画　第6節　避難体制の整備 第2　避難所の整備 ⑤ 被災者のプライバシー・安全の確保、女性への配慮、ペット対策に必要な設備等の整備を検討する。 第2章　災害応急対策計画　第14節　防疫・清掃・廃棄物対策　第7　動物対策 2. 放浪動物への対応 環境班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、印旛健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。 危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講ずる。 3. ペットへの対応 環境班は、ペット同行避難に備えて、避難所のグラウンド等へのペットスペースの設置や飼育ルールづくり等について準備する。 なお、原則として、ペットは建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任とする。 環境班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、印旛健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取扱いについて協議し、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき千葉県動物救護本部及び動物救護センターが設置される場合は、公共用地を提供するとともに、その旨の広報や相談等に対応する。
香取市 （千葉県）	香取市地域防災計画　第2編 震災編　第3節 避難収容計画 6　避難所の開設 （3）　避難所の運営 ア　避難所運営態勢 （ウ）なお、運営に当たっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。 香取市地域防災計画　第2編 震災編 第12節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策 3　動物対策 市は、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり、逃げ出した場合には、香取健康福祉センター及び動物愛護センター等にこれら動物の救助及び保護を要請する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。 香取市地域防災計画第3編風水害等編第3節　避難収容計画 6　避難所の開設 （3）避難所の運営 ア　避難所運営態勢 （ウ）なお、運営に当たっては、被災者のプライバシー及び安全の確保とともに、災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。 香取市地域防災計画　第3編 風水害等編 第12節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策 3　動物対策 市は、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり、逃げ出した場合には、香取健康福祉センター及び動物愛護センター等にこれら動物の救助及び保護を要請する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。
多古町 （千葉県）	多古町地域防災計画 ・第2編　地震編　　第3章　災害応急対策計画　　第12節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策　　5　動物対策 ・第3編　風水害等編　　第3章　災害応急対策計画　　第13節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策　　5　動物対策 健康福祉センター（保健所）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランテイアとの連携によりこれら動物を救助及び保護する。 また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。
東庄町 （千葉県）	東庄町地域防災計画第2編　地震・津波編　　第3章　災害応急対策計画　3節　地震・火災避難計画　6　避難所の開設、運営（7）町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。 13節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策　5　動物対策　町は香取健康福祉センター（香取保健所）、千葉県動物愛護センターと連携し、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。 また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。
銚子市 （千葉県）	銚子市地域防災計画 第2編　地震・津波編　第2章　災害応急対策計画　第3節　地震・火災避難計画　第2　避難所の開設・運営計画　2　避難所生活環境の整備 (5) ペット同行避難者への対応 ペット同行避難者については、生活スペースとは別の場所にペット飼育スペースの確保に努め、飼育ルール等を整備する。 ただし、原則として、ペットの建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で飼養するようルールを徹底する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。市は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。
旭市 （千葉県）	旭市地域防災計画　地震・津波編 第2章　災害応急対策計画 第6節　避難対策　第3　避難所の運営　1　避難所運営体制（1）避難所運営 イ　ペットの同行避難に備えて、生活場所とは異なる場所にペット専用スペースを指定し、ルールを作成する。 第11節　清掃・廃棄物・環境対策　第4　動物対策 1　死亡家畜の処理 市(食糧班は)、県(東部家畜保健衛生所)の指導により、死亡した家畜等を処理する。 2　放浪動物への対応 市(環境班)は、飼い主等の被災等により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、海匝健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講じる。 3　ペット同行避難への対応 市(環境班)は、ペット同行避難に備えて、避難所の敷地内にペットのスペースを確保する。 ただし、原則として、ペットの建物内への持ち込みは禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で飼養するようルールを徹底する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。市は、可能な限り公共用地の提供や広報等に協力する。 附編　東海地震に係る周辺対策としての対応計画　第3章　警戒宣言発令に伴う対応措置　第10節　その他の対策　第4　その他　2　危険な動物の逸走防止 県は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。 なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。 (1)家庭動物等の飼養及び保管に関する基準により、あらかじめ届け出た緊急時の措置をとる。 (2)動物が施設から逸走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。
匝瑳市 （千葉県）	匝瑳市地域防災計画 第2編　地震・津波対策編　第3章　災害応急対策計画　第14節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策　5　動物対策 特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者及び警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずるよう要請する。 第3編　地震・津波対策附編　第5章　警戒宣言発令に伴う対応措置　第11節　その他対策　5　危険動物の逸走防止 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第1条別表において、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）が指定されている。 なお飼養者等が警戒宣言発令時おいてとるべき措置は下記のとおりである。 （1）動物が施設から逸走したときには、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置をとる。 （2）市は（1）の通報があったとき、直ちに緊急措置を適切に講じさせるとともに、防災行政無線及び広報車等により市民に注意を呼びかけ、危険な動物による市民の安全、身体又は財産に対する侵害を防止する。 第4編　風水害対策編　第3章　災害応急対策計画　第14節　保健衛生、防疫、廃棄物対策等　5　動物対策 特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者及び警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずるよう要請する。
東金市 （千葉県）	東金市地域防災計画 （第2編　地震・津波災害編　第2章　災害応急対策計画　第15節　防疫・廃棄物等対策） 7. 動物対策 （2）放浪動物への対応 環境保全課班は、山武健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置を講じる。 （第3編　風水害等編　第2章　災害応急対策計画　第16節　防疫・廃棄物等対策） 7. 動物対策 地震・津波災害編　第2章第15節「防疫・廃棄物等対策」に定めるものとする。

自治体名	記載状況
山武市 （千葉県）	山武市地域防災計画 風水害等編　第3章 災害応急対策計画　第8節 医療救護・疫病等活動計画 震災編　第3章 災害応急対策計画　第6節 医療救護・疫病等活動計画　環境保全班 6 動物対策 山武健康福祉センター、動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、（社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 震災編　附編　第10節　その他の対策 5 その他（危険な動物の逃走防止） 市は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。 なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。 （1）危険な動物の飼育及び保管に関する条例により、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。 （2）動物が施設から逃走したときは、同条例により、知事、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講じる。
大網白里市 （千葉県）	大網白里市地域防災計画　第2編　地震対策編　第3章　災害応急対策　第14節　防疫対策　第2　動物対策 2 放浪動物への対応 地域づくり課は、山武健康福祉センター、動物愛護センター、公益社団法人千葉県獣医師会等と連携して飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を救助、保護する。 危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 3 避難所におけるペットへの対策 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）については、避難所屋内への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置して飼養させることとする。 また、飼養専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 なお、避難所利用者とのトラブルを防止するため、屋内への同行の禁止、餌・ケージの確保、飼養は使用者の責任とする等のルール作成に努めることとする。
九十九里町 （千葉県）	九十九里町地域防災計画　地震・津波災害応急対策編　第12節　清掃・障害物・環境等対策　第4　動物対策 1　死亡家畜の処理 産業班は、家畜の死亡が確認された場合は、東部家畜保健衛生所の指導により、死亡した家畜等を処理する。 2　放浪動物への対応 建設班は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、山武健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びﾎﾞﾗﾝﾃｨｱとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携して必要な措置を講ずる。 3　ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者が行う。 避難所には、ペットの収容スペースを指定し、所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。 また、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」（平成25年7月）に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。 建設班は、これに協力する。
芝山町 （千葉県）	芝山町地域防災計画 震災編 第1章　災害予防計画 第6節　避難体制の整備 第2　避難所運営体制の整備 3 ペットの避難についての周知及び検討 町は、ペットの同行避難に備えて、避難生活時におけるペットの取り扱いについて、獣医師会や関係団体等との協力体制について検討する。 また、避難所でのペットの管理責任は原則としてすべて飼い主にあり、飼い主は餌や移動用のキャリーバッグ、ケージなどの管理・飼育用品をすべて用意しておく必要があることを住民に対して周知徹底を図る。 第2章　災害応急対策計画 第5節　避難対策 第3 避難所の運営 1 避難所運営体制 (1) 避難所運営 イ ペット同行避難に備えて、生活場所とは異なる場所にペット専用スペースを指定し、ルールを作成する。 第11節　障害物の除去、清掃・廃棄物処理等 第4　動物対策 2　動物への対応 山武健康福祉センター、動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄または逃亡した場合には、町、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。 また、危険を及ぼすおそれのある動物が施設から逃亡した場合、人への危害を防止するため、飼育者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 3 ペット同行避難への対応 町は、ペットの受け入れ場所について、可能な限り、避難所敷地内で屋根のある場所を確保する。確保できない場合は、避難所のグラウンドにテントを設営するなどしてペットのスペースを確保する。また、アレルギーや感染症予防のため、避難所利用者が生活する場所とは別の場所に受入れ、動線が交わらないよう注意する。 なお、盲導犬、介助犬等を除いたペットの建物内への持ち込みは、原則として禁止し、ペットの飼養は所有者の自己責任で行うようルールを徹底する。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し救護活動を実施する。 風水害編 第2章　災害応急対策計画 第12節　障害物の除去、清掃・廃棄物処理等 第4　動物対策 町は、県の指導により、死亡した家畜等を処理する。また、逃亡したペット等の救助及び保護をする。なお、同行避難したペットの対応は、飼い主の責任にて行うものとする。 対策の内容は、震災編 第2章 第11 節 第4「動物対策」に準拠する。
横芝光町 （千葉県）	横芝光町地域防災計画本編　第2編　地震・津波編　第2章　災害応急対策計画　第3節　地震・火災等からの避難と応急対策　第5　避難所の開設 （5）まちは、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、飼い主の責任を明確化し、他の避難者とのトラブル等が起きないようルールの作成に努める。 横芝光町地域防災計画本編　第2編　地震・津波編　第2章　災害応急対策計画　第14節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策　第5　動物対策 町は、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、山武健康福祉センター、動物愛護センターと協力し、これら動物を救護及び保護する。 また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」での人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、県、その他防災関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 地震・津波編附編　東海地震に係る周辺地域としての対応計画　第5章　警戒宣言発令に伴う対応措置　第11節　その他の対策　第5　危険な動物の逃走防止 町は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逃走防止対策の強化を指示する。 なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。 1　危険な動物の飼育及び保管に関する条例により、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。 2　動物が施設から逃走したときは、同条例により、知事、町長、警察官その他防災関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講じる。 横芝光町地域防災計画本編　第3編　風水害等編　第2章　災害応急対策計画　第4節　避難計画　第5　避難所の開設 （5）まちは、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、飼い主の責任を明確化し、他の避難者とのトラブル等が起きないようルールの作成に努める。
茂原市 （千葉県）	茂原市地域防災計画　　第3章 震災応急対策計画　　第2節 応急対策活動　第19 防疫・保健衛生　活動項目 3 ペット動物の保護対策 （1）避難所におけるペット動物の適正な飼育 経済環境対策部環境衛生班は、長生健康福祉センターと動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （2）ペット動物の保護 経済環境対策部環境衛生班は、長生健康福祉センターと獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講じる。 なお、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。

自治体名	記載状況
一宮町 （千葉県）	一宮町地域防災計画　第2編 地震・津波編　第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 第3 避難所の開設、運営 （主担当）関係各部 1 避難所の開設 避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど、引き続き救助を要する者及びそのおそれのあるに対して、学校や公民館等の避難所を開設し収容保護する。 なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。 2 避難所の管理運営（5）ペットへの配慮 町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時おける避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努めるもとする。 第13節 保健衛生、防疫廃棄物等対策 第4 動物対策 （主担当）長生健康福祉センター 、動物愛護センター 長生健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出したりした場合、（社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランテイアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 また、 特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じるものとする。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。
睦沢町 （千葉県）	睦沢町地域防災計画　第5章 災害応急対策計画（風水害等対策編） 第2 避難生活　1. 避難所の開設、運営　(2)避難所の運営 ク　町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。
長生村 （千葉県）	長生村地域防災計画　風水害・事故　第1部　第3章　住民の安全確保　第9節　医療救護・防疫等活動計画　　第5　動物対策 1　被災地域における動物の保護 所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、村は、県、県獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、動物保護に努める。 ２　避難所における動物の適正な飼育 村は、県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ①各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の確保等 ②避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡の調整
白子町 （千葉県）	白子町地域防災計画　第2編　地震・津波編　第3章　災害応急対策計画　第14節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策　　第5　動物対策 第3編　風水害編　第3章　災害応急対策計画　第13節　保健衛生、防疫、廃棄物等対策　　第5　動物対策 町は、長生健康福祉センター及び動物愛護センター等と連携し、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。 また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害地を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施する。
長柄町 （千葉県）	長柄町地域防災計画　第2編　風水害等編　第2章　災害応急対策計画　第5　動物対策 町は、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出した場合には、保健所及び動物愛護センター等に協力を要請し、動物の救助及び保護活動の実施に努める。 また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講ずる。
長南町 （千葉県）	長南町地域防災計画　第10節 清掃・障害物の除去　第4 動物対策 3. ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 避難所内へは、原則としてペットの持ち込みを禁止することとし、グラウンド等の屋外に飼育スペースを確保し、屋根等の施設整備に努めるともに、ペットとの同行避難のルールを作成する。 地域整備班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、長生健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。 なお、千葉県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、動物救護活動を実施するが、町では、旧幼稚園用地等公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報するなど、必要な対応を行う。
勝浦市 （千葉県）	勝浦市地域防災計画（平成28年度修正） 第2編　地震・津波編　第3章　災害応急対策計画　第8節　医療救護・防疫等活動計画 6　動物対策（生活支援班） （1）　被災地における動物の保護 夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物（ペット）が遺棄されたり逃げ出した場合には（社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。 また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 （2）　避難所における動物の保護 避難所を開設した場合、避難所管理者はペット同伴者の有無を確認し、適正な対応に努める。また、避難者のアレルギーの発症や衛生管理の観点から一般の避難生活の場とは区別したスペースを確保する。 ペットの餌及び糞尿の処分等については、基本的に飼い主の責任で行う。 なお、夷隅健康福祉センターと協力して動物愛護及び環境衛生の維持に努める。 地震・津波編附編「東海地震に係る周辺地域としての対応計画」 第5章　警戒宣言発令に伴う対応措置　第11節　その他の対策 5　特定動物の逸走防止 市は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。 なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。 （1）「動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」等により、あらかじめ定めた緊急時の措置をとる。 （2）　動物が施設から逸走したときは、同基準により、市長、警察官その他関係機関へ通報するとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講ずる。 （3）　市は、前項（2）の通報があったとき、直ちに緊急措置を適切に講じさせるとともに、防災行政無線及び広報車等により市民に注意を呼びかけ　危険な動物による市民の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する。 第3編　風水害等編　第3章　災害応急対策計画　第10節　医療救護・防疫等活動計画 5　動物対策（生活支援班） （1）　被災地における動物の保護 夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物（ペット）が遺棄されたり逃げ出した場合には（社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。 また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。 （2）　避難所における動物の保護　避難所を開設した場合、避難所管理者はペット同伴者の有無を確認し、適正な対応に努める。 また、避難者のアレルギーの発症や衛生管理の観点から、一般の避難生活の場とは区別したスペースを確保する。 ペットの餌及び糞尿の処分等については、基本的に飼い主の責任で行う。 なお、夷隅健康福祉センターと協力して動物愛護及び環境衛生の維持に努める。
いすみ市 （千葉県）	いすみ市地域防災計画（平成29年度修正） ・第2編地震・津波編-3章災害応急対策計画-第3節地震・火災避難計画-5避難所の開設（5） ・第2編地震・津波編-3章災害応急対策計画-第4節津波避難計画 ・第2編地震・津波編-3章災害応急対策計画-第5節災害時要援護者等の安全確保対策 ・第3編風水害対策編-3章災害応急対策計画-第4節避難計画-5避難所の開設（5） ・第3編風水害対策編-3章災害応急対策計画-第5節災害時要援護者等の安全確保対策 （記載内容同じ） 市は、ペットとの同行避難に備え、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に策定する、避難所ごとの運営マニュアルにおいて、避難者間のトラブル防止のため、飼い主が責任を持ってペットの飼育を出来るよう、ルールを明確にするとともに、ペットの飼養場所を確保する。 ・第2編地震・津波編-3章災害応急対策計画-第13節保健衛生、防疫、廃棄物等対策-5動物対策（2） ・第3編風水害対策編-3章災害応急対策計画-第13節保健衛生、防疫、廃棄物等対策-5動物対策（2） （記載内容同じ） ペットの管理は、飼い主が責任を持って行うことが原則であるため、ペットと同行避難する際のルールを策定、飼い主への周知徹底をするとともに、飼い主が被災したために、遺棄されたり逃げ出したりした動物が発生した場合に備え、夷隅健康福祉センター(夷隅保健所）と連携しながら、（公社）千葉県獣医師会夷隅地域獣医師会等の関係団体との協力体制を整える。

自治体名	記載状況
大多喜町 （千葉県）	大多喜町地域防災計画（平成26年度修正） 第2編 防災編 第3章 災害応急対策計画 第12節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 及び 大多喜町地域防災計画 第3編 風水害等編 第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 5. 動物対策 (1) 死亡獣畜の処理 環境水道班は、獣畜の死亡が確認された場合は、産業振興班等と調整し、①家畜（主に畜産農業に係るもの）は南部家畜保健衛生所、②野生動物は夷隅地域振興事務所の指導により、死亡した獣畜を処理する。①②を除くペット等動物は、飼い主が見つからない場合、一般廃棄物として処理する。 (2) 放浪動物への対応 環境水道班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、夷隅健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 (3) ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 避難所内へは、原則としてペットの持ち込みを禁止することとする。避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。 福祉班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、夷隅健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。
御宿町 （千葉県）	御宿町地域防災計画（平成25年３月） 第２編 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第3節 地震・火災避難計画 第3 避難所の開設、運営 （4）ペットへの配慮 町は、ペットとの同行避難に備えて「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールの作成に努める。 「御宿町避難所運営マニュアル」（平成27年1月） ・ペット 避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは禁止 　避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活するため、ペットの飼育をめぐるトラブルの発生が予想されます。そのため、居室へのペットの持ち込みは禁止します。ただし、施設的に余裕があり、ペット同伴を望むも避難者が多い場合などは、避難所運営委員会で対応を検討します。 ・敷地内にペットスペースを設定 　避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。スペースを設置する際は、鳴き声や臭気対策のため、居住空間からなるべく離れた場所を設定し、避難所ペット登録台帳を作製します。 ・ペットの管理は飼い主が実施 　ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。また、飼い主に対して、次の内容を届け出るよう徹底し、避難所ペット登録台帳を作製します。 ①　飼育者の住所及び氏名 ②　動物の種類と数 ③　動物の特徴（性別・体格・毛色・登録番号など）
館山市 （千葉県）	館山市地域防災計画 風水害等編 第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 千葉県 安房健康福祉センター ５. 愛玩動物等の救助及び保護に関すること。
南房総市 （千葉県）	南房総市地域防災計画 地震・津波編 11 その他の対策 （5）その他（危険な動物の逃走防止） 市は、警戒宣言発令時において危険な動物の飼養者等に対し、二重施錠の確認、補修等逃走防止対策の強化を指示する。なお、飼養者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。 ア 危険な動物の飼養及び保管に関する条例による、あらかじめ届け出た緊急措置をとる。 イ 動物が施設から逃走したときは、同条例により、知事、市長、警察官その他関係機関への通報をするとともに、当該動物の処分、捕獲、その他必要な措置を講じる。 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 1保健衛生対策活動 （3）動物対策 風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画 第14節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 1保健衛生対策活動 （3）動物対策 安房健康福祉センター、県動物愛護センターは飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄され、または逃げ出した場合には、（社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官、その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。
鋸南町 （千葉県）	鋸南町地域防災計画 第２編 震災対策編 第4部 東海地震に関わる周辺地域としての対応計画 第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第10節 その他の対策 4. 危険動物の逃走防止 （抜粋）災害時において、施設から動物が逃走したとき、飼養者は直ちに知事、町長、警察等関係機関に通報する義務が課せられている。 この通報があったときは直ちに緊急措置を適切に講じさせるとともに、広報車により町民に注意を呼びかけ、危険な動物による人の生命身体または財産に対する侵害を防止する。
鴨川市 （千葉県）	鴨川市地域防災計画 第2編 地震・津波災害編 第2章 災害応急対策計画 第10節 防疫・清掃 9.動物対策 (2) 放浪動物への対応 　環境班は、安房健康福祉センター、動物愛護センター、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 (3) ペットへの対応 　避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者が行う。避難所には、ペットの収容スペースを指定し所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。市民生活班、調査班、学校教育班、社会教育班は、住民による自己責任においてペットを飼養させることを広報する。環境班は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び公益社団法人千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地の使用に便宜を図る。 第3編 風水害等編 第2章 災害応急対策計画 第11節 防疫・清掃 9.動物対策 (2) 放浪動物への対応 　環境班は、安房健康福祉センター、動物愛護センター、公益社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びボランティア等と連携して、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を救助及び保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 (3) ペットへの対応 　避難時のペットの保護及び飼養は、原則としてペットの所有者が行う。避難所には、ペットの収容スペースを指定し所有者自らが準備したケージ、餌等にて飼養を行う。市民生活班、調査班、学校教育班、社会教育班は、住民による自己責任においてペットを飼養させることを広報する。環境班は、避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び公益社団法人千葉県獣医師会等と取扱いについて協議する。ペット救護所等を設置する場合は、公共用地の使用に便宜を図る。
木更津市 （千葉県）	木更津市地域防災計画 第2編 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策 5 動物対策 （木更津市地域防災計画 第3編 風水害等編 第3章 災害応急対策計画 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物対策 5 動物対策） (1) 死亡獣畜の処理 廃棄物対策班は、獣畜の死亡が確認された場合は、農林水産班等と調整し、①家畜（主に畜産農業に係るもの）は南部家畜保健衛生所、②野生動物は君津地域振興事務所、①②を除くペット等動物は君津健康福祉センターの指導により、死亡した獣畜を処理する。 (2) 放浪動物への対応 生活環境班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 (3) ペットへの対応 避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。 難所内へは、原則としてペットの持ち込みを禁止することとする。避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。 生活環境班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。
君津市 （千葉県）	君津市地域防災計画【震災編】－第3章 震災応急対策計画－ 第10 節 環境衛生確保・障害物除去対策 － 第5 ペット等動物対策 君津市地域防災計画【風水害等編】－第3章 災害応急対策計画－ 第11節 環境衛生確保・障害物除去対策 － 第5 ペット等動物対策 1 ペット対策 避難時のペットの保護及び飼育は、原則として動物の飼い主等管理者が行う。 ペットとのその同行避難に備えて「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないよう飼育ルールの作成に努める。 2 逃亡等動物対策 清掃班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。 また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し必要な措置をとる。

自治体名	記載状況
富津市 （千葉県）	富津市地域防災計画　第1編 地震・津波対策計画 ― 第3章 災害応急対策計画 ― 第14節 防疫計画 ― 9項 動物対策 及び第2編 風水害対策計画 ― 第3章 災害応急対策計画 ― 第13節 防疫計画 ― 9項 動物対策 君津健康福祉センター及び動物愛護センターと協力し、飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合は、（社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。 また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。
袖ケ浦市 （千葉県）	袖ケ浦市地域防災計画 地震・津波編 第3章 災害応急対策計画 第8節 避難対策 5 避難所の運営（教育総務班、生涯学習班、体育振興班、地域福祉班、障害者支援班、高齢者支援班、子育て支援班、医療班）(3) 運営上の留意事項 ④ペットとの同行避難 ペットとの同行避難に備えてペットの収容場所を確認するとともに、トラブル等が起きないようにルールの作成に努める。 風水害等編 第3章 災害応急対策計画 第9節 避難対策 5 避難所の運営（教育総務班、地域福祉班、障害者支援班、高齢者支援班、子育て支援班、医療班）(3) 運営上の留意事項 ④ペットとの同行避難 ペットとの同行避難に備えてペットの収容場所を確認するとともに、トラブル等が起きないようにルールの作成に努める。
市原市 （千葉県）	市原市地域防災計画　対策編　第3章 災害応急計画 第6節 地震・火災避難計画　第9 避難所の開設 5.市は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営マニュアル」に基づき、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないよう努める。 第23節 保健活動、防疫計画　第4 動物対策 1.被災動物の保護 飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、千葉県市原健康福祉センター、動物愛護センターの行う救助及び保護活動にボランティアと連携し協力する。 2.危険動物による危害の防止 危険動物による人への危害を防止するため、飼育者、警察署その他関係機関に対し、必要な措置を要請する。
東京都	（抜粋） 東京都地域防災計画（震災編） 第2部　施策ごとの具体的な計画（災害予防・応急・復旧計画） 第3章　安全な都市づくりの実現 第5節　具体的な取組＜応急対策＞ ３　危険物等の応急措置による危険防止 ３－４　危険動物の逸走時対策 （1）対策内容と役割分担 第8章　医療救護等対策 第5節　具体的な取組＜予防対策＞ １　初動医療体制の整備 １－４　防疫体制の整備 （1）対策内容と役割分担 （2）詳細な取組内容 第5節　具体的な取組＜応急対策＞ １　初動医療体制 １－４　保健衛生体制 （1）対策内容と役割分担 （2）業務手順 （3）詳細な取組内容 カ　被災動物の保護 第5節　具体的な取組内容＜復旧対策＞ １　防疫体制の確立 （1）対策内容と役割分担 （2）業務手順 （3）詳細な取組内容 ウ　被災動物の保護 第10章　避難者対策 第5節　具体的な取組＜予防対策＞ ３　避難所の管理運営体制の整備等 （1）対策内容と役割分担 （2）詳細な取組内容 第5節　具体的な取組＜応急対策＞ ３　動物救護 （1）対策内容と役割分担 （2）業務手順 （3）詳細な取組内容 ア　被災地域における動物の保護 イ「動物保護班」「動物医療班」の編成 ウ　避難所における動物の適正な飼養
千代田区	（抜粋） 千代田区地域防災計画 第2部　震災応急・復旧対策計画 第8章　医療救護等対策 第4節　動物愛護(地域保健担当) （1）被災地域における動物の保護 （2）避難所における動物の取扱い （3）公益社団法人東京都獣医師会との協定 （4）避難所におけるペット取扱い指針 （5）平素からの普及啓発
中央区 （東京都）	（抜粋） 中央区地域防災計画 第3部　災害応急対策計画 第21編　防疫及び保健衛生計画 第2章　活動態勢 第1　区の活動態勢 5 動物管理班 (1) 負傷動物等の保護管理 (2) 飼い主が不明のペット類の保護管理 (3) 危険動物等の保護管理または措置 (4) 避難したペット類の適正飼育指導 (5) 避難所における飼育場所の設定等指導 (6) 動物の危害防止や保護受入情報の広報 災害時におけるペット等動物の保護は、衛生面及び危険防止の面を配慮した動物愛護の観点から、都獣医師会、動物との共生推進員、動物保護団体及びボランティアの協力を得て行う。 第3章 防疫活動及び保健衛生活動 第1 各班の活動 5 動物管理班の活動 東京都獣医師会、中央区動物との共生推進員、動物愛護団体やボランティア等の協力を得て、負傷動物や飼い主の不明なペット類の保護管理や逸走した危険動物に関する情報提供等を行う。また、被災者と同行避難したペット類の管理について必要な衛生指導を行う。 (1) 負傷動物等については、区の指定する動物救護所等において、区内開業獣医師やボランティア等の協力により応急手当するとともに、後方の協定動物病院に搬送して治療を行い保護する。 (2) 飼い主が不明のペット類についてはボランティア等の協力により捕獲し、保健所等にて保護管理する。 (3) 危険動物逸走の通報があった場合には、必要に応じて住民の避難指示や情報提供等を行う。 (4) 避難したペット類については、被災者とは別の場所にて保護管理を行うが、必要に応じて衛生指導を行う。 (5) 避難したペット類の適正な飼育指導を行うとともに、避難所における飼育場所の設定等指導を行う。 (6) 動物の危害防止や保護受入情報について広報活動を行う。 第3 避難所における動物との同行避難体制の整備 各避難所において、飼い主と動物の同行避難を円滑に行うための体制を整備していく。整備にあたっては各防災拠点運営委員と協議をし、各避難所の特性をふまえたものとする。

自治体名	記載状況
港区 （東京都）	港区地域防災計画 第3部　災害応急対策計画 　第8章　避難に関する計画 　　第4節　区民避難所（地域防災拠点）及び福祉避難所 　　第2　区民避難所（地域防災拠点） 　　7　区民避難所（地域防災拠点）における動物の適正な飼養 　第11章　医療救護等の計画 　　第3節　防疫及び生活衛生活動計画 　　第3　生活衛生・動物 　　2　活動内容 　　（2）被災動物（ペット）の保護・管理・指導
新宿区 （東京都）	新宿区地域防災計画 第2編 第1部 　第9章　避難者対策 　　第6節　具体的な取組（応急対策） 　　8　犬猫等動物の保護・取扱 　　－1　被災地域における動物の保護 　　－2　避難所における動物の適正な飼養
文京区 （東京都）	文京区地域防災計画（平成30年度修正） 第2編　震災対策 　第2部　震災応急・復旧対策計画 　　第9章　救援及び救護に関する計画 　　第8節　動物愛護（区・都福祉保健局） 　　第1　活動方針 　　第2　活動内容 　　1　被災地域における動物の保護 　　2　避難所における動物の適正な飼養 　　3　避難所における動物飼養場所確保用物資の備蓄
台東区 （東京都）	（抜粋） 東京都台東区地域防災計画（本編） 第2部　施策ごとの具体的な計画（予防・応急・復旧計画） 　第3編　安全な都市づくりの実現 　　第5章　具体的な取組＜応急対策＞ 　　3　危険物等の応急措置による危険防止 　　3－4　危険動物の逸走時対策 　　（1）対策内容と役割分担…各機関（警察・消防・都・区）の役割分担と対策内容 　第6編　医療救護等対策 　　第5章　具体的な取組＜予防対策＞ 　　1　初動医療体制の整備 　　（1）対策内容と役割分担 　　（2）取組内容 　　④　防疫体制の整備…都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制整備 　　第5章　具体的な取組＜応急対策＞ 　　1　初動医療体制 　　1－5　保健衛生体制 　　（1）対策内容と役割分担…都・区の役割分担と対策内容 　　（2）業務手順 　　（3）取組内容 　　⑥　被災動物の保護…都、関係団体等への協力 　　第5章　具体的な取組内容＜復旧対策＞ 　　1　防疫体制の確立 　　（1）対策内容と役割分担…「愛護動物管理班」の編成と「動物救援本部」との連携 　　（2）業務手順…「愛護動物管理班」の編成（監視員2名） 　　・避難所における動物の飼養状況の把握 　　・動物の飼養場所の確保 　　・動物の適正飼養の指導 　　（3）取組内容 　　③　被災動物の保護…「動物救援本部」が行う被災動物の保護活動への協力 第9編　避難者対策 　第5章　具体的な取組＜予防対策＞ 　　3　避難所の管理運営体制の整備 　　（1）対策内容と役割分担 　　（2）取組内容 　　④　飼養動物の同行避難の体制整備と、都・関係団体等と協力した動物救護体制の整備 　第5章　具体的な取組＜応急対策＞ 　　3　愛護動物管理 　　（1）対策内容と役割分担…都・区の役割分担と対策内容 　　（2）業務手順 　　①　愛護動物管理及び動物衛生の確保 　　②　愛護動物管理班 　　ア　愛護動物管理班の設置 　　イ　業務内容 　　・負傷、放し飼い状態の被災動物に対し、都及び獣医師会への保護、救護要請 　　・避難所における動物の飼養場所の確保（困難な場合は近接した飼養可能な場所へ誘導） 　　・避難所等における動物の適正飼養の指導 　　・都が協働設置する「動物救援本部」が行う動物救護活動への協力
墨田区 （東京都）	墨田区地域防災計画本編 震災編（予防・応急・復旧対策） 　第10章　避難者対策 　　第4節　動物救護 　　1　都や都獣医師会墨田支部との協力体制の確立 　　2　避難所における動物の適正な飼育 　　（1）同行避難動物の飼養場所の確保 　　（2）避難所に設置される動物救護所の運営 　　（3）避難所における動物の適正飼育の指導 　　（4）避難所等における動物の飼養状況の把握及び都や関係団体への情報提供 　　（5）重症動物の後方動物医療施設への搬送の要否の決定 　　3　動物収容用ケージの備蓄
江東区 （東京都）	「江東区地域防災計画」 第2部　第8章、第10章　動物愛護に関すること－抜粋－ （1）被災地域における動物の保護 被災地に残され負傷した動物及び飼い主不明の動物の保護収容、給餌給水等の支援を行う。 （2）避難所における動物の適正な飼育 動物避難場所を確保する。避難所における動物の適正な飼育に関する情報提供や指導を行う。 （3）平常時からの備えの普及啓発 平常時から「しつけ」や身元の表示、餌、水及び容器、引き綱、ケージなどの常備について啓発を行う。

自治体名	記載状況
品川区 （東京都）	品川区地域防災計画 （抜粋） 第１編　総則編 　第１部　総則 　　第１　　平成29年度修正の趣旨と計画に定める対策の全体像 　第２部　防災機関の業務大綱 　　第４　　関係機関の事務または業務大綱 第２編　震災編 　第７部　避難者対策 　　予防対策 　　対策２　区民避難所の管理・運営体制の整備 　　第１　　区民避難所の管理・運営体制の整備 応急・復旧対策 　　対策２　区民避難所の開設・運営等 　　第２　　共同生活をする上での配慮
目黒区 （東京都）	目黒区地域防災計画（平成29年3月修正） 第2部　施策ごとの具体的計画 　第3章　安全な都市づくりの実現 　　第３－２節　具体的な取組 ＜応急・復旧対策＞ 　　第８　危険物等の応急措置による危険防止 　　３　危険動物の逸走時対策 　第7章　医療救護等対策 　　第３－１節　具体的な取組 ＜予防対策＞ 　　第２　防疫及び保健衛生体制等の整備 　　２　動物救護活動への協力体制の整備 　　第３－２節　具体的な取組 ＜応急対策＞ 　　第２　防疫及び保健衛生体制 　　４　被災動物の保護 　第9章　避難者対策 　　第３－２節　具体的な取組 ＜応急・復旧対策＞ 　　第２　地域避難所、補完避難所等の開設・運営 　　９　避難所における動物の適正な飼育
大田区 （東京都）	（抜粋）大田区地域防災計画 〇医療救護・保健衛生等対策　第4節 動物の管理保護活動 ２　関係機関との連携 （1）公益社団法人東京都獣医師会大田支部 （2）都 ３　避難所における動物の適正な飼養 ４　暫定的な収容施設の設置 ５　負傷動物の救護 ６　飼い主に対する指導・啓発等
世田谷区 （東京都）	世田谷区地域防災計画 震災編　第2部　施策ごとの具体的計画 第7章　医療救護等対策　第5節　具体的な取組 　第２　応急対策　１初動医療体制 　　１－５　保健衛生体制 　　（1）対策内容と役割分担 　　（2）業務手順 　　（3）詳細な取組内容　④被災動物の保護 　第３　復旧対策　１防疫体制の確立 　　（1）対策内容と役割分担 　　（3）詳細な取組内容　③被災動物の保護 第9章　避難者対策 第1節　現在の到達状況 　２　避難所・避難場所の指定及び管理運営の整備 【避難所におけるペット・補助犬対応】 第2節　課題 　２　避難所・避難場所の指定及び管理運営の整備 【避難所におけるペット対応】 第3節　対策の方向性 　２　避難所・避難場所の指定及び管理運営の整備 【避難所におけるペット・補助犬対応】 第5節　具体的な取組 　第１　予防対策　３　避難所等の管理運営体制の整備等 　　（1）対策内容と役割分担 　　（2）詳細な取組内容　⑦動物救護体制 　第２　応急対策 　　２避難所の開設・管理運営 　　（3）詳細な取組内容　①指定避難所の開設等　イ　指定避難所の管理運営 　　３動物救護 　　（1）対策内容と役割分担 　　（2）業務手順 　　（3）詳細な取組内容 　　①動物救護体制の整備 　　②動物救護活動の実施 　　③避難所での受入れ
渋谷区 （東京都）	渋谷区地域防災計画 第1部 震災編 第3編 災害応急・復旧対策計画 第9章　避難対策 第8節　動物の愛護 第１　獣医師会・動物愛護団体等の連携 第２　避難所における動物飼養対策 　　１　飼い主によるペットの管理 　　２　飼育場所の確保 　　３　ペット用品やペットフードの確保 　　４　ペットの同行避難者の受入 第３　動物救護所の設置 第４　負傷又は放し飼い状態の被災動物等の保護・収容 第５　危険動物の逸走時対策
中野区 （東京都）	【抜粋】 中野区地域防災計画 第3部　第7章　３　防疫及び保健衛生 （8）動物の保護対策 　①関係団体との連携 　②避難所における動物飼育対策 　③飼育者によるペットフード等の備蓄 　④東京都との役割分担

自治体名	記載状況
杉並区 （東京都）	（抜粋） 杉並区地域防災計画（平成27年修正） 地震編　第2部　第9章　避難者対策 第5節　具体的な取組 【応急対策】 ３　動物救護 （1）対策内容と役割分担 （2）業務手順 （3）詳細な取組内容 ア　負傷動物の救護活動 イ　震災救援所における動物の飼育管理 ウ　飼い主の分からない動物の保護
豊島区 （東京都）	豊島区地域防災計画 Ⅱ　震災対策編 第2部　災害応急対策計画 第9章　医療救護対策 第8節　保健衛生及び防疫 第5　動物愛護 1.飼い主責任の原則 2.同行避難の原則 3.救援センター等における動物の適正飼育 4.負傷動物・飼い主がわからない動物の救護 5.飼い主への意識啓発
北区 （東京都）	（抜粋） 東京都北区地域防災計画 第2部　施策ごとの具体的計画 第9章　避難者対策【応急対策】 3　動物救護 第1　基本方針 第2　被災動物の保護
荒川区 （東京都）	抜粋　荒川区地域防災計画 第2部　施策ごとの具体的計画 第5章　避難者等対策 第5節　具体的な取組 【予防対策】 5ペットの取扱い （1）主な対策と役割分担 （2）詳細の取り組み内容 ①災害時における動物保護体制 ②区の役割 ③飼い主の役割 ④避難所運営委員会の役割 【応急対策】 4ペットの取扱い （1）主な対策内容と役割分担 （2）詳細な取組内容 ①ペットの避難について
板橋区 （東京都）	板橋区地域防災計画 （抜粋） 板橋区地域防災計画（平成27年度修正）　震災編 第2部　施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画） 第10章 避難者対策 第5節 具体的な取組 第2 応急対策 3 動物救護
練馬区 （東京都）	（抜粋） 練馬区地域防災計画 Ⅱ防災本編 第5章　被災者・避難者対策 第6節　飼育動物対策 第1款　飼い主責任の原則 １　飼い主の責務 ２「同行避難」について 第2款　動物の救護 １　避難拠点での同行避難動物の受入れ ２　災害により傷病を負った動物の救護 ３　仮称「動物救護センター」の設置について ４　危険動物の逸走時対策 第3款　動物の救護 １　動物の適正な飼養 ２　避難生活における動物飼養
足立区 （東京都）	足立区地域防災計画 第7章　医療救護・保健衛生等対策 第1節　初動医療体制の整備
葛飾区 （東京都）	葛飾区地域防災計画 第8章　避難者対策 第1節　対策の基本方針 ２　対策の現状 ⑤　災害時のペット対策について、東京都獣医師会葛飾支部とで治療体制、一時保護、避難所での飼育のあり方について意見交換を行なっている。 ３　対策の課題 ④　避難生活時には、ペットの同行避難に伴う避難所での飼育、飼い主を失ったペットへの対応等の対応が求められる。 ４　対策の方向性 ④　災害時のペットのあり方の検討 獣医師会等との連携により災害発生時のペットのあり方の検討、飼い主への啓発を図る。 第2節　予防対策 ５　ペット対策（別紙参照） ５－１　関係機関との協力体制の構築 ５－２　避難動物の適正飼育の周知

自治体名	記載状況
江戸川区 （東京都）	（抜粋） 江戸川区地域防災計画 第４部　初動応急計画 　その1【震災編】 　　第１２章　衛生・清掃対策 　　第４節　動物救護 　　１　動物保護の体制 　　２　避難所における対応 　　（1）避難所での対応 　　（2）適正飼養の指導 　　３　危険動物の逸走対応
立川市 （東京都）	（抜粋） 立川市地域防災計画 第3部　応急計画（地震対策編） 　第10章　避難対策 　　第8節　飼育動物対策 　　（1）被災地域における動物の保護 　　（2）避難所における動物の適正な飼育 　　避難所での飼育動物管理の方針
武蔵野市 （東京都）	（抜粋） 武蔵野市地域防災計画 第2部　災害予防計画 　第10章　避難者の多様なニーズに対応した支援の充実 　　第4節　災害時におけるペット対策 第3部　災害応急対策計画 　第9章　避難者対策 　　第3　災害時におけるペット対策
三鷹市 （東京都）	三鷹市地域防災計画 震災編　第2部　災害予防・応急・復旧計画 　第9章　避難対策 　第5節　被災動物対策 　　第1　現状・目標・活動の流れ 　　第2　予防対策と応急対策の構成 　　第3　予防対策 　　１　災害に備えた市域動物対策 　　２　被災動物対策の推進 　　第4　応急対策 　　１　被災動物の適正管理 　　２　避難所における飼育 　　３　災害時における被災動物の保護体制
青梅市 （東京都）	青梅市地域防災計画 　第2部　震災編 　　第9章　避難者対策 　　第4節　応急対策 　　３　動物救護 　　３－１　動物愛護の活動方針 　　３－２　動物の飼養場所の確保 　　３－３　都・関係団体へ情報提供
府中市 （東京都）	府中市地域防災計画 震災編　第2部　第7節　医療救護等の対策 第2節　具体的な取組 【応急対策】5　保健衛生体制 ５－６　被災動物に係る対応
昭島市 （東京都）	（抜粋） 昭島市地域防災計画 第2部　災害予防計画 　第8章　避難者対策 　　第4節　避難所の管理運営体制の整備等 　　７　昭島市獣医師会、都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。
調布市 （東京都）	調布市地域防災計画 第5節　具体的な取組＜応急対策＞ ３　動物救護 市は，危害防止及び動物愛護の観点から，負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し，都や獣医師会等関係団体と連携し対応する。開設した避難所に，動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は，近接した避難所等に飼養場所を確保する。都は，飼い主とともに同行避難した動物について，以下の取組を行い，適正飼養を指導する。市は都の実施する取組に協力する。 ・各地域の被害状況，避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供，獣医師の派遣等・避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整・他県市への連絡調整及び要請を行う。

自治体名	記載状況
町田市 （東京都）	（抜粋） 町田市地域防災計画 第1章　総則 　第5節　防災ビジョン 　　第2　基本目標 　　実践的な応急・復旧対策計画 　第7節　避難対策実施体制の整備 　　逸走した動物の保護及び避難施設等での飼育動物対策 第2章 災害予防計画 　第7節 避難体制の整備 　　環境整備　その他 　　避難施設における飼育動物の管理について留意事項を周知 第3章 地震災害応急対策 　第8節 危険物等対策 　　第6 危険動物逸走時の応急対策 　　危険動物逸走時における対策 　第12節 避難対策 　　第7 飼育動物対策 　　1 逸走した動物の保護 　　2 避難施設（避難所）での飼育動物対策 第4章 風水害応急対策 　第11節 危険物等対策 　　第6 危険動物逸走時の応急対策 　　危険動物逸走時における対策 　第12節 避難対策 　　第9 飼育動物対策 　　1 逸走した動物の保護 　　2 避難施設（避難所）での飼育動物対策 第9章　東海地震対策 　第5節　警戒宣言時の対応措置 　　第13　救援・救護対策 　　1　医療救護体制 　　発災時、市獣医師会への動物救護及び獣医療班編成の指示
小金井市 （東京都）	第2部　施策ごとの具体的計画 　応急対策 　　第6章　医療救護等対策 　　第1節　初動医療体制 　　第4　保健衛生体制 　　2　詳細な取組み内容 　　（6）動物愛護 　　ア　被災地域における動物の保護 　　イ　避難所における動物の適正な飼育 　第8章　避難者対策 　　予防対策 　　第4節　避難所の管理運営体制の整備 　　第5　飼養動物の同行避難の体制及び動物救護体制の整備
小平市 （東京都）	小平市地域防災計画 　震災編 　　第Ⅱ部　施策ごとの具体的計画（災害予防・応急・復旧計画） 　　第3章　安全な都市づくりの実現 　　第3節　具体的な取組 　　《応急対応》 　　3．危険物等の応急措置による危険防止 　　3-3．危険動物の逸走時対策 　　第7章　医療救護対策 　　第3節　具体的な取組 　　《予防対策》 　　1．初動医療体制の整備 　　1－4．防疫体制の整備 　　《応急対策》 　　1．初動医療体制の構築 　　1－4．保健衛生体制の構築 　　《復旧対策》 　　1．防疫体制の確立 　　1－1．小平市及び関係機関の取組概要 　　第9章　避難者対策 　　第3節　具体的な取組 　　《予防対策》 　　3．避難所の管理運営体制の整備等 　　3－1．小平市が取り組む内容 　　《応急対策》 　　3．動物救護 　　3－1．小平市が取り組む内容 　　避難所での飼養動物管理の方針
日野市 （東京都）	日野市地域防災計画 震災編 第2部　予防・減災計画 　第16章　ペット等対策 　　第1節　平常時の対策 　　1．基本方針 　　2．市の計画・実施内容 　　3．関係機関の役割・対策 第3部　初動・応急・復旧計画 　第8章　危険物等対策 　　第9節　危険動物逸走時の応急対策 　第18章　ペット等対策 　　第1節　避難所におけるペットの対策 　　1．指定避難所における動物の適正な飼養 　　（1）受付 　　（2）飼養の方法及び屋外での飼育 　　（3）その他 　　2．飼い主の役割 　　第2節　被災動物の保護 　　1．被災動物の保護

自治体名	記載状況
東村山市 （東京都）	東村山市地域防災計画 第1編　震災編 　第3部災害応急・復旧対策計画 　　第5章 消防・危険物対策 　　第2節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置 　　９ 危険動物の逸走時対策 　　(1) 市の措置 　　ア　住民に対する避難の勧告又は指示 　　イ　住民の避難誘導 　　ウ　避難所の開設 　　エ　避難住民の保護 　　オ　情報提供 　　カ　関係機関との連絡 　　第１０章 医療救護等 　　第5節 保健衛生及び動物愛護 　　６ 動物愛護 　　(1) 避難所における動物の適正な飼育
国分寺市 （東京都）	国分寺市地域防災計画（抜粋） 第3部　地震災害応急復旧対策計画 　第8章　医療救護・保健衛生対策 　　第5節 動物愛護 〇　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じるとともに、多くの動物が飼い主と避難所に避難することが予想される。動物愛護の観点から、これら動物の適正な飼育に関し、都及び関係機関との協力体制を確立する。 〇　市は、都獣医師会多摩東支部及び同支部国分寺地区防災担当部と災害時の動物救護活動についての協定を締結していることから、これらの団体や都獣医師会、動物関係団体等が設置する「動物救援本部」及び「動物保護班」「動物医療班」と連携して動物愛護対策を進める。
国立市 （東京都）	国立市総合防災計画 第3部　災害応急復旧計画 　第1章　震災応急復旧計画 　　第4節　災害対策基本体制時の業務 　　第5　生活環境部 　　９．ペット対策（環境政策課）
福生市 （東京都）	福生市地域防災計画 第4節　動物愛護対策 　１ 被災地における動物保護 　２ 避難所における動物の適正な飼育 　３ 動物愛護の活動方針 　４ へい死獣の処理 　５ 危険動物逸走時の応急対策
狛江市 （東京都）	狛江市地域防災計画 （抜粋） 第7章　医療救護等対策 〈予防対策〉 1-5 ・都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。 〈応急対策〉 1-4 ・被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。 ・協定先に対して動物救護活動の支援を要請する。 第8章　避難者対策 〈予防対策〉 3 ・災害対策に関する飼い主等への普及啓発、飼養動物の同行避難の訓練、避難所における動物飼養に関する取り決めの検討等、動物救護の体制づくりを進める ・都、関係機関が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 〈応急対策〉6（3） ・動物同伴の避難者に対応するため、開設した避難所等に、必要に応じて動物救護所を設置する。避難所に動物救護所を設置することが困難な場合は、近接した避難所等に動物救護所を設置する。 ・避難所等における動物の飼育状況の把握及び都・関係団体への情報提供を行う。 ・避難所等における動物の適正飼養の指導等を行う。 ・協定先に対して動物救護活動の支援を要請する。 ・被災動物の保護に関して都、関係団体等へ協力する。
東大和市 （東京都）	東大和市地域防災計画 第3部　災害応急対策計画 　第5章　消防・危険物対策 　　６．特定動物（危険動物）、実験動物等の逸走時対策 　第１０章　医療救護 　　７．動物愛護 　　（1）被災地における動物の保護 　　（2）避難所における動物の適正な飼育
清瀬市 （東京都）	清瀬市地域防災計画 ＰⅡ－159 ・同行避難動物の飼養場所等の確保に努める ・避難所における動物の飼養状況の把握、及び都関係機関への情報提供 ・避難所等における動物の適正飼養の指導等
東久留米市 （東京都）	東久留米市地域防災計画 【震災編】第2部　施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画） 第9章　避難者対策 具体的な取組【応急対策】 第2節　避難所の開設・管理運営 4動物愛護
武蔵村山市 （東京都）	武蔵村山市地域防災計画 第3部　第8章　第5節　保健衛生及び動物愛護 6　動物愛護 市は、動物愛護の観点から、負傷し、又は放し飼い状態にある動物の保護や適正な飼育に関し、関係機関、都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 （1）被災地域における動物の保護 市は、飼い主の分からない負傷し、又は放し飼い状態にある動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、都及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 （2）避難所における動物の適正な飼育 ア　市は、都、都獣医師会と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。 イ　市は、避難所において、動物の飼養場所を避難所施設に応じて確保する。避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼養場所を確保する。 ウ　市は、避難所等における動物の飼養状況を把握し、都及び関係団体への情報提供を行う。 エ　市は、関係団体等の助言を受け、避難所等における動物の適正飼養の指導等を行う。

自治体名	記載状況
多摩市 （東京都）	（抜粋） 多摩市地域防災計画 第2部　震災対策計画 　第9章　避難者対策 　　＜応急対策＞ 　　３　動物救護 　　１　対策内容と役割分担 　　２　詳細な取組内容
稲城市 （東京都）	（抜粋） 稲城市地域防災計画 第10章　避難者対策 　第3節　応急対策 　　３　動物愛護 　　（1）　役割分担と対策内容 　　（2）業務手順 　　（3）詳細な取組内容
羽村市 （東京都）	羽村市地域防災計画 第2部　震災対策 　第2章　避難者対策 　第8章　医療救護等対策
あきる野市 （東京都）	あきる野市地域防災計画（平成25年9月修正） 第3編　災害応急対策計画 　第11章　医療救護計画 　　第2節　保健衛生及び動物愛護 　　6　動物愛護
西東京市 （東京都）	西東京市地域防災計画 第2部　地震災害編 　第8章　避難者対策 　　第2節　避難施設・避難広場等 7．動物救護 災害時における飼育動物については、飼い主の責任の下に飼育・管理をすることとなる。 市は、動物愛護の観点から、都・市獣医師会、ボランティア等と協力し、飼育動物の保護や避難施設への受入れを行う。 ※ 飼育動物とは、飼育されている犬・猫等の小動物とする（「動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）」別表に規定する動物を除く）。 (1) 動物の保護【都、関係機関、廃棄物処理班】 都は、都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」を中心として、被災動物の保護等を行う。活動は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成して行い、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、区市町村、都獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力による被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所（避難施設）での獣医療に携わる。また、「動物救援本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。 (2) 避難施設における動物の適正な飼養【廃棄物処理班、学校避難施設班、都】 市は、開設した避難施設の敷地内もしくは隣接地に同行避難動物の飼養場所を設置する。また、避難施設での飼育動物の対策は以下に基づき、各避難施設で詳細を定める。廃棄物処理班は、市獣医師会と協力し、飼い主とともに避難した飼育動物の適正管理・環境衛生についての必要な指導・助言を行う。 ア　避難施設の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。 イ　飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。 ウ　動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）の別表に定める特定動物は、避難施設への同伴はできないものとする。 エ　飼育場所は、居住スペースとは別とする。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）については別途配慮する。 オ　飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、運営代表者が中心となって定めた飼育ルールに従い行う。
瑞穂町 （東京都）	瑞穂町地域防災計画 第2編　地震災害対策計画 　第1部　災害応急対策計画 　　第10章　医療救護等対策 　　第4節　保健衛生及び動物愛護 　　第7　動物愛護 　　１　動物愛護の活動方針 　　危害防止と動物愛護の観点から、都に準じて必要な体制を確保し、都をはじめ獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、負傷または放し飼い状態の動物の保護を行う。 　　２　避難所における動物の適正な飼育 　　避難所責任者と協議し、都・動物愛護相談センター、獣医師会等関係団体と連携して、飼い主とともに避難した動物の飼養について適正飼養の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 　　①動物の飼養場所を確保する。 　　②動物の飼養状況等を把握する。 　　③都への資材提供・獣医師派遣等の支援要請及び受入れの調整を行う。 　　④飼養者（避難者）へ、飼養動物の適正な自主管理について広報する。 　　⑤避難所責任者へ、飼養者に対する指示事項を周知する。 　　＜長期化した場合＞ 　　①都へ、飼養動物の保護施設への移送を要請する。 　　②飼養者等による自主管理体制を確立する。
日の出町 （東京都）	（抜粋） 日の出町地域防災計画（平成25年度修正） 震災編　第2部　災害予防計画 第5章　被害軽減への備え 　第8節　動物保護計画 震災編　第3部　災害応急対策計画 第5章　消防・危険物対策 　第4節　危険動物の逸走時対策 第6章　避難対策 　第2節　避難生活計画 　7　動物救護
檜原村 （東京都）	檜原村地域防災計画 風水害応急-350（抜粋） 5　動物愛護 　風水害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。そのため、村は、動物愛護の観点から負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関し、都等関係機関や獣医師会等関係機関団体との協力体制を確立する。 （1）被災地域における動物の保護 　ア　都福祉保健局 　　被災動物の救護活動について、獣医師会、動物愛護相談センター等をはじめとした関係団体等との連携を強化し、動物収容施設の確保を含めた動物救護体制を検討していく。 　ィ　村 　　村は、都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。 （2）避難所における動物の適正な飼育 　　村は、都と協力して、飼い主とともに非難した動物について、以下の取り組みを行い、適正飼育を指導する。 　ア　各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 　イ　避難所からの保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 　ウ　他県市町村への連絡調整及び要請
奥多摩町 （東京都）	奥多摩町地域防災計画 第2部　災害応急対策計画 第16章　動物愛護 1.被災地域における動物の保護 2.避難所における動物の適正な飼育

自治体名	記載状況
大島町 （東京都）	大島町地域防災計画 第1編　震災対策編 第5章　医療救護・遺体等の取扱い 第4節　動物救護
新島村 （東京都）	新島村地域防災計画 第3部災害応急・復旧対策計画 第6章医療救護等対策 第5節動物の救護 1避難所での対応 2動物の救護
神津島村 （東京都）	神津島村地域防災計画 第16部　避難計画 第７章　避難所の管理 ３．避難所職員の任務 （6）その他 キ　飼養動物 飼養動物の同行避難体制を整備する
三宅村 （東京都）	（抜粋） 三宅村地域防災計画 第5章　動物愛護 災害時には、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。村は、これら動物の適正な飼育に関し、関係機関と協力し体制を確立する。 また、被災動物の保護や搬送等も実施する。 （1）避難所における動物の適正な飼育 村は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア　避難所の受付に動物の受付職員を配置し、動物の数・種類・飼い主が記載された名簿を作成する。 イ　避難所の一区画を動物の飼養場所として確保する。また、避難所内に飼養場所を確保できない場合は、隣接する公共施設に飼養場所を確保する。 （2）被災動物の保護及び搬送 村は、被災現場において、負傷又は放し飼い状態の動物に対し、危害防止及び動物愛護の観点から適切な保護と避難所への搬送を行う。 ア　避難所で飼い主とはぐれてしまった動物の情報をまとめ、捜索用名簿を作る。 イ　被災現場巡回職員へ名簿を渡し、捜索と保護を行う。 ウ　負傷し、島内での治療が困難な動物は関係団体と連携し、島外搬送を行う。
八丈町 （東京都）	八丈町地域防災計画　（一部抜粋） 第3部　災害応急対策計画 第１０章　医療救護 第5節　保健衛生 ６　動物愛護 （1）被災地域における動物の保護 （2）避難所における動物の適正な飼育 （3）動物愛護の活動方針
小笠原村 （東京都）	（抜粋） 小笠原村地域防災計画（平成28年8月修正） 第7章　避難所の管理 3　避難所配置職員の任務 （5）　避難所敷地内への同行避難動物の飼育場所等の確保
神奈川県	神奈川県地域防災計画 〇第3章　災害時応急活動事前対策の充実 第5節　避難対策 7　ペット対策 ・　県は、飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護などを図るため、必要に応じ「災害時動物救護マニュアル」を見直すとともに、飼い主に対し普段から備えておくべきこと等の普及啓発を行い、災害時に備えます。 ・　市町村は、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所運営マニュアルに位置づけます。 〇第4章　災害時の応急活動対策 第3節　避難対策 4　避難所の開設 ・　必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めます。 8(4)　応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理 ・　必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。 9　ペット対策 ・　県では、「災害時動物救護マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等の救護を行います。
逗子市 （神奈川県）	逗子市地域防災計画 地震津波対策計画編 第４部　災害応急対策計画　第５章　避難対策計画 第３節　避難所の開設・運営　５　避難所の運営管理 ペットの避難対策　避難所の運営委員会は、避難所におけるペットの飼育場所を指定するなど、適正な飼育環境の確保に努める。なお、飼育については飼主の責任において行うが、必要に応じてボランティアへの協力を求める。 第１２章　防疫・保健衛生対策計画　第４節　ペット対策 市は、県が作成した「災害時動物救護マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、被災した犬猫等の救護を行う。 風水害等対策計画編 第２部　災害予防計画　　第３章　避難体制の整備 第１節　風水害時の避難　１２　ペット対策 市は、県作成の「災害時動物救護活動マニュアル」を参考にしてペットに関する情報提供をし、活動を支援する。また、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所運営マニュアルに位置づける。

自治体名	記載状況
大和市 （神奈川県）	大和市地域防災計画　第2編　地震災害対策計画編 8　ペットの管理 （1）飼主の義務 　ペットは、原則として動物飼育者が管理を行う。飼主は、災害時に備えて、ペットのしつけ、健康管理、迷子にならないための対策、ペット用の避難用品、備蓄品の確保等の対策を行う。 （2）市の取り組み 　ア 感染症の予防 　市は、被災地におけるペットの保護、人畜共通感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、必要に応じて獣医師会、動物愛護協会、ボランティア等に協力を求め、被災動物の保護収容等の措置を講ずる。 　イ 避難生活施設 　市は、災害時に備えてペットの飼主が平時から備えておくべき事項等の普及啓発と避難生活施設におけるペットのためのスペース確保に努める。 大和市地域防災計画　第3編　風水害対策計画編 7　ペットの管理 （1）飼主の義務 　ペットは、原則として動物飼育者が管理を行う。飼主は、災害時に備えて、ペットのしつけ、健康管理、迷子にならないための対策、ペット用の避難用品、備蓄品の確保等の対策を行う。 （2）市の取り組み 　ア 感染症の予防 　市は、被災地におけるペットの保護、人畜共通感染症の予防及び動物による咬傷事故等を予防するため、必要に応じて獣医師会、動物愛護協会、ボランティア等に協力を求め、被災動物の保護収容等の措置を講ずる。 　イ 避難生活施設 　市は、災害時に備えてペットの飼主が平時から備えておくべき事項等の普及啓発と避難生活施設におけるペットのためのスペース確保に努める。 大和市国民保護計画　第3編 武力攻撃事態等への対処 （11）動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17 年8 月31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・ 危険動物等の逸走対策 ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
海老名市 （神奈川県）	・海老名市地域防災計画　地震災害対策計画　第3章　地域災害時応急活動事前対策の充実　第5節　避難対策　10　ペット対策 (1) 市は、地震災害により飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護等を図るため、県が作成した「災害時動物救護マニュアル」により、飼主に対し普段から備えておくべきことなどの普及・啓発を行う。 (2) 市は、避難所等でのペットの扱いは、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面等の問題から、生活スペースから離れた場所にケージで飼育するなどの注意事項を可能な限り「海老名市避難所運営マニュアル」に位置付け、具体的な対策は、避難所担当班員、学校避難所担当班員、一時滞在所担当班員、自主防災組織（自主防災隊）、施設管理者等で協議し、個別の「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」及び「一時滞在所運営マニュアル」に位置付け、市民等への周知を図る。 ・海老名市地域防災計画　地震災害対策計画　第3章　地域災害時応急活動事前対策の充実　第16節　自主防災活動の拡充強化　1　市民への周知等 (1) 市は、県及び防災関係機関と協力して、市民自らが実施する防災対策並びに家庭での予防、安全対策及び地震災害時行動として、次のアからオまでに掲げる事項について周知徹底を図る。 イ ペットを飼っている市民は、ペットの3日分以上、推奨1週間分の飲料水・ペットフード、トイレ、ケージ、首輪、リード（引き綱）などの備蓄の準備 ・海老名市地域防災計画　地震災害対策計画　第3章　地域災害時応急活動事前対策の充実　第18節　防災知識の普及　2 市民への防災知識の普及 (2) 家庭における身近な防災対策等の普及 ア 市は、県及び防災関係機関と協力して、市民自らが実施する防災対策並びに家庭での予防、安全対策及び地震災害時行動として、次の(ア)から(オ)までに掲げる事項について周知徹底を図る。 (イ) ペットを飼っている市民は、ペットの3日分以上、推奨1週間分の飲料水・ペットフード、トイレ、ケージ、首輪、リード（引き綱）などの備蓄の準備 ・海老名市地域防災計画　地震災害対策計画　第4章 地震災害時の応急活動対策　第3節 避難対策　4 避難所予定施設等の開設 (3) 避難所等の運営管理 ア 避難者等は、「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」若しくは「一時滞在所運営マニュアル」を参考に、避難者等主体の避難所等の運営委員会を設置する段階から、男女のニーズの違いなどの男女双方の視点及び要配慮者の多様な視点に配慮できるよう十分配慮するほか、避難者等主体の避難所等の運営委員会を設置し、避難所担当班員、学校避難所担当班員、自主防災組織（自主防災隊）、施設管理者等の支援により避難所等の円滑な運営を努める。 オ 市は、避難生活が長期化する場合は、プライバシーの確保状況、簡易ベッドなどの活用、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理 栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策、エコノミークラス症候群対策の必要性、飲料水・食料の確保、配食の状況、ごみ処理の状況等、食中毒対策、避難者の健康状態 及び避難所等の衛生状態の把握に努める。さらに、ペット同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するためのスペースの確保やケージ等を用意するなどの具体的な対応が執れるよう努める。 ・海老名市地域防災計画　地震災害対策計画　第4章 地震災害時の応急活動対策　第3節 避難対策　8 応急仮設住宅等 (4) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理 イ 応急仮設住宅の運営管理は、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死、引き籠もりなどを防止するための心のケア並びに入居者によるコミュニティの形成及び運営 管理に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れにつ いて検討する。 ・海老名市地域防災計画　地震災害対策計画　第4章 地震災害時の応急活動対策　第3節 避難対策　8 応急仮設住宅等　9 ペット対策 市は、県の「災害時動物救護マニュアル」に基づき、県が獣医師会及び動物愛護団体等と連携して設置する動物救護本部と連携し、被災した犬猫等の救護を行う。 ・風水害等災害対策計画 第2編 風水害対策編　第2章 風水害時応急活動事前対策の充実　第5節　避難対策　10 ペット対策 (1) 県は、風水害により飼主不明となった犬、猫等の円滑な保護等を図るため、県が作成した「災害時動物救護マニュアル」により、飼主に対し普段から備えておくべきことな どの普及・啓発を行う。 (2) 市は、避難所等におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面等の問題から、生活スペースから離れた場所にケージで飼育するなどの注意事項を可能な限り「海老名市避難所運営マニュアル」に位置付け、具体的な対策は、避難所担当班員、学校避難所担当班員、一時滞在所担当班員、自主防災組織（自主防災隊）、施設管理者等で協議し、個別の「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」及び「一時滞在所運営マニュアル」に位置付けるとともに、市民等への周知を図る。 ・風水害等災害対策計画 第2編 風水害対策編　第2章 風水害時応急活動事前対策の充実　第15節自主防災活動の拡充強化　1 市民への周知等 (1) 市は、県及び防災関係機関と協力して、市民自らが実施する防災対策並びに家庭での予防、安全対策及び風水害時行動として、次のアからオまでに掲げる事項について周知徹底を図る。 イ ペットを飼っている市民は、ペットの3日分以上、推奨1週間分の飲料水・ペットフード、ケージ、トイレ、首輪、リード（引き綱）などの備蓄の準備 ・風水害等災害対策計画 第2編 風水害対策編　第2章 風水害時応急活動事前対策の充実　第17節防災知識の普及　1 市民への防災知識の普及 (2) 家庭における身近な防災対策等の普及 ア 市は、県及び防災関係機関と協力して、市民自らが実施する防災対策並びに家庭での予防、安全対策及び風水害時行動として、次の(ア)から(オ)までに掲げる事項について周知徹底を図る。 (イ) ペットを飼っている市民は、ペットの3日分以上、推奨1週間分の飲料水・ペットフード、トイレ、ケージ、首輪、リード（引き綱）などの備蓄の準備 ・風水害等災害対策計画 第2編 風水害対策編　第3章 風水害時応急活動対策　第6節避難対策　4 避難所予定施設等の開設 (3) 避難所等の運営管理 オ 市は、避難生活が長期化する場合は、必要に応じてプライバシーの確保、簡易ベッドなどの活用、入浴施設の設置、洗濯等の頻度、医師・保健師・看護師・管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策、エコノミークラス症候群対策、飲料水・食料の確保、配食の状況、ごみ処理の状況等、食中毒対策、避難者の健康状態及び避難所等の衛生状態の把握に努める。さらに、必要に応じ、避難所等におけるペットのためのスペースの確保に努める。 ・風水害等災害対策計画 第2編 風水害対策編　第3章 風水害時応急活動対策　第6節避難対策　8 応急仮設住宅等 (4) 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理 イ 応急仮設住宅の運営管理は、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死、引き籠もりなどを防止するための心のケア並びに入居者によるコミュニティの形成及び運営管理に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れについて検討する。 ・風水害等災害対策計画 第2編 風水害対策編　第3章 風水害時応急活動対策　第6節避難対策　9 ペット対策 市は、県の「災害時動物救護マニュアル」に基づき、県が獣医師会及び動物愛護団体等と連携して設置する動物救護本部と連携し、被災した犬猫等の救護を行う。
葉山町 （神奈川県）	葉山町地域防災計画(地震津波対策計画編　平成30年度改訂) 12章・4節（171ページ） 主管部：総務部・福祉部・環境部・教育部関係機関：獣医師会 町は、「災害時の動物救護に関する協定書」に基づき、締結先の湘南獣医師会に協力を仰ぎながら動物救護活動を行う。また、県が作成した「災害時動物救護活動マニュアル」を参考にして、ペットに関する情報提供を行う。
山北町 （神奈川県）	山北町地域防災計画　第2章 災害予防計画　第2節 災害時応急活動事前対策の充実 ・飼い主がわからない動物、若しくは、飼い主が飼育することが困難な動物を保護し県の動物救護体制が整うまでの間の一時的な保管や飼い主とともに避難した動物の適切な飼育指導等、環境衛の維持に努める。 また、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でゲージにおいて飼育するなどの注意事項を可能な限り避難場所運営マニュアルに位置づける。
開成町 （神奈川県）	開成町地域防災計画　第2編　地震災害対策編　第1部　災害予防計画　第3章　災害応急活動事前対策の充実　第9節　避難対策 第１０　ペット対策 　飼い主が不明となったり、負傷した場合、広域避難所において飼育が困難になった犬や猫等の動物を保護、収容するため、災害時の対応について事前に県や関係団体と調整する。 　また、飼い主が防災意識を高め、ペットのための災害に備えた準備を行うよう啓発を行う。
愛川町 （神奈川県）	愛川町地域防災計画　第2編　震災対策計画　第1部　災害予防計画　第3章（応急活動体制確立のための事前措置）　第8節（避難活動体制の整備） 2.2　目標【抜粋】 また、避難所開設については、難所運営委員会を中心とした組織体制を整備し、「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の円滑な運営について訓練を通じ検証を行いその都度見直しを実施するとともに、避難所での生活環境を常に良好なものとするため、高齢者や障がい者等に対する支援、飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼育準備についても検討する。 3.2　避難所の安全確保（危機管理室、各施設の管理者）（1）避難所運営に係る避難所運営委員会での協議【抜粋】 避難所のペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから平常時から家庭で備えておく事項の普及啓発や避難所での生活スペースから離れた場所でゲージにおいて飼育するなどの注意事項、さらに、飼い主の役割等を運営委員会で検討する。

自治体名	記載状況
平塚市 （神奈川県）	〇平塚市地域防災計画－地震災害対策計画－ 第3章　平常時の対策　第5節　避難対策 ＜＜現状＞＞ 〇大規模災害時において、避難所における傷病動物の保護、救護及び治療等について（公社）神奈川県獣医師会中央支部と「災害時の動物救護活動に関する協定」を締結しています。 ＜＜今後の取組の方向＞＞ ４　ペットとの同行避難【環境部、教育委員会、公営事業部】 ペットとの同行避難については、飼主による日頃からのしつけや予防接種等の健康管理、避難のためのケージやペットフード等の用意等飼主による平時からの備えや避難先のルールに基づく対応などについて普及啓発します。また、避難所におけるペットの扱いについては、「避難所でのペット対策・受け入れマニュアル作成のガイドライン」等に沿い、避難所運営マニュアルへの反映を促進します。 第4章　災害時の応急対策　第5節　避難対策 ４　避難所の運営 （6）ペット対策 飼主とともに同行避難したペットについては、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき（公社）神奈川県獣医師会中央支部と連携するとともに、避難所における飼育場所等については、避難所運営委員会で協議し、適切な飼育環境と避難所の衛生環境の確保に努めます。 〇平塚市地域防災計画―風水害等対策計画― 第3章　平常時の対策　　第5節　避難対策 ＜＜現状＞＞ 〇大規模災害時において、避難所における傷病動物の保護、救護、及び治療等について（公社）神奈川県獣医師会中央支部と「災害時の動物救護活動に関する協定」を締結しています。 ＜＜今後の取組の方向＞＞ ９　ペットとの同行避難【環境部、教育委員会、公営事業部】 ペットとの同行避難については、飼主による日頃からのしつけや予防接種等の健康管理、避難のためのケージやペットフード等の用意等飼主による平時からの備えや避難先のルールに基づく対応などについて普及啓発します。また、避難所におけるペットの扱いについては、「避難所でのペット対策・受け入れマニュアル作成のガイドライン」等に沿い、避難所運営マニュアルへの反映を促進します。 第4章　災害時の応急対策　第8節　避難対策 ４　避難所の運営 （6）　ペット対策 飼主とと同行避難したペットについては、「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき（公社）神奈川県獣医師会中央支部と連携するとともに、避難所における飼育場所等については、避難所運営委員会で協議し、適切な飼育環境と避難所の衛生環境の確保に努めます。
鎌倉市 （神奈川県）	【鎌倉市地域防災計画（地震・風水害等対策編）】 ★鎌倉市地域防災計画（地震災害対策編） ■地震予防計画 第3章　災害時応急活動事前対策の充実 第5節　避難対策 第8　ペット対策 飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が窓口となり、災害発生時に仮設動物救護センターを設置して対応しますが、仮設動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が県獣医師会湘南支部等と協議し決定します。 避難所におけるペットの扱いについては、各避難所の避難所運営委員会において事前に検討しておきます。 受入れについては、市でマニュアルを作成します。 ■地震災害応急対策 第10章　避難・被災者受入れ、保護対策 第2節　避難所（ミニ防災拠点）の開設と運営 第4　避難所の運営 4　ペット対策 避難所でのペットの受入れは、各避難所運営委員会で決定した方針に基づいて実施します。各避難所で対応できなくなった場合、市は県獣医師会湘南支部等へ応援依頼します。 また、飼養者不明ペットの取扱については、県が主体となって対応するため、県や県獣医師会が窓口となり、仮設動物救護センターが受入れを行います。 第6節　ペット・動物の保護収容 地震後、被災により放浪するペット・動物について市民から通報を受けた場合、市は、県動物保護センターに連絡し、保護収容を依頼します。保護したペット・動物については、飼い主への情報提供の観点から、避難所と連絡調整します。 第11章　生活救護活動 第5節　応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理 第1　応急仮設住宅の建設 3　応急仮設住宅の建設 ⑶　応急仮設住宅の運営管理 各応急仮設住宅の運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。 また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮します。 ★鎌倉市地域防災計画（風水害等対策編）■風水害予防計画 第3章　災害時応急活動事前対策の充実 第5節　避難対　　第8　応急仮設住宅等 3　ペット対策 飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が窓口となり、災害時に仮設動物救護センターを設置して対応しますが、仮設動物救護センターが稼働し始めるまでの対応については、市が県獣医師会湘南支部等と協議し決定します。 避難所におけるペットの扱いについては、各避難所の避難所運営委員会において事前に検討しておきます。また、市は、避難所でのペットの受け入れのためのマニュアルを作成します。 ■風水害応急対策計画 第11章　避難・被災者受入れ、保護対策 第2節　避難所の開設と運営 第4　避難所の運営 4　ペット対策 避難所でのペットの受入れは、各避難所運営委員会で決定した方針に基づいて実施します。各避難所で対応できなくなった場合、市は県獣医師会湘南支部等へ応援依頼します。 また、飼養者不明ペットの取扱については、県が主体となって対応するため、県や県獣医師会が窓口となり、仮設動物救護センターが受入れを行います。 第5節　ペット・動物保護収容 市は、災害後、被災により放浪するペット・動物について市民から通報を受けた場合、県動物保護センターに連絡し、保護収容を依頼します。保護したペット・動物については、飼い主への情報提供の観点から、避難所と連絡調整します。
小田原市 （神奈川県）	小田原市地域防災計画　第1編　地域災害対策計画　第3章　災害時応急活動事前対策の充実　第5節　避難対策　第8　ペット対策 飼主不明・飼育困難なペットの保護・収容は、県や県獣医師会が窓口になり、発災時に仮設動物救護センターを設置して対応しますが、仮設動物救護センターが稼動し始めるまでの対応については、市が（公社）神奈川県獣医師会西湘支部と協議し決定します。 市は、ペットとの同行避難のルールを周知するとともに、受け入れについて、ガイドラインを作成します。避難所におけるペットの扱いついては、各広域避難所の広域避難所運営委員会において、飼育スペースの確保など、事前に検討しておきます。

自治体名	記載状況
茅ヶ崎市 （神奈川県）	茅ヶ崎市地域防災計画　地震災害対策計画 第2章 災害に強い組織・人づくり 第2節 自己備蓄の推進 【取り組みの方向】 第1　自己備蓄の推進　3　その他主な非常時持出品 ペットを連れた避難生活においては、ケージやペットフード等を事前に準備する等、他の避難者に十分配慮する必要があります。 （5）ペットのいる家族 ア　名札（鑑札や注射済票のほかに飼い主の名前やペットの名前を記入した名札） イ　愛犬手帳 ウ　食器 エ　ケージ オ　リード カ　ペットフード キ　トイレ用品 第4章　平常時の対策 第6節　避難対策 【課題】 〇避難所におけるペットに対する支援対策が必要です。 【取り組みの方向】 第6　ペット対策 市は、飼い主不明となった犬、猫等の円滑な保護を図るため、飼い主に対し平常時から備えておくべきこと等を示したペットのための防災対策マニュアルを作成する等、普及・啓発を行い、災害時に備えます。 避難所におけるペットの扱いについては、衛生面等に関する問題から、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育する等の注意事項を可能な限り避難所運営マニュアルに位置づけることとします。 第9節　保健衛生、防疫、遺体の取り扱いに関する対策 【取り組みの方向】 第1　保健衛生・防疫対策　6　ペット対策 市は、ペットの防災対策として、飼い主に対し、ペットに首輪や名札、鑑札をつけるよう指導し、災害時にペットが放浪や混乱をしないよう周知を図ります。また、関係機関と連携し、ペットの対策の体制を整備します。 第5章　災害時の応急対策活動 第6節　避難対策　第3　避難所の設置　2　避難所の運営　（7）避難所におけるペット対策 避難所におけるペットへの対応は、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題等から、避難所生活を送る避難者の相互理解のもと、避難所運営委員会を中心に、その対応を定めます。 第8節　保健衛生、防疫、遺体の取り扱いに関する活動　第1　保健衛生・防疫活動　4　死亡小動物の収集処理および所有者が不明もしくは負傷している犬猫の保護収容 （1）死亡小動物の収集・処理 災害によって死亡した小動物については、飼い主が責任をもって処理することを原則とします。ただし、飼い主が不明なもの、または防疫上緊急を要するもので、飼い主が自己処理できないものについては、市が行います。 （2）所有者が不明もしくは負傷している犬猫の保護収容 災害発生後、被災により所有者が不明もしくは負傷している犬猫を発見した場合、市は、県動物保護センターに連絡し、保護収容を依頼します。保護した犬猫については、避難所と連携し、飼い主等へ情報提供を実施します。
三浦市 （神奈川県）	三浦市地域防災計画 〇第3章　第4節「避難対策」 [課題] 大規模災害により飼い主が不明になったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等の動物を保護、収容する等の対策が必要となります。 [取り組みの方向] 県及び関係団体と連携し、被災した犬猫等の救護に努めます。 [主な事業]　11　ペット対策 市は、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所等で飼育するなどの注意事項を可能な限り避難所運営マニュアルに位置付けます。
秦野市 （神奈川県）	秦野市地域防災計画（地震編・風水害編）第3章　災害応急対策計画 第6節　避難計画・15　ペット対策 避難所におけるペットの扱いについては、秦野市獣医師会の協力のもと、ケージにおける飼育等適切な管理に向けたルールづくりを進めます。
厚木市 （神奈川県）	厚木市地域防災計画（地震災害対策編第6項、風水害等対策編第9項） 飼養動物等（ペット等）の保護対策 　市は、災害時における避難・救出については、できるだけペットの避難・救出ができるよう動物愛護の観点から配慮します。 （1）「災害時ペット動物対策行動指針」（平成29年3月）、「災害時飼養動物対策マニュアル」（平成30年3月）に基づき、ペット同行避難のルールについて市民に周知をします。 （2）平常時の避難所運営委員会において避難所でのペットのためのスペース確保について、あらかじめ協議し避難所運営マニュアルに位置付けます。併せてペットの一時預かりの方策について検討します。障害のある方が同伴する身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬）については、ペットとは捉えず、避難行動要支援者への支援として考えます。しかし、避難者の中には動物が苦手な方やアレルギーを持っている方もいるため、動物が苦手な方やアレルギーを持っている方と動物の動線が交わらないように飼養スペースを確保する等の対策も行います。 （3）ペット用備蓄品の準備やしつけの必要性に関する周知及び啓発を行います。 （4）飼養動物が自己の所有であると明らかにするための識別器具等（首輪、名札、マイクロチップなど）の装着又は施術に関し、推進していきます。 （5）ペット用備蓄品の整備・充実に努めます。
伊勢原市 （神奈川県）	〇伊勢原市地域防災計画　第1章 災害予防計画　第9節　避難体制の整備　10 ペット対策 市は、県による仮設動物救護センターが開設されるまでの間、(社)神奈川県獣医師会中央支部との災害時協定に基づき、小動物の応急救護活動等を行うため、その要請方法等について確認しておく。 また、市は、獣医師会と連携し、災害時のペット対策に関する周知及び啓発を行うとともに、平常時の避難所運営委員会において避難所でのペットの受入れについて、あらかじめ協議しておく。 併せてペットの一時預かりの方策について検討する。 〇伊勢原市地域防災計画　第2章　災害応急対策計画　第5節　避難・応急住宅対策の実施　3　避難所の開設　(5)ペット対策 市災害対策本部は、災害時協定に基づき、県災害時動物救護マニュアルに基づく県仮設動物救護センターが開設されるまでの間、負傷動物の応急救護、飼育動物の健康相談等を行う。 なお、避難所におけるペットの受入れについては、避難所運営委員会の決定方針に基づいて対応することとするが、補助犬（盲導犬、介助犬等）を利用する障害者等に対しては、可能な限り施設内で一緒に避難生活ができるよう配慮する。 〇伊勢原市国民保護計画　第3編 武力攻撃事態等への対処　第4章 警報の伝達・避難住民の誘導等　3 避難住民の誘導 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡）」を踏まえ、下記の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管された家庭動物等の保護等
座間市 （神奈川県）	座間市地域防災計画 第13節　家庭動物（ペット）の保護対策 大規模災害発生後の特に初動期においては、人命救助を最優先とする対応を原則とするが、家庭動物（ペット）の避難・救出についても動物愛護の観点から配慮する。 1　家庭動物（ペット）の保護対策 ⑴市及び関係機関は、家庭動物（ペット）の保護ができるよう動物愛護の観点に配慮する。 ⑵市及び関係機関は、家庭動物（ペット）の保護に備えて、獣医師会などの関係団体と協力し、家庭動物（ペット）対策マニュアルを作成する。 ⑶市及び関係機関は、家庭動物（ペット）の飼い主に対する家庭動物（ペット）用防災用品の準備やしつけの必要性について、啓発活動を推進する。 ⑷市及び関係機関は、家庭動物（ペット）が自己の所有であると明らかにするための識別器具等（首輪、名札、マイクロチップなど）の装着を推進する。
南足柄市 （神奈川県）	南足柄市地域防災計画 第4章　地震災害応急対策計画　　第9節　保健衛生、防疫等に関する活動　　2　防疫対策　　(4) 動物対策 市民対策部は、獣医機関、動物愛護団体等と連携し、飼い主が被災した事により放置され、又は逃げ出した動物を保護するとともに、飼い主等への速やかな引き渡しに努めます。 危険動物が逃げ出した場合は、危険を防止するため飼育者、警察等と連携し、必要な措置を講じます。
綾瀬市 （神奈川県）	綾瀬市地域防災計画第3章　応急対策計画　第12節　防疫・清掃対策　1防疫活動　（5）動物対策 　救護対策部は、厚木保健福祉事務所大和センター、神奈川県動物保護センターと連携して、自主防災組織及び避難所運営委員会に協力を求めて、地域内や避難所等における被災者の飼育動物について、次のような対策を行います。 1　動物の飼育状況等を把握する。 2　飼育者等による自主管理体制を確立する。 3　県への資材提供・獣医師派遣等の支援要請及び受け入れの調整を行う。 4　飼育者（避難者）へ、飼育動物の適正な自主管理について広報する。 5　避難所責任者へ、飼育者に対する指示事項を周知する。 6　避難所の開設が長期化した場合、県へ、飼育動物の保護施設への移送を要請する。

自治体名	記載状況
大磯町 （神奈川県）	大磯町地域防災計画 〇風水害等災害対策編 第2章　災害時応急活動事前対策の充実　第4節　避難計画　第5項　ペット対策 「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき神奈川県獣医師会中央支部との連携を図るとともに、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を、可能な限り避難所運営マニュアルに位置づける。 第3章　災害時の応急活動対策　第6節　避難対策　第4項　避難所の運営　4．ペット対策 り災者が避難所に持ち込んだペットは、飼い主が責任を持って飼育することとするが、飼育場所等は、避難所運営委員会で協議し、適正な飼育環境の確保に努める。 〇地震災害対策編 第2章　災害時応急活動事前対策の充実　第4節　避難計画　第6項　ペット対策 災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき神奈川県獣医師会中央支部との連携を図るとともに、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を、可能な限り避難所運営マニュアルに位置づける。 第3章　災害時の応急活動対策　第4節　避難対策　第4項　避難所の運営　4．ペット対策 り災者が避難所に持ち込んだペットは、飼い主が責任を持って飼育することとするが、飼育場所等は、避難所運営委員会で協議し、適正な飼育環境の確保に努める。
二宮町 （神奈川県）	二宮町地域防災計画 地震被害対策編 第3章　災害時応急活動事前対策の充実　3-5. 避難対策　(5)家庭動物対策 〇町は、家庭動物の保護及び避難所等の保健衛生面等を考慮しつつ、避難時及び避難所等における家庭動物の取り扱いについての検討を行います。 第4章　災害時の応急活動対策　4-3. 避難対策　(5)避難所の運営管理 〇家庭動物同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やゲージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるように努めます。 風水害等被害対策編 第3章　災害時応急活動事前対策の充実　3-5. 避難対策　(5)家庭動物対策 〇町は、家庭動物の保護及び避難所等の保健衛生面等の考慮しつつ、避難時及び避難所等における家庭動物の取り扱いについての検討を行います。 第4章　災害時の応急活動計画　4-6. 避難対策　(5)家庭動物対策 〇家庭動物同行避難のルールを定め、飼い主が責任をもって飼育するための居場所確保やゲージ等を用意するなどの具体的な対応がとれるように努めます。
寒川町 （神奈川県）	寒川町地域防災計画 第9節　保健衛生、防疫、遺体の取り扱いに関する対策 【取り組みの方向】 第1　保健衛生・防疫対策　6　ペット対策 市は、ペットの防災対策として、飼い主に対し、ペットに首輪や名札、鑑札をつけるよう指導し、災害時にペットが放浪や混乱をしないよう周知を図ります。また、関係機関と連携し、ペットの対策の体制を整備します。 第5章　災害時の応急対策活動 第6節　避難対策　第3　避難所の設置　2　避難所の運営　(7)避難所におけるペット対策 避難所におけるペットへの対応は、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題等から、避難所生活を送る避難者の相互理解のもと、避難所運営委員会を中心に、その対応を定めます。 第8節　保健衛生、防疫、遺体の取り扱いに関する活動　第1　保健衛生・防疫活動　4　死亡小動物の収集処理および所有者が不明もしくは負傷している犬猫の保護収容 (1)死亡小動物の収集・処理 災害によって死亡した小動物については、飼い主が責任をもって処理することを原則とします。ただし、飼い主が不明なもの、または防疫上緊急を要するもので、飼い主が自己処理できないものについては、市が行います。 (2)所有者が不明もしくは負傷している犬猫の保護収容 災害発生後、被災により所有者が不明もしくは負傷している犬猫を発見した場合、市は、県動物保護センターに連絡し、保護収容を依頼します。保護した犬猫については、避難所と連携し、飼い主等へ情報提供を実施します。
中井町 （神奈川県）	中井町地域防災計画 【避難対策】 飼い主が不明となったり、負傷したり、避難所において飼育が困難になった犬、猫等の動物を保護、収容するため、災害時の対応について「災害時動物救護マニュアル」に沿い、事前に県や関係団体と調整する。 町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題が生じることから、生活スペースから離れた場所でゲージにおいて飼育するどの注意事項を、可能な限り避難所運営マニュアルに位置付ける。 【避難所の設置運営】 町は、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して動物救護本部を設置し、被災した犬猫等で飼い主の判明している動物の救護を行う。
大井町 （神奈川県）	大井町地域防災計画 第2編　地震災害対策計画　第1部　災害予防計画　第3章　災害時応急活動事前対策　第12節　防疫・保健衛生活動体制の整備　5. 動物救護体制の整備 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等の関連機関と連携し救護体制を整備します。 第2編　地震災害対策計画　第2部　応急対策計画　第2章　応急対策活動　第19節　防疫・保健衛生活動　5 .動物救護対策の整備 飼い主がわからない負傷又は放し飼い状態の動物若しくは、飼い主が飼養することが困難な動物を保護し、県の動物救護体制が整うまでの間、一時的に保管するとともに、飼い主とともに避難した動物の飼育について適切な指導等を行うなど、環境衛生の維持に努めます。 大井町国民保護計画　第3編 武力攻撃事態等への対処　第4章 警報及び避難の指示等　第2 避難住民の誘導等　3 避難住民の誘導　(10)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
松田町 （神奈川県）	松田町地域防災計画 〇第3章　災害時応急対策計画　21. 動物の管理・飼育対策（主管課　環境経済課） 災害時のペット、家畜及びその他町内で飼育される動物の管理・飼育、衛生の確保について定める。 1）飼育・管理、衛生の確保 災害後のペットその他の動物についての飼育・管理は、原則として飼主が責任を持って行うものとするが、飼主の死傷・行方不明、衛生、避難所における他の町民への影響等の支障がある場合は、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等の関係機関と連携し救護体制を整備し、衛生面に十分配慮しつつ一時的に飼育・管理するものとする。 (1)避難所でのペット対策については、避難所生活における適正管理、衛生管理等に注意する。 (2)避難所内でのペットの管理について、協議し、ルールを定めるように努める。 (3)逸走したペットについては、保護に当たるとともに、逸走したペットの情報や飼い主からの相談等によって、飼い主への返却を進める。 (4)飼育困難な動物については、一時飼養所で一時的に専門機関での飼育を依頼する。 2）飼料の調達 上途のように一時飼育所で飼育する場合は、備蓄物資及び救援物資のなかから適当量を調達し、動物の餌糧とするが、食糧が限られている場合には、食べ残し等を有効に活用し、これをもって餌糧に代えることとする。
箱根町 （神奈川県）	箱根町地域防災計画　第19節　避難活動体制の整備 第2-3 避難所の整備及び運営計画の策定 (5)ペット対策　飼い主がj不明となったペット等について災害時の対応を検討すると共に、避難所におけるペットの扱いについて、生活スペースから離れたゲージでの飼育等のルールを避難所運営マニュアルに位置付ける。
湯河原町 （神奈川県）	湯河原町地域防災計画 〇第3部　地震災害応急対策計画　第1章　災害時応急活動事前対策　第5節　避難対策　10　ペット対策 町は、関係機関と協力して、飼い主に対し、ペットの名札等（犬は鑑札）の装着についての指導に努め、災害時にペットの保護ができるよう備えます。 〇第8部　東海地震事前対策計画　第3章　警戒宣言発令時対策　第19節　救援対策等　5　ペット対策 警戒宣言が発せられたときは、所有者がペットを自己管理し、所有するケージを自宅や避難所グラウンドなどに置き、給餌等も自己責任で行うことが基本ですが、町は、自己管理が困難な所有者への支援として、獣医師会と連係して、ペットの保護をするための係留場所等の確保に努めます。
藤沢市 （神奈川県）	避難施設運営マニュアル(藤沢市) Ⅳ　避難施設の運営　　避難施設の運営は、避難施設運営委員会の会長を中心に各班により運営を行い、各班をまとめるため班長を選出する。 7　衛生班 (6)避難施設内のペット対策(要援護者が必要とするほじょ犬は、除外する。) ア　犬、猫などは、室内に入れない。 イ　避難施設のペットの管理責任は、飼養者にあることを原則とする。 ウ　避難施設にペットを連れてきた避難者に対して窓口で届け出るよう呼びかけ、「様式17・避難施設ペット登録台帳」に記載する。 エ　大型動物や危険動物の避難施設への同伴は断る。 オ　ペットの飼育場所を決定し、ペットの飼育ルールと共に飼育者および避難者へ周知徹底を図る。 カ　ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し、協力を求める。

自治体名	記載状況
新潟県	新潟県地域防災計画　震災対策編 第33節　愛玩動物の保護対策 【関係機関】県災害対策本部（保健医療教育部）、市町村、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会 1　計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を同行して避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 2　飼い主の役割 （1）愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物と同行して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 （2）愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 3　県の役割 （1）ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 （2）危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 （3）動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 （4）各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。 （5）避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 （6）避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 （7）必要に応じ、国、都道府県、政令市及び一般財団法人ペット災害対策推進協会への連絡調整及び要請を行う。 4　市町村の役割 （1）市町村は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 （2）避難所を設置するに当たり、動物を同行した避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 （3）避難訓練時には、動物の同行避難にも配慮する。 5　（公社）新潟県獣医師会の役割 （1）県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 （2）緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市町村からの要請に備える。 6　（一社）新潟県動物愛護協会の役割 （1）県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 （2）必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。 7　動物救済本部の役割 必要に応じ、一般財団法人ペット災害対策推進協会に応援を要請し、次の活動を行う。 （1）ペットフード等支援物資の提供 避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市町村の災害対策本部に物資を提供する。 （2）動物の保護 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 （3）相談窓口の開設 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。 （4）動物の一時預かり 被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預りを行う。 （5）飼い主さがし 被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。 （6）仮設住宅での動物飼育支援 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 （7）被災動物の健康管理支援 被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。 （8）ボランティア及び募金の受付・調整・運営 募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。 8　組織体系 県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ一般財団法人ペット災害対策推進協会に支援を要請する。 （体系図[略]） 9　業務体系 （体系図[略]） 10　市町村地域防災計画で定める事項 ・愛玩動物対応窓口 ・動物同行可能避難所の指定 ・動物同行避難訓練の実施
村上市 （新潟県）	村上市地域防災計画 震災対策編　第2章　災害予防計画　第22節　避難体制整備計画 ３　避難所等及び避難路の指定と事前周知 （1）　避難所等の指定 市は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。 また、災害時に住民等が避難する施設として公共施設が不足する場合等もあることから、民有施設等についても避難できる施設とする。 なお、民有施設等においては、その所有者の同意を得ながら、避難所の増設に努めるものとし、同意を得た民有施設等については、災害時に円滑な避難ができるように、事前に協議を行っておく。 ウ　指定に当たっての留意点 （シ)飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
関川村 （新潟県）	関川村地域防災計画　第３１節　愛玩動物の保護対策　　〇村の役割 １　村は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。 ２　避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置する事ができるよう配慮する。 ３　避難訓練時には動物の同伴も配慮する。
新発田市 （新潟県）	新発田市地域防災計画　震災対策編　第3章　　第32節　ペットの保護対策 １　計画の方針　災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 ２　愛玩動物の飼い主の役割 (1)災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 (2)一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 ３　市の役割 (1)市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 (2)避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 (3)避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

自治体名	記載状況
胎内市 （新潟県）	胎内市地域防災計画　第32節　愛玩動物の保護対策 １　計画の方針災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 新潟県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、胎内市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 ２　飼い主の役割 (1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。 (2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 ３　胎内市の役割 (1) 胎内市は、新潟県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。 (2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 (3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。 ４　新潟県の役割 (1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 (2) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 (3) 動物の保護や適正な飼育に関し、胎内市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 (4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等胎内市への支援を行う。 (5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。(6) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。 (7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市、緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。 ５　公益社団法人新潟県獣医師会の役割 (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の胎内市・新潟県からの要請に備える。 ６　(社)新潟県動物愛護協会の役割 (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2) 会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。 ７　動物救済本部の役割 必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。 (1) ペットフード等支援物資の提供 避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう胎内市災害対策本部に物資を提供する。 (2) 動物の保護 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 (3) 相談窓口の開設 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。 (4) 動物の一時預かり 被災のため一時的に飼えなくなった動物、迷子動物の一時預りを行う。 (5) 飼い主さがし 被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。 (6) 仮設住宅での動物飼育支援 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 (7) 被災動物の健康管理支援 被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。 (8) ボランティア及び募金の受入・調整・運営 ボライティア及び募金の受付と調整、運営を行う。 ８　組織体系 新潟県、県獣医師会、県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。
聖籠町 （新潟県）	聖籠町地域防災計画　震災対策編　第2章　災害応急対策　第28節　愛玩動物の保護対策 津波対策編　第2章　災害応急対策　第31節　愛玩動物の保護対策 風水害策編　第2章　災害応急対策　第33節　愛玩動物の保護対策 第1 計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 第2 飼い主の役割 1 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 2 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 第3 町の役割 町は、飼い主及び被災動物の保護について、次のような活動を行う。 1 情報提供 町は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供を行う。 2 動物同伴施設の設置 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 3 相談窓口の設置 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を生活環境課に設置する。 4 避難訓練時の配慮 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。
阿賀野市 （新潟県）	阿賀野市地域防災計画　一般対策編　第3章　災害応急対策　第31節　愛玩動物の保護対策 １　計画の方針　災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 ２　飼い主の役割 (1)愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 (2)愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 ３　市の役割 (1)市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 (2)避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 (3)避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。
五泉市 （新潟市）	五泉市地域防災計画　風水害対策編　第6章　災害応急対策　第26節　愛玩動物の保護対策 計画の方針（関係部課　環境保全課） 災害時には、飼い主の不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難時てくることが予想される。 動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 １　飼い主の役割 （1）愛玩動物の飼い主は、災害動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札などの装着、ワクチンの接種、動物用非難用品の確保に努める。 （2）愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 ２　市の役割 （1）市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況などの情報提供並びに活動を支援する。 （2）避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することが出来るよう配慮する。 （3）避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

自治体名	記載状況
阿賀町 （新潟県）	阿賀町地域防災計画 風水害等対策編　第3章-3 避難・救援・救護　第28節　愛玩動物対策計画、 震災対策編 第3章-3 避難・救援・救護　第29節　愛玩動物対策計画【関係課名等】◎町民生活課 1　計画の方針 災害発生時に、町は、住民の飼育する愛玩動物を保護したり、飼い主が避難所において愛玩動物を飼育できるよう支援するなど、愛玩動物の保護対策に努める。 2　動物の保護 (1) 被災地における動物の把握 災害によって負傷した動物や飼い主が不明な動物、被災地に残された動物の把握に努める。 (2) 被災地での動物の保護 被災地の巡回や住民からの情報提供によって、保護を必要とする動物がいる場合には、これら動物の保護を行う。 3　避難所における愛玩動物の飼育補助 (1) 愛玩動物同伴可能な避難所の設置・周知 避難所の設置に際しては、愛玩動物同伴の被災者の受け入れが可能な避難所を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮するとともに、その周知に努める。 (2) 避難所の愛玩動物の把握 避難所において飼い主とともに避難してきた愛玩動物の状況等について把握し、県と協働して動物救済本部に対し、愛玩動物に関する情報提供を行うとともに、動物救済本部の活動を支援する。 (3) 被災地での愛玩動物の飼育支援 避難所において適正に愛玩動物が飼育できるよう支援を行うとともに、動物間の感染症の発生や拡大を防止するため、愛玩動物の健康管理に十分に配慮する。 4　避難訓練への配慮 災害を想定した避難訓練を行う場合には、愛玩動物の同伴にも配慮する。
三条市 （新潟県）	三条市国民保護計画　第3編-武力攻撃実態等への対処に関する計画　第6章-避難の実施　3-避難住民の誘導　(7)-動物の保護等に関する配慮 　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
燕市 （新潟県）	燕市地域防災計画　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第29節　愛玩動物対策計画 1　計画の方針 災害発生時に、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 市は、県と協働し、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県や関係機関と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 2　飼い主の役割 (1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからゲージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 (2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場所にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 3　県の役割 (1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 (2) 危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講じるとともに、負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 (3) 動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や新潟県獣医師会、新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 (4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援を行う。 (5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 (6) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 (7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市及び緊急災害時動物救済本部への連絡調整及び要請を行う。 4　市の役割 (1) 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 (2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受入れられる施設を設置するなど、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 (3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。 5　公益社団法人新潟県獣医師会の役割 (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。 6　一般社団法人新潟県動物愛護協会の役割 (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2) 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。 7　動物救済本部の役割 県、県獣医師会及び県動物愛護協会の三者で「動物救済本部」を設置し、次の動物救援活動を実施する。必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。 (1) ペットフード等支援物資の提供 避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市災害対策本部に物資を提供する。 (2) 動物の保護 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 (3) 相談窓口の設置 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。 (4) 動物の一時預かり 被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一次預かりを行う。 (5) 飼い主探し 被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主探しのための情報の収集と提供を行う。 (6) 仮設住宅での動物飼育支援 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 (7) 被災動物の健康管理支援 被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。 (8) ボランティア及び募金の受付・調整・運営 募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。

自治体名	記載状況
田上町 （新潟県）	田上町地域防災計画　風水害対策編　第3章　第32節　愛玩動物の保護対策 【基本方針】 　災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 　県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、町等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 【実施内容】 １ 飼い主の役割 (1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 (2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場所にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 ２　町の役割 (1) 町は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。 (2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難所を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 (3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。 ３ 県の役割 (1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 (2) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 (3) 動物の保護や適正な飼育に関し、町等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 (4) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等町への支援を行う。 (5) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 (6) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。 (7) 必要に応じ、国、都道府県、政令市、緊急災害時動物救済本部への連絡調整及び要請を行う。 ４ 公益社団法人新潟県獣医師会の役割 (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の町・県からの要請に備える。 ５ 一般社団法人新潟県動物愛護協会の役割 (1) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (2) 会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。 ６ 動物救済本部の役割 必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。 (1) ペットフード等支援物資の提供 避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう町災害対策本部に物資を提供する。 (2) 動物の保護 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 (3) 相談窓口の設置 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。 (4) 動物の一時預かり 被災のため一時的に飼えなくなった動物、迷子動物の一次預りを行う。 (5) 飼い主さがし 被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主探しのための情報の収集と提供を行う。 (6) 仮設住宅での動物飼育支援 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 (7) 被災動物の健康管理支援 被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。 (8) ボランティア及び募金の受付・調整・運営 ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。
弥彦村 （新潟県）	弥彦村地域防災計画 風水害等対策編　第3章 災害応急対策　第28節 愛玩動物の保護対策 震災対策編　第3章 災害応急対策　第26節 愛玩動物の保護対策 担当：厚生対策部 1 計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 村は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等、関係団体と協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 2 村の役割 村は、飼い主及び被災動物の保護について、次のような活動を行う。 (1)動物救済本部の設置 県は、被災地における動物保護のため県獣医師会及び県動物愛護協会と「動物救済本部」を設置し、村は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 (2) 避難所における配慮 避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することが出来るよう配慮する。 (3) 避難訓練への配慮 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する
長岡市 （新潟県）	●長岡市地域防災計画－震災対策編－平成25年度修正　第3章 災害応急対策　第14節 ペットの保護対策 ●長岡市地域防災計画－風水害・雪害対策編－平成25年度修正　第3章 災害応急対策　第15節 ペットの保護対策 ●長岡市地域防災計画－津波災害対策編－平成25年度　第3章 災害応急対策　第14節 ペットの保護対策 計画の目的 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所等に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立する。 ＜達成目標＞ 市は、県および県獣医師会、県動物愛護協会等が設置する「動物救済本部」と協力し、避難所等・仮説住宅におけるペットに関する情報提供、並びに救済活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。また、住民と動物が一緒に避難できる避難施設を設置する。 ●長岡市地域防災計画－原子力災害対策編－平成24年度　第3章 緊急事態応急対策　第4節 屋内退避、避難、受入れ等の防護活動 [避難所運営にあたっての配慮事項] 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

自治体名	記載状況
小千谷市 （新潟県）	小千谷市地域防災計画（震災・風水害対策編） 第3章　災害応急対応　第30節　愛玩動物の保護対策（災害対策本部担当部：市民衛生部） 1　計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点からこれら動物の保護や適正な飼育に関し、飼い主の支援及び被災動物の保護に対しての協力を行う。 〇 基本方針 各主体の責務 ア 飼い主 (ｱ) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。 (ｲ) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期に渡り放置することのないよう、適切な対応に努める。 イ 市 (ｱ) 県の設置する「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。 (ｲ) 避難所を設置するにあたり、必要に応じ動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 (ｳ) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。 ウ 県 (ｱ) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 (ｲ) 危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講じるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 (ｳ) 動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 (ｴ) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。 (ｵ) 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 (ｶ) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。 (ｷ) 必要に応じ、国、都道府県、政令市、緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。 エ 公益社団法人新潟県獣医師会 (ｱ) 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 (ｲ) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。 オ 公益社団法人新潟県動物愛護協会 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 カ 動物救済本部 (ｱ) ペットフード等支援物資の提供 避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部物資を提供する。 (ｲ) 動物の保護 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 (ｳ) 相談窓口の開設 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。 (ｴ) 動物の一時預かり 被災のため一時的に飼えなくなった動物、迷子動物の一時預りを行う。 (ｵ) 飼い主捜し 被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主捜しのための情報の収集と提供を行う。 (ｶ) 仮設住宅での動物飼育支援 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 (ｷ) 被災動物の健康管理支援 被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。 (ｸ) ボランティア及び募金の受入・調整・運営ボライティア及び募金の受付と調整、運営を行う。 2　組織体系 県、県獣医師会、県動物愛護協会の三者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。
見附市 （新潟県）	見附市地域防災計画 【風水害等対策編】【震災対策編】 第3章　第30節　愛玩動物の保護対策 2 飼い主の役割 (1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。 (2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 3 市の役割 (1) 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。 (2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 (3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。
出雲崎町 （新潟県）	出雲崎町地域防災計画 風水害・震災等対策編 第2章　第1節「防災教育計画」 2　町民・事業所等の役割 （1）町民の役割 災害による被害を軽減するためには、災害の教訓を学び、町民一人ひとりが、緊急時に主体的に行動を起こせるよう、災害時にとるべき行動を知識として身につけておくとともに、平時における備えを万全とするよう防災に関する教育、啓発活動の推進に努める。 エ　各家庭での事前対策及び災害発生時の行動に関する話し合い （エ）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第3章　第10節「避難所等運営計画」 2　指定避難所の開設 町は、災害が発生又は発生の恐れがある等により、避難所の開設が必要となった場合、あらかじめ指定した既存施設（学校、公民館、その他の指定施設）を災害ごとの優先度順に、指定避難所を開設する。 なお、これらの施設が利用できない場合には、民間の施設を緊急指定して利用するなどして避難者を収容するものとする。 （6）施設機能の確認 イ　利用場所の確保 避難所職員は、施設職員の協力を得て、あらかじめ許可を受けている場所を、次の事項に留意しながら用途別に利用場所を確保し、避難者にわかりやすく表示する。 （ウ）家庭動物の飼育場所 4　指定避難所の運営 町は、社会福祉協議会、ボランティア及び避難者等の協力を得ながら、7日間を目途に指定避難所を運営する。 なお、避難の長期化が予想される場合には、状況に応じて避難者主体による運営体制に移行するよう努めるものとする。 （1）避難所運営における主な活動及び留意事項 ウ　衛生及び健康対策 （オ）家庭動物の適正な飼育 適正な飼育指導等行うとともに、必要に応じて県又は県が設置する動物救済本部に支援を要請する。 原子力災害対策編 第3章　第5節「屋内退避、避難等の防護措置」 3　屋内退避・非難の実施 （6）非難の実施、情報提供等 イ　家庭動物との同行避難 町は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主に家庭動物との同行避難を呼びかける。
魚沼市 （新潟県）	魚沼市地域防災計画　＜震災対策編＞第3章　第28節「愛玩動物の保護対策」・魚沼市地域防災計画　＜風水害対策編＞第3章　第28節「愛玩動物の保護対策」 災害時には、県関係機関等に支援を要請するとともに、情報の共有化により飼い主の支援と被災動物の保護を行う。具体的には下記のとおり。 1　県と協働し、「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 2　避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 3　仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。
南魚沼市 （新潟県）	南魚沼市地域防災計画　第3章　災害応急対策 (1)　市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 (2)　避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 (3)　避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

自治体名	記載状況
湯沢町 （新潟県）	湯沢町地域防災計画　第44節　愛玩動物の保護対策 1　計画の方針 震災時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立する。 2　各段階における業務の内容 地震後24時間以内……相談窓口開設、動物の一時預かり 地震後1週間以内……　動物救済本部の設置、飼い主捜し 地震後1ヶ月以内……　仮設住宅での動物飼育支援 被災動物の健康管理支援 浸水・暴風による被害発生中……支援物資の提供、動物保護活動 避難勧告等解除…… 相談窓口開設、動物の一時預かり 事後1週間以内…… 動物救済本部の設置、飼い主捜し 事後1ヶ月以内 ……仮設住宅での動物飼育支援 被災動物の健康管理支援
十日町市 （新潟県）	十日町市地域防災計画　第3章　災害応急対策対策 「愛玩動物の保護対策」 3 市の役割 (1) 県と協働し、「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅等における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。 (2) 指定避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置する等住民等が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 (3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。
津南町 （新潟県）	津南町地域防災計画　風水害・雪害対策編　第3章 第45節　震災対策編　第3章 42節 「愛玩動物の保護対策」 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立する。 （1）　町は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供並びに活動を支援する。 （2）　避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 （3）　避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。
柏崎市 （新潟県）	柏崎市地域防災計画（地震・津波災害対策編　第1編　第3章　第28節　愛玩動物の保護対策）および（風水害等対策編　第1編　第3章　第28節　愛玩動物の保護対策） （1）市は県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 （2）避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受入れられる施設を設置するなど、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 （3）避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。
刈羽村 （新潟県）	刈羽村地域防災計画　（風水害・震災等対策編） 第１９節　避難体制整備計画 1　村の役割 村は、危険が差し迫った状態になる前に村民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難者を迅速に受け入れられるよう、次の対策を実施する。 (5)指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 イ　指定にあたっての注意点 村は、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定にあたっては、次の点に注意する。 (ｽ)飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養に配慮する。
上越市 （新潟県）	上越市地域防災計画　地震対策編－第2章 災害応急対策計画－第12節 愛玩動物の保護対策/津波災害対策編－第2章 災害応急対策計画－第12節 愛玩動物の保護対策/自然災害対策編 第3章 災害応急対策計画－第14節 愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに(公社)新潟県獣医師会、(一社)新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。
妙高市 （新潟県）	妙高市地域防災計画- 第2編 風水害等共通対策編 -第２章 災害応急対策-第28節 愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

自治体名	記載状況
糸魚川市 （新潟県）	糸魚川市地域防災計画　震災対策編　第3章　災害応急対策　第31節　愛玩動物の保護対策 1 計画の方針 (1) 基本方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 市は、指定避難所を設置するにあたり、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 (2) それぞれの責務 ① 飼い主の責務 ア 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 イ 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 ② 市の責務 ア 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 イ 指定避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 ウ 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。 ③ 県の責務 ア ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。 イ 危険動物等による市民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 ウ 動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。 エ 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援を行う。 オ 避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 カ 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 キ 必要に応じ、国、都道府県、政令市及び緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。 ④ 公益社団法人新潟県獣医師会の責務 ア 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 イ 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・市からの要請に備える。 ⑤ 一般社団法人新潟県動物愛護協会の責務 ア 県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 イ 必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部 へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。 ⑥ 動物救済本部の責務 必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。 ア ペットフード等支援物資の提供 避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう市の災害対策本部に物資を提供する。 イ 動物の保護 県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ウ 相談窓口の開設 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。 エ 動物の一時預かり 被災のため一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行う。 オ 飼い主さがし 被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。 カ 仮設住宅での動物飼育支援 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 キ 被災動物の健康管理支援 被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。 ク ボランティア及び募金の受付・調整・運営 募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働して行う。 2 組織体系 県、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会の3者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。 津波災害対策編 第3章　災害応急対策 第31節　愛玩動物の保護対策 1 計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、指定避難所を設置するにあたり、市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 具体的な計画は、震災対策編 第3章「第31節 愛玩動物の保護対策」に準ずる。 風水害対策編 第3章　災害応急対策 第32節　愛玩動物の保護対策 1 計画の方針 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 市は、指定避難所を設置するにあたり、市民が動物と一緒に避難することができるように配慮する。県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、公益社団法人新潟県獣医師会、一般社団法人新潟県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 具体的な計画は、震災対策編 第3章「第31 節 愛玩動物の保護対策」に準ずる。
佐渡市 （新潟県）	佐渡市地域防災計画　第24節　愛玩動物の保護対策 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの市民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 新潟県では、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護協会等と「動物救済本部」を設置し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 2 飼い主の役割 (1) 愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努める。 (2) 愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 3 市の役割 (1) 市は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。 (2) 避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど市民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 (3) 避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

自治体名	記載状況
富山県	『富山県地域防災計画』 風水害編 第2章　災害時応急対策 第9節　避難活動 第6　飼養動物の保護等 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。 県は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、市町村等 関係機関及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。 1　飼養されていた家庭動物の保護等 (1) 被災地域における動物の保護及び収容 飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村及び獣医師会をはじめ、動物愛護ボランティア団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 (2) 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市町村は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。また、県は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護ボランティア団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 2　危険動物の逸走対策 危険動物が飼養施設から逸走した場合は、県は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。 地震・津波災害編 第3章　地震・津波応急対策 第8節　避難活動 第8　飼養動物の保護等 （内容は風水害編に同じ） 雪害編 第3章　災害時応急対策 第10節　避難活動 第6　飼養動物の保護等 （内容は風水害編に同じ） 『富山県国民保護計画』 第3編　武力攻撃事態等への対処 第4章　警報及び避難の指示等 第2　避難の指示等 3　避難の指示に際しての留意事項 (2) 動物の保護等に関する配慮 県は、国が示した「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」（平成17年環境省自然環境局・農林水産省生産局作成）を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ①危険動物等の逸走対策 ②飼養等されていた家庭動物等の保護等
黒部市 （富山県）	黒部市地域防災計画　第32節　大規模地震対策計画　２１ 避難所の運営　（４）ペット対策 避難所には、多くの住民が避難することから、居住スペースへのペットの持ち込みは禁止する。ただし、盲導犬や介助犬については、別途動物アレルギーの避難者がいないことが確認できれば居住スペースへの同伴を認める。 避難者が避難所へのペットの持込を希望する場合には、施設管理者のアドバイスのもと、居住スペースから離れた場所に飼育場所を設置するよう努力するが、大型動物や危険なペットを連れた避難者については、同伴での入所を断らなければならないことも想定される。 災害時には飼い主にはぐれた動物や不傷動物が多数生じることが予想されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、獣医師会をはじめ動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。
入善町 （富山県）	入善町地域防災計画　第２編　風水害編　第２章　風水害応急対策 第９節　避難活動 ５　飼養動物の保護等 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が想定される。町は飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずる。 （１）　飼養されていた家庭動物の保護及び収容 ア　被災地域における動物の保護等 飼い主の分からない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、県獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て、動物の収容に努める。 イ　避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難した家庭動物の飼養については、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難所での収容を可能とするように努める。また県、動物愛護団体等と協力して、飼い主と共に避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （２）危険動物の逸走対策 危険動物が飼養施設から逸走した場合は、町は、県をはじめ、飼養者、警察その他関係機関と連携して状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。 第１２節　廃棄物等処理・防疫・保健衛生対策 ２　防疫・食品衛生対策 （２）保健衛生指導 （ウ）　飼い犬の管理 町は、犬による人及び家畜への被害発生を防止するため、狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。 （エ）　家庭動物の保護 災害時には、飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生ずることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランテイア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。
朝日町 （富山県）	朝日町地域防災計画 第2編　震災対策　第2章　応急対策 避難所におけるペット対策 飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、町は、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。
魚津市 （富山県）	魚津市地域防災計画　第2編　地震・津波災害対策編　第2章　災害応急対策計画　第27 節　保健衛生 2 保健衛生指導 ⑴ 衛生活動 ア（略） イ（略） ウ 家庭動物の保護 災害時には、避難所に飼い主が動物を連れてくることや飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生じることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 魚津市国民保護計画　第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　３　避難住民の誘導 ⑼ 動物の保護等に関する配慮 　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年８月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
滑川市 （富山県）	滑川市地域防災計画 地震・津波災害対策編　第2章　災害応急対策計画 ２　保健衛生指導 （１）衛生活動 ウ　家庭動物の保護 災害時には、避難所に飼い主が動物を連れてくることや飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生じることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収用に努める。

自治体名	記載状況
舟橋村 （富山県）	舟橋村地域防災計画 6　飼養動物の保護等 ・災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。 ・村は県と連携して、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、防災関係機関及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。 （1）飼養されていた家庭動物の保護等 ア　被災地域における動物の保護及び収容 ・飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、村は県と連携して、富山県獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 イ　避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 ・飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、村は、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 ・また、村は県と連携して、動物愛護団体等と協力し、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （2）危険動物の逸走対策 ・危険動物が飼養施設から逸走した場合は、村は県と連携して、飼養者、上市警察署その他関係機関と連携し、状況の把握に努めるとともに、必要な措置を講ずる。
立山町 （富山県）	立山町地域防災計画(本編) 第10節　避難活動 第5 避難所の開設・運営 2 避難所の管理運営 （7 ）家庭動物等の保護 飼い主の分からない負傷又は逸走状態の家庭動物については、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置する等、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。また、町は、動物の収容所を設置する際に、県の適正な飼養の指導のもと動物愛護ボランティア団体等と協力し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第12節　飲料水・食料・生活必需品等の供給 第3 防疫・保健衛生対策 3　保健衛生指導 （1）衛生活動 エ　家庭動物の保護 災害時には、飼主とはぐれた動物や負傷動物が多数生ずることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 第19節 応急住宅対策 第1 応急仮説住宅の確保 4 応急仮説住宅の管理 応急仮設住宅の管理は、県が本部長（町長）の協力を得て行う。ただし、状況に応じ委任された場合は本部長（町長）が管理する。 　応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
上市町 （富山県）	上市町地域防災計画本編　第2編　震災対策編　第1章　震災予防計画　第6節　防災行動力の向上 (5)飼養動物の保護等 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。 飼育動物による人への危険防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県と連携し、獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。 ①災害地域における動物の保護及び収容 飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県と連携し、獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 ②避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める
高岡市 〈富山県〉	高岡市地域防災計画風水害・土砂災害・火災編　第2章　災害応急対策計画 第13節　ペットの保護対策 　大規模災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。 　市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、動物愛護団体等の関係機関と協力体制を確立する必要がある。 　ペットの飼い主は、飼育をめぐるトラブルが発生しないように、節度ある対応を行う必要がある。 ＜対策の方針（達成目標）＞ 　市は、県及び県獣医師会、動物愛護団体等と協力し、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供並びに活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。また、住民と動物が一緒に避難できる避難施設を設置する。 ペットの飼い主は、避難所の多様な方々との共同生活に考慮し、指定されたルールを守り飼育する。 第1　業務の内容 　市は、被災動物の円滑な救援等を行うため、県、その他関係機関と協力し、次の活動を行う。また、必要に応じ緊急災害時動物救援本部に応援を要請する。 　1　動物の保護 　県、県獣医師会及び動物愛護団体等の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護活動を行う。 2　飼い主探し 　保護された動物の飼い主の捜索及び飼えなくなった動物や飼い主不明動物の新たな飼い主探しのため、県、県獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、情報の収集と提供を行う。 3　避難所及び仮設住宅での動物飼育支援 　　飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 4　県及び関係機関等との連携 　情報共有を図り、円滑な救援活動が行えるよう調整する。 第2　各主体の役割 1　市民（飼い主） 　　ア　避難所に動物アレルギーの人がいる可能性等を考慮した、指定された飼育場所での飼育 　　イ　一時的に飼育困難となった場合の適切な対応（長期にわたる放置の回避） 2　県・市 　　ア　負傷した動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護活動 　　イ　保護した動物の飼い主の捜索、飼い主不明動物に関する情報収集・提供 　　ウ　避難所及び仮設住宅での適正な動物飼育の支援 3　関係機関 　　ア　県及び市と連携した、動物の保護、救援活動の実施 　　イ　県及び市と連携した、情報収集・提供 震災・津波対策編　第2章災害応急対策計画　第15節　ペットの保護対策 風水害・土砂災害・火災編　第2章第13節「ペットの保護対策」に準ずる。 高岡市国民保護計画 第2 避難住民の誘導等　3 避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17 年8 月31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 第9章 保健衛生の確保その他の措置　1 保健衛生の確保 (6) 動物関係対策 飼育者や住民から逸走通報の受付を行い、動物の保護を行う。 また、避難所及び仮設住宅における動物の飼育者への支援を行うとともに、一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行うため、県関係機関、 周辺市町村に協力を要請する。 高岡市避難所運営マニュアル 第2章【業務内容】 1初動期【発災直後～24時間】 （4）避難所の運営準備 ②避難スペースの確保 ・ペット連れの被災者がいる場合、屋外に飼育場所を設けるなど、状況に応じて必要なスペースを設ける。 （5）避難所の運営 ①避難者受け入れ ・犬、猫など動物類を室内に入れることは禁止する。万一のトラブルや、アレルギー体質の方への配慮の必要性などを説明し、様式10「ペット登録台帳」に登録したうえで屋外の所定のペット飼育場所を伝える。 2展開期～安定期【24時間～2週間】 （2）各運営班の業務内容 ⑥救護衛生班　(c)衛生管理 ・ペット持込みの避難者に対応し、飼育ルールの周知や飼育場所の管理を行う。

自治体名	記載状況
射水市 （富山県）	射水市地域防災計画　第2編 地震・津波災害対策編　第2章 災害応急対策計画　第21節 保健衛生 射水市地域防災計画　第3編 風水害対策編　第2章 災害応急対策計画　第21節 保健衛生（平成26年3月） 2　保健衛生指導〔住民衛生班　健康班〕 （1）衛生活動 ウ　飼い犬の管理 市民環境部住民衛生班は、犬による人畜への被害発生を防止するため、狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。 エ　家庭動物の保護 災害時には、飼主とはぐれた動物や負傷動物が多数生ずることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 射水市地域防災計画　第5編 原子力災害対策編　第3章 原子力災害応急対策　第2節 活動体制の確立（平成26年3月） 市民環境部住民衛生班の分掌事務（10）家庭動物等の保護に関すること。 避難所開設・運営マニュアル　第3章 業務細則　7 衛生班の業務細則（平成23年3月） （4）ペット連れの避難者への対応 ①ペットの居住スペースへの持込みを禁止する。 ②衛生班は、ペット連れの避難者に対しては、文案3「ペットの飼育ルール」を説明するか、又はコピーを配布し、管理の徹底を図る。 ③ペットの飼育場所を、施設管理者のアドバイスのもと居住スペースから離れた場所に設置する。 ※　盲導犬はペットではないので、別途動物アレルギー等の避難者がいないことが確認できた場合には、居住スペースへの同伴は認めるものとする。 ④ペット飼育者には、様式11「ペット登録台帳」へ記入してもらい管理する。 ⑤ペットの飼育は、ペットを持ち込んだ避難者自身が行うものとする。 ※　大型動物や危険なペットを連れた避難者は同伴での入所を断らなければならない場合もある。 ⑥衛生班は、災害対策本部からペットを一時的に預かる施設や機関、ボランティア団体の情報等を収集し、適宜ペット連れの避難者へ情報提供を行う。
氷見市 （富山県）	氷見市国民保護計画　3避難住民の誘導（9）動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める ・危険動物等の逸走対策・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 氷見市地域防災計画　　第2編　地震・津波対策編　第2章　災害応急対策計画　第13節　廃棄物処理・防疫・保健衛生　4．保健衛生指導 （1）　衛生活動　ウ　家庭動物の保護　災害時には、避難所に飼い主が動物をつれてくることや、飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生じることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 氷見市地域防災計画　第2編　津波・地震対策編　第2章　災害応急対策計画　第19節　応急住宅対策等　応急仮設住宅の確保 （4）　応急仮設住宅の管理　応急仮設住宅の管理は、県が行い、市がこれに協力する。ただし、市長が委任を受けたときは、市長が実施する。応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 氷見市地域防災計画　第5編　原子力災害対策編　第3章　原子力災害応急対策　第5節　避難等の防護活動　第2　避難、屋内避難等の防護措置　5　家庭動物との同行避難 市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。
砺波市 （富山県）	砺波市地域防災計画　一般災害編　第3章 災害応急対策　第5節 避難計画　第2 避難所の設置・運営 6 避難所の運営・避難所従事者の執務要領 (11) 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずるものとする。
南砺市 （富山県）	南砺市地域防災計画　風水害編　第2章　災害応急対策　　第9節　避難活動　第6　飼養されていた家庭動物の保護等 第6　飼養されていた家庭動物の保護等（住民生活班） 　災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。 　市は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずる。 1　被災地域における動物の保護及び収容 　飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 2　避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養 　飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。 　また、市は、動物の収容所を設置する市町村及び動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 以下についても、「風水害編 第2章 第9節 避難活動 第6飼養されていた家庭動物の保護等」を準用する。 南砺市地域防災計画 雪害編　第2章　雪害応急対策　　第10節　避難活動　第6　飼養動物の保護等 火災編　第2章　火災応急対策　　第10節　避難活動 震災編　第2章　震災応急対策　　第8節　避難活動　第6　飼養されていた家庭動物の保護等 事故災害編　第3章　危険物等災害対策　第2節　危険物等災害応急対策　第7 避難活動
小矢部市 （富山県）	小矢部市地域防災計画　第2編（震災編）　第2章（災害応急対策計画）　第5節（避難の勧告等、避難所の開設等） 18　家庭動物の保護等 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。 市は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 また、飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。 第2編（震災編）　第2章（災害応急対策計画）第21節　防疫・衛生活動及び被災者の心のケアの実施 5　家庭動物・放浪犬等の保護 災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。 市は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、富山県砺波厚生センター及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。 また、飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難所での収容を可能とするよう努める。 第2編（震災編）　第2章（災害応急対策計画）第24節　応急住宅対策等 2　応急仮設住宅の建設 (6)応急仮設住宅の管理 住宅班が管理にあたる。ただし、災害救助法適用後は、県営住宅の管理に準じて県が行い、市はこれに協力する。なお、市長に委任された場合は、市長が実施する。 応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 小矢部市国民保護計画　第3編（武力攻撃事態等への対処）　第4章（警報及び避難の指示等）　第2（避難住民の誘導等）　3（避難住民の誘導） (9) 動物の保護等に関する配慮 　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について （平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産 企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ① 危険動物等の逸走対策 ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 第3編（武力攻撃事態等への対処）　第9章（保健衛生の確保その他の措置）　1（保健衛生の確保） (6) 動物関係対策 　飼育者や住民からの逸走通報の受付を行い、動物保護を行う。 　また、避難所及び仮設住宅における動物の飼育者への支援を行うとともに、一時的に飼えなくなった動物及び迷子動物の一時預かりを行うため、県関係機関、周辺市町村に協力を要請する。

自治体名	記載状況
石川県	石川県地域防災計画 一般災害対策編　第2章　災害予防画　　第2節　県民及び事業者等のとるべき措置　２　県民のとるべき措置 地震災害対策編　第2章　地震災害予防計画　第2節　県民及び事業者等のとるべき措置　２　県民のとるべき措置 津波災害対策編　第2章　津波災害予防計画　第2節　県民及び事業者等のとるべき措置　２　県民のとるべき措置 （1）平素から次の事に留意し、災害時に備えておく。 〇ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 一般災害対策編　第2章　災害予防画　　第12節　避難体制の整備　２(２)指定避難所 地震災害対策編　第2章　地震災害予防計画　第10節　避難体制の整備　２(２)指定避難所 津波災害対策編　第2章　津波災害予防計画　第10節　避難体制の整備　２(２)指定避難所 〇ペット動物の飼育場所等について検討すること。 一般災害対策編　第3章　災害応急対策計画　　第12節 避難誘導　７　避難者の誘導 地震災害対策編　第3章　地震災害応急対策計画　第9節　避難誘導　６　避難者の誘導 津波災害対策編　第3章　津波災害応急対策計画　第9節　避難誘導　６　避難者の誘導 〇県及び市町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 一般災害対策編　第3章　災害応急対策計画　　第29節 防疫、保健衛生活動 地震災害対策編　第3章　地震災害応急対策計画　第27節 防疫、保健衛生活動 津波災害対策編　第3章　津波災害応急対策計画　第27節 防疫、保健衛生活動 〇ペット動物の保護対策 (1) 避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、避難所を設置する市町、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2) ペット動物の保護 県は、市町、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、広域的な観点から市町における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。 〇特定動物の逸走対策 県は、災害発生時には、飼養者に特定動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。 また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、市町、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。
小松市 （石川県）	〇小松市地域防災計画 ・地震災害対策編（第2章　地震災害応急対策計画　第26節　その他の対策　第3　危険動物の疾走対策及びペットの保護） ・津波災害対策編（第2章　津波災害応急対策計画　第26節　その他の対策　第3　危険動物の疾走対策及びペットの保護） ・一般災害対策編（第2章　災害応急対策計画　第29節　その他の災害対策　第3　危険動物の疾走対策及びペットの保護） 〇危険動物の疾走対策及びペットの保護 ・危険動物の疾走対策 危険動物の飼養者は管理責任者として、災害の際に当該危険動物が逸走しないよう、日頃から十分管理するとともに、逸走した場合については、直ちに警察、消防等関係機関に通報を行うとともに速やかな捕獲等に努める。 ・ペットの保護及び管理 住民の飼養するペットについては、保護に努めるとともに、状況に応じ避難場所付近に一括管理できるような設備の確保に努める。
能美市 （石川県）	「能美市国民保護計画」（第3編　武力攻撃事態等への対応－ 第5章　避難等に関する措置－第2節　避難住民の誘導等－3　避難住民の誘導） （9）動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
加賀市 （石川県）	加賀市地域防災計画　一般災害対策編　第3章　災害応急対策計画　第29節　防疫、保健衛生活動 6　ペット動物の保護対策 （1）避難所におけるペット動物の適正な飼育 市は、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （2）ペット動物の保護 県は、市、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護等に努めるとともに、広域的な観点から避難所でのペット動物の飼育状況の把握、資材の提供等について支援を行う。 7　特定動物の逸走対策 県は、災害発生時に飼養者に特定動物の逸走等の有無等について確認するとともに、逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼育者、市、警察その他関係機関、動物愛護団体等と連絡調整を図るなど必要な措置を講ずる。
白山市 （石川県）	〇白山市地域防災計画 ・地震災害対策編（第3章　地震災害応急対策計画　第27節　防疫、保健衛生活動　第6 ペット動物の保護対策、第7　特定動物の逸走対策） ・津波災害対策編（第3章　津波災害応急対策計画　第27節　防疫、保健衛生活動　第6 ペット動物の保護対策、第7　特定動物の逸走対策） ・一般災害対策編（第3章　災害応急対策計画　第30節　防疫、保健衛生活動　第6 ペット動物の保護対策、第7　特定動物の逸走対策） 第6　ペット動物の保護対策 （1）避難所におけるペット動物の適正な飼育 市は、県や動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （2）ペット動物の保護 市は、県や獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。また、広域的な観点から市内における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。 第7 特定動物の逸走対策 市は、災害発生時において県との協力の下、飼養者に特定動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼育者、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を請ずる。
野々市市 （石川県）	野々市市災害予防計画 第14節　市民及び事業者等のとるべき措置 1　市民のとるべき措置 （1）平常時 ケ　ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 第18節　避難体制の整備 1　避難所の指定等 （1）拠点避難所 イ　指定避難所 （キ）ペット動物の飼育場所等について検討すること。 野々市市災害応急対策計画 第9節　避難誘導 5　避難方法 災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 その際、ペット動物はゲージの中に入れ、ペットフード等動物の飼養に必要な物を持ち出し避難すること。 第14節　応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 2　応急仮設住宅の建設（民間賃貸住宅の借上げによる設置を含む）及び運営管理 （5）設置及び運営管理 設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、要配慮者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等にも努める。

自治体名	記載状況
津幡町 （石川県）	津幡町地域防災計画本編　第3章 風水害等応急対策計画　及び　第4章 震災応急対策計画 第14節 衛生・清掃対策　第8 動物の保護、収容 必要に応じて動物収容チームを設置し、放浪動物の保護及び危険動物の収容を行う。 保護・収容した動物については、台帳を作成し公示する。 〇所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。 〇犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。 〇危険な動物から人命を守る必要があるときは、処分を行う。
かほく市 （石川県）	かほく市地域防災計画　第3編　一般災害対策編　第27節　防疫、保健衛生活動　4　ペット動物の保護対策 4　ペット動物の保護対策 （1）避難所におけるペット動物の適正な飼育 市は、県や動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （2）ペット動物の保護 市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 かほく市国民保護計画　第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　3　避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について （平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
内灘町 （石川県）	内灘町地域防災計画 第2編 地震災害対策編　第2章 地震災害応急対策計画　第27節 防疫、保健衛生活動　6 ペット動物の保護対策 第3編 一般災害対策編　第2章 災害応急対策計画　第29節 防疫、保健衛生活動　6 ペット動物の保護対策 第4編 津波災害対策編　第2章 津波災害応急対策計画　第27節 防疫、保健衛生活動　　6 ペット動物の保護対策 （1）避難所におけるペット動物の適正な飼育 県が動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、町は協力する。 ア 飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （2）ペット動物の保護 県が獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して行う次のことに関し、町は協力する。 ア 負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 第2編 地震災害対策編　第2章 地震災害応急対策計画　第30節 住宅の応急対策　2 実施体制 第3編 一般災害対策編　第2章 災害応急対策計画　第32節 住宅の応急対策　2 実施体制 第4編 津波災害対策編　第2章 津波災害応急対策計画　第30節 住宅の応急対策　2 実施体制 （3）応急仮設住宅の建設及び運営管理 応急仮設住宅の建設は、町長が実施するが、災害救助法が適用されたときは知事が実施する。知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。必要戸数の算定にあたっては、被災者予測人数もあらかじめ考慮し、算定する。 また、設置及び運営管理に関しては、安心、安全を確保し、地域コミュニティ形成や心のケアを含めた健康面に配慮するとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見の反映や、必要に応じて仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するほか、災害時要援護者に十分配慮し、優先的入居、高齢者、障害者向け仮設住宅の設置等に努める。 第5編 資料編　第1章 防災関係規定等　8 内灘町避難所運営マニュアル 第2章 避難所の開設（初動時）　2. 避難所の開設　（4）避難所の開設　①避難者の受け入れ ウ. ペットを同伴してきた避難者がいた場合は、補助犬・盲導犬・介助犬以外は原則として、避難所の居住部分では受け入れられないことを説明し、屋外の飼育専用スペースでの飼育を要請する。 第4章 避難所の運営　（8）衛生班の業務　⑥ペット対策 ア. 避難所の居住部分には、原則としてペットの持込みを禁止し、屋外にペットの飼育スペースを設ける。 イ. ペットに係る責任は、原則飼育者にあることを伝え、【様式20】避難所ペット登録台帳（資-23）への登録を依頼する。 ウ. 迷い犬にならないように、首輪に名札を付けてもらうよう促す。 エ. 飼育場所や飼育ルールを掲示し、避難者へ周知徹底を図る。 【参考4】ペットの飼育ルール広報文（案）（資-30） オ. ペットの救援活動情報を収集し、飼育者へ提供する。 カ. 身体障害者補助犬法に基づく「身体障害者補助犬」（盲導犬、聴導犬、介助犬）については同伴・使用を認める。
七尾市 （石川県）	七尾市地域防災計画　第3編　一般災害対策編　第29節 防疫、保健衛生活動　8 ペット動物の保護対策 七尾市地域防災計画　第4編　地震災害対策編　第27節 防疫、保健衛生活動　7 ペット動物の保護対策 七尾市地域防災計画　第5編　津波災害対策編　第27節 防疫、保健衛生活動　7 ペット動物の保護対策 （1）　避難所におけるペット動物の適正な飼育 市は、県、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （2）　ペット動物の保護 市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、県は、広域的な観点から市における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。 七尾市国民保護計画　第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　第2　避難住民の誘導等　3 避難住民の誘導　(9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について （平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
中能登町 （石川県）	中能登町地域防災計画　一般災害対策編 第4章　災害応急対策計画　第20節　防疫、保健衛生活動 地震災害対策編第3章　地震災害応急対策計画　第23節　防疫、保健衛生活動 雪害対策編第3章　雪害応急対策計画　第19節　防疫、保健衛生活動 6.ペット動物の保護対策 （1）避難所におけるペット動物の適正な飼育 町は、県及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （2）ペット動物の保護 町は、県及び獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。
羽咋市 （石川県）	羽咋市地域防災計画　第2編　一般災害対策編 第2章　災害応急対策計画　第27節　防疫、保険衛生活動 4　ペット動物の保護対策 （1）避難所におけるペット動物の適正な飼育。 市は、動物愛護ボランティア等と協力して、飼育者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼育者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （2）ペットの保護 市は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いペット動物の保護、その他必要な措置を講じる。 また、広域的な観点から市における避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。
宝達志水町 （石川県）	宝達志水町地域防災計画　第2編　一般災害対策編　第2章　災害応急対策計画　第27　節防疫、保健衛生活動、健康管理活動(第3編　地震災害対策編　第2章　地震災害応急対策計画、第4編　津波災害対策編　第2　章津波災害応急対策計画も同じ) 4　ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 町は、避難所を設置したときは、県、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護 町は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 5　特定動物の逸走対策 町は、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、県、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。

自治体名	記載状況
志賀町 （石川県）	・志賀町地域防災計画　一般災害対応編　第29節 防疫、保健衛生活動　5 ペット動物の保護対策 ・　　〃　　地震災害対策編　第27節　　〃　　〃 ・　　〃　　津波災害対策編　第27節　　〃　　〃 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 県は、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努め、町はこれに協力する。 (2)ペット動物の保護 県は、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講じ、町はこれに協力する。
輪島市 （石川県）	輪島市地域防災計画　一般災害対策編　第3章　一般災害応急対策計画　第28節　防疫、保健衛生活動 輪島市地域防災計画　地震災害対策編　第3章　地震災害応急対策計画　第27節　防疫、保健衛生活動 輪島市地域防災計画　津波災害対策編　第3章　津波災害応急対策計画　第27節　防疫、保健衛生活動 6　ペット動物の保護対策 (1)避難所におけるペット動物の適正な飼育 市は、避難所における同行したペット動物の飼育に関し、県及び動物愛護ボランティア等と協力して飼養者に適切な飼育の指導を行い、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。 (2)ペット動物の保護 市は、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 また、県から避難所におけるペット動物の飼育に関し、必要な資材の提供等の支援を受ける。 7　特定動物の逸脱対策 特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するために、飼養者、警察その他関係機関、動物関係団体等と連絡調整を図るとともに、必要な措置を講ずる。
穴水町 （石川県）	〈穴水町地域防災計画〉 第3部 災害対応計画　第2章 風水害・土砂災害に係る災害対応計画　第2節 発災時における災害応急対策活動　第16 防疫・保健衛生 3　ペット動物の保護対策 （1）避難所におけるペット動物の適正な飼育 町は、県と動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同伴したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （2）ペット動物の保護 町は、県と獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。
能登町 （石川県）	能登町地域防災計画 一般災害対策編　第2章（災害予防計画） 地震災害対策編　第2章（地震災害予防計画） 津波災害対策編　第2章（津波災害予防計画） 第2節（町民及び事業者等のとるべき措置）　2（町民のとるべき措置） （1）平素から次のことに留意して災害時に備えておく。 　　平常時の心得 　　ペット動物との同行避難や避難所での飼養について準備する。 第9節（避難体制の整備）　2（指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の指定等） （2）指定避難所 【一部抜粋】ケ　ペット動物の飼育場所等について検討すること。 一般災害対策編　第3章（災害応急対策計画） 地震災害対策編　第3章（地震災害応急対策計画） 津波災害対策編　第3章（津波災害応急対策計画） 第10節（避難誘導）　5（地域ごとの避難の方法） 【一部抜粋】町は、災害の実態に応じて、飼養者によるペット動物との同行避難を呼びかける。 第28節（防疫・保健衛生活動）　8（ペット動物の保護対策） （1）避難所におけるペット動物の適正な飼育 【一部抜粋】ア　飼育者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
珠洲市 （石川県）	珠洲市地域防災計画 　第2章　災害応急対策計画 　　第29節　防疫、保険衛生活動 　　1　基本方針　災害時においては、水道の断水、家屋の浸水、停電による冷蔵食品の腐敗などにより、感染症が多発するおそれがある。 　　このため、感染症や食中毒の発生予防のために必要な、被災家屋、避難所などの消毒の実施、生活環境衛生及び食品衛生の確保を図るとともに、感染症のまん延を防止するため、各種の検査、予防措置を適格かつ迅速に行う。 　　6　ペット動物の保護対策 　　（1）　避難所におけるペット動物の適正な飼育 　　市は、動物愛護ボランティア等と協力して、飼養者に同行したペット動物の飼育に関し、飼養者に適正飼育の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 　　（2）　ペット動物の保護 　　市は、県、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力して、負傷又は放し飼いのペット動物の保護、その他必要な措置を講ずる。 　　また、避難所でのペット動物の飼育状況を把握し、資材の提供等について支援を行う。
福井県	福井県地域防災計画本編　第3章　災害応急対策計画　第8節　避難計画　第9　被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は市町、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県は、避難所を設置する市町に協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。 震災対策編　第3章 第26節 住宅応急対策計画　第4 応急仮設住宅の運営管理 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 原子力災害対策編　第3章　第5節　第6　避難所等 (3)また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8)必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
敦賀市 （福井県）	敦賀市地域防災計画（一般災害対策編）　第3章　災害応急対策計画　第9節　避難計画　第11 被災地域における動物の保護体制 敦賀市地域防災計画（津波災害対策編　）第3章　災害応急対策計画　第9節　避難計画　第11 被災地域における動物の保護体制 敦賀市地域防災計画（地震災害対策編　）第3章　災害応急対策計画　第9節　避難計画　第11 被災地域における動物の保護体制 （内容同じ） 被災者が避難所に動物（ペット）を同行して避難した場合は、避難班は施設管理者と協議して屋外等に動物飼育場所を設置できるように努める。 ただし、動物の飼い主は避難所内の他の被災者とトラブルにならないよう十分に注意して責任を持って管理するようにする。 なお、大型動物及び危険動物の場合は、避難所への同行を断ることとする。 また、県と協力して避難した動物の適正な飼育・保管及び動物由来の感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
小浜市 （福井県）	小浜市地域防災計画（原子力対策災害編）　第3章　緊急事態応急対策　第5節　第2　避難等の防護対策の実施について (4)　小浜市は災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 小浜市地域防災計画（原子力対策災害編）第3章　緊急事態応急対策　第5節　第6　避難所等 (3)　小浜市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。 そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

自治体名	記載状況
大野市 （福井県）	地域防災計画（一般災害応急対策計画） 第6章　第8節　第10　被災地域における動物の保護等 地域防災計画（地震災害応急対策計画） 第6章　第8節　第10　被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力して、これら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第6章　第22節　第5　応急仮設住宅の運営管理 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。
勝山市 （福井県）	地域防災計画（一般対策編） 第3章　第6節　第13　被災地域における動物の保護等 地域防災計画（震災対策編） 第3章　第8節　第12　被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県と協力してこれら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は、県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。
鯖江市 （福井県）	鯖江市地域防災計画 （一般対策編） 第3章　第2(7) 市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 鯖江市地域防災計画 （一般対策編） 第3章　第7節　第12　被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県は、避難所を設置する市に協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。
あわら市 （福井県）	あわら市地域防災計画　第2編　一般対策編　第2章　災害応急対策計画　第7節　避難計画　第9　被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第2編　第2章　第14節　応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画　第6　応急仮設住宅の運営管理 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
越前市 （福井県）	越前市地域防災計画　第4章 災害応急対策計画　第3項　緊急活動　第1節 避難計画 （5）被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難場所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は、県と連携し避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。
坂井市 （福井県）	坂井市地域防災計画　第1編　一般対策編　第3章　災害応急対策計画　第7　被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、市は県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。 第1編　第3章　第14節　応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画　第2　応急仮設住宅の供与　3　応急仮設住宅の運営管理 また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
永平寺町 （福井県）	永平寺町地域防災計画　本編　3.5.3避難計画　5）被災地域における動物の保護 災害時における動物の適正な飼育・保管を飼い主に求め、被災者が避難所に動物と同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、本町は県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。 本町は、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 ⑤応急仮設住宅の運営管理 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
南越前町 （福井県）	南越前町地域防災計画　本編　第3章　第11節　（3）避難所運営に当たっての留意点⑤ペット対策 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第12　被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物または迷走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県および町、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これらの動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、町は県の協力を得て、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うとともに、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。
越前町 （福井県）	越前町地域防災計画　第2編　災害予防計画　第2章　災害に備えた防災体制の強化　第6節　避難収容体制の確立　第3　避難所の選定整備 必要に応じて家庭動物の受入れ設備についても配慮する。 第3編　一般災害対策計画　第2章　災害発生後の活動　第13節　避難所の開設・運営計画　第4　被災地域における家庭動物の保護等 第4編　震災対策計画　第2章　応急対応期の活動　第2節　避難所の開設・運営計画　第4　被災地域における家庭動物の保護等 動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、保健衛生班は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これらの動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力し、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第5編　原子力災害対策計画　第1章　初動期の応急活動　第7節　屋内退避、避難等の防護活動計画　第5避難所　（1）生活環境対策の実施 さらに、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 （6）応急仮設住宅の建設 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
美浜町 （福井県）	美浜町地域防災計画（一般災害対策計画）第2章　災害予防計画　第18節　避難対策計画　第6　避難所運営体制の整備（総務班） 必要に応じて家庭動物の受け入れに配慮する。 第3章　第10節　避難所の開設・管理計画　（9）愛玩動物への対応 愛玩動物を飼っている避難者にとって愛玩動物は、家族と同様であるが、他の避難者にとっては迷惑となる可能性が高い。そのため、可能な場合、愛玩動物の受け入れ可能な避難場所を設定する等、愛玩動物への対応に努める。
高浜町 （福井県）	高浜町地域防災計画（一般災害対策計画編） 第2章　災害予防計画　第14節　防災関係施設設備、資機材、物資整備等計画　第3　避難場所等の整備 さらに、避難者とともに避難すると考えられる家庭動物等の飼育スペース等の確保についても検討する。 第3章　災害応急対策計画　第9　被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 又、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、避難した動物の適正な飼養・保管を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第3章　第10　避難所の管理及び運営　8　応急仮設住宅の運営管理 又、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

自治体名	記載状況
おおい町 （福井県）	おおい町地域防災計画　本編 第3編　一般災害応急対策　第2章　災害発生後の活動 6　被災地域における動物の保護等 　動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は県、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護。収容等を行う。 　又、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第4編　地震災害緊急対策　第3章　応急復旧期の活動 6　被災地域における動物の保護等 　動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は県、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護。収容等を行う。 　又、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 第5編　津波災害応急対策　第3章　応急復旧期の活動 6　被災地域における動物の保護等 　動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるものとするが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は県、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護。収容等を行う。 　又、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、県と協力して、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
若狭町 （福井県）	地域防災計画　第3編　一般災害対策計画　第1章　第7節　避難計画　第10　被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者又は占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物又は逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は県、獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これら動物の保護・収容等を行う。 また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、町は県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管および動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。 第3編　一般災害対策計画　第2章　第13節　避難所の開設・運営計画　第3 避難所の管理・運営の留意点（5）ペット対策 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
山梨県	○山梨県地域防災計画 第2編　一般災害編　第3章　災害応急対策　第11節　避難、救援対策 1　避難対策　(3)市町村の避難計画　オ　避難所の運営 「（中略）また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。」 12　被災動物等救護対策 「県、市町村及び動物愛護団体は、協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。」 （1）避難所における飼育動物の適正管理 （2）飼料等の調達及び配布 （3）動物に関する相談の実施 （4）放浪または飼育困難な動物の収容・一時保管 （5）動物収容施設の設置　等 ○山梨県国民保護計画 第3編武力攻撃事態等への対処　第2章県対策本部の設置等 1　県対策本部の設置 カ「県対策本部に、部及び班を置き、各部の長は、本部員をもって充てる。各部の文章事務は別表１のとおりとする。」 別表1福祉保健部「被災時における動物愛護に関すること」 第3編武力攻撃事態等への対処　第4章警報及び避難の指示等　第2　避難の指示等 2　避難の指示　（1）住民に対する避難の指示 カ（中略）避難の指示に際しては、次の事項に関して調整を行う。 （ｸ)動物の保護等に関する配慮 「県は、危険動物の逸走の有無や放置された家庭動物の状況を把握し、関係機関と連携して必要な措置を講ずるものとする。」
甲斐市 （山梨県）	甲斐市防災計画　一般災害編　第3章　災害応急対策計画　第１８節　防疫計画　第４　被災動物等救護対策 　市は、県及び動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。 1　動物収容施設の設置 2　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 3　飼料の調達及び配布 4　動物に関する相談の実施 5　動物伝染病等のまん延防止措置 6　避難所における飼育動物の適正管理　等
中央市 （山梨県）	中央市防災計画　一般災害編　第3章 災害応急対策計画　第16節 避難計画　第14 被災動物等の救護対策 　市は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施するものとする。 1　動物収容施設の設置 2　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 3　飼料の調達及び配布 4　動物に関する相談の実施 5　動物伝染病等のまん延防止措置 6　集団避難場所における飼育動物の適正管理　等
昭和町 （山梨県）	昭和町地域防災消え各　地震編第2章　災害応急計画　第10節避難対策計画　第4避難所の運営　３避難者等の把握　（３）ペット同行避難への対応 ペット同行避難をする場合には、所有者がケージ、餌その他飼養に必要な物品を持参して避難することを前提とする。 避難所では、避難所内へのペットの持ち込みは禁止し、敷地内に飼育スペースを指定する。 ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 ※　（公社）山梨県獣医師会と「災害時動物救護協定」を平成29年11月締結済み。
韮崎市 （山梨県）	・韮崎市地域防災計画　第1部　第2章　第23節　第4　被災動物（ペット）等救護対策 　市及び動物愛護団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物（ペット）等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。 1　動物(ペット）収容施設の設置 2　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 3　飼料の調達及び配布 4　動物（ペット）に関する相談の実施 5　動物（ペット）伝染病等のまん延防止措置 6　集団避難場所における飼育動物（ペット）の適正管理等

自治体名	記載状況
南アルプス市 （山梨県）	南アルプス市地域防災計画 共通対策編 （第3章　災害応急対策計画） 第１５節　避難対策計画 第７　被災動物等の救護対策 　市は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施するものとする。 １　動物収容施設の設置 ２　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 ３　飼料の調達及び配布 ４　動物に関する相談の実施 ５　動物伝染病等のまん延防止措置 ６　集団避難場所における飼育動物の適正管理　等 第１２　ペットの救護対策 　災害時における、動物愛護の観点及び放浪動物による人への危害防止、生活環境保全の観点からペットの救護対策については、次を基本とし、細部についてはガイドラインによる。 １　ペットの同行避難 　災害時、可能な限りペットの同行避難に努め、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースを確保する。 ２　避難所での飼育管理 　避難所で飼育する場合は、飼い主が責任を持ってペットの安全と健康を守る等、世話をするとともに、他の避難者への迷惑にならないよう特別な配慮に努める。 ３　飼い主が行うべき対策 平常時からしつけや健康管理、ペットが迷子にならない対策（マイクロチップ等による所有者明示）、及びペット用の避難用具や備蓄品を確保し、災害時は避難所等におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理に努める。 ４　その他 　犬、猫、小鳥、小型のげっ歯類等の一般的なペット以外の動物は、避難所での受入れが難しい場合もあり、状況によっては、同行避難が難しい事態も考えられるので、万一のときの預かり先を確保しておくことも大切である。
北杜市 （山梨県）	北杜市地域防災計画 一般災害編 第3章　災害応急対策計画 第21節　防疫計画 第4　被災動物等救護対策 　市は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。 1　動物収容施設の設置 2　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 3　飼料の調達及び配布 4　動物に関する相談の実施 5　動物伝染病等のまん延防止措置 6　避難所における飼育動物の適正管理等
笛吹市 （山梨県）	●笛吹市地域防災計画　一般災害編　第3章（災害応急対策計画）第16節（避難対策計画） 　災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民に危険が急迫している場合には、直ちに避難のための立退きを勧告・指示し、地域住民の生命又は身体を災害から保護するものとする。 　また、災害の状況等により、帰宅困難者等の保護、被災動物等の救護を行うものとする。 ●笛吹市地域防災計画　一般災害編　第3章（災害応急対策計画）第16節（避難対策計画）第4（避難所の開設及び運営）2（避難所の管理運営）ウ 　避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保・保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯 等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 さらに、協定に基づき畳の提供を受ける。 ●笛吹市地域防災計画　一般災害編　第3章（災害応急対策計画）第16節（避難対策計画）第10（災害時のペット対策） 　住民部環境班は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時におけるペットに対して次の項目について体制を整備するものとする。 1　避難所における飼育動物の適正管理 2　飼料等の調達及び配付 3　動物に関する相談の実施 4　動物伝染病等のまん延防止措置 5　動物収容施設の確保等 ●笛吹市国民保護計画　第3編（武力攻撃事態等への対処）第4章（警報及び避難の指示等）第2（避難住民の誘導等）3（避難住民の誘導） (10) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
甲州市 （山梨県）	・甲州市防災計画　一般災害編　第3章　災害応急対策計画 第7　避難所の開設及び運営 (3) 避難所の管理運営の留意事項等 ウ 避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保・保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、選択等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第14 被災動物等救護対策 大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、峡東保健福祉事務所等関係機関や愛護者団体等関係団体との協力体制を要請する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、峡東保健福祉事務所、愛護者団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。
市川三郷町 （山梨県）	・市川三郷町地域防災計画　一般災害編　第3章　災害応急対策計画　第26節　救出計画　第5　被災動物（ペット）等救護対策 　町及び動物愛護団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物（ペット）等に対して救護体制を整備し、地祇の対策を実施する。 1　動物（ペット）収容施設の設置 2　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 3　飼料の調達及び配布 4　動物（ペット）に関する相談 5　動物（ペット）伝染病等のまん延防止措置 6　集団避難場所における飼育動物（ペット）の適正管理等
早川町 （山梨県）	・早川町地域防災計画　第2編　一般災害編　第3章　災害応急対策計画　第11節　医療・防疫計画　第2　防疫対策　7　被災動物等援護対策 　県、動物愛護団体及びボランティアと協力し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。 （2）被災動物等援護対策 　①1動物収容施設の設置 　②放浪又は飼育困難な動物の一時保管 　③避難所における飼育動物の適正管理 　④その他動物に関する相談の実施
西桂町 （山梨県）	・西桂町地域防災計画　一般災害偏　第2章　第１３節　非難体制の整備　第3ペット同行避難の体制整備 これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきているが、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーを含む多くの避難者が共同生活を送るため、町は、災害時におけるペット同行避難のための体制を整備する。 1　ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発 （1）住まいの防災対策 （2）ペットのしつけと健康管理 （3）ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示） （4）ペット用の避難用品や備蓄品の確保 （5）避難所や避難経路等の準備 2　町の対策 （1）ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発 （2）ペットの同行避難も含めた避難訓練 （3）避難所、仮設住宅におけるペットの受入、飼育に係る検討

自治体名	記載状況
山中湖村 （山梨県）	山中湖村地域防災計画 第３ ペット同行避難の体制整備 これまでの大規模災害経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきているが、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、村は、災害時におけるペットの動向避難のための体制を整備する。 １　ペットとの動向避難を進めるための飼い主への啓発 （1）住まいの防災対策 （2）ペットのしつけと健康管理 （3）ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示） （4）ペット用の避難用品や備蓄品の確保 （5）避難所や避難ルートの確認等の準備 ２　村の対策 （1）ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発 （2）ペットの動向避難も含めた避難訓練 （3）避難所、仮設住宅におけるペットの受け入れ場所の確保、飼育に係る検討
富士河口湖町 （山梨県）	富士河口湖町地域防災計画　第2編　14節　12　ペット同行避難の体制整備 　これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきています。しかし、同行避難のためには、飼い主の日頃からの心構えと備えについて具体的な検討が急務であり、飼い主とペットは共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、町は災害時におけるペットの同行避難の体制の整備をします。 （1）ペットとの同行避難を勧めるための飼い主への啓発 ①住まいの防災対策 ②ペットのしつけと健康管理 ③ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示） ④ペット用の避難用具や備蓄品の確保 ⑤避難所や避難ルートの確認等の準備 ⑥避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理 （2）町が行う対策 ①ペットの適切な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発 ②ペットとの同行避難を含めた避難訓練 ③避難所、仮設住宅等におけるペットの受け入れ、飼育に係る検討
鳴沢村 （山梨県）	鳴沢村地域防災計画 一般災害編 第3章　災害応急対策計画 第16節　避難対策計画 第11　被災動物等の救護対策 村は、県、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施するものとする。 1 動物収容施設の設置 2 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 3 飼料の調達及び配布 4 動物に関する相談の実施 5 動物伝染病等のまん延防止措置 6 集団避難場所における飼育動物の適正管理 等
道志村 （山梨県）	・道志村地域防災計画　風水害等編　第2章　災害応急対策計画　第9節　避難対策　第6　避難補の開設及び運営　2　避難所の管理運営　(4)ペット同伴対策 　ペット同伴の避難者には、ケージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止とし、問題が生じた場合は、関係機関にペット対策を要請する。ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。 ・道志村地域防災計画　風水害等編　第2章　災害応急対策計画　第11節　防疫対策　第4　被災動物（ペット）等救護対策 　村及び動物愛護団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物（ペット）等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。 1　動物（ペット）収容施設の設置 2　放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 3　飼料の調達及び配布 4　動物（ペット）に関する相談の実施 5　動物（ペット）伝染病等のまん延防止措置 6　集団避難場所における飼育動物（ペット）の適正管理等
都留市 （山梨県）	・都留市国民保護計画 第３編　武力攻撃事態等への対処 　第４章　警報及び避難の指示等 　第１　警報の伝達等 ３　避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
上野原市 （山梨県）	上野原市地域防災計画　地震編　第2章　第8節　避難対策　第3　避難所の開設、運営 4　避難所の運営 （3）ペット同伴者対策 　市（避難班）は、ペット同伴の避難者には、ケージ等を持参するよう求め、避難所敷地内に飼育スペースを指定する。動物が苦手な避難者に配慮して、避難所屋内へのペットの持ち込みは禁止し、問題が生じた場合は生活班を通じて、関係機関にペット対策を要請する。 　ただし、介助犬は介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を呼びかける。
小菅村 （山梨県）	小菅村地域防災計画 第2編　一般災害編 第2章　災害応急対策 第15節　医療及び防疫計画 4 被災動物（ペット）等救護対策 村及び動物愛護団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物（ペット）等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。 (1) 動物収容施設の設置 (2) 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管 (3) 飼料の調達及び配布 (4) 動物（ペット）に関する相談の実施 (5) 動物（ペット）伝染病等のまん延防止措置 (6) 集団避難場所における飼育動物（ペット）の適正管理等
丹波山村 （山梨県）	丹波山村地域防災計画　第4章　災害応急対策計画　第16節　避難対策　第10被災動物等救護対策 　大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 　村は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、富士・東部保健福祉事務所等関係機関や動物愛護団体等関係団体との協力体制を要請する。 1　被災地域における動物の保護 　飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、村は、富士・東部保健福祉事務所、愛護団体等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。 2　避難所における動物の適正な飼育 　村は、避難所を設置した場合、富士・東部保健福祉事務所及び関係機関と協力し、飼い主と共に避難した動物の受入の可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。 （1）各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。村内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村への協力要請を行う。 （2）動物を一時的に預かってくれる村内外の家庭のあっせん、保護施設への受け入れ及び譲渡等の調整を行う （3）動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める （4）動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める

自治体名	記載状況
長野県	長野県地域防災計画　風水害対策編　第3章　災害応対策計画　第37節　飼養動物の保護対策 第1　基本方針 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第2　主な活動 被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所におけるペットの適正な飼育を行う。 第3　活動の内容 1　基本方針 大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。 また、飼い主がペットと同行避難することを想定し、適正な飼育環境を確保する。 2　実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) 県は市町村が行う被災地における飼養動物の取り扱いに関し、現地の状況に応じ指導を行うものとする。（健康福祉部） (イ) 県は、被災市町村長から逸走犬等の保護・収容・救護に関する応援要請等があった場合は、人員の派遣、資機材のあっせん等所要の措置を講ずる。（健康福祉部、農政部、警察本部） (ウ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、市町村、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。（健康福祉部、農政部） (エ) 県は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、飼い主とともに避難した動物の飼育について被災市町村から応援要請等があった場合は、関係団体と連携し、適正な動物飼養に関する相談等を行う。（健康福祉部・農政部） (オ) 県は状況に応じて「災害時における愛護動物の救護活動に関する協定」に基づく災害時被災動物救護本部を設置する。（健康福祉部） イ【市町村が実施する対策】 (ア) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 (イ) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。 (ウ)ペットと同行避難について適切な体制整備に努める。 ウ【飼養動物の飼い主が実施する対策】 (ア) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 (イ) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。
岐阜県	岐阜県地域防災計画 〇一般対策計画　第3章　災害応急対策　第31節　愛玩動物等の救援 方針　災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2　実施責任者　県・市町村 3　実施内容 （1）被災地域における動物の保護　県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 （2）動物の適正な飼養体制の確保　市町村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 （3）　特定動物の逸走対策　特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市町村その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。 〇地震対策計画　　第3章　地震災害応急対策　　第28節　愛玩動物等の救援 1　方針　　地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2　実施責任者　　県・市町村 3　実施内容 （1）被災地域における動物の保護　　県は、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 （2）動物の適正な飼養体制の確保　　市町村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 （3）特定動物の逸走対策　　特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市町村その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
各務原市 （岐阜県）	各務原市地域防災計画 第2章：救護・救助活動に関する事項　　第8節：災害時における「環境・衛生」対策　　第5：防疫・保健衛生対策　　4：その他保健衛生対策 (4) 愛玩動物等の救援 　災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県健康福祉部（岐阜保健所）及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。なお、内容はおおむね以下をめやすとして行う。 ア　被災地域における動物の保護 　県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等が行う飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等への協力 イ　動物の適正な飼養体制の確保 　飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設用地を、避難所の隣接地に確保するための努力 　県及び関係団体等が行う飼い主とともに避難した愛玩動物の適正飼養の指導や、動物の愛護及び生活環境の保全への協力 ウ　特定動物の逸走対策 　特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる エ　その他動物に関する相談の受付 各務原市国民保護計画 第3編　武力攻撃事態等への対処 第4章　警報および避難の指示等 2　避難住民の誘導等 ⑶避難住民の誘導（国民保護法第62条～第71条関係） ⑩動物の保護等に関する配慮 　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
羽島市 （岐阜県）	羽島市地域防災計画（一般対策計画・第3章・災害応急対策）　第28節愛玩動物等の救援 【方針】 　災害発生時には、飼い主不明または負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 　このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 【実施担当部】 環境部 【実施内容】 1　被災地域における動物の保護 　市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明または負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 2　動物の適正な飼養体制の確保 　市は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。 　また、市は、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 3　特定動物の逸走対策 　特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
岐南町 （岐阜県）	岐南町地域防災計画　第3章　災害応急対策 第31節　愛玩動物等の救援 1　方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2　実施内容 ⑴　被災地域における動物の保護 町は、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 ⑵　動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 ⑶　特定動物の逸走対策 特定動物(熊、鰐等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、県へ通報するとともに、飼養者、その他関係機関と連携し、必要な措置を講じる。

自治体名	記載状況
笠松町 （岐阜県）	笠松町地域防災計画 第９節　愛玩動物等の救援 地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 １　実施内容 （1）被災地域における動物の保護 町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 （2）動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるとともに、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 （3）特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
本巣市 （岐阜県）	本巣市地域防災計画　第2部　一般対策編　第2章　災害応急対策　第3項　民生安定活動　第6節　保健衛生対策 Ⅳ　愛玩動物等の救護　愛玩動物等の保護、適正な飼育体制の確保、特定動物の逸走対策を行う。 団体等 ・　獣医師会及び動物愛護ボランティア等は市と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。 行政 ・　逸走した動物による人への危険防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 ・　市は、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。 ・　動物の適正な飼育体制を確保する。 １）　愛玩動物同伴可能な避難所の設置について 市は、各避難所を設置するにあたり、　愛玩動物同伴可能な避難所の設置に努める。 ２）　避難所での愛玩動物の把握について 市内の各避難所において、飼い主と伴に避難してきた愛玩動物を把握し、飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう努める。 ３）　避難所での飼育について 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。 ４）　特定動物（猛獣、ハ虫類等の動物）について 同伴での避難所生活は困難であることから、避難所以外の飼育施設に収容する。 ・　特定動物が飼育施設から逸走した場合に市は、県、飼育者その他関係機関と連携し、必要な措置を講じる。
瑞穂市 （岐阜県）	瑞穂市地域防災計画 一般対策編 第3章 災害応急対策 第12 節 愛玩動物等の救護 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数発生すると同時に、多くの被災者が、愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。そのため、逸走した動物による人への危険防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 1 被災地域における動物の保護 市は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。 市は、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 2 動物の適正な飼養体制の確保 市は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。また避難所を設置する関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 3 特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
北方町 （岐阜県）	北方町地域防災計画 一般対策計画 第30節愛玩動物等の救援 災害時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）等が多数発生すると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。そのため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 1被災地域における動物の保護 町は動物の保護に関し、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。 2動物の適正な飼育体制の確保 ⑴愛玩動物同伴可能な避難所の設置 町は、避難所を設置するに当たり、テント等を備蓄し、愛玩動物同伴可能な避難所の設置に努める。 ⑵避難所での愛玩動物の把握 町内の避難所において、飼い主と伴に避難してきた愛玩動物を把握し、避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう努める。 ⑶避難所等での飼育について 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。 ⑷特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）について 同伴で避難所生活は困難であることを説明し、避難所以外の飼育施設に収容する。 3特定動物の逸走対策 特定動物が飼育施設から逸走した場合に町は、県、飼育者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
山県市 （岐阜県）	山県市地域防災計画　第３章　弟９節　愛玩動物等の救援 　災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくれることが予想される。 　このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援を行う。 １　被災地域における動物の保護 　　市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等が行う飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護に協力する。 ２　動物の適正な飼養体制の確保 　　市は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設の用地を避難所の隣接地に確保するよう努める。 　　市は、県及び関係団体等が行う飼い主とともに避難した愛玩動物の適正飼養の指導や、動物の愛護及び生活環境の保全に協力する。 ３　特定動物の逸走対策 　　特定動物（クマ、わに等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
大垣市 （岐阜県）	〇大垣市地域防災計画　　第2編 風水害・土砂災害対策　第1章 風水害・土砂災害応急対策 第29節 愛玩動物等の救援 1 方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数発生すると同時に、多くの被災者が、愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。そのため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるとともに、飼い主への必要な支援等を行う。 2 実施担当部 生活環境部 3 実施内容 (1) 被災地域における動物の保護 環境衛生班は動物の保護に関し、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。 (2) 動物の適正な飼育体制の確保 環境衛生班及び避難所派遣職員は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、施設管理者及び避難所運営委員会と連携し、収容施設を設置するなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3) 特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼育施設から逸走した場合に環境衛生班は、県、飼育者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
養老町 （岐阜県）	養老町地域防災計画　第２編　一般対策編　第２章　災害応急対策計画　第２７節　愛玩動物等の救援 1．被災地域における動物の保護 町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 2．動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。また、県及び関係団体等の協力を得て、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 3．特定動物の逸走対策 町は、特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。

自治体名	記載状況
垂井町 （岐阜県）	垂井町地域防災計画　一般対策計画　第3章　災害応急対策　第6節　第15項　愛玩動物等の救援 1 計画の方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、町及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行うものとする。 2 実施内容 町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。 ⑴ 被災地域における動物の保護 町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行うものとする。 ⑵ 動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。県は、避難所を設置する町及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努めるものとする。
関ケ原町 （岐阜県）	関ヶ原町防災計画　第27節　愛玩動物等の救援 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に危難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 1　被災地域における動物の保護 町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 2　動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。 また、県及び関係団体等の協力を得て、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 3　特定動物の逸走対策 町は、特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。
神戸町 （岐阜県）	神戸町地域防災計画 風水害・土砂災害等対策編　第3章第28節、地震対策編　第3章第29節　愛玩動物等の救援 ≪方針≫ 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、町は関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 ≪実施内容≫ 1　県への協力 町は、県が実施する被災地域における動物の保護、特定動物の逸走対策に協力する。 2　動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。
安八町 （岐阜県）	安八町防災計画 1. 計画の方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物(一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物)等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2 .被災地域における動物の保護 県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 3. 動物の適正な飼養体制の確保 飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 4. 防疫措置の指示命令等 特定動物(クマ、ワニ等の危険な動物)が飼養施設から逸走した場合、町は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
輪之内町 （岐阜県）	輪之内町国民保護計画　第4章 警報及び避難の指示等 2 避難住民の誘導等 ⑶ 避難住民の誘導（国民保護法第62条～第71条関係） ⑨ 動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 輪之内町地域防災計画【一般対策編】 第16節 愛玩動物の救援 1 計画の方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2 被災地域における動物の保護 町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 3 動物の適正な飼養体制の確保 飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 県は、避難所を設置する市町村及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。
池田町 （岐阜県）	池田町地域防災計画　第3章　災害応急対策 第13節 8. 動物対策 　町は保健所、動物愛護センターと協力し、飼い主の被災により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、獣医師及びボランティア等との連帯により、これらの動物を救助及び保護する。 また、危険動物が施設から逃亡した場合は、飼養者、警察官その他関係機関との連帯のもとに状況を把握し、必要な措置を講ずる。
揖斐川町 （岐阜県）	揖斐川町地域防災計画　第2編　一般対策編ー第2章　災害応急対策計画 第30節 愛玩動物等の救援 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 1　被災地域における動物の保護 町は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 2　動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。また、県及び関係団体等の協力を得て、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 3　特定動物の逸走対策 町は、特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。 揖斐川町地域防災計画　第3編地震対策編ー第2章地震 災害応急対策計画 第31節 愛玩動物等の救援 地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 具体的な対策については、第2編第2章第30節「愛玩動物等の救援」に準ずる。

自治体名	記載状況
大野町 （岐阜県）	大野町地域防災計画　災害対応マニュアル編 M3-10-15　愛玩動物対策 〈業務内容〉 獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主不明または負傷した愛玩動物を保護・収容・救助する。 避難所の隣接地に、愛玩動物の収容施設を設置する。 避難している愛玩動物について、適正な飼養を指導する。 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から脱走した場合、人への危害防止等必要な措置を講ずる。
関市 （岐阜県）	関市地域防災計画　災害警戒・対策編　第４　章被災者救援　第６節　愛玩動物等対策（市民環境部・教育部） 県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等関係団体と協力して、被災地における被災動物（愛玩動物）の保護収容などを行います。 【被災地域における動物の保護】 被災地域に残された動物の保護を行います。 【愛玩動物の適正な飼育体制の確保】 避難所における愛玩動物の飼育体制の確保を行います。 【特定動物の逸走対策】 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼育施設から逸走した場合に必要な措置を講じます。
美濃市 （岐阜県）	〇美濃市地域防災計画　一般対策計画編　第3章　災害応急対策　第7節　り災者対策　第17　動物愛護等の救援対策 第17 愛玩動物等の救援対策 　災害時における被災動物の救護及び人等への危害防止の観点から、市及び獣医師会など動物関係団体が連携協働した円滑な救援対策が行えるように備えるものである。 1 愛玩動物等の救援対策の確立（保健センター） 市は、県と協働で、被災した愛玩動物※12の保護や適正な飼養をするよう救護対策の確立をする。 2　愛玩動物等の救援対策 保健センター班、獣医師会 （1）所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 （2）負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、その他必要な措置を講じる。 （3）飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な飼育の指導を行うとともに環境衛生の維持に努める。 （4）危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。
郡上市 （岐阜県）	郡上市国民保護計画　41頁　（第4章　警報及び避難の指示等　2　避難住民の誘導等） 　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、以下の事項等について、素養の措置を講ずるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 郡上市地域防災計画　291頁　（第2編一般対策編　第2章　災害応急対策計画　第8節避難計画） 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努めること。
美濃加茂市 （岐阜県）	美濃加茂市地域防災計画-第3編災害応急対策-第1章第3項緊急活動-第18節　被災動物（ペット）等の対策 (1)被災地域における動物の保護 　環境課は、県支部(中濃保健所)、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した被災動物（ペット）の保護、収容、救護等を行います。 (2)避難した動物の飼育 ア　飼い主は、避難した動物（ペット）を環境課が指定した場所で、自らの責任において飼育します。 イ　環境課は、飼い主とともに避難した動物（ペット）についての適正な飼育の指導を行います。 (3)危険な動物の逸走対策 ハ虫類等危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、県支部(中濃保健所)、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を行います。
可児市 （岐阜県）	可児市地域防災計画 〇風水害対策編 ・第4章　避難対策 自助　市民　ペット同伴で避難する場合は、日ごろからきちんとしつけをしておく。 公助　市　ペット同伴で避難する場合の対応マニュアルを整備する。 〇地震対策編 ・第2章　事前対策　第6節　避難対策 自助　市民　ペット同伴で避難する場合は、日ごろからきちんとしつけをしておく。 公助　市　ペット同伴で避難する場合の対応マニュアルを整備する。 ・第3章　災害応急・復旧対策　第2節　避難対策 自助　市民ペットの取扱いについては別途マニュアルによる。
坂祝町 （岐阜県）	坂祝町地域防災計画　第Ⅱ編　一般災害対策　第2章　災害応急対策　第6節　被災者対策　第17項　愛玩動物等の救援 1　方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い指定緊急避難場所又は指定避難所に避難してくる。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2　被災地域における動物の保護 町本部は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 3　動物の適正な飼養体制の確保 町本部は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を指定避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 また、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 4　特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、町本部は、県、飼養者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
富加町 （岐阜県）	富加町地域防災計画　一般災害対策編(第3章)　第 28節 愛玩動物等の救援 愛玩動物等の救援 1　方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2　実施責任者　町　産業環境部　　県　保健福祉部 3　被災動物に対する救援措置 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努めるものとする。 4　被災地域における動物の保護 県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行うものとする。 5　動物の適正な飼養体制の確保 飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の敷地の屋外（余裕があれば室内も可）に設置するよう努めるものとする。

自治体名	記載状況
川辺町 （岐阜県）	川辺町地域防災計画　本編　災害警戒・対策編　第4章　り災者救援　第8節　愛護動物等対策 【愛玩動物等対策】 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ頭の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想されます。 そのため、一掃した動物による人への危険防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援を行います。 ①被災地域における動物の保護 町は県、獣医師会及び動物ボランティア等と協力して、飼い主不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護、収容、救護等を行います。 ②動物の適正な飼育体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を指定避難所の隣接地に設置するように努めるとともに、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な使用の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努めます。 ③特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その田関係機関等と連携し、必要な措置を講じます。関係機関等と協力して、被災地における被災動物の保護収容等を行います。また、指定避難所における愛玩動物の飼育体制を確保します。
七宗町 （岐阜県）	七宗町地域防災計画　　第3章災害応急対策　第8節被災者対策　第１６項愛玩動物等の救援 １ 方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管せれている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 ２ 実施内容 (1) 被災地域における動物の保護 町は、県等が行う飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救援等を行う。 (2) 動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 町は、県に協力し、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導など、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3) 特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、町は、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。
八百津町 （岐阜県）	八百津町地域防災計画　　第3章　地震災害応急対策　第9節　愛玩動物等の救助 １ 方針 地震災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管せれている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 ２ 実施内容 (1) 被災地域における動物の保護 町は、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランテア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救援等を行う。 (2) 動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 町は、関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導など、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3) 特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、町は、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。
白川町 （岐阜県）	白川町地域防災計画　　第3章　災害応急対策　第３０節　愛玩動物等の救援 １ 方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、町は関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 ２ 実施内容 町（環境班）は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。 (1) 被災地域における動物の保護 町（環境班）は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2) 動物の適正な飼養体制の確保 町（環境班）は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を指定避難所の隣接地に設置するよう努める。 (3) 特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、県は、飼養者、市町村その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
東白川村 （岐阜県）	東白川村地域防災計画　第３章　災害応急対策　第８節　被災者対策　第１６項　愛玩動物等の救援 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。実施に当たって村は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されているため犬、ねこ等の動物）等が生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 村は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。 １．被災地域における動物の保護 村は、県、医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行うものとする。 ２．動物の適正な飼養体制の確保 村は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。 村は、県及び関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 ３．特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、村は、県、飼養者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
御嵩町 （岐阜県）	御嵩町地域防災計画 〇一般対策編　第3章　災害応急対策　第6節　り災者対策　第20項　愛玩動物等の救援 1　計画の方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い指定避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 2　被災地域における動物の保護 町及び県は、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 3　動物の適正な飼養体制の確保 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を指定避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 町は、県、関係団体等と協力して、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 〇地震対策編　第3章地震災害応急対策　第3節民生安定活動　第12節愛玩動物等の救援 一般対策編第３章第６節第20項「愛玩動物等の救援」の定めるところによる。

自治体名	記載状況
多治見市 （岐阜県）	多治見市地域防災計画 〇一般対策編　第3章　災害応急対策　第6項　り災者救助保護計画　第2節　避難計画 （3）避難の方法 ト 愛玩動物の同行避難 家庭で飼育する愛玩動物を同行して避難する場合にあっては、リードやクレート等により避難時の逸走を防ぐこと。 〇地震対策編　第2章地震災害予防対策　第1項自発的な防災活動の促進　第2節防災思想の普及 （1）住民教育　ア教育内容　（ケ）愛玩動物との同行避難方法 〇地震対策編　第3章　地震災害応急対策　第3項　民生安定活動　第6節　保健衛生対策 第2　防疫・食品衛生 4　愛玩動物の救援 市は、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。 また、日頃から実践的な訓練等を通じて、管理体制の整備に努める。 （1）被災地域における動物の保護 市は、県が行う飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、返還等への協力に努める。 （2）被災した飼育動物に関する情報収集・提供 市は、避難所等から被災動物に関する情報を収集し、その他防災活動で知り得た被災動物の情報を管轄の保健所等へ提供する。 （3）動物の適正な飼養体制の確保 被災した愛玩動物のための飼育スペースの確報に努め、飼育管理は飼い主による自主管理を原則とすること。また、飼育スペースは原則屋外設置とする。 （4）特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
瑞浪市 （岐阜県）	瑞浪市地域防災計画　第3章　災害応急対策　第11節 ・愛玩動物等の救援方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想されます。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行います。
土岐市 （岐阜県）	土岐市地域防災計画 〇風水害等対策計画編　第3章　災害応急対策　第28節　愛玩動物等の救援 1　被災地域における動物の保護 2　動物の適正な飼養体制の確保 〇地震災害対策計画編　第3章　地震災害応急対策　第28節　愛玩動物等の救援 1　被災地域における動物の保護 2　動物の適正な飼養体制の確保
中津川市 （岐阜県）	中津川市地域防災計画　第1章　第7節　第15項　愛玩動物等の救援計画 災害発生時には、飼い主不明または負傷した愛玩動物等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所へ避難してくることが予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止および動物愛護の観点から、県および関係団体と連携し、これらの動物の保護および飼い主への必要な支援等を行う。 1　被災地における動物の保護 市は、県、獣医師会等、関係団体および動物愛護ボランティア等が行う飼い主不明または負傷した愛玩動物の保護、収容、救護に協力する。 2　動物の適正な飼養体制の確保 市は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設の用地を、避難所の隣接地に確保するよう努める。 また、県及び関係団体が行う、飼い主とともに避難した愛玩動物の適正飼養の指導や、動物の愛護および生活環境の保全に協力するものとする。 3　特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は飼養者、県その他関係機関と連携し、必要な措置を講じる。
恵那市 （岐阜県）	恵那市地域防災計画　第3章　第28節　愛玩動物の救援 1　方針 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 2　実施責任者　市 3　実施内容 （1）被災地域における動物の保護 獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア及び関係機関等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 （2）動物の適正な飼養体制の確保 飼い主とともに避難した愛玩動物については、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 （3）特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、飼養者、関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
高山市 （岐阜県）	高山市地域防災計画　（一般対策編）　第3章　災害応急対策　第7項　第14節　愛玩動物等の救援 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼育されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これら動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行うものとする。 なお、避難所において愛玩動物の飼育に必要なものは、基本的に飼い主が準備しておくことの周知に努めるとともに、避難所では、動物が苦手な方やアレルギーを持つ方に配慮するものとする。 1被災地域における動物の保護 市は、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護を行う。 2動物の適正な飼育体制の確保 市は、テントやペット用ケージ等を備蓄し、愛玩動物と同行避難が可能な避難所の整備に努める。 市は、県及び関係団体等と協力して、避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。 3特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼育施設から逸走した場合、市は、飼育者、県、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
飛騨市 （岐阜県）	飛騨市防災計画（第2編　一般対策編）第2章　第29節　愛玩動物等の救援 災害発生時には、飼い主不明または負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市は関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援を行う。 1　被災地域における動物の保護 市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 2　動物の適正な飼養体制の確保 市は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めることとする。 避難所を設置する市は、県及び関係団体等と　協力して飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛玩及び生活環境の保全に努める。 3　特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、市は、飼養者、県その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
白川村 （岐阜県）	白川村地域防災計画　　第35節　愛玩動物等の救助 災害発生時には、飼い主不明または負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、多くの被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 1 実施内容 (1) 被災地域における動物の保護 村は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明または負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 (2) 動物の適正な飼養体制の確保 村は、飼い主と共に避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 村は、県及び関係団体等と協力して、飼い主と共に避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 (3) 特定動物の逸走対策 特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）が飼養施設から逸走した場合、村は、県、飼養者、その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。

自治体名	記載状況
下呂市 （岐阜県）	下呂市地域防災計画 第2編　一般対策編（第2章）　第30節　愛玩動物等の救護 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、ねこ等の動物）等が多数生じると同時に、被災者が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 1　被災地域における動物の保護 市は、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主不明又は負傷した愛玩動物の保護、収容、救護等を行う。 2　動物の適正な飼養体制の確保 市は、飼い主とともに避難した愛玩動物について、収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。 また、県及び関係団体等の協力を得て、飼い主とともに避難した愛玩動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び生活環境の保全に努める。 3　特定動物の逸走対策 市は、特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）飼養施設から逸走した場合、県、飼養者、その他関係機関等の協力を得て、必要な措置を講じる。
静岡県	・「静岡県被災動物救護計画」への協力 （一社）静岡県動物保護協会、（公社）静岡県獣医師会が、平成18年４月に策定した「静岡県被災動物救護計画」について、市町の協力を得ながら被災動物救護センターの候補地の選定やボランティアの活動支援等の細部にわたり具体化が図られるよう協力する。 ・静岡県地域防災計画 第3章　災害応急対策計画　第7節　避難救出計画　　1　避難 【区分】 避難所の安全管理 コ　避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。 第3章　災害応急対策計画　第8節　愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、市町、飼い主等の実施事項を定める。 【区分】同行避難動物への対応 県：避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 市町：「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 飼い主：ア　人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ　飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。 【放浪動物への対応】 県：市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 市町：ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　飼い猫の登録制度を制定する市町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 飼い主：ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、愛玩動物との同行避難(※)に努めるものとする。 ※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。 ・災害時における愛玩動物対策行動指針（平成27年３月策定） 第１章　総論（趣旨及び目的等） 第２章　平常時の役割及び準備　飼い主責任を明記（迷子札等の所有者明示、フードや水等の備蓄、健康管理、しつけ、避難訓練）、県市町、関係団体、ボランティア等の役割を明記 第３章　同行避難及び避難所における飼育管理　場所、飼育管理、サポート、獣医療体制、時系列シミュレーション等を明記 第４章　動物救護活動　負傷動物の保護、治療、保管や放浪動物の保護収容、保管等
下田市 （静岡県）	下田市地域防災計画　共通対策編　第3章　災害応急対策計画 第8節　愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去、避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、飼い主等の実施事項を定める。 1　同行避難動物への対応 (1) 市 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 (2) 飼い主 ア　人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ　飼い主が避難地へ避難する場合は、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。 2　放浪動物への対応 (1) 市 ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、市内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 (2) 飼い主 ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等のみの安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難に努めるものとする。
東伊豆町 （静岡県）	愛玩動物救護計画　第8節 ◆同行避難動物への対応 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「避難所のペット対策マニュアル」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 ◆放浪動物への対応 ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　飼い猫の登録制度を制定する町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

自治体名	記載状況
河津町 （静岡県）	河津町国民保護計画　第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等 第2　避難住民の誘導等　　1　避難の指示の通知・伝達 (12)動物の保護等に関する配慮 町は、国の「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課）」に基づき、所要の措置を講ずるよう努める。 河津町地域防災計画　一般対策編　第3章災害応急対策計画　第8節　愛玩動物救護計画 第1　主旨 　災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物避難場所等における管理及び飼い主と逸れた愛玩動物への対応に支障のないよう県、町、飼い主等の実施事項を定めるものとする。 第2　実施事項 1　同行避難動物への対応 　ア）町の対応 　「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 　イ）飼い主の対応 　①人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 　②日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 　③処方薬（療法職を含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 　④飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。 2　放浪動物への対応 　ア）町の対応 　①放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 　②狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 　③狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 　④飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 　⑤県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 　イ）飼い主の対応 　①保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 　②放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。 (※)同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
南伊豆町 （静岡県）	南伊豆町地域防災計画　共通対策編　第3章　災害応急対策計画　　第8節　愛玩動物救護計画 1 主旨 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、町、飼い主等の実施事項を定める。 2 同行避難動物への対応 (1) 県の対応 避難所でのペットの飼育・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 (2) 町の対応 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱いについて、広く住民に周知を行う。 (3) 飼い主の対応 ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。 3 放浪動物への対応 (1) 県の対応 町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 (2) 町の対応 ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 (3) 飼い主の対応 ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。 ※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
松崎町 （静岡県）	松崎町地域防災計画　共通対策の巻　第8節　愛玩動物救護計画（共通-55　平成28年3月修正版） 1　主旨 　災害により、住宅から退去、避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、町、飼い主等の実施事項を定める。 2　同行避難動物への対応 （1）町 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 （2）飼い主 　ア　人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 　イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 　ウ　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 　エ　飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。 3　放浪動物への対応 （1）町 　ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る 　イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、町内の犬の飼育状況の把握に努める。 　ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 　エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 　オ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の紹介に必要な協力をする。 （2）飼い主 　ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先を明らかにする。 　イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等のみの安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難に努めるものとする。
西伊豆町 （静岡県）	西伊豆町防災計画　第8節　愛玩動物救護計画 　災害により、住宅からの退去・避難を余技なくされた者による飼育愛玩動物の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた愛玩動物への対応に支障のないよう県、町、飼い主等の実施事項を定める。 1　同行避難動物への対応 （1）　町の実施事項 　　町は、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「避難所のペット対策マニュアル」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 （2）　飼い主の実施事項 　　飼い主は、自己の責任においてペットフード、処方薬（療法食含む）、トイレシーツ等必要な物資の備蓄（少なくとも5日分）を行う。また、避難所での管理を想定し、日頃からケージや他の動物等に慣れさせる訓練を行う。さらに、避難先での動物由来感染症の発生防止のため、愛玩動物へのワクチンの定期的な接種等健康管理に努め、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。 2　放浪動物への対応 （1）　町の実施事項 　　放浪動物への対応について県と必要な連携を図るとともに、狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 　　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い主への装着を徹底させるよう啓発を行う。また、飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な必要な協力を求める。 　　飼い猫の登録制度を制定する場合は、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対し必要な協力を求める。また、県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 （2）　飼い主の実施事項 　　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、自己の責任において迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。また、放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、愛玩動物との同行避難に努めるものとする。 　　同行避難とは、災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難することで、避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

自治体名	記載状況
熱海市 （静岡県）	熱海市地域防災計画　一般対策編 第7節　避難救出計画 1　避難 避難所の安全管理 コ　避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。
伊東市 （静岡県）	伊東市地域防災計画　一般対策編 第8節　ペット救護計画 　災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主とはぐれたペットへの対応に支障のないよう市及び飼い主等実施事項を定める。 1　同行避難動物への対応 （1）伊東市の実施事項 　ア 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所におけるペットの取り扱い等について、広く市民に周知を行う。 （2）飼い主等の実施事項 　ア　人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 　イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 　ウ　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 　エ　飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。 2　放浪動物への対応 （1）放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 （2）狂犬病予防法に基づく原簿の管理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 （3）狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 （4）飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 （5）県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
沼津市 （静岡県）	沼津市地域防災計画 第3章　災害応急対策計画 第8節　愛玩動物救護計画 　災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、飼い主の実施事項を定める。 1　同行避難動物への対応 (1)　市 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 (2)　飼い主 ①　人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 ②　日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ③　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 ④　飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。 2　放浪動物への対応 (1)　市 ①　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 ②　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ③　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 ④　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 ⑤　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 (2)　飼い主 ①　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 ②　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。 ※同行避難 　災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
三島市 （静岡県）	三島市地域防災計画　第3章　災害応急対策計画　第8節　愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた愛玩動物への対応に支障のないよう市、飼い主等の実施事項を定める。災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「避難所のペット対策マニュアル」（県作成）及び「三島市避難所運営基本マニュアル」により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。
裾野市 （静岡県）	裾野市地域防災計画一般対策編　第3章　災害応急対策計画　第8節　愛玩動物救護計画 1　主旨 　災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた愛玩動物への対応に支障のないよう市、飼い主等の実施事項を定める。 2　同行避難動物への対応 (1)市 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「避難所のペット対策マニュアル」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 (2)飼い主 　ア　ペットフード、処方薬（療法食含む）、トイレシーツ等必要な物資の備蓄（少なくとも5日分）を行う。 　イ　避難所での管理を想定し、日頃からケージや他の動物等に慣れさせる訓練を行う。 　ウ　避難先での動物由来感染症の発生防止のため、愛玩動物へのワクチンの定期的な接種等健康管理に努める。 　エ　飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。 3　放浪動物への対応 (1)　市 　ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 　イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 　ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い主への装着を徹底させるよう啓発を行う。 　エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 　オ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 (2)　飼い主 　ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 　イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、愛玩動物との同行避難（※）に努めるものとする。 ※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
伊豆の国市 （静岡県）	伊豆の国市地域防災計画　一般対策編　第3章　災害応急対策計画　第9節　被災動物の救護 　災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、市町、飼い主等の実施事項を定める。 （1）同行避難動物への対応 　「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 （2）放浪動物への対応 　ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 　イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 　ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 　エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 　オ 飼い猫の登録制度を制定する市町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 　カ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

自治体名	記載状況
函南町 （静岡県）	函南町地域防災計画 一般対策編 第3章　災害応急対策計画 第8節　愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と免れたペットへの対応に支障のないよう町及び飼い主等の実施事項を定める。 １　同行避難動物への対応 （1）　町 ア　避難場所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより、町内一体性を有した体制整備を図る。 イ 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 （2）　飼い主 ア　人とペットが安全に避難するため、また、避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ　日頃からペットの健康管理には、注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ　飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。 ２　放浪動物のへの対応 （1）　町 ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について町内一体性を有した体制整備を図る。 ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させる啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　飼い猫の登録制度の制定により、飼い主からの保護依頼等の関し、県に対して必要な協力を求める。 カ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 （2）　飼い主 ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ　放たれた動物による住民への安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が被災地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。 ※　同行避難：災害時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。難地への避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
清水町 （静岡県）	清水町地域防災計画 第3章　災害応急対策計画 第8節　愛玩動物救護計画 同行避難動物への対応 県 　避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等への周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 町 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所におけるペットの取り扱い等について、広く住民に周知を行う。 飼い主 ア　人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れされるとともに基本的なしつけを行う。 イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ　飼い主が避難地へ避難する場合は、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行非難（※）に努めるものとする。 県 　市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 町 ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　飼い主からの飼い猫の保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 飼い主 ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主への連絡先等を明らかにする。 イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、愛玩動物との同行避難（※）に努めるものとする。 ※同行避難 　災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地への避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
長泉町 （静岡県）	長泉町地域防災計画　第8節　愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた愛玩動物への対応に支障のないよう、町、飼い主等の実施事項を定める。 ●同行避難動物への対応 町 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「避難所のペット対策マニュアル」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 飼い主 ア　ペットフード、処方薬（療法食含む）、トイレシーツ等必要な物資の備蓄（少なくとも5日分）を行う。 イ　避難所での管理を想定し、日ごろからゲージや他の動物等に慣れさせる訓練を行う。 ウ　避難先での動物由来感染症の発生防止のため、愛玩動物へのワクチンの定期的な接種等健康管理に努める。 エ　飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。 ●放浪動物への対応 町 ア　放浪動物の対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 飼い主 ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、愛玩動物との同行避難に努めるものとする。
伊豆市 （静岡県）	伊豆市地域防災計画（共通対策の巻） 第8節 愛玩動物救護計画（共通-56） 目的　災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた方のペットの避難場所等における管理及び飼い主とはなれたペットの対応に支障がないように定める。 1　同行避難動物への対応 （1）市 　・避難所でのペットの飼養・管理方法 　・災害時におけるペットの救護対策ガイドラインを住民に周知する （2）飼い主 　・ケージに慣れさせるとともにしつけを行う 　・ワクチン等の定期的な接種や外部寄生虫の駆除（健康の確保） 　・ペットフード等の物資の備蓄（5日分以上） 　・同行避難訓練の参加 2　放浪動物への対応 （1）市 　・県と必要な連携を図る 　・狂犬病予防法の徹底 　・放浪動物の登録制度の制定 （2）飼い主 　・迷子札等の装着 　・在宅での避難が困難な場合は同行避難に努める

自治体名	記載状況
御殿場市 （静岡県）	御殿場市地域防災計画 第3章　災害応急対策計画　第7節　避難救出計画　　1　避難 【区分】 避難所の安全管理 コ　避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。 第8節 愛玩動物救護計画 　災害により、住宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう、市、飼い主等の実施事項を定める。 同行避難動物への対応 市 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 飼い主 ア　人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ　処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ　飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。 放浪動物への対応 市 ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 飼い主 ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。 ※同行避難 　災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
小山町 （静岡県）	小山町地域防災計画 第8節 愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた愛玩動物への対応に支障のないよう町、飼い主等の実施事項を定める。 同行避難動物への対応 町： 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所のおける愛玩動物の取り扱い等について、広く住民に周知を行う。 飼い主： ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水・（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 町： ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 飼い主： ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。 ※同行避難 　災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
富士市 （静岡県）	富士市地域防災計画　一般対策編　第3章　災害応急対策計画 第8節　愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、県、飼い主等の実施事項を定める。 1．同行避難動物への対応 （1）県 避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 （2）市 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 （3）、飼い主 ア、 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ、 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ、 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7 日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ、飼い主が緊急避難場所へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。 2．放浪動物への対応 （1）県 市ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 （2）市 ア、放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ、狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ、狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ、飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ、県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 （3）飼い主 ア、保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ、放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が緊急避難場所へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。 ※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、緊急避難場所まで避難することであり、在宅での被災生活ができないため、避難所で飼い主とペットが一緒に被災生活することを意味するものではない。

自治体名	記載状況
富士宮市 （静岡県）	富士宮市地域防災計画 一般対策編　第3章　災害応急対策計画 第7節　避難救出計画 ２ 避難　（4）避難所の安全管理 コ．避難所における動物の飼育については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。 第8節　愛玩動物救護計画 １ 計画の主旨 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた愛玩動物への対応に支障のないよう市、県、飼い主等の実施事項を定める。 ２ 対応 （1）同行避難動物への対応 ア 市　「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「避難所のペット対策マニュアル」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く市民に周知を行う。 イ 県　避難所での愛玩動物の飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 ウ 飼い主　(ｱ) ペットフード、処方薬（療法食含む）、トイレシーツ等必要な物資の備蓄（少なくとも5 日分）を行う。 (ｲ) 避難所での管理を想定し、日頃からケージや他の動物等に慣れさせる訓練を行う。 (ｳ) 避難先での動物由来感染症の発生防止のため、愛玩動物へのワクチンの定期的な接種等健康管理に努める。 (ｴ) 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（ ※ ）に努めるものとする。 ※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地への避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。（以下同様） （2）放浪動物への対応 ア 市　(ｱ) 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 (ｲ) 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握 避難所運営マニュアル　３ 避難所の仕事　（20）ペット 災害が起こると人間と同様にペットも生活の場を失います。様々な人が生活する避難所内で人間とペットが共存していくためには、一定のルールを設け、迷惑にならないよう注意する必要があります。 ●避難所の居室部分には、原則としてペットの持ち込みは禁止します。 ・多種多様の価値観を持つ人が共同生活を行う場では、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。また、動物アレルギーの人がいる可能性を考慮すると、居室へのペットの持ち込みは禁止することが望まれます。 ●ペットは敷地内の屋外（余裕がある場合には屋内も可）にスペースを設け、その場で飼育します。 また、ペットの飼育及びペットの飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理します。 ●ペット飼育者に対して届け出を呼びかけ、飼育者名簿を作成します。 ・飼育者の氏名や動物の種類と特徴などを把握しておくと便利です。
焼津市 （静岡県）	焼津市地域防災計画 共通対策の巻 第3章　災害応急対策計画 第8節　愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市及び飼い主等の実施事項を定める。 【区分】同行避難動物への対応 市：「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 飼い主：（1） 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 （2） 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 （3） 処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 （4） 狂犬病予防法に基づき鑑札及び注射済票を飼い犬に装着しておく。 （5） 飼い猫登録した飼い猫については、首輪及び鑑札を装着しておく。 （6） 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。 【放浪動物への対応】 市：（1） 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 （2） 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 （3） 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 （4） 飼い主からの飼育犬・飼養猫の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 （5） 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 飼い主：（1） 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 （2） 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。 ※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
藤枝市 （静岡県）	地域防災計画（一般対策編） 第１１節　愛玩動物救護計画 地域防災計画（地震対策編）　第8節　愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、市、飼い主等の実施要項を定める。 1　同行避難動物の対応 災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 2　放浪動物への対応 ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い主への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　飼い猫の登録制度を制定する市にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
島田市 （静岡県）	島田市地域防災計画 共通対策編 第3章 災害応急対策編 第8節　愛玩動物救護計画災害により、住宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主とはぐれたペットへの対応に支障のないよう県、市、飼い主等の実施事項を定める。 同行避難動物への対応 県 避難所でのペットの飼育・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制を図る。 市 「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）、「避難所運営マニュアル」（市作成）により、避難所におけるペットの取扱い等について広く住民に周知を行う。 飼い主 （1） 人とペットが安全に避難するため、又避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 （2） 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 （3） 処方箋（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 （4） 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。 放浪動物への対応 県 市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 市 （1） 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 （2） 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 （3） 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 （4） 飼い主からの飼育犬、飼育猫の保護依頼に関し、県に対し必要な協力を求める。 （5） 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の紹介に必要な協力をする。 飼い主 （1） 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 （2） 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。 ※　同行避難：災害時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。 避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

自治体名	記載状況
川根本町 （静岡県）	川根本町地域防災計画 第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第8節 愛玩動物救護計画 　災害により、在宅からの退去･避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、町、飼い主等の実施事項を定める。 1 同行避難動物への対応 (1)県 　避難所でのペットの飼養･管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供･共有を行うことにより、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 (2)町 　「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」(県作成)等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 (3)飼い主 ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 ウ 処方薬(療法食含む)、ペットフード･水(少なくとも5日分、できれば7日分以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努める。 2　放浪動物への対応 (1)県 市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護･収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 (2)町 ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い主への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ 飼い猫の登録制度を制定する場合は、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 (3)飼い主 ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、愛玩動物との同行避難(※)に努める。 ※ 同行避難 　災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
牧之原市 （静岡県）	牧之原市地域防災計画　第1編 共通対策編　第3章 災害応急対策計画　第8節 ペット救護計画 同行避難動物への対応 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」(県作成)等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 放浪動物への対応 1 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 2 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 3 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 4 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 5 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
吉田町 （静岡県）	吉田町地域防災計画 第1編 共通対策編 第3章 災害応急対策 第8節 愛玩動物救護計画 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう県、町、飼い主等の実施事項を定める。 【区分】同行避難動物への対応 県：避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 町：「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 飼い主：ア　人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 　　イ　日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 　　ウ　処方薬(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分、できれば7日分以上)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 　　エ　飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。 【放浪動物への対応】 県：市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 町：ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 　イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 　ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 　エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 　オ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 飼い主：ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 　　イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難(※)に努めるものとする。 ※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地への避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。 吉田町地域防災計画 第2編 地震対策編 第5章 災害応急対策 第7節 避難活動 2 避難所の設置及び避難生活 ⑵避難所の設置及び避難生活 避難所の運営 　ケ　ペット同行避難者の避難所への避難誘導とともに、避難所におけるペット保管場所の設置に努める。
磐田市 （静岡県）	磐田市地域防災計画　　一般災害対策編　　第3章 災害応急対策計画　　第8節 愛玩動物救護計画 1 主旨 　災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた愛玩動物への対応に支障のないよう市、飼い主等の実施事項を定める。 2 同行避難動物への対応 (1) 市の対応 　　「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」(環境省作成)、「避難所のペット対策マニュアル」(県作成)等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 (2) 飼い主の対応 　　ア ペットフード、処方薬(療法食含む。)、トイレシーツ等必要な物資の備蓄(少なくとも5日分)を行う。 　　イ 避難所での管理を想定し、日頃からケージや他の動物等に慣れさせる訓練を行う。 　　ウ 避難先での動物由来感染症の発生防止のため、愛玩動物へのワクチンの定期的な接種等健康管理に努める。 　　エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努めるものとする。なお、同行避難とは、災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難することをいい、避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではないことに留意することが必要である。 3 放浪動物への対応 (1) 市の対応 　　ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 　　イ 狂犬病予防法(昭和2 5年法律第247号)に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 　　ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 　　エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 　　オ 県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 (2) 飼い主の対応 　　ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 　　イ 放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、愛玩動物との同行避難に努めるものとする。

自治体名	記載状況
袋井市 （静岡県）	袋井市地域防災計画　第８節　愛玩動物救護計画 1　同行避難動物への対応 （1)市 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「避難所のペット対策マニュアル」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 2　放浪動物への対応 （1)市 ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会必要な協力をする。
森町 （静岡県）	森町地域防災計画　一般対策編　第3章「災害応急対策計画」 第８節「愛玩動物救護計画」に記載 災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者による飼育愛玩動物の避難場所等における管理及び飼い主と逸れた愛玩動物への対応に支障のないよう県、町、飼い主等の実施事項を定める。 1　同行避難動物への対応 （1）県 避難所での愛玩動物の飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等へ周知を図るとともに、町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 （2）町 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「避難所のペット対策マニュアル」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 （3）飼い主 ア　ペットフード、処方薬（療法食含む）、トイレシーツ等必要な物資の備蓄（少なくとも5日分）を行う。 イ　避難所での管理を想定し、日頃からケージや他の動物等に慣れさせる訓練を行う。 ウ　避難先での動物由来感染症の発生防止のため、愛玩動物へのワクチンの定期的な接種等健康管理に努める。 エ　飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同　行避難(※)に努めるものとする。 2　放浪動物への対応 （1）県 町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県下全域における一体性を有した体制整備を図る。 （2）町 ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　飼い猫の登録制度を制定する町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 （3）飼い主 ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、愛玩動物との同行避難(※) に努めるものとする。 ※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。
掛川市 （静岡県）	掛川市地域防災計画　地震対策編（P173）及び一般対策編（P90）に記載済。 避難所等の同行避難動物の ①同行避難動物への対応 ②放浪動物への対応
菊川市 （静岡県）	菊川市地域防災計画　第８節　愛玩動物救護計画 1．同行避難動物への対応 （2）市 「災害時におけるペットの救護隊対策ガイドﾗｲﾝ」（環境省作成）、「避難所のペット対策マニュアル」（県作成）等により、避難所における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 2．放浪動物への対応 （2）市 ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　飼い猫の登録制度を制定する市にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
御前崎市 （静岡県）	御前崎市地域防災計画　共通対策編〈3.災害応急対策計画〉 第8節 愛玩動物救護計画 同行避難動物への対応 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 放浪動物への対応 ア　放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主から飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 オ　飼い猫の登録制度を制定する市町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。 カ　県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
湖西市 （静岡県）	湖西市地域防災計画　共通対策編　（第3章　災害応急対策計画） 第8節　愛玩動物救護計画 1．主旨 災害により、住宅から退去・避難を余儀なくされた者ににによる飼育愛玩動物（以下、「ペット」という）の避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市、県、飼い主等の実施事項を定める。 2．同行避難動物への対応 （1）市の対応 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」（環境省作成）、災害時における愛玩動物対策行動指針」（県作成）等により、避難所におけるペットの取り扱い等について、広く市民に周知を行う。 （2）飼い主の対応 1.人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からゲージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 2.日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 3.処方薬（療法食を含む）、ペットフード・水（少なくとも5日分、できれば7日分以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 4.飼い主が避難地へ避難する場合にあたっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難に努める。 3．放浪動物への対応 （1）市の対応 1.放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 2.狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 3.狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 4.飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 5.飼猫の登録制度を制定する市町にあたっては、飼い主からの保護依頼等に関し、必要な協力を求める。 6.県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 （2）飼い主 1.保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 2.放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあたっては、飼い主等の身の安全の確保を第一としたうえで、ペットとの同行避難に努めるものとする。

自治体名	記載状況
愛知県	【愛知県地域防災計画　地震・津波災害対策計画】 第3編　災害応急対策 第7章　医療救護・防疫・保健衛生対策―第2節　防疫・保健衛生 8　動物の保護 (1)県は、被災動物の保護および収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2)獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第10章　避難者・要配慮者支援・帰宅困難者対策―第1節　避難所の開設・運営 1　市町村における措置 (4)避難所の運営 サ　避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 ー風水害等災害対策計画ーにも同様の主旨の記載があります。
一宮市 （愛知県）	一宮市地域防災計画 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。
瀬戸市 （愛知県）	瀬戸市地域防災計画の防災共通計画　第3編 災害応急対策計画 第５章 避難者・帰宅困難者対策 第２節 実施責任者及び実施内容 5 避難所の運営 （１１）避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、飼育場所や飼育ルールを飼育者又は避難者への周知・徹底を図ること。
半田市 （愛知県）	半田市地域防災計画 風水害・原子力等災害対策計画編 第3編　災害応急対策 第6章　医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節　防疫・保健衛生 6　被災地域における動物の保護 　県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 地震・津波災害対策計画編 第3編　災害応急対策 第7章　医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節　防疫・保健衛生 7　動物の保護 　県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。また、獣医師会等関係機関が実施する動物救護活動を支援する。 半田市避難所マニュアル 第4　避難所運営委員会及び各班の主な業務 2　各班の業務 （4）　衛生班 エ　避難所内のペット対策 （ア）　避難所のペットの管理責任は、飼主にあることを原則とする。 （イ）　避難所にペットを連れてきた避難者に対し、窓口で届け出るよう呼びかけ、「避難所ペット登録台帳」（別紙１１）に記載する。 （ウ）　大型動物や危険動物については、避難所への同伴を断ることとする。 （エ）　ペットの飼育場所（屋外・廊下・踊り場など）を決定し、「ペットの飼育ルール」（別紙１２）とともに飼主及び避難者へ通知してその徹底を図る。 （オ）　ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼主へ提供し協力を求める。
春日井市 （愛知県）	【春日井市地域防災計画　地震災害対策計画】 第4編　災害応急対策計画 第4章　救援及び救護 第1節　避難 5　避難所の管理運営 （7）避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。 出典【春日井市地域防災計画　地震災害対策計画】ー風水害等災害対策計画ーにも同様の記載があります。
豊川市 （愛知県）	豊川市地域防災計画 （風水害等災害対策計画） 第１０章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　　第１節　避難所の開設・運営　　１　市における措置　　（５）　避難所の運営 サ ペット・補助犬の取扱 避難者が避難所へペットまたは補助犬を連れてきた場合は、「避難所ペット・補助犬登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。なお、補助犬については身体障害者補助犬法に基づく存在であることを避難所に周知し、同伴に対する理解を求めるものとする。 第２４章　住宅対策　　第４節　応急仮設住宅の設置及び管理運営　　１市及び県における措置　　（５）被災者の入居及び管理運営　　ウ 管理運営 (ｲ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。 （地震・津波災害対策計画） 第３編　災害応急対策 第１１章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　　第１節　避難所の開設・運営　　１　市における措置　　（５）　避難所の運営 サ ペット・補助犬の取扱 避難者が避難所へペットまたは補助犬を連れてきた場合は、「避難所ペット・補助犬登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。なお、補助犬については身体障害者補助犬法に基づく存在であることを避難所に周知し、同伴に対する理解を求めるものとする。 第１６章 住宅対策　　第４節 応急仮設住宅の設備及び管理運営　　１ 市及び県における措置　　（５）被災者の入居及び管理運営　　ウ 管理運営 (ｲ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。
津島市 （愛知県）	津島市国民保護計画　第3編（武力攻撃事態等への対処）　第4章（警報及び避難の指示等）　第2（避難住民の誘導等）　3（避難住民の誘導） (9)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等への保護等 津島市地域防災計画ー風水害等災害対策計画編ー 3（災害応急対策）ー6（医療救護・防疫・保健衛生対策）ー2（防疫：保健衛生）ー6（動物の保護） (1)　被災動物の保護及び収容は県が行う。 (2)　獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 津島市地域防災計画ー地震・津波災害対策計画編ー 3（災害応急対策）ー8（医療救護・防疫・保健衛生対策）ー2（防疫・保健衛生）ー5（動物の保護） (1)　被災動物の保護及び受入れは県が行う。 (2)　獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。
碧南市 （愛知県）	碧南市地域防災計画　第7章　医療救護・防疫・保健衛生対策　第2節　防疫・保健衛生　１（９）動物の保護 ア　市は、被災動物の保護については県に協力要請を行い、特定動物及び犬による危害を防止する。 イ　医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

自治体名	記載状況
刈谷市 （愛知県）	【刈谷市地域防災計画】（風水害等災害対策計画） 第3編　災害応急対策計画 第22章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　－第2節 実施内容　－8 避難所の運営 「(11)避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。」 第34 章 応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理　－第2節 実施内容　－1 応急仮設住宅の建設　－(5) 被災者の入居及び管理運営　－ウ 管理運営 「（中略）また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮するものとする。」 【刈谷市地域防災計画】（地震・津波災害対策計画） 第3編 災害応急対策計画 第23章 避難所の開設・運営　－第2節 実施内容　－4 避難所の運営 「(11)避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。」 第42章 応急仮設住宅の建設と住宅の応急修理　－第2節 実施内容　－1 応急仮設住宅の建設　－(5) 被災者の入居及び管理運営　－ウ 管理運営 「（中略）また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮するものとする。」
安城市 （愛知県）	安城市地域防災計画 風水害等災害対策計画編　第3編　第9章　第1節　1－（4）－サ　ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 風水害等災害対策計画編　第3編　第22章　第4節　1－（5）－エ　管理運営 ・・・必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮するものとする。 地震災害対策計画編　第3編　第9章　第1節　1－（4）－サ　ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 地震災害対策計画編　第3編　第15章　第4節　1－（5）－エ　管理運営 ・・・必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮するものとする。
西尾市 （愛知県）	西尾市地域防災計画　第3章　災害応急対策計画　第7節　医療救護・防疫・保健衛生対策　第2　防疫・保健衛生　8　動物の保護 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。
蒲郡市 （愛知県）	蒲郡市地域防災計画 第3編 災害応急対策計画　第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節 避難所の開設・運営　3 避難所の運営 （11）　避難者が避難所にペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 第3編 災害応急対策計画　第7章 医療救護・防疫・保険衛生対策　第2節 防疫・保健衛生　3動物の保護 （1）県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する （2）獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。
犬山市 （愛知県）	犬山市地域防災計画 （風水害等災害対策編） 第3編　災害応急対策 第9章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節　避難所の開設・運営　サ　ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 （地震災害対策編） 第3編　災害応急対策 第10章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節　避難所の開設・運営　サ　ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。
常滑市 （愛知県）	「常滑市地域防災計画」 第4編　災害応急対策 第6章　医療救護・防疫・保健衛生対策　■第2節　防疫・保健衛生　第1　防疫及び保健衛生　8　動物の保護 （1）県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 （2）獣医師会等関係団体が実施する動物救援活動を支援する。 第9章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1　節避難所の開設・運営　1　市における措置　(5)避難所の運営 サ　ペットの取扱い 　避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 第19章　住宅対策　第4節　応急仮設住宅の設置及び管理運営　1　県（建設部）及び市における措置 （5）被災者の入居及び管理運営　ウ　管理運営 （イ）応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないように適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。 「常滑市国民保護計画」 第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導 （10）動物の保護等に関する配慮 　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について （平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
江南市 （愛知県）	○江南市地域防災計画　第2部　地震災害対策計画　第3編　災害応急対策　第8章　医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節　6　動物の保護 ⑴　市は、被災動物を発見した場合、保護及び収容について、県に要請する。 ○江南市国民保護計画第3編 第3編 武力攻撃事態等への対処　第4章 警報及び避難の指示等 第2　避難住民の誘導等 3　避難住民の誘導 ⑽動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる よう努める。 ① 危険動物等の逸走対策 ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 第7章 武力攻撃災害への対処 第1 武力攻撃災害への対処 ⑴ 市長への通報 消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報 を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

自治体名	記載状況
小牧市 （愛知県）	小牧市地域防災計画 風水害・原子力等災害対策計画 第3編 災害応急対策 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生 7 動物の保護 (1)県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2)獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営 (4)避難所の運営 サ　ペットの取扱 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。 第23章 住宅対策 第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 1 市及び県における措置 (5)被災者の入居及び管理運営 ウ 管理運営 (イ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 小牧市地域防災計画 地震災害対策計画 第3編 災害応急対策 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節 防疫・保健衛生 8 動物の保護 (1)県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2)獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節 避難所の開設・運営 (4)避難所の運営 サ　ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 第15章 住宅対策 第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 2 市及び県における措置 (5)被災者の入居及び管理運営 ウ 管理運営 (イ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
稲沢市 （愛知県）	稲沢市地域防災計画 第Ⅰ部　風水害等災害対策計画 第3編　災害応急対策 第9章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節　避難所の開設・運営 1　市における措置 (4)避難所の運営 サ　ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 第20章　住宅対策 第4節　住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 1　県(建設部)及び市における措置 (5)　被災者の入居及び管理運営 ウ　管理運営 (イ)　応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的住居の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 第Ⅱ部　地震災害対策計画にも同様の記載あり
新城市 （愛知県）	新城市地域防災計画 (風水害等災害対策計画) 第3編 災害応急対策 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策　第2節 防疫・保健衛生　8 動物の保護 (1)県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2)獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節 避難所の開設・運営 1 市における措置　(4) 避難所の運営　(サ)ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 第22章 住宅対策　第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 1　県(建設部)及び市における措置　(5)被災者の入居及び管理運営 ウ 管理運営 (イ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。 その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 (地震災害対策計画) 第3編 災害応急対策 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策　第2節 防疫・保健衛生　8 動物の保護 (1)県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2)獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節 避難所の開設・運営 1 市における措置　(4) 避難所の運営　(サ)ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 第15章 住宅対策　第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 1　県(建設部)及び市における措置　(5)被災者の入居及び管理運営　ウ 管理運営 (イ)応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。 その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
大府市 （愛知県）	大府市地域防災計画−風水害等・地震対策計画− 第3編　第12章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節　避難所(建物)の開設及び運営 3　避難所の運営 (11)ペットの取扱い 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 大府市避難所運営マニュアル(大規模地震編) 第6章　避難広場の個別情報　避難広場の見取図※ペット場所の記載 様式13　避難所ペット登録台帳 様式14　避難所におけるペットの飼育ルール広報文
知多市 （愛知県）	知多市国民保護計画　第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導 (10)動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について (平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 知多市地域防災計画　第1部　地震・津波災害対策計画　第3編 災害応急対策計画 第10章　避難者・帰宅困難者対策　第2節　避難所計画 第5　愛がん動物収容対策 衛生班は、知多保健所及び動物保護管理センター知多支所と連携し、次の事項について獣医師及び動物愛護団体に協力を要請する。 1　飼養されている動物に対するえさの配布 2　負傷した動物の収容・治療 3　放浪動物の収容 4　飼養困難な動物の収容 5　動物に関する相談の実施等 また、市は愛がん動物の情報交換の場として避難所の掲示板の一画を提供する。

自治体名	記載状況
知立市 （愛知県）	知立市地域防災計画　第3編 災害応急対策　第10章 避難者、要配慮者対策　第2節 避難所の開設　第3項 避難所の運営 (11)避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。
尾張旭市 （愛知県）	尾張旭市地域防災計画 共通編　第4章　医療救護・防疫・保健衛生対策　第2節　防疫・保健衛生 8 動物の保護 （1） 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 （2）獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。
高浜市 （愛知県）	高浜市地域防災計画 風水害等災害対策計画 第10章 第1節　指定避難所の開設・運営 4　指定避難所の開設・運営 (11)　避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。（様式68号） 第23章 第4節　応急仮設住宅の設置及び管理運営 5　被災者の入居及び管理運営 （3）管理運営 イ 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
岩倉市 （愛知県）	岩倉市地域防災計画【風水害等対策計画編】 第3編 災害応急対策 第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策　第2節 防疫・保健衛生　6 動物の保護 (1) 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節 避難所の開設・運営　1 市における措置　(4) 避難所の運営　サ ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 第22章 住宅対策　第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営　1 市及び県における措置 (5) 被災者の入居及び管理運営　ウ 管理運営 （イ）応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。 岩倉市地域防災計画【地震災害対策計画編】 第3編 災害応急対策 第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策　第2節 防疫・保健衛生　6 動物の保護 (1) 県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 (2) 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節 避難所の開設・運営　1 市における措置　(4) 避難所の運営　サ ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 第15章 住宅対策　第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営　1 市及び県における措置 (5) 被災者の入居及び管理運営　ウ 管理運営 （イ）応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心･安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
豊明市 （愛知県）	豊明市地域防災計画　第2編　地震災害対策計画　第1章　災害応急対策計画　第10節　避難者・避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第2. 避難所の開設・運営等　2　避難所の運営 （6）ペット同行避難者への対応 ウ　ペットの受入れ状況を把握するとともに、必要に応じて行政等に支援を要請するため、「避難所ペット登録台帳」を作成する。 オ　ペットの飼育ルールを作成し、飼育者及び避難者への周知徹底を図る。
日進市 （愛知県）	日進市地域防災計画　第3編　災害応急対策計画　第7章　避難　第2節　避難所の開設　2. 避難所の運営 ⑧ペットと同行している避難者に対し、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。
田原市 （愛知県）	田原市地域防災計画　風水害・地震災害・津波災害対策編 第3編　災害応急対策／第17章　避難所・要配慮者支援対策 第3　避難所の運営 (11)ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。
愛西市 （愛知県）	愛西市地域防災計画 第1編 風水害等災害対策計画 第3章 災害応急対策 第6節 医療救護・防疫・保健衛生対策 第2 防疫・保健衛生 4 被災地域における動物の保護等 ◆動物の保護　〇市は、県の協力を得て、被災動物の保護、特定動物及び犬による危害を防止する。 第9節 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1 避難所の開設・運営等 2 避難所（避難場所）の運営 ◆ペットの取扱〇避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。 第19節 住宅対策 3 応急仮設住宅の設置及び管理運営 ◆入居者の選定　〇入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、ペットの飼育状況等に対する配慮を行い、コミュニティの形成に努める。 愛西市国民保護計画 第3編　武力攻撃事態等への対処 第4章　警報及び避難の指示等 第2　避難住民の誘導灯等 3　避難住民の誘導 （9）動物の保護等に関する配慮 市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護等
清須市 （愛知県）	清須市避難所運営マニュアル 防疫に関する対応 【避難所のペット対策】 （1）避難所のペットの管理責任は、飼育者であることを原則とします。 （2）避難所にペットを連れてきた避難者に対して、窓口で届け出るよう呼びかけ、避難所ペット登録台帳（資料21）に記載してください。 （3）大型動物や危険動物は、避難所への同伴は断ることとします。 （4）ペットの飼育場所（廊下・踊り場・屋外など）を決定し、ペットの飼育ルール（資料22）と共に、飼育者及び避難者へ通知、徹底を図ってください。 （5）ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者へ提供し、協力を求めてください。

自治体名	記載状況
北名古屋市 （愛知県）	北名古屋市地域防災計画【風水害等災害対策計画編】 第3章 災害応急対策計画　第14節 防疫・保健衛生　5衛生管理　（2）被災地における動物の保護 市は、県が実施する被災動物の保護及び収容に協力するとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。犬については、狂犬病予防法に基づく登録制度を活用し、危害を防止する。また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第20節 避難対策　3 避難所・現地連絡所の開設及び運営　（5）避難所の運営（様式10～12）　サ ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。 北名古屋市地域防災計画【地震災害対策編】 第3章 災害応急対策計画　第17節 防疫・保健衛生 風水害等災害対策計画編　第3章　第14節　防疫・保健衛生を準用する。 第22節 避難対策　2 対策 風水害等災害対策計画編　第3章　第20節 避難者対策を準用する。 北名古屋市国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処　第4章 警報及び避難の指示等　第2 避難住民の誘導　3 避難住民の誘導（10）動物の保護等に関する配慮 ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等
弥富市 （愛知県）	弥富市地域防災計画 第1編　風水害等災害対策計画　　第3章　災害応急対策計画　　第6節　避難計画　　第3　避難所の運営　　(11)ペットの取扱 　避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 第1編　風水害等災害対策計画　　第3章　災害応急対策計画　　第17節　防疫・保健衛生計画　　第3　実施方法　　9　被災地域における動物の保護 　市は、被災動物を保護するとともに、危険動物及び犬による危害を防止する。 　また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 弥富市国民保護計画 第3編　武力攻撃事態等への対処　　第4章　警報及び避難の指示等　第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導　(9)動物の保護等に関する配慮 　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
みよし市 （愛知県）	みよし市地域防災計画　（風水害等災害対策計画、地震災害対策計画）　※以下は（風水害等災害対策計画から抜粋するが、地震災害対策計画にも同様の記述あり。 　風水害等災害対策計画　第3編　災害応急対策　第9章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節　避難所の開設・運営　1 市における措置　（4）避難所の運営 （シ）ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。
あま市 （愛知県）	あま市避難所運営マニュアル 4　避難所運営のために使う場所の指定 施設管理者と相談し、避難所運営のために必要な部屋・場所やレイアウト例を参考に場所を指定する。 指定した部屋や場所に、貼り紙などをして表示する ・(表中)生活環境−ペットの受け入れ場所 6　避難してきた人々の受付 世帯ごとに避難所利用者登録票を記入してもらう。（ペット同伴の場合は、ペット登録台帳にも記入）
長久手市 （愛知県）	長久手市地域防災計画　第3編 災害応急対策　第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節 避難所の開設・運営 11　ペットの取扱 避難者が避難所へペットをつれてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 第16章 住宅対策　第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営 3　応急仮設住宅の設置方法 (6)応急仮設住宅の管理及び処分 ア　応急仮設住宅は、被災者に対し一時的居住の場所を与えるための仮設建築物であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受け入れに配慮するものとする。
東郷町 （愛知県）	東郷町地域防災計画　第3編　災害応急　第10章　避難者・帰宅困難者対策 第3節　避難所の運営　6　避難所運営の留意事項 （11）避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難者ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図る。
豊山町 （愛知県）	豊山町地域防災計画 風水害等対策計画　第3編　災害応急対策計画　第9章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節　避難所の開設・運営　第1　町における措置　（4）避難所の運営　（サ）ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 ・愛知県国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章　警報及び避難の指示等　第2 避難の指示等　2 避難の指示　⑧　動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関する配慮についての基本的考え方」（環境省、農林水産省共管）を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。 ・危険動物等の逸走対策 ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
大口町 （愛知県）	大口町地域防災計画マニュアル編 ＜第1章 総則＞M1-03-02 災害応急対策における所掌事務　4 被災地域における動物の保護（環境課） ＜第3章 災害応急対策マニュアル＞M3-06-02防疫・保険衛生 7　　地域協働部は、被災地域における動物の保護を実施する。 7-1　環境課は、県と協力して被災動物の保護及び収容を実施する。 7-2　環境課は、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 ＜第6章 避難所運営マニュアル＞M6－03展開期 30　　衛生班は、避難所内のペット対策を行う。 30-1　避難所にペットを連れてきた避難者に、窓口で届け出るように呼びかけ、『避難所ペット登録台帳』を作成する。 30-2　避難所のペットの管理責任は、原則飼育者にあるものとする。 30-3　大型動物や危険動物の避難所への同伴は断る。 30-4　ペットの飼育場所を決定し、『避難所におけるペットの飼育ルール広報文（案）』とともに、飼育者及び避難者へ通知、徹底する。 30-5　ペットの救護活動が開始された場合は、その情報を飼育者に提供し、協力を求める。
扶桑町 （愛知県）	扶桑町地域防災計画（地震災害対策編） 第3編　災害応急対策/第10章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節　避難所の開設・運営　1（4）避難所の運営 サ　ペットの取扱　避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録することとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。

自治体名	記載状況
大治町 （愛知県）	大治町地域防災計画（平成30年3月） 第１編　風水害等災害対策計画　第2章　災害予防計画　第7節　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1　指定避難所の指定・整備 5　指定避難所が備えるべき設備 （5）ペットの飼育場所の確保 グラウンド等を有する避難所については、屋外に被災したペットの飼育場所を確保するものとする。飼育場所の設置については、鳴き声や臭い等に配慮するよう努めるものとする。 第１編　風水害等災害対策計画　第3章　災害応急対策計画　第5節　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第3　避難所の開設 7　避難所の運営 （11）ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、グラウンド等を有する避難所については、屋外に被災したペットの飼育場所を確保するものとする。飼育場所の設置については、鳴き声や臭い等に配慮するよう努めるものとする。 大治町国民保護計画（平成23年3月） 第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
蟹江町 （愛知県）	蟹江町国民保護計画29年度版　第４章　警報及び避難の指示等　第2節　避難住民の誘導等　第3項　避難住民の誘導　⑽　動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
飛島村 （愛知県）	飛島村地域防災計画　第3章災害応急対策計画 第１３節 防疫・保健衛生計画　第7　被災地域における動物の保護 村は、被災動物を保護及び収容するとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 飛島村地域防災計画【風水害等災害対策計画】 第3編 第9章 第2節 避難所の開設 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 飛島村地域防災計画【風水害等災害対策計画】 第3編 第20章 第4節の１応急仮設住宅の建設 必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。
阿久比町 （愛知県）	阿久比町地域防災計画　−地震･津波災害対策計画−　※風水害等災害対策計画　第3編　第6章および第9章　にも同様の記述あり。 第3編　災害応急対策　第7章　医療救護・防疫・保健衛生対策　第2節　防疫・保健衛生 8　動物の保護　（1）　県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 （2）獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第１０章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第１節　避難所の開設・運営　１　町（総務部防災交通課、避難所施設管理担当課）における措置 （4）　避難所の運営　サ　ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。
東浦町 （愛知県）	東浦町地域防災計画　（風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画、原子力災害対策計画）　※以下は風水害等災害対策計画から抜粋するが、地震・津波災害対策計画にも同様の記述あり。 　風水害等災害対策計画　第3編　災害応急対策　第9章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節　避難所の開設・運営　2 避難所の運営 （11）ペットの取扱 避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「東浦町避難所運営マニュアル」中の「避難所ペット登録簿」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。
南知多町 （愛知県）	南知多町地域防災計画（地震・津波災害対策計画、風水害等災害対策計画）　※以下は風水害等災害対策計画から抜粋するが、地震・津波災害対策計画にも同様の記述あり。 第3編　災害応急対策 第6章　医療救護・防疫・保健衛生対策　第2節　防疫・保健衛生　６　動物の保護 　町は、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 第9章　避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策　第1節　避難所の開設・運営　１　町における措置　（4）避難所の運営　サ　ペットの取扱 　避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。 第２３章　住宅対策　第4節　応急仮設住宅の設置及び管理運営　１　県及び町における措置　（5）被災者の入居及び管理運営　ウ　管理運営 （イ）　応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。 その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死やひきこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮するものとする。
美浜町 （愛知県）	美浜町地域防災計画（地震災害対策計画）　※風水害・原子力等災害対策計画にも同様の記述あり。 第3編　災害応急対策 第10章　避難者・要配慮者支援・帰宅困難者対策 第1節　避難所の開設・運営 1 町（総務部）における措置 （4）避難所の運営 　サ　ペットの取扱 　　避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。
武豊町 （愛知県）	地震・津波災害対策計画 第3編 災害応急対策 第7章 医療救護･防疫･保健衛生対策 第2節　防疫・保健衛生 8 動物の保護 （1）県及び町は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 （2）獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 風水害・原子力等災害対策計画 第3編 災害応急対策 第6章 医療救護･防疫･保健衛生対策 第2節　防疫・保健衛生 8 動物の保護 （1）県及び町は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 （2）獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。
幸田町 （愛知県）	・幸田町地域防災計画 風水害等災害対策計画 第3編災害応急対策 第6章医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節防疫・保健衛生 1．町における措置（6）動物の保護 ・幸田町地域防災計画 地震災害対策計画 第3編災害応急対策 第7章医療救護・防疫・保健衛生対策 第2節防疫・保健衛生（6）動物の保護 　被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。

自治体名	記載状況
三重県	【三重県地域防災計画　地震・津波対策編】 第2部 災害予防・減災対策　第2章 安全な避難空間の確保　第1節 避難対策等の推進　第3項 対策 ■県が実施する対策　1 県における対策及び市町を対象とした対策　（6）ペット対策 県は、市町、（公社）三重県獣医師会等の関係団体等と飼い主責任を基本とした同行避難を想定した危機管理体制を整備する。 ■市町が実施する対策　1 地域等を対象とした対策　（8）ペット対策 市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 ■県民が実施する対策　3 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。 第3部 発災後対策　第4章 避難及び被災者支援等の活動　第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営　第3項 対策 ■市町が実施する対策　5 避難所の開設及び運営　（4）避難所の運営及び管理 ⑧ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第3部 発災後対策　第4章 避難及び被災者支援等の活動　第5節 防疫・保健衛生活動　第3項 対策 ■県が実施する対策　2 防疫活動の支援　（3）ペット対策 県と（公社）三重県獣医師会等の関係団体は、市町に対し、避難所における飼い主と同行避難したペットの受入に関する助言を行うとともに、放浪動物や負傷動物の救護を行う。 また、特定動物（クマ、ライオン等の国が定めた危険動物）が逸走し、飼い主責任による対応が困難な場合、県は、飼い主、関係機関等と連携し対応する。（推進計画） ■市町が実施する対策　1 実施体制　（5）ペット対策 市町は、（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 【市町地域防災計画記載検討項目】（5）ペット対策 ■地域・住民が実施する共助・自助の対策　3 ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。 また、市町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 第3部 発災後対策　第7章 復旧に向けた対策　第2節 住宅の保全・確保 ■県が実施する対策　1 住宅関連情報の受発信　（2）住宅や宅地の被災状況及び応急仮設住宅に関するニーズの把握 また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。 ■市町が実施する対策　3 応急仮設住宅等の確保　（3）応急仮設住宅の建設 またペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。 【三重県地域防災計画　風水害等対策編】 第2部 災害予防・減殺対策　第2章 安全な避難空間の確保　第1節 避難対策等の推進　第3項対策 ■県が実施する対策　1　県における対策及び市町を対象とした対策　（9）ペット対策（医療保健部） 県は、市町、（公社）三重県獣医師会等の関係団体等と連携し、飼い主責任を基本とした同行避難を想定した危機管理体制を整備する。 ■市町が実施する対策　1　地域等を対象とした対策　（10）ペット対策 市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 ■県民が実施する対策　3　ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、同行避難を想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。 第4部 発災後の応急対策　第4章 緊急避難対策　第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保　第3項 対策 ■県が実施する対策　4避難所の開設及び運営　（4）避難所の運営及び管理 ⑧ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 【三重県新地震・津波対策行動計画　第6章 行動計画（発災前の直前対策及び発災後対策）】 ■「ペットの防災対策ガイドライン」の策定・普及 ペットの飼い主が平常時から備えるべき対策や飼い主責任を基本とした同行避難について県民に啓発するため、「ペットの防災対策に関するガイドライン」を策定し、普及を図る。 （目標項目）ガイドラインの策定　（目標　27年度末　策定完了）
四日市市 （三重県）	四日市市地域防災計画　第3部　災害応急対策編 第1章　震災対策　第5節　避難収容活動　6　ペット対策 災害発生時のペット対策をどのように講ずるかは、単なる動物救済の観点からではなく、飼い主への支援とペットによる人への危害防止にもつながります。 そこで市は、自主防災組織及び関係機関などと連携し、避難所におけるペット受け入れ態勢やルール等について検討します。
桑名市 （三重県）	桑名市地域防災計画　平成27年度修正版 第3部－災害応急対策－　第18章－防疫・保健衛生活動－　第1節－防疫－　10－愛玩動物対策－ 本部長は、自ら設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を（社）三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努める。 桑名市国民保護計画 第3編－武力攻撃事態等への対処－　第4章－警報及び避難の指示等－　第2－避難住民の誘導－　3（9）－動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項について、所要の措置を講じるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼育等されていた家庭動物等の保護収容等
いなべ市 （三重県）	いなべ市地域防災計画－震災対策編－　第3部 発災後対策　第4章 避難及び被災者支援等の活動　第5節 防疫・保健衛生活動　第3項 対策　■市が実施する対策　1 実施体制　（7）ペット対策 市は、（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める ■地域・住民が実施する共助・自助の対策　　3 ペットの同行避難対策 ペットを連れて避難所へ避難する場合は、飼い主自らが責任を負うことを前提に、同行避難をする。また、市等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、それぞれの指示に従い、ペットを適正に管理する。 いなべ市地域防災計画－風水害等対策編－　第5部被災者支援・復旧対策　第2章　避難者支援等の活動　第6節 防疫・保健衛生活動 第3項 対策　■市が実施する対策　1 実施体制　（7）ペット対策 市は、（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 ■地域・住民が実施する共助・自助の対策　　3 ペットの同行避難対策 ペットを連れて避難所へ避難する場合は、飼い主自らが責任を負うことを前提に、同行避難をする。また、市等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、それぞれの指示に従い、ペットを適正に管理する。
東員町 （三重県）	東員町地域防災計画 第1編風水害等対策編　第3章災害応急対応計画　第26節防疫・保健衛生活動　第2項対策　1実施体制　（6）ペット対策 （公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護場所を設置するように努める。
菰野町 （三重県）	菰野町地域防災計画（風水害等対策編） 第3章　災害応急対応計画　　第9節　避難対策活動　第6　避難所の開設及び運営　　4　運営計画 (6)ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第26節　防疫・保健衛生計画　　第6　その他の保健衛生対策　　5　被災動物の保護収容 災害により飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら動物の保護収容等の対策を行う。また、避難者の中にはペットとの同行避難が想定されることから、避難場所指定等の対策が必要となる。これらの対策については、県（健康福祉部）、保健所、獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携、協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次を目安として行う。 （1）　放浪動物の保護収容 （2）　飼い主と同行避難するペットの受け入れ （3）　保護した放浪動物に対する餌の配布 （4）　負傷している動物の収容、治療 （5）　飼育困難な動物の一時保管並びに所有者、新たな飼育者探し （6）　その他動物に関する相談の受付 菰野町地域防災計画（震災対策編） 第3章　災害応急対応計画　　第10節　避難対策活動　第6　避難所の開設及び運営　　4　運営計画 (7)ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第23節　防疫・保健衛生計画　　第6　その他の保健衛生対策　　5　被災動物の保護収容 災害により飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら動物の保護収容等の対策を行う。また、避難者の中にはペットとの同行避難が想定されることから、避難場所指定等の対策が必要となる。これらの対策については、県（健康福祉部）、保健所、獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携、協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次を目安として行う。 （1）　放浪動物の保護収容 （2）　飼い主と同行避難するペットの受け入れ （3）　保護した放浪動物に対する餌の配布 （4）　負傷している動物の収容、治療 （5）　飼育困難な動物の一時保管並びに所有者、新たな飼育者探し （6）　その他動物に関する相談の受付

自治体名	記載状況
川越町 （三重県）	川越町地域防災計画　第１編風水害対策編（平成27年3月改訂）―第3章　災害応急対策計画 第28節　防疫・保健衛生活動　第2項　対策　■町が実施する対策　6　ペット対策 町は、自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の管理場所及び救護所を（公社）三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努める。その際、衛生面には十分配慮するものとする。 （第2編 地震・津波対策編（平成27年3月改訂）―第3部　発災後対策計画―第4章　避難及び被災者支援等の活動―第5節　防疫・保健衛生活動（発災19）においても同様の記載有り）
木曽岬町 （三重県）	木曽岬町地域防災計画　第3章　発災後対策計画 第9節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保・運営　第6　避難所の開設及び運営 6運営管理(8)ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。
朝日町 （三重県）	朝日町地域防災計画 【地震津波対策編】第２章　安全な避難空間の確保　第１節　避難対策等の推進（予防７）第３項及び【風水害等対策編】第２章　避難者支援等の活動　第１節　避難対策等の推進（予防７）第３項 ■町が実施する対策 ペット対策　町は飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討する。 ■住民が実施する対策 ペットの同行避難対策　ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具等の常備に努める。 【地震津波対策編】第４章　避難及び被災者支援等の活動　第５節　防疫・保健衛生活動（発災１９）第２項及び【風水害等対策編】第２章　避難者支援等の活動　第６節　防疫・保健衛生活動（復旧１０）第２項 ■町が実施する対策 ペット対策　町は、（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び避難所を設置するよう努める。 ■地域住民が実施する共助・自助の対策 ペットの同行避難対策　ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペットの管理に自ら責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。また、町等によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 【地震津波対策編】第７章　復旧に向けた対策　第２節　住宅の保全・確保（発災２７）第２項及び【風水害等対策編】第４章　復旧に向けた対策　第２節　住宅の保全・確保（復旧１８）第２項 ■町が実施する対策 町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、応急仮設住宅に隣接して、ペットの管理場所を（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努める。
鈴鹿市 （三重県）	【鈴鹿市地域防災計画】 〇第2部　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第10節　避難計画　第2項　市が実施する対策　5　避難所の開設及び運営（総務管理部，市民対策部） (4)運営管理　ケ ペット同行の避難者に対しては，ペットの管理場所を指定するなど，飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 〇第2部　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第11節　応急住宅対策計画　第2項　市が実施する対策（土木対策部）　2　応急仮設住宅の建設 (9)ペット対策　飼い主責任を基本とした同行避難を想定し，（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て，応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所の確保に努める。 〇第2部　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第18節　防疫計画　第2項　市が実施する対策（市民対策部） 6 ペット対策　三重県獣医師会の助言・協力を得て，避難所に隣接した場所に，飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 〇第2部　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第18節　防疫計画　第3項　市民が実施する対策　3 ペットの同行避難対策　ペットの飼い主は，災害が発生し避難所へ避難する場合は，避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に，ペットとともに同行避難を行う。また，ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は，ペットの管理場所及び救護所の指示に従い，ペットを適正に管理する。 〇第3部　地震・津波対策編　第3章　災害応急対策計画　第11節　避難計画　第2項　市が実施する対策　5　避難所の開設及び運営（総務管理部，市民対策部） (4)運営管理　ケ ペット同行の避難者に対しては，ペットの管理場所を指定するなど，飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 〇第3部　地震・津波対策編　第3章　災害応急対策計画　第12節　応急住宅対策計画　第2項　市が実施する対策（土木対策部）　2　応急仮設住宅の建設 (9)ペット対策　同行避難を想定し，（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て，応急仮設住宅に隣接してペットの管理場所の確保に努める。 〇第3部　地震・津波対策編　第3章　災害応急対策計画　第18節　防疫計画　第2項　市が実施する対策（市民対策部） 6 ペット対策　三重県獣医師会の助言・協力を得て，避難所に隣接した場所に，飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 〇第3部　地震・津波対策編　第3章　災害応急対策計画　第18節　防疫計画　第3項　市民が実施する対策　3 ペットの同行避難対策　ペットの飼い主は，災害が発生し避難所へ避難する場合は，避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に，ペットとともに同行避難を行う。また，ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は，ペットの管理場所及び救護所の指示に従い，自らペットを適正に管理する。 【鈴鹿市国民保護計画】 〇第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等 第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導　(9) 動物の保護等に関する配慮（産業対策部） 市は，「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年８月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び，農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ，危険動物等の逸走対策及び要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等について，所要の措置を講ずるよう努める。
亀山市 （三重県）	亀山市地域防災計画（地震災害対策編） 第１０節　避難及び被害者支援等の活動 12 ペット等収容対策 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしているが、避難所での同居生活はできないため、環境対策部は、鈴鹿保健所及び災害時応援協定に基づき、三重県獣医師会鈴鹿支部との連携を図るとともに、動物愛護団体に協力を要請し、避難所等におけるペット収容所の設置並びに放浪動物保護等の活動を行う。また、関係機関等との連携を図り、必要に応じてペット等の保護に関する情報の提供を行う。 1 ペット等収容所の設置 2 負傷した動物の収容・治療・保護 3 災害による放浪動物の収容・保護 4 飼養動物への餌の配布及び飼養困難な動物の一時保護 5 動物に対する相談の実施等
津市 （三重県）	津市地域防災計画 【風水害対策編】 第3編　災害応急対策計画　第１９節　動物の保護及び管理 １愛玩動物の保護及び管理（環境部、市民部、各総合支所） ⑴ 愛玩動物の保護 　ア 災害発生により被害を受けた動物を、 三重県や獣医師会等と協力して保護します。 　イ 三重県や獣医師会等と協力して、逸走した動物の人間へ危害の発生を防止します ⑵ 愛玩動物への対策 　近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となります。 　基本的に屋内での避難生活ではペットを同居させることは困難であるため、避難所の屋外の一角をペットの保護場所とし、ペットは首輪やケージなどを用いて、他の避難者に迷惑がかからないよう飼い主が管理します。 ⑶ 愛玩動物の死体の焼却・埋却の実施 　ア 焼却　石油等を用いて焼却し、焼却後残った灰等は土中に埋却します。 　イ 埋却　埋却に 十分な穴を掘り、死体の上に消石灰を散布し、土砂をもって覆います。 【震災対策編】 第3編　災害応急対策計画　第１８節　動物の保護及び管理 １愛玩動物の保護及び管理（環境部、市民部、各総合支所） ⑴ 愛玩動物の保護 　ア 災害発生により被害を受けた動物を、 三重県や獣医師会等と協力して保護します。 　イ 三重県や獣医師会等と協力して、逸走した動物の人間へ危害の発生を防止します ⑵ 愛玩動物への対策 　近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、避難所及び避難生活においてもその対策が必要となります。 　基本的に屋内での避難生活ではペットを同居させることは困難であるため、避難所の屋外の一角をペットの保護場所とし、ペットは首輪やケージなどを用いて、他の避難者に迷惑がかからないよう飼い主が管理します。 ⑶ 愛玩動物の死体の焼却・埋却の実施 　ア 焼却　石油等を用いて焼却し、焼却後残った灰等は土中に埋却します。 　イ 埋却　埋却に 十分な穴を掘り、死体の上に消石灰を散布し、土砂をもって覆います。

自治体名	記載状況
松阪市 （三重県）	松阪市地域防災計画　≪行動計画編≫第2章 防災ビジョンの実現に向けた具体的なテーマと施策（公助） 1-1-17：ペット救護体制の整備 1. ペットの同行避難への啓発 ・ペットの飼い主は、同行避難することを想定して、平時からペットのしつけや健康管理を行うとともに、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等のペット用避難用具の常備等に努める。 ・本市は、公益社団法人三重県獣医師会松阪多気支部と協力し、ペットの飼い主に対し、同行避難することを想定し、平時からペットのしつけや健康管理、飼い主の連絡先を記載した迷子札等の装着、水や餌等ペット用避難用具の備蓄等に努めるよう啓発を行う。 3-2-15：危険動物の逸走対策及びペットの保護 1. 各主体の責務 （1）本市の役割 ・避難所又は災害現場等に設置する動物救護所、飼い主不明動物一時収容所、及び公益社団法人三重県獣医師会松阪多気支部会員の保有する診療施設において、ペットの状況等の情報提供並びに動物救護活動を行う。 ・避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置することを地域へ呼びかける等、住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 （2）公益社団法人三重県獣医師会松阪多気支部の役割 ・県と協力し「動物救護本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。 ・ 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、災害発生直後の県、本市からの要請に備える。 ①動物救護所における被災動物の管理指導 ②飼い主不明動物一時収容所における被災動物の管理指導 ③負傷動物への医療処置 ④負傷患畜の搬送、動物病院への搬送の要否の決定 ⑤被災動物に関する情報提供 ⑥動物の死亡の確認 ⑦その他必要な応急業務 2. 危険動物の逸走対策及びペットの保護 ・災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想されるため、本市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、県動物愛護管理センター等関係団体と協力体制を確立する。 ・本市は、県及び県獣医師会、県動物愛護管理センター等が設置する「動物救護本部」と協力し、避難所や応急仮設住宅のペットの状況等の情報提供並びに活動を支援し、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。 ・住民と動物が一緒に避難できる避難施設を設置するよう努める。 ※危険動物：「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護法）」第26条によって「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物」として政令で指定された爬虫類。
多気町 （三重県）	多気町地域防災計画　第４章 第５節 防疫・保健衛生活動　５ ペット対策 町は（公社）三重県獣医師会の助言・協力を得て、避難所に隣接した場所に、飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。 災害時における動物救護活動に関する協定（多気町と公益社団法人三重県獣医師会松阪多気支部）
明和町 （三重県）	明和町地域防災計画　風水害等対策編　平成30年度修正　第2章　災害予防計画 第７節　第８　ペット対策 災害時には、多くの住民がペットを伴って避難所に避難してくることが予想されることから、平常時から以下のとおり務める。 （1）　飼い主 ペットの飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう日頃からゲージに慣れさせる等の訓練を行うとともに飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、食料品等動物用避難用品の確保に努める。 （2）　町 町は、避難所等におけるペットの状況等について関係団体等の協力のもと情報提供に努める。 また、避難所設置にあたり、住民が動物を同伴して避難できるよう、ペットの避難場所の確保に配慮する。
大台町 （三重県）	大台町地域防災計画　震災対策編　第１７節　防疫計画 第６　飼い犬の管理 犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。 一方、獣医師等の助言、協力を得て、避難所に隣接した飼い犬等の収容所の設置を検討する。
伊勢市 （三重県）	伊勢市地域防災計画 Ⅰ　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画 第8節　避難対策活動　８ 避難所の開設及び運営　（4）運営管理 キ 愛玩動物の受け入れについては、小中学校において、犬、猫、小鳥の小動物に限り受け入れる。管理については、愛玩家の責任で行う。 第26節　防疫活動　８ 愛玩動物対策 愛玩動物の救護所を公益社団法人三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。 Ⅱ　震災対策編　第4章　災害応急対策計画 第7節　避難対策活動　８ 避難所の開設及び運営　（4）運営管理　キ 愛玩動物の受け入れ 愛玩動物の受け入れについては、小中学校において、犬、猫、小鳥の小動物に限り受け入れる。管理については、愛玩家の責任で行なう。 第１９節　防疫、保健衛生活動　３ 愛玩動物対策 愛玩動物の救護所を公益社団法人三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。 伊勢市国民保護計画 第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等 第2　避難住民の誘導等　３　避難住民の誘導　（9）動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について （平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
玉城町 （三重県）	玉城町地域防災計画　第3章―第２２節―防疫計画 第９　飼い犬の管理 犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。
度会町 （三重県）	度会町地域防災計画 第3部　第3章　災害発生後の対策　第17節　防疫・保健衛生活動　４　愛玩動物対策 町は、自ら設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を（社）三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努める。その際、衛生面には十分配慮するものとする。 第4部　第3章　応急復旧期の対策　第5節　防疫・保健衛生活動　４　愛玩動物対策 町は、自ら設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を（社）三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努める。その際、衛生面には十分配慮するものとする。
志摩市 （三重県）	＜志摩市国民保護計画＞ 第3編　武力攻撃事態等への対処―第４章　警報及び避難の指示等―第２　住民の誘導等―3. 避難住民の誘導 （9）動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼養等されていた家庭動物の保護収容等 ＜志摩市地域防災計画＞ 第3章　災害応急対策計画―第２９節　防疫・保健衛生活動―第６　その他の保健衛生対策―5　被災動物対策 （1）放浪動物対策 災害により飼育されていた犬、猫や家畜等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら動物の保護収容等の対策については、県（健康福祉部）・伊勢保健福祉事務所、社団法人三重県獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。 具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次を目安として行う。 ア　放浪動物の保護収容 イ　避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 ウ　負傷している動物の収容・治療 エ　飼育困難な動物の一時保管及び所有者、新たな飼育者探し オ　その他動物に関する相談の受付 （2）愛玩動物対策 市は、自ら設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を社団法人三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努める。

自治体名	記載状況
鳥羽市 （三重県）	鳥羽市地域防災計画 風水害等対策編　第5部 被災者支援・復旧対策　第6節　防疫・保健衛生活動〔健康福祉部、環境部〕 第3項　対策 ■市が実施する対策　1実施体制の確立 (5) 愛玩動物対策 　市は、(社)三重県獣医師会ほか被災動物支援団体との連絡体制を整え、市が自ら設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を(社)三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。 ■地域・住民が実施する共助・自助の対策 3 ペットの同行避難対策 　ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は。避難先でのペットの管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。 　また、市によりペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 鳥羽市国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処 第4章 警報及び避難の指示等 第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
名張市 （三重県）	名張市地域防災計画　地域防災計画編　―　第3章　災害応急対策計画　ー　第8節　避難対策活動 ー　第3項　対策　ー　11．避難所の開設及び運営　ー　（10）ペットに対する対策 近年、ペットは家族の一員として生活をともにしていることから、避難所での生活においてもその対策が必要となる。基本的に避難所では屋内にペットと同居して避難することは不可能であるため、避難所の屋外の一角にペットの避難場所を設ける。ペットの保護の方法は首輪、くさりを使用し、他の避難者に迷惑がかからないよう、飼い主が責任を持って管理することとする。 名張市地域防災計画　地域防災計画編　ー　第3章　災害応急対策計画　ー第27節　防疫・保健衛生活動 ー第3項　対策　ー　6　愛玩動物対策 市は、自らが設置する避難所に隣接して、愛玩動物の収容所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。また「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき、社団法人三重県獣医師会伊賀支部の協力を得て、迷子動物や放浪犬対策を実施する。
伊賀市 （三重県）	伊賀市地域防災計画　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第28節　防疫・保健衛生活動 第3項　対策　7　愛玩動物対策 震災対策編　　第4章　災害応急対策計画　第24節　防疫・保健衛生活動 第3項　対策　7　愛玩動物対策 市長は、市指定避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を（社）三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。 （根拠：（社）三重県獣医師会伊賀支部と災害時における動物救護活動に関する協定書をH24.3.1に締結）
尾鷲市 （三重県）	＜尾鷲市国民保護計画＞ 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての考え方について （平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養等されていた家庭動物等の保護収容等
紀北町 （三重県）	紀北町地域防災計画 第3部　風水害等対策3（発災後の応急対策） 第1章 避難者支援等の活動 第4節 防疫・保健衛生活動 第2項 防疫活動の実施 4　愛玩動物（ペット）対策 町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、犬や猫などのペット同行の避難者の受入体制について検討するとともに、避難所に隣接して、ペットの管理場所及び救護所を公益社団法人三重県獣医師会の助言・協力を得て設置するよう努めるものとします。
熊野市 （三重県）	熊野市地域防災計画　地震・津波対策編 第3部　発災後対策　第4章　避難及び被災者支援等の活動 第1節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保　第2項　対策　4　避難所の開設及び運営　(4)避難所の運営及び管理 ⑧ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第5節　防疫・保健衛生活動　第2項　対策　5　ペット対策 避難所に隣接してペットの管理場所及び救護所を獣医師の助言・協力を得て設置するよう検討する。 第5節　防疫・保健衛生活動　第2項　対策　6　地域・市民が実施する互助・自助の対策　(3)　ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペット管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。 また、ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 市は必要に応じて熊野保健所の協力を要請するものとする。 熊野市地域防災計画　風水害等対策編 第4部　発災後の応急対策　第4章　緊急避難対策　第1節　避難の指示等及び避難場所・避難所の確保　第2項　対策　6　避難所の開設及び運営　(5)避難所の運営支援及び管理 ⑦ペット同行の避難者に対しては、ペットの管理場所を指定するなど、飼い主責任を基本とした同行避難に配慮した対応に努める。 第5部　被災者支援・復旧対策　第2章　避難者支援等の活動　第6節　防疫・保健衛生活動　第2項　対策 5　ペット対策 避難所に隣接してペットの管理場所及び救護所を獣医師の助言・協力を得て設置するよう検討する。 6　地域・市民が実施する互助・自助の対策　(3)　ペットの同行避難対策 ペットの飼い主は、災害が発生し避難所へ避難する場合は、避難先でのペット管理に自らが責任を負うことを前提に、ペットとともに同行避難を行う。 また、ペットの管理場所及び救護所が設置されている場合は、ペットの管理場所及び救護所の指示に従い、ペットを適正に管理する。 市は必要に応じて熊野保健所の協力を要請するものとする。
紀宝町 （三重県）	紀宝町防災計画　①風水害対策編ー第3章　災害応急対策計画 第28節　防疫・保健衛生活動　第2項　対策ー4愛玩動物対策 町は、自ら設置する避難所に隣接して、愛玩動物の救護所を（社）三重県獣医師会等の助言・協力を得て設置するよう努めるものとする。 ※紀宝町防災計画　②防災対策編ー第4章　災害応急対策計画 第25節　防疫・保健衛生活動　第2項　対策ー4愛玩動物対策にも同文記載。
滋賀県	滋賀県地域防災計画(震災対策編)　第3章　災害応急対策計画 第20 節危険物施設等応急対策計画 8特定動物による危害防止および愛玩動物救護等対策計画 滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）　第3章　災害応急対策計画　第7節　防疫および保健衛生計画　第2 特定動物による危害防止および愛玩動物救護等対策計画 (1)基本方針 災害時には、家屋の倒壊等のため、飼養施設から逸走した特定動物（サル、ワニ等（動物の愛護及び管理に関する法律施行令第2 条別表に掲げる動物））による人への危害を防止するための措置を講ずる必要がある。また、災害時には、飼い主不明または負傷した動物が発生すると同時に、被災者とともに避難所に避難してくる動物が多数生じ、これらに係る問題が予想される。このため、逸走した動物による人への危害防止および動物愛護の観点から、市町および関係団体等と連携し、これらの動物の保護および飼養者への必要な支援等を行う。 (2) 応急対策 ① 特定動物の逸走対策 県（生活衛生課および動物保護管理センター）は、特定動物の逸走および管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。 ア 特定動物の逸走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、危害を防止するため現地へ出動し、捕獲等の措置を講じる。 イ 特定動物が逸走した場合は、付近住民に周知するとともに、各市町に広報協力を依頼する。 ウ 逸走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。 ② 被災地域における動物の保護 県は、飼い主不明または負傷した犬および猫の保護および収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めるものとする。県は、被災動物救護本部の設置および運営管理、被災者不明の被災動物の応急処置に関し、(公社)滋賀県獣医師会と災害時における被災動物救護活動に関する協定書を締結している。 (3) 避難所における動物の適正な飼養 県は、積極的に避難所を設置する市町から情報収集を行い、被災者とともに避難した動物が適切に飼養されるよう、指導および助言等の協力を行うとともに、次のことを実施する。 ア 避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。 イ 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援を行う。 ウ 被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。

自治体名	記載状況
草津市 （滋賀県）	草津市地域防災計画 第6章　防疫および保健衛生計画　第2　計画内容　3　市の行う防疫活動の種別と方法 （8）愛玩動物の一時保管 災害の発生に伴う愛玩動物（犬、猫等）の保護および危害防止等は、原則として飼養者等が行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、市は、県生活衛生班動物保護管理センターや動物愛護団体と連携、協力して飼養困難な動物や放浪動物の一時的な保管等を実施する。 第8章　危険物施設等応急対策計画　第4節　危険な動物等飼養施設応急対策計画 第1　計画方針 飼養施設から逃走した危険動物（ワニ、トラ、クマ等）による危害を防止するため、あるいは、一時的に手放さなければならなくなった動物、飼い主不明となった迷子動物について、市は県生活衛生班や動物保護管理センター等の関係機関等と連携して応急的な措置を講ずる。 第2　事業計画 （1）県本部（生活衛生班および動物保護管理センター）は、危険動物の逃走および管理状況の把握を行う。 （2）危険動物が逃走している場合に、県本部（生活衛生班および動物保護管理センター）から付近住民への周知について協力依頼があった場合、市本部は住民への広報等について協力する。
守山市 （滋賀県）	守山市地域防災計画本編　第3章　災害応急対策計画（一般災害）　第16節　清掃・防疫等　第4　防疫・保健衛生　2. 防疫・保健衛生活動の実施 (4)特定動物による危害防止及び愛玩動物救護 市は、災害時に逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼養者への必要な支援等を行う。 ア　特定動物の逸走対策 環境生活部長は、特定動物の逸走及び管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。 ① 特定動物の逸走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、危害を防止するため、関係団体に出動要請を行う。 ② 特定動物が逸走した場合は、付近住民に周知するとともに、県に広報協力を依頼する。 ③ 逸走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。 イ　被災地域における動物の保護 市は、飼い主不明または負傷した犬及びねこの保護及び収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めるものとする。 ウ　避難所における動物の適正な飼養 市は、被災者とともに避難した動物が避難所で適切に飼養されるよう、県に指導及び助言等の協力を行うとともに、次のことを実施する。 ① 避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。 ② 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援を行う。 ③ 被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。
栗東市 （滋賀県）	栗東市地域防災計画　本編（風水害等・地震災害対策編）　第4章 災害応急対策計画　第15節 避難対策計画 第9　避難所の設置と運営 (7)避難所のペット対策 避難所における被災ペットとの共同生活においては、飼い主が責任を持って飼育することを原則とする（盲導犬、聴導犬、介助犬は別）。なお、具体的扱いは、「避難所運営マニュアル」で定める。 栗東市地域防災計画　本編（風水害等・地震災害対策編）　第4章 災害応急対策計画　第21節 危険物施設等応急対策計画 第8. 危険な動物等飼養施設応急対策計画 1　基本方針 飼養施設から逸走した危険動物（ワニ、トラ、クマ等）による危害を防止するため、また、一時的に手放さなければならなくなった動物、飼い主不明となった迷子動物について、市は関係機関等と連携を密にして実態に即した応急的な措置を講ずる。 2　応急対策 ① 市は、県本部（生活衛生班動物保護管理センター）より、危険動物が逸走している旨の通知を受けた場合、付近住民に周知するための広報を行う。 ②市は、飼い主のわからない負傷または迷子動物等の保護については、県本部（生活衛生班動物保護管理センター）、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、一時保護施設の開設等を行い、動物の保護を図る。 【逸走した危険動物対策フロー】
野洲市 （滋賀県）	野洲市地域防災計画　風水害等対策編　第3部　災害応急対策計画　第1章　防災組織整備計画　第3節　組織計画　5. 災害対策本部の設置　■災害対策本部の編成及び任務分担 野洲市地域防災計画　震災対策編　第3部　災害応急対策計画　第1章　防災組織整備計画　第1節　組織計画　5. 災害対策本部の設置　■災害対策本部の編成及び任務分担 環境経済部　環境衛生班　環境衛生対策　5　被災動物の保護
甲賀市 （滋賀県）	〇甲賀市地域防災計画（本編） 第3章　災害に強いシステムづくり　第1節　防災ビジョン　第1　重点施策　3　災害に強いシステムづくりにおける重点施策 ⑵ 多様な視点に基づく災害時における避難システムを整備する。 ア 安全な避難所等の整備 （ウ）避難所における設備等の整備 愛玩動物等への配慮 第5章　災害に強い人づくりの推進　第4節　避難行動要支援者の災害予防計画　第3　愛玩動物同行避難者に対する災害予防 1　計画方針 避難が必要な災害が発生し、飼い主がペットと同行避難することを原則とした場合、ペットが社会の一員としての適性をもつべきであることを認識し、同行避難するために必要なしつけや健康管理を行うための啓発を行う。 2　現況 これまでの大規模災害の経験から、飼い主と愛玩動物が同行避難することが合理的であると考えられるようになっている。 しかし、同行避難のためには、飼い主の日頃からの心構えと備えについて具体的な検討が急務となっている。 3　愛玩動物同行避難者への支援 災害時には、飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、市は次の支援体制や、放浪動物、負傷動物等の救護体制を検討する。 また、特に大規模災害発生時には、 行政のみで迅速な対応が困難な場合もあることから、地方獣医師会、動物愛護推進員、ボランティア団体等との連携を検討する。 1）飼い主の同行避難や適性な飼育管理に関する啓発 2）愛玩動物同行者専用の避難所整備 3）動物愛護推進員等との災害時の協力体制 4）放浪動物や負傷動物等の救護活動体制 第6章　災害に強いシステムづくりの推進　第2節　避難体制の充実　第1　避難場所・避難所指定計画　2　事業計画　（3）避難所の整備　オ　避難所の機能 ・被災者と共に避難してきた愛玩動物の収容場所の整備 第7章　災害時の応急対策　第19節　災害救助保護計画　第8　愛玩動物対策計画 災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また、被災者と愛玩動物が同行できる避難のあり方について検討を行う。 1. 実施体制 市民環境部が統括し、産業経済部及び獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て行う。 2. 愛玩動物の保護 （1）一時預かり場所の確保 避難等により飼い主による飼育が困難となった愛玩動物の一時預かり場所を確保する。 （2）住居等に残されている愛玩動物への対応 動物愛護団体等に寄せられた愛玩動物の情報を取りまとめ、必要に応じ、保護、給餌等の対応を行う。 （3）飼い主不明愛玩動物への対応 飼い主からはぐれた愛玩動物については、保護するとともに飼い主が判明するよう努める。 （4）ボランティアの活用 災害発生時には、効率的ボランティアのマンパワーを活用する。 （5）負傷した愛玩動物の治療 被災地域に飼い主不明の負傷した愛玩動物がいる場合は、保護収容し応急処置を行う。 （6）愛玩動物の相談窓口の設置 大規模災害発生に伴う愛玩動物の健康等の問い合わせに対応するため、動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。 3. 被災者と愛玩動物が同行できる避難のあり方 被災者と愛玩動物が同行避難した際の避難所での専用収容スペースや避難所における適正飼育等、 愛玩動物の受け入れに関する対策ついて、以下の検討を行う。 ・愛玩動物同行者専用の避難所開設 ・避難所での専用収容スペース ・避難所における愛玩動物の適正飼育 ・必要物資の調達 〇甲賀市国民保護計画（本編） 第4章　警報及び避難の指示等　第2　避難住民の誘導等　3　避難住民の誘導 （9）動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	記載状況
湖南市 （滋賀県）	湖南市防災計画風水害対策編 第3編 災害応急対策計画　第2章 円滑な災害応急活動の展開　第8 避難所運営に際しての留意点 10. 愛玩動物の収容所を獣医等の助言、協力を得て設置するよう検討する。また、必要に応じて、県に対して次の事項を要請する。 ア）愛玩動物に関する必要なものの提供 イ）一時保管の支援 ウ）被災者へ動物救護に関する情報提供
東近江市 （滋賀県）	東近江市地域防災計画　第3編 災害応急対策計画 第1部 風水害、震災、事故災害共通の応急対策 第2章 災害時の応急活動　第12節 し尿・ごみ・がれき等の処理 4 特定動物による危害防止及び愛玩動物救護に関する対策の実施 (1) 特定動物の逸走対策 災害により人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物（サル・ワニ等）の逸走が市内において確認された場合、市本部は、県（生活衛生課）に連絡するとともに、県及び関係団体と連携し、特定動物による市民への危害防止、適切な避難誘導及び特定動物の迅速な捕獲等、必要な措置を講じる。 (2) 被災地域における動物の保護 市本部は、被災地域において、飼主不明又は負傷した犬及び猫を発見した場合、県及び関係機関と連携し、犬による危害発生防止、負傷動物の救護に努めるものとする。 (3) 避難所における動物の適正な飼養 市本部は、避難所に被災者とともに愛玩動物が避難してきた場合、県に連絡するとともに、県に対し動物の適切な飼養に関する援助を要請する。
近江八幡市 （滋賀県）	近江八幡市地域防災計画 第3編　災害応急対策編　　第3章　災害時の応急活動計画　　第１０節　保健衛生及び防疫計画 3　災害時食品衛生・環境衛生対策　　（2）県災害緊急衛生班は、所属長指揮のもとに次の活動を行う。（P184） カ　放浪犬の収容等、動物による危害防止 5　防疫活動　（2）市本部が行う防疫活動の種別と方法（P185） キ　愛玩動物とともに避難した被災者に対する衛生上の配慮
日野町 （滋賀県）	日野町地域防災計画　第3編　災害応急対策計画　　第4章　救援・救護対策　　第1節 救急救助及び医療救護計画　第3 防疫及び保険衛生計画 6　飼育動物の保護及び収容対策 （1）実施機関　　災害で被災放置された犬、猫等の飼育動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処する。 （2）実施方法 ①放浪している動物を保護し、収容する。 ②負傷や病気の動物を治療し、収容する。 ③飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 ④飼養されている動物に餌を配布する。 ⑤動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 ⑥特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 ⑦飼育動物に関する相談窓口を設置する。
竜王町 （滋賀県）	■竜王町地域防災計画　第2編　災害予防計画　第2章　災害に備えた「しくみ」づくり 第4節　避難体制の整備　第2　避難路・避難場所策定　3　避難所の整備 避難所とする施設は、町の施設に限らず、管内に所在する国や県等の公共施設、民間施設とし、指定する施設については、避難所の円滑な立ち上げができるよう仮説トイレやパーティション等の保管、非常用電源、防災行政無線端末の配備等に努めるとともに、施設管理者と鍵の保管や取扱いについて決めておく。 また、町は施設管理者と協力し、バリアフリートイレの設置、スロープの設置、ファックス、テレビの設置等、高齢者や障害者等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努める。 さらに、必要に応じ、家庭で飼養している動物のためのスペースの確保に努める。 なお、民間施設を避難所として指定する場合は、当該施設管理者と災害時応援協定や覚書を締結する。 ■竜王町地域防災計画　第3編　災害応急対策計画（風水害等対策編・震災対策編）　第9章　衛生環境等の対策 第2節　防疫および保健衛生　第1　防疫活動　2　防疫活動の種類と方法 (7) 避難所等の防疫指導等 避難場所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県防疫職員の指導のもと　町において防疫活動を実施する。 この際、施設の管理者を通じて、衛生に関する自治組織を編成し、その協力を得て指導の徹底を期する。 また、町は自ら設置する避難場所に隣接して、愛玩動物の収容所を獣医師等の助言・協力を得て設置するよう検討する。 ■竜王町地域防災計画　第6編　原子力災害対策編　　第2章　災害事前対策 第3節　災害応急体制の整備　第7　広域的な応援協力体制の拡充・強化 町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、愛玩動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。 以下同じ。）等の場所当に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に広報支援を担える体制の整備に向けて、県協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援期間の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・運送体制、後方支援等について必要な準備を整える。 また、町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。 なお、広域応援協定等の締結状況は第2編第2章第１０節に示したとおりである。
彦根市 （滋賀県）	〇彦根市防災計画　第2編　一般対策編　第5部　事故災害対策　第7章　危険物等災害対策　第2節　災害緊急対策 危険な動物等飼育施設の応急対策 逸そうした危険動物対策活動フロー 〇彦根市避難所運営マニュアル ペットと衛生管理 ①　原則として、避難所の居住スペースへのペットの持ち込みは禁止する。ただし、盲導犬など除く。 ②　敷地内の屋外（余裕のある場合には、室内も可）にペット飼育場所を設け、その場所で飼育する。 ③　ペットを伴った避難者に対し、避難所ペット登録台帳への登録を徹底する。 ④　ペットの飼育ルールを作成し、ペットの飼育及び飼育場所の清掃は、飼い主が責任を負ってる。
愛荘町 （滋賀県）	愛荘町地域防災計画（一般対策編）　第3部　災害応急対策計画　第10章　環境・保健衛生対策 第7節　動物（犬、猫等）の管理 1　実施責任 災害の発生にともなう動物（犬、猫等）の保護および危害防止等は、原則として飼養者等が行うものとする。これが困難な場合は、関係機関等の協力により、町が実施する。 2　動物の保護収容等 災害後、被災動物の把握を行い、被災により放浪する犬、猫等について、関係機関、関係団体と協議し、保護収容するとともに、危険動物の逸走対策、危害防止、感染症予防対策等、必要な措置を行う。 3　死亡した動物の処理 (1) 死亡した動物の処理は、その飼養者が行うものとするが、状況によりこれが困難な場合は、関係機関等との協力体制を確立するとともに、第3部第10章第2節「ごみ処理」により衛生的処理に努める。 処理場所の確保について町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 (2) 飼養者等の活動 ア　処理場所を確保し、獣畜の処理については保健所長の許可を受ける。 イ　処理場所が確保できないときは、町へ協力を要請する。 ウ　処理方法および公衆衛生上必要な措置について保健所、町の指導を受け、適正に処理する。 4　住民の活動 (1) 負傷している動物の応急処置 (2) 放浪動物の一時保護および通報 (3) ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (4) 危険動物の逸走対策 (5) ボランティアによる保護動物の管理 (6) その他行政への協力
豊郷町 （滋賀県）	豊郷町地域防災計画 第4節　防疫および保健衛生計画 4　活動内容 （11）危険動物の逸走 危険動物等による住民および避難住民への危害を防止するため、適切な避難誘導および危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を講じる。
甲良町 （滋賀県）	甲良町地域防災計画本編　第3部 災害応急対策計画　第10章 環境・保健衛生対策　第4節 衛生・健康維持 （10）家庭動物等の保護 動物の愛護および避難住民の精神的安定を図る観点から、避難地域において飼養されていた家庭動物等の保管を避難所において行う場合は、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を講ずる。

自治体名	記載状況
多賀町 （滋賀県）	多賀町国民保護計画　第4章 警備および避難の指示等　第2 避難住民の誘導等　3 避難住民の誘導　(9)動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ア 危険動物等の逸走対策 イ 要避難地域等において飼養または保管されていた家庭動物等の保護等
米原市 （滋賀県）	米原市地域防災計画 第5 特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策の実施 1 特定動物の逸走対策 災害により人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物（サル・ワニ等）の逸走が市内において確認された場合、市本部は、県（生活衛生課）に連絡するとともに、県および関係団体と連携し、特定動物による住民への危害防止、適切な避難誘導および特定動物の迅速な捕獲等、必要な措置を講じる。 2 被災地域における動物の保護 市本部は、被災地域において、飼い主不明または負傷した犬および猫を発見した場合、県および関係機関と連携し、犬による危害発生防止、負傷動物の救護に努める。 3 避難所における動物の適正な飼養 市本部は、避難所に被災者とともに愛玩動物が避難してきた場合、避難所における受入れに配慮するとともに、県に連絡し、動物の適切な飼養について援助を要請する。 ① 避難所等への愛玩動物に関する必要な物資の提供 ② 必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管 ③ 被災者への動物救護に関する情報提供
長浜市 （滋賀県）	長浜市地域防災計画 第2章 災害予防計画 第1節　災害に強いシステムづくり 4　避難所に求められる性能と管理運営 (1) 避難所に求められる性能 避難所は、安全性と一定の居住環境が必要であり、以下に示す基準や設備を確保する。なお、これらの条件を満たさないものについては、必要な整備を推進する。 タ　家庭で飼養している動物のためのスペースが確保されている 第3章　災害応急対策計画 第4節　応急対策期の活動 4　特定動物による危害防止及び愛玩動物救護等対策 (1) 方針 市本部は、県及び関係機関と連携し、災害時における家屋の倒壊等のため、飼養施設から逸走した特定動物（サル、ワニ等（動物の愛護及び管理に関する法律施行令第1 条別表に掲げる動物））による人への危害を防止するための措置を講ずる。 また、災害時には、飼い主不明又は負傷した動物が発生すると同時に、被災者とともに避難所に避難してくる動物が多数生じ、これらに係る問題が予想される。 このため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、県及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び飼養者への必要な支援等を行う。 (2) 応急対策 ①　特定動物の逸走対策 県（生活衛生課及び動物保護管理センター）は、特定動物の逸走及び管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、次の必要な措置を行う。 ア　特定動物の逸走が確認された場合は、特定動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、危害を防止するため、現地へ出動する。 イ　特定動物が逸走した場合は、付近住民に周知するとともに、市本部に広報協力を依頼する。 ウ　逸走した特定動物捕獲のため、警察等関係機関に協力を要請する。 ②　被災地域における動物の保護 県は、飼い主不明又は負傷した犬及びねこの保護及び収容を行うとともに、犬による危害の発生を防止するよう努めるものとする。 また、関係機関と連携し、収容した負傷動物の救急活動に努めるものとする。 (3) 避難所における動物の適正な飼養 県は、避難所を設置する市本部から要請があった場合は、被災者とともに避難した動物が適切に飼養されるよう、指導及び助言等の協力を行うとともに、次のことを実施する。 ア　避難所等へ愛玩動物に関する必要な物資の提供に努める。 イ　必要に応じ、被災者の愛玩動物の一時保管の支援を行う。 ウ　被災者へ動物救護に関する情報提供を行う。 第5章　原子力災害対策計画 第3節　緊急事態応急対策 3　避難 (2) 住民への指示・伝達 市は、原子力災害時において、避難の指示を受けたときまたは避難が必要と判断するときは、同報系防災行政無線、安全安心メール、広報車、テレビ・ラジオ、インターネット、CATV（行政チャンネル）、緊急速報メール、自治会長を通じた連絡など多様な伝達手段を用いて、速やかに住民、避難区域に所在する学校、社会福祉施設等の長に避難を指示し、原則として次に掲げる事項について伝達する。 コ　災害の実態に応じた飼い主による家庭動物との同行避難 (10) 避難所における生活環境整備 市は、県の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 (15) 応急仮設住宅の建設 市は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議の上建設する。ただし、建設に当たっては、二次災害に十分配慮するとともに、必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。また、県と連携し、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。なお、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて国及び県に資機材の調達に関して要請する。
高島市 （滋賀県）	高島市地域防災計画　地震災害対策編　第3章　災害応急対策編 第20節　保健衛生および防疫対策　第4項　防疫対策　1．防疫活動内容 （11）愛玩動物および家畜の保護および衛生管理 市は、県の協力を得て、避難者等が飼育する愛玩動物および家畜を一時的に保護し、収容する場所の確保に努めるとともに、当該場所の衛生管理に努める。 第22節　危険物施設等の応急対策計画　第4項　危険な動物等に対する対策（産業循環政策部） 1　基本方針 飼育されていた危険動物（ワニ、トラ、クマ等）が災害により逸走した場合における住民への危害防止を行うため、市は、県および関係機関との連携を密にして必要な措置を行う。 2　平常時における備え （1）市は、県と協力して危険動物が飼育されている場所、所有者および飼育状況の把握に努める。 （2）市は、県および関係機関との連携および協力体制の構築に努める。 （3）市は、県と協力して逸走した動物の捕獲および保護に必要となる資財等の確保に努める。 （4）市は、県に協力し、危険動物の逸走防止のため所有者に対して必要な指導を行う。 3　応急対策 （1）市は、県および関係機関と連携し、情報の収集を行う。 （2）市は、住民に対して注意喚起の広報を行う。（第6節広報計画） （3）市は、県に協力して、動物の捕獲、保護に必要な措置を行う。 （4）市は、県との連携の基に、適切な避難誘導を行う。 高島市地域防災計画　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画 第6節　救急救助および医療救護計画　6．保健衛生および防疫計画　（8）防疫活動 コ　愛玩動物および家畜の保護および衛生管理 市（産業循環政策班）は、県の協力を得て、避難者等が飼育する愛玩動物および家畜を一時的に保護し、収容する場所の確保に努めるとともに、当該場所の衛生管理に努める。

自治体名	記載状況
京都府	京都府地域防災計画（一般計画編（風水害等）） 第2編災害予防計画－第１９章 資材器材等整備計画（各機関）－第３節 食料及び生活必需品の確保計画－第６ 家庭動物の飼料等の確保 １ 家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、５日分(7日分以上が望ましい)のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるよう広報啓発する。 ２ 家庭動物(犬、猫)のペットフード、一時保管用ケージ等の備蓄資材は、京都動物愛護センターにおいて保管する。 第3編 災害応急対策計画－第8章 避難に関する計画（各機関）－第6節 避難所の開設等－第２ 避難所の運営管理等 ３ 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第8章－第11節 車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 第3編－第13章 住宅対策計画（府建設交通部　府健康福祉部　近畿中国森林管理局）－第3節　応急仮設住宅－第５ 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画－第1節 防疫及び保健衛生計画（府健康福祉部・府農林水産部）－第１計画の方針 家庭動物の保護及び収容対策については、市町村及び関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬や猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止及び動物愛護の保持に努める。 第3編－第15章－第1節－第４ 家庭動物の保護及び収容対策 １ 実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、「災害時における動物救護対策マニ ュアル」に基づき、動物救護対策本部を設置し、市町村及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。 ２ 実施方法 (1) 放浪している動物を保護し、収容する。 (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4) 被災動物(同行避難した動物数等)の情報を収集する。 (5) 飼養されている動物に餌を配布する。 (6) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (7) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (8) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 京都府地域防災計画（震災対策計画編） 第２編 災害予防計画－第6章 避難に関する計画（各機関）－第９節 車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。 第3編 災害応急対策計画－第11章 避難に関する計画（各 機 関）－第6節避難所の開設等－第２ 避難所の運営管理等 ３ 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第３編－第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画－第１節 防疫及び保健衛生計画（府健康福祉部・府農林水産部）－第１ 計画の方針 家庭動物の保護及び収容対策については、市町村及び関係団体等と連携し、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、動物由来感染症の予防、人への危害防止、動物愛護の保持に努める。 第3編－第15章－第１節－第４ 家庭動物の保護及び収容対策 １ 実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、「災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、動物救護対策本部を設置し、市町村及び関係団体等と協議し、連携・協力して対処するものとする。 ２ 実施方法 (1) 放浪している動物を保護し、収容する。 (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4) 被災動物(同行避難した動物数等)の情報を収集する。 (5) 飼養されている動物に餌を配布する。 (6) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (7) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (8) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 第3編－第17章 施設の応急対策に関する計画－第9節 住宅応急対策計画－第３ 応急仮設住宅 ５ 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 京都府地域防災計画（原子力災害対策編） 第2編 原子力災害事前対策計画－第7章 緊急事態応急体制の整備 10 広域的な応援協力体制の拡充・強化 府［危機管理部］は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、携行品、家庭動物等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請 第2編－第8章 避難収容活動体制の整備 9 避難場所・避難方法等の周知 府［危機管理部］は、府内関係市町等に対し、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤の配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるよう助言するものとする。 第2編－第14章家庭動物対策 １ 府［健康福祉部］は、災害時に飼い主が速やかに家庭動物と避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。 ２ 府［健康福祉部］は、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。 第3編 緊急事態応急対策計画－第4章 避難、一時移転等の防護措置 １ 避難、一時移転等の防護措置の実施 (10) 府［健康福祉部］は、災害の実態に応じて、市町村と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 ２ 避難所等 (3) 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8) 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第13章 家庭動物等対策 １ 府［健康福祉部］は、災害時動物救護マニュアルにより、飼い主とはぐれた家庭動物の対応や特定動物の飼養者に対する指導体制を整備する。 ２ 府［健康福祉部］は、市町村に対して避難所の整備と併せて家庭動物の収容施設を整備するよう要請する。 ３ 府［健康福祉部］は、収容施設に収容された家庭動物に対して、飼養機材の速やかな配布及び負傷動物の速やかな治療ができるよう関係団体に要請する。
向日市 （京都府）	向日市地域防災計画（一般対策編） 第3編 災害応急対策計画－第2章 応急対策期の活動－第4節 環境・衛生対策の充実－第6 家庭動物の保護及び収容対策 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護については、府健康福祉部、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。 第3編－第2章－第8節 住宅対策－第４ 応急仮設住宅の建設 ５ 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 向日市地域防災計画（地震対策編） 第3編 災害応急対策計画－第2章 応急対策期の活動－第4節 環境・衛生対策の充実－第6 家庭動物の保護及び収容対策 一般対策編第３編第２章第４節を準用する。 第3編－第2章－第8節 住宅対策－第４ 応急仮設住宅の建設 一般対策編第３編第２章第８節を準用する。

自治体名	記載状況
長岡京市 （京都府）	長岡京市地域防災計画（一般災害対策編） 第3編 災害応急対策計画－第6章 避難に関する計画－第2節 避難所の開設－第3 避難所の管理運営 3 避難所の機能 避難所は、避難者を収容する機能のほか、災害により都市機能が麻痺した住民生活を支援するため、地域防災拠点として次の機能を持たせる。 （4）ペットの収容と情報の提供 第3編－第6章－第2節－第5ペットの収容対策 災害により、被災放置されたペットや避難所に避難者が連れて避難したペットの対策について定める。 1 災害対策本部は、保健所と連携し獣医師会及び動物愛護団体が設置し、府が支援する動物救援本部に対して、次の事項について要請する。 （1）飼育されている動物に対する餌の配布 （2）負傷した動物の収容・治療・保管 （3）放浪動物の収容・保管 （4）飼育困難な動物の一時保管 （5）動物に対する相談の実施等 （6）特定動物逃走時の、人への危害防止措置 2 災害対策本部は、動物救援本部に対し、避難所におけるペットの状況等、必要に応じて情報を提供する。 3 避難所管理責任者は、必要に応じて避難所に避難者が連れて避難したペットの収容・保管場所を確保するものとし、その世話は、原則、避難者自らが行うものとする。 4 避難所管理責任者は、ペットの情報交換の場として、避難所の掲示板の一画を提供するよう努める。 第3編－第10章 住宅対策計画（総務班、建設班）－第1 応急仮設住宅の建設 3 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第13章 防疫活動計画－第5家庭動物の保護及び収容対策 1 実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 2 実施方法 （1）放浪している動物を保護し、収容する。 （2）負傷や病気の動物を治療し、収容する。 （3）飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 （4）飼養されている動物に餌を配布する。 （5）動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 （6）特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 （7）家庭動物に関する相談窓口を設置する。 長岡京市地域防災計画（震災対策編） 第3編 災害応急対策計画－第11章 避難に関する計画－第3節 避難所の開設（本部事務局、総務班、建設班）－第3 避難所の管理運営 3 避難所の機能 避難所は、避難者を収容する機能のほか、災害により都市機能が麻痺した住民生活を支援するため、地域防災拠点として次の機能を持たせる。 （4）愛玩動物の収容と情報の提供 第3編－第11章－第3節－第5 愛玩動物の収容対策 災害により、被災放置された愛玩動物や避難所に避難者が連れて避難した愛玩動物の対策について定める。 1 災害対策本部は、保健所と連携し獣医師会及び動物愛護団体が設置し、府が支援する動物救援本部に対して、次の事項について要請する。 （1）飼育されている動物に対する餌の配布 （2）負傷した動物の収容・治療・保管 （3）放浪動物の収容・保管 （4）飼育困難な動物の一時保管 （5）動物に対する相談の実施等 （6）特定動物逃走時の、人への危害防止措置 2 災害対策本部は、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じて情報を提供する。 3 避難所管理責任者は、必要に応じて避難所に避難者が連れて避難した愛玩動物の収容・保管場所を確保するものとし、その世話は、原則、避難者自らが行うものとする。 4 避難所管理責任者は、愛玩動物の情報交換の場として、避難所の掲示板の一画を提供するよう努める。 第3編－第20章 住宅対策計画－第1 応急仮設住宅の建設 3 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
大山崎町 （京都府）	大山崎町地域防災計画（一般計画編） 第3章 応急対策－第7節 避難計画－第11避難者の受入れ、避難所の運営 7 衛生対策 町は、避難所での感染症の発生・拡大を抑えるため、仮設トイレを設置した場合の衛生管理に留意するほか、ごみ出し場所やペットの滞在場所は、屋外に設定することとする。また、避難所は食中毒が発生しやすい状況となるため、衛生管理を徹底する。 第3章－第18節 障害物の撤去、環境保全 ≪目指すところ≫ 災害により堆積した土砂、がれき等の障害物を除去し、良好な生活環境、交通路を確保する。また、廃棄物やし尿等を収集・処理し、感染症の発生・流行を防止し、さらに、大気及び公共用水域等の環境汚染による生活環境への影響及び拡大を防止するほか、被災したペットを保護する。 第3章－第18節－第7　ペットの保護 1 実施機関 町は、災害で被災放置された犬、猫等のペットを保護するため、防災関係機関と連携し、感染症の予防、ペットの愛護、ペットによる人への危害防止に努める。 2 実施内容 放浪動物、負傷・病気の動物の一時的な保護 飼い主が飼養困難なペットの一時的な保護 ペットの所有者等の情報の収集や提供 ペットに関する相談窓口の設置 府をはじめとする防災関係機関へのペットの保護に関する情報連絡及び協力要請 特定動物が逃走した場合の、人への危害防止に必要な措置 第3章－第18節－第9 応援要請 町は、ペットの保護が困難な場合は、府及び京都府獣医師会で締結している「災害時等における京都府獣医師会の協力に関する協定」に基づき、府を通じて協会に協力を要請する。 大山崎町地域防災計画（地震編） 第3章 応急対策－第１８節 障害物の除去、環境保全 ≪目指すところ≫ 災害により堆積した土砂、がれき等の障害物を除去し、良好な生活環境、交通路を確保する。また、廃棄物やし尿等を収集・処理し、感染症の発生・流行を防止し、さらに、大気及び公共用水域等の環境汚染による生活環境への影響及び拡大を防止するほか、被災したペットを保護する。
宇治市 （京都府）	宇治市地域防災計画（一般対策編） 第3編 災害応急対策計画－第12章 避難収容対策計画－第2節 避難所の運営－2. 避難所の運営内容 (6) 避難生活の長期化に伴う対応 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第28章 応急仮設住宅及び住宅の応急修理－第4節 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 宇治市地域防災計画（震災対策編） 第3編 災害応急対策計画－第10章 避難収容対策計画－第2節 避難所の運営－2. 避難所の運営内容 (6) 避難生活の長期化に伴う対応 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第20章 清掃・防疫等に関する対策－第4節 防疫対策－4. ペット等に対する対応 家畜伝染予防法の規定に基づき、家畜・家禽等の伝染病に対して京都府山城家畜保健衛生所等に、検査、予防注射及び消毒等の実施を要請する。 なお、地震により罹災した犬・猫等のペットの収容については、避難所へ誘導繋留する等により対処する。 第3編－第23章 応急仮設住宅対策及び住宅の応急修理－第5節 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 宇治市地域防災計画（事故対策編） 第3編 応急対策計画－第8章 避難収容対策計画－第2節 避難所の運営－2. 避難所の運営内容 (6) 避難生活の長期化に伴う対応 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

自治体名	記載状況
城陽市 （京都府）	城陽市地域防災計画（風水害等対策計画・震災対策計画編） 第3編 災害応急対策計画－第4章 避難－第2節 避難所開設・運営計画－(5) 避難所の運営 ⑧ペット同行避難者への対応及びペット保護 災害発生時における愛玩動物の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例」に基づき飼主による管理を原則とする。 市は、ペットの所有者・管理者に対して飼主の明示（鑑札等）、しつけ、健康管理、ケージ・ペットフード等避難時の持ち出し品の確保、ペットの預け先の確保等について啓発する。 また、感染症の予防、危害の防止、動物愛護の保持を図るため、被災により放置された犬、猫等災害時のペットの救護及び収容に努める。 第3編－第5章 救援・救護・医療－第5節 防疫・保健衛生計画－(4) 家庭動物の保護及び収容対策 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護については、府健康福祉部、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。具体的な方策はおおむね次のとおりとする。 ア 放浪している動物を保護し、収容する。 イ 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 ウ 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 エ 飼養されている動物に餌を配布する。 オ 動物の所有者や新たな所有者を捜すため、情報の収集や提供を行う。 カ 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 キ 家庭動物に関する相談窓口を設置する。
久御山町 （京都府）	久御山町地域防災計画（風水害対策編） 第3章 災害応急対策計画－第8節 避難対策計画－第11ペット対策 1 活動の方針 「京都府災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、被災した犬猫等の救護を行う。 2 避難所における飼育の原則 動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。 3 ペットの把握 避難場所管理職員は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 (1) 飼育者の氏名と住所 (2) 動物の種類と数 (3) 動物の特徴（性別・体格・毛色 等） 4 飼育場所の指定 避難場所管理職員は、避難所における飼育場所の指定を行う。 5 物資等の情報提供 避難場所管理職員は、必要に応じ次に掲げる情報の提供を行う。 (1) 動物用物資の配布（食料、生活必需品） (2) 動物の負傷や病気に対する診断、治療 (3) 動物に関する相談（一時預かり、飼育相談 等） 6 保護施設等への受入調整 避難場所管理職員は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 久御山町地域防災計画（震災対策編） 第3章 災害応急対策計画－第14節 避難場所開設・運営計画－第7 ペット対策 1 活動の方針 「京都府災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、被災した犬猫等の救護を行う。 2 避難所における飼育の原則 動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。 3 ペットの把握 避難場所管理職員は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 (1) 飼育者の氏名と住所 (2) 動物の種類と数 (3) 動物の特徴（性別・体格・毛色 等） 4 飼育場所の指定 避難場所管理職員は、避難所における飼育場所の指定を行う。 5 物資等の情報提供 避難場所管理職員は、必要に応じ次に掲げる情報の提供を行う。 (1) 動物用物資の配布（食料、生活必需品） (2) 動物の負傷や病気に対する診断、治療 (3) 動物に関する相談（一時預かり、飼育相談 等） 6 保護施設等への受入調整 避難場所管理職員は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 久御山町地域防災計画（事故対策編） 第3章 災害応急対策計画－第9節 避難場所開設・運営計画－第5 ペット対策 1 活動の方針 「京都府災害時における動物救護対策マニュアル」に基づき、獣医師会及び動物愛護団体等と連携して、被災した犬猫等の救護を行う。 2 避難所における飼育の原則 動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。 3 ペットの把握 避難場所管理職員は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 (1) 飼育者の氏名と住所 (2) 動物の種類と数 (3) 動物の特徴（性別・体格・毛色 等） 4 飼育場所の指定 避難場所管理職員は、避難所における飼育場所の指定を行う。 5 物資等の情報提供 避難場所管理職員は、必要に応じ次に掲げる情報の提供を行う。 (1) 動物用物資の配布（食料、生活必需品） (2) 動物の負傷や病気に対する診断、治療 (3) 動物に関する相談（一時預かり、飼育相談 等） 6 保護施設等への受入調整 避難場所管理職員は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

自治体名	記載状況
八幡市 （京都府）	八幡市地域防災計画（災害対策共通編） 第3編 災害応急対策計画－第1章 応急対策活動の実施－第26節 住宅の確保－第4 応急仮設住宅の供給－3 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 八幡市地域防災計画（風水害対策編） 第2章 風水害対策の予防計画における重要な計画事項－第1節 避難に関する計画－第8 車中泊避難 大規模災害発生時において、プライバシーの確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、市は、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。 第3章 風水害対策の応急対策計画における重要な計画事項－第4節 風水害時の避難計画－第4 避難所の開設及び運営－3 避難所の運営及び管理方法 (6) 犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3章－第4節－第5 避難所における生活環境の整備 市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握するとともに、関係担当部と協議の上、避難所における生活の改善に必要な施設及び設備の整備に努め、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い、男女双方の視点、家庭動物との避難等に配慮する。 第3章－第4節－第10 車中泊避難 プライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、市は、避難者 数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。 八幡市地域防災計画（震災対策編） 第2章 震災対策の予防計画における重要な計画事項－第1節 避難に関する計画－第8 車中泊避難 大規模災害発生時において、プライバシーの確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、市は、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。 第3章 震災対策の応急対策計画における重要な計画事項－第4節 震災時の避難計画－第4 避難所の開設及び運営－3 運営及び管理方法 (6) 犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3章－第4節－第5 避難所における生活環境の整備 市は、避難生活が長期化する場合、又は厳冬期、盛夏期等に、関係部と協議の上、避難所における生活の改善に必要な施設及び設備の整備に努め、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い、男女双方の視点、家庭動物との避難等に配慮する。 第3章－第4節－第10 車中泊避難 プライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、市は、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や避難所への移行を進める。 八幡市地域防災計画（原子力災害対策編） 第2章 原子力災害事前対策計画－第6節 避難収容活動体制の整備－9 避難場所・避難方法等の周知 市は、避難や避難退域時検査等の場所・避難誘導方法(バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。)、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知徹底に努める。 第3章 緊急事態応急対策計画－第4節 避難、一時移転等の防護措置－第3 避難所等 3 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 8 必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
京田辺市 （京都府）	京田辺市地域防災計画（風水害・事故対策編） 第3編 災害応急対策計画－第2章 応急復旧期の活動－第5節 住宅応急対策計画－4. 応急仮設住宅 (4) 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 第3編－第2章－第7節 防疫及び保健衛生計画 1 計画の方針 家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。 2 実施責任者 (4) 家庭動物の保護及び収容対策 災害で放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 3 計画の内容 (5) 家庭動物の保護及び飼養 ① 動物の保護及び収容 災害により被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して以下の方法により対処するものとする。 (ｱ) 放浪している動物を保護し、収容する。 (ｲ) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (ｳ) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (ｴ) 飼養されている動物に餌を配布する。 (ｵ) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (ｶ) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (ｷ) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 ② 避難所における動物の適正な飼養 市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、避難所での飼育動物の対策は以下を基本として、各避難所の状況に応じて詳細を定めるものとする。 ■避難所における飼育動物の受け入れに関する基本方針 ① 避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。 ② 飼料、水、ケージ（小動物の場合）、医薬品等の生活用品は、原則として飼い主が準備する。 ③ 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬及び聴導犬）の同伴を周知する。 ④ 危険動物は、避難所への同伴はできないものとする。 ⑤ 飼育場所は居住スペースとは別とし、特に動物アレルギーを持つ人に配慮する。 ⑥ 動物の飼育場所の管理・運営は、飼い主同士やボランティアが協力して、各避難所の運営協議会等が定めた飼育ルールに従い行う。 ③ 死亡動物の処理 死亡した動物は適切に処理する。 京田辺市地域防災計画（震災対策編） 第3編 震災応急対策計画－第2章 応急復旧期の活動－第5節 住宅応急対策計画－4. 応急仮設住宅 (4) 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。 第3編－第2章－第7節 防疫及び保健衛生計画 1. 計画の方針 家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。 2. 実施責任者 (4) 家庭動物の保護及び収容対策 災害で放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 3. 計画の内容 (5) 家庭動物の保護及び飼養 ① 動物の保護及び収容 震災により被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して以下の方法により対処するものとする。 (ｱ) 放浪している動物を保護し、収容する。 (ｲ) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (ｳ) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (ｴ) 飼養されている動物に餌を配布する。 (ｵ) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (ｶ) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (ｷ) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 ② 避難所における動物の適正な飼養 市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、避難所での飼育動物の対策は以下を基本として、各避難所の状況に応じて詳細を定めるものとする。 ■避難所における飼育動物の受け入れに関する基本方針 ① 避難所の飼育動物の管理は、飼い主の責任で行う。 ② 飼料、水、ケージ（小動物の場合）、医薬品等の生活用品は、原則として飼い主が準備する。 ③ 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）に規定する身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬及び聴導犬）の同伴を周知する。 ④ 危険動物は、避難所への同伴はできないものとする。 ⑤ 飼育場所は居住スペースとは別とし、特に動物アレルギーを持つ人に配慮する。 ⑥ 動物の飼育場所の管理・運営は、飼い主同士やボランティアが協力して、各避難所の運営協議会等が定めた飼育ルールに従い行う。 ③ 死亡動物の処理 死亡した動物については適切に処理する。

自治体名	記載状況
井手町 （京都府）	井手町地域防災計画（風水害等対策編） 第3編 災害応急対策計画－第6章 救援救護に関する計画－第5節 住宅対策計画－3. 応急仮設住宅 (4) 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。 第3編－第7章 保健衛生、防疫等計画－第1節 清掃計画－1. 計画の方針 被災地のごみ及びし尿等に係る廃棄物処理業務等を迅速適切に実施し、生活環境の保全を図る対策について定める。また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、動物愛護の保持に努める。 井手町地域防災計画（震災対策編） 第3編 災害応急対策計画－第13章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画 －第1節 防疫及び保健衛生計画 －5. 家畜伝染性疾病の予防 災害発生に伴う家畜伝染性疾病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染病予防法の規定に基づいて山城家畜保健衛生所を主体として協力し、検査、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。また、家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、山城北保健所と連携を図りながら感染症の予防、動物愛護の保持に努める。 第3編－第15章 施設の応急対策に関する計画－第8節 住宅対策計画－3. 応急仮設住宅 (4) 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
宇治田原町 （京都府）	宇治田原町地域防災計画（一般計画編） 第3章 災害応急対策計画－第17節 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画－第2 防疫・保健衛生 6 家庭動物の保護及び収容対策 町は、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処する。 (1) 放浪している動物を保護し、収容する。 (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4) 飼養されている動物に餌を配布する。 (5) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (6) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (7) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 第3章－第19節 住宅の応急対策に関する計画－第4 応急仮設住宅の設置等 (4) 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 宇治田原町地域防災計画（震災対策編） 第3章 災害応急対策計画－第16節 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画－第2 防疫・保健衛生対策 6 家庭動物の保護及び収容対策 町は、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、 団体と協議し、連携・協力して対処する。 (1) 放浪している動物を保護し、収容する。 (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4) 飼養されている動物に餌を配布する。 (5) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (6) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (7) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 第3章－第19 節 住宅の応急対策に関する計画－第5 応急仮設住宅の設置等 (4) 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
木津川市 （京都府）	木津川市地域防災計画 第2編 災害予防計画－第30章 避難に関する計画－第11節 車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。なお、住民の屋外避難に当たっては、市が指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。 第3編 災害応急対策計画－第8章 避難対策計画－第9節 避難所の開設及び管理等－第4 避難所の管理運営 4避難者の居住性の向上 避難所におけるペットについては、飼い主の責任においてペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者の迷惑とならないように努め、避難施設及び同居者の状況により、ペット置き場等のためのスペースの確保に努める。 11 車中泊避難者対応 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシーの確保、ペットの同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供や、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群をはじめとする健康対策を行う。 第3編－第12章 住宅対策計画－第3 応急仮設住宅－10 応急仮設住宅 必要に応じ、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第14章 保健衛生、防疫計画－第1 計画の方針 ペットの保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等のペットを保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。 第3編－第14章－第6 ペットの保護及び収容対策 1 実施機関 災害で放置された犬、猫等のペットの保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 2 実施方法 (1) 放浪している動物を保護し、収容する。 (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4) 被災動物（同行避難した動物数等）の情報を収集する。 (5) 飼養されている動物に餌を配布する。 (6) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (7) 特定動物が逃走した場合、人への危害防止を図るため、必要な措置を講じる。 (8) ペットに関する相談窓口を設置する。
笠置町 （京都府）	笠置町地域防災計画 第3部 災害応急対策計画（一般計画編） 第8章 避難に関する計画－第2節 計画の内容－第5 指定避難所の運営 1 指定避難所の運営管理 (2) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第13章 住宅対策計画－第2節 計画の内容－第2 応急仮設住宅 4 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第4部 災害応急対策計画（震災対策編） 第14章 避難に関する計画 第3部 災害応急対策計画（一般計画編）第8章 避難に関する計画に準じる。 第26章 住宅対策計画 第3部 災害応急対策計画（一般計画編）第13章 住宅対策計画に準じる。

自治体名	記載状況
和束町 （京都府）	和束町地域防災計画（一般計画編） 第3編 災害応急対策計画－第8章 避難に関する計画－第5節 避難所の開設等－第1 避難所の開設及び管理等－4 避難所の管理運営等 (5)必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第13章 住宅対策計画－第2節 応急仮設住宅－第4 仮設住宅等の供与 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理計画－第1節 防疫及び保健衛生計画 家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。 第3 家庭動物の保護及び収容対策 1 実施機関 災害で放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 2 実施方法 (1) 放浪している動物を保護し、収容する。 (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4) 飼養されている動物に餌を配布する。 (5) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (6) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (7) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 和束町地域防災計画（震災対策計画編） 第3編 災害応急対策計画－第8章 避難に関する計画－第1節 避難所の開設 7 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第12章 施設の応急対策に関する計画－第4節 住宅 一般計画編　第3編－第13章「住宅対策計画」に準じる。 第3編－第14章 保健衛生、防疫及び遺体処理計画 一般計画編　第3編－第15章「保健衛生、防疫及び遺体処理計画」に準じる。
精華町 （京都府）	精華町地域防災計画 第3編 災害応急対策計画－第10章 避難に関する計画－第9節 避難所の運営管理等－1. 指定避難所の運営 (2) 生活環境の管理 ウ 必要に応じ、家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第15章 住宅対策計画－第3節 応急仮設住宅建設と供与－6. 応急仮設住宅の管理 (3) 応急仮設住宅の運営 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第3編－第17章 防疫対策計画－第5節 家畜伝染病の予防 災害発生に伴う家畜（ペットを含む）伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染予防法の規定に基づき、府山城家畜保健衛生所（城陽市寺田北山田31-47、電話（0774）52-2040）を主体として、検査、衛生指導、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。また、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物は保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。
南山城村 （京都府）	南山城村地域防災計画（一般対策編） 第3編 災害応急対策計画－第8章 避難に関する計画－第5節 避難所の開設等－第1 避難所の開設及び管理等－4 避難所の管理運営 避難所責任者は、次のような避難所の管理運営を行う。 (7) 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第13章 住宅対策計画－第2節 応急仮設住宅－第5 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第15章 保健衛生、防疫及び遺体処理計画－第1節 防疫及び保健衛生計画 家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。 第3 家庭動物の保護及び収容対策 1 実施機関 災害で放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 2 実施方法 (1) 放浪している動物を保護し、収容する。 (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4) 飼養されている動物に餌を配布する。 (5) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (6) 特定動物が逃走した場合、人への危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (7) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 南山城村地域防災計画（震災対策計画編） 第3編 災害応急対策計画－第8章 避難に関する計画 避難に関する計画は、一般計画編　第3編－第8章「避難に関する計画」の定めるところによる。 第3編－第12章 施設の応急対策に関する計画－第4節 住宅 一般計画編　第3編－第13章「住宅対策計画」を準用する。 第3編－第14章 保健衛生、防疫及び遺体処理計画 一般計画編　第3編－第15章「保健衛生、防疫及び遺体処理計画」を準用する。

自治体名	記載状況
亀岡市 （京都府）	亀岡市地域防災計画（一般計画・災害予防計画編） 第2編 災害予防計画－第2章 災害に備えた防災体制の確立－第8節 車中泊避難等の対策 《基本方針》 大規模災害において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。なお、住民の屋外避難にあたっては、本市があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難等を推奨するものではない。 亀岡市地域防災計画（震災対策計画編） 第2編 地震災害応急対策計画－第2章 応急復旧期の対策活動－第2節 避難所の開設・管理 《対策の展開》3. 避難所の管理 ⑹ 避難者への配慮 管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保、ペットを同行しての避難者等に対して配慮するものとする。 第2編－第2章－第13節廃棄物の処理－4. 死亡獣畜及び家庭動物対策 《対策の展開》 ⑴ 初期対応 死亡獣畜及び家庭動物の発生状況を把握する。 ⑵ 死亡獣畜の処理 ① 処理責任者 災害によって死亡し、放置された犬猫等は、救助部衛生班が収集・処理を行う。 ② 処理方法 ア 救助部衛生班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集する。救助部衛生班は、消毒その他の衛生処理を行う。 イ 収集された死亡獣畜は、定めた方法に基づき焼却する。 ⑶ 家庭動物の対策 地震発生後、被災によって、飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら家庭動物の保護収容等の対策については、府健康福祉部、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、概ね次を目安として行う。 ① 家庭動物の保護収容 ② 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 ③ 負傷している動物の収容・治療 ④ 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し ⑤ 特定動物が逃走した場合の措置 ⑥ その他動物に関する相談の受付 防災計画（風水害等対策計画編） 第2編 風水害等災害応急対策計画－第3章 応急復旧期の対策活動－第2節 避難所の開設・管理 《対策の展開》 3. 避難場所の管理 ⑹ 避難者への配慮 管理責任者は、避難場所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー確保、ペットを同行しての避難者等に配慮するものとする。 第2編－第3章－第13節 廃棄物の処理－4. 死亡獣畜及び家庭動物対策 《対策の展開》 ⑴ 初期対応 死亡獣畜及び家庭動物の発生状況を把握する。 ⑵ 死亡獣畜の処理 ① 処理責任者 災害によって死亡し、放置された犬猫等は、救助部衛生班が収集・処理を行う。 ② 処理方法 ア 救助部衛生班は、死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集する。救助部衛生班は、消毒その他の衛生処理を行う。 イ 収集された死亡獣畜は、定めた方法に基づき焼却する。 ⑶ 家庭動物の対策 災害発生後、被災によって、飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら家庭動物の保護収容等の対策については、府健康福祉部、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、概ね次を目安として行う。 ① 家庭動物の保護収容 ② 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 ③ 負傷している動物の収容・治療 ④ 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し ⑤ 特定動物が逃走した場合の措置 ⑥ その他動物に関する相談の受付
南丹市 （京都府）	南丹市地域防災計画（一般計画編） 第3章 災害応急対策計画－第14節 防疫計画－第7 家庭動物の保護及び収容対策 1 実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 2 実施方法 (1) 放浪している動物を保護し、収容する。 (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4) 飼養されている動物に餌を配布する。 (5) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (6) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (7) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 南丹市地域防災計画（震災計画編） 第3章 災害応急対策計画－第17節 防疫計画 一般計画編第3章第14節「防疫計画」を準用するものとする。 南丹市地域防災計画（原子力災害対策編） 第1章 総則－第2節 計画の性格－第2 南丹市地域防災計画一般災害対策編との整合性 この計画は、「南丹市地域防災計画（原子力災害対策編）」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「南丹市地域防災計画一般計画編」によるものとする。 第2章 原子力災害事前対策計画－第7節 緊急事態応急体制の整備－第7 広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。 第2章－第8節 避難収容活動体制の整備－第10 避難所・避難方法等の周知 市は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。 第2章－第13節 家庭動物等対策 1 京都府は、災害時に飼い主が速やかにペットと避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。 2 京都府は、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。市はこれに協力する。 第3章 緊急事態応急対策計画－第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動 第1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 7 市は、災害の実態に応じて、京都府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 第2 避難場所 3　必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 8　必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3章－第13節 家庭動物等対策 災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。 市は、京都府、関係団体に協力を求め、避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設の整備について検討するものとする。

自治体名	記載状況
京丹波町 （京都府）	京丹波町地域防災計画（一般計画編） 第3章 災害応急対策計画－第8節 避難対策計画－第10 避難所の開設及び管理等 4 避難所の管理運営等 (12) 必要に応じ、避難所、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3章－第13節 住宅対策計画－第3 応急仮設住宅 11 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3章－第15節 保健衛生、防疫計画－第8 家庭動物の保護及び収容対策 1 実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 2 実施方法 (1) 放浪している動物を保護し、収容する。 (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4) 飼養されている動物に餌を配布する。 (5) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (6) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (7) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 京丹波町地域防災計画（震災対策計画編） 第3章 災害応急対策計画－第9節 保健衛生、防疫計画 一般計画編 第3章 15 節「保健衛生、防疫計画」を準用する。 第3章－第13節 避難対策計画－第1 計画の方針 避難対策計画は、一般計画編　第3章－第8節「避難対策計画」の定めるところによる 第3章－第17節 施設の応急対策に関する計画－第9 住宅 一般計画編 第3章第 13 節「住宅対策計画」を準用する。 京丹波町地域防災計画（原子力災害対策計画編） 第1章 総則－第2節 計画の性格 2. 京丹波町における災害対策との関係 この計画は、「京丹波町地域防災計画」の「原子力災害対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「京丹波町地域防災計画（一般計画編、震災対策計画編）」によるものとする。 第2章 原子力災害事前対策－第8節 避難収容活動体制の整備－9. 避難場所・避難方法等の周知 町は、避難や避難退域時検査及び除染等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。 第2章 原子力災害事前対策－第13節 家庭動物等対策 (1) 町は、災害時に飼い主が速やかにペットと避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示した京都府が作成したガイドブックを配布して啓発する。 (2) 町は、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。 第3章 緊急事態応急対策－第4節 避難、屋内退避等の防護措置－2. 避難所等 (3)　必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8)　必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3章－第13節 家庭動物等対策 災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。 町は、京都府、関係団体に協力を求め、避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設の整備について検討するものとする。
綾部市 （京都府）	綾部市地域防災計画（一般対策計画編 ） 第2編 災害予防計画－第2章 災害に強いシステムづくり－第4節 避難体制整備計画－第8 車中泊避難計画 1 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生する恐れがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、あらかじめ体制整備を図る。なお、住民の屋外避難に当たっては、あらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。 第3編 災害応急対策計画－第4章 避難収容計画－第1節 避難計画、避難所の開設・運営－第3 指定避難所の開設 5 避難所の運営管理 (3) 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第4章－第1節－第7 車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 第3編－第7章 被災者の生活支援計画－第5節 住宅応急確保計画－第5 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第8章 社会環境の確保計画－第1節 防疫及び保健衛生計画－第6 家庭動物の保護、収容及び家畜伝染病予防 災害で放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、府・関係団体と協議し、連携・協力して対処する。また、災害発生に伴う家畜伝染病の予防及びまん延防止について、家畜伝染病予防法の規程に基づき、家畜保健衛生所の実施する検査、予防注射及び消毒に協力する。 綾部市地域防災計画（震災対策計画編 ） 第2編 災害予防計画－第2章 災害に強いシステムづくり－第3節 避難体制整備計画 〔一般対策計画編 第2編 第2章 第4節と同じ〕 第3編 災害応急対策計画－第4章 避難収容計画－第1節 避難計画、避難所の開設・運営 〔一般対策計画編 第3編 第4章 第1節と同じ〕 第3編－第7章 被災者の生活支援計画－第5節 住宅応急確保計画 〔一般対策計画編 第3編 第7章 第5節と同じ〕 第3編－第8章 社会環境の確保計画－第1節 防疫及び保健衛生計画 〔一般対策計画編 第3編 第8章 第1節と同じ〕 綾部市地域防災計画（原子力災害対策計画編 ） 第1編 総則－第2章 計画の性格－2 市地域防災計画一般対策計画編との整合性 この計画は、「市地域防災計画」の「原子力災害対策計画編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「市地域防災計画一般対策計画編」によるものとする。 第2編 原子力災害事前対策－第6章 緊急事態応急体制の整備－第8 広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。 第2編－第7章 避難収容活動体制の整備－第10 避難場所・避難方法等の周知 市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車等の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるものとする。 第3編 緊急事態応急対策－第4章 避難、一時移転等の防護措置－第1 避難、一時移転等の防護措置の実施 8 市は、災害の実態に応じて、京都府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 第3編－第4章－第2 避難所等 3　必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に配慮するものとする。 8　必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第13章 家庭動物の対策 災害発生時には、所有者不明の家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。市は、国、府に協力を求め、避難所の整備と併せて家庭動物の収容施設の整備について検討するものとする。

自治体名	記載状況
舞鶴市 （京都府）	舞鶴市地域防災計画（一般災害対策編） 第2編 災害予防計画－第3章 災害に強いシステムづくり計画－第7節 避難体制の整備計画－12 車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生するおそれがある。そこで、避難者数の把握や救援物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ体制整備を図る。なお、住民の屋外避難に当たっては、舞鶴市があらかじめ指定する指定避難所への避難が基本であって、車中泊避難を推奨するものではない。 第2編－第3章－第9節 物資確保計画- 5 家庭動物の飼料等の確保 家庭動物が居る場合、飼い主責任として、人に迷惑をかけない平常時のしつけに加え、５日分(7日分以上が望ましい)のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるよう広報啓発する。 第3編 災害応急対策計画－第4章 避難に関する計画－第3節 避難所の開設・運営－3 避難所の管理、運営の留意点 (12) 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第4章－第5節 車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要があり、舞鶴市は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。 第3編－第14章 公共公益施設の応急対策計画－第5節 建築物・住宅応急対策計画－2 応急仮設住宅の建設 (5) 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 舞鶴市地域防災計画（震災対策編） 第3編 災害応急対策計画－第4章 避難に関する計画－第3節 避難所の開設・運営－3 避難所の管理、運営の留意点 (12) 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所におけ る家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第4章－第5節 車中泊避難計画 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要があり、舞鶴市は、地域の実情を踏まえ、車中泊避難に係る情報提供やエコノミークラス症候群防止をはじめとした健康対策を行う。また、指定避難所における車中泊避難者に適切に対応するとともに、車中泊避難から自宅への速やかな帰宅や指定避難所への移行を進める。 第3編－第15章 公共公益施設の応急対策計画－第5節 建築物・住宅応急対策計画－2 応急仮設住宅の建設 (5) 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。 舞鶴市地域防災計画（原子力災害対策編） 第2章 原子力災害事前対策－第7節 緊急事態応急体制の整備－8 広域的な応援協力体制の拡充・強化 舞鶴市は、国、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。 第2章－第8節 避難収容活動体制の整備－10 避難所等・避難方法等の周知 舞鶴市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。 第2章－第14節 家庭動物対策 1 舞鶴市は、原子力災害時において、飼い主が速やかに家庭動物と避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示した京都府が作成したガイドブックを配布して啓発する。 2 舞鶴市は、原子力災害時において、迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。 第3章 緊急事態応急対策計画－第4節 避難等の防護措置－1 避難等の防護措置の実施 (8) 舞鶴市は災害の実態に応じて、京都府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 第3章－第4節－2 避難所等 (3)　必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8)　必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3章－第13節 家庭動物等対策 災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。 舞鶴市は、国、京都府及び関西広域連合に協力し、避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設の整備をはじめ、飼養管理等に携わる人員の確保等の体制の整備について検討するものとする。
福知山市 （京都府）	福知山市地域防災計画（一般計画編） 第3部 災害応急対策計画－第8章 避難計画－第7節 広域避難所等の運営管理－第2 広域避難所等の運営管理 4 市は、府の協力のもと、避難の長期化等必要に応じて避難場所及び車中（泊）避難における生活環境が常に良好なものとなるよう以下の状況を把握し、必要な対策を講じるよう努める。 (9) 避難場所における家庭動物のためのスペース確保 第3部－第12章 応急住宅対策計画－第4節 応急仮設住宅－第4 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3部－第14章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画－第1節 防疫及び保健衛生計画－第1 計画の方針 家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより感染症の予防、危機防止、動物愛護の保持に努める。 第3部－第14章－第1節－第5 家庭動物の保護及び収容対策 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護については、府健康福祉部、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。具体的な方策は次のとおりとする。 1 放浪している動物を保護し、収容する。 2 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 3 飼い主が飼養困難な動物を一時、預かる。 4 飼養されている動物に餌を配布する。 5 動物の所有者や新たな所有者を捜すため、情報の収集や提供を行う。 6 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 7 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 第3部－第14章－第1節－第7 家庭動物及び家畜並びに野生動物の死体処理 防疫措置を迅速に実施し、保健衛生を確保するため、動物の死体は、適切に埋設・焼却するものとする。 福知山市地域防災計画（震災対策計画編） 第3部 災害応急対策計画－第10章 避難計画－第7節 広域避難所等の運営管理－第2 広域避難所等の運営管理 4 市は、府の協力のもと、避難の長期化等必要に応じて避難場所及び車中（泊）避難における生活環境が常に良好なものとなるよう以下の状況を把握し、必要な対策を講じるよう努める。 (9) 避難場所における家庭動物のためのスペース確保 第3部－第13章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画－第1節 防疫及び保健衛生計画－第1 計画の方針 家庭動物の保護及び収容対策については、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物を保護・収容することにより感染症の予防、危機防止、動物愛護の保持に努める。 第3部－第13章－第1節－第5 家庭動物の保護及び収容対策 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護については、府保健福祉部、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して対処するものとする。具体的な方策は次のとおりとする。 1 放浪している動物を保護し、収容する。 2 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 3 飼い主が飼養困難な動物を一時、預かる。 4 飼養されている動物に餌を配布する。 5 動物の所有者や新たな所有者を捜すため、情報の収集や提供を行う。 6 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 7 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 第3部－第13章－第1節－第7 家庭動物及び家畜並びに野生動物の死体処理 防疫措置を迅速に実施し、保健衛生を確保するため、動物の死体は、適切に埋設・償却するものとする。 第3部－第15章 施設の応急対策に関する計画－第8節 応急住宅対策計画－第4 応急仮設住宅 4 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 福知山市地域防災計画（原子力災害対策計画編） 第2章 原子力災害事前対策－第7節 緊急事態応急体制の整備－第8 広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国、府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、府の協力のもと、市町村間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整える。 第2章－第8節 避難収容活動体制の整備－第8 避難所等・避難方法等の周知 市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配付等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。 第3章 緊急事態応急対策－第4節 避難、一時移転、避難収容等の防護措置－第1 避難、一時移転、避難誘導等の防護措置の実施 8 市は、災害の実態に応じて、府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 第3章－第4節－第2 避難所等 3　必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に配慮する。 8　必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第3章－第12節 家庭動物の対策 災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。市は、国、府に協力を求め、避難所の整備と併せて家庭動物等の収容スペースの整備について検討するものとする。

自治体名	記載状況
宮津市 （京都府）	宮津市地域防災計画 第3章 風水害等災害応急対策計画－第13節 環境衛生・保健衛生－第5 家庭動物の保護及び収容対策 1 実施機関 災害で放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとします。 2 実施方法 (1) 放浪している動物を保護し、収容する。 (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4) 飼養されている動物に餌を配布する。 (5) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (6) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (7) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 第5章 地震災害応急対策計画－第12節 環境衛生・保健衛生－第5 家庭動物の保護及び収容対策 1 実施機関 災害で放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとします。 2 実施方法 (1) 放浪している動物を保護し、収容する。 (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4) 飼養されている動物に餌を配布する。 (5) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (6) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (7) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 宮津市地域防災計画（原子力災害対策編） 第1章 総則－第2節 本編の性格－2. 宮津市における他の災害対策との関係 本編に定めのない事項については、「宮津市地域防災計画風水害等予防計画、風水害等災害応急対策計画、地震災害予防計画、地震災害応急対策計画、石油類等流出事故対策計画及び災害復旧計画」によるものとする。 第2章 原子力災害事前対策－第8節 避難収容活動体制の整備－10. 避難所等・避難方法等の周知 市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配付等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。 第3章 緊急事態応急対策－第4節 避難、一時移転等の防護活動－1. 避難、一時移転等の防護活動の実施 (8) 市は、災害の実態に応じて、府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 第3章－第4節－2. 避難所等 (3) 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8) 必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼育管理する責任等を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3章－第13節 家庭動物等対策 災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。市は、国、府及び関西広域連合に協力し、避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設の整備をはじめ、飼養管理等に携わる人員の確保等の体制の整備について検討するものとする。
与謝野町 （京都府）	与謝野町地域防災計画（一般計画編） 第3章 災害応急対策計画－第8節 避難対策計画－第10 避難所の開設及び管理等 4 避難所の管理運営等 (12) 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3章－第13節 住宅対策計画－第3 応急仮設住宅 11 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3章－第15節 保健衛生、防疫計画－第8 家庭動物の保護及び収容対策 1 実施機関 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護及び収容について、関係機関、団体と協議し、連携・協力して対処するものとする。 2 実施方法 (1) 放浪している動物を保護し、収容する。 (2) 負傷や病気の動物を治療し、収容する。 (3) 飼い主が飼養困難な動物を一時預かる。 (4) 飼養されている動物に餌を配布する。 (5) 動物の所有者や新たな所有者を探すため、情報の収集や提供を行う。 (6) 特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るため、必要な措置を講ずる。 (7) 家庭動物に関する相談窓口を設置する。 与謝野町地域防災計画（震災対策計画編） 第3章 災害応急対策計画－第9節 避難対策計画－第1 計画の方針 　一般計画編 第3章－第8節「避難対策計画」の定めるところによる 第3章－第14節 保健衛生、防疫計画 　一般計画編 第3章－第15節「保健衛生、防疫計画」を準用する。 第3章－第18節 施設の応急対策に関する計画－第9 住宅 　一般計画編 第3章－第13節「住宅対策計画」を準用する。 与謝野町地域防災計画（原子力災害対策編） 第2章 原子力災害事前対策－第5節 避難収容活動体制の整備 9. 避難場所・避難方法等の周知 町は、避難や避難退域時検査及び除染等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、平常時から住民への周知徹底に努めるものとする。 第2章－第10節 家庭動物対策 (1) 府は、災害時に飼い主が速やかにペットと避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。 (2) 府は、災害発生時において迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。町はこれに協力する。 第3章 緊急事態応急対策－第4節 避難、屋内退避等の防護措置 2. 避難所等 (3) 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3章－第13節 家庭動物等対策 災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。町は、京都府、関係団体に協力を求め、避難所の整備と併せて家庭動物等の収容施設の整備について検討するものとする。

自治体名	記載状況
伊根町 （京都府）	伊根町地域防災計画 （第2編 一般計画編） 第2章 災害応急対策計画－第9節 避難に関する計画 11 避難所の運営管理 (2) 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第2章－第13節 給水計画 6 応急給水方法 (3) 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 （第3編 震災対策計画編） 第2章 災害応急対策計画－第11節 避難に関する計画 避難に関する具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 9 節「避難に関する計画」に準ずる。 第2章－第13節 食料、飲料水及び生活必需品等供給計画 具体的な計画については、一般計画編第 2 章第 11 節「食糧供給計画」、第 12 節「生活必需品等供給計画」、第 13 節「給水計画」に準ずる。 （第5編 原子力災害対策計画編） 第2章 原子力災害事前対策－第6節 緊急事態応急体制の整備 7 広域的な応援協力体制の拡充・強化 本町は、京都府の協力の下で、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請、並びに、必要に応じて被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、市町村間の応援協定締結の促進を図るものとする。 第2章－第 7 節 避難収容活動体制の整備 9 避難場所・避難方法等の周知 本町は、避難、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難誘導方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。 第3章 緊急事態応急対策－第 4 節 屋内退避、避難収容等の防護活動 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 (3) 円滑な防護活動の実施 エ 本町は災害の実態に応じて、京都府と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 3 避難場所での生活支援 (3) 生活環境対策の実施 必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8) 健全な住生活の早期確保 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
京丹後市 （京都府）	京丹後市地域防災計画（一般計画編） 第3編 災害応急対策計画－第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画－第6章 防疫及び保健衛生計画－第2節 計画の内容 第1 対策実施手順のめやす 4 被災動物の保護収容 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護収容等の対策については、府（丹後保健所）、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね以下をめやすとして行う。 □放浪動物の保護・収容 □負傷や病気の動物の治療・収容 □飼い主が飼養困難な動物の一時保管 □被災動物（同行避難した動物数等）の情報把握 □飼養されている動物に餌を配布 □動物の所有者や新たな所有者を探すための情報収集及び提供 □特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るための必要な措置 □家庭動物に関する相談窓口の設置 第3編－第4部 被災者救援に関する対応計画－第3章 指定避難所開設・運営計画－第2節 指定避難所の開設・運営及び閉鎖 第1 開設・運営手順のめやす 項目： 生活環境 手順その他必要な事項 □必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第4部－第3章－第6節 車中泊避難所対策 第1 車中泊避難対策の基本方針 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 第3編－第4部－第6章 住宅対策計画－第2節 応急仮設住宅の建設等 第5 仮設住宅等被災者向け住宅の応急的確保のめやす 項目：応急仮設住宅の運営管理 手順その他必要な事項 □必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮 京丹後市地域防災計画（震災対策計画編） 第3編 災害応急対策計画－第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画－第5章 防疫及び保健衛生計画－第2節 計画の内容 第1 対策実施手順のめやす 4 被災動物の保護収容 災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物の保護収容等の対策については、府（丹後保健所）、府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね以下をめやすとして行う。 □放浪動物の保護・収容 □負傷や病気の動物の治療・収容 □飼い主が飼養困難な動物の一時保管 □被災動物（同行避難した動物数等）の情報把握 □飼養されている動物に餌を配布 □動物の所有者や新たな所有者を探すための情報収集及び提供 □特定動物が逃走した場合、人の危害防止を図るための必要な措置 □家庭動物に関する相談窓口の設置 第3編－第4部 被災者救援に関する対応計画－第3章 指定避難所開設・運営計画－第2節 指定避難所の開設・運営及び閉鎖 第1 開設・運営手順のめやす 項目：生活環境 手順その他必要な事項 □必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 項目：その他 手順その他必要な事項 □ペットとの同行避難に備えて、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようルールを作成する。 第2 避難者等の把握及び指定避難所の生活環境の把握 項目－指定避難所の生活環境の把握 手順その他必要な事項 □必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3編－第4部－第3章－第7節 車中泊避難所対策－第1 車中泊避難対策の基本方針 大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 第3編－第4部－第6章 住宅対策計画－第3節 応急仮設住宅の建設等 第2 対策実施に関する基本指針 3 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第4 仮設住宅等被災者向け住宅の応急的確保のめやす 項目：応急仮設住宅の運営管理 手順その他必要な事項 □必要に応じ、犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入体制について検討し、周囲の人に迷惑をかけないように飼養管理する責任を遵守できる飼い主については、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮

自治体名	記載状況
京丹後市 （京都府）	京丹後市地域防災計画（原子力災害対策編） 第1編 総則－第2章 計画の性格－2 京丹後市地域防災計画一般計画編との整合性 この計画は、「京丹後市地域防災計画」の「原子力災害計画編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「京丹後市地域防災計画一般計画編」によるものとする。 第2編 原子力災害事前対策計画－第4章 緊急事態応急体制の整備－6 広域的な応援協力体制の拡充・強化 京丹後市は、京都府と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援要請並びに、必要に応じて、被災時に周辺市町と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、京都府の協力のもと、市町間の応援協定締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。 第2編－第10章 家庭動物等対策 1 京都府は、原子力災害時において、飼い主が速やかに家庭動物と避難できるよう、避難準備品や避難先の確認等を明示したガイドブックを配布して啓発する。 2 京都府は、原子力災害時において、迅速に動物救護の対応を行うため、飼養機材及び動物医薬品の調達並びに収容施設の確保などの協力が得られるよう関係団体と調整を行うものとする。市はこれに協力する。 第3編 緊急事態応急対策計画－第4章 屋内退避、避難収容等の防護措置 2 避難所等 (3) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 (8) 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編－第13章 家庭動物等対策 災害発生時には、所有者不明の家畜、家庭動物、指定避難所における家庭動物同伴対策など様々な課題が生じることが予想される。京丹後市は、京都府、関係団体に協力を求め、指定避難所の整備と併せて家庭動物の収容施設の確保について検討するものとする。
大阪府	大阪府地域防災計画　基本対策編　災害応急対策　第8章　社会環境の確保　第1節　保健衛生活動　第5　動物保護等の実施 第5　動物保護等の実施 府、市町村及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は、市町村、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2　指定避難所における動物の適正な飼育 府は、指定避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 府は、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市町村との連絡調整及び支援を行う。 (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 (3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 ３　動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察、市町村等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
岸和田市 （大阪府）	岸和田市地域防災計画 第2編　災害予防対策編 第2章　災害応急対策・復旧対策への備え 第6節　避難収容体制の整備 2　業務内容 ⑦動物愛護 　飼い主と共に避難した動物の飼育は、適正飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境生成の維持に努める。また、ペットとの同行避難を前提にし、市・府等関係機関や地区獣医師会等の関係団体と協力して、避難所での適正な動物の飼育や保護をする方針を定める。 第3章　地域の防災力をつける 第1節　防災意識の高揚 2　業務内容 ①防災知識の普及と意識啓発 ・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第3編　災害応急対策編 第3章　応急対策活動 第2節　被災者の生活支援 2業務内容 ⑥愛玩動物の収容対策 　飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 　また、応急避難の際に放置された愛玩動物は、長期にわたって放置されることのないよう、関係機関との連携のもとに保護収容にあたる。 第3節　応急仮設住宅等の確保 2.業務内容 ③応急仮設住宅の運営管理 　市及び府は各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅におけるバリアフリー化、安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、応急仮設住宅における愛玩動物の受け入れに配慮する。 第8節　廃棄物処理対策 ④死亡動物の収容対策 　災害で死亡放置された動物は、長期にわたって放置されることのないよう収容処理する。 第10節　農林水産関係の応急対策 2　業務内容 ②畜産業対策 畜産関係団体と協力して、家畜管理についての技術指導を行い、必要に応じて家畜伝染病の発生防止や飼料確保等の対策に努める。
池田市 （大阪府）	池田市地域防災計画 第2編　災害予防計画　　第3章 地域防災力の向上　　第1節 防災意識の高揚　　1 防災知識の普及啓発 (1) 普及啓発の内容 　市民が平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及及び啓発を図る。 　イ 災害への備え　(ｷ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第3編 自然災害応急対策　　第19節 指定避難所の開設・運営　　2 指定避難所の管理・運営 (2) 指定避難所の管理・運営の留意点 　避難者による自主的な運営を促すとともに、男女の人権を尊重して、安全・安心を確保するため、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理・運営に努める。 　セ 家庭動物のためのスペースの確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底 第3編 自然災害応急対策　　第21節 保健衛生活動　　4 動物保護等の実施 府及び関係機関と連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 (1) 被災地域における動物の保護・受入れ 　飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府、府獣医師会等関係団体、ボランティア等と連携・協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 (2) 避難所における動物の適正な飼育 　市は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (3) 動物による人等への危害防止 　危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察等と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
吹田市 （大阪府）	吹田市地域防災計画 地震災害応急対策・復旧対策　　第1編　地震災害応急対策　　第3章　応急復旧期の活動　　第13節　廃棄物の処理　　第4　死亡・放浪動物対策 風水害等応急対策・復旧対策　　第1編　風水害応急対策　　第2章　災害発生後の活動　　第21節　廃棄物の処理 被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。 放浪動物の保護収容等の実施にあたっては、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、関係機関等と連携・協力する。 死亡・放浪動物の発生状況を把握する。 災害によって死亡し、放置された犬猫等は、環境部清掃班が収集し、環境部防疫班が処理を行う。 放浪動物の保護収容等の対策については、大阪府吹田保健所、府獣医師会、動物愛護団体・一般ボランティア等と連携・協力して行う。 環境部防疫班は、避難所に飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼養の指導を行うとともに、動物由来の感染症を予防する。

自治体名	記載状況
泉大津市 （大阪府）	泉大津市地域防災計画　第8章 社会環境の確保　第1節　保健衛生活動　第4　動物保護等の実施 市は、府及び関係機関と連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し動物の保護・受入れ等を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 府は避難所を設置する市と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物感染症予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。 （2）避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 （3）他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3　動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、府警察、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
富田林市 （大阪府）	富田林市地域防災計画　第8章　社会環境の確保　第1節　第2　動物保護等の実施 《基本的な考え方》 市、府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 《対策の展開》 1　被災地域における動物の保護・受け入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、環境部は、対策パトロール部、府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受け入れ等を行う。 2　死亡愛玩動物の処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、環境部が関係機関と協力して行う。 3　避難所における動物の適正な飼育 避難所運営部は環境部及び府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ⑴ 府及び大阪府獣医師会等関係団体との連絡調整及び支援を受けながら、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等を行う。 ⑵ 避難所から動物保護施設への動物の受け入れ等の調整 ⑶ 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 4　動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、関係団体及び大阪府警察（富田林警察署）等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 富田林市国民保護計画　第2編　武力攻撃事態等への対処　第4章　武力攻撃災害への対処　第5節　保健福祉・衛生 7　動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。
泉佐野市 （大阪府）	泉佐野市地域防災計画 第2編　第2章　第1節　市は、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等防災教育の普及促進を図る。 第3編　第4章　第2節　市は、避難所での動物飼養者の周辺への配慮に努める 第3編　第7章　第5節　市は、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第3編　第8章　第1節　市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危険防止を実施する。 第6編　第3章　第1節　第3編　第4章　第2節と同内容。
守口市 （大阪府）	守口市地域防災計画 災害予防対策　第2章　　地域防災力の向上　第1節　　防災意識の高揚　第1　防災知識の普及啓発　1 普及啓発の内容 （2）災害への備え ③飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 自然災害応急対策　第4章　避難行動　第2節　避難所の開設・運営 第1　避難所の開設 4　飼育ペット対策避難所にはペットと一緒に避難できないため、ペットを飼育している人が避難を躊躇し、そのため被害にあってしまうことが想定される。ペットを飼っている人にとっては、ペットは家族同然であるため、ペット用仮設収容施設の設置に努める。収容施設の運営は、ボランティア等が運営し、被災者の状況によっては、ペットの里親等を呼びかける。 第2　避難所の管理、運営3　管理・運営の留意点 （9）動物飼養者の周辺への配慮を徹底する。 自然災害応急対策　第6章　　二次災害防止、ライフライン確保　第7章　　被災者の生活支援　第5節　　住宅の応急確保 第3　応急仮設住宅の建設等 3　応急仮設住宅の管理・運営市及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第8章　社会環境の確保　第1節　保健衛生活動 第4　動物保護等の実施市、府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を図る。 1　被災地域における動物の保護・受入れ飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 府は避難所を設置する市と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1)府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。 （2)避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 （3)他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときには、府、警察、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 自然災害応急対策　第8章　社会環境の確保　第3節　遺体の処理、火葬等 第4　死亡ペットの処理災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、クリーンセンターが関係機関と協力して行う。
茨木市 （大阪府）	茨木市地域防災計画　第3部　風水害等応急対策　第4章　避難対策　第1節　避難 【運営の留意事項】 動物飼養者の周辺への配慮の徹底 茨木市地域防災計画　第3部　第8章　環境衛生対策　第2節　防疫・保健衛生対策　3　被災動物（飼い犬等）の保護及び受入れ活動 市は、府動物救護本部等の要請に応じ、災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）及び大阪府災害時等動物救護活動ガイドラインに基づき、動物愛護ボランティア等と連携し、次の活動をする。 ア　平常時からの適正飼養等の広報・啓発活動 イ　地域防災訓練（動物救護シュミレーションの実施）の実施、協力 ウ　避難所における飼育場所の指導 エ　被災した動物の保護・収容 オ　飼育場所での環境衛生の維持 カ　飼育場所での動物の適正飼養 キ　放浪動物の保護・収容への協力 ク　府災害時等動物救護本部への参画 なお、受入れ等の体制が確保できない場合、府等に協力を要請する。 茨木市地域防災計画　第4部　地震災害応急対策　第4章　避難対策　第1節　避難 【運営の留意事項】 動物飼養者の周辺への配慮の徹底 茨木市地域防災計画　第4部　第8章　環境衛生対策　第2節　防疫・保健衛生対策　3　被災動物（飼い犬等）の保護及び受入れ活動 市は、府動物救護本部等の要請に応じ、災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）及び大阪府災害時等動物救護活動ガイドラインに基づき、動物愛護ボランティア等と連携し、次の活動をする。動物愛護ボランティア等と連携し、次の活動をする。 ア　平常時からの適正飼養等の広報・啓発活動 イ　地域防災訓練（動物救護シュミレーションの実施）の実施、協力 ウ　避難所における飼育場所の指導 エ　被災した動物の保護・収容 オ　飼育場所での環境衛生の維持 カ　飼育場所での動物の適正飼養 キ　放浪動物の保護・収容への協力 ク　府災害時等動物救護本部への参画 なお、受入れ等の体制が確保できない場合、府等に協力を要請する。

自治体名	記載状況
河内長野市 （大阪府）	河内長野市地域防災計画　第3編 災害応急対策編　第15章　廃棄物処理と保健衛生　3,動物の保護等を行う 　市及び関係機関は被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 　また、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の準備図る。
大阪狭山市 （大阪府）	大阪狭山市地域防災計画　第3編 災害応急対策　第2章 応急復興期の活動　第9節 健康維持・防疫活動　第4 動物保護等の実施 市、府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 　1　被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等に努める。 　2　避難所における動物の適正な飼育 市は府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 　(1)　府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。 　(2)　避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整。 　(3)　他府県市町村との連絡調整及び応援要請を行う。 　3　動物による人等への危害防止 危険な動物が徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
太子町 （大阪府）	太子町地域防災計画　第3編　地震災害応急対策　第2章　応急復旧期の活動　第8節　保健衛生活動　第5　動物保護等の実施 本町は、府及び関係機関と連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1. 被災地域における動物の保護・受入れ 　飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2. 避難所における動物の適正な飼育 　府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3. 動物による人等への危害防止 　危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 太子町国民保護計画　第2編　武力攻撃事態等への対処　第4章　武力攻撃災害への対処　第5節　保健福祉・衛生 7　動物の保護等に関する配慮 　町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。
貝塚市 （大阪府）	貝塚市地域防災計画 〔災害応急対策〕第6章　避難収容／第2節　指定避難所の開設・運営 2　指定避難所の管理、運営の留意点 市は、避難者による自主的な避難所運営を促すとともに、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理及び運営に努める。 (9)動物飼養者に周辺への配慮を怠らないよう徹底する。 〔災害応急対策〕第10章　社会環境の確保／第1節　保健衛生活動 第5　動物保護等の実施 市、大阪府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は大阪府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3　動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、市、貝塚警察署及び関係者は連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
大東市 （大阪府）	大東市地域防災計画 地震災害応急対策・復旧対策　第1編 地震災害応急対策　第2章 応急復旧期の対策活動　第4節 保健衛生活動　第4 動物保護などの実施 市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 (1)被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。 (2)避難所における動物の適正な飼育 市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼養の指導を行うとともに、動物感染病予防法上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (3)動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 大東市地域防災計画 風水害等応急対策・復旧対策　第1編 風水害応急対策　第2章 災害発生後の活動　第14節 保健衛生活動　第4 動物保護などの実施 市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 (1)被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。 (2)避難所における動物の適正な飼育 市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼養の指導を行うとともに、動物感染病予防法上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (3)動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 大東市国民保護計画 第2編 武力攻撃事態等への対処　第4章 武力攻撃災害への対処　第5節 保健福祉・衛生　第7 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地域公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。
松原市 （大阪府）	松原市地域防災計画 第3編　地震災害応急対策　第2章　応急復旧期の活動　第6節　保健衛生活動　第4　動物保護等の実施　及び 第5編　風水害等応急対策　第2章　災害発生後の活動　第17節　保健衛生活動　第4　動物保護等の実施 市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 市は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 （2）避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 3　動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

自治体名	記載状況
和泉市 （大阪府）	和泉市地域防災計画　第2編 災害予防対策　第2章 地域防災力の向上　第1節 防災意識の高揚　第1 住民に対する防災知識の普及啓発　1 普及啓発の内容 (2) 災害への備え ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 和泉市地域防災計画　第3編 災害応急対策　第4章 避難行動　第2節 避難所の開設・運営等　第3 避難所の管理、運営 3 避難所の管理、運営の留意点 (9) 動物飼養者の周辺への配慮の徹底 和泉市地域防災計画　第3編 災害応急対策　第7章 被災者の生活支援　第3節 住宅の応急確保 第5 応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、府と連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 和泉市地域防災計画　第3編 災害応急対策　第8章 社会環境の確保　第1節 保健衛生活動 第4　動物保護等の実施 市は、府と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1） 避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援要請を行う。 （2） 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 3　動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 和泉市国民保護計画　第2編　武力攻撃事態等への対処　第4章　武力攻撃災害への対処　第5節　保健福祉・衛生 7　動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。
柏原市 （大阪府）	柏原市地域防災計画　第3編　災害応急対策　第3章　災害発生後の活動　第17節　保健衛生活動　第4　動物保護・受入れ 市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における胴部の保護・受入れ 保健班は、飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2　指定避難所における動物の適正な飼育 市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正保育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 保健班は、各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援を行う。 保健班は、必要に応じて指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 保健班は、市内で受入れ等の調整ができない場合は、総括班を通じて他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3　動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及びおそれがあるときに府、府警察（柏原警察署）、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
羽曳野市 （大阪府）	羽曳野市地域防災計画　第3部　災害応急対策計画　第8章　社会環境の確保　第1節　保健衛生活動　第3動物保護等の実施 市、大阪府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、大阪府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2　指定避難所における動物の適正な飼育 市は、大阪府及び府獣医師会等と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）市は、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、大阪府との連絡調整及び支援を行う。 （2）避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 （3）大阪府に依頼して、他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3　動物による人等への危害防止 危険な動物が、市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、市、大阪府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
門真市 （大阪府）	門真市地域防災計画　第1編　第2章　第4節保健衛生活動　第4動物保護の実施 市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物保護・受け入れ 清掃班は、飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 清掃班は、府と協力して、飼い主と共に避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ⑴　各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 ⑵　避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整。 3　動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに清掃班、府及び門真警察署等が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
高石市 （大阪府）	高石市地域防災計画 災害応急対策　地震編　第2章　応急復旧期の活動　第4節　保健衛生活動　第5　動物保護等の実施 災害応急対策　風水害編　第2章　災害発生後の活動　第16節　保健衛生活動　第5　動物保護等の実施 市、府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2 避難所における動物の適正な飼育 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア 市は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 イ 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 ウ 他府県市町村との連絡調整及び応援要請を行う。 3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
箕面市 （大阪府）	箕面市地域防災計画 本編3　災害応急対策 3-1 活動体制の確立　組織体制　対策部の応急対策業務分担 応急復旧対策部 動物の保護等に関すること 動物保護等の実施 被災地域における動物の保護・収容 府、箕面市獣医師会、ボランティア等と協力し、飼い主不明の負傷動物や逸走状態の動物の保護・収容等を行う。 動物による人への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人に危害が及ぶおそれがあるときは、府、箕面警察署等とともに、被害の未然防止措置をとる。
藤井寺市 （大阪府）	藤井寺市地域防災計画　本編　第3編　自然災害応急対策　第8章　社会環境の確保　第1節　保健衛生活動　第5　動物保護等の実施 府・市町村及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の保護・受入れ 飼主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 府は避難所を設置する市町村と協力して、飼主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3　動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

自治体名	記載状況
泉南市 （大阪府）	泉南市地域防災計画 第3編　地震・津波災害応急対策編　第8章 社会環境の確保　第1節　保健衛生活動　第4 動物保護等の実施 1 被災地域における動物の保護・受入れ 2　避難所における動物の適正な飼育 3　動物による人等への危害防止 第4編　風水害等対策編　第8章 社会環境の確保　第1節　保健衛生活動　第4 動物保護等の実施 1 被災地域における動物の保護・受入れ 2　避難所における動物の適正な飼育 3　動物による人等への危害防止
四條畷市 （大阪府）	【出典】「四條畷市地域防災計画」　第3編　地震災害応急対策　　第3章　応急対策活動　　第7節　廃棄物の処理　　4死亡獣畜及び放浪動物対策 ≪実施担当≫ 市民生活部環境衛生班 （1）初期対応 死亡獣畜及び放浪動物の発生状況を把握する。 （2）死亡獣畜の処理 ①処理責任者 災害発生によって死亡し、放置された犬猫等の収集・処理を行う。 ②処理方法 死亡獣畜発見の連絡を受けた場合は、速やかに収集する。収集された死亡獣畜は、定められた方法に基づき処理する。 （3）放浪動物の対策 災害発生後、被災によって飼育されていた犬等の放浪による市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護・受入れ等の対策については、大阪府獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、そのつど関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。 ・放浪動物の保護・受入れ ・避難所で飼育されている動物に対するえさの配布 ・負傷している動物の受入れ・治療 ・飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し ・その他動物に関する相談の受付
交野市 （大阪府）	交野市地域防災計画　地震災害応急対策編　第2章　第4節　保険衛生活動　第4　動物保護等の実施及び 風水害応急対策編　第2章　第15節　保険衛生活動　第4　動物保護等の実施 市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1．被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や追走状態の動物保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2．指定避難場所における動物の適正な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）府は各地域の被害状況、指定避難場所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。 （2）指定避難場所から動物の受入れ等の調整。 （3）他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3．動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、交野警察署、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
豊能町 （大阪府）	豊能町地域防災計画（平成31年4月　豊能町防災会議）の記載事項の抜粋は、以下のとおり　） 豊能町地域防災計画　第3編　風水害応急対策/第2章　災害発生後の活動　第4　動物保護等の実施 第5編　地震応急対策/第2章　災害発生後の活動 府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の保護」・受入れ 飼い主不明の負傷動物や迷走状態の動物の保護については、府、府獣医師会当関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受け入れ等を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ①　避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府と連絡調整を行う。 ②　避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 ③　必要の応じて府と連携し、他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3　動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、府警察（豊能警察署）と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 4　放浪動物の対策 被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる住民への被害発生を防止するため、これらの放浪動物の保護収容等の対策については、府、府獣医師会、動物愛護団体・一般ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、概ね次を目安として行う。 ①　放浪動物の保護収容 ②　避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 ③　負傷している動物の受入れ・治療 ④　飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し ⑤　その他動物に関する相談の受付
能勢町 （大阪府）	能勢町地域防災計画　第3編　風水害応急対策計画　第2章　災害発生後の活動　第15節　保健衛生活動計画　第4　動物保護等の実施 大阪府、町及び関係機関は、相互に連携し被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1．被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められていることから、大阪府は、町、大阪府獣医師会等の関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し動物の保護・収容等を行う。 2．避難所における動物の適正な飼育 大阪府は避難所を設置する町と協力して飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）大阪府は各地域の被災状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、町と連絡調整及び支援を行う。 （2）避難所から動物保護施設への動物の受け入れ等の調整 （3）他府県市長との連絡調整及び応援調整を行う。 3．動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害がおよぶおそれがあるときに大阪府、警察、町等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
忠岡町 （大阪府）	忠岡町地域防災計画 第8章　社会環境の確保 第1節　保健衛生活動 第3　動物保護等の実施 本町は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市町村、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 本町は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 本町は、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣、避難所から動物保護施設への動物の受入れの調整等について、府の支援を受ける。 3　動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに大阪府、大阪府警察等の関係者と連携して、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
熊取町 （大阪府）	熊取町地域防災計画　第3編 地震災害応急対策　第2章 応急復旧期の活動　第5節 保健衛生活動　第3 動物愛護等の実施 本町は、大阪府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が認められることから、本町は、大阪府、大阪府獣医師会等　関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 本町は、大阪府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）本町は、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、大阪府と連絡調整し支援を受ける。 （2）避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 3　動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに本町、大阪府、泉佐野警察署等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 熊取町地域防災計画　第4編 風水害応急対策　第2章 災害発生後の活動　第17節 保健衛生活動　第3 動物愛護等の実施内容は上記第3編と同じ。

自治体名	記載状況
田尻町 （大阪府）	田尻町地域防災計画 第3編 地震災害応急対策　第2章 応急復旧期の活動　第2節 避難所の開設・運営　第2 避難所の管理・運営 第4編 風水害応急対策　第2章 災害発生後の活動　第13節 避難所の開設・運営　第2 避難所の管理・運営 [共通] 避難所の運営管理体制について下記のとおり定める。 4. 避難所の運営、管理の留意点 避難者の自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の運営、管理にあたる。 (8)動物飼養者の周辺への配慮の徹底 第3編 地震災害応急対策　第2 章 応急復旧期の活動　第4節 保健衛生活動　第3 動物保護等の実施 大阪府・本町及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、大阪府は本町、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。 2 避難所における動物の適正な飼育 大阪府は避難所を設置する本町と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 大阪府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、本町との連絡調整及び支援を行う。 (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 (3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに大阪府、警察、本町等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 第4編 風水害応急対策　第2章 災害発生後の活動　第15節 保健衛生活動　第3 動物保護等の実施 本町、大阪府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1 被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、大阪府は本町、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。 2 避難所における動物の適正な飼育 本町は大阪府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 大阪府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、本町との連絡調整及び支援を行う。 (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 (3) 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに本町、大阪府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
岬町 （大阪府）	岬町地域防災計画 第3編　災害応急対策　第4章　各種災害に対する応急対策　第5節（しあわせ創造部） 第3　動物保護等実施 本町は、大阪府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害を防止する。 1．被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、本町は、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2．避難所における動物の適正な飼育 本町は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）本町は、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、大阪府と連絡調整し支援を受ける。 （2）避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 3．動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶ恐れがあるときに本町、大阪府、大阪府警察の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
河南町 （大阪府）	河南町地域防災計画 第8章　社会環境の確保 第1節　保健衛生活動 第5　動物の保護等の実施 町は、府及び関係機関と連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の保護・受け入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3　動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、府、府警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
千早赤阪村 （大阪府）	千早赤阪村防災計画　第3部　災害応急対策計画　第8章　社会環境の確保　第3　動物保護等の実施 村及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、村は、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2 避難所における動物の適正な飼養 村は大阪府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼養の指導を行うとともに、動物間あるいは動物と人との感染症予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 村は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、大阪府から支援を受ける。 (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等について調整。 3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、大阪府、富田林警察署等の関係機関と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

自治体名	記載状況
兵庫県	兵庫県地域防災計画（地震災害対策計画） 第3編　災害応急対策計画　第3章　円滑な災害応急活動の展開　第10節　愛玩動物の収容対策の実施 第1　趣旨 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策について定める。 第2　内容 1　実施機関 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施することとする。 2　実施方法 (1)動物救援本部は、次の次項を実施することとする。 1 飼養されている動物に対する餌の配布 2 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 3 放浪動物の収容・保管・譲渡 4 飼養困難な動物の一時保管・譲渡 5 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 6 動物に関する相談の実施　等 (2)県は、次の事項について動物救援本部を支援することとする。 1 被災動物救護体制の整備 2 犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 3 動物の応急保護収容施設設置のための調整　等 (3)市町は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ、情報を提供することとする。 (4)愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることとする。 兵庫県避難所管理運営指針　第２章　一般避難所編　２－15　愛玩動物対策 国内で愛玩動物として飼われている犬や猫は、2,100 万匹を越えるといわれる。最近では、コンパニオンアニマル（伴侶動物）と呼び替えられる場合もあるように、「人生の伴侶」として心の支えとする人が増えている。こうしたなか、愛玩動物との同行避難を要望する声も多く、避難住民が避難所に愛玩動物を連れてくることが予想される。このため、同行避難が行われることを前提に、愛玩動物の避難対策について、各市町及び避難所単位で方向性を示しておく必要がある。なお、身体障害者補助犬については、愛玩動物とは捉えず、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえて取り扱う。 【留意点】 1 避難所における愛玩動物の飼育・管理は、飼育者が全責任を負うことが基本であり、飼育場所の清掃等の作業は飼育者が共同して行う自主管理体制を原則とする。 2 避難所への愛玩動物の受入れには、鳴き声や臭気等の迷惑、糞尿や動物由来感染症等の衛生面での問題への対応に留意する必要がある。 3 一方で飼育者本人はもちろん、愛玩動物を適切に飼育することにより、他の避難者にとっても癒しの存在になるなどの効用があることについても留意する必要がある。 4 多くの被災者が避難する体育館や教室内での愛玩動物の飼育は、動物を苦手とする人や動物アレルギーの問題等があり困難である。同行避難があった場合には、避難所では人の居住場所と動物の飼育場所を完全に分離し、動物はケージ内・繋ぎとめにより飼育する、あるいは、ペット可の居住区域とペット不可の居住区域を分離するなどの対応をとることが望ましい。 5 飼育者の届出をもとに、次の項目を把握する必要がある。（略） 6 次の内容を織り込んだ飼育ルールを作り、飼育者にチラシ等で周知するなど徹底を図る必要がある。（略） 7 災害に備えて愛玩動物のために事前に準備しておくべきものやしつけとマナーの大切さ等を広報しておく必要がある。（略）
芦屋市 （兵庫県）	芦屋市地域防災計画　第１部　災害応急対策計画　第５章　避難収容活動　第２節　避難所計画　第8　愛玩動物の収容対策 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策や飼い主と共に避難所へ避難してきた愛玩動物について定める。 愛玩動物の収容対策 県動物愛護センターと連携し、次の事項について、獣医師会及び動物愛護団体が設置し、県が支援する動物救援本部に対して要請する。また、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供する。 ①飼養されている動物に対する餌の配布 ②負傷した動物の収容・治療・保管 ③放浪動物の収容・保管 ④飼養困難な動物の一時保管 ⑤動物に対する相談の実施等 避難所での愛玩動物対策として、以下の事項を実施する。 ①愛玩動物飼育ルールの掲載・周知 ②避難所における愛玩動物管理区域の設定 ③愛玩動物管理者に対して、ケージ、首輪、引綱、餌等の準備の呼びかけ ④中長期に及ぶ避難を見据えた愛玩動物対策の推進（愛玩動物避難所の確保、管理体制の確立、ボランティア等の募集等） ⑤獣医師等との連携
伊丹市 （兵庫県）	伊丹市地域防災計画　第２編　震災対策計画　第２章　災害応急対策計画　第2.1 章 初動対応期（人命安全確保期）　第２０節　収容避難所の開設・運営 1．収容避難所の運営及び体制 1.4 収容避難所運営の職務内容 （3）収容避難所の安全管理 ⑧ 必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
宝塚市 （兵庫県）	宝塚市地域防災計画　第2編　地震対策計画編－第1部 災害応急対策計画－第4章　被災者救援及び生活再建支に関する対策 第5節 災害時における環境・衛生対策－第3 感染症対策 ・保健衛生対策－4 その他の保健衛生対策－（4）被災動物の保護収容 震災により飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら動物の保護収容等の対策については、県（健康福祉部）・県動物愛護センター、獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね以下をめやすとして行う。 ア 放浪動物の保護収容 イ 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 ウ 負傷している動物の収容・治療 エ 飼育困難な動物の一時保管並びに所有者、新たな飼育者探し オ その他動物に関する相談の受付
川西市 （兵庫県）	川西市地域防災計画　第3款　愛玩動物の収容対策 被災し、放浪する犬猫等をはじめ避難所における愛玩動物の状況を獣医師会及び動物愛護団体などによる動物救護本部や動物愛護センターへ必要に応じ情報提供を行う。
三田市 （兵庫県）	三田市地域防災計画　第3章　災害応急対策計画　第9節　被災地の応急対策　第4　防疫及び保健衛生　８　愛玩動物の受入対策 生活班は、獣医師会及び動物愛護団体が連携・協力して設置する動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況など必要に応じ情報を提供する。 なお、動物救援本部が設置されない場合には、兵庫県動物愛護センターに協力要請を行う。 また、市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等の情報提供を行う。 【動物救援本部の活動内容】 （1）　飼養困難な動物の一時保管 （2）　負傷した動物の収容、治療、保管 （3）　放浪動物の収容、保管 （4）　動物の所有者や里親探しのための情報収集及び提供 （5）　動物に関する相談の実施等
篠山市 （兵庫県）	篠山市地域防災計画　風水害等対策計画　第3部 災害応急対策計画　第4章 人命の救助及び二次災害対策の実施　第8節 感染症対策及び保健衛生対策 第3 家畜防疫等　3 愛玩動物の収容対策 獣医医師会及び動物愛護団体が連携・協力し検討の指導・助言をもとに設置する動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況など必要に応じ情報を提供する。なお、動物救援本部が設置されない場合には、丹波県民局丹波健康福祉事務所に協力要請を行う。
丹波市 （兵庫県）	丹波市地域防災計画　　第3編 第3章 第5節　第10　愛玩動物の収容対策を行う〔実施機関：地域獣医師会、市（環境防疫班）〕 1　獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。 （1）飼養されている動物に対する餌の配布 （2）負傷した動物の一時保管・治療・保管 （3）放浪動物の一時保管・保管 （4）飼養困難な動物の一時保管 （5）動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 （6）動物に関する相談の実施等 2　市（環境防疫班）は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。 3　愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

自治体名	記載状況
猪名川町 （兵庫県）	猪名川町地域防災計画　地震災害対策計画編　第3編　災害応急対策計画　第3章　円滑な災害応急活動の展開　第5節　救援・救護活動等の実施 第13款 愛玩動物の収容対策の実施 第1 趣旨 地震災害で被災、放置された愛玩動物の収容対策について定める。 第2 内容 猪名川町地域防災計画　風水害等対策計画編　第3編　第3章　第4節　第14款　第2に準じる。 猪名川町地域防災計画　風水害等対策編　第3編 災害応急対策計画　第3章 円滑な災害応急活動の展開　第4節 救援・救護活動等の実施　第14款 愛玩動物の収容対策の実施 第1 趣旨 災害で被災、放置された愛玩動物の収容対策について定める。 第2 内容 獣医師会並びに動物愛護団体等と連携協力して動物の救援本部を設置し、指導、助言のもと愛玩動物の収容対策を実施するものとする。
加古川市 （兵庫県）	加古川市国民保護計画　第3編（武力攻撃事態等への対処）　第4章（警報及び避難の指示等）　第2節（避難住民の誘導等）の3（避難住民の誘導） （11）動物の保護等に関する配慮 市は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で関係機関及び県と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努める。 ① 危険動物等の逸走対策 ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
稲美町 （兵庫県）	稲美町地域防災計画　第3部（災害応急対策計画）　第7章（避難対策）　第6節（愛玩動物の収容対策） 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救護本部を設置し、県、町等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 1）動物救護本部は、次の事項を実施する。 ア　飼養されている動物に対する餌の配布 イ　負傷した動物の収容・治療・保管 ウ　放浪動物の収容・保管 エ　飼養困難な動鬱の一時保管 オ　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カ　動物に関する相談の実施等 2）町は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ、情報を提供する。 3）愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
播磨町 （兵庫県）	播磨町地域防災計画　　第2部　災害応急・復旧・復興計画　　第2章　いのちを守る　　第2節　避難対策を行う 8．愛玩動物の収容を支援する 8－1．動物救護本部に情報提供を行う 獣医師会及び動物愛護団体「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して動物救護本部を設置し、県、町等の指導・助言のもと愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めることになっている。町は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ、情報を提供する。 ①飼養されている動物に対する餌の配布 ②負傷した動物の収容・治療・保管 ③放浪動物の収容・保管 ④飼養困難な動物の一時保管 ⑤動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 ⑥動物に関する相談の実施等 職員災害対応マニュアル 8．避難所等、被災者の生活対策5/6 Ⅳ応急～復旧（3日－1週間後） 8－30．ペット等の受入れに関する相談窓口を設置する。また、ペット等の一時預かり場所を確保する。
加東市 （兵庫県）	加東市地域防災計画 【風水害等対策編】 第3編　災害応急対策計画　第3章　円滑な災害応急活動の展開　第9節　愛玩動物の収容対策 【震災対策編】第3編　災害応急対策計画　第3章　円滑な災害応急活動の展開　第9節　愛玩動物の収容対策 災害で被災、放置された愛玩動物の収容、保護等を行うための対策について定める。 1　動物救援本部 （1）獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施するものとされている。 ①飼養されている動物に対する餌の配布 ②負傷した動物の一時保管・治療・保管 ③放浪動物の一時保管 ④飼養困難な動物の一時保管 ⑤動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 ⑥動物に関する相談の実施等 （2）市は、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。 （3）愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めるものとする。 2　死亡動物の処理　（略） 3　放浪犬猫の処理 災害により放浪することとなった犬猫について、関係機関、関係団体等と協議し、保護収容又は、関係団体等を支援する。
三木市 （兵庫県）	三木市地域防災計画　三木市避難所開設・運営計画 ペット対策 ペットは飼い主にとっては家族の一員であり、避難住民が避難所へペットを連れてくることが考えられる。避難所におけるペットの取扱いについては以下の事項を基本とする。 1）ペットの居住スペースへの持ち込みを禁止する。 2）ペットの飼育場所を居住スペースから離れた場所に設置。 3）ペットの飼育はペットを持ち込んだ避難者自身が行うものとする。 4）盲導犬及び身体障がい者補助犬は、ペットとは捉えず、動物アレルギー等の避難者がいないことを確認して居住スペースへの同伴を認める。
小野市 （兵庫県）	小野市地域防災計画 第9章　避難対策の実施 第2節　避難所の開設及び管理・運営 第4章　避難所の運営管理における留意事項 4　必要に応じ、避難所に犬、猫等のペットのためのスペース（原則屋外）の確保に努めるものとする。
西脇市 （兵庫県）	西脇市地域防災計画　第3編　災害応急対策計画（風水害対策編）第9節 愛玩動物の収容対策　第4編　災害応急対策計画（震災対策編）第9節 愛玩動物の収容対策 1　動物救援本部 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救済本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策に努める。 ⑴　飼養されている動物に対する餌の配布 ⑵　負傷した動物の収容・治療・保管 ⑶　放浪動物の収容・保管 ⑷　飼養困難な動物の一時保管 ⑸　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 ⑹　動物に関する相談の実施等 市（福祉生活部）は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供する。 2　愛玩動物の所有者 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 市（福祉生活部）は、広報紙、避難所等でこれらの広報を行う。
たつの市 （兵庫県）	たつの市地域防災計画　第3部　災害応急対策計画　第6章　避難収容活動　第3節　避難所計画　第6　愛がん動物の収容対策 市は、同行避難した愛がん動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、必要に応じて動物救護本部を設置し、状況の把握と必要な対応を行う。 避難所によっては、愛がん動物の飼育場所を確保することが困難な場合も想定されることから、避難所の状況を踏まえ、愛がん動物を同行避難できる避難所を指定し、受入れを行う。 愛がん動物とともに避難生活を行うため、飼育場所では「事故を起こさないこと」が重要であり、飼育場所の確保に加え、リード(綱)や首輪の強度など設備の確保に努める。

自治体名	記載状況
宍粟市 （兵庫県）	宍粟市地域防災計画 第3編　風水害応急対策計画　　第6章　被災者の応急救助　　第2節　避難対策　　第3款愛玩動物の収容対策 　市民生活対策部は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。必要に応じ獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 第4編　地震応急対策計画　　第6章　被災者の応急救助　　第2節　避難対策　　第3款　愛玩動物の収容対策 　市民生活対策部は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。必要に応じ獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 第5編　大規模事故等応急対策計画　　第5章　被災者の応急救助　　第2節避難対策　　第3款　愛玩動物の収容対策 　市民生活対策部は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。必要に応じ獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。
神河町 （兵庫県）	神河町地域防災計画　第３編　風水害等災害応急対策計画・第４編　地震災害応急対策計画 第１６節　愛玩動物の収容対策の実施 活動のポイント １　愛玩動物対策の実施⇒獣医師会及び動物愛護団体と連携 ⑴　動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供 ⑵　避難所等での対応の実施 第１　計画の方針 町は、獣医師会及び動物愛護団体と連携協力のうえ、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づいて、動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、愛玩動物の収容対策を実施する。 第２　愛玩動物対策の実施 １　飼養されている動物に対する餌の配布 ２　負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 ３　放浪動物の収容・保管・譲渡 ４　飼養困難な動物の一時保管・譲渡 ５　動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 ６　動物に関する相談の実施 ７　被災動物救援体制の整備 ８　犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供 ９　動物の応急保護収容施設設置のための調整等 10　愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により、直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 11　町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、獣医師会、動物愛護団体が連携・協力して設置する動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。 ※第３編　風水害等災害応急対策計画・第４編　地震災害応急対策計画とも同じ内容で記載
市川町 （兵庫県）	市川町地域防災計画　第3編　災害応急対策計画　第2章　円滑な災害応急活動の展開 第１０款　愛玩動物の収容対策の実施　（民生部庶務班） 第１　趣旨　　災害で避難放置された愛玩動物の収容対策について次のとおり行う。 第２　内容 １　実施機関　獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 ２　実施方法 （1）動物救援本部は、次の事項を実施する。 　①飼養されている動物に対する餌の配布 　②負傷した動物の収容・治療・保管 　③放浪動物の収容・保管 　④飼養困難な動物の一時保管 　⑤動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供 　⑥動物に関する相談の実施等 （2）県は、次の事項について動物援護本部を支援する。 　①被災動物救護体制の整備 　②犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 　③動物の応急保護収容施設設置のための調整等 （3）市川町は、動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供する。 （4）愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することがないよう、適切な対応に努める。
太子町 （兵庫県）	太子町地域防災計画　第3章　災害応急対策計画　第21節　防疫、保健衛生　第２款　保健衛生 第3 愛玩動物の収容対策の実施 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策について次のとおり行う。 ⑴ 実施機関 獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 ⑵ 実施方法 ① 動物救援本部は、次の事項を実施する。 ア 飼養されている動物に対する餌の配布 イ 負傷した動物の収容・治療・保管 ウ 放浪動物の収容・保管 エ 飼養困難な動物の一時保管 オ 動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供 カ 動物に関する相談の実施等 ② 県は、次の事項について動物救援本部を支援する。 ア 被災動物救護体制の整備 イ 動物の応急保護収容施設設置のための調整等 ③ 太子町は、動物救援本部に対し、犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供及び避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供する。 ④ 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することがないよう、適切な対応に努める。
上郡町 （兵庫県）	上郡町地域防災計画　Ⅲ災害応急対応計画　第１部風水害応急対応計画　第３章災害対策期の活動 第２節避難活動　第３項避難所開設・運営計画　第２避難所の運営・管理 4．避難所の生活環境保護 (5) 愛玩動物及び盲導犬（介助犬）の対応 　避難する場合、家庭で飼っている愛玩動物は一緒に避難することが基本である。避難所では、愛玩動物専用のスペースを設け一般の避難者とは離すことを基本とする。 　また、盲導犬（介助犬）は障がい者にとって欠かせない存在であることから、避難所内での承諾を得て避難者と同じスペースで避難できるよう工夫をする必要がある。 〈管理運営上留意すべき事項〉 　(ｺ) 愛玩動物の措置及び盲導犬（介助犬）への措置、避難所での承諾 第５節　応急対策活動　第７項防疫・保健衛生計画　第３ 動物の保護管理対策 飼い主不明の動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）や放し飼いの動物が多数発生すると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想される。 厚生部は、動物愛護の観点から、これら動物の被災状況等の情報収集や適正飼育の指導に関し、兵庫県や(社)兵庫県獣医師会等関係機関と連携しながら次の諸活動を実施する。 1．被災地域における動物の把握 　飼い主不明の動物及び放し飼い状態の動物等の把握を行う。 2．避難所における動物の適正飼育の指導 　飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 　(1) 動物の被災状況等の情報収集 　(2) 飼い主不明の動物に関する情報の収集及び提供 　(3) 飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導 3．関係機関との協力体制 　被災動物の被災状況等の情報収集、適正飼育の指導について、兵庫県及び(社)兵庫県獣医師会に応援を要請して実施する。

自治体名	記載状況
佐用町 （兵庫県）	佐用町地域防災計画風水害編　第3編　災害応急対策計画　第16章　第1節　愛玩動物の収容対策 　生活対策部は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救護本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 1　動物救護本部は、次の事項を実施する。 (1)　飼養されている動物に対する餌の配布 (2)　負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 (3)　放浪動物の収容・保管・譲渡 (4)　飼養困難な動物の一時保管・譲渡 (5)　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集、提供 (6)　動物に関する相談の実施等 2　県は、次の事項について動物救護本部を支援する。 (1)　被災動物救護体制の整備 (2)　犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 (3)　動物の応急保護収容施設設置のための調整等 3　生活対策部は、動物救護本部に対し、避難所等における愛玩動物の状況等、必要に応じ、把握している情報を提供する。 4　愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 佐用町地域防災計画地震編　第3編　災害応急対策計画　第15章　第1節　愛玩動物の収容対策 　生活対策部は、災害で被災放置された動物の収容対策を県に要請する。県は、獣医師会及び動物愛護団体に「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、愛玩動物の収容対策を依頼する。獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救護本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。 1　動物救護本部は、次の事項を実施する。 (1)　飼養されている動物に対する餌の配布 (2)　負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 (3)　放浪動物の収容・保管・譲渡 (4)　飼養困難な動物の一時保管・譲渡 (5)　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集、提供 (6)　動物に関する相談の実施等 2　県は、次の事項について動物救護本部を支援する。 (1)　被災動物救護体制の整備 (2)　犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 (3)　動物の応急保護収容施設設置のための調整等 3　生活対策部は、動物救護本部に対し、避難所等における愛玩動物の状況等、必要に応じ、把握している情報を提供する。 4　愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
豊岡市 （兵庫県）	豊岡市地域防災計画　第3節　第10款 愛玩動物の収容対策の実施 1 動物救護本部の設置 市（衛生部）は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、関係団体が設置する動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の情報を提供する。 県が動物愛護関係団体と締結している「災害時における動物救護活動に関する協定」は資料編に示す。 2 愛玩動物対策の実施獣医師会及び動物愛護団体 (1)　県及び動物愛護関係団体が共同して設置する動物救援本部は、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。 ア 飼養されている動物に対する餌の配布 イ 負傷した動物の収容・治療・保管 ウ 放浪動物の収容・保管 エ 飼養困難な動物の一時保管 オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 カ 動物に関する相談の実施等 (2)　市（衛生部）は、次の事項について動物救援本部を支援する。 ア 被災動物救護体制の整備 イ 犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供 ウ 動物の応急保護収容施設設置のための調整等 (3)　愛玩動物の所有者の責務 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
香美町 （兵庫県）	香美町地域防災計画　風水害編　第3部　第2章　円滑な災害応急活動の展開　第11節　愛玩動物の収容対策の実施 1　実施機関 獣医師会並びに動物愛護団体等と連携協力して動物の救援本部を設置し、指導、助言のもと哀願動物の収容対策を実施するものとする。 2　実施方法 （1）　飼養されている動物に対する餌の支給 （2）　負傷した動物の収容・保管 （3）　放浪動物の収容・保管 （4）　飼育困難動物の一時保管 （5）　収容動物の情報収集及び提供 （6）　死亡した動物の収集処分 （7）　その他動物に関する相談 3　愛玩動物の所有者 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することの内容、適切な対応に努める。 香美町地域防災計画　地震対策編　第3部　第2章　12節　愛玩動物の収容対策の実施 風水害編　第3部　第2章　第11節に準じる。
新温泉町 （兵庫県）	新温泉町地域防災計画　風水害等対策計画編　平成27年4月修正　　第15款　愛玩動物の収容対策の実施 第1　趣旨　災害で被災、放置された愛玩動物の収容対策について定める。 第2　内容 1　実施機関 獣医師並びに動物愛護団体等と連携協力して動物救援本部を設置し、獣医師並びに動物愛護団体等の指導、助言のもと愛玩動物の収容対策を実施するものとする。 2　実施方法 （1）飼養されている動物に対する餌の支給 （2）負傷した動物の収容・保管 （3）放浪動物の収容・保管 （4）飼育困難動物の一時保管 （5）収容動物の情報収集並びに提供 （6）死亡した動物の収集処分 （7）その他動物（野生動物を含む）に関する相談 3　その他 町は動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供するものとする。
朝来市 （兵庫県）	朝来市地域防災計画　≪風水害等対策計画　第3編　災害応急対策計画≫ 朝来市地域防災計画　≪地震災害対策計画　第3編　災害応急対策計画≫ 第11節 愛玩動物の収容対策の実施 第1 動物救援本部の設置 生活・福祉班、総務・生活班は、被害状況により必要と判断したときは、但馬開業獣医師会等と連携・協力して動物救援本部を設置する。 第2 愛玩動物情報等の提供 生活・福祉班、総務・生活班は、動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の状況等、必要に応じ情報を提供する。 第3 愛玩動物対策の実施 (1)動物救援本部は、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。 　① 飼養されている動物に対する餌の配布 　② 負傷した動物の収容・治療・保管 　③ 放浪動物の収容・保管 　④ 飼養困難な動物の一時保管 　⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 　⑥ 動物に関する相談の実施等 (2) 生活・福祉班、総務・生活班は、次の事項について動物救援本部を支援する。 　① 被災動物救護体制の整備 　② 犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供 　③ 動物の応急保護収容施設設置のための調整等 (3) 愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

自治体名	記載状況
洲本市 （兵庫県）	「洲本市地域防災計画（平成26年度改訂版）」 第1編 地震災害対策編　Ⅲ 災害応急対策計画　第3章　円滑な災害応急活動の展開　第10節　愛玩動物の収容対策実施 第1　趣旨 災害で被災放置された愛玩動物の収容対策等ついて定める。 第2　内容 １ 動物救援対策窓口の設置 市は、獣医師会及び動物愛護団体が実施する動物救援・収容対策の支援等を行うため、必要に応じ、動物救援対策窓口を設置する。 ２ 実施方法 （1)獣医師会及び動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、動物救援本部を設置し、以下の事項を実施する。 ①飼養されている動物に対する餌の配布 ②負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 ③放浪動物の収容・保管・譲渡 ④飼養困難な動物の一時保管・譲渡 ⑤動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 ⑥動物に対する相談の実施等 （2)県は、次の事項について動物救援本部を支援する。 ①被災動物救護体制の整備 ②犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 ③動物の応急保護収容施設設置のための調整 （3)市は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、獣医師会及び動物愛護団体が設置する動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等の状況提供を行うこととする。 ３ 所有者の対応 愛玩動物の所有者は、直ちに引き取ることが困難な状況にあっても、長期にわたり放置することのないよう努める。 第3編　風水害等対策編 《　以下　地震災害対策編と同じ　》
淡路市 （兵庫県）	淡路市地域防災計画　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第3節　円滑な災害応急活動の展開　第10　愛玩動物の収容対策の実施 実施担当「生活環境班」 関係機関「兵庫県獣医師会淡路支部」 (1)獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。 ①飼養されている動物に対する餌の配布 ②負傷した動物の収容・治療・保管 ③放浪動物の収容・保管 ④飼養困難な動物の一時保管 ⑤動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 ⑥動物に関する相談の実施等 (2)市（生活環境班）は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。 (3)愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 淡路市地域防災計画　地震災害対策編　第3章　災害応急対策計画　第3節　円滑な災害応急活動の展開　第10　愛玩動物の収容対策の実施 実施担当「生活環境班」 関係機関「兵庫県獣医師会淡路支部」 (1)獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。 ①飼養されている動物に対する餌の配布 ②負傷した動物の収容・治療・保管 ③放浪動物の収容・保管 ④飼養困難な動物の一時保管 ⑤動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 ⑥動物に関する相談の実施等 (2)市（生活環境班）は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救護本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。 (3)愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
南あわじ市 （兵庫県）	南あわじ市地域防災計画　自然災害対策編（地震・津波・風水害）　第3編　災害応急対策計画　第3章　災害応急活動の展開　第19節　愛玩動物の収容対策実施 獣医師会及び動物愛護団体と連携協力のうえ、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づいて、動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと、愛玩動物の収容対策を実施する。 (1)飼養されている動物に対する餌の配布 (2)負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 (3)放浪動物の収容・保管・譲渡 (4)飼養困難な動物の一時保管・譲渡 (5)動物の所有者や里親探しのための情報の収集、提供 (6)動物に関する相談の実施等 (7)被災動物救援体制の整備 (8)犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供 (9)動物の応急保護収容施設設置のための調整等 (10)愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
奈良県	奈良県地域防災計画　水害・土砂災害等編　第3章　第23節　第4・地震編　第3章　第29節　第4　愛玩動物の収容対策等 1　特定動物の逸走対策 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。 (1)飼養者への指示 特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。 (2)飼養者が対応困難な場合の措置 特定動物の飼養者が所在不明であったり、(1)の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、市町村と連携して付近住民への周知に当たる。 また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。 2　放浪犬猫の保護収容 県は、被災により放浪する犬猫について、市町村、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。 必要に応じて、国や他県等に協力を求めるほか、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。 3　飼養者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。
大和郡山市 （奈良県）	大和郡山市地域防災計画 第4 愛玩動物の収容対策 担当部署 環境政策課 清掃班（環境政策課）は、次のように愛玩動物の収容対策を実施する。また、収容に際しては、動物を介した感染症等の被害拡大が発生しないように留意する。 (1) 実施方法 (公社)奈良県獣医師会及び各動物愛護団体と連携、協力して、愛玩動物を救援するため、県等の指導や助言のもとで、次のような愛玩動物の収容対策を実施する。 ア. 放浪動物の収容、保管 イ. 負傷した動物の収容、治療、保管 ウ. 飼養困難な動物の一時的な保管 エ. 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集、提供 オ. 動物に関する相談の実施等 (2) その他の対策 ア. 県（生活衛生課）と調整のうえ、被災動物を救護するために応急保護施設の設置を検討する。 イ. 避難所における愛玩動物の情況等について、必要に応じ情報収集すると共に、住民に広報する。 ウ. 愛玩動物の所有者に対して、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期間放置せず適切な対応に努めるよう、指導又は助言する。
生駒市 （奈良県）	生駒市地域防災計画　本編 第5節　防疫、保健衛生 被災後は、快適な生活環境を確保するため、被災者の健康管理、病弱者の救済、感染症発生の防止、衛生の保持に万全を期し、市民生活の安定を図る。 (中略) 3　動物等の収容対策 担当部　救援衛生部 実施内容　放浪犬猫の保護及び特定動物による人等への危害防止を実施する 主な連携先　生駒警察署(人等への危害防止)、ボランティア(動物の保護・受入れ等の協力)、県(愛玩動物等の収容対策)、県獣医師会(負傷動物への対応等)

自治体名	記載状況
山添村 （奈良県）	山添村地域防災計画　2〈2. 応急〉第20節　防疫、保健衛生計画 6　愛玩動物の収容対策等 （1）収容対策 　災害の発生に伴って死亡した愛玩動物の処理は、原則として所有者等が行い、これが困難な場合には、村は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 ア　所有者等からの要請があった時は、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 （ア）移動できるものは適当な場所に集めて、埋却、焼却等の方法で処理する。 （イ）移動し難いものについては、その場で個々に処理する。 イ　処理場所の確保について、村のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 （2）愛玩動物の飼養等対策 　災害の発生に伴い、愛玩動物の飼い主から避難所及び仮設住宅等において飼養したい旨の申し出があった場合は、飼養場所の確保に努める。 　ただし、愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努めるとともに、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、または適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。
平群町 （奈良県）	平群町地域防災計画　第3部　災害応急対策計画　第3章　各種応急対策 5　愛玩動物の収容対策 （1）特定動物の逸走対策 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の状態が生じている場合は、飼養者へ捕獲その他の必要な措置を取るよう指示を行うか、飼養者に代わって警察に通報するとともに、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。町は、県と連携して付近住民への周知にあたる。 （2）放浪犬猫の保護収容 救護厚生部は、県の行う、大規模災害発生後の被災した犬猫の保護・収容場所の確保に協力する。 （3）愛玩動物飼養者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が保護収容された場合には、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引取り、又は適正に使用できるものに譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。
斑鳩町 （奈良県）	斑鳩町地域防災計画　第3編　地震災害応急対策　第2章　応急復旧期の活動　　第3節　保健衛生活動 第5　愛玩動物収容対策 被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、放浪動物の保護収容等を実施する。 1　飼育者の責務 　愛玩動物の飼育者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 2　放浪動物の対策 　被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる住民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、県、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次を目安として行う。 （1）放浪している愛玩動物の収容対策 （2）避難所で飼育されている動物に対する餌の配布 （3）負傷している動物の収容・治療 （4）飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し （5）その他動物に関する相談の受付
安堵町 （奈良県）	安堵町地域防災計画 第3 家畜防疫等 被災地の家畜防疫は県に協力して、防疫、診療等を行い、未然に家畜感染症を防ぐように対処する。 1 家畜防疫の実施 ⑴ 家畜の感染症が発生したときは、県又は関係機関等と協力し、患畜の隔離、通行遮断、殺処分等の方法により感染症の蔓延防止に努める。 ⑵ 犬や家畜を狂犬病等から守るため、県からの派遣員等と協力し、放浪犬等を収容するとともに、飼い主に対し犬の管理方法を指導する。 2 愛玩動物の収容対策 町は、災害後に被災により放浪する犬猫等について、県及び関係機関、関係団体と連携・協力して、捕獲収容する場所の確保に努める。 また、愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合でも、長期にわたり放置することのないように、適切な対応に努める。
御所市 （奈良県）	御所市地域防災計画　第21節　防疫、保健衛生計画　第4　放浪動物対策 放浪動物対策　被災地では、飼育されていた犬が放浪することで市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容対策を、県、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して行う。
広陵町 （奈良県）	広陵町地域防災計画（一般対策編） 第3章　災害応急対策計画　第23節　防疫、保健衛生計画　第3　愛玩動物の収容対策 1　放浪犬猫の保護収容 　県は、災害後、被災により放浪する犬猫について、町・関係機関･関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保に努める。また、必要に応じ関係団体に支援を行う。 2　愛玩動物飼育者の責務 愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 広陵町地域防災計画（震災対策編） 第3章　災害応急対策計画　第28節　防疫、保健衛生計画　第4　愛玩動物の収容対策等 　一般対策編　第3章　第23節「防疫、保健衛生計画」を準用する。
高取町 （奈良県）	高取町地域防災計画　第3章　地震災害応急対策計画 第3節　応急復旧期の活動　第13項　愛玩動物の収容対策　及び　第4章　風水害等災害応急対策計画 第3節　応急復旧期の活動　第13項　愛玩動物の収容対策に 1　放浪犬猫の保護収容　環境衛生班環境衛生係は、震災（災害）後、被災により放浪する犬猫について、県、獣医師会、動物愛護団体等と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保及び保護収容に努める。また、必要に応じ関係団体に支援を行う。 2　指定避難所における適正な飼育と情報提供　環境衛生班環境衛生係は、飼い主とともに避難した動物の飼育については、適正な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、県、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、指定避難場所における愛玩動物の情報等を提供する。 3　愛玩動物飼養者の責務　愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするように努める。と記載
王寺町 （奈良県）	王寺町地域防災計画　水害・土砂災害等対策編 第3章　災害応急対策計画　第2節　第16（10）ウ（2）d ・衛生班は、ペットに関する避難所でのルールづくりを行う。
桜井市 （奈良県）	桜井市地域防災計画（地震災害対策編） 第3編　災害応急対策　第2章　応急復旧期の活動　第4節　保健衛生活動　3　愛玩動物の収容体制 （1）放浪犬猫の保護収容 　市は、災害後、被災により放浪する犬猫に対して、奈良県・関係機関・関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保に努める。 （2）愛玩動物飼育者の責務 　愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 桜井市地域防災計画（風水害等対策編） 第3編　災害応急対策　第2章　災害発生後の活動　第12節　保健衛生活動　3　愛玩動物の収容体制 （1）放浪犬猫の保護収容 　市は、災害後、被災により放浪する犬猫に対して、奈良県・関係機関・関係団体と協議し、放浪犬猫を保護する場所の確保に努める。 （2）愛玩動物飼育者の責務 　愛玩動物の所有者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

自治体名	記載状況
香芝市 （奈良県）	香芝市地域防災計画　第3編　地震災害応急対策計画　第3章　応急復旧期の活動　第13節　愛がん動物の収容対策 1　放浪犬猫の保護収容 震災後、被災により放浪する犬猫について、県、獣医師会、動物愛護団体等と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保及び保護収容に努める。 また、必要に応じ関係団体に支援を行う。 2　指定避難所における適正な飼育と情報提供 飼い主とともに避難した動物の飼育については、適正な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、県、獣医師会、動物愛護団体等と連携し、指定避難所における愛がん動物の情報等を提供する。 3　愛がん動物飼養者の責務 愛がん動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。 また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、または適正に飼養できる者に譲渡する等、飼育者の責務を全うするよう努める。
御杖村 （奈良県）	御杖村地域防災計画　基本計画編　第3章　第17節　防疫、保健衛生計画　第5 愛玩動物の収容対策 住民生活課は、奈良県獣医師会及び動物愛護団体と連携、協力して愛玩動物を救援するため県等の指導、助言のもと、以下の愛玩動物の収容対策を実施する。 1　実施方法 （1）放浪動物の収容、保管 （2）負傷した動物の収容、治療、保管 （3）飼育困難な動物の一時保管 （4）動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 （5）動物に関する相談の実施等 2　その他の対策 （1）　県と調整のうえ、被災動物を救護するために応急保護施設設置を検討する。 （2）　避難所における愛玩動物の状況等について、必要に応じて情報を収集するとともに住民に広報する。 （3）　愛玩動物の所有者に対して、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう指導する。
田原本町 （奈良県）	「平成26年度修正 田原本町地域防災計画」 第3編 風水害等応急対策計画　第3章 応急復旧期の活動　第2節 防疫・保健衛生活動 3-96　第4 愛玩動物の収容対策等 第4編 地震災害応急対策計画　第3章 応急復旧期の活動　第2節 防疫・保健衛生活動 4-101　第4 愛玩動物の収容対策等 住民福祉部健康福祉班は、被災地域の衛生状況の保持及び安全の確保のため、飼い主の分からない愛玩動物の保護収容や死亡動物の適切な収集・処理等を実施する。 1　愛玩動物の保護 動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物や、飼い主とともに避難所に避難してきた動物の保護及び適正飼育を行うため、県、県獣医師会等の防災関係機関、ボランティア団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努める。 2　特定動物の逸走対策 特定動物*の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、県と連携して付近住民への周知にあたるとともに、捕獲等が必要な場合は、天理警察署等防災関係機関に協力を要請する。 *特定動物 ： 人命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例 ： トラ、ワニ等） 3　飼養者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡するなど、飼養者の責務を全うするよう努める。 4　死亡動物の処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、住民福祉部健康福祉班が関係各部、防災関係機関等と連携し、死亡動物の適切な収集・焼却等を行う。
川西町 （奈良県）	川西町地域防災計画　第3編 風水害等応急対策計画－第3章 応急復旧期の活動－第2 防疫・保健衛生活動 5　愛玩動物の収容、死亡・放浪動物対策 救護厚生班は、被災地域の衛生状態の保持及び安全確保のため、愛玩動物の収容、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。 ⑴　飼育者の責務 愛玩動物の飼育者は、飼育困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 ⑵　放浪動物の保護収容 救護厚生班は、被災によって、飼育されていた動物が放浪することによる住民への危害発生の防止に努める。 具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。 ア　被災地域における動物の保護・収容 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県、県獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と協力し、放浪動物の保護・収容等を行う。 イ　特定動物による人等への危害防止 特定動物※が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、救護厚生班、県、天理警察署等の関係機関が連携し、人への危害、財産等への侵害を防止する。 ※特定動物：人の生命等に害を加えるおそれがあるため、動物の愛護及び管理に関する法律において飼養・保管の許可が必要とされる動物。（例：ワニなど） ⑶　避難所における動物の適正な飼育 救護厚生班は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、次のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア　各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。 イ　飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探しその他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受け入れ等の調整を行う。 ウ　他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。 ⑷　死亡動物の処理 災害によって死亡した犬猫等については、所有者が処理することを原則とするが、所有者が不明または所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、救護厚生班が各部、関係機関と協力して、次のとおり行う。 ア　死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。 イ　収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。
五條市 （奈良県）	五條市地域防災計画　第2編　水害・土砂災害等編　第2章　災害応急対策計画　第26節　防疫、保健衛生計画 第7　愛玩動物の収容対策等 1　特定動物の逸走対策 市は、特定動物の逸走等の事態が生じている状況において、飼育者による捕獲が困難な場合、又は、飼育者が所在不明である場合は、地域住民への周知にあたる。 また、捕獲等が必要な場合は、県、警察と連携し対応する。 2　放浪犬猫の保護収容 市は、被災により放浪する犬猫について、県、関係機関・団体等と協力して保護収容にあたる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。 必要に応じて、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。 3　飼養者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は、適正に飼養できるものに譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。
十津川村 （奈良県）	十津川村地域防災計画　一般対策編　第3章　災害応急対策計画　第19節　防疫、保健衛生計画 第4　愛玩動物の収容対策等 1　特定動物の逸走対策 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。 （1）飼育者への指示 特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。 （2）飼養者が対応困難な場合の措置 特定動物の飼養者が所在不明であったり、（1）の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、村と連携して付近住民への周知に当たる。 また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。 2　放浪犬猫の保護収容 県は、被災により放浪する犬猫について、村、関係機関・団体等と協力して保護収容にあたる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。 必要に応じて、国や他府県等に協力を求めるほか、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。 3　飼養者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は、適正に飼養できるものに譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

自治体名	記載状況
野迫川村 （奈良県）	野迫川村地域防災計画　保健衛生計画　第22節　防疫、保健衛生計画 第3　愛玩動物の収容対策等 1　特定動物の逸走対策 県は、特定動物の管理状況を確認し、逸走等の事態が生じている場合は、次の対策を講じる。 （1）飼育者への指示 特定動物の飼養者に対し、直ちに警察官に通報するとともに、付近の住民に周知し、捕獲その他の必要な措置をとるよう指示する。 （2）飼養者が対応困難な場合の措置 特定動物の飼養者が所在不明であったり、（1）の指示に関する飼養者の対応が困難であったりする場合等においては、飼養者に代わって警察に通報するとともに、村と連携して付近住民への周知に当たる。また、捕獲等が必要な場合は、警察等の関係機関に協力を要請する。 2　放浪犬猫の保護収容 村は、被災により放浪する犬猫について、県、関係機関・団体等と協力して保護収容に当たる。保護頭数が多数にのぼる場合は、これら関係機関等と協議し、保護収容する場所の確保に努める。必要に応じて、国や他府県等に協力を求めるほか、ボランティアの協力等も考慮し、適切に保護収容対策を講じる。 3　飼養者の責務 愛玩動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は、適正に飼養できるものに譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。
和歌山県	和歌山県地域防災計画　基本計画編　第3編　災害応急対策計画 第6章　保健衛生計画　第6節　動物保護管理計画　及び　和歌山県地域防災計画地震・津波災害対策計画編 第4編　災害応急対策計画　第6章　保健衛生計画　第6節　動物保護管理計画 1　計画方針 災害時には負傷又は放し飼い状態の動物が多発発生すると同時に、避難所等のペット動物に係る問題も想定されるため、県は、被災者支援の一環として「災害時動物救援本部」を設置し、県獣医師会、動物愛護団体等の協力のもと、動物保護管理活動を行う。 2　計画内容 （1）避難所等における被災した動物の飼養者への支援 県は、市町村と連携し、市町村が避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。 ア　避難所での動物の飼養状況の把握 イ　飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 ウ　動物愛護ボランティアの派遣 エ　飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預かり施設を一定の期間設置） オ　動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 カ　家庭動物に関する相談の実施等 キ　動物に関する寄付金の管理・配分 ク　県外からの受援体制の確保 （2）被災地域における飼養者不明の動物の保護 県は放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。 ア　放浪犬や第三者が保護した動物の保護、引き取り イ　飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等 （3）危険動物の状況の把握 県は、所有者等を通じて危険動物の状況を把握する。
海南市 （和歌山県）	海南市地域防災計画　本編　第2部　第2章　第10節　保健衛生・防疫体制の整備　＜1．感染症対策＞ 　被災動物の保護やその他の必要な措置について、獣医師会、動物愛護ボランティア等との協力体制の確立に努めます。 海南市地域防災計画　資料編 第3部　災害応急対策　資料113＜動物対策＞ ① 死亡獣畜の処理 　環境班は、県、海南保健所の指導により、死亡した家畜等を処理する。 ② 放浪動物への対応 　環境班は、県、海南保健所等と連携して、飼養者の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。 ③ ペットへの対応 　避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の飼養者が行う。避難所において環境班は、飼養者とともに避難した動物の飼育について、適正な指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとする。避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペット問題が生じた場合は、県及び獣医師会等と取り扱いについて協議する。動物救護所等を設置する場合は、公共用地に設置し、必要な資機材、ペットフードを確保する。 海南市避難所運営マニュアル 6 避難所の空間配置 【共有空間の管理】 ＜ペット飼育場＞ 　鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一画や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保します。 7 避難所生活のルール　＜生活空間の利用方法＞ 　ペットは身体障がい者補助犬を除き原則居住空間に持ち込めません。 8 地域関係者、避難者主体による運営体制づくり　3 運営役割分担　避難所内で作業を行う活動班　＜保健・衛生班＞ 　衛生管理、ごみ、風呂、トイレ、清掃、ペット、医療・介護活動、水の管理 9 各班の役割（避難所運営本部）　保健・衛生班の役割　＜6 ペット＞ 　避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止 避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。そのため、居室へのペットの持ち込みは身体障がい者補助犬を除き原則禁止します。身体障がい者補助犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。ただし、施設に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談のうえ、避難所運営本部会議で検討し、ペットの飼育ルール（P.70参照）を決めます。 　敷地内にペットスペースを設定 避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一画や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保します。 　ペットの管理は飼い主が実施 ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。 また、飼い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿（P.71）を作成します。 （1）飼育者の住所及び氏名 （2）避難所への入所日および退所日 （3）ペットの名前 （4）動物の特徴（性別・体格・毛色・犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など） 　他の支援団体等への要請 県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、市を経由して支援要請することを検討します。
岩出市 （和歌山県）	地域防災計画（風水害等対策編及び震災対策編）　第4項　動物保護管理支援計画 1　計画方針 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等のペット動物にかかる問題も予想されるため、県において、被災者支援の一環として「災害時動物救援本部」が設置され、県獣医師会、動物愛護関係団体等の協力の下、動物保護管理活動を行う。 2　計画内容 （1）避難所等における被災した動物の飼養者への支援 市は、県と連携し、「岩出市避難所運営マニュアル」に基づき、避難所に確保した飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。 ア　避難所での動物の飼養状況の把握 イ　飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 ウ　動物愛護ボランティアの派遣 エ　飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置） オ　動物の飼養者や里親探しのための情報の収集・提供 カ　ペットの動物に関する相談の実施等 キ　動物に関する寄付金の管理・配分 ク　県・市外等からの受援体制の確保 （2）被災地域における飼養者不明の動物の保護 県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。 ア　放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引き取り イ　飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等 避難所運営マニュアル　6　ペット 避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止 避難所では様々な価値観をもつ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。そのため、居室へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き原則禁止します。 身体障害者補助犬を居室へ持ち込む場合は周囲の理解を得るようにします。 ただし、施設的に余裕がある場合は、避難所とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談の上、運営本部会議で検討します。

自治体名	記載状況
紀の川市 （和歌山県）	地域防災計画　③風水害等応急　第22節　保健衛生計画　６ 動物救護活動支援計画（P410） 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難者の同伴動物等にかかる問題も予想されるため、市は、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動等を支援する。 （1）被災地域における動物の保護 所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、市は、県、県獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護に努める。 （2）避難所における動物の適正な飼育 市は、県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア　各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の確保等 イ　避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡の調整 避難所運営マニュアル　P15　（7）衛生班　⑤ペットに対する対応 ア）避難所の居室スペースには、ペットの持ち込みは禁止 多種多様な価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しやすいこと、また避難者の中には動物アレルギーの人がいる可能性もあることから、居室へのペットの持ち込みは禁止します。 イ）ペットの飼育スペースの設置 1）敷地内にペット専用スペースを設けます。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策のため、居住空間からなるべく放れた場所を設定します。 2）ペットの飼育および飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を持って管理することとします。 ウ）登録台帳に記入 避難所にペットを連れてきた避難者に対して、窓口で届けるように呼びかけ、様式14「避難所ペット登録台帳」に記載します。
橋本市 （和歌山県）	橋本市拠点避難所運営マニュアル（小規模避難所版）（平成26年5月） 〔ペットの飼育場所〕 鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や拠点避難所の隅などの屋外に飼育場所を確保します。 拠点避難所の生活ルール〔生活空間の利用方法〕 ・ペットは身体障がい者補助犬を除き原則居住空間に持ち込めません。資料4 避難所生活のルール 犬、猫などの動物類を居室に入れることは原則禁止です。 拠点避難所運営マニュアル（大規模避難所版） 〔ペットの飼育場所〕、拠点避難所の生活ルール〔生活空間の利用方法〕は小規模避難所版に同じ。 《活動班》保健・衛生班：衛生管理、ごみ、風呂、トイレ、清掃、ペット、医療・介護活動、生活用水の管理 6　ペット　拠点避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止、敷地内にペットスペースを設定、ペットの管理は飼い主が実施、県や愛護団体の支援が必要なときは市経由で支援要請を検討する 資料15 「ペットの飼い主の皆さんへ」（避難所で飼う場合のルールを記載している）、資料16 「ペット飼育管理簿」（入退所、飼育者、特徴、注射履歴の管理簿）
有田市 （和歌山県）	有田市地域防災計画　第３編　風水害等応急対策計画　第５章　保健衛生計画　第４節　動物保護管理計画 ・災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の愛玩動物（ペット）にかかる問題も予想されるため、県下の獣医師会や動物関係団体等と協力し　県が設置する「災害時動物救援本部」が行う動物保護管理活動を支援する。 ・衛生救護部環境班は、避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適性に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう、県と連携して支援する。 なお、県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。 ア.避難所での動物の飼養状況の把握 イ.飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 ウ.動物愛護ボランティアの派遣 エ.飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預かり施設を一定の期間設置） オ.動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 カ.愛玩動物（ペット）に関する相談の実施等 キ.動物に関する寄付金の管理・配分 ク.県外からの受援体制の確保
御坊市 （和歌山県）	御坊市地域防災計画　第2章　災害応急対策を行う　第5節　保健衛生活動を行う 4　動物の保護管理を支援する 　災害時においては、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の愛玩動物（ペット）にかかる問題も予想されるため、県下の獣医師会や動物関係団体等と協力して、県が設置する「災害時動物救援本部」が行う動物保護管理活動を支援することが求められる。 4-1　動物の保護管理を支援する 　厚生救助部（健康福祉課）、厚生救助部（介護福祉課）は、避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう、県と連携して支援する。 　なお、県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。 （ア）避難所での動物の使用状況の把握 （イ）飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 （ウ）動物愛護ボランティアの派遣 （エ）飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定の期間設置） （オ）動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 （カ）愛玩動物（ペット）に関する相談の実施等 （キ）動物に関する寄付金の管理・配分 （ク）県外からの受援体制の確保 御坊市避難所運営マニュアル　６　ペット対策 「避難所の居住スペースにはペットの持ち込みは禁止」、「敷地内にペットスペースを設定」、「ペットの管理は飼い主が実施」、「他の支援団体等への要請」について定めている。 資料編でペットの飼育ルール10項目（ペットは指定された場所で、必ず繋いで飼うか、ケージの中で飼って下さい。ノミの駆除に努めてください。等）、避難所同行ペット用紙で（飼い主氏名、連絡先、動物種、性別、毛色の特徴、登録及び注射の有無等）を定めている。
田辺市 （和歌山県）	田辺市地域防災計画本編　第3編 災害応急対策計画　第5章 復旧応急対策活動　第8節　動物保護管理支援計画 第1　家庭動物の保護 1　避難所等における被災動物の飼養者への支援 市は、県と連携し、避難所運営マニュアルに基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適切に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。 ア　避難所での動物の飼養状況の把握 イ　飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 ウ　動物愛護ボランティアの派遣 エ　飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預り施設を一定期間設置） オ　動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 カ　ペット動物に関する相談の実施 キ　動物に関する寄付金の管理・配分 ク　県外からの受援体制の確保 2　放浪動物の保護収容 災害後、被災により、飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、県環境生活部、県獣医師会、動物愛護団体・ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね以下を目安として行う。 （1）放浪動物の保護収容 （2）避難施設で飼育されている動物に対する餌の配布 （3）負傷している動物の収容・治療 （4）飼養困難な動物の一時保管及び所有者の捜索又は新たな飼養者の募集 （5）その他動物に対する相談の受付 第2　死亡獣畜の処理 1　処理責任者 災害によって死亡した獣畜は、占有者が処理することを原則とする。ただし、占有者が占有の意思を放棄した死亡獣畜や自らの資力でこれを処理できない場合は、市が収集・処理を行う。 2　処理方法 死亡獣畜発見者から連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜にあっては、家畜伝染病予防法に基づき検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を実施する。 死亡獣畜は直ちに収集し、次に掲げる関係機関と協議の上、定められた方法により焼却又は埋却する。 （1）犬猫等の場合・・・田辺保健所 （2）家畜の場合・・・・紀南家畜保健衛生所、田辺保健所
新宮市 （和歌山県）	新宮市地域防災計画　第3編　災害応急計画編　第3節　動物（ペット）保護管理計画 1．計画内容 　避難所等における被災した動物の飼養者への支援、被災地域における飼養者不明の動物の保護、死亡動物の処理について定めている。

自治体名	記載状況
紀美野町 （和歌山県）	紀美野町避難所運営マニュアル（H23.3） 避難所内の仕事　保健・衛生の仕事　６　ペット　内に記載 【内容】 ・避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止　　施設に余裕がある場合は、施設管理者と相談の上運営本部会議で検討 ・敷地内にペットスペースを設定　　鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた避難所の隅などの屋外に飼育場を確保 ・ペットの管理は飼い主が実施　　飼い主が全責任をもって管理し、ペット飼育管理簿を作成 ・他の支援団体等への要請　　県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、町を経由して支援を要請することを検討
かつらぎ町 （和歌山県）	かつらぎ町避難所マニュアル： ６　ペット　拠点避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止、敷地内にペットスペースを設定、ペットの管理は飼い主が実施、県や愛護団体の支援が必要なときは市経由で支援要請を検討する 資料10「ペットの飼い主の皆さんへ」（避難所で飼う場合のルールを記載している）、資料11「ペット飼育管理簿」（入退所、飼育者、特徴、注射履歴の管理簿）
九度山町 （和歌山県）	九度山町避難所運営マニュアル （大規模避難所版） ６　ペット　拠点避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止、敷地内にペットスペースを設定、ペットの管理は飼い主が実施、県や愛護団体の支援が必要なときは市経由で支援要請を検討する 資料15「ペットの飼い主の皆さんへ」（避難所で飼う場合のルールを記載している）、資料16「ペット飼育管理簿」（入退所、飼育者、特徴、注射履歴の管理簿） （小規模避難所版） 〔ペット飼育場〕鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や拠点避難所の隅などの屋外に飼育場所を確保します。
高野町 （和歌山県）	高野町地域防災計画　資料7-4　避難所開設・運営マニュアル 〔ペット飼育場〕鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や拠点避難所の隅などの屋外に飼育場所を確保します。
湯浅町 （和歌山県）	湯浅町地域防災計画　第3部 災害応急対策計画　第9章 保健衛生計画　第5節 動物救護活動支援計画 1. 計画方針 災害時には避難者の同伴動物にかかる問題も想定されるため、動物愛護の視点から県と協力して動物の収容活動及び救護活動を実施する。 2. 計画内容 (1) 被災地における動物の保護 所有不明の負傷動物、放し飼いの動物保護については、県及び動物愛護団体、ボランティアと協力し、動物の保護に努める。 (2) 避難所における動物の適正な飼育 避難所においては、飼い主の協力により動物の適正な飼育指導を行い、環境衛生の維持に努める。 (3) 県との連携 県との連携により、餌の手配、負傷動物の収容・保管、相談等を実施する。 (4) 死骸処理 動物等の死骸処理については、火葬を原則とするが、施設等の状況により火葬できない場合は、衛生面に十分注意し死骸処理を行う。 湯浅町避難所運営マニュアル 「避難所の居住スペースにはペットの持ち込みは禁止」「敷地内にペットスペースを設定」「ペットの管理は飼い主が実施」 資料編でペットの飼育ルール10項目（ペットは指定された場所で、必ず繋いで飼うか、ケージの中で飼って下さい。ノミの駆除に努めて下さい。等）、ペット飼育管理簿（入所日、退所日、飼い主氏名、登録及び注射の有無）を定めている。
広川町 （和歌山県）	広川町避難所運営マニュアル 「避難所の居住スペースにはペットの持ち込みは禁止」「敷地内にペットスペースを設定」「ペットの管理は飼い主が実施」「他の支援団体等への要請」 資料編でペットの飼育ルール１０項目（ペットは指定された場所で、必ず繋いで飼うか、ケージの中で飼って下さい。ノミの駆除に努めて下さい。等）、ペット飼育管理簿（入所日、退所日、飼い主氏名、登録及び注射の有無）を定めている。
有田川町 （和歌山県）	有田川町避難所運営マニュアル　（別紙４）避難所の空間配置 鳴き声や臭気が避難者の迷惑とならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼養場を確保することを定めている。
美浜町 （和歌山県）	美浜町地域防災計画 ６　動物保護管理計画 ①計画方針　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等のペット動物にかかる問題も予想されるため、被災者支援の一環として県が設置する「災害時動物救援本部」と連携し、県獣医師会、動物愛護関係団体等の協力のもと、動物保護管理活動を行う。 ②計画内容 ア　避難所等における被災した動物の飼養者への支援 　県と連携し、避難所運営マニュアル等に基づき確保する避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう支援する。 イ　被災地域における飼養者不明の動物の保護 　町は、県が実施する、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する活動に協力する。
日高町 （和歌山県）	日高町地域防災計画　第４編 風水害等応急対策計画 第１９章 保健衛生計画　第3節 取組内容　７ 動物救護支援計画 災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等のペット動物に係る問題が予想されるため、町は動物愛護の観点から、県と連携を図り、県獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動等に努める。 日高町避難所運営マニュアル　６　ペット 「避難所の居住スペースにはペットの持ち込みは禁止」、「敷地内にペットスペースを設定」、「ペットの管理は飼い主が実施」、「他の支援団体等への要請」について定めている。
由良町 （和歌山県）	由良町避難所運営マニュアル （7）共通理解ルールの提示 イ　ペットの飼育場所を決定し、ペットの飼育ルールと共に飼育者及び避難者への周知徹底を図る。また、「避難施設ペット登録台帳」を作成する。 （15）避難所のペット対策（要救護者が必要とする補助犬は、除外する） 　犬、猫などは室内に入れない、避難所にペットを連れてきた避難者に対して避難所従事職員に報告するよう呼びかける等　記載 別表１　共通理解ルール 　犬、猫などの動物類を室内に入れることは禁止（補助犬は除く）。ペットを連れてきた避難者は、避難所従事職員に報告しなければならない。 別表２　ペット飼育ルール広報文 　ペットへの苦情及び危害防止に努めてください　等 様式７　避難所ペット登録台帳（飼い主氏名、住所、動物種、毛色等）
印南町 （和歌山県）	印南町避難所運営マニュアル 「ペット飼育場」 鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグランドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保する。 　避難所の生活ルール「生活空間の利用方法」 　ペットは身体障碍者補助犬を除き、原則居住空間に持ち込めない。
みなべ町 （和歌山県）	みなべ町地域防災計画　第３章 災害応急対策計画 第１編 風水害編　第６節 保健衛生計画　第５項 動物保護管理計画 １　計画方針 　災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の愛玩動物（ペット）にかかる問題も予想されるため、県下の獣医師会や動物関係団体等と協力して、県が設置する「災害時動物救援本部」が行う動物保護管理活動を支援する。 ２　計画内容 　生活環境部等は、みなべ町避難所運営マニュアルに基づき、避難所の飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう、県と連携して支援する。 　なお、県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき保護する。 　ア　避難所での動物の飼養状況の把握 　イ　飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 　ウ　動物愛護ボランティアの派遣 　エ　飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預かり施設を一定の期間設置） 　オ　動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 　カ　愛玩動物（ペット）に関する相談の実施等 　キ　動物に関する寄付金の管理・配分 　ク　県外からの受援体制の確保

自治体名	記載状況
日高川町 （和歌山県）	日高川町地域防災計画　＜応急　第4章＞　第3節 保健衛生計画　6 動物救護活動支援計画 　災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難者の同伴動物等にかかる問題も予想されるため、町は、被災者支援の一環として、県獣医師会、動物関係団体等の設置する「動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動等を支援する。 6.1 被災地域における動物の保護 　所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、町は、県、県獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。 6.2 避難所における動物の適正な飼育 　町は、県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の確保等 (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡の調整 6.3 動物の管理 　被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。 日高川町避難所運営マニュアル [ペットの取扱い] ・居住空間へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き、原則禁止とします。 ・ペットは、敷地内の専用スペースで、飼い主が責任をもって管理します。
白浜町 （和歌山県）	白浜町地域防災計画　基本計画編　第3編　災害応急対策計画　第6章 保健衛生計画　第6節 動物救護活動支援計画（生活環境課） １　計画方針 　大規模な災害時においては、人命救助等を最優先とするが、動物も人と同様に被災することから、負傷または放し飼い状態の動物が多数発生するとともに、避難者の同伴動物等に係る問題も予想されるため、町は、地域の安全確保及び動物愛護の観点から対応可能な範囲において、県の指導のもと動物関係団体等の実施する動物の収容活動及び救助活動を支援する。 ２　計画内容 （1）被災地域における動物の保護　所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物については、周辺住民の安全確保を図りながら、県の指導のもと動物関係団体等と協力してその保護に努めるものとする。 （2）観光施設等における動物の保護　動物を飼育している観光施設等については、その被災状況を的確に把握し、緊急事態に備えた連絡体制を確立するとともに必要な措置を講じるよう施設管理者に対する助言他を行う。 （3）避難所における動物の適正な取扱いと保護　町は、避難所における同伴動物等の取扱いに対する一定の基準を定めるとともに、飼い主等に対する適正な指導を行うなど環境衛生の維持や動物保護に努めるものとする。 ア　各地域の被害状況の把握、避難所での動物の取扱い基準の策定と実践、獣医師の派遣等に係る支援 イ　避難所における環境衛生の維持 ウ　避難所での動物の飼養状況の把握 エ　飼養されている動物に対する資材及び餌の提供 オ　動物ボランティアの派遣 カ　飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預かり施設を一定の期間設置） キ　動物の所有者や里親探しのための情報の収集・提供 ク　ペット動物に関する相談の実施等 ケ　県、関係団体との連絡調整 （4）動物救援センターへの協力、支援　動物救援センターが設置された場合、県の指導に基づき必要な措置を講じるなど協力、支援を実施するものとする。 ＊地震・津波災害対策計画編　第4編　災害応急対策計画　第6章　保健衛生計画　第6節　動物救護活動支援計画にも同一の記載あり
上富田町 （和歌山県）	上富田避難所運営マニュアル(大規模避難所版) 避難所内の仕事 P19 保健・衛生班の仕事 6 ペットP42 避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止 避難所では、さまざまな価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちです。そのため、居室へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬を除き原則禁止します。身体障害者補助犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにします。 ただし、施設に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けることなどを施設管理者と相談のうえ、運営本部会議で検討します。 敷地内にペットスペースを設定 避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けます。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保します。 ペットの管理は飼い主が実施 ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理します。 また、飼い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿を作成します。 （1）飼育者の住所及び氏名 （2）避難所への入所日および退所日 （3）ペットの名前 （4）動物の特徴 （性別・体格・毛色・犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など） 他の支援団体等への要請 県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、町を経由して支援を要請することを検討します。
すさみ町 （和歌山県）	すさみ町避難所運営マニュアル　６　ペット 「避難所の居住スペースにはペットの持ち込みは禁止」「敷地内にペットスペースを設定」「ペットの管理は飼い主が実施」「他の支援団体等への要請」 資料編でペットの飼育ルール１０項目（ペットは指定された場所で、必ず繋いで飼うか、ケージの中で飼って下さい。ノミの駆除に努めて下さい。等）、ペット飼育管理簿（入所日、退所日、飼い主氏名、登録及び注射の有無）を定めている。
那智勝浦町 （和歌山県）	那智勝浦町避難所運営マニュアル 「ペットの飼育ルール広報文」 　避難所における9つのルールを規定（指定された場所に必ず繋ぐか檻の中で飼育、飼育場所の清掃・消毒、危害防止に努める、トラブル発生時の届け出等）
太地町 （和歌山県）	太地町避難所運営マニュアル（大規模） [ペット飼育場] 　鳴き声や臭気が避難者の迷惑にならないよう、居住空間からある程度離れた学校のグランドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保するよう規定。
古座川町 （和歌山県）	古座川町地域防災計画　第3編 災害応急対策計画（基本計画編）　第2節 避難計画　第5 避難所の開設等 古座川町地域防災計画　第4編 災害応急対策計画（震災対策計画編）第1節 避難計画　第5 避難所の開設等 サ 必要に応じ、避難所における家庭動物のための飼養スペースの確保に努める。
串本町 （和歌山県）	○串本町地域防災計画 　第3編　災害応急対策計画（不水害等対策計画）　第2部　災害発生後の活動　第6章　保健衛生計画　第2節　動物保護管理計画 　第5編　災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）　第2部　応急期の活動　第3章　保健衛生計画　第2節　動物保護管理計画 1．計画方針 　　災害で被災、放置された愛玩動物（ペット）の動物保護管理活動を行うため、県が設置し、県獣医師会、動物愛護団体等が活動協力する「災害時動物救護本部」との連携、支援を行う。 　　特定動物（人に危害を加える恐れのある危険な動物）については、被災状況を把握し、所有者等に逸走防止を図るように指示し、安全確保を行う。 2．計画内容 (1)被災地域における動物の保護 　所有者不明の負傷動物または放し飼い状態の動物の保護については獣医師会や動物関係団体等と協力し、動物の保護に努める。 (2)避難所における適正な飼育と情報提供 　飼い主とともに避難した動物の飼育については、町避難所運営マニュアルに基づき適正な指導を行うなど、動物愛護及び環境衛生の維持に努める。 　また、災害時動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。 (3)収容対策 　災害時動物救護本部は、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。 　(ア)負傷した動物の収容・治療・保護 　(イ)飼養されている動物への餌の配布 　(ウ)放浪動物の収容・保護 　(エ)飼養困難な動物の一時保護 　(オ)愛玩動物の所有者や里親(新たな所有者)探しのための情報の収集、提供 　(カ)愛玩動物に関する相談の処理 (4)死亡した愛玩動物の処理 　(ア)町の焼却場で衛生的に焼却処分する。 　(イ)移動し難いものについては、その場で衛生的に処理する。

自治体名	記載状況
鳥取県	鳥取県地域防災計画 【災害応急対策編（共通）】 第9部 保健衛生対策計画「第5章 動物の管理」 第1節 目的 この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。 本章において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ペット 愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。 (2) 特定動物 ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。 第2節 危険動物等の管理対策 1 実施責任 被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、県が行う。 2 特定動物の実態把握 県は、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。 3 危険な動物の収容 県は、被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。 4 収容施設の確保 東部生活環境事務所及び中西部の各総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処する。 第3節 ペットの管理対策 1 実施責任 被災地及び避難所におけるペットの管理は、原則として飼い主自らが行うものとする。県は、市町村、獣医師会等の協力を得て、ペットの管理指導を行う。 2 ペットの管理指導 県は、必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、市町村は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。 3 ペットの引き取り 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。 4 収容施設の確保 引き取ったペットは東部生活環境事務所及び中西部の各総合事務所の犬管理所に収容するが、収容能力を超える場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処する。 5 避難に伴うペット対策 避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次により行う。 (1) 市町村は、当該避難所におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努める。 (2) 飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じる場合には、県は必要に応じて市町村に協力を要請して仮設収容施設を整備する。 また県（生活環境部）は、動物愛護団体やボランティア等の支援を受けられるよう、環境省所管の動物愛護関連3団体（日本動物愛護協会、日本動物福祉協会、日本愛玩動物協会）及び日本獣医師会により構成される緊急災害時動物救援本部事務局（日本動物愛護協会事務局内）に対し、応援要請を行う。 また、第 10 部第2章「ボランティアとの協働」により支援を受けるための手配等を行う。 (3) 県（生活環境部）は、緊急災害時動物救援本部の協力を受けて、獣医師会、動物関係団体等と共に現地本部を設置し、以後は現地本部が中心となって被災動物の保護及び救護活動に当る。 (4) 県（生活環境部）は、緊急災害時動物救援本部の協力を受けて、ペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。また、使用済みの衛生処理袋については、市町村に処理を依頼する。 6 その他 業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。（各々の業者自らが対応することを原則とする。） 第4節 死亡獣畜の処理 災害時における死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の処理について、平時の処理によりがたい場合には以下のとおり取り扱うものとする。 (1) 死亡獣畜を化製場、死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、所有者が所轄市町村の許可を受けて行うものとする。 (2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは、市町村が実施するものとする。 第5節 市町村地域防災計画に定める事項 県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。 1 避難所でのペット受入れ体制の整備
岩美町 （鳥取県）	岩美町地域防災計画 H28 第3章 災害応急対策計画 第11節 避難計画 第5 避難所等の開設・運営 1 避難所の開設 （4）ペットの同伴 避難所にペットを同伴することを希望する避難者があった場合、避難所管理者、施設管理者、避難する自主防災組織等が受入れの可否について協議を行うものとする。避難所へのペットの同伴ができないため飼い主との同伴が困難なペットが多数生じる等、必要に応じて鳥取県に仮設収容施設の整備等の対応を要請する。 第12節 地域への救援計画 第7 防疫及び食品衛生 3 防疫業務の実施方法 （8）放浪犬等危険動物等管理対策 被災地における特定動物等の管理指導や、危険な逸走動物等の収容は、鳥取県が行う。 鳥取県は、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育状態を把握する。逸走した特定動物や、町民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生防止のために必要な措置を講じるものとする。収容にあたっては、東部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、鳥取県が仮設収容施設を設置し、これに対処する。 ※ 特定動物… ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。 第8 清掃及び死亡獣畜処理 5 死亡獣畜（死んだ牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬）の処理 （1）死亡獣畜を化製場、死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、死亡獣畜の処理は、所有者が町長の許可を受けて行うものとする。 （2）所有者が判明しないとき、又は、所有者が実施することができないときは、福祉対策部環境衛生班が埋却焼却等の方法で処理する。
若桜町 （鳥取県）	若桜町地域防災計画 一般対策編 第3章 応急対策計画 第8節 保健衛生対策計画 第3 防疫の実施 9 飼い犬管理対策 犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員などと協力し、放浪犬などを収容するとともに、飼い主に対し犬の管理方法を指導します。 第5 動物の管理 1 避難所でのペット受入体制の整備 2 死亡獣畜の処理計画 （1）実施責任者 ア 死亡獣畜の処理は、所有者が町の許可を受けて行います。 イ 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは町が実施します。 （2）処理の方法 ア 移動し得るものは適当な場所に集め、埋設、焼却などの方法で処理します。 イ 移動し得ないものは、環境衛生上支障のない方法で適宜処理します。

自治体名	記載状況
八頭町 （鳥取県）	八頭町地域防災計画　平成29年度修正 災害応急対策編（共通）　第5部　避難対策計画 　第2章 指定緊急避難場所・指定避難所の設置運営 　　第2節 指定緊急避難場所等の開設及び運営 　　4 避難所の運営 　（8）避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握、ユニバーサルデザインへの配慮に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師・助産師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとする。 災害応急対策編（共通）　第9部　保健衛生対策計画 　第3章　防疫計画 　　第5節 飼い犬等の管理対策 　　1 実施機関 　　被災地における飼い犬等の管理指導は、原則として県が行うものとし、町対策本部（衛生班）は、県が行う管理指導について協力するものとします。 　　2 飼い犬等の管理指導等 　　（1）県における業務 　　県は、放浪犬等の収容、飼養を行うとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導することにより、犬による人畜への被害発生の防止を図るものとします。 　　（2）町における業務 　　町は、放浪犬等の飼い主が不明の場合には、県と協力して、町報及びホームページにより飼い主探しのための広報活動を実施するものとします。 　　3 収容施設の確保 　　放浪犬等の収容施設は、県の犬管理所を使用しますが、収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処するものとします。 　　4 避難に伴う愛玩動物（ペット）対策 　　町は、避難勧告等により避難を余儀なくされた場合における愛玩動物（ペット）の取扱いについては、概ね次のとおり実施するものとします。 　　（1）町は、盲導犬以外の動物については、避難所への同伴を許可しないものとします。 　　（2）町は、避難所への同伴を許可できない動物についての受入体制を整備するため、県に対し、仮設収容施設の整備を要請するものとします。 　　（3）町は、仮設収容施設の整備が完了するまでの間、公共施設等で一時収容を行うとともに、ボランティア団体等の協力の下、収容動物の飼養を行うものとします。 　　なお、ボランティア団体等の確保等については、「第10部第1章 民間団体、ボランティアとの協力体制の推進」に定めるところによるものとします。 　　（4）収容動物の飼養に必要な物資の確保については、「第8部第2章 生活関連物資の供給」に準じて行うものとします。 　　（5）使用済みの衛生処理袋については、町対策本部（衛生班）が処理するものとします。なお、処理方法等については、「災害予防編第9部第2章 障害物の除去計画」に定めるところによるものとします。 　第4章 動物の管理 　　第1節 目的 　　この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。 　　本章において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 　　（1）ペット 　　愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。 　　（2）特定動物 　　ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。 　　第2節 危険動物等の管理対策 　　1 実施責任 　　被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、町が行う。 　　2 特定動物の実態把握 　　町は、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。 　　3 危険な動物の収容 　　町は、被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。 　　4 収容施設の確保 　　町は、東部生活環境事務所及び中西部の各総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、町が仮設収容施設を設置し、これに対処する。 　　第3節 ペットの管理対策 　　1 実施責任 　　被災地及び避難所におけるペットの管理は、原則として飼い主自らが行うものとする。町は、県、獣医師会等の協力を得て、ペットの管理指導を行う。 　　2 ペットの管理指導 　　町は、必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、町は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。 　　3 ペットの引き取り 　　被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。 　　4 収容施設の確保 　　引き取ったペットは県と連携し、東部生活環境事務所及び中西部の各総合事務所の犬管理所に収容するが、収容能力を超える場合は、町が仮設収容施設を設置し、これに対処する。 　　5 避難に伴うペット対策 　　避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次により行う。 　　（1）町は、当該避難所におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努める。 　　（2）飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じる場合には、町は必要に応じて県に協力を要請して仮設収容施設の整備また他団体等との協力要請を行う。 　　6 その他 　　業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。（各々の業者自らが対応することを原則とする。）
智頭町 （鳥取県）	智頭町地域防災計画　平成29年度修正 第3章災害応急対策計画 第11 節 避難計画 　第6　避難所の開設・運営 　1　避難所の開設 　（4）ペットの同伴 　　避難所にペットを同伴することを希望する避難者があった場合、避難所管理者、施設管理者、避難する自主防災組織等が受入れの可否について協議を行うものとする。避難所への受入 れ困難なペットが多数生じる場合等は、必要 に 応じて 県 に仮設収容施設の整備等の対応を要請する。 第1 5 節 保健 衛生対策 計画 　第1 防疫 及び食品衛生 　3　防疫業務の 実施方法 　（8）放浪犬等危険動物等管理対策 　　被災地における 特定動物等の管理 指導や 、危険な逸走動物等の収容は、県が行う。県は、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育状態を把握する。逸走した 特定動物や 、 住民 に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被災発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。 収容に あたっては、東部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県が仮収容施設を設置し、これに対処する。 ※特定動物　ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある 動物で 、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。

自治体名	記載状況
倉吉市 （鳥取県）	倉吉市地域防災計画　平成30年度修正 第3編　災害応急対策計画 第6章　指定緊急避難場所・指定避難所の設置運営計画 第2節　指定緊急避難場所等の開設及び運営 4 指定緊急避難場所等の運営 市対策本部（避難班・避難支援班）は、地域の自主防災組織等の協力を得ながら、あらかじめ定めた避難所機能・運営基準等に基づき、次の事項に留意し、指定緊急避難場所等を運営するものとします。 （9）避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとします。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握、ユニバーサルデザインへの配慮に努め、必要な対策を講じるものとします。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師・助産師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとします。また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとします。 第21章動物の管理計画 第1節　目的 この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とします。 第2節　危険動物等の管理体制 1 実施機関 被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、県が行います。 2 特定動物の実態把握 県は、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとします。 3 危険な動物の収容 県は、被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとします。 4 収容施設の確保 中部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処します。 第3節ペットの管理対策 1 実施機関 被災地及び避難所におけるペットの管理は、原則として飼い主自らが行うこととします。 2 ペットの管理指導 （1）県における業務 県は、必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図るものとします。 （2）市における業務 市対策本部（清掃班）は、飼い主が不明の場合には、県と協力して、市報及びホームページ等により飼い主探しのための広報活動を実施するものとします。 3 ペットの引き取り 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとします。収容後の犬猫の取扱いは、平時の取扱いに準じて行います。 4 収容施設の確保 引き取ったペットは、中部総合事務所の犬管理所に収容するが、能力を超える場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処するものとします。 5 避難に伴うペット対策 市対策本部（避難班・避難支援班）は、避難所へ避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次のとおり実施するものとします。 （1）市対策本部（避難班・避難支援班）は、当該避難所の屋外におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努めるものとします。 （2）市対策本部（清掃班）は、飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じる場合には、県が必要に応じて動物についての受入体制を整備するため、県に対し、仮設収容施設の整備を要請するものとします。 （3）市対策本部（清掃班）は、仮設収容施設の整備が完了するまでの間、公共施設等で一時収容を行うとともに、ボランティア団体等の協力の下、収容動物の飼養を行うものとします。なお、ボランティア団体等の確保等については、「第30 章ボランティアとの協働計画」に定めるところによるものとします。 （4）収容動物の飼養に必要な物資の確保については、「第15 章生活関連物資供給計画」に準じて行うものとします。
琴浦町 （鳥取県）	琴浦町地域防災計画　第3編災害応急対策（共通） 第6 章 避難対策計画 第2節　指定緊急避難場所・指定避難所 の 開設 2　指定緊急避難場所等の開設及び運営 （3） 避難所の運営 ク　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう、食事供与の状況トイレの設置状況等の把握、ユニバーサルデザインへの配慮に努め、必要な対策を講じるものとする。 また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用 状況 、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯 等の頻度、医師・保健師等による巡回の頻度、暑さ寒さ対策の必要性、食料の確保、配食状況、し尿及びごみの処理状況など、 避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じじるものとるものとする。 なお、ペット同行避難者がある場合は、ペットのためのスペースの確保に努めるものとすペットのためのスペースの確保に努めるものとする。 第10 章 保健衛生対策計画 第5節　動物の管理（農林水産課、町民生活課 1 目的 この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。 本節において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1 ペット 愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。 2 特定動物 ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。 2 危険動物等の管理体制 （1） 実施責任 被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、県が行う。 （2） 特定動物の実態把握 県は、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事 実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。 （3） 危険な動物の収容 県は、被災地において一掃した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬な どについて、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。 （4） 収容施設の確保 中部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県が仮設収 容施設を設置し、これに対処する。 3 ペットの管理対策 （1） 実施機関 被災地及び避難所におけるペットの管理は、原則として飼い主自らが行うこととする。 なお、保護収容時には、保護個体に挿入されたマイクロチップや装着された首輪等の確認による飼い主の把握に努める。 （2） ペットの管理指導 県は、必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着などの飼育方法等を指導することにより人畜への被害発生の防止を図るものとする。 また、飼い主が不明の場合には、町は、マイクロチップの確認による飼い主の確認及び飼い主を探すための広報活動を行うものとする。 （3） ペットの引き取り 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取扱いは、平時の取扱いに準じて行います。 （4） 収容施設の確保 引き取ったペットは、中部総合事務所の犬管理所に収容するが、能力を超える場合は、 県が仮設収容施設を設置し、これに対処するものとする。 （5） 避難に伴うペット対策 町対策本部は、避難所へ避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次のとおり実施するものとします。 ア 町は、当該避難所におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努めるものとする。 イ 飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じる場合には、県と町が協力して、仮設収容施設の整備するものとする。 また、県（生活環境部）は、物資や義援金等の支援を受けられるよう、一般財団法人ペット災害対策推進協会に対し、応援要請を行う。 ウ 県（生活環境部）は、一般財団法人ペット災害対策推進協会の協力を受けて、獣医師会、動物関係団体等と共に現地本部を設置し、以後は現地本部が中心となって被災動物の保護及び救護活動に当たる。 エ 県（生活環境部）は、一般財団法人災対対策推進協会の協力を受けて、ペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。 また、使用済みの衛生処理袋については、町が処理を行なうものとする。
三朝町 （鳥取県）	三朝町地域防災計画　災害応急対応編　平成30年度修正 第5 部 避難対策計画 第2 章 指定緊急避難場所・指定避難所の開設 第2 節 指定緊急避難場所等の開設及び運営 7 避難に伴うペット対策 町は、避難者のペットについて受入れ体制等の配慮を行うものとする。ただし、災害初期には、避難者の生活が優先であり、各避難所のリーダーの判断に任せることとするが、避難が長期になる可能性があり、避難所運営に支障をきたすおそれがある場合には、県に支援を要請する。
北栄町 （鳥取県）	北栄町地域防災計画 （震災・風水害等対策編） 平成28年2月修正 第24節 防 疫 計 画 10．飼い犬の管理対策 （1）実施責任 被災地の飼い犬管理指導は、原則として知事が行うものとするが、町はこれに協力する。 （2）動物の収容及び飼養 放浪犬等の収容、飼養を行うとともに、飼い主に対し犬の管理方法を指導することにより、犬による人畜への被害発生の防止を図る。

自治体名	記載状況
湯梨浜町 （鳥取県）	湯梨浜町地域防災計画　平成30年3月 （震災対策編） 第9節　避難計画 ９．避難所の開設及び開設期間 （7）避難に伴う愛玩動物対策 町は、指定 避難所を開設する場合は、ペットの受入れのための場所の確保に努め、放置、野犬化を防ぐものとする。また、避難生活が長期化する見通しの場合は県及び県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や里親捜し等の措置を講じる。 第４８節 動物の管理 （民生対策部） １　目 的 この計画は、地震災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。 ペット：愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。 特定動物：ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。 ２　危険動物等の管理対策 （1）特定動物の実態把握 町は、特定動物や危険な逸走動物による人の生命、身体又は財産を侵害を防止するため、県と協力のもと、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。 （2）危険な動物の収容 被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪 犬等について、人畜への被害発生 の防止のために必要な措置を講じるものとする。 （3）収容施設の確保 中部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。 ３　ペットの管理対策 （1）ペットの管理指導 町は、県と協力のもと、飼い主に対しペットの管理方法を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、町は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。 （2）動物の引き取り 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該 犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。 （3）収容施設の確保 中部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。 （4）避難に伴うペット対策 指定避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、おおむね次により行う。 ア　町は、当該避難所へのペット同伴が可能と判断した場合には、受入体制を整備する 。 イ　指定 避難所へのペットの同伴ができない場合には、県が整備する仮設収容施設を案内する。 ウ　町は、県、取扱い業者等からペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。また、使用済みの衛生処理袋については、町において処理も行うものとする。 （5）その他 業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。（各々の業者自らが対応することを原則とする。） （風水害対策編） 第3章　災害応急対策計画　第49 節 動物の管理 ※震災対策編　第3章　災害応急対策計画　第４８節動物の管理と同内容。
米子市 （鳥取県）	米子市地域防災計画　　第3章　災害応急対策計画　第8節　避難収容計画 14　避難所の開設及び運営 （4）避難所の運営 カ　市は、避難所へのペット同伴が可能と判断した場合には、受け入れ体制を整備する。ただし、避難所へのペット同伴ができないため、飼い主との同伴が困難なペットが生じる等必要性が認められる場合には、県は必要に応じて市に協力を要請して仮設収容施設を整備する。
境港市 （鳥取県）	境港市地域防災計画 【災害応急対策編（共通）】 第2部　災害応急対策計画 第１８章 指定緊急避難場所・指定避難所の開設 第7節 避難に伴うペット対策 （1）市は、避難所におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努める。 （2）避難所におけるペットの管理・飼養は、原則として飼い主自らが行うほか、災害発生時のペット対策の細部については、別途定める「境港市人とペットの災害対策マニュアル」による。 第３３章 動物の管理 第1節 目的 この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。なお、細部事項については別に定める「境港市人とペットの災害対策マニュアル」による。 第2節 危険動物等の管理対策 1 実施責任 被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、中西部圏域は県が行い、東部圏域は鳥取市が行う。 2 危険な動物の収容 県は、中西部圏域の被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じる。 3 収容施設の確保 中西部の各総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置してこれに対処する。 第3節 ペットの管理対策 1 実施責任 被災地及び避難所におけるペットの管理は、原則として飼い主自らが行う。なお、保護収容時には、保護個体に挿入されたマイクロチップや装着された首輪等の確認による飼い主の把握に努める。市は、県及び獣医師会等の協力を得て、ペットの管理指導を行う。 2 ペットの管理指導 県は、必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着などの飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、市は、マイクロチップの確認による飼い主の確認及び飼い主を探すための広報活動を行う。 3 ペットの引き取り 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り収容する。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。 4 収容施設の確保 引き取ったペットは、中西部の各総合事務所の犬管理所に収容するが、収容能力を超える場合は、県が仮設収容施設を設置しこれに対処する。 5 避難に伴うペット対策 避難所や応急仮設住宅への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次により行う。 （1）市は、当該避難所等におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努める。（事前に県担当部局や施設管理者等と調整をしておくことが望ましい。） また、市は、県とも連携の上、地域の飼育状況を勘案した飼養にあたってのルールづくり、適正な飼養に関する飼い主に対する指導や支援に努める。 （2）飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じ、県から要請がある場合には、市は仮設収容施設の整備について県に協力する。 （3）県は、一般財団法人ペット災害対策推進協会の協力を受けて、ペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。市は、使用済みの衛生処理袋の処理を支援する。 【原子力災害対策編】 第2章　原子力災害事前対策 第8節 避難受入活動体制の整備 11 避難場所等・避難方法等の周知 （1）市は、県と連携して、関係周辺市町に対し、避難、避難退域時検査等、安定ヨウ素剤配付等（島根原発対応の場合は避難支援ポイントを含む。）の場所、避難方法 （バス等で避難する場合の一時集結所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、ペットとの同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。 第4節 避難、屋内退避等の防護措置 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 （10）市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主によるペットとの同行避難を呼びかける。 2 避難所等 （3）市は、県及び避難受入市町の協力の下、避難所の生活環境を常に良好なものとするよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食糧の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるとともに、必要に応じ、ペットのためのスペースの確保に努める。 第4章 複合災害対策 第3節 避難、屋内退避等の防護措置の実施 3 広域避難体制 （5）避難等の長期化による物資の確保等 市は、県及び避難先自治体その他の防災機関等と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努める。

自治体名	記載状況
南部町 （鳥取県）	南部町地域防災計画　平成24年度改訂 第3編　震災対策編　第1章　応急活動体制 第7節 避難・避難所対策の実施計画 　11 避難所の運営 　（3）避難所でのペット受入れ体制の整備 　　町は、当該避難所へのペットの同伴が可能と判断した場合には、受入れ体制を整備する。
伯耆町 （鳥取県）	伯耆町地域防災計画　平成30年3月改訂版 【風水害対策編】 第1章 総則 第1節 計画作成の目的 　６ 住民の責務 　（1）住民の責務 　　ア 日頃の備え 　　（イ）家族でする防災 　　ｇ ３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備等をしておく。なお、万が一、災害時にペットが逃亡し、行方がわからなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようにすることが望ましい。 第39節 動物の管理 　１ 目的 　この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。 　ペット：愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。 　特定動物：ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。 　２ 危険動物等の管理対策 　（1）特定動物の実態把握 　　町は、特定動物や危険な逸走動物による人の生命、身体又は財産を侵害を防止するため、県と協力のもと、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。 　（2）危険な動物の収容 　　被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。 　（3）収容施設の確保 　　西部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。 ３ ペットの管理対策 　（1）ペットの管理指導 　　町は、県と協力のもと、飼い主に対しペットの管理方法を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、町は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。 　（2）動物の引き取り 　　被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。 　（3）収容施設の確保 　　西部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。 　（4）避難に伴うペット対策 　　避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、おおむね次により行う。 　　ア 町は、当該避難所へのペット同伴が可能と判断した場合には、受入体制を整備する。 　　イ 避難所へのペットの同伴ができない場合には、県が整備する仮設収容施設を案内する。 　　ウ 町は、県、取扱い業者等からペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。また、使用済みの衛生処理袋については、町において処理も行うものとする。 　（5）その他 　　業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。（各々の業者自らが対応することを原則とする。） 【震災対策編】 第3章　災害応急対策計画 第37節 動物の管理 風水害等対策編第3章第39節「動物の管理」を準用する。
日吉津村 （鳥取県）	日吉津村地域防災計画　平成27年度修正 【風水害対策編】 第3章　災害応急対策計画　第6節　避難計画 15 避難に伴うペット対策 　被災地におけるペットの管理指導は、原則として県が行うものとするが、村は、県から要請があった場合は、協力し、次のとおり対応するものとする。 　(1) ペットの受け入れ体制の整備 　　村は、避難所へのペットの同伴が可能と判断した場合には、受入体制を整備する。 　(2) 仮設収容施設等の整備 　　避難所へのペットの同伴ができないため、飼い主との同伴が困難なペットが多数生じる恐れがあり、仮設収容施設の整備が必要であると県が判断し、村へ当該整備の協力要請を行った場合、村は県と協力して対応するものとする。

自治体名	記載状況
大山町 （鳥取県）	大山町地域防災計画　平成29年度修正 【共通対策編】 第1章　総則 第5節住民の防災活動及び防災教育 3　住民の責務 （1）日頃の備え イ　家族でする防災 （キ）３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主によるペットの同行避難や避難所での飼養についての準備等をしておく。なお、万が一、災害時にペットが逃亡し、行方がわからなくなった場合に備え、ペットへのマイクロチップ挿入や所有者名等を記した首輪等を装着することにより、ペットが保護された際にその所有者が確認できるようにすることが望ましい。 第3章　災害応急対策計画 第１６節指定緊急避難場所・指定避難所の開設計画 2　指定緊急避難場所及び指定避難所の開設及び運営 （3）避難所の運営 ケ　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握、ユニバーサルデザインへの配慮に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師・助産師・看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めるものとする。 5　避難に伴うペット対策 被災地におけるペットの管理指導は、原則として県が行うものとするが、町は、県から要請があった場合は、協力し、次のとおり対応するものとする。 （1）ペットの受け入れ体制の整備 町は、避難所へのペットの同伴が可能と判断した場合には、受入体制を整備する。 （2）仮設収容施設等の整備 避難所へのペットの同伴ができないため、飼い主との同伴が困難なペットが多数生じるおそれがあり、仮設収容施設の整備が必要であると県が判断し、町へ当該整備の協力要請を行った場合、町は県と協力して対応するものとする。 第33節 動物の管理計画 1　目的 この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。 本節において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）ペット 愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。 （2）特定動物 ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。 2　危険動物等の管理対策 （1）特定動物の実態把握 町は、特定動物や危険な逸走動物による人の生命、身体又は財産を侵害を防止するため、県と協力のもと、被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。 （2）危険な動物の収容 被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。 （3）収容施設の確保 西部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。 3　ペットの管理対策 （1）ペットの管理指導 町は、県と協力のもと、飼い主に対しペットの健康管理、飼育方法等を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、町は飼い主を探すための広報活動を行うものとする。 （2）ペットの引き取り 被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見いだすことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。 （3）収容施設の確保 引き取ったペットは西部総合事務所の犬管理所を使用するが、収容能力を超える場合は、県に仮設収容施設の設置を要請する。 （4）避難に伴うペット対策 避難所への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次により行う。 ア　町は、当該避難所へのペット飼育場所の確保及び受入体制を整備に努める。 イ　飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じる場合には、県が整備する仮設収容施設を案内する。 ウ　町は、県、取扱い業者等からペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。また、使用済みの衛生処理袋については、町において処理も行うものとする。
日南町 （鳥取県）	日南町地域防災計画　平成26年度修正 【風水害等対策編】 第4章　災害応急対策計画　第１５節 防疫計画 10 飼い犬管理対策 町は、飼い犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員等と協力し、放浪犬等を収容するとともに、飼い主に対し犬の管理方法を指導する。
日野町 （鳥取県）	日野町地域防災計画　平成26年3月 記載なし 避難所運営マニュアルには避難所でのペットの受け入れ態勢についての記載有り
島根県	島根県地域防災計画 〇風水害等対策編 第2編風水害対策計画　第2章風水害応急対策計画　第２４節防疫・保健衛生、環境衛生対策　第7動物愛護管理対策 ◆実施機関 県（健康福祉部薬事衛生課）、市町村 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保 と管理体制の整備を図る。市町村は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。(1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。(2) 県は、市町村等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、被災市町村において実施できないときは、県が協力して実施する。 (3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。(4) 市町村は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。 〇震災編 第2編 地震災害対策計画　第2章 地震災害応急対策計画　第23節 防疫・保健衛生、環境衛生対策　第7 動物愛護管理対策 ◆実施機関 県（健康福祉部薬事衛生課）、市町村 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保 と管理体制の整備を図る。市町村は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。(1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。(2) 県は、市町村等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、被災市町村において実施できないときは、県が協力して実施する。(3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。(4) 市町村は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。
安来市 （島根県）	安来市地域防災計画 〇第Ⅱ部　風水害等対策編 第1章　風水害等予防計画　　第14節　防疫・保健衛生体制の整備　　第4　動物愛護管理体制の整備 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 〇第Ⅱ部　風水害等対策編 第2章　風水害等応急対策計画　　第25節　防疫・保健、環境衛生対策　　第5　動物愛護管理対策 〇第Ⅳ部　震災対策編 第2章　震災応急対策計画　　第23節　防疫・保健、環境衛生対策　　第5　動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 市は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 〇第Ⅳ部　震災対策編 第1章　震災予防計画　　第13節　防疫・保健衛生体制の整備 第Ⅱ部　第1章　第14節「防疫・保健衛生体制の整備」を参照

自治体名	記載状況
雲南市 （島根県）	雲南市地域防災計画 風水害対策編　第2編　風水害対策計画　第2章　風水害応急対策計画　第23節　防疫・保健衛生、環境衛生対策　第6 動物愛護管理対策 震災編　第2編　地震災害対策計画　第2章　地震災害応急対策計画　第22節　防疫及び保健衛生　第5　動物愛護管理対策 　災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 　市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼育者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 ⑴ 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。 ⑵ 県は、市等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、被災市において実施できないときは、県が協力して実施する。 ⑶ 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。 ⑷ 市は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。
奥出雲町 （島根県）	奥出雲町地域防災計画 第2編　風水害対策計画　第1章　風水害予防計画　第17節　防疫・保健衛生体制の整備　第5　動物愛護管理体制の整備 　災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 　町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 第2編　風水害対策計画　第2章　風水害応急対策計画　第23節　防疫・保健衛生、環境衛生対策　第6　動物愛護管理対策 　災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 　町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼育者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 ⑴ 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。 ⑵ 県は、町等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、町において実施できないときは、県が協力して実施する。 ⑶ 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。 ⑷ 町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。
飯南町 （島根県）	飯南町地域防災計画 第2編　風水害対策編　第2章　風水害応急対策計画　第16節　防疫・保健衛生体制の整備 4　動物愛護管理体制の整備（住民課） 　町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時からの家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置等、同行避難が行えるようにするための啓発や体制の整備を図る。 第2編　風水害対策編　第2章　風水害応急対策計画　第25節　防疫・保健衛生活動 4　動物愛護管理対策（厚生部） 　被災地においては、負傷動物や放浪動物が生じるとともに、避難所に飼い主とともに多数の動物が避難することが想定されるため、動物の愛護と住民の安全確保の観点から、町は、県及び関係団体と協力して対応を行う。 （1）県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。 （2）県は、町等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、町において実施できないときは、県が協力して実施する。 （3）県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。 （4）町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。
出雲市 （島根県）	出雲市地域防災計画 第3章　災害応急対策に関する計画　第11節　防疫及び清掃計画　第3　愛玩動物等の収容対策 ◆災害対策本部（環境・衛生班）、出雲保健所 獣医及び動物愛護団体等が連携・協力して活動する動物救援対策に対し、避難所における愛玩動物の状況などを必要に応じて情報提供するとともに、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 また、災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、島根県は、関係団体と協力し、これらの動物の収容、保護施設の確保と管理体制の整備を図ることとなっている。 市においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 なお、動物救済対策については具体的な活動がなされていない場合は、保健所に対して協力要請を行う。
大田市 （島根県）	大田市地域防災計画 〇風水害等災害対策編 第1章　災害予防計画　　第16節　防疫・保健衛生体制の整備　　5　動物愛護管理体制の整備 〇地震災害対策編 第1章　災害予防計画　　第20節　防疫・保健衛生体制の整備　　5　動物愛護管理体制の整備 〇津波災害対策編 第1章　災害予防計画　　第9節　防疫・保健衛生、ごみ・し尿等の処理体制の整備　　3　動物愛護管理体制の整備 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 〇風水害等災害対策編 第2章　災害応急対策計画　　第28節　防疫・保健衛生・環境衛生対策計画 〇地震災害対策編 第2章　災害応急対策計画　　第28節　防疫・保健衛生・環境衛生対策計画 8　飼い犬管理対策 飼い犬による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員と協力し、放浪犬等を収容するとともに飼い主に対し犬の管理方法を指導する。 9　動物愛護管理対策 市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 (1)　飼い主のわからない負傷動物や放浪動物を発見した場合は、保健所に連絡する。 (2)　避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、飼育動物の餌が不足するときは、県に対し調達を依頼する。
美郷町 （島根県）	美郷町地域防災計画 〇第2編　風水害対策編 第1章　風水害予防計画　第16節　防疫・保健衛生体制の整備　4　動物愛護管理体制の整備 第2章　風水害応急対策計画　第25節　防疫・保健衛生活動　4　動物愛護管理対策 〇第3編　震災対策編 第1章　震災予防計画　第16節　防疫・保健衛生体制の整備 第2章　震災応急対策計画　　第25節　防疫・保健衛生活動　　4　動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 （1）県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行なう。 （2）県は、町等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行なう。ただし、町において実施できないときは、県が協力して実施する。 （3）県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行なう。 （4）町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

自治体名	記載状況
邑南町 （島根県）	邑南町地域防災計画 〇風水害対策編　第2章　風水害等予防計画　第16節　防疫・保健衛生体制の整備　5　家庭動物等への対策 〇震災編　第2章　震災予防計画　第17節　防疫・保健衛生体制の整備　5　家庭動物等への対策 家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 〇風水害対策編　第3章　風水害等応急対策計画　第23節　防疫・保健衛生、環境衛生対策　第4. 動物愛護管理対策 〇震災編　第3章　震災応急対策計画　第22節　防疫及び保健衛生　4　動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 （1）町は、災害時の飼育動物餌調達を県へ要請する。 （2）町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
浜田市 （島根県）	浜田市地域防災計画 〇第２編　風水害対策編　第１章 風水害予防計画　第17 節 防疫・保健衛生体制の整備　第５ 動物愛護管理体制の整備 〇震災編　第２章 地震災害予防計画　第17 節 防疫・保健衛生体制の整備　第５ 動物愛護管理体制の整備 第２編第１章第17 節「防疫・保健衛生体制の整備 第５ 動物愛護管理体制の整備」を参照。 〇第２編　風水害対策編　第２章　風水害応急対策計画　第25節　防疫・保健衛生、環境衛生対策　第７　動物愛護管理対策 〇震災編　第３章　地震災害応急対策計画　第23節　防疫・保健衛生及び環境衛生対策　第７　動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 市は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 （1）県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。 （2）県は、市の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、市において実施できないときは、県が協力して実施する。 （3）県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。 （4）市は、指定避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。
益田市 （島根県）	益田市地域防災計画 〇風水害等対策編　第２章　災害予防計画　第22節　防疫及び廃棄物処理計画　８. 動物管理体制の整備 〇震災対策編　第３章　災害応急対策計画　第16節　防疫及び廃棄物処理計画　８. 動物管理体制の整備 〇津波対策編　第３章　災害応急対策計画　第16節　防疫及び廃棄物処理計画　８. 動物管理体制の整備 家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。
吉賀町 （島根県）	吉賀町地域防災計画 〇風水害対策編 第3章　災害応急対策計画　第22節　防疫・保健衛生対策　第4　動物愛護管理対策 〇震災対策編 第3章　震災応急対策計画　第22節　防疫・保健衛生対策　第4　動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が 発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 ⑴放浪犬猫については、町が保健所と連携し、保護収容する。 ⑵町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、 動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。
津和野町 （島根県）	津和野町地域防災計画 風水害等対策編　第３章　風水害等応急対策計画　第７節　避難行動　第５　避難の誘導等 ③その他避難誘導に当たっての留意事項 ウ.被災地域における動物の保護等 動物の飼い主（所有者または占有者をいう。以下同じ。）は、災害時においても動物を適正に飼養・保管するよう努めるが、飼い主のわからない負傷動物または逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は県、県獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、これらの動物の保護・収容等を行う。また、被災者が避難所に動物を同行避難した場合は、被災者が同行避難した動物とともに暮らせるように、町は県と連携し、避難した動物の適正な飼養・保管及び動物由来感染症の予防等の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。 震災編　第３章　震災応急対策計画　第２２節　防疫・保健衛生・環境衛生対策　第４　動物愛護管理対策 【基本方針】 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これらの動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。 【実施内容】 家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び感染症予防等環境衛生の維持に努める。 また、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等について、県と協議して必要な措置を講じるものとする。
隠岐の島町 （島根県）	隠岐の島町地域防災計画 第２編　風水害対策計画 第１章　災害予防計画　第１５節　防疫・保健衛生体制の整備　４　動物愛護管理体制の整備 町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平常時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。 第２章　災害応急対策計画　第２３節　防疫・保健衛生・環境衛生対策　１１　動物愛護管理対策 災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じる。町は、県、関係団体と協力し、動物の管理等についての必要な措置を講ずる。 ①飼い主による人畜への被害発生を防止するため、県から派遣される狂犬病予防員と協力し、放浪犬等を収容するとともに、飼い主に対し犬の管理方法を指導する。 ②飼い主のわからない負傷動物や放浪動物を発見した場合は、保健所に連絡する。 ③避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた動物の管理等について、必要な措置を講ずる。 ④飼育動物の餌が附則するときは、県に対し調達を依頼する。
海士町 （島根県）	海士町地域防災計画 Ｉ基本計画編（風水害他）　第２章　予防計画　第17節　防疫・衛生体制の整備　５　動物愛護管理体制の整備 家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。
西ノ島町 （島根県）	西ノ島町国民保護計画 第２編　平素からの備えや予防　第４章　警報及び避難の指示等　第２節　避難住民の誘導等　３　避難住民の誘導 （９）動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項について基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逃走対策 ・飼養等されていた家庭動物、家畜の保護収容等
知夫村 （島根県）	知夫村防災計画 Ｉ　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第3節　災害応急対策活動　第８　防疫・保健衛生対策　６　動物保護管理対策 災害時には、飼育動物の放浪・逸走又は負傷疾病が多数発生すると同時に、避難所における愛玩動物同伴による問題も予想される。 このため、村は関係機関及び関係団体と連携を図りながら、これら飼養動物の保護・収容や避難所における適正な飼養に関し、動物愛護管理及び環境衛生の維持について必要な措置を講じる。 １　村が実施する措置 （1）関係機関等と協力して被災地における飼い主不明の動物の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。 （2）特定動物、危険な家畜等が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携して必要な措置を講じる。 ２　飼養動物の飼い主が実施する措置 （1）飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づき、災害発生等においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。 （2）避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。 Ⅱ　震災対策編　第3章　震災応急対策計画　第3節　防疫・保健衛生対策　第８　防疫・保健衛生対策 基本計画第3章第3節第8に準じて実施する。

自治体名	記載状況
岡山県	岡山県地域防災計画（風水害等対策編） 第2編　災害予防計画 第6章　防災活動の環境整備 第2節　防災知識の普及 3　実施内容 (1)防災教育 ア　住民に対する防災協力 （イ）「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備（略） 第3編　災害応急対策計画 第4章　罹災者の救助保護 第2節　避難及び避難所の設置 3 実施内容 （6）指定避難所の設置 イ 指定避難所の施設設備の整備 市町村は、指定避難所において貯水槽、、（略）必要に応じて家庭動物の受入れに配慮する。 （7）避難所の運営管理 ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第9節　防疫・保健衛生 3　実施内容 (1)防疫 ケ　動物の管理 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第11節　住宅の仮設･応急修理及び障害物の除去 3 実施内容 （4）応急仮設住宅の運営管理 市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 岡山県地域防災計画（地震･津波災害対策編） 第2章　地震･津波災害予防計画 第1節　自立型の防災活動の促進 第1項　防災知識の普及啓発計画 3 対策 （2）家庭・地域においての普及対策 イ　県及び市町村は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備、（略） 第9項 津波災害予防計画 第1 津波に係る防災知識の普及 ④ 家庭内での備蓄等 ・「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備、（略） 第2節迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理） 第5項避難及び避難所の設置・運営計画 第2 指定避難所の設置 3 対策 （2）指定避難所の施設設備の整備 ［市町村］市町村は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入れに配慮するとともに、（略） 第12項外国からの支援受入体制整備計画 3 対策 （1）国の機関との調整 ア 外国からの支援対応、外国人の入国及び捜査犬の動物検疫等 第3章地震・津波災害応急対策計画 第2節緊急活動 第1項救助計画 1 現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の飼養動物の保護収容等の問題もあった。 2 基本方針 防災関係機関は、緊密な連携の下に、（略）さらに、飼養動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 3 対策 （6）家庭動物等動物の保護 ［県（保健福祉部）］県は、犬・猫等の一般の家庭動物の保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、公益社団法人岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。 また、危険動物の収容は、届け出施設については動物園等と連携をとりながら対応する。 ［市町村］市町村は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。 第4項　避難及び避難所の設置・運営計画 第3 避難所の運営体制 3 対策 （3）生活環境への配慮 ［市町村］避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。 （略） ・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保などにも配慮する。 第4節　機能確保活動 第2項住宅応急対策計画 3 対策 （1）応急仮設住宅の供与 イ　災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 （ア）建設による供与 d 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として当該市町村長が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編） 第2編　原子力災害対策 第2章　原子力災害事前対策 第9節　避難収容活動体制の整備 5 避難所等・避難方法等の周知 県は、鏡野町に対し、避難や避難退域時検査等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物への所有明示及び同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、（略） 第3章　緊急事態応急対策 第4節　避難、屋内退避等の防護措置 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 （4）県は、鏡野町と連携し、避難者が家庭動物と同行避難した際の措置について留意する。

自治体名	記載状況
津山市 （岡山県）	津山市地域防災計画（風水害等対策編） 第2章 災害予防計画 第4節 防災活動の環境整備 第2項 防災知識の普及 3 実施内容 ⑴ 防災教育 ① 住民に対する防災教育 イ「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着、同行避難、避難所での飼養についての準備、（略） 第3章 災害応急対策計画 第4節 罹災者の救助保護 第2項 避難及び避難所の設置 3 実施内容 ⑺ 指定避難所の施設設備整備 市は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入れに配慮する。 ⑼ 避難所の運営管理 ⑨ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第9項 防疫・保健衛生 3 実施内容及び方法 ⑴ 防 疫 ⑨ 動物の管理 被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第11項 住宅の供与、応急修理及び障害物の除去 3 実施内容 ⑷ 応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 津山市地域防災計画（震災対策編） 第2章 震災予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第1項 防災知識の普及啓発計画 3 対策 ⑵ 家庭、地域においての普及対策 ② 市及び県は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着、同行避難や避難所での飼養についての準備、（略） 第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理） 第5項 避難及び避難所の設置・運営計画 第2 指定避難所の設置 3 対策 ⑵ 指定避難所の施設設備の整備 市は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮するとともに、（略） 第3章 震災応急対策計画 第2節 緊急活動 第1項 救助計画 1 現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の飼養動物の保護収容等の問題もあった。 2 基本指針 防災関係機関は、緊密な連携の下に、（略）さらに、飼養動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 3 対策 ⑹家庭動物等動物の保護 市は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努め、保護個体に挿入されたマイクロチップや首輪等の確認による所有者の情報収集を行うとともに、避難所等での動物の受入態勢の確保について検討を進める。 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画 第3 避難所の運営体制 3 対策 ⑶ 生活環境への配慮 ［市］ 避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。 （略） ・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保などにも配慮する。 第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 3 対策 ⑴ 応急仮設住宅の供与 ② 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 ア 建設による供与 d 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	記載状況
玉野市 （岡山県）	玉野市地域防災計画（一般災害対策編） 第4編 災害応急対策計画 第4章 り災者の救助保護 第2節 避難及び避難所の設置 3 実施内容 （8）避難所の安全管理 ケ 避難所における生活環境に注意を払い，（略）また，必要に応じ，避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 （9）家庭動物等の収容対策 家庭動物等の取り扱いをはじめ，避難所における家庭動物等同行避難者の受け入れ，並びに災害で被災放置されたペットの収容対策について定める。 ア 家庭動物の取り扱い 災害発生時における家庭動物の取り扱いは，飼い主による管理を原則とする。 イ 家庭動物同行避難者の受け入れ （ア）同行避難 災害発生時に，飼い主は，家庭動物と同行避難することを原則とし，家庭動物の安全と健康を守るとともに，他の避難者への迷惑にならないよう努める。 （イ）避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴禁止 避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴は，他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し，原則禁止する。ただし，身体障害者補助犬を除く。 （ウ）災害避難時における飼育管理 飼い主は，家庭動物の避難に必要な用具等を準備しておくことや，普段からしつけや健康管理をしておくことで，家庭動物のストレスを軽減させることに努める。 ① 飼い主は，家庭動物用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下，例示） a 少なくとも5日分の水とペットフード b 予備の食器と首輪，リード c ケージ補修などに使うガムテープ d トイレ用品 ② 飼い主は，家庭動物のしつけに努める。（以下，例示） a ケージに慣れる b 無駄ぼえしない c 決められた場所でトイレができる （エ）家庭動物飼い主への対応 市は，避難所の施設能力や避難者の状況，衛生状況等を考慮し，必要に応じて，屋外等に家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3節 救助 7 家庭動物等の保護 市は県と協力して犬・猫等の一般ペット動物の保護，収容について，情報収集を行うとともに，（公社）岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。 また，危険動物の収容は，届け出施設については動物園等と連携し対応する。 ① 実施機関等 市は県と連携を図り，家庭動物等の収容対策を実施する。 ② 実施方法 ア 市は，次の事項を実施する。 放浪動物の収容・保管・譲渡 イ 家庭動物の所有者は，飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても，長期にわたり放置することのないよう，適切な対応に努める。 玉野市地域防災計画（地震･津波災害対策編） 第2章 地震・津波災害予防計画 第3節 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理） 第5項 避難及び避難所の設置・運営 第2 避難所の設置 3 対策 （3）避難所の施設設備の整備 ［市］市は，避難所予定施設において貯水槽，（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮するとともに，（略） 第12項 外国からの支援受入体制整備 3 対策 （1）県の機関との調整 ア 外国からの支援対応，外国人の入国及び捜査犬の動物検疫等 第3章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 緊急活動 第1項 救助 3 対策 （6）家庭動物等の保護 ［市］ 市は，県と連携を図りながら，家庭動物等動物の保護に努める。 ① 実施機関等 市は県と連携を図り，家庭動物等の保護，収容対策を実施する。 ② 実施方法 ア 市は，次の事項を実施する。 放浪動物の収容・保管・譲渡 イ 家庭動物の所有者は，飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても，長期にわたり放置することのないよう，適切な対応に努める。 ［県（保健福祉部）］ 県は，犬・猫等の一般の家庭動物の保護・収容について，岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに，（公社）岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。 また，危険動物の収容は，届け出施設については動物園等と連携をとりながら対応する。 第4項 避難及び避難所の設置・運営 第3 避難所の運営体制 3 対策 （4）家庭動物等の収容対策 家庭動物等の取り扱いをはじめ，避難所における家庭動物等同行避難者の受け入れ，並びに災害で被災放置されたペットの収容対策について定める。 （ア）家庭動物の取り扱い 災害発生時における家庭動物の取り扱いは，飼い主による管理を原則とする。 （イ）家庭動物同行避難者の受け入れ ア）同行避難 災害発生時に，飼い主は，家庭動物と同行避難することを原則とし，家庭動物の安全と健康を守るとともに，他の避難者への迷惑にならないよう努める。 イ）避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴禁止 避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴は，他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し，原則禁止する。ただし，身体障害者補助犬を除く。 ウ）災害避難時における飼育管理 飼い主は，家庭動物の避難に必要な用具等を準備しておくことや，普段からしつけや健康管理をしておくことで，家庭動物のストレスを軽減させることに努める。 ①飼い主は，家庭動物用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下，例示） a 少なくとも5日分の水とペットフード b 予備の食器と首輪，リード c ケージ補修などに使うガムテープ d トイレ用品 ②飼い主は，家庭動物のしつけに努める。（以下，例示） a ケージに慣れる b 無駄ぼえしない c 決められた場所でトイレができる エ）家庭動物飼い主への対応 市は，避難所の施設能力や避難者の状況，衛生状況等を考慮し，必要に応じて，屋外等に家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策 3 対策 （1）応急仮設住宅の供与 イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 （ア）建設による供与 d 管理 応急仮設住宅の管理は，原則として市長が行う。（略）また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	記載状況
笠岡市 （岡山県）	笠岡市地域防災計画（風水害対策編） 第2章 防災教育訓練計画 第1節 防災教育訓練計画 第1項 市民に対する防災意識普及計画 1 基本方針 風水害等による災害から被害を最小限にとどめ，（略）マイクロチップ挿入や首輪等の装着による飼養動物の所有者明示，飼養動物との同行避難や避難所での飼養についての準備など，（略） 2 対策 （4） 中央防災会議の災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針 イ「最低3日間，推奨1週間」分の食料，（略）飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難，避難所等での適正な飼養のための準備（動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，避妊・去勢手術等），（略） 第3章 災害応急対策計画 第6節 避難計画 2 対策 （5）指定避難所の設置 イ 指定避難所の施設設備の整備 市は，指定避難所において貯水槽，（略）必要に応じて家庭動物の受入れや飼養方法について，担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討や調整を行う。 （6） 避難所の安全管理 ケ　避難所における生活環境に注意を払い，常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第7節 罹災者救助保護計画 第5項 応急住宅計画 2 対策 （2） 災害救助法による実施基準 エ　応急仮設住宅の運営管理 市は，各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。（略）。また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れについて，建設や運営担当部局との検討や調整を事前に行うとともに，飼養にあたってのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施するものとする。 笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 第2章 地震・津波災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第8項 津波災害予防計画 第1 津波に係る防災知識の普及 4 家庭内での備蓄等 （1）住宅の耐震化，「最低3日間，推奨1週間」分の食料，（略）飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難，避難所等での適正な飼養のための準備（動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，避妊・去勢手術等），（略） 第2節 迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理） 第5項 避難及び避難所の設置・運営計画 第2 指定避難所の設置 2 対策 （2） 指定避難所の施設設備の整備 指定避難所において貯水槽，（略）必要に応じて家庭動物の受入れや飼養方法について，担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討や調整を行う。 第3章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 緊急活動 第1項 救出計画 1 基本方針 震災時には，広域的あるいは局地的に，（略）さらに、飼養動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、市は県と連携を図りながら飼育動物の保護から収容に至る必要な措置が行えるよう努める必要な措置が行えるよう努める。 2 対策 （6） ペット等動物の保護 ［県］県は，飼い主とはぐれるなどした放浪動物の保護・収容について，平常時に対応方法や一時保管先等を検討しておき，災害時には，動物愛護センターが個体に挿入されたマイクロチップや首輪等の確認を含めた所有者等の情報収集を行うとともに，（公社）岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら，対応する。 また，危険動物の収容は，届け出施設については，動物園等と連携をとりながら対応する。 ［市］市は，県と連携を図りながら，飼い主とはぐれるなどした放浪動物の保護に努めるとともに，避難所等での動物の受入体制の確保について担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討を進める。 第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 2 対策 （1） 応急仮設住宅の建設 イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 （エ） 管理 応急仮設住宅の管理は，原則として市長が行う。（略）また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れについて，建設や運営担当部局との検討や調整を事前に行うとともに，飼養にあたってのルール作りや飼い主に対する適正な飼養指導や支援を実施するものとする。

自治体名	記載状況
井原市 （岡山県）	井原市地域防災計画（風水害等対策編） 第2章 災害予防計画 第6節 防災活動の環境整備 第2 防災意識の普及 3 実施内容 （1） 防災教育 ア 住民に対する防災教育 （イ）「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、（略） 第3章 災害応急対策計画 第5節 罹災者の救助保護 第2 避難及び避難所の設置 3 実施内容 （7） 指定避難所の設置 イ 指定避難所の施設設備の整備 市は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入れに配慮する。 （9） 避難所の運営管理等 ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第9 防疫・保健衛生 3 実施内容 ケ 動物の管理 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第11 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去 3 実施内容 （4） 応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 井原市地域防災計画（地震災害対策編） 第2章 地震災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進計画 第1項 防災知識の普及啓発計画 3 対策 （2）家庭・地域においての普及対策 イ 市は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理） 第5項 避難及び避難所の設置・運営計画 第2 指定避難所の設置 3 対策 （1）指定避難所の設置 ②指定避難所の施設設備の整備 市は、指定避難所において、貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮するとともに、（略） 第3章 地震災害応急対策計画 第2節 緊急活動 第1項 救助計画 1 現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の飼養動物の保護収容等の問題もあった。 2 基本方針 防災関係機関は、緊密な連携の下に、（略）さらに、飼養動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 3 対策 （6） 家庭動物等動物の保護 ［市、県］市は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。 また、県は、犬・猫等の一般の家庭動物の保護・収容について、情報収集を行うとともに、（公社）岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。 また、危険動物の収容は、届け出施設や動物園等と連携をとりながら対応し、必要に応じて県警察等に応援を要請する。 第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 3 対策 （1） 住宅応急対策計画 ① 応急仮設住宅の供与 イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 （ア） 建設による供与 d 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	記載状況
総社市 （岡山県）	総社市地域防災計画（風水害等対策編） 第3編 災害応急対策計画 第6章 罹災者の救助保護 第2節 避難及び所の設置 2 実施内容 （6） 指定避難所の設置 イ 指定避難所の施設設備の整備 市は，指定避難所において貯水槽，（略）必要に応じて家庭動物の受入れに配慮する。 （7） 避難所の運営管理 市は，避難所内の混乱を防止し，安全かつ適切な管理を図るため，避難所には，市職員を配置する。 ケ 避難所における生活環境注意を払い，常良好なものとすよう努める。（略）また，必要に応じ，避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努る。 第11節 住宅の供与・応急修理及び障害物除去 2 実施内容 (5) 応急仮設住宅の運営管理 市は，各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うもとする。（略）また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するもとする。 総社市地域防災計画（震災対策編） 第2章 震災予防計画 第1節 自立型の防災活動促進 第1項 自立型・災害回避ライフスタルの普及計画び定着 3 対策 (1) 家庭・地域への普及対策 カ 市は防災週間や防災関連行事を通じ，次の項目について意識高揚を図る。 （略） ・家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第2節 緊急活動 第1項 救出計画 3 対策 (6) 家庭動物等動物の保護 市は、県と連携を図りながら，家庭動物等動物の保護に努めるとともに，避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。 第4項 避難及び所の設置・運営計画 第3 避難所の運営体制 3 対策 (3) 生活環境への配慮 避難所の運営に当たっては，避難者の生活環境を確保するため，次のような措置を講じる。 （略） ・必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保などにも配慮する。 第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 3 対策 (1) 応急仮設住宅の供与 イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 (エ) 管理 応急仮設住宅の管理は，原則として市が行う。（略）また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れ配慮するものとする。
高梁市 （岡山県）	高梁市地域防災計画（風水害等対策編） 第2編 災害予防計画 第5章 防災活動の環境整備 第2節 防災知識の普及 2 実施内容 （1）防災教育 ア 住民に対する防災教育 （イ）「最低3日間、推奨1週」分の食糧、（略）飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、（略） 第3編 災害応急対策計画 第4章 罹災者の救助保護 第2節 避難及び避難所の設置 2 実施内容 （6）指定避難所の設置 イ 指定避難所の施設設備の整備 指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入れ配慮する。 （7）避難所の運営管理 ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第11節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 2 実施内容 （4）応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 高梁市地域防災計画（震災対策編） 第3章 震災応急対策計画 第2節 緊急活動 第1項 救助計画 1 現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域のペット等動物の保護収容等の問題もあった。 2 基本方針 防災関係機関は、緊密な連携の下に、（略）さらに、ペット等動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 3 対策 （6）ペット等動物の保護 市は、県と連携を図りながら、ペット等動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める 。 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画 第3 避難所の運営体制 3 対策 （3）生活環境への配慮 （略） ・必要に応じ、避難所における家庭動物のためスペースの確保などにも配慮する。 第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 3 対策 （1）応急仮設住宅の供与 イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 （ｴ） 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として市長が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	記載状況
新見市 （岡山県）	新見市地域防災計画（基本計画編） 第2章　市の概要 第3節　災害の想定 第2 人為災害 (4) 感染性の疾病又は中毒災害 前記各種災害のほかに、食物・飲料水又は小動物・昆虫を仲介して感染する感染症や食中毒が集団的に発生することも予想される。 第4章　災害応急対策計画 第6節　避難計画 10 避難所の安全管理 (9) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第7節　罹災者救助保護計画 第5 応急住宅計画 1 実施内容 (4) 応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。 第11　防疫計画 1 実施内容 (1) 防疫 ク　動物の管理 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 新見市地域防災計画（震災対策編） 第2章　震災予防計画 第1節　自立型の防災活動の促進 第1項　防災知識の普及啓発計画 3 対策 （2）家庭・地域における普及対策 イ　市は、防災週間や防災関連行事を通じ、次のような項目について防災意識の普及、啓発を図る。 ・住宅の耐震化、3日分以上の食料、（略）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第2節　迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理） 第5項　避難及び避難所の設置・運営計画 第2 指定避難所の設置 3 対策 （2）指定避難所の施設設備の整備 市は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮するとともに（略） 第3章　震災応急対策計画 第2節　緊急活動 第1項　救出計画 3 対策 （6）家庭動物等動物の保護 市は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保に努める。 第4項　避難及び避難所の設置・運営計画 第3 避難所の運営体制 3 対策 （3）生活環境への配慮 避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。 （略） ・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保などにも配慮する。 第4節　機能確保活動 第2項　住宅応急対策計画 3 対策 （1）応急仮設住宅の供与 イ　災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 (ア) 建設による供与 d 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
備前市 （岡山県）	備前市地域防災計画（風水害等対策編） 第3章 災害予防計画 第1節 防災活動の環境整備 第1項 防災知識普及計画 1 防災教育 (1) 住民に対する防災教育 イ 3日分以上の食料、（略）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策準備、（略） 第4章 災害応急対策計画 第8節 り災者救助保護計画 第2項 避難及び避難所の設置 9 避難所の開設及び収容保護 (6) 避難所の安全管理 ② 市は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第6項 住宅の供与及び応急修理 2 災害救助法による実施基準 (2) 応急仮設住宅の管理 ⑥ 応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（略）また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第11項 防疫及び保健衛生 2 実施の方法 (7) 動物の管理 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 備前市地域防災計画(地震・津波災害対策編) 第2章 地震・津波災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第9項 津波災害予防計画 第1 津波に係る防災知識の普及 (4) 家庭内での備蓄等 ウ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第2節 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理） 第5項 避難及び避難所の設置及び運営計画 第2 指定避難所の設置 (2) 指定避難所の施設設備の整備 市は、指定避難所において、避難所の開設に必要な貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮するとともに、（略） 第3章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 緊急活動 第1項 救出計画 (6) 家庭動物等動物の保護 市は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。 第4項 避難及び避難所の設置及び運営計画 第3 避難所の運営体制 (3) 生活環境への配慮 オ 必要に応じて避難所における家庭動物のためのスペースの確保などにも配慮する。 第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 (1) 応急仮設住宅の供与 イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 ① 建設による供与 d 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	記載状況
瀬戸内市 （岡山県）	瀬戸内市地域防災計画（風水害等対策編） 第2編 災害予防計画 第6章 防災活動の環境整備 第2節 防災知識の普及 3 実施内容 (1) 防災教育 (ｲ) 3 日分以上の食料、（略）飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着、同行避難や避難所での飼養についての準備、（略） 第10章 避難及び避難所の設置・運営計画 第2節 実施内容 2 指定避難所の設置 (2) 指定避難所の設備の整備 市は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受け入れに配慮するとともに、（略） 第3編 災害応急対策計画 第4章 罹災者の救助保護 第2節 避難及び避難所の設置 3 実施内容 (5) 指定避難所の設置 イ 指定避難所の施設設備の整備 市は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入れに配慮する。 (6) 避難所の運営管理等 ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 タ 家庭動物等の収容対策 家庭動物等の取り扱いを始め、避難所における家庭動物等同行避難者の受け入れ、並びに災害で被災放置されたペットの収容対策について定める。市は、県と連携を図りながら飼育動物の保護に努め、その際には保護団体に挿入されたマイクロチップや首輪等の確認による所有者等の情報収集に努める。 (ｱ) 家庭動物の取り扱い 災害発生時における家庭動物の取り扱いは、飼い主による管理を原則とする。 (ｲ) 家庭動物同行避難者の受け入れ a 同行避難 災害発生時に、飼い主は、家庭動物と同行避難することを原則とし、家庭動物の安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努める。 b 避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴禁止 避難所における人の収容スペースへの家庭動物の同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、原則禁止する。ただし身体障害者補助犬を除く。 c 災害避難時における飼育管理 飼い主は、家庭動物の避難に必要な用具等を準備しておくことや、普段からしつけや健康管理をしておくことで、家庭動物のストレスを軽減させることに努める。 d 家庭動物飼い主への対応 市は、避難所の施設能力や避難者の状況、衛生状況等を考慮し、必要に応じて、屋外等に家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第9節 防疫・保健衛生 4 実施内容 (1) 防疫 ケ 動物の管理 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。 第11節 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去 3 実施内容 (4) 応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。 瀬戸内市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 第2章 地震・津波災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第1項 防災知識の普及啓発計画 3 対策 (2) 家庭・地域においての普及対策 イ 市及び県は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 (ｱ) 住宅の耐震化、3 日分以上の食料、（略）、飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着、同行避難や避難所での飼養についての準備、（略） 第9項 津波災害予防計画 第1 津波に係る防災知識の普及 (4) 家庭内での備蓄等 ア 3 日分以上の食料、（略）飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着、同行避難や避難所での飼養についての準備、（略） 第2節 迅速かつ円滑な地震・津波対策への備え（危機管理） 第5項 避難及び避難所の設置・運営計画 第2 指定避難所の設置 3 対策 (2) 指定避難所の施設設備の整備 【瀬戸内市】 市は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受け入れに配慮する。 第3章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 緊急活動 第1項 救助計画 1 現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の飼養動物の保護収容等の問題もあった。 2 基本方針 防災関係機関は、緊密な連携の下に、（略）さらに、飼養動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 3 対策 (6) 家庭動物等動物の保護 市は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努め、保護個体に挿入されたマイクロチップや首輪等の確認による所有者等の情報収集を行うとともに、避難所等での動物の受け入れ体制の確保について検討を進める。 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画 第3 避難所の運営体制 3 対策 (3) 生活環境への配慮 オ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保などにも配慮する。 第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 3 対策 イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 (ｱ) 建設による供与 d 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。
赤磐市 （岡山県）	赤磐市地域防災計画 第1章 災害予防計画 第11節 防災知識の普及計画 2 防災教育 (2)「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、（略） 第2章 災害応急対策計画 第8節 救出計画 4 ペット等動物の保護 市は、県と連携を図りながら、ペット等動物の保護に努めることとする。 第10節 避難誘導計画 7 避難所の管理運営 (10) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難所における家庭動物のための屋外スペースの確保に努める。 第25節 住宅応急対策計画 1 応急仮設住宅の設置 (5) 管理及び処分 ア 県に協力して、り災者に対して一時的に居住する場所を与えるものであるので、（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第3編 震災対策編 第2章 災害予防計画 第5節 避難及び避難所の設置・運営計画 2 避難所の設置 (2) 指定避難所の施設設備の整備 ウ 授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、（略）必要に応じて家庭動物の受入れに配慮するとともに、（略） 第14節 防災知識の普及計画 2 防災教育 (2) 食料、飲料水等の備蓄、（略）、飼い主による家庭動物との同時避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、（略） 第3章 災害応急対策計画 第8節 救出計画 震災時には、広域的または局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の飼養動物の保護収容等の問題もあった。（略）さらに、飼養動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。

自治体名	記載状況
真庭市 （岡山県）	真庭市地域防災計画（風水害等対策編） 第2編 災害予防計画 第6章 防災活動の環境整備 第2節 防災意識の普及 3 実施内容 (1)防災教育 ア　住民に対する防災教育 （イ）3日分以上（できれば1週間分）の食料、（略）家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着の準備等家庭で予防・安全対策、（略） 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、伝染病予防等 第3編 災害応急対策計画 第4章 り災者の救助保護 第2節 避難及び避難所の設置 3 実施内容 （5）指定避難所の設置 イ 指定避難所の施設設備の整備 市は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入れに配慮する。 （8）避難所の運営管理 ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第10節 防疫・保健衛生 3 実施内容 (1)防疫 ケ 動物の管理 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 なお、保護収容時には、保護個体に挿入されたマイクロチップや装着された首輪等の確認よる所有者把握に努める。 第12節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 3 実施内容 (4)応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅おける家庭動物の受入れに配慮するものとする。 真庭市地域防災計画（地震災害対策編） 第2章 地震災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 3 対策 （2）家庭・地域の普及対策 イ 市及び県は防災週間や関連行事を通じ、次の項目について意識高揚を図る。 ・住宅の耐震化、3日分以上の食料、（略）家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪の装着等の準備、（略）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え 第5項 避難及び避難所の設置・運営計画 第2 指定避難所の設置 3 対策 (2)指定避難所の施設設備の整備 [市]市は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮する。 第3章 地震災害応急対策計画 第2節 緊急活動 第1項 救助計画 1 現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の飼養動物の保護収容等の問題もあった。 2 基本方針 防災関係機は、緊密的な連携の下に、（略）さらに、飼養動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 3 対策 (6)家庭動物等の保護 [市]市は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。なお、保護収容時には、保護個体に挿入されたマイクロチップや装着された首輪等の確認よる所有者把握に努める。 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画 第3 避難所の運営体制 3 対策 ⑶ 生活環境への配慮 [市]避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次ような措置を講じる。 （略） ・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保などにも配慮する。 第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 3 対策 イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 （ア）建設による供与 d 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 真庭市地域防災計画（原子力災害等対策編） 第2章 人形峠環境技術センターに係る原子力災害対策 第2節 原子力災害事前対策 第8 緊急事態応急体制の整備 3 広域的な応援協力体制の拡充・強化 市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、家庭動物、（略） 第3節 緊急事態応急対策 第4 屋内退避、避難誘導等の防護活動 1 屋内退避、難誘導等の防護活動の実施 （4）市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主よる家庭動物同行避難を呼びかけるものとする。
美作市 （岡山県）	美作市地域防災計画（風水害等対策編） 第3編 災害応急対策計画 第4章 り災者の救助保護 第2節 避難及び避難所の設置 3 実施内容 （6）避難所の安全管理 ケ 避難所における生活環境に注意を払い、（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第11節 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去 3 実施内容 （4）応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 美作市地域防災計画（地震災害対策編） 第2編 地震災害予防計画 第2章 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理） 第5節 避難及び避難所の設置・運営計画 第2 避難所の設置 3 対策 （2）避難所の施設設備の整備 ［市］ 市は、避難所予定施設において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮するとともに、（略） 第3編 災害応急対策計画 第2章 緊急活動 第1節 救助計画 3 対策 （6）家庭動物等動物の保護 ［市］ 市は、県と連携を図りながら、家庭動物等動物の保護に努めることとする。 第4章 機能確保活動 第2節 住宅応急対策計画 3 対策 （1）応急仮設住宅の供与 イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 （ア）建設による供与 d 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として市が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

自治体名	記載状況
浅口市 （岡山県）	浅口市地域防災計画 第2編 風水害等対策編 第2章 災害応急対策計画 第8節 救出計画 6 ペット等動物の保護 市は、県と連携を図りながらペット等動物の保護に努めることとする。 第10節 避難誘導計画 5 指定避難所の設置及び運営 (2)指定避難所の施設設備の整備 市は、指定避難所において貯水槽、(略)必要に応じて家庭動物の受入れに配慮する。 (8)避難所の運営管理 ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。(略)また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第25節 住宅応急対策計画 3 応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うもとする。(略)。また、必要に応じて、応急仮設住宅おける家庭動物の受入れに配慮する。 第3編 地震・津波災害対策編 第1章 災害予防計画 第5節 避難及び避難所の設置・運営計画 2 指定避難所の設置 (2)指定避難所の施設整備 市は、指定避難所において貯水槽、(略)必要に応じて家庭動物の受入れに配慮するとともに、(略)
和気町 （岡山県）	和気町地域防災計画 第2編(災害予防対策計画) 第6章 避難体制の整備 第2 指定避難所の設置 2 指定避難所の施設設備の整備 町は、指定避難所において貯水槽、(略)必要に応じて家庭動物の受け入れに配慮するとともに、(略) 第23章 防災意識の向上 第1 住民に対する防災教育の実施 4 避難に関する啓発 町は、広報紙パンフレット等により、警報等発表時や避難指示、(略)飼い主よる家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策の普及を図る。 第3編(風水害災害応急対策計画) 第13 章 防疫・保健衛生 第1 防疫 7 動物の管理 町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等ついて必要な措置を講じる。 第4編(地震災害応急対策計画) 第7章 緊急活動 第7 ペット等動物の保護 町は、県と連携を図りながら、ペット等動物の保護に努めることとする。 第27章 防疫及び保健衛生 第1 防疫 7 動物の管理 町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。
早島町 （岡山県）	早島町地域防災計画(風水害等対策編) 第2章 災害予防計画 第6節 防災活動の環境整備 第2 防災意識の普及 実施内容 1 防災意識の普及事項 (1) 重点事項 ア 家庭における安全確保対策 (ク) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備をしておくこと。 第9 避難及び避難所の設置・運営計画 実施内容 2 避難所、緊急退避所の設置 (2) 避難所の施設設備の整備 町は、避難所予定施設において貯水槽、(略)必要に応じて家庭動物の受入に配慮する。(略) 第3章 災害応急対策計画 第4節 罹災者の救助保護 第2 避難及び避難所の設置 実施内容 8 避難所の安全管理 (10)避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。(略)また、必要に応じ、避難所における家庭動物のための屋外スペースの確保に努める。 第9 防疫・保健衛生 実施内容 2 防疫活動 (12) 町は、県と連携をとりながら、家庭動物等の保護に努める。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第11 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 実施内容 1 住宅の仮設・応急修理 (2) 応急仮設住宅の運営管理 適切な運営管理を行うなかで(略)必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 早島町地域防災計画(地震災害対策編) 第2章 地震予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第1 防災知識の普及啓発計画 実施内容 2 住民の役割 (3) 町は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、3日分以上の食料、(略)飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え 第5 避難及び避難所の設置・運営計画 実施内容 2 指定避難所の設置 (2) 指定避難所の施設設備の整備 町は、指定避難所において貯水槽、(略)必要に応じて家庭動物の受入に配慮するとともに、(略) 第3章 地震応急対応計画 第2節 緊急活動 第1 救助計画 方針 町は、緊密な連携の下に、(略)さらに、飼養動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 実施内容 5 家庭動物等動物の保護 町は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。 第3 避難及び避難所の設置・運営計画 実施内容 6 避難所の安全管理 (13)必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保などにも配慮する。 第4節 機能確保活動 第2 住宅応急対策計画 実施内容 1 住宅の仮設 (2) 応急仮設住宅の運営管理 適切な運営管理を行うなかで、(略)必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	記載状況
里庄町 （岡山県）	里庄町地域防災計画（風水害等対策編） 第3章 災害応急対策計画 第6節 避難計画 第3 実施内容 10 避難所の運営 （10） 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第13節 防疫・保健衛生計画 第2 防疫 2 防疫の措置 （8） 家庭動物等の保護 町は、県と連携をとりながら、家庭動物等の保護に努める。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第15節 応急住宅計画 第2 実施内容 2 応急仮設住宅の運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 里庄町地域防災計画（地震・津波災害対策編） 第2章 地震・津波災害予防計画 第13節 避難所等整備計画 第2 指定避難所の設置 2 指定避難所の施設設備の整備 町は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮するとともに、（略） 第3章 地震・津波災害応急対策計画 第7節 救出計画 第5 ペット等動物の保護 町は、県・ 関係団体と連携を図りながら、ペット等動物の保護に努めることとする。 第9節 避難計画 第3 実施内容 10 避難所の運営 （10） 避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第23節 防疫及び保健衛生計画 第2 防疫 2 防疫の措置 （8） 家庭動物等の保護 町は、県と連携をとりながら、家庭動物等の保護に努める。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第26節 住宅応急対策計画 第1 住宅の仮設 2 応急仮設住宅の運営管理 適切な運営管理を行うなかで、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第2 個人住宅の支援策 1 被災住宅の応急修理 ウ 協力要請 県と協力して、応急修理場所、（略）必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
矢掛町 （岡山県）	矢掛町地域防災計画 （第1編　風水害等対策編） 第4節　り災者の救助保護 第11 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去【農林建設課】 1住宅の仮設・応急修理 （2）応急仮設住宅の運営管理 適切な運営管理を行うなかで，（略）必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 （第2編　地震災害対策編） 第2節　緊急活動 第1　救助計画【総務企画課・消防団】 3　対策 （6） ペット等動物の保護 町は，県と連携を図りながら，ペット等動物の保護に努めることとする。
新庄村 （岡山県）	新庄村地域防災計画 第3編　災害応急対策計画 第1章　防災組織 第6　新庄村災害対策本部 5　班の編制及び事務分掌 （1）本庁の事務分掌 住民福祉課　村民班 （略） ・愛玩動物保護に関すること。 （略） 地震対策編 第2章 地震災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第1項 防災知識の普及啓発計画 2 家庭・地域の普及対策 イ　村は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、最低3日間（できれば1週間）分の食料、（略）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え 第5項 避難及び避難所の設置・運営計画 第2　指定避難所の設置 1　避難所の設置 （2） 指定避難所の施設設備の整備及び生活物資等の確保 村は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮する。 第3章 地震災害応急対策計画 第2節　緊急活動 第1項　救助計画 1　救助活動 (6)家庭動物等動物の保護 村は 、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画 第2 避難所の設置 1 運営体制 (3) 生活環境への配慮 避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。 （略） ・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保などにも配慮する。 第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 9 応急仮設住宅の供与 イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 （ア）建設による供与 d 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として村が行う。 （略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

自治体名	記載状況
鏡野町 （岡山県）	鏡野町地域防災計画 風水害対策編 第2章 災害予防計画 第6節 防災活動の環境整備 第2 防災意識の普及 2 実施内容 （1） 防災教育 ア 住民に対する防災教育 （イ）町は、「最低3日間推奨1週」分の食料、（略）飼い主による家庭動物への首輪やマイクロチップ挿入等による所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、（略） 第3章 災害応急対策計画 第5節 罹災者の救助保護 第2項 避難及び避難所の設置 2 実施内容 （7）避難所の安全管理 ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであよう努める。（略）なお、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのペースの確保に努める。 第9項 防疫・保健衛生 2 実施内容 （1） 防疫 ク 動物の管理 町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等の衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第11項 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去 2 実施内容 （4）応急仮設住宅の運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（略）また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 震災対策編 第2章 地震災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第1項 防災知識の普及啓発計画 3 対策 （2）家庭・地域においての普及対策 イ 町は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 （カ）飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理） 第5項 避難及び避難所の設置・運営計画 第2 指定避難所の設置 3 対策 （2）指定避難所の施設・設備の整備 町は、指定避難所において、貯水槽、（略）家庭動物の受け入れ等に配慮するとともに、（略） 第3章 地震災害応急対策計画 第2節 緊急活動 第1項 救助計画 1 現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の飼養動物の保護収容等の問題もあった。 2 基本方針 町は、防災関係機関との緊密な連携の下、（略）さらに、飼養動物の保護収容等ついては、あかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 3 対策 （6）家庭動物等動物の保護 町は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所での動物の受入体制の確保について検討を進める。 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画 第3 避難所の運営体制 3 対策 （3）生活環境への配慮 オ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保等にも配慮する。 第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 3 対策 イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 （ア）建設による供与 ④ 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として町が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 原子力災害等対策編 第2章 原子力災害対策 第2節 原子力災害事前対策 第8 緊急事態応急体制の整備 7 広域的な応援協力体制の拡充・強化 町は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や退域検査（「居住者、車両家、家庭動物、携行品等の放射線量測定」をいう。以下同じ。）（略） 第9 避難収容活動体制の整備 6 避難所等・避難方法等の周知 町は、避難や避難退域時検査及び簡易除染、（略）家庭動物への所有明示及び同行避難等（略） 第3節 緊急事態応急対策 第4 避難、屋内退避等の防護措置 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施 （4）町は、災害の実態に応じて、県と連携し、避難者が家庭動物と同行避難した際の措置について留意する。 2 避難所等 （3）町は、県の協力下、避難所における生活環境が、常に良好なもであよう努める。（略）また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 （8）町は、応急仮設住宅を建設する必要があときは、（略）必要応じて、応急仮設住宅おける家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	記載状況
勝央町 （岡山県）	勝央町地域防災計画 第１編 風水害対策編 第２章 災害予防計画 第６節 防災活動の環境整備 第２項 防災意識の普及 ３ 実施内容 （1）防災教育 ア 住民に対する防災教育 （イ）「最低３日間、推奨１週間」分の食料、（略）飼養動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着等飼い主の明示、飼い主による飼養動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、（略） 第３章 災害応急対策計画 第４節 罹災者の救助保護 第２項 避難及び避難所の設置 ３ 実施内容 （7）避難所の安全管理 ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第９項 防疫・保健衛生 ３ 実施内容 ケ 動物の管理 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第１１項 住宅の供与・応急修理及び障害物の除去 ３ 実施内容 （4）応急仮設住宅の運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第２編 地震対策編 第２章 地震予防計画 第１節 自立型の防災活動の促進 第１項 防災知識の普及啓発計画 ３ 対策 （2）家庭・地域においての普及対策 イ 町は防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 ・住宅の耐震化、「最低３日間、推奨１週間」分の食料、（略）飼養動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着等飼い主の明示、飼い主による飼養動物との同行避難、避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第２節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理） 第５項 避難及び避難所の設置・運営計画 第２ 指定避難所の設置 ３ 対策 （2）指定避難所の施設設備の整備 ［町］町は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮するとともに、（略） 第３章 震災応急対策計画 第２節 緊急活動 第１項 救助計画 １ 現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の飼養動物の保護収容等の問題もあった。 ２ 基本方針 防災関係機関は、緊密な連携の下に、（略）さらに、飼養動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 ３ 対策 （6） ペット等動物の保護 町は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。なお、保護の際には、保護個体に挿入されたマイクロチップや装着された首輪等の確認による飼い主の把握に努める。 第４項 避難及び避難所の設置・運営計画 第３ 避難所の運営体制 ３ 対策 （3）生活環境への配慮 （略） ・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保などにも配慮する。 第４節 機能確保活動 第２項 住宅応急対策計画 ３ 対策 ウ 建設による供与 (ｴ) 管理 応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として町が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
奈義町 （岡山県）	奈義町地域防災計画 第1編　風水害対策編 第3章　災害応急対策計画 第4節　罹災者の救助保護 第2項　避難及び避難所の設置 3　実施内容 (6)避難所の安全管理 ケ　避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第11項　住宅の供与・応急修理及び障害物の除去 3　実施内容 (4)応急仮設住宅の運営管理 [町] 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第2編　地震災害対策編 第2章　地震予防計画 第2節　迅速かっ円滑な地震対策への備え（危機管理） 第2 避難所の設置 3 対策 (2)避難所の施設設備の整備 町は、避難所予定施設において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮するとともに、（略） 第3章　震災応急対策計画 第4節　機能確保活動 第2項　住宅応急対策計画 1 応急仮設住宅の建設 (2)災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設 エ　管理 応急仮設住宅の管理は、町が県の協力を得て行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

自治体名	記載状況
西粟倉村 （岡山県）	西粟倉村地域防災計画 風水害等対策編 第3章 災害応急対策計画 第4節 罹災者の救助保護 第2 避難及び避難所の設置 3 実施内容 （7）避難所の運営管理 ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第11 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 3 実施内容 （4）応急仮設住宅の運営管理 村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 震災対策編 第2章 震災予防計画 第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理） 第9 指定避難所の設置 3 対策 （2）指定避難所の施設・設備の整備 村（総務企画課、建設課）は、避難所予定施設において貯水槽、（略）、必要に応じて家庭動物の受入れに配慮するとともに、（略）なお、飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着、家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策、（略） 第3章 震災応急対策計画 第2節 緊急活動 第1 救助計画 3 対策 （6）ペット等動物の保護 村（保健福祉課）は、県と連携を図りながら、ペット等動物の保護に努めることとする。
久米南町 （岡山県）	久米南町地域防災計画（風水害等対策編） 第2章 災害予防計画 第5節 防災活動の環境整備 第2項 防災意識の普及 3 実施内容 （1） 防災教育 （イ） 3日分の食料、飲料水、（略）、飼い主による家庭動物との同行避難や避難場所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、（略） 第3章 災害応急対策計画 第4節 罹災者の救助保護 第2項 避難及び避難所の設置 3 実施内容 （10） 避難所の安全管理 ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第11項 住宅の仮設、応急修理及び障害物の除去 3 実施内容 （4） 応急仮設住宅の運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。 久米南町地域防災計画（震災対策編） 第2章 震災予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第1項 防災知識の普及啓発計画 4 対策 （6） 家庭、地域の普及対策 イ 県及び町は、防災週間や防災関連行事を通じ、以下の項目について防災意識の高揚を図る。 （カ） 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理） 第5項 避難及び避難所の設置・運営計画 第2 指定避難所の設置 4 対策 （2） 指定避難所の施設設備の整備 町は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受け入れ等に配慮するとともに、（略） 第3章 震災応急対策計画 第2節 緊急活動 第1項 救助計画 1 現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の飼養動物の保護収容等の問題もあった。 2 基本指針 防災関係機関は、緊密な連携の下に、（略）さらに、飼養動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 4 対策 （6） ペット等動物の保護 町は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めることとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。 第4項 避難及び避難所の設置・運営計画 第3 避難所の運営体制 4 対策 （3） 生活環境への配慮 オ 必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保等にも配慮する。 第4節 機能確保活動 第2項 住宅応急対策計画 3 対策 （1） 応急仮設住宅の建設 イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設 （エ） 管理 応急仮設住宅の管理は、当該市町村長の協力を得て県が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

自治体名	記載状況
美咲町 （岡山県）	美咲町地域防災計画 第2編 風水害対策編 第2章 災害応急対策計画 第5節 り災者の救助保護 第2 避難及び避難所の設置 5 対 策 (2) 避難所の安全管理 ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第3 救出 3 実施内容 (6) 家庭動物等の保護 町は、県と連携を図りながら、家庭動物等の保護に努めることとする。 第11 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 2 応急仮設住宅の設置 (8) 応急仮設住宅の運営 町は、応急仮設住宅における安心・安全の確保、（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。 第3編 震災対策編 第2章 震災予防計画 第2節 迅速かつ円滑な震災対策への備え（危機管理） 第5 避難及び避難所の設置・運営計画 2 避難所の設置 (2) 対策 イ 避難所の施設設備の整備 (ア) 町は、避難所予定施設において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入に配慮する。 第3章 震災応急対策計画 第2節 緊急活動 第1 救出計画 2 対 策 (6) 家庭動物等の保護 町は、県と連携を図りながら、家庭動物等の保護に努めることとする。 第4節 機能確保活動 第2 住宅応急対策計画 2 応急仮設住宅の供与 (2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与 キ 管理 応急仮設住宅の管理は、原則として町長が行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
吉備中央町 （岡山県）	吉備中央町地域防災計画 風水害対策編 第2編 災害予防計画 第1章 防災業務施設・設備等の整備 第5 救助施設・設備等 13 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第6章 防災活動の環境整備 第2節 防災意識の普及 3 実施内容 (1) 防災教育 ア 住民に対する防災教育 （イ）「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策、（略） 第3編 風水害応急対策計画 第4章 罹災者の救助保護 第2節 避難及び避難所の設置 3 実施内容 (7) 避難所の安全管理 ケ 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。（略）また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第9節 防疫・保健衛生 3 実施内容 (1) 防疫 ケ 動物の管理 被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講じる。 第11節 住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 3 実施内容 (4) 応急仮設住宅の運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 地震災害対策編 第3章 地震災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の促進 第1項 防災知識の普及啓発計画 3 対策 (2) 家庭・地域においての普及対策 イ 町及び県は、防災週間や防災関連行事を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。 （ア）住宅の耐震化、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、（略）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第2節 迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理） 第5項 避難及び避難所の設置・運営計画 第2 避難所の設置 3 対策 (2) 指定避難所の施設設備の整備 ［町］町は、指定避難所において貯水槽、（略）必要に応じて家庭動物の受入れに配慮するとともに、（略） 第12項 外国からの支援受入体制整備計画 3 対策 (1) 国の機関との調整 ア 外国からの支援対応、外国人の入国及び捜査犬の動物検疫等 第4章 地震災害応急対策計画 第2節 緊急活動 第1項 救助計画 1 現状と課題 震災時には、広域的又は局地的に、（略）また、東日本大震災においては、地域の飼養動物の保護収容等の問題もあった。 2 基本方針 防災関係機関は、緊密な連携のもとに、（略）さらに、飼養動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。 第4章 地震災害応急対策計画 第2節 緊急活動 第1項 救助計画 3 対策 (6) 家庭動物等動物の保護 ［県（保健福祉部）］県は、被災した飼養動物の保護・収容について、岡山県動物愛護センターで情報収集を行うとともに、（公社）岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携を取りながら、対応することとする。また、危険動物の収容は、届出施設については動物園等と連携を取りながら、対応する。 ［町］町は、県と連携を図りながら、飼養動物の保護に努めるとともに、避難所等での動物の受入体制の確保について検討を進める。

自治体名	記載状況
広島県	広島県地域防災計画（H29.5修正） （基本編） 第2章　災害予防計画　第5節の2　円滑な避難体制の確保等に関する計画　7　動物愛護管理に関する計画 　災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷疾病が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。 県及び市町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。 　また，飼い主に対して，所有者明示の実施や避難所での飼養についての準備等の周知を図るものとする。 第3章　災害応急対策計画　第8節避難生活及び情報提供活動 第1項　避難計画 4（7）必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第3項　住宅応急対策計画 4（5）必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。 （震災対策編・地震災害対策計画） 第2章　災害予防計画　第3節県民の防災活動の促進に関する計画　2防災教育　（2）実施内容　イ県民等に対する防災知識の普及・啓発　（ア）啓発内容 g　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第3章　災害応急対策計画　第8節避難生活及び情報提供活動 第1項　避難対策計画　2　指定避難所の開設　（1）指定避難所の管理運営 ク　必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第3項　住宅応急対策計画　4　応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ　（3）応急仮設住宅の管理 ・・・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。 （震災対策編・津波災害対策計画） 第2章　災害予防計画　第3節県民の防災活動の促進に関する計画　2防災教育　（2）実施内容　イ県民等に対する防災知識の普及・啓発　（ア）啓発内容 g　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第3章　災害応急対策計画　第8節避難生活及び情報提供活動 第1項　避難対策計画　2指定避難所の開設　（1）指定避難所の管理運営 ク　必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第3項　住宅応急対策計画　4　応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ　（5）応急仮設住宅の管理 ・・・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。
竹原市 （広島県）	竹原市地域防災計画 (基本編) 第2章（災害予防計画）　第5節の2（円滑な避難体制の確保等に関する計画）　第6（指定避難所の整備）1（6） 　必要に応じて，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 基本編　第2章（災害予防計画）　第5節の2（円滑な避難体制の確保等に関する計画）　第7（動物愛護管理に関する計画） 　災害発生時には，放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 　県及び市は，動物愛護管理の観点から，これらの動物の保護や適正な飼養に関し，関係機関と連携を図りながら，犬や特定動物による人の危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。 　また，飼い主に対して，所有者明示の実施や避難所での飼養についての準備等の周知を図るものとする。 基本編　第3章（災害応急対策計画）　第8節（避難生活及び情報提供活動）　第1（非難計画）5 指定避難所の管理運営（8） 　必要に応じて，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 基本編　第3章（災害応急対策計画）　第8節（避難生活及び情報提供活動）　第3（住宅応急対策計画）4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ（3）応急仮設住宅の管理 　応急仮設住宅の管理は，市長が行う。 　ただし，特別な事情がある場合には，市長の協力を得て，知事自ら実施する。 　なお，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。 震災対策編　地震災害対策計画　第2章（災害予防計画）　第3節（住民の防災活動の促進に関する計画）第2（防災教育）2（2）（キ） 　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 震災対策編　地震災害対策計画　第3章（災害応急対策計画）　第8節（避難受入れ及び情報提供活動）第1（避難対策計画）2（8） 　必要に応じて，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 震災対策編　地震災害対策計画　第3章（災害応急対策計画）　第8節（避難受入れ及び情報提供活動）第3（住宅応急対策計画）(4) 応急仮設住宅の管理 　応急仮設住宅の管理は，市長が行う。 　ただし，特別な事情がある場合には，知事が自ら実施するものとし，市長は実施に協力するものとする。 　なお，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。 震災対策編　南海トラフ地震防災対策推進計画　第6節（津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画）　5（津波避難対策）(8)（指定避難所の開設）ア（指定避難所の管理運営）（ク） 　必要に応じて，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
三原市 （広島県）	三原市地域防災計画【基本編】 第2章　災害予防計画　第34節　避難体制の整備　3 対策の内容〈7〉動物愛護管理に関する計画 　災害発生時には，放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。 　動物愛護管理の観点から，これらの動物の保護や適正な飼養に関し，関係機関と連携を図りながら，犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。
尾道市 （広島県）	尾道市地域防災計画 第1部　風水害等対策編　第2章　災害予防計画　第5節の2　円滑な避難体制の確保等に関する計画　11　動物愛護管理に関する計画 　災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想される。動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。 第3章　災害応急対策計画　第8節　避難生活及び情報提供活動　第1項　避難生活及び情報提供活動　第1項　避難対策計画　2　指定避難所の開設　（5）指定避難所の管理運営 キ　必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第2部　地震対策編　第2章　災害予防計画　第5節　迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画　7　避難収容・情報提供活動への備え　イ　指定避難所の整備 （カ）　必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第3章　第8節　避難生活及び情報提供活動　第1項　避難対策計画　2　指定避難所の開設　（5）　指定避難所の運営 キ　必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第3部　津波対策編　第2章　災害予防計画　第5節　迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画　7　避難収容・情報提供活動への備え　（1）避難対策のための整備関係　イ　指定避難所の整備 （カ）　必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第8節　避難生活及び情報提供活動　第1項　避難対策計画　2　指定避難所の開設　（5）　指定避難所の管理運営 キ　必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
府中市 （広島県）	府中市防災計画　基本編　第2章　災害予防計画　第5節の2　円滑な避難体制の確保に関する計画 5　動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所などに避難してくることが予想される。 市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

自治体名	記載状況
三次市 （広島県）	三次市地域防災計画　基本編　第2章 災害予防計画 第7節 円滑な避難体制の確保等に関する計画　　4 避難計画の作成　(2) 指定緊急避難場所，指定避難所の指定及び避難路の選定・周知　(ｲ) 指定避難所の指定・周知 　市は，指定避難所となる施設について，必要に応じて施設管理者と調整を行い，次の施設・設備等の整備に努めるものとする。 　・必要に応じて，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに，指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等，飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。 6 指定避難所の整備　(1) 指定避難所の施設・設備の整備 　カ 必要に応じて，指定避難所における家庭動物の受入や飼養について，担当部局や運営担当（施設管理者など）との検討や調整を行う。 7 動物愛護管理に関する計画 　災害発生時には，放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 　市は，動物愛護管理の観点から，これらの動物の保護や適正な飼養に関し，関係機関と連携を図りながら，犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。 　また，災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし，飼い主に対して，所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。 　さらに，指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について，平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。 第3章 災害応急対策計画　第7節 避難生活及び情報提供活動　第1項 避難計画　4 指定避難所の管理運営　(4) 管理・運営にあたっての留意事項 　(ｸ) 必要に応じて，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに，指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等，飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。 第3項 住宅応急対策計画　4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ　(3) 応急仮設住宅の管理 　なお，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。 震災対策編　第2章 災害予防計画　第3節 市民等の防災活動の促進に関する計画　2 防災教育　(3) 実施内容　イ 市民等に対する防災知識の普及・啓発　　(ｱ) 啓発内容 　ｆ 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難，避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，不妊・去勢手術等）の家庭での予防・安全対策
庄原市 （広島県）	庄原市地域防災計画　基本編　－　第2章　災害予防計画 第5節の2　円滑な避難体制の確保等に関する計画　第7　動物愛護管理に関する計画 　災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 　市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。 　また、災害時の対応は飼主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。 　さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。
大竹市 （広島県）	大竹市地域防災計画　第2章 災害予防計画　第9節 円滑な避難体制の確保に関する計画 7 動物愛護管理に関する計画 　災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると 同時に 、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 　県及び市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、 関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。
東広島市 （広島県）	東広島市地域防災計画　基本編 第2章　災害予防計画　第7節　円滑な避難体制の確保等に関する計画　第9　動物愛護管理に関する計画 　災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。 　市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。 　また、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所での飼養について、ゲージの準備等の周知を図るものとする。 東広島市地域防災計画　基本編 第3章　災害応急対策計画　第21節　避難計画　第3　避難所の管理運営　8 東広島市地域防災計画　震災対策編 地震災害対策計画　第3章　災害応急対策計画　第18節　避難対策計画　第2　避難所の開設　1　避難所の管理運営（8） 津波災害対策計画　第3章　災害応急対策計画　第18節　避難対策計画　第2　避難所の管理運営　8 　必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 東広島市地域防災計画　震災対策編 地震災害対策計画　第2章　災害予防計画　第2節　市民の防災活動の促進に関する計画　第1　防災教育　2　実施内容（2)市民等に対する防災知識の普及・啓発 ア　啓発内容（カ） 津波災害対策計画　第2章　災害予防計画　第2節　市民の防災活動の促進に関する計画　第1　防災教育　2　実施内容（2)市民等に対する防災知識の普及・啓発 ア　啓発内容（カ） 　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について、ゲージの準備等の家庭での予防・安全対策
廿日市市 （広島県）	廿日市市地域防災計画 ＜一般対策編＞ 第2章　災害予防計画 第9節　避難体制整備計画 第6　動物愛護管理に関する計画 　　災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定緊急避難場所等に避難してくることが予想される。 　　動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。 　　また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や指定緊急避難場所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。 さらに、指定緊急避難場所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。飼い主に対しては、所有者明示の実施や指定緊急避難場所等での飼養についての準備等の周知を図るものとする。 ＜地震対策編＞ 第2章　災害予防（整備）計画 第12節　防災知識の普及計画 第4　市民等に対する教育 　7　家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等に関する知識 第4章　南海トラフ地震防災対策推進計画 第6節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 第5　津波避難対策 10　指定避難所の管理運営 (8)　必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。 第9節　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 第2　住民等に対する教育・広報 1　啓発内容 （7）飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策
安芸高田市 （広島県）	安芸高田市地域防災計画　基本編　第2章　災害予防計画　第3節　円滑な避難体制の確保等に関する計画 8　動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。
江田島市 （広島県）	江田島市地域防災計画　基本編　第2章　災害予防計画　第6節の2　円滑な避難体制の確保等に関する計画 第8　動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。

自治体名	記載状況
府中町 （広島県）	府中町地域防災計画 (震災対策編・南海トラフ地震防災対策指針計画) 府中町地域防災計画 (震災対策編・南海トラフ地震防災対策指針計画) 第6節　津波からの防護，円滑な避難所の確保及び迅速な救助に関する計画 5　津波避難対策 ⑻　指定避難所の開設 ア　指定避難所の管理運営 （ク）　必要に応じて，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 （基本編） 第2章　災害予防計画 第5節の2　円滑な避難体制の確保等に関する計画 6　指定避難所の整備 （1）　町は，指定避難所となる施設について，必要に応じて施設管理者と調整を行い，次の施設・設備の整備に努めるものとする。 カ　必要に応じて，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 7　愛護動物に関する計画 災害発生時には，放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。 町は，動物愛護管理の観点から，これらの動物の保護や適正な飼養に関し，関係機関と連携を図りながら，犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。 第3章　災害応急対策計画 第8節　避難生活および情報提供活動 第1項　避難計画 4　避難所の管理運営 （8）　必要に応じて，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第3項　住宅応急対策計画 4　応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ ⑶　応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の管理は，当該市町長が行う。 ただし，特別な事情がある場合には，町長の協力を得て，知事自ら実施する。 なお，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。 （震災対策編・地震災害対策計画） 第2章　災害予防計画 第5節　迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する計画 7　避難収容・情報提供活動への備え （カ）　必要に応じて，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第3章　災害応急対策計画 第8節　避難生活および情報提供活動 第1項　避難対策計画 2　指定避難所の開設 （4）　指定避難所の管理運営 ク　必要に応じて，指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第3項　住宅応急対策計画 4　応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ （3）応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の管理は，町長が行う。ただし，特別な事情がある場合には，町長の協力を得て，知事自ら実施するものとする。なお，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。
海田町 （広島県）	海田町地域防災計画（基本・風水害対策編） 第2章　災害予防計画 第6節　避難体制の整備 第13　動物愛護管理に関する計画 （1）町は，動物愛護管理の観点から，これらの動物の保護や適正な飼養に関し，関係機関と連携を図りながら，犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。また，必要に応じて，指定避難所等における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 （2）町は，災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし，飼い主に対して，指定避難所等での適切な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，不妊・去勢手術等）の周知を図る。 （3）町は，指定避難所等や応急仮設住宅で，飼い主が適正に飼養するための指導や支援を行う。
熊野町 （広島県）	熊野町地域防災計画（基本編） 第2章第7節 7 指定避難所の整備 カ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 8 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努めるものとする。 また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品（ゲージ等）の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図る。 さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時から担当課や施設管理者と検討、調整を行う。 なお、ペットを伴う避難者は、他の避難者のアレルギー等の問題に対応するため、ペットは避難者とは別室で保護する。 第3章第8節第1項(震災対策編第3章第8節1項) 4 指定避難所の管理運営 （8）「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行う。 県は、避難動物の種類や頭数について把握し、指定避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。 第3章第8節第3項（震災対策編第3章第8節3項） 4 応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げ （3）応急仮設住宅の管理 なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮する。 震災対策編 第2章第3節 2 防災教育 （ア）啓発内容 g 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の過程での予防・安全対策 第2章第5節 7 避難の受入れ・情報提供活動への備え （1）避難対策のための整備関係 （カ）必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
坂町 （広島県）	坂町地域防災計画　基本編　第7節 7　動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所等に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。

自治体名	記載状況
安芸太田町 （広島県）	安芸太田町地域防災計画　　第2章　第5節の2　円滑な避難体制の確保等に関する計画 8 動物愛護に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難することが予想される。 県及び町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の愛護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。 また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用具の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。 さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。 町は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護8管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。 安芸太田町地域防災計画　　第3章　災害応急対策計画　第9節　災害応急救助計画　3　避難　（9）避難所の管理運営 カ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールの設定等、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。 安芸太田町地域防災計画　第3章 災害応急対策計画　8 住宅応急対策　　（4）応急仮設住宅の建設及び供与の方法 オ 応急仮設住宅の管理 応急仮設住宅の管理は、町長が行うものとする。ただし、特別な事情がある場合には、町長の協力を得て、知事自ら実施する。 なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。
北広島町 （広島県）	北広島町地域防災計画 第2章　災害予防計画 第4節　円滑な避難体制の確保等に関する計画 7　動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な使用に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。
世羅町 （広島県）	世羅町地域防災計画（基本編）　第2章　第7節　円滑な避難体制の確保等に関する計画 7　動物愛護管理に関する計画 世羅町地域防災計画（地震対策編）　第2章　第6節　円滑な避難体制の確保等に関する計画 5　動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。 町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適性な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬・猫や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・収容等に係る体制を整備する。
山口県	山口県地域防災計画本編　第3編災害応急対策計画　第１１章保健衛生・動物愛護管理計画　第４節動物愛護管理計画 〇　災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。 被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要がある。 第１項 特定動物の逸走防止等 １　実施機関等 原則、飼養者とする。県は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。 ２　実施方法 飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護並びに特定動物の逸走を防止する措置を行う。 県は、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者、関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第２項 被災動物の救護 災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。 このため、市町、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 １　実施機関等 原則、飼い主とするが困難な場合は、県及び市町が関係機関等と連携して実施する。 ２　飼い主の責務 飼い主は逸走した動物が飼い主のもとに帰ることができるようにするため、名札やマイクロチップ等で所有者明示を行うように努める。 また、避難する際は、動物の同行と適正な管理に努める。 ３　被災動物の救護体制 （１）被災地域における愛玩動物の保護・収容 (公社)山口県獣医師会は、飼い主不明や負傷した愛玩動物の保護、収容、治療等を行うため、動物救護本部を設置する。 県及び市町は(公社)山口県獣医師会に協力し、必要な支援を行う。 県は飼い主不明や負傷した愛玩動物について、市町、関係団体等と協力して保護し、動物愛護センター又は保健所の収容施設に収容する。 （２）愛玩動物の飼養場所の設置 市町は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 （３）避難所における指導 県は、避難所を設置する市町と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （４）他自治体への応援要請 県は、県単独では愛玩動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口９県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。
岩国市 （山口県）	岩国市地域防災計画 第3章　災害応急対策計画 第7章　避難計画 第6　避難場所における動物の適正な飼育 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ、危険動物の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等の所要の措置を講ずるよう努める。
柳井市 （山口県）	柳井市地域防災計画（風水害等対策編、震災対策編） 第3　救援期における災害応急対策活動　　第7節　防疫及び保健衛生 3　特定動物の逸走防止等 （1）実施機関等 　原則、飼養者とする。 （2）実施方法 　飼養者は、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護並びに逸走を防止する措置を行う。 4　被災動物の救護 　災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。このため、市は、県、関係機関及び関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 （1）実施機関等 　原則、飼い主とするが困難な場合は、市が関係機関と連携して実施する。 （2）飼い主の責務 　飼い主は逸走した動物が飼い主のもとに帰ることができるようにするため、名札やマイクロチップ等で所有者明示を行うよう努める。また、避難する際は、動物の同行と適正な管理に努める。 （3）被災地域における愛玩動物の保護・収容 　県及び市は（公社）山口県獣医師会に協力し、必要な支援を行う。 （4）愛玩動物の飼育場所の設置 　市は、飼い主と共に避難した愛玩動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 （5）避難所における指導 　市は、県と協力して、飼い主と共に避難所に避難した動物の飼育について、適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

自治体名	記載状況
周防大島町 （山口県）	周防大島町地域防災計画　第４節　動物愛護管理計画 災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。 被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応を遅滞なく行う。 第１項特定動物の逸走防止等 1 実施機関等 原則、飼養者とする。 町は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。 2 実施方法 飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護並びに特定動物の逸走を防止する措置を行う。 町は、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者、関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第２項被災動物の救護 災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。 このため、町、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 1 実施機関等 原則、飼い主とするが困難な場合は、町及び県が関係機関等と連携して実施する。 2 飼い主の責務 飼い主は逸走した動物が飼い主のもとに帰ることができるようにするため、名札やマイクロチップ等で所有者明示を行うように努める。 また、避難する際は、動物の同行と適正な管理に努める。 3 被災動物の救護体制 (1) 被災地域における愛玩動物の保護・収容 （公社）山口県獣医師会は、飼い主不明や負傷した愛玩動物の保護、収容、治療等を行うため、動物救護本部を設置する。 町及び県は（公社）山口県獣医師会に協力し、必要な支援を行う。 町は飼い主不明や負傷した愛玩動物について、県、関係団体等と協力して保護し、動物愛護センター又は保健所の収容施設に収容する。 (2) 愛玩動物の飼養場所の設置 町は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 (3) 避難所における指導 町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
平生町 （山口県）	平生町地域防災計画　第3編　災害応急対策計画 第12章　保健衛生・動物愛護管理計画 　第4節　　動物愛護管理計画 災害の発生により、被災地では、人に危害を加える恐れのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要がある。 　　第1項　　特定動物の逸走防止等 災害時には、逸走した特定動物により、人の生命、身体または財産に危害を加えられる恐れがある。このため、特定動物の逸走防止等を図り、人への危害の防止を徹底する。 　　第2項　　被災動物の救護 災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。このため、町は県、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 　　第3項　　ペット対策 大規模災害時には、ペットが飼育者の管理下から離れ、逃走した場合、衛生面や安全面で大きな問題になることから、犬・猫等のペットについては同行避難が望ましい。一方、避難所生活においては、様々な人が集まってくるため、ペットを家族の一員とする飼育者への支援とペットによる人への危害防止、避難所等でのにおいや鳴き声、動物アレルギーの人への対応など、避難所においてのペットの取り扱いを事前に決めておく必要がある。 1　避難所におけるペット受入れの決定 ペットの受け入れは、災害の程度や避難所の状況によって条件が変わり、各避難所に応じた柔軟な対応が望まれるため、避難者の要望を聞いたうえで受け入れの可否を決定するものとする。 2　避難所におけるペット対策の考え方 ペットの飼育・管理は飼育者が全責任を負うことを基本とし、避難所生活が長期化することが予想される場合は、避難所ごとにペットを飼育するルールづくりを行うこととする。 （1）収容場所の決定 避難所の敷地（学校のグラウンドの橋や軒下等）の一角を収容スペースとする。 （2）給餌等、世話に関するルールの決定 ア　飼育者の届け出・・・・・飼育者の住所、氏名、動物の種類・数・特長等 イ　飼育ルールの決定・・・・・指定された場所・方法で飼育する。排泄場所や苦情対応のルール 3　飼い主の義務 飼い主は、災害発生時に同行避難した場合、他の避難者へ迷惑とならないよう、平常時からペットのしつけ及び健康管理を適切に行うとともに避難用具の備蓄を行うものとする。 3飼い主の義務 （1）飼い主の明示・・・迷子となったペットを探す場合や保護されたときに有効となる個体識別情報（迷子札・観察・マイクロチップ）を付ける。 （2）しつけ・・・避難時に他の避難者へ迷惑を掛けないようにキャリーバッグやケージに慣らしておくとともに、無駄吠えをしない、トイレなどの基本的なしつけを行う。 （3）健康管理・・・感染予防のため、ワクチン・狂犬病予防注射・ノミやダニなどの寄生虫駆除を行う。 （4）ペット用避難具の確保・・・7日分のペットフードや水・キャリーバッグ・ケージ等を準備しておく。 （5）ペットの預け先の確保・・・親戚、友人など緊急時の預け先を確保する。
上関町 （山口県）	上関町地域防災計画 第４節　動物愛護管理 災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想されるため、被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらの対応を遅滞なく実施する。 第１項　特定動物の逸走防止等 災害時には、逸走した特定動物により、人の生命、身体又は財産に危害を加えられるおそれがある。 このため、町は、県、関係機関、関係団体等と連携し、特定動物の逸走防止等を図り、人への危害の防止を徹底する。 第２項　被災動物の救護 災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。 このため、町は、県、関係機関、関係団体等と連携し、被災動物の救護体制を整備する。
周南市 （山口県）	周南市地域防災計画　4篇3章4節-1項2項 特定動物の逸走防止等について記載。 「第1項　特定動物の逸走防止等 1 実施機関等 原則、飼養者とする。県は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。 2 実施方法 飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護ならびに特定動物の逸走を防止する措置を行う。県は、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第2項 被災動物の救護 災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。このため、県、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 1 実施機関等 原則、飼い主とするが困難な場合は、県及び市が関係機関と連携して実施する。 2 飼い主の責務 飼い主は逸走した動物が飼い主の元に帰ることができるようにするため、名札やマイクロチップ等で所有者明示を行うよう努める。 3 被災動物の救護体制 (1) 被災地域における愛玩動物の保護・収容 (公社)山口県獣医師会は、飼い主不明や負傷した愛玩動物の保護、収容、治療等を行うため、動物救護本部を設置する。 市及び県は、(公社)山口県獣医師会に協力し、必要な支援を行う。県は飼い主不明や負傷した愛玩動物について、市町、関係団体等と協力して保護し、動物愛護センター又は保健所の収容施設に収容する。 (2) 愛玩動物の飼養場所の設置 市は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努める。 (3) 避難所における指導 県は、避難所を設置する市と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (4) 他自治体への応援要請 県は、県単独では愛玩動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口９県災害時愛護動物救護応援協定に基づき幹事県に応援を要請する。

自治体名	記載状況
下松市 （山口県）	下松市地域防災計画　第3編　災害応急対策計画　第11章　保健衛生・動物愛護管理計画　第4節　動物愛護管理計画 第1項　特定動物の逸走防止等 1 実施機関等 原則、飼養者とする。 県は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。 2 実施方法 飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護並びに特定動物の逸走を防止する措置を行う。 県は、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第2項　被災動物の救護 災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。 このため、県、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 1 実施機関等 原則、飼い主とするが困難な場合は、県及び市が関係機関等と連携して実施する。 2 飼い主の責務 飼い主は逸走した動物が飼い主のもとに帰ることができるようにするため、名札やマイクロチップ等で所有者明示を行うように努める。 また、避難する際は、動物の同行と適正な管理に努める。 3 被災動物の救護体制 (1) 被災地域における愛玩動物の保護・収容 （公社）山口県獣医師会は、飼い主不明や負傷した愛玩動物の保護、収容、治療等を行うため、動物救護本部を設置する。 県及び市は（公社）山口県獣医師会に協力し、必要な支援を行う。 県は飼い主不明や負傷した愛玩動物について、市、関係団体等と協力して保護し、動物愛護センター又は保健所の収容施設に収容する。 (2) 愛玩動物の飼養場所の設置 市は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるものとする。 (3) 避難所における指導 県は、避難所を設置する市と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (4) 他自治体への応援要請 県は、県単独では愛玩動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。
光市 （山口県）	光市地域防災計画　基本計画編　第3編　災害応急対策計画　　第10章　保健衛生・動物愛護管理計画　第4節　動物愛護管理計画 災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被害動物の発生が予想される。 被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要がある。 第1項　特定動物の逸走防止等 災害時には、逸走した特定動物により、人の生命、身体又は財産に危害を加えられるおそれがある。このため、特定動物の逸走防止等を図り、人への危害の防止を徹底する。 第2項　被災動物の保護 災害時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。 このため、市は関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。 1　実施機関等 原則、飼い主とする。 2　飼い主の責務 飼い主は逸走した動物が飼い主のもとに帰ることができるようにするため、名札やマイクロチップ等で所有者明示を行うよう努める。
山口市 （山口県）	山口市地域防災計画（本編） 第3編　災害応急対策計 第5章　避難計画 第2節 避難所の設置・運営 第1項 避難所の開設・運営 2 避難所の管理・運営 (4) 避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境、情報伝達、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点、また同伴したペット等に配慮する。
防府市 （山口県）	防府市地域防災計画共通編 第2編 災害予防計画　第15章 動物救護のための体制の整備 近年、ペットが家族の一員であるという認識が一般化され、ペットと共に避難する同行避難が、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要となっている。 また、被災動物の放置の問題からも、飼い主責任による同行避難への配慮が必要となる。 市は、このようなことを踏まえ、ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発を行う。 第3編 災害応急対策計画　第17章 動物救護 災害時には、飼い主不明や負傷したペットの発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について適切な対応が求められる。また、多くの住民がペットを伴って避難してくることも予想される。さらに、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。 このため、県は、動物愛護の観点から、市、防災関係機関、関係団体等と連携し、動物救護に関する協力体制を確立し、対応を実施する。 防府市国民保護計画【本編】 第3編 武力攻撃事態等への対処　第4章 警報及び避難の指示等　第2 避難住民の誘導等　3 避難住民の誘導（全部局室）（9）動物の保護等に関する配慮 ・危険動物等の逸走対策　　・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
宇部市 （山口県）	記載なし（ただし、「宇部市避難所運営マニュアル」の中にペットの項目あり）
萩市 （山口県）	萩市地域防災計画　第7章　避難予防対策　第1節　避難計画 第10項　避難場所の整備に関する事項 5　プライバシーの確保 災害時要援護者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシー（着替え、入浴、授乳等）の確保、防犯対策、ペット対策等に配慮した物資及び支援体制の整備 6　ペット対応施設の確保及び獣医師会等との協力　災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省　平成25年6月発行）に基づき、ペットを同行可能な専用避難施設の確保及び獣医師会等との連携に努める。 第11項　避難場所、避難時の心得、避難経路等についての普及啓発 1　平常時における広報 （9）ペットの同行避難に備えたペット用しつけ資料の作成及び配布
徳島県	「徳島県地域防災計画」 共通災害対策編　第3章 災害応急対策　第21節 動物救済対策 第1　方針 被災地における動物の救護等については、本計画の定めるところによる。 第2　内容 1　実施責任者 り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救済対策については、動物救援本部を設置し、実施する。 動物救援本部（県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課、公益社団法人徳島県獣医師会） ↕ 活動団体（動物愛護団体、ボランティア等） 2　実施方法 「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、次のことを実施する。 （1）飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 （2）動物愛護団体やボランティアからの支援物質の調達、配布についての調整を行う。 （3）仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 （4）危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 （5）市町村と連携し、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進する。

自治体名	記載状況
徳島市 （徳島県）	徳島市地域防災計画　第3編（災害予防計画）　第1章（災害に強いひとづくり）　第6節（避難行動要支援者対策）　第3（防災知識の普及、啓発、避難対策）の2（災害時の避難対策等） (7) 避難所における愛玩愛護動物の対策 「災害時のペット対策ガイドライン」（徳島県動物愛護管理センター策定）に準拠し、各避難所におけるペットの取扱については、別に定める「徳島市避難所運営マニュアル」のとおりとする。 飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。 徳島市地域防災計画　第8編（災害応急対策共通）　第9章（遺体安置、保健衛生、災害廃棄物対策）　第3節（動物救護対策）　第2（内容）の2（実施方法） 「災害時のペット対策ガイドライン」（徳島県動物愛護管理センター策定）に準拠し、次のことを実施する。 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布その他動物に係る相談等を実施する。 (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整について、県が設置する動物救援本部と協議を行う。 (3) 一時的に保護・収容した飼い主不明の動物や放浪動物、負傷動物、危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）等については、徳島県動物愛護管理センターに連絡し、保護収容を依頼する。 (4) 災害によって死亡した小動物（家畜を除く）については、飼い主が責任をもって処理することを原則とする。ただし、飼い主が不明なもの、又は防疫上緊急を要するもので、飼い主が自己処理できない場合は、環境衛生・廃棄物処理班が処理する。 (5) 各避難所におけるペットの取扱については、別に定める「徳島市避難所運営マニュアル」のとおりとする。
鳴門市 （徳島県）	鳴門市地域防災計画　共通対策編　第２０節　動物救済対策 第１　方針 被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによる。 第２　内容 １　実施責任者 　り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県に設置された動物救援本部によるものとし、市は協力を行うものとする。 ２　実施方法 「災害時のペット対策ガイドライン」（動物愛護管理センター策定）に準拠し、次のことを実施する。 (1)　飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 (2)　動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 (3)　仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4)　危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 (5)　飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。
吉野川市 （徳島県）	吉野川市地域防災計画 第20節　動物救済対策 第1 方針 　被災地における動物の救護については，本計画の定めるところによるものとする。 第2 実施責任者 　り災動物に対する保護，収容，捕獲等の救援対策については，県に設置された動物救援本部によるものとし，市は協力を行うものとする。 第3 実施方法 　「災害時のペット対策ガイドライン」（動物愛護管理センター策定）に準拠し，次のことを実施する。 　（1）飼養されている動物に対する餌の配布，負傷動物の収容・治療，放浪動物の保護，その他動物に係る相談等を実施する。 　（2）動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達，配布についての調整を行う。 　（3）仮設救援センターを設置し，保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 　（4）危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については，飼養者，動物園，警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 　（5）飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進する。
阿波市 （徳島県）	阿波市地域防災計画　第3章災害応急対策　第20節　動物救済計画 第1　方針 　被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによるものとする。 第2　内容 　１　実施責任者 　　被災動物に対する保護、収容、捕獲等の救済対策については、県に設置された動物救済本部によるものとし、市は協力を行うものとする。 　２　実施方法 　　市は、「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、次のことを実施する。 　（1）　飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 　（2）　動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 　（3）　仮設救済センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 　（4）　危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 　（5）　県と連携し、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進する。
小松島市 （徳島県）	小松島市地域防災計画本編　第3編 災害応急対策計画　第2章 公助（行政が行う備え）　7 応急復旧計画　第１５節 建築物応急復旧　２ 応急仮設住宅　(4)運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。
神山町 （徳島県）	神山町地域防災計画（一般災害対策計画）　第7章 応急復旧計画　第6節 動物救済計画 第1 計画の主旨等 り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県が設置する動物救援本部と連携して取り組むものとする。 第2 実施方法 主な実施機関 町（住民課）、県（安全衛生課、動物愛護管理センター）、保健所、動物愛護団体 1 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 2 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 3 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 4 危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。
松茂町 （徳島県）	松茂町地域防災計画　一般災害対策編　第3章　災害応急対策　第36節　動物救済対策 被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによる。 1　基本方針 町は、「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、次のことを実施する。 （1）　飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 （2）　動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 （3）　仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 （4）　危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 （5）　飼い主責任による避難場所へのペット同行避難を推進する。 松茂町地域防災計画　地震・津波災害対策編　第3章　災害応急対策　第35節　動物救済対策 被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによる。 1　基本方針 町は、以下に関する実施または配慮に努めるものとする。 ・　飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等 ・　動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整 ・　仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療 ・　危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制の構築 ・　飼い主責任による避難場所へのペット同行避難を推進

自治体名	記載状況
上板町 （徳島県）	上板町 地域防災計画　共通対策編 第3章 災害応急対策　第１９節 動物救済対策 【担当】町（土木環境部） 徳島県、（公社）徳島県獣医師会、徳島保健所、県動物愛護管理センター等 第1 方 針 被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによるものとする。 第2 内 容 1 実施責任者 り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県に設置された動物救援本部によるものとし、町は協力を行うものとする。 2 実施方法 町は、動物愛護管理センター策定の「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、次のことを実施する。 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 (3) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4) 危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 (5) 県と連携し、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進する。
板野町 （徳島県）	板野町地域防災計画　第3章　災害応急対策計画　第9節　避難対策の実施　第８　避難所の運営　１　避難所の運営・管理　（平成27年10月1日改定） （5段落目） 　さらに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とし、県と連携の下、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や安芸屋等を把握し、災害時に迅速に斡旋できるように努める。 この場合、仮設住宅における心のケア、入居者によるコミュニティの形成、助成が参画した運営、家庭動物の受入など仮設住宅の住環境に配慮する。
那賀町 （徳島県）	那賀町地域防災計画　一般災害対策編 第3章　災害応急対策　第23節 住宅の確保 第1　応急仮設住宅の供与　8　運営管理 　町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
つるぎ町 （徳島県）	つるぎ町国民保護計画本編　第4章警報及び避難の指示等　第2避難住民の誘導等　3避難住民の誘導　(9)動物の保護等に関する配慮 　町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 つるぎ町防災計画　第2章災害予防計画　第１７節避難計画　１避難場所及び避難所の指定 　町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備、確保し、町防災計画に定めておくものとする。 また、避難場所、避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図るものとする。 なお、様々に被災者に配慮して、宿泊施設を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時に男女のニーズの違いにも配慮するほか、ペット等動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。
美馬市 （徳島県）	美馬市地域防災計画　　第二編　震災対策編　第三章　災害応急対策計画 災害時における家畜やペット等動物の保護収容等については、本計画の定めるところによるものとする。 1　避難対策 市は、地震が発生し、畜舎の倒壊のおそれがあると認められる場合は、家畜の管理者に対し、安全な場所に家畜を避難させるよう指導するものとする。 2　飼料の確保 市は、災害により飼料の確保が困難になった場合、県に対して必要数量の供給について要請を行うものとする。 3　動物の管理 市は、災害による被災のため、やむなく放置された犬、猫などのペット等について、保健所や徳島県動物愛護管理センター、（社）徳島県獣医師会等との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡、危険動物の逸走対策、徳島県伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。 4　動物による住民への危害防止 市は、危険動物による危害が住民に及ぶおそれがあると認められる場合は、飼育者、県警察、保健所等と連携し、被害の未然防止に努めるものとする。 5　死亡小動物の収集・処理及び放浪犬猫の保護収容 災害によって死亡した小動物（家畜を除く）については、飼い主が責任を持って処理することを原則とするが、飼い主が不明なもの、又は防疫上緊急を要するもので、飼い主が事故処理できないものについては、県及び環境衛生班が行うものとする。
北島町 （徳島県）	北島町地域防災計画　第18節　動物救済対策 被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによるものとする。 第1　実施責任者 県は、り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策について、動物救援本部を設置し、実施するものとする。 ■町の災害対策担当班　　生活衛生班 第2　実施方法 1. 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 2. 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 3. 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 4. 危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。
海陽町 （徳島県）	海陽町地域防災計画　第2編風水害対策計画　第2章災害応急対策計画　第27節動物救済計画 1　実施責任者　　り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県に設置された動物救援本部によるものとし、町は協力を行うものとする。 2　実施方法 （1）飼育されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 （2）動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 （3）仮設救援センターを設置し、保護、収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 （4）危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。

自治体名	記載状況
藍住町 （徳島県）	藍住町地域防災計画 〇共通対策編 ・第3章　災害応急対策 第9節　避難対策の実施 第2　内容 5 指定避難所の管理運営 (2) 要配慮者への対応 ア 避難生活支援指定避難所に収容された要配慮者に対し、次のような措置を講ずる。 (ｴ) 家庭動物の受け入れにおいても配慮するものとする。 第20節 動物救済対策 （主な実施機関：町（生活環境課）、徳島県、（公社）徳島県獣医師会、県保健所、県動物愛護管理センター、動物愛護団体、ボランティア等） 第1　方 針 被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによる。 第2 内 容 1　実施責任者 り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県に設置された動物救援本部によるものとし、町は協力を行うものとする。 2　実施方法 町は、「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、次のことを実施または協力する。 (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 (3) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 (4) 危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 (5) 県と連携し、飼い主責任による指定避難所へのペット同行避難を推進する。 第22節　建築物応急復旧対策の実施 第1款 応急仮設住宅の供与 第2 内 容 9 運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。 〇地震・津波災害対策編 ・第3章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4節 地震発生時の応急対策等 1 地震発生時の応急対策 (11) 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するための措置並びに災害死した動物の処理を県、民間団体及び住民の協力をもとに実施する。
牟岐町 （徳島県）	牟岐町地域防災計画 第21節 動物救済対策 第1 趣旨 災害発生時に、すみやかに動物が保護・救護される『人と動物に優しい社会』とするため、本町の動物救済対策を以下のとおりとする。 第2 実施責任者 被災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策は、県が動物救援本部を設置し、本町等の連携によって対応がなされる。 第3 実施方法 動物救援本部は、「災害時のペット対策ガイドライン、徳島県動物愛護管理センター、平成２４年９月」に準拠し、以下の対策を実施する。 1　動物の保護等 飼養動物への餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護他、動物に係る相談を実施する。 2　調達・調整 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達・配布の調整を行う。 3　仮設救援センター 仮設救援センターを設置し、動物の一時保管及び負傷動物の治療を行う。 4　危険動物対策 人の生命・身体に危害を加えるおそれのある危険動物については、飼養者、動物園、警察署等との連携を図り、管理に努める。 5　本町の対応 本町は、飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するが、受入れの可否は、各避難所運営委員会によって実施する。
勝浦町 （徳島県）	勝浦町地域防災計画 第34節 動物救済計画 被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによるものとする。第1 実施責任者 罹災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県は徳島県獣医師会とともに動物救援本部を設置し、実施するものとする。第2 実施方法 1 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 2 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 3 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 4 危険動物（人の生命・身体に危害を加えるおそれのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。
東みよし町 （徳島県）	東みよし町地域防災計画　共通対策編　第3章　災害応急対策　第20節　動物救済対策 実施機関　町（環境課） 第1 方針 被災地におけるペット動物の救済等を行う。 1　実施責任者 り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県に設置された動物救援本部によるものとし、町は協力を行う。 動物救援本部　　県危機管理部県民くらし安全局安全衛生課　公益社団法人徳島県獣医師会 ↕ 活動団体　　（公社）徳島県獣医師会、県保健所、県動物愛護管理センター、市町村動物愛護団体、ボランティア等 2　実施方法 県が策定した「災害時のペット対策ガイドライン」に準拠し、次のことを実施する。 （1）　飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。 （2）　動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。 （3）　仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。 （4）　危険動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。 （5）　飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進する。
石井町 （徳島県）	石井町地域防災計画　共通対策編　第3章災害応急対策　第21節 住宅の確保　第1款 応急仮設住宅の供与　第2　内容　10 運営管理 町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

自治体名	記載状況
阿南市 （徳島県）	「阿南市防災計画」 第8　避難所の運営　2. 避難所の状況把握等　※注1 ペットの管理 避難所でのペット受入れは、『災害時のペット対策ガイドライン、徳島県動物愛護管理センター、平成24年9月』を準用するが、受入れの可否は、運営委員会によって、以下のとおりのフローで実施する。 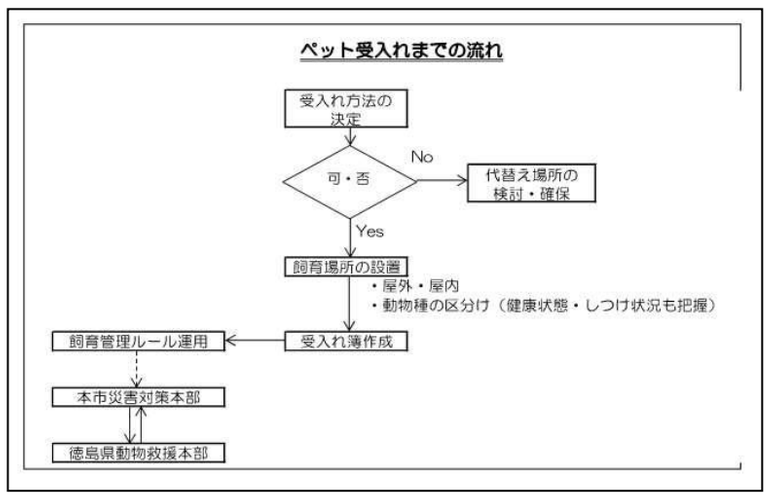
佐那河内村 （徳島県）	佐那河内村地域防災計画 ペット対応 （1）　避難所の居室スペースにはペットの持ち込みは原則禁止 　避難所では、様々な価値観を持つ人が共同生活を営むため、ペットの飼育をめぐるトラブルが発生しがちである。そのため、居室へのペットの持ち込みは身体障害者補助犬や盲導犬を除き原則禁止する。身体障害者補助犬や盲導犬を居室へ持ち込む場合は、周囲の理解を得るようにする。 　ただし、施設的に余裕がある場合は、避難者とペットが一緒に居住できる専用のスペースを設けるなど、運営協議会会議で検討する。 （2）　敷地内にペットスペースを設定 　避難所の敷地内にペット専用のスペースを設ける。スペースを配置する際は、鳴き声や臭気対策を考慮し、居住空間からある程度離れた学校のグラウンドの一角や避難所の隅などの屋外に飼育場を確保する。（「ペット飼育の飼育ルール」参照） （3）　ペットの管理は飼い主が実施 　ペットの飼育については、飼い主が全責任を持って管理する。 　また、飼い主に対して、主に次の内容を届け出るよう呼びかけ、ペット飼育管理簿を作成する。 　　ア　飼育者の住所及び氏名 　　イ　避難所への入所日及び退所日 　　ウ　ペットの名前 　　エ　動物の特徴（性別・体格・毛色・犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など） （4）　他の支援団体等への要請 　県や動物愛護団体等の支援が必要な場合は、被害対策本部を経由して支援を要請することを検討します。 ペット飼育の飼育ルール ペットの飼い主の皆さんへ 　避難所では、多くの人たちが共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは人とペットが気持ちよく過ごせるように、次のことを守って下さい。 1　ペットは、指定された場所で、必ず、繋いで飼うか、ケージ（オリ）の中で飼ってください。 2　ペットの体や飼育場所は、常に清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけないよう努めてください。 3　ペットの苦情や危害の防止に努めてください。 4　屋外の指定された場所で排便させ、必ず後始末を行ってください。 5　餌は時間を決めて与え、その都度きれいに片づけてください。 6　ノミの駆除に努めてください。 7　運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。 8　ペットもストレスを感じていますので、逃がさないように注意してください。 9　ペットの飼育に必要な資材（ケージ、その他用具）と当面の餌は、飼い主が用意することが原則です。仮に、用意できなかった場合は、保健・衛生班を呼び、避難所運営協議会に相談してください。 10　万が一、他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、保健・衛生班を呼び、避難所運営協議会まで届け出てください。
香川県	香川県地域防災計画（一般対策編）（平成29年2月修正） 第2章　災害予防計画 第31節 被災動物の救護体制整備計画 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から市町等関係機関や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。 主な実施機関：県（生活衛生課、保健所、畜産課）、高松市（高松市保健所）、市町、(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等 1　被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主に返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2　特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。 県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視･指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。 3　避難所における動物の適正飼養対策 県は、避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や、避難所設置主体に対して支援を行う。 市町は、避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定、住民への周知、避難所設置主体と選定した避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努める。 また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 4　被災動物救護活動対策 県は、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。 また、県は、平常時から市町と連携して、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。 第3章　災害応急対策計画 第28節　被災動物の救護活動計画 災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 県は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、市町等関係機関や(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 主な実施機関：県（生活衛生課、保健所、畜産課）、高松市（高松市保健所）、市町、(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等 1　同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 災害時に避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各避難所ごとに作成したルールと避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 2　特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 県は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。 3　避難所における動物の適正飼養対策 県は、避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行ない、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、避難所設置主体に対して支援を行う。 市町は、県や避難所設置者等と協力して、避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。 4　被災動物救護活動対策 県は、災害時には、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。 また、県は、市町と連携を図り、各避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

自治体名	記載状況
丸亀市 （香川県）	平成30年度丸亀市地域防災計画 （一般対策編） 平成30年3月22日 第30節 被災動物の保護計画 災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに避難でき、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県、関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。 《実施担当》環境安全課、クリーン課、農林水産課 1 被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくように努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主に返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関へ通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。 県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視・指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。 3 避難所における動物の適正飼養対策 市は、避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定し、市民への周知、避難所設置主体と選定した避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努める。動物の飼い主の住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 4 飼養動物（犬、猫等）の管理（環境安全課、クリーン課、農林水産課） (1) 放浪動物の保護収容等 災害後、被災地域等における飼養動物について、関係機関、関係団体と協議し、放浪する飼養動物の保護収容並びに避難所等における飼養動物の適正な飼養対策、動物伝染病予防措置、危険動物の遁走対策等を実施する。 また、放浪動物による咬傷事故、危害防止の啓発を行う。 (2) 死亡した動物の処理 死亡した動物の処理は、その所有者又は占有者等が行うが、状況によりこれが困難な場合は、関係機関等との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 (3) 市民の活動 ア 自らの飼養動物に対する適正管理の継続 イ 負傷している動物の応急処置 ウ 放浪動物の一時保護及び通報 エ ボランティア獣医師による負傷動物の治療 オ ボランティアによる保護動物の管理 カ その他行政への協力
坂出市 （香川県）	坂出市地域防災計画（一般対策編）（平成28年4月版） 第29節 被災動物の救護体制整備計画 災害時に，動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県，市や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等関係機関と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援および被災動物の救護体制を整備する。 主な実施機関：市(けんこう課)、県、（公社）香川県獣医師会，動物愛護団体等 1 被災動物避難対策(飼い主の役割) 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理，習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに，動物用避難用品(ケージ等)を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため，不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 また、災害時の逸走動物を所有者のもとに帰すことができるよう，飼い主は，飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示(個体識別)を実施するよう努める。 2 特定動物対策(けんこう課) 特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から，災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。 県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視･指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。 3 避難所における動物の適正飼養対策(けんこう課) 県は避難所に同行避難した動物について、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養できるルールを定めるよう、動物の飼い主や，避難所設置主体に対して支援を行なう。 市は，避難所での混乱を避けるため，あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定、住民への周知，避難所設置主体と選定した避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努める。また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 動物の飼い主は、動物を飼っていない、または動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するよう努める。また，地域や家庭は，円滑な避難所運営のため、避難所で飼養動物が飼育されることに対しての相互理解を深めるよう努める。 4 被災動物救護活動対策(けんこう課) 県は、香川県獣医師会，関係機関および動物愛護団体等と協力して被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。 また,県は、市(けんこう課)を通じて，住民への被災動物救護活動に関する情報収集および情報提供体制を整備する。
善通寺市 （香川県）	善通寺市防災計画（一般対策編） 第2章　災害予防計画 第3節　地域防災力の向上 第6 愛玩動物の保護計画【主な関係課：保健課】 災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した 動物など被災動物が多数生じることが予想される。 市は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適正な飼養管理や、保護収容、治療等に関して、県及び関係機関や香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。 1 愛玩動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害時に直ちに、当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 市は、災害時に特定動物に関する情報の収集や発信を実施し、関係機関等と連携しながら、当該動物に係る危害発生の防止体制を整備する。 3 避難所における動物の適正飼養対策 市は、県等と協力して、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。 また、市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を 選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう 努める。 4 被災動物救護活動 市は、県や香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。また、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。
観音寺市 （香川県）	観音寺市地域防災計画　一般対策編 第2章　災害予防計画 第28節　愛玩動物の保護計画 第1 主旨 災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 市は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適正な飼養管理や、保護収容、治療に関して、香川 県及び各関係機関、香川県獣医師会、動物愛護団体と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を確立することを定める。 第2 愛玩動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習慣等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 第3 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害時に直ちに、当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 第4 避難所における動物の適正飼養対策 1 行政の役割 市は、香川県と協力し、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養についての指導・助言を行い、環境衛生の維持に努める。 避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。 2 飼い主の役割 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が苦手な避難者へ配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。 第5 被災動物救護活動 市は、香川 県とともに、市民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。 第3章　災害応急対策計画 第14節　避難計画 第6　避難所の開設 2　愛玩動物への対応 被災者が愛玩動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、愛玩動物を収容するスペースを避難所の建物の外に確保するよう努める。

自治体名	記載状況
さぬき市 （香川県）	さぬき市地域防災計画（一般対策編）　第29節　愛玩動物の保護計画 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育養している住民が動物を伴い避難所に避難同伴してくることが予想される。 市及び県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育養に関し、関係機関や県獣医師会、県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。 1　愛玩動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2　避難所における動物の適正飼養対策 市は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物の飼養について、適正飼養の指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。また、被災住民に対し、保護動物に係る情報提供を行う。 市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。 3　被災動物救護活動 県は、香川県獣医師会、動物愛護団体等が行う被災動物の保護、救援に協力する。 また、市は、県、香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制及び保護動物に係る情報提供体制を整備する。
東かがわ市 （香川県）	東かがわ市地域防災計画（一般対策編） 第29節　愛玩動物の保護計画 　災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼養している市民が動物を伴い避難所に避難同伴してくることが予想される。 市及び県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関や県獣医師会、県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体等と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。 1　愛玩動物避難対策（飼い主の役割） 　動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2　避難所における動物の適正飼養対策 　市は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物の飼養について、適正飼養の指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。また、被災市民に対し、保護動物に係る情報提供を行う。 　市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 　動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。 3　被災動物救護活動 　県は、香川県獣医師会、動物愛護団体等が行う被災動物の保護、救援に協力する。 　また、市は、県、香川県獣医師会、動物愛護団体等と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制及び保護動物に係る情報提供体制を整備する。
三豊市 （香川県）	三豊市地域防災計画（一般対策編）　第28節 愛玩動物の保護計画 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 市および県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。 1 愛玩動物避難・逸走防止対策（飼い主の役目） 動物の飼い主は、動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるように名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。 また、災害時の逸走動物が所有者のもとに帰ることができるようにするため、飼養動物へ名札やマイクロチップなどで所有者明示（個別識別）を実施するよう努める。 2 避難所における動物の適正飼養対策 市は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物（以下「愛玩動物」という。）の飼養について、適正飼育の指導、助言を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 また、被災住民に対する動物援護の情報提供、被災動物の保護体制を整備する。 市は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主の住民が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するように努める。 また、地域や家庭は、円滑な避難所運営のため、避難所で飼養動物が飼育されることに対しての相互理解を深めるよう努める。 3 被災動物愛護活動 県は、香川獣医師会、動物愛護団体が行う被災動物の保護、救援に協力する。 また、市は、県、香川県獣医師会、動物愛護団体と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制を整備する。
土庄町 （香川県）	土庄町地域防災計画（一般対策編）（平成29年度修正） 第2章　災害予防計画 第28節　被災動物の救護活動計画 （健康増進課、住民環境課） 　災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 　町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、市町等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 第1　同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 　災害時に避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各避難所に作成したルールと避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 第2　特定動物対策 　特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 　町は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。 第3　避難所における動物の適正飼養対策 　町は、県や避難所設置者等と協力して、避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。 第4　被災動物救護活動対策 　町は、災害時には、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体と協働して、避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。 　また、町は、県と連携を図り、各避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。
小豆島町 （香川県）	小豆島町地域防災計画　一般対策編　第2章　災害予防計画　第30節　愛玩動物の保護計画 災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 町は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適切な飼養管理や、保護収容、治療等に関して、県等関係機関や香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。 総務対策班、環境対策班 1　愛玩動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとへ返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2　特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害時直ちに、当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 3　避難所における動物の適正飼養対策 町は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。 町は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いに避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。 4　被災動物救護活動 町は、県、香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動ができるよう協力、支援する。

自治体名	記載状況
三木町 （香川県）	三木町地域防災計画（一般対策編） 第2章　第28節　愛玩動物の保護計画 （平成27年3月） 災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、愛玩動物を飼育している住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。 県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町関係機関や県獣医師会、県動物愛護団体と協力体制を確立するとともに、県獣医師会、県動物愛護団体と連携し、飼い主の支援及び被災動物の保護体制を整備する。 1　愛玩動物避難・逸走防止対策（飼い主の役目） 動物の飼い主は、動物を飼う前からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるようにワクチンの接種及び動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。 また、災害時の逸走動物が所有者のもとに帰ることができるようにするため、飼養動物へ名札やマイクロチップなどで所有者明示（個別識別）を実施するよう努める。 2　避難所における動物の適正飼養対策 町は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物（以下「愛玩動物」という。）の飼養について、適正飼育の指導、助言を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。また、被災住民に対する動物援護の情報提供、被災動物の保護体制を整備する。 町は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主の住民が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するように努める。 また、地域や家庭は、円滑な避難所運営のため、避難所で飼養動物が飼育されることに対しての相互理解を深めるよう努める。 3　被災動物愛護活動 県は、香川獣医師会、動物愛護団体が行う被災動物の保護、救援に協力する。 また、町は、県、香川県獣医師会、動物愛護団体と協力して、飼い主の分からない負傷動物や逸走した動物等に対する保護実施体制を整備する。
直島町 （香川県）	直島町地域防災計画（一般対策編）平成26年3月 第27節　愛玩動物の保護計画 　災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 　町は、県や動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適正な飼養管理や、保護収容、治療等に関して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。 【担当課】住民福祉課 1　愛玩動物避難対策（飼い主の役割） 　動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。 　また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2　特定動物対策 　特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害時に直ちに、当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体または財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 3　避難所における動物の適正飼養対策 　町は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。 　また、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 　動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物、共同で飼養するよう努める。
宇多津町 （香川県）	宇多津町地域防災計画（一般対策編）（平成31年３月版） 第３１節 被災動物の保護計画 災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 町は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適切な飼養管理や、保護収容、治療等に関して、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。 1 被災動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。 また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物(危険な動物）の飼い主は、災害時直ちに当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。 3 避難所における動物の適正飼養対策 町は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。 町は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。 4 被災動物救護活動 町は、県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。
綾川町 （香川県）	綾川町地域防災計画（一般対策編）（平成27年3月） 第28節 被災動物の救護体制整備計画 　災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 　町は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適切な飼養管理や、保護収容、治療等に関して、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、県動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主の支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。 主な実施機関　町　住民生活課 　　関係機関　県（生活衛生課、中讃保健福祉事務所、畜産課）、（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体 1 愛玩動物避難対策（飼い主の役割） 　動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。 　また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2 特定動物対策 　特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害時直ちに、当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 3 避難所における動物の適正飼養対策 　町は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養の指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。 　町は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 　動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。 4 被災動物救護活動 　町は、県、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。
琴平町 （香川県）	琴平町地域防災計画（一般対策編）（平成26年度修正） 第28節 被災動物の救護体制整備計画 　災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため，飼い主が，飼っている動物とともに安全に避難ができ，避難所等での動物の適正な飼養管理や，保護収容，治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう，平常時から町等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し，飼い主への支援および被災動物の救護体制を整備する。 主な実施担当：住民サービス課 1 被災動物避難対策(飼い主の役割) 　動物の飼い主は，日頃からその動物の生理，習性等を理解し，動物を飼っていない避難者へも配慮して，避難所へ適切な避難ができるよう，しつけやワクチンの接種をするとともに，動物用避難用品(ケージ等)を準備するよう努める。また，不必要な繁殖を防止するため，不妊・去勢手術を実施しておくよう努める。 　また，災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう，飼い主は，飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示(個体識別)を実施するよう努める。 2 特定動物対策 　特定動物（危険な動物）の飼い主は，日頃から，災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため，施設や捕獲器具の点検，万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど，当該動物による人の生命，身体または財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。 　県は，特定動物の飼い主に対して，災害発生時の対応を含めた危害防止対策について，必要に応じて監視・指導を実施し，災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう，関係機関等と連携体制の構築を図る。 3 避難所における動物の適正飼養対策(住民サービス課) 　町は県等と協力して、飼い主とともに避難してきた動物について，動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。 　また町は，避難所での混乱を避けるため，あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定，住民への周知，避難所設置主体と選定した避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努める。 　また，動物との同行避難訓練を実施するよう努める。 4 被災動物救護活動対策住民サービス課) 　県は、（公社）香川県獣医師会、関係機関および動物愛護団体等と協力して被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。 　また、町は平常時から県と連携して，住民への被災動物救護活動に関する情報収集および情報提供体制を整備する。

自治体名	記載状況
多度津町 （香川県）	多度津町地域防災計画（一般対策編）（平成30年3月改定） 第30節 愛玩動物の保護計画 災害時には、避難所に飼い主とともに避難してくる動物や、飼い主とはぐれたり負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 町は、動物愛護、動物由来感染症及び環境衛生の観点から、これら被災動物の避難所での適切な飼養管理や、保護収容、治療等に関して、県等関係機関や香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護活動体制を整備する。 1 愛玩動物避難対策（飼い主の役割） 動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。 また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物(危険な動物）の飼い主は、災害時直ちに当該動物の脱出を防止するための措置を実施するとともに、万一脱出した場合は、直ちに関係機関へ通報するとともに、捕獲するよう努めるなど、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。 3 避難所における動物の適正飼養対策 町は、県と協力して、飼い主とともに避難してきた動物について、動物愛護や動物由来感染症等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、環境衛生の維持に努める。 町は、避難所での混乱を避けるため、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を選定するなど、動物の飼い主が動物と一緒に避難することができるように配慮する。 動物の飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所運営に協力するとともに、避難所に一時保護された飼い主不明の動物も、共同で飼養するよう努める。 4 被災動物救護活動 町は、県、香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。
まんのう町 （香川県）	まんのう町地域防災計画（一般対策編）第3章 （平成29年3月改定） 災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。 町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。 《実施担当》住民班 1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 災害時に避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、避難所ごとに作成したルールと避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。 2 特定動物対策 特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保したうえで、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。 3 避難所における動物の適正飼養対策（住民班） 町は、県や避難所設置者等と協力して、避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。 4 被災動物救護活動対策（住民班） 町は、県と連携を図り、各避難所を通じて、町民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

自治体名	記載状況
愛媛県	〇愛媛県地域防災計画（風水害等対策編） 第2編　災害予防対策 第3章　県民の防災対策 ２－３－１　県民の果たすべき役割 １　平常時の実施事項 （6）飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。）また、動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。 第9章 避難対策 ２－９－１ 避難場所及び避難所の指定 なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。 ２－９－５ 市町等の避難計画 4 避難所運営マニュアルの策定 また、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。 第3編 災害応急対策 第6章 避難活動 ３－６－４ 避難所の設置及び避難生活 2 市町の活動 （4）避難所の運営 ク 市町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努める。 第22章 動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、県、市町及び県民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。 ３－22－１ 県の活動 （1）被災動物の広域的な把握 （2）被災動物の一時収容、応急処置、保管 （3）所有者及び里親探しの情報提供 （4）市町等関係機関との連絡調整 （5）被災動物救護センターの設置 （6）被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 （7）愛媛県獣医師会へ負傷動物治療の協力依頼 （8）災害死した動物の処理 （9）動物用医薬品、動物用品等の確保及び配布 （10）ボランティアの確保、把握 （11）その他動物に関する相談等 ３－22－２ 市町の活動 （1）被災動物の把握 （2）飼養されている動物に対する餌の配布 （3）危険動物の逸走対策 （4）被災動物の一時収容、応急処置、保管 （5）被災動物救護センターの設置場所のあっせん （6）被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 （7）災害死した動物の処理 （8）その他動物に関する相談等 ３－22－３ 住民及び民間の活動 （1）被災動物の一時保護、応急処置、通報 （2）ボランティア獣医師による負傷動物の治療 （3）危険動物の逸走対策 （4）ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営 （5）その他行政への協力 第23章 応急住宅対策 ３－23－２ 市町の活動 7 応急住宅の運営管理 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 〇愛媛県地域防災計画（地震災害対策編） 第2編 災害予防対策 第3章 県民の防災対策 ２－３－１ 県民の果たすべき役割 1 平常時の実施事項 （8）（風水害等対策編と同じ） 第13章 県民生活の確保対策 ２－13－１ 避難計画の作成 1 避難場所及び避難所の指定（風水害等対策編と同じ） 6 避難所運営マニュアルの策定（風水害等対策編と同じ） 第18章 公共土木施設等の耐震対策等 ２－18－11 都市公園施設 2 耐震点検の実施 特に、動物園については、地震時における動物の挙動等を考慮し、入園者並びに付近住民に対する安全対策に万全を期する。 3 施設の補強・整備 さらに、とべ動物園については、獣舎の補強や動物の逸走防止・捕獲に対応する施設等の整備に努める。 第3編 災害応急対策 第4章 避難活動 ３－４－４ 避難所の設置及び避難生活 2 市町の活動 （4）避難所の運営 ク（風水害等対策編と同じ） 第8章 地域への救援活動 ３－８－11 災害時における動物（犬、猫等）の管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町、県民等による協力体制を確立する。 1 県の活動（風水害等対策編と同じ） 2 市町の活動 （4）被災動物の一時収容、応急処置、保管、避難所における家庭動物のためのスペースの確保 （その他、風水害等対策編と同じ） 3 県民及び民間の活動（風水害等対策編と同じ） ３－８－13 応急仮設住宅の確保等 3 市町の活動 （7）応急住宅の運営管理（風水害等対策編と同じ） 〇愛媛県地域防災計画（津波災害対策編） 第2編 災害予防対策 第3章 県民の津波防災対策 ２－３－１ 県民の果たすべき役割 （6）（風水害等対策編と同じ） 第9章 津波避難体制の整備 ２－９－３ 避難場所等の指定及び周知等 1 避難場所及び避難所の指定（風水害等対策編と同じ） 第3編 災害応急対策 第5章 避難活動 ３－５－４ 避難所の設置及び避難生活 2 市町の活動 （4）避難所の運営 ク（風水害等対策編と同じ） 第9章 地域への救援活動 ３－９－11 災害時における動物（犬、猫等）の管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町、県民等による協力体制を確立する。 1 県の活動（風水害等対策編と同じ） 2 市町の活動（地震害等対策編と同じ） 3 県民及び民間の活動（地震害等対策編と同じ） ３－９－13 応急仮設住宅の確保等 3 市町の活動 （7）応急住宅の運営管理（風水害等対策編と同じ）

自治体名	記載状況
四国中央市 （愛媛県）	四国中央市地域防災計画　第2編　風水害等対策編　第2章　災害応急対策計画 第20節　動物の管理計画 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市、県及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。 1　被災動物に対する対策 （1）被災動物の把握 （2）飼養されいる動物に対する餌の配布 （3）危険動物の逸走対策 （4）被災動物の一時収容、応急処置、保管 （5）動物救援センターの設置 （6）被災動物による咬傷事故、危害防止の啓発 （7）災害死した動物の処理 （8）その他動物に関する相談等 2　死亡した獣畜及び家きんの処理 災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処置は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、市及び県は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 （1）飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 （2）処理場所の確保について、市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。
新居浜市 （愛媛県）	新居浜市地域防災計画　　風水害等対策編　　第3章　災害応急対策　　第22節　動物の管理（地震災害・津波災害の場合も準用） 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。 1　動物の管理 　災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市は、動物の保護及び危害防止に努めるため、県及び住民と協力して次の措置を実施する。 （1)市の活動 　環境衛生班長は、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。 　ア　被災動物の把握 　イ　飼養されている動物に対する餌の配布 　ウ　危険動物の逸走対策 　エ　被災動物の一時収容、応急処置及び保管 　オ　被災動物救護センターの設置場所のあっせん 　カ　被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 　キ　災害死した動物の処理 　ク　その他動物に関する相談等 （2)県の活動 　ア　被災動物の広域的な把握 　イ　被災動物の一時収容、応急処置、保管 　ウ　所有者及び里親探しの情報提供 　エ　市町等関係機関との連絡調整 　オ　被災動物教護センターの設置 　カ　被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 　キ　愛媛県獣医師会へ負傷動物治療の協力依頼 　ク　災害死した動物の処理 　ケ　動物用医薬品、動物用品等の確保及び配布 　コ　ボランティアの確保、把握 　サ　その他動物に関する相談等 （3)住民及び民間の活動 　ア　被災動物の一時保護、応急処置及び通報 　イ　ボランティア獣医師による負傷動物の治療 　ウ　危険動物の逸走対策 　エ　ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営 　オ　その他行政への協力
西条市 （愛媛県）	西条市地域防災対策　風水害等対策編（第4章　災害復旧・復興対策）　第22節　動物の管理 第22節　動物の管理 　災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。 第1　動物の管理 　災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市は、動物の保護及び危害防止に努めるため、県及び住民と協力して次の措置を実施する。 1　市の活動 (1)　被災動物の把握 (2)　飼養されている動物に対する餌の配布 (3)　危険動物の逸走対策 (4)　被災動物の一時収容、応急処置及び保管 (5)　被災動物救護センターの設置場所のあっせん (6)　被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7)　災害死した動物の処理 (8)　その他動物に関する相談等 2　県の活動 (1)　被災動物の広域的な把握 (2)　被災動物の一時収容、応急処置、保管 (3)　所有者及び里親探しの情報提供 (4)　市町等関係機関との連絡調整 (5)　被災動物救護センターの設置 (6)　被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7)　愛媛県獣医師会へ負傷動物治療の協力依頼 (8)　災害死した動物の処理 (9)　動物用医薬品、動物用品等の確保及び配布 (10)　ボランティアの確保、把握 (11)　その他動物に関する相談等 3　住民及び民間の活動 (1)　被災動物の一時保護、応急処置及び通報 (2)　ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (3)　危険動物の逸走対策 (4)　ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営 (5)　その他行政への協力 第2　死亡獣畜・家きんの処理 　災害の発生に伴って死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、市は県と協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 1　市の活動 (1)　飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 (2)　処理場所の確保について、市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 2　飼養者等の活動 (1)　処理場所を確保し、獣畜の処理については、西条保健所長の許可を受ける。 (2)　処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。 (3)　処理方法及び公衆衛生上必要な措置について西条保健所、市の指導を受け、適正に処理する。

自治体名	記載状況
今治市 （愛媛県）	今治市地域防災計画　第3部災害応急対策計画－第13章 環境保健衛生対策 第7節 災害時における動物の管理 1　犬、猫等愛がん動物の応急対策 災害時の動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うものを基本とする。 （1）動物の保護及び危害防止 環境衛生班長は、動物関係団体、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。 ア　被災動物の把握を行う。 イ　飼養されている動物に対する餌の配布を行う。 ウ　危険動物の逸走対策を行う。 エ　必要に応じて、被災動物の一時収容、応急措置、保管、避難所における家庭動物のためのスペースの確保を図る。 オ　動物関係団体等により動物救護センターが設置された場合は、その情報を被災者に提供し、動物の一時収容、負傷等の応急処置、保管をするよう呼びかける。 また、動物救護センター設置のため公用地を提供する。 カ　県と協力して、放浪動物による咬傷事故、危険防止の啓発を行う。 キ　その他動物に係わる相談等の受付を行う。 （2）市民及び民間の活動 ア　ケージでの保護、給餌等、所有する動物の自己管理を行う。 イ　負傷している動物の応急措置を行う。 ウ　放浪動物の一時保護及び通報を行う。 エ　ボランティア獣医師は、負傷動物の治療を行う。 オ　ボランティアは、動物救護センターの管理等の協力を行う。
上島町 （愛媛県）	上島町地域防災計画 風水害対策編 第2章　災害予防対策 第3節　住民の防災対策 1　住民の果たすべき役割 （1）平常時の実施事項 カ　飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持出し。）また、動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。 第13節　避難対策 1　緊急避難所及び避難所の指定 　町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、あらかじめ避難所を指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変化等により見直すことがありえる。 今後は、住民の生命・身体の安全を確保するため、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、本地域防災計画に定める。 なお、町は、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。 　また、緊急避難場所、避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるよう平素から関係地域住民に周知を図る。 　さらに、要配慮者に配慮して、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保のほか、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。 7　避難所運営マニュアルの整備 　町、住民（自主防災組織）、施設管理者の協議により、避難所における必要な情報の入手や暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど、長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」の策定を図る。マニュアルの策定に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮した内容とするよう努める。 また、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。 ≪避難所運営マニュアルの内容≫ （4）動物飼育を行う場合のルール 第3章　災害応急対策 第7節　避難活動 4　避難所の設置及び避難生活 （4）避難所の運営 ク　町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保に努める。 第22節　動物の管理 　災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。 1　町、県、住民の活動 　災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町は県又は住民と協力して動物の保護及び危害防止に努める。 　町：(5) 被災動物救援センターの設置場所のあっせん 　県：(5) 被災動物救援センターの設置 2 死亡獣畜・家きんの処理 　災害の発生に伴って死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、町は県と協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 (1) 町の活動 ア 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 イ 処理場所の確保について、町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 (2) 県の活動 ア 町からの要請があったときは、埋却及び焼却処理の処分方法を指導する。 イ 町からの要請があったときは、死亡した獣畜及び家きんの処理について近隣市町及び近隣県へ協力を依頼する。 ウ 今治保健所長は、飼養者等から申請があったときは、処理場所が公衆衛生上適当かどうかを判断し、埋却及び焼却処理の許可（家きんの処理については、許可は不要）を与え、処理方法及び公衆衛生上必要な措置について指導する。 (3) 飼養者等の活動 ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については、今治保健所長の許可を受ける。 イ 処理場所を確保できないときは、町へ協力を要請する。 ウ 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について今治保健所、町の指導を受け、適正に処理する。 第23節　応急住宅対策 5　応急住宅の運営管理 　各応急住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじ　めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 地震災害対策編 第2章　地震災害予防対策 第2節　住民の防災対策 1　住民の果たすべき役割 （1）平常時の実施事項 　ク　飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー、日用品や衣料品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく。（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常用持ち出し。）また、動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。 第12節　町民生活の確保対策 1　避難計画の作成 （1）緊急避難所及び避難所の指定 　町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、あらかじめ避難所を指定しているが、施設の老朽化、人口動態の変化等により見直す場合には、次の基準により避難所を緊急避難場所及び避難所に区分して選定・確保し、本地域防災計画に定めておく。 なお、町は、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。 　また、緊急避難場所、避難所及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。 　さらに、要配慮者に配慮し、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。 (6) 避難所運営マニュアルの策定 　町、住民（自主防災組織）、施設管理者の協議により、避難所における必要な情報の入手や暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど、長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、予定される避難所ごとに、事前に「避難所運営マニュアル」の策定を図る。マニュアルの策定に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮した内容とするよう努める。 また、動物同行避難が可能な避難所については、避難所における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。 第3章　地震災害応急対策 第20節　動物の管理 　風水害等対策編第3章第22節「動物の管理」を準用する。 津波災害対策編 第2章　津波災害予防対策 第2節　防災活動の促進 2　防災知識の普及啓発 （1）防災知識の普及 〇動物飼養者は飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備

自治体名	記載状況
伊予市 （愛媛県）	伊予市地域防災計画 第21章　動物の管理 　災害発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努めるものとする。 伊予市国民保護計画 第9章　保健衛生の確保その他の措置 １　保健衛生及び福祉サービスの確保 　　市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講じるよう努めるものとする。
東温市 （愛媛県）	東温市地域防災計画 風水害等対策編 第23節　　動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な管理を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。 第１　動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市は、動物の保護及び危害防止に努めるため、県及び住民と協力して次の措置を実施する。 １　市の活動 ⑴被災動物の把握 ⑵飼養されている動物に対する餌の配布 ⑶危険動物の逸走対策 ⑷被災動物の一時収容、応急処置及び保管 ⑸動物救援センターの設置 ⑹被災動物によるこう傷事故及び危害防止の啓発 ⑺災害死した動物の処理 ⑻その他動物に関する相談等 ２　住民及び民間の活動 ⑴被災動物の一時保護、応急処置及び通報 ⑵ボランティア獣医師による負傷動物の治療 ⑶危険動物の逸走対策 ⑷ボランティアによる動物救援センターの管理及び運営 ⑸その他行政への協力 第２　死亡獣畜・家きんの処理 災害の発生に伴って死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合、市は県と協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 １　市の活動 ⑴　飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 ⑵　処理場所の確保について、市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 ２　飼養者等の活動 ⑴　処理場所を確保し、獣畜の処理については、中予保健所長の許可を受ける。 ⑵　処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。 ⑶　処理方法及び公衆衛生上必要な措置について中予保健所及び市の指導を受け、適正に処理する。
久万高原町 （愛媛県）	久万高原町地域防災計画　　第２３章　動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な管理を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。 第１　町の活動 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町（生活衛生部）は、県及び住民と協力して動物の保護及び危害防止に努めるため、次のような措置を実施する １　被災動物の把握 ２　飼養されている動物に対する餌の配布 ３　危険動物の逸走対策 ４　被災動物の一時収容、応急処置、保管 ５　被災動物救援センターの設置場所のあっせん ６　被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 ７　災害死した動物の処理 ８　その他動物に関する相談等 第２　住民及び民間の活動 １　被災動物の一時保護、応急処置、通報 ２　ボランティア獣医師による負傷動物の治療 ３　危険動物の逸走対策 ４　ボランティアによる被災動物の管理 ５　その他行政への協力 第３　死亡獣畜・家きんの処理 災害の発生に伴って死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、町は県と協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 １　町の活動 （１）　飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力体制を依頼する。 （２）　処理場所の確保について、町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 ２　飼養者等の活動 （１）処理場所を確保し、獣畜の処理については、県中予保健所長の許可を受ける。 （２）処理場所を確保できないときは、町へ協力を要請する。 （３）処理方法及び公衆衛生上必要な措置について県中予保健所、町の指導を受け、適正に処理する。
松前町 （愛媛県）	松前町地域防災計画 第２編　風水害等災害応急対策 第２１章　動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、県、町及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。 第１節 町の活動 （１）被災動物の把握 （２）飼養されている動物に対する餌の配布 （３）危険動物の逸走対策 （４）被災動物の一時収容、応急処置、保管 （５）動物救済センターの設置 （６）被災動物による公傷事故、危害防止の啓発 （７）災害死した動物の処理 （８）その他動物に関する相談等 第２節　住民及び民間の活動 （１）被災動物の一時保護、応急処置、通報 （２）ボランティア獣医師による負傷動物の治療 （３）危険動物の逸走対策 （４）ボランティアによる動物救援センターの管理、運営 （５）その他行政への協力 第３節　死亡した動物の処理 災害の発生に伴って死亡した動物の処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、県及び市町は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 第１　町の活動 （１）飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 （２）処理場所の確保について町のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 第２　飼養者等の活動 （１）処理方法及び公衆衛生上必要な措置について保健所、町の指導を受け、適正に処理する。

自治体名	記載状況
砥部町 （愛媛県）	砥部町地域防災計画 第2編 第2章 風水害等災害応急対策 第19節 防疫・保健衛生活動　第3 災害時における動物の管理 災害発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、その動物の所有者又は占有者はもちろんのこと、町、住民、県等による協力体制を確立する。 （1）被災動物の把握 （2）飼育されている動物に対するえさの配布 （3）負傷している動物の一時収容、応急処置、保管 （4）飼育困難な動物や放浪動物の一時保護 （5）臨時拘留所の設置 （6）放浪動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 （7）災害死した動物の処理 （8）危険動物の逸走対策 （9）その他動物にかかわる相談等
八幡浜市 （愛媛県）	八幡浜市地域防災計画　風水害等対策編第 22 章 動物管理活動 大規模災害が発生した場合における動物の飼養及び保管を適正に行い、関係機関等の協力により、動物の保護及び危害防止を図るものとする。 第1節 活動内容 1 市の活動 災害発生時の動物の飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うものとするが、被災放置された動物の収容にあたり、市は県等と協力して、適切な対応を図る。 （1）被災動物の把握 （2）飼養されている動物への餌の配付 （3）被災動物の一時収容、応急処置、保管 （4）被災動物救護センターの設置場所のあっせん （5）危険動物の逸走対策 （6）被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 （7）災害死した動物の処理 （8）その他動物に係る相談等 2 住民及び民間の活動 （1）被災動物の一時保護、応急処置、通報 （2）ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営 （3）ボランティア獣医師による負傷動物の治療 （4）危険動物の逸走対策 （5）その他行政への協力
大洲市 （愛媛県）	大洲市地域防災計画　風水害等対策編　第3章災害応急対策　第23節動物の管理 市及び県は、災害の発生に伴う動物（犬・猫等）の保護及び危害防止を、関係機関等の協力により、次のとおり実施する。 1　放浪動物の保護収容 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきであるが、所有者、占有者の被災等により放浪する犬、猫等につい　ては、関係機関、関係団体と協議し、保護収容する。 また、市は、放浪動物による咬傷事故、危害防止の啓発を行う。 2　活動内容 （1）　市の活動 ア　被災動物の把握 イ　飼養されている動物に対する餌の配布 ウ　危険動物の逸走対策 エ　被災動物の一時収容、応急処置、保管 オ　被災動物救援センターの設置場所のあっせん カ　被災動物による咬傷事故、危険防止の啓発 キ　災害死した動物の処理 ク　その他動物に関する相談等 （2）　市民の活動 ア　被災動物の一時保護、応急処置、通報 イ　ボランティア獣医師による負傷動物の治療 ウ　危険動物の逸走対策 エ　ボランティアによる被災動物救護センターの管理 オ　その他行政への協力 3　死亡した獣畜（牛・馬・豚・めん羊・山羊）及び家禽の処理 死亡した獣畜及び家禽の処理は、その所有者又は占有者等が行うものとし、状況によりこれが困難な場合は、関係機関との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 （1）　市の活動 ア　飼養者等から要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼 イ　処理場所の確保について、市では対応できないときは、県に協力を要請 （2）　飼養者等の活動 ア　飼養者等は、処理場所を確保し、獣畜の処理に当たる場合に、保健所長の許可を得ること。 イ　飼養者等が、処理場所を確保できないとき、市へ協力を要請 ウ　飼養者等は、処理方法及び公衆上必要な措置について保健所、市の指導を受け、適正に処理
西予市 （愛媛県）	西予市地域防災計画（H27.3）　風水害等対策編　第3編　災害応急対策 第22章 動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市、県及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。 1 市の活動 （1）被災動物の把握 （2）飼養されている動物に対する餌の配布 （3）危険動物の逸走対策 （4）被災動物の一時収容、応急処置、保管 （5）被災動物救援センターの設置場所のあっせん （6）被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 （7）災害死した動物の処理 （8）その他動物に関する相談等 2 住民及び民間の活動 （1）被災動物の一時保護、応急処置、通報 （2）ボランティア獣医師による負傷動物の治療 （3）危険動物の逸走対策 （4）ボランティアによる被災動物救援センターの管理、運営 （5）その他行政への協力 3 死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理 災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として、飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、市は、関係機関との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 （1）市の活動 ア 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 イ 処理場所の確保について、市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 （2）飼養者等の活動 ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については、八幡浜保健所長の許可を受ける。 イ 処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。 ウ 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について八幡浜保健所、市の指導を受け、適正に処理する

自治体名	記載状況
内子町 （愛媛県）	内子町地域防災計画　風水害等対策編　第3章災害応急対策　第21節　動物の管理 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。 1　町、県、住民の活動 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、町は県又は住民と協力して動物の保護及び危害防止に努める。 町 (1)被災動物の把握 (2)飼養されている動物に対する餌の配布 (3)危険動物の逸走対策 (4)被災動物の一時収容、応急処置、保管、避難所における家庭動物のためのスペースの確保 (5)動物救援センターの設置 (6)被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7)災害死した動物の処理 (8)その他動物に関する相談等 県 (1)被災動物の広域的な把握 (2)被災動物の一時収容、応急処置、保管 (3)所有者及び里親捜しの情報提供 (4)市町等関係機関との連絡調整 (5)動物救援センターの設置場所の斡旋 (6)被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 (7)愛媛県獣医師会へ負傷動物治療の協力依頼 (8)災害死した動物の処理 (9)動物用医薬品、動物用品等の確保及び配布 (10)ボランティアの確保、把握 (11)その他動物に関する相談等 住民・民間 (1)被災動物の一時収容、応急処置、通報 (2)ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (3)危険動物の逸走対策 (4)ボランティアによる動物救援センターの管理、運営 (5)その他行政への協力
伊方町 （愛媛県）	伊方町地域防災計画　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画 第21節 動物管理に関する計画 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管を行い、動物の保護及び危害防止又は死亡した獣畜の衛生的な処理に努める。 1　町、県、住民の活動 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うものとするが、町は県又は住民と協力して動物の保護及び危害防止に努める。 ●町の活動 ・被災動物の把握　・飼養されている動物に対する餌の配布　・危険動物の逸走対策　・被災動物の一時収容、応急処置、保管　・動物救護センターの設置　・被災動物によるこう傷事故、危害防止の啓発　・災害死した動物の処理　・その他動物に関する相談等
宇和島市 （愛媛県）	宇和島市地域防災計画　風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編の各　第23 節 動物管理活動 第1 主旨 本計画では、大規模災害が発生した場合における動物の飼養及び保管を適正に行い、関係機関等の協力により、動物の保護及び危害防止を図ることを定める。 第2 活動内容 1 市の活動 災害発生時の動物の飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うが、被災放置された動物の収容にあたり、市は県等と協力して、適切な対応を図る。 （1）被災動物の把握　（2）飼養されている動物への餌の配布　（3）被災動物の一時収容、応急処置、保管、避難所における家庭動物のためのスペースの確保 （4）被災動物救護センターの設置場所のあっせん　（5）危険動物の逸走対策　（6）放浪動物による被害防止の啓発　（7）災害死した動物の処理 （8）その他動物に係る相談等 2 市民の活動 （1）被災動物の応急処置　（2）放浪動物の一時保護及び通報　（3）ボランティア獣医師による負傷動物の治療 （4）危険動物の逸走対策　（5）ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営　（6）その他行政への協力 第3 死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理 災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として獣畜の飼養者等が行い、これが困難な場合には、市は関係機関との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 1 市の活動 （1）飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について、近隣住民へ協力を依頼する。 （2）処理場所の確保について市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。 2 飼養者等の活動 （1）処理場所を確保し、獣畜の処理については、宇和島保健所長の許可を受ける。 （2）処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。 （3）処理方法及び公衆衛生上必要な措置について、宇和島保健所、市の指導を受け、適正に処理する。 また、原子力災害対策編では第11 動物の保護等に関する配慮　として、市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17 年8月31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 1 危険動物等の逸走対策 2 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物などの保護等
鬼北町 （愛媛県）	鬼北町地域防災計画 第20章　動物管理に関する計画 災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管については、その飼養者等が行うものとするが、町は協力して動物の保護及び危害防止に努めるものとする。 1　動物保護活動 （1）衛生部（環境保全課）が主体となり、被災動物の把握を行う。 ア　被災動物の把握 イ　飼養されている動物に対する餌の配布 ウ　被災動物の一時収容、応急処置、保管、避難所における家庭動物のためのスペースの確保 エ　危険動物の逸走対策 オ　被災動物救護センターの設置場所のあっせん カ　動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 キ　災害死した動物の処理 ク　その他動物に関わる相談等 （2）住民及び民間の活動 ア　被災動物の一時保護、応急処置、通報 イ　ボランティア獣医師による負傷動物の治療 ウ　危険動物の逸走対策 エ　ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営 オ　その他行政への協力 2　死亡した獣畜及び家きん等の処理 災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きん等の処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、町は協力体制を確立し、衛生的処理に努めるものとする。 （1）町の活動 ア　飼養者等からの要請があったときは、衛生部（環境保全課）、農林部（産業課）が処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 イ　処理場所の確保について町のみで対応できないときは、宇和島保健所に協力を要請する。 （2）飼養者等の活動 ア　処理場所を確保し、獣畜の処理については、宇和島保健所長の許可を受ける。 イ　処理場所を確保できないときは、町へ協力を要請する。 ウ　処理方法及び公衆衛生上必要な措置については、宇和島保健所、衛生部（環境保全課）等の指導を受け、適正に処理する。

自治体名	記載状況
松野町 （愛媛県）	松野町地域防災計画 第3編　災害応急対策 第22章　動物の管理 　災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管については、その飼養者等が行うものとするが、町は協力して動物の保護及び危害防止に努めるものとする。 1　動物保護活動 （1）町における活動 ア　被災動物の把握 イ　飼養されている動物に対する餌の配布 ウ　被災動物の一時収容、応急処置、保管、避難所における家庭動物のためのスペースの確保 エ　危険動物の逸走対策 オ　被災動物救援センターの設置場所のあっせん カ　動物によるこう傷事故、危害防止の啓発 キ　災害死した動物の処理 ク　その他動物に関わる相談等 （2）住民及び民間の活動 ア　被災動物の一時保護、応急処置、通報 イ　ボランティア獣医師による負傷動物の治療 ウ　危険動物の逸走対策 エ　ボランティアによる被災動物救援センターの管理、運営 オ　その他行政への協力 2　死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きん等の処置 　災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きん等の処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、町は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。 （1）　町における活動 ア　飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。 イ　処理場所の確保について町のみで対応できないときは、宇和島保健所に協力を要請する。 （2）飼養者等の活動 ア　処理場所を確保し、獣畜の処理については、宇和島保健所長の許可を受ける。 イ　処理場所を確保できないときは、町へ協力を要請する。 ウ　処理方法及び公衆衛生上必要な措置については、宇和島保健所、町の指導を受け、適正に処理する。
愛南町 （愛媛県）	愛南町地域防災計画　第3部　災害応急対策　第23章　動物管理活動　第1節　動物管理の応急対策 1　犬、猫等愛玩動物の応急対策 災害時の動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うものであるが、町は県等と協力して動物の保護及び危害防止に努める。 (1)動物の保護及び危害防止 生活環境対策部は、県等関係機関と協力して次の応急活動を実施する。 ア　被災動物の把握を行うとともに、飼養されている動物に対する餌の配布を行う。 イ　負傷している動物の一時収容、応急処置、保管、避難所における家庭動物のためのスペースの確保を行う。必要に応じ、獣医師に対する負傷動物治療の協力依頼を県に要請する。 ウ　使用困難な動物や放浪動物の一時保護を行うため、県に設置場所のあっせんを依頼し、被災動物保護センターを開設する。なお、県等と協力し、所有者及び里親探しの情報提供を行い、被災動物救護センターの早期解消に努める。 エ　県と協力して、放浪動物によるこう傷事故、危険防止の啓発を行う。 オ　危険動物の逸走対策を行う。 カ　その他動物にかかわる相談等の受付を行う。
高知県	「高知県地域防災計画」（一般対策編）第3編 災害応急対策　第1章 災害時応急活動　第13節 地域への救援活動 （震災対策編）第3編 災害応急対策　第1章 災害時応急活動　第11節 地域への救援活動 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 1　実施責任者　県、市町村、住民及び民間団体 2　実施内容　　〇災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立します。 (1)県の活動 〇広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設します。 〇逸走した特定動物については、危害の発生防止に努めます。 (2)市町村の活動 〇地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行います。 (3)住民及び民間団体の活動 〇獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布します。 「高知県国民保護計画」 第3編 武力攻撃事態等への対処　第4章 警報及び避難の指示等　第2 避難の指示等　2 避難の指示 動物の保護等に関する配慮 県は、国（環境省、農林水産省等）が別途示す「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとします。 ・危険動物等の逸走対策 ・飼育等されていた家庭動物等の保護収容等
室戸市 （高知県）	室戸市地域防災計画　一般対策編　第19節　犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市、住民等による協力体制を確立する。 1　市の活動 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。 2　住民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を与える。
安芸市 （高知県）	安芸市地域防災計画　第3章災害応急対策 第19章　犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立する。 1　市の活動 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。 2　住民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を与える。
奈半利町 （高知県）	奈半利町地域防災計画（一般災害対策編）第3章第18節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理 1　町の活動 ①　指定避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れを支援する。 ②　地域における被害動物相談及び災害死した動物の処理を行う。 ③動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力する。 2　民間団体の活動 負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に収容されている動物の飼育管理や健康管理を行う。
田野町 （高知県）	田野町地域防災計画　第8章生活救援活動　第8節 【基本的な考え方】 犬、猫など、愛玩動物の保護・管理に努めるとともに、災害死した動物の処理を行う。 【施策の方向】 1　愛玩動物との同行避難の支援 犬、猫など、愛玩動物と同行避難した人が、動物と一緒に避難生活ができるよう、隔離スペース、飼育ゲージ等の確保に努める。 2　放浪動物の保護・収容 住民への危害を及ぼす恐れのある動物が放浪している場合、保健所などと連携しながら、保護・収容等を行う。 3　死亡動物の処理 災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明又は所有者が被災者であって自力で処理できないものについては、町が、関係機関と協力して処理する。

自治体名	記載状況
安田町 （高知県）	安田町地域防災計画一般対策編　第7章災害時の防疫及び保健・衛生活動　5．犬、猫、特定動物等の保護及び管理 　災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、町は、県、住民、ボランティア等に依る協力体制を確立し、避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れを支援する。
北川村 （高知県）	北川村地域防災計画 第１１節　犬、猫、特定動物等の保護及び管理 　１．村の活動 〇地域に於ける被害動物相談とともに災害死した動物の処理をおこなう。 　２．住民及び民間団体の活動 〇獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親捜しを実施するとともに、飼育されている動物に対し餌を配布する。
馬路村 （高知県）	馬路村地域防災計画　第3章被災者の保護・救護のための活動　第1節避難所運営計画 　避難所における愛玩動物のためのスペースや、周囲に迷惑をかけずに飼い主が家庭動物が同じ避難所で生活ができるように隔離用のテント、飼育用のゲージの確保に努める。
南国市 （高知県）	南国市地域防災計画　第5章　避難収容及び情報提供活動　第3節　避難所の運営管理 5、家庭動物対策 市は、動物愛護の観点から、県、関係団体と協力して、家庭動物の保護や避難所への受け入れを行う。
香南市 （高知県）	香南市地域防災計画　　第8章　生活救援活動　　第8節　愛玩動物の保護と管理 犬、猫など愛玩動物の保護・管理に努めるとともに、災害死した動物の処理を行う。 1　愛玩動物との同行避難の支援 犬、猫など、愛玩動物と同行避難した人が、動物と一緒に避難生活ができるように、隔離スペース、飼育用ゲージ等の確保に努める。 2　放浪動物の保護・収容 環境対策部は、市民への危害を及ぼすおそれのある動物が放浪している場合、中央東福祉保健所などと連携しながら、保護・収容を行う。 3　死亡動物の処理 災害死した動物は、所有者が処理することが原則であるが、所有者が不明、または所有者が被災により自力で処理できない場合は、環境対策部が、関係機関と協力して処理する。
香美市 （高知県）	香美市地域防災計画　第3章　災害応急対策計画　第7節　避難対策　８　飼育動物対策 災害時における飼育動物※については、飼い主の責任の下に飼育・管理をすることとなる。 市は、動物愛護の観点から、県、関係団体等と協力して、飼育動物の保護や指定避難所への受入れを行う。 ※　飼育動物とは、人に飼育されている犬、猫等の小動物とする。 （1）指定避難所での飼育動物対策 指定避難所での飼育動物の対策は、下記のとおりとする。 避難所対応班は、関係機関等と協力し、指定避難所に同行した飼育動物の適正管理・衛生管理についての必要な指導・助言を行う。 〇　指定避難所の飼育動物の管理責任は、飼い主が負う。 〇　飼育動物用の飼料、水、ゲージ、医薬品等の生活用品は、飼い主が準備する。 〇　居住スペース内への飼育動物の持込みを禁止する。ただし、介助犬については持込みを許可する。 〇　危険動物は避難所へ同伴できない。 〇　飼育動物の避難場所は居住スペースと別とし、飼い主及び指定避難所へ通知を徹底する。 〇　飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、飼育ルールを遵守して行う。 〇　飼育同罰の避難場所を使用する飼い主は、代表を互選し連帯して適性管理に責任を持つ。 〇　飼育動物の避難場所の運営上、適正管理、公衆衛生上問題がある場合は、速やかに市に指導・援助を求める。
大豊町 （高知県）	大豊町地域防災計画　第4 部 災害応急対策　第4 章 応急対策活動　第12節 飼養動物の保護及び管理 ⑵町の活動 ・ 避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れを支援する。 ・ 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。 ・ 動物救護本部が動物救護施設を市町村内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力する。
土佐町 （高知県）	〇土佐町地域防災計画　一般対策編　第1部　災害応急対策　第8節　避難活動等 　避難所の管理者の協力を得て、適切な運営に努めるとともに、避難所における生活環境面に注意を払い、男女のニーズやプライバシーの保護、要配慮者への配慮に留意する。 　この際、情報の伝達、食糧、水及び物資の配給、清掃等については、相互扶助の精神により、自主的な協力が得られるよう努める。 13　避難所の運営 （12）ペットのためのスペースの確保（屋外への飼育用のケージの設置等） 〇土佐町地域防災計画　一般対策編　第1部　災害応急対策　第13節 8　犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、町、県、住民等による協力体制を確立する。 ⑴　町の活動 ア　地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。 イ　避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れを支援する。 ウ　動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力する。
本山町 （高知県）	本山町地域防災計画　第1編　一般対策編　第3章　災害応急対策計画　第１９節　犬、猫、特定動物等の保護及び管理 第１９節　犬、猫、特定動物等の保護及び管理（救護部） 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、町、住民等による協力体制を確立する。 1　町の活動 （1）　指定避難所、応急仮設住宅へのペット同行避難者の受け入れ方法について検討する。 （2）　地域における被害動物相談及び災害死した動物の処理を行う。 （3）　県の整備する動物救護本部が動物救護施設を町内で開設する場合は建物又は用地の確保等に協力する。 2　民間団体の活動 （1）　負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に収容されている動物の飼育管理や健康管理を行う。
大川村 （高知県）	大川村地域防災計画　第3編　第3章　１１節 第8　犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、村、県、村民による協力体制を確立する。 （1）村の活動 〇地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。 〇家庭動物については、避難所において、避難ができるよう配慮する。 （2）村民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布する。

自治体名	記載状況
土佐市 （高知県）	土佐市地域防災計画　震災対策編　第3編　災害応急対策計画　第1章　災害時応急活動　第11節　地域への救援活動　第8　犬、猫、特定動物等の保護及び管理 1　実施責任者 実施責任者は、市、県、市民及び民間団体とする。 2　実施内容 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、市、県、市民等による協力体制を確立する。 （1）　市の活動 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を実施 （1）　市民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布する。
いの町 （高知県）	いの町地域防災計画一般対策編　第3編　災害応急対策　第1章　災害時応急活動　第14節　地域への救援活動 第8　被害を受けた家庭動物の保護及び管理 災害の発生に伴う犬、猫などのペットや特定動物などの動物の保護及び危害防止に対応するため、町、住民、県等による協力体制を確立する。 1　県の活動 (1)広域的に被害を受けた家庭動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設 (2)逸走した特定動物については、危害の発生防止に努める。 2　町の活動 (1)地域における被害を受けた家庭動物相談とともに災害死した動物の処理を実施 (2)家庭動物と同行避難した人が、家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援 3　住民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して、餌を配布する。
佐川町 （高知県）	佐川町地域防災計画　第1編　共通編　第2部　災害予防計画　第3章　住民生活の確保 第1節 避難体制の整備 7　愛玩動物との同行避難体制の整備 東日本大震災では、住民は緊急避難を余儀なくされたため、自宅にとり残され、飼い主とはぐれたペットが放浪状態となった例が多数生じた。また、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、動物が苦手な避難者や、アレルギーを有する避難者との共同生活において、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮する例も見られた。 このような状況に陥ることがないよう、町は、同行避難を前提とした避難所体制を整備するとともに、飼い主に対する啓発を行い、災害時における飼い主の安心と動物の安全を確保するものとする。 （1）　ペットとの同行避難の支援 町は、犬や猫などのペットと同行避難した者が、動物と一緒に避難生活を送ることができるよう、あらかじめペットと避難できる避難所を指定しておくとともに、同行避難における留意点などを住民に周知する。 （2）　飼い主の役割 ペットの飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日ごろからケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡　先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種及び動物用避難用品の確保に努めるものとする。
越知町 （高知県）	越知町地域防災計画　一般対策編　第14節　被災地域への救援活動　第9　犬・猫・家畜などの保護及び管理 1　実施責任者 実施責任者は、町、県、住民及び民間団体とする。 2　実施内容 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応する為、町、県、住民などによる協力体制を確立する。 （1）　県の活動 広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設 （1）　町の活動 ア　地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を実施 イ　環境上支障のない場所で、焼却及び地下へ埋葬
仁淀川町 （高知県）	仁淀川町地域防災計画　Ⅰ.一般対策編　第3章　災害応急対策計画　第23節　犬・猫・特定動物等の保護及び管理 Ⅱ.震災対策編　第3章　震災応急対策計画　第3節　発災時における対応　3.地震後概ね24時間以内に開始する活動　3.15犬・猫・特定動物等の保護及び管理 災害発生による動物等の保護及び危害防止に対応するため、県、町、住民等が協力して実施する。 実施内容 (1)被害動物についての相談を受け付けるとともに災害死した動物の処理を行う。 (2)逸走した特定動物については、県災害対策本部に報告し、危害の発生防止に努める。 (3)家庭動物と同行避難した人が、家庭動物と一緒に避難生活できるよう支援する。
日高村 （高知県）	日高村地域防災計画　一般対策編 5　各対策部の時系列の対応 避難所での飼育動物（ペット）対策に関すること 第22節　防疫及び保健衛生計画 被害動物の収容及び相談窓口の設置
須崎市 （高知県）	須崎市地域防災計画 第3節　避難準備情報・勧告・指示・避難誘導計画 7　指定避難所の開設等 1．災害の発生が予想される場合や避難勧告等により、住民が避難場所へ自主避難を開始した場合は、直ちに担当職員を派遣し、避難行動の支援や指定避難所の開設等の措置を行う。また、動物の同行避難ができる避難所についても開設に努める。
中土佐町 （高知県）	中土佐町地域防災計画 地震・津波対策編 第3編　災害応急対策 10－8　犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、町、県、住民等による協力体制を確立します。 （1）実施責任者 町、県、住民及び民間団体 （2）動物の保護 ア　災害発生により被害を受けた動物を、獣医師会等と協力して把握し保護します。 イ　獣医師会や民間団体と協力して、逸走した特定動物の人間への危害の発生を防止します。 （3）愛玩動物への対策 近年、ペットは家族の一員として生活を共にしていることから、指定避難所及び避難生活においてもその対策が必要になります。 基本的に屋内での避難生活ではペットと同居することは不可能であるため、指定避難所の屋外の一角をペットの避難場所とし、ペットの保護の方法は首輪等を使用し、避難所に迷惑がかからないよう飼い主が管理します。 （4）住民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布します。 （5）動物の埋却・焼却の実施 ア　焼却 十分な薪、わら、石油等を用いて焼却し、焼却後残った灰等は土中に被覆します。 イ　埋却 埋却に十分な穴を掘り、死体の上に生石灰を散布し、土砂をもって覆います。
津野町 （高知県）	津野町地域防災計画（一般対策編） 第3章　災害対策計画 第16章　行方不明者・遺体の捜索、処理及び埋葬計画 4．犬、猫、特定動物等の保護及び管理 災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、町、住民等による協力体制を確立します。 また、地区における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行います。

自治体名	記載状況
四万十市 （高知県）	〇四万十市地域防災計画（一般災害対策編） 第14 節 愛玩動物等の保護及び管理計画 犬、猫など、愛玩動物の保護・管理に努めるとともに、災害死した動物の処理を行います。 (1) 愛玩動物との同行避難の支援 犬、猫など、愛玩動物と同行避難した人が、動物と一緒に避難生活ができるよう、隔離スペース、飼育用ケージ等の確保に努めます。 (2) 放浪動物の保護・収容 環境衛生担当部は、市民へ危害を及ぼす恐れのある動物が放浪している場合、幡多福祉保健所等と連携し、保護・収容等を行います。 (3) 死亡動物の処理 災害死した動物は、所有者が処理することがが原則であるが、所有者が不明又は所有者が被災により自力で処理できない場合は、環境衛生担当部が関係機関と協力して処理する。 〇四万十市地域防災計画（地震・津波災害対策編） 第28 節 愛玩動物等の保護及び管理計画 一般災害対策編第3章第14 節「愛玩動物等の保護及び管理計画」により実施します。
宿毛市 （高知県）	〇 宿毛市地域防災計画（一般対策編） 第１２節 防疫・遺体の処理等に関する活動 4. 犬、猫特定動物等の保護及び管理 〇災害の発生に伴う動物保護及び危防止対応するため、 市、県、住民等による協力体制を確立する。 （1）県の活動 〇広域的に被害動物を把握し、民間団体と協力して臨時保護施設を開設する。 〇逸走した特定動物については、危害の発生防止に努める。 （2）市の活動 〇地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。 〇家庭動物と同行避難した人が、家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援する。 （3）住民及び民間団体の活動 〇獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を配布する。
黒潮町 （高知県）	〇黒潮町地域防災計画 第 3 編 災害応急対策 第 1 章 災害時応急活動 第 15 節 地域への救援活動 第8犬、猫、特定動物等の保護及び管理 （1）町の活動 避難所、仮設住宅へのペット同行避難者の受入れを支援します。 地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行います。 県が動物救護施設を町内で開設する場合、町は建物又は用地の確保等に協力します。 災害発生時の動物の飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うこととしますが、被災放置された動物の収容にあたり、町は県等と協力して、適切な対応を図ります。 （2）町民及び民間団体の活動 獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、動物救護施設に収容されている動物の飼育管理や健康管理を行います。 （3）死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理 災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として獣畜の飼養者等が行い、これが困難な場合には、町は関係機関との協力体制を確立し、衛生的処理に努めます。
福岡県	福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 第2編 災害予防計画 第2章 県民等の防災力の向上 第1節 県民が行う防災対策 8 愛護動物との同行避難や避難所での飼養に対する準備 第4節 防災知識普及計画 第1 県民等に対する防災知識の普及 1 一般啓発（防災危機管理局・関係各課、市町村、関係機関） オ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第16節 保健衛生・防疫体制整備計 第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟（健康増進課・保健衛生課・関係各課・保健福祉環境事務所、市町村、関係機関） 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第15節「保健衛生、防疫、環境対策」に示す活動方法・内容について習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のため、研修等を行う。 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害応急対策活動 第4節 避難計画 第5 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営（市町村） 3 保健・衛生対策（保健医療介護総務課・医療指導課・健康増進課・保健衛生課、市町村） 必要に応じ、避難所における愛護動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 第15節 保健衛生、防疫、環境対策計画 第1 保健衛生（保健医療介護部・保健福祉環境事務所、市町村） 4 愛護動物の救護等の実施（保健衛生課、畜産課、市町村、関係団体） 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理が必要になると考えられる。県は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、他県、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように行う。また、県及び市町村は、飼養動物等の動物の管理等に必要な措置を講じる。 （1）被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管 エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ 愛護動物に関する相談の実施 等 （2）避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 県は、避難所を設置する市町村と協力して、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ア 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 イ 避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整 （3）飼養動物、危険動物等の管理 県、市町村は、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じるものとする。 （4）他県等の連絡調整及び応援要請 県は、県及び県内の関係機関では、愛護動物の救護の実施が困難な場合、他県等関係機関との連絡調整及び応援要請を行う。 （原子力災害対策編） 第2章 災害予防対策 第2節 効果的な応急対策活動のための事前対策 12 避難収容活動体制の整備 (5) 避難所・避難方法等の周知 県は、糸島市に対し、避難所・避難方法（自家用車の利用、愛護動物との同行避難を含む）、屋内退避の方法、スクリーニング及び安定ヨウ素剤配布等の場所について、日頃から住民等への周知徹底に努めるよう助言するとともに、その他市町村に対し、避難者を受け入れる避難所、避難方法について、日頃から住民等への周知徹底に努めるよう助言する。 第3章 災害応急対策 第3節 応急対策活動の実施 7 屋内退避、避難等の防護措置 (2) 避難時における住民等に対する避難退域時検査の実施 国の原子力災害対策本部は、指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染措置を実施するよう県及び糸島市に指示する。 県は、糸島市及び原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、当該基準に基づき、住民等が避難する際に、住民等（避難輸送に従事する乗務員及び避難輸送に使用する車両、同行する愛護動物を含む）の避難退域時検査及び避難退域時検査結果に応じたOILに基づく簡易除染を行う。 (9) 愛護動物の救護対策 県及び糸島市は、飼い主による愛護動物の同行避難を呼びかけるとともに、獣医師会等関係団体と協力し、愛護動物の保護等を行う。 また、飼い主と同行避難した愛護動物について、避難所を設置する市町村及び獣医師会等関係団体と協力して、適正飼育の指導や餌・ケージ等の確保を行うなど、指定避難所の生活環境の悪化を防止し、愛護動物の飼育環境の維持に努める。 第5章 複合災害対策 第3節 災害応急対策 3 災害応急対策活動に係る留意点 (3) 避難等の防災活動 ウ 避難所における留意点 県は、市町村及びその他防災関係機関と協力し、避難の長期化における衛生環境の維持、愛護動物の保護等について対策を実施する。 福岡県災害時ペット救護マニュアル（平成29年3月策定） 防災対策に関し、福岡県地域防災計画にて基本的な施策を定めているが、平常時の対策、災害発生から生活再建に向けての動物の救護や避難所の運営に関し、具体的な対応方針を定めたもの。 Ⅰ 総論（趣旨・目的等） Ⅱ 平常時の役割、準備 県、保健所設置市、市町村、飼い主、獣医師会、動物愛護推進員・動物愛護団体の役割分担を明示 Ⅲ 災害発生時の同行避難及び避難所等における対応 同行避難開始、避難初期、避難生活期、避難終期の4ステージに分類し、各時における役割分担や活動において考慮すべき事項の手順を例示 Ⅳ 災害発生時における役割 関係機関や福岡県災害時ペット救護本部の設置から解散までの役割についてまとめ
大牟田市 （福岡県）	大牟田市地域防災計画 第3編 風水害応急対策計画 及び 第4編 地震・津波応急対策計画 第7章 第6節 第1項 動物対策 1. 死亡獣畜の処理 市（防疫班）は、保健所長の指示に従い、死亡した動物等を処理する。 2. ペット動物等の対応 市（防疫班）は、飼い主の被災により遺棄又は逃げ出したペット等を保護する。 特に、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携して必要な措置を講ずる。 3. 避難・保護動物への対応 市（防疫班）は、大牟田市獣医師会と連携して、同行避難した動物による避難所の生活環境の悪化を防止するため、適正飼養の指導を行う。 また、獣医師会、動物介護ボランティア（専門ボランティア）等の協力により、避難・保護した動物の治療や一時保管を行う。

自治体名	記載状況
筑紫野市 （福岡県）	筑紫野市地域防災計画　一般災害対策編 -第3章　第20節　防疫、清掃、食品衛生監視計画 -第2項　清掃対策 7. 愛玩動物への対応 避難者が連れてくる愛玩動物に対して、愛玩動物と避難所で共同生活を行うため敷地内の屋外に専用スペースを設ける ア. 避難所の居室部分には、原則として愛玩動物の持ち込みは禁止とする。 イ. 持ち込んだ飼い主と協議し、愛玩動物の特性を考慮して専用スペースを設置する。 ウ. 愛玩動物の飼育及び愛玩動物の飼育場所の清掃は、飼い主が全責任を負って管理する。
春日市 （福岡県）	春日市地域防災計画　3編　災害応急対策計画　10章　生活救護対策　4節　ペット対策[衛生部、避難所管理部、獣医師会] 災害により避難者とその他の被災者による適正飼育が困難になったペットを保護するとともに、避難所における動物との共生について検討を行う。 1　実施体制 衛生部又は環境課が統括し、各部及び獣医師会並びに動物愛護団体等の協力を得て行う。 2　ペットの保護 （1）一時預かり場所の確保 避難等により飼い主による飼育が困難となったペットの一時預かり場所の確保を支援する。 （2）負傷動物の治療 被災地域に飼い主不明の負傷動物がいる場合には衛生部又は環境課で保護収容し、獣医師会に依頼し応急処置を実施する。 （3）動物の相談窓口の設置 大規模災害発生に伴うペットの健康等の問い合わせに対応するため、動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。 3　避難所における動物との共生 避難所において、被災者と同行避難した動物の処遇について、避難所運営組織、飼い主等で検討を行い、ペットとの共生を図る。
大野城市 （福岡県）	大野城市地域防災計画[震災対策編]　第13節　生活環境の保全及び公衆衛生対策（大野城市防災会議） 第1　保健環境衛生 2. 環境衛生 （1）動物の保護・収容 環境班は、被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係わる負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ◆負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ◆飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ◆飼養困難な愛護動物の一時保管 ◆愛護動物に関する相談の実施 ◆愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） また、県と協力し、飼い主とともに避難した愛護動物の適正な飼育方法を指導する等、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。 大野城市地域防災計画[風水害対策編]　第13節　生活環境の保全及び公衆衛生対策（大野城市防災会議） 第1　保健環境衛生 2. 環境衛生 （1）動物の保護・収容 環境班は、被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係わる負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ◆負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ◆飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ◆飼養困難な愛護動物の一時保管 ◆愛護動物に関する相談の実施 ◆愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） また、県と協力し、飼い主とともに避難した愛護動物の適正な飼育方法を指導する等、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。
太宰府市 （福岡県）	太宰府市地域防災計画本編　第3部　風水害応急対策計画　第27章　防疫、保健衛生対策　第2節　保健衛生対策　第3項　被災地における家庭動物の保護等 衛生班は、筑紫保健福祉環境事務所と連携し、被災地において負傷した家庭動物の保護、家庭動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等の関係団体や民間団体の動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し、家庭動物の保護等を行う。 また、飼い主とともに避難した家庭動物の飼育については、県と協力して避難所や仮設住宅における適正な飼育について指導等を行うとともに、動物関連用品の確保など、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。 家庭動物への対応は、次のとおりとする。 ア）負傷した家庭動物の収容・治療・保管 イ）飼い主不明の家庭動物の収容・保管 ウ）飼養困難な家庭動物の一時保管 エ）家庭動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） オ）家庭動物に関する相談の実施等 なお、放浪動物（飼い主とはぐれたり自宅に残されたペット等）への対応については、県の現地動物救護本部や筑紫保健福祉環境事務所等と連携して保護・収容する。 保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。 なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。
那珂川市 （福岡県）	那珂川市地域防災計画　第14節　衛生・清掃対策　第1　避難所等の保健衛生 6　.動物の保護・収容 必要に応じて動物収容チームを編成し放浪動物の保護及び危険動物の収容を行う。 保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。 ・所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。 ・犬猫等の死体は、適切に処理する。 ・危険な動物から人命を守る必要がある時は、処分を行う。
宇美町 （福岡県）	宇美町地域防災計画　一般災害対策編　第3章　第22節　防疫、清掃、保健衛生監視計画 第4項　愛護動物対策 1　愛護動物の救護 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。このため、動物愛護及び被災者の支援の観点から、”衛生班”はこれら愛護動物の保護や適正な飼育のための措置を講ずる。 (1)被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、以下の事項を行う。 ア　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ　飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ　飼養困難な愛護動物の一時保管 エ　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ　愛護動物に関する相談の実施 (2)避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 町は、県と協力して以下の事項を行い、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ア　同行避難した愛護動物の飼育についての指導 イ　避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整
志免町 （福岡県）	志免町地域防災計画（風水害編・震災編）　第12節　防疫・清掃 5. 動物対策 （1）死亡獣畜の処理 衛生班は、粕屋保健福祉事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。 処理できない場合は、粕屋保健福祉事務所の指導により適切な措置をとる。 （2）放浪動物への対応 衛生班は、粕屋保健福祉事務所と連携して、飼い主の被災により放棄又は逃げ出したペット等を保護する。 危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

自治体名	記載状況
新宮町 （福岡県）	新宮町地域防災計画　震災対策編　第3部　災害応急対策計画　第25章　保健衛生、防疫、環境対策計画　第1節　保健衛生　第4項　愛玩動物の収容対策の実施 風水害対策編　第3部　災害応急対策計画　第26章　保健衛生、防疫、環境対策計画　第1節　保健衛生　第4項　愛玩動物の収容対策の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を以下のように行う。 1　被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、粕屋保健福祉事務所、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛玩動物の保護を行う。 2　避難所における動物の適切な飼育 町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
久山町 （福岡県）	久山町地域防災計画 ・第6章　災害応急対策計画　第11節　防疫　第4動物対策 　飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、獣医師会等の関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。
粕屋町 （福岡県）	粕屋町地域防災計画 2　愛護動物の救護の実施【町（防災土木部・防災福祉部）、関係団体】 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるおそれがある。愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。町は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように行う。 (1)　被災地における愛護動物の保護等 　被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 　ア　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 　イ　飼い主不明の愛護動物の収容・保管 　ウ　飼育困難な愛護動物の一時保管 　エ　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 　オ　愛護動物に関する相談の実施　等 (2)　避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 　町は、県と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 　ア　各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び県への資材の提供、獣医師の派遣等の要請 　イ　避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整
古賀市 （福岡県）	古賀市地域防災計画（風水害対策編）　第3編　災害応急対策計画－第2章　災害応急対策活動－第14節　保健衛生、防疫、環境対策計画－第1　保健衛生及び　古賀市地域防災計画（震災対策編）　第3編　災害応急対策計画－第2章　災害応急対策活動－第11節　保健衛生、防疫、環境対策計画－第1　保健衛生 2　愛玩動物の収容対策の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を以下のように行う。 ①　被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛玩動物の保護を行う。 ②　避難所における動物の適切な飼育 市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
福津市 （福岡県）	福津市地域防災計画 第3章 風水害応急 第14節 防疫・清掃活動 第7 動物の保護、収容 1 死亡獣畜の処理 生活環境班は、保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。処理ができないときは、保健福祉環境事務所の指導により適切な措置をとる。 2 愛玩動物への対応 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 生活環境班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を行う。 (1) 被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。 危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 (2) 避難所における動物の適切な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ■県の愛玩動物支援 ○ 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援 ○ 避難場所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ○ 他県、他市町村への連絡調整及び要請
糸島市 （福岡県）	糸島市地域防災計画　第三章　風水害応急　第14節　防疫・清掃活動　第7　動物の保護、収容 1　死亡獣畜の処理 生活環境班は、糸島保健福祉事務所の指導により、死亡した家畜を処理する。また、野禽等の処理については、筑紫保健福祉事務所の指導により行う。 2　愛護動物の救護の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じることが予想される。 生活環境班は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、糸島保健福祉事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し愛護動物の救護等を行う。 (1) 被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、糸島保健福祉事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物等の保護等を行う。 ○　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ○　飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ○　飼養困難な愛護動物の一時保管 ○　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 ○　愛護動物に関する相談の実施　等 (2) 避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ■県の愛護動物支援 ○　各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市への支援 ○　避難場所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ○　他県等の連絡調整及び応援要請 ※その他、「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結（H25.5．15締結、原子力災害を除く）
宗像市 （福岡県）	宗像市地域防災計画 第3 風水害応急　第13節　防疫・清掃活動　第8　動物の保護、収容 2　放浪動物への対応 　市民対策班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所と連携し、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護する。 　保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。 　なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 3　愛護動物への対応 　飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について、県と協力して指定避難所における適正な飼育について指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持を図る。 　また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ■愛護動物への対応 ・負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ・飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ・飼養困難な愛護動物の一時保管 ・愛護動物に関する相談の実施 ・愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供（飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する）

自治体名	記載状況
中間市 （福岡県）	中間市地域防災計 〈第3章 第20節 防疫、清掃、食品衛生監視計画〉 3章20節−6 第３項 保健衛生対策 4 家畜等処理方法 保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として死亡獣畜取扱場で処分し、やむを得ない場合は、環境衛生上支障のない方法で処理する。 5 愛護動物の保護・収容 衛生救護班は、必要に応じて保健福祉環境事務所、獣医師会等の関係機関と協力して放浪動物の保護及び危険動物の収用に努めるものとする。 また、避難所等において、飼い主と同行した動物の飼育について、保健環境福祉事務所等の関係機関と協力し、適正な飼育の指導等を行うなど避難所の生活環境の悪化の防止と動物の飼育環境の維持に努める。
芦屋町 （福岡県）	芦屋町地域防災計画 第３章 風水害応急対策計画 第８ 動物の保護、収容 １ 死亡獣畜の処理 環境住宅班及び地域づくり班は、保健所の指導により、死亡した家畜、野禽等を適切に処理する。 死亡した動物の処理に当たっては、宗像・遠賀保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋設又は焼却等の方法で処理する。 ２ 動物の保護・収容放浪動物への対応 環境住宅班及び地域づくり班は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所等と連携し、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護・収容する。保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。 危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり、愛護動物の保護等を行う。 ■愛護動物の保護・収容に関する事項 ○ 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ○ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ○ 飼養困難な愛護動物の一時保管 ○ 愛護動物に関する相談の実施 ○ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する）
水巻町 （福岡県）	水巻町地域防災計画 第14節 防疫・清掃活動 第８ 動物の保護、収容 １ 死亡獣畜の処理 環境班は、保健福祉環境事務所の指導により、建設班と連携し、死亡した家畜、野禽等を適切に処理する。処理ができないときは、死亡した動物の処理に当たっては、保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として火葬場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋設又は焼却等の方法で処理する。 ２ 動物の保護・収容、放浪動物への対応 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 環境班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、福岡県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の保護・収容対策を行う。 また、保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。 (1) 被災地における愛護動物の保護 飼い主のわからない負傷または逃げ出したペット等を保護する。 危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ■愛護動物の保護・収容に関する事項 ○ 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ○ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ○ 飼養困難な愛護動物の一時保管 ○ 愛護動物に関する相談の実施 ○ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） (2) 避難所における動物の適切な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
遠賀町 （福岡県）	遠賀町地域防災計画 第14節 防疫・清掃活動 7 動物等への対応 1 死亡した動物の処理 宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指導により、死亡した動物等を処理する。 処理ができないときは、宗像・遠賀保健福祉環境事務所の指導により適正な措置を行う。 2 放浪動物への対応 宗像・遠賀保健福祉環境事務所や、福岡県獣医師会等と連携し、放浪している動物等を保護・収容する。 なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講じる。
飯塚市 （福岡県）	飯塚市地域防災計画　第３章 風水害応急対策計画　第１４節 防疫・清掃活動　第7 動物の保護、収容 第４章 震災応急対策計画　　第１４節 防疫・清掃活動　第7 動物の保護、収容 1 死亡獣畜の処理 清掃班は、農林班と連携し、保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。 これを処理ができないときは、保健福祉環境事務所の指導により適切な措置をとる。 2 愛護動物への対応 大規模災害においては、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じ又、避難所においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。 清掃班と農林班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、次のとおり愛護動物の収容対策を行うものとする。 (1) 被災地における愛護動物の保護 飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。保護・収容された動物　については、登録台帳を作成するとともに公示する。 危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、　必要な措置を講ずるものとする。 (2) 避難所における動物の適切な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼育については、県と協力して適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
嘉麻市 （福岡県）	○嘉麻市地区防災計画　第3章　風水害応急対策計画　第14節　防疫・清掃活動　第7　動物の保護、収容 1　死亡獣畜の処理 市民環境班は、産業班（民生経済班）と連携し、保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。 これを処理できないときは、保健福祉環境事務所の指導により適切な措置をとる。 2　愛玩動物への対応 大規模災害においては、飼主不明の動物や負傷動物が多数生じ又、避難所において動物同伴者等の問題が生じることが予想される。 市民環境班と産業班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、次のとおり愛玩動物の収容対策を行うものとする。 (1)　被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。 危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携し、必要な措置を講ずるものとする。 (2)　避難所における動物の適切な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

自治体名	記載状況
桂川町 （福岡県）	桂川町地域防災計画　第3章　風水害等応急　第14節　衛生・清掃対策　第8　動物の保護、収容 必要に応じて動物収容チームを設置し、放浪動物の保護及び危険動物の収容を行う。 保護・収容した動物については、台帳を作成し公示する。 〇所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。 〇犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。 〇危険な動物から人命を守る必要があるときは、処分を行う。 〇避難所等において、飼い主と同行避難した動物の飼養について、保健福祉環境事務所等と協力し、適正な飼養の指導等を行うなど避難所の生活環境の悪化防止と動物の飼養環境の維持に努める。
直方市 （福岡県）	直方市地域防災計画　第3編　災害応急対策計画　第17節　保健衛生、防疫、環境対策計画 被災地域における感染症の予防、環境悪化の防止ため、迅速かつ的確な防疫活動を行い衛生状態を保持するとともに、被災者の健康相談等を行い心身の安定を図ることを目的とする。 愛護動物の救護等の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。 また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理が必要になると考えられる。 市は、動物愛護及び被災者支援の観点から、愛護動物の保護や適正な飼育に関し、県が下記により行う愛護動物の救護に協力するとともに、実施する。 ⑴ 被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育にかかわる負担の軽減を図るためには、迅速かつ広範的に対応が求められることから、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力し、愛護動物の保護等を行う。 ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管 エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ 愛護動物に関する相談に実施 等 ⑵ 避難所における愛護動物の適正な飼育の指導等 市は、県と協力して、飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ア 愛護動物のみの避難施設を設けて、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるとともに、県からの動物飼育のための資材の提供、獣医師の派遣等の支援を受け適切に実施する。 イ 市の救護・飼育能力等を超える愛護動物については、県へ応援要請を行う。 ⑶ 飼養動物、危険動物等の管理 県、市、飼養動物等を飼養する者は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じるものとする。 ⑷ 県は、県及び県内の関係機関で愛護動物の救護の実施が困難な場合、他県等関係機関との連絡調整及び応援要請を行う。
宮若市 （福岡県）	宮若市地域防災計画　第3編　災害応急対策計画　第2章　災害応急対策活動　第１４節　保健衛生、防疫、環境対策計画　第１　保健衛生 ２　愛玩動物の収容対策の実施 市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を以下のように行う。 （１）被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛玩動物の保護を行う。 （２）避難所における動物の適切な飼育 市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
糸田町 （福岡県）	糸田町地域防災計画　第8　動物の保護、収容 １　省略 ２　動物の保護・収容、放浪動物への対応 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。住民福祉部と産業経済部は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適性な飼育に関し、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、福岡県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、次のとおり動物愛護の保護・収容対策を行う。 また、保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。 （１）被災地における愛護動物の保護 飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペットなどを保護する。危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼育舎、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ・愛護動物の保護・収容に関する事項 〇　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 〇　飼い主不明の愛護動物の収容・保全 〇　飼育困難な愛護動物の一時保管 〇　愛護動物に関する相談の実施 〇　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供(飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する) （２）避難所における動物の適切な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
川崎町 （福岡県）	川崎町地域防災計画　第8節 動物の保護、収容 2 動物の保護・収容、放浪動物への対応 　大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。 環境衛生班は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、田川保健福祉事務所、福岡県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、次のとおり愛護動物の保護・収容対策を行う。 　また、保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。 ⑴ 被災地における愛護動物の保護 　飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、田川警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 　また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ■愛護動物の保護・収容に関する事項 〇負傷した愛護動物の収容・治療・保管 〇飼い主不明の愛護動物の収容・保管 〇飼養困難な愛護動物の一時保管 〇愛護動物に関する相談の実施 〇愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 　（飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） ⑵ 指定避難所における動物の適切な飼育 　飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
赤村 （福岡県）	「赤村地域防災計画　」 第3編風水害　第１４章　防疫・清掃活動より一部抜粋 （１）被災地における愛護動物の保護 　飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡したと時は、人的被害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講じる。また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し愛護動物の保護等を行う。詳細は、下記のとおりである。 ・負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ・飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ・飼養困難な愛護動物の一時保管 ・動物愛護に関する相談の実施 ・愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供（飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） （２）指定避難所における動物の適切な飼育 　飼い主とともに避難した動物の飼育について適切な飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

自治体名	記載状況
朝倉市 （福岡県）	朝倉市地域防災計画【風水害対策編】第2編災害応急対策計画　第2章災害応急対策活動　第14節保健衛生、防疫、環境対策計画 【災害対策編】第2編災害応急対策計画　第2章災害応急対策活動　第11節保健衛生、防疫、環境対策計画 第1　保健衛生 2　愛玩動物の収容対策の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を以下のように行う。 （1）被災地における愛玩動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し 愛玩動物の保護を行う。 （2）避難所における動物の適切な飼育 市は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
うきは市 （福岡県）	うきは市地域防災計画(H27年) 第3章　風水害応急対策に関する計画 第19節　防疫及び清掃計画 4　動物等の保護収容 衛生班は必要に応じて動物収容チームを設置し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係機関と協力して放浪動物の保護及び危険動物の収容を行い、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。また、避難所等において、飼い主と同行避難した動物の飼養の指導を行うなど避難所の生活環境の悪化防止と動物の飼養環境の維持に努める。
筑前町 （福岡県）	筑前町地域防災計画　　第14節　保健衛生、防疫、環境対策計画 2　愛護動物の救護等の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を非難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じることが予想される。 また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理が必要になると考えられる。 町は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体と協力し、愛護動物の収容対策を以下のように行う。 （1）　愛護動物の保護 災害により、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は県と連携し、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ　飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ　飼養困難な愛護動物の一時保管 エ　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収取、提供 （2）　避難所における動物の適切な飼育の指導等 町は県と協力して、同行非難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 （3）　飼養動物、危険動物等の管理 町は県と連携し、飼養動物を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な借置を講じる。
東峰村 （福岡県）	東峰村地域防災計画　風水害対策編 災害応急対策編 第15節　保健衛生、防疫、環境対策計画 4　愛護動物の救護等の実施 (1)　被災地における愛護動物の保護等 (2)　避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等
大木町 （福岡県）	大木町地域防災計画 第3章　風水害応急対策に関する計画 第18節　愛護動物の保護計画 災害時において、飼い主が不明であったり、負傷した愛護動物の保護等及び指定避難所における愛護動物の受け入れ等に関する計画である。 1．愛護動物の保護等 衛生班は、必要に応じて、南筑後保健福祉環境事務所、獣医師会等と協力して次のとおり愛護動物の保護等を行う。 （1）負傷した愛護動物の収容・治療・保管 （2）飼い主不明の愛護動物の収容・保管 （3）飼養困難な愛護動物の一時保管 （4）愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報収集、提供 （5）愛護動物に関する相談の実施等 2．飼養動物、危険動物等の管理 衛生班及び産業対策班は、必要に応じて、南筑後保健福祉環境事務所、飼育者、関係団体等と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物由来感染症予防等衛生管理等必要な措置を講じる。 3．指定避難所における愛護動物の取扱い等 指定避難所に同行避難した愛護動物については、原則として施設屋内での飼育は認めず、必要に応じて敷地周辺に、できる限り他の避難者の迷惑とならない場所に、飼育用スペースを確保するものとする。この場合において、南筑後保健福祉環境事務所等と協力して、適正な飼育方法の指導等を行い、指定避難所の生活環境の悪化の防止に努める。また、飼育用スペースの確保ができない場合、不足する場合等は、保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整を行う。
広川町 （福岡県）	広川町地域防災計画 第3章　風水害等応急対策計画 第22節　衛生・清掃対策 1　避難所等の保健衛生 (6)　動物の保護・収容 環境整備班は、必要に応じて動物収容チームを設置し、放浪動物の保護及び危険動物の収容を行う。 保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。 ○　所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。 ○　犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。 ○　危険な動物から人命を守る必要がある時は、処分を行う。
筑後市 （福岡県）	筑後市避難所設置マニュアル 3-2-12　避難所のペット対策 ①　避難所のペットの管理責任は、飼養者にあることを原則とする。 ②　避難所にペットを連れて来た避難者に対して、窓口で届け出るよう呼びかけ、〔様式12〕「避難所ペット登録台帳」に記載する。 ③　大型動物や危険動物は、避難所への同伴は断ることとする。 ④　ペットの飼育場所(廊下・踊り場・屋外)を決定し、〔様式13〕のペットの飼育ルールと共に、避難者へ通知、徹底を図る。
柳川市 （福岡県）	柳川市地域防災計画 第3章　風水害応急第 14節　防疫・清掃活動 第7　動物の保護、収容 2　愛護動物の救護への対応 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで避難所の生活環境の悪化等の問題が生じることが予想される。 衛生班は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を行う。 （1）　被災地における愛護動物の保護 飼い主のわからない負傷又は逃げ出した愛護動物を保護する。 危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な処置を講ずる。 （2）　避難所における愛護動物の適正な飼育の指導等 飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ■　県の愛玩動物支援 ○　各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等、市への支援 ○　避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ○　他県、他市町村への連絡調整及び要請

自治体名	記載状況
大川市 （福岡県）	大川市地域防災計画 風水害対策編　第3編　災害応急対策計画　第2章　災害応急対策活動　　第7愛護動物の救護等 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を避難所に同行することで、避難所の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想され、また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物由来感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。 市は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、県、他市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように行うとともに、飼養動物等の動物の管理等に必要な措置を講ずる。 1 被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育 に係る負担の軽減を図るため、市は、県、他市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ⑴負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ⑵飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ⑶飼養困難な愛護動物の一時保管 ⑷愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 ⑸愛護動物に関する相談の実施等 2 避難所における愛護動物の適切な飼育の指導等 市は、避難所等において、飼い主と同行避難した動物の飼育について、保健福祉環境事務所等関係機関と協力し、適正な飼育の指導等を行うなど避難所の生活環境の悪化の防止と動物の飼育環境の維持に努める。 3 飼養動物、危険動物等の管理 市は、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物由来感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。
みやま市 （福岡県）	みやま市地域防災計画 第7　動物の保護、収容 1　死亡獣畜の処理 環境経済班は、保健福祉環境事務所の指導により、死亡した家畜、野禽等を処理する。処理できないときは、保健福祉環境事務所の指導により適切な措置をとる。 2　愛玩動物への対応 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。 衛生班は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、保健福祉環境事務所、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を行う。 （1）被災地における愛玩動物の保護 飼い主の分からない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。 危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 （2）避難所における動物の適正な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
行橋市 （福岡県）	行橋市地域防災計画　第Ⅲ編　一般災害応急対策計画　第2章　第１５節　保健衛生・防疫対策計画　第１項　保健衛生対策　３．愛玩動物の収容対策の実施 大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難場所における動物同伴者等への感情的な問題も生じることが予想される。市は、動物愛護と感染症防止の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛玩動物の収容対策を以下のとおり行なう。 （1）被災地における愛玩動物の保護　　飼い主のわからない負傷または放し飼い状態の動物等の保護 （2）避難所における動物の適切な飼育　　1）避難所での飼育状況の把握、資材の提供等　　2）保護施設への動物の受け入れ、譲渡等の調整　3）他県市等との調整
苅田町 （福岡県）	苅田町地域防災計画　第Ⅲ編　一般災害応急対策計画　第2章　第15節　保健衛生・防疫対策計画　第1項　保健衛生対策　第3　愛玩動物の収容対策の実施 大規模な災害発生に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への感情的な問題も生じることが予想される。 医療防疫班は動物愛護と感染症防止の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関して、県、獣医師会等関係団体および動物愛護団体等と協力しつつ愛玩動物の収容対策を次のように行う。 1．被災地における愛玩動物の保護 飼い主不明の負傷動物または放し飼い状態にある動物等の保護については、迅速かつ広域的対応が求められることから、医療防疫班は総合指令班と連携し県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力しつつ愛玩動物の保護を行う。 2．避難所における動物の適正な飼育 町災害対策本部は飼い主と一緒に避難した動物飼育について、適正な飼育指導等を行うとともに、次に示す事項について県の協力を得て、動物愛護および避難所の衛生環境の維持に努める。 （1）地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握および資材提供、獣医師の派遣等 （2）避難所から保護施設への動物の受入れおよび譲渡等の調整 （3）他県、他市町村への連絡調整および要請
みやこ町 （福岡県）	みやこ町地域防災計画　第3編　風水害対応　第１４章　防疫・清掃活動　第8動物の保護・収容 ⑴ 被災地における愛護動物の保護 飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、行橋警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ■愛護動物の保護・収容に関する事項 〇 負傷した愛護動物の収容・治療・保管〇 飼い主不明の愛護動物の収容・保管〇 飼養困難な愛護動物の一時保管〇 愛護動物に関する相談の実施〇 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供（飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） ⑵ 指定避難所における動物の適切な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
吉富町 （福岡県）	吉富町地域防災計画（動物の保護、収容） 県と協力して、飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について、避難所における適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 また、県及び動物愛護ボランティア等と協力して、次のような愛護動物の保護等を行う。 〇負傷した愛護動物の収容・治療・保管 〇飼い主不明の愛護動物の収容・保管 〇飼養困難な愛護動物の一時保管 〇愛護動物に関する相談の実施 〇愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集・提供 放浪する愛護動物への対応は保健福祉環境事務所等と連携し、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等を保護する。保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。なお、危険動物が逃亡したときは、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。
上毛町 （福岡県）	上毛町防災計画　第3章　風水害応急　第13節　防疫・清掃活動　第7　動物の保護、収容 2．愛護動物への対応 土木災害復旧部は、県と協力して、飼い主とともに避難した愛護動物の飼育について、避難所における適正な飼育について指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 また、県及び動物愛護ボランティア等と協力して、次のような愛護動物の保護等を行う。 ■愛護動物の保護等 〇負傷した愛護動物の収容・治療・保管 〇飼い主不明の愛護動物の収容・保管 〇飼養困難な愛護動物の一時保管 〇愛護動物に関する相談の実施 〇愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （飼い主不明の愛護動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する） 3．放浪する愛護動物への対応 土木災害復旧部は、家畜保健衛生所等と連携し、飼い主の被災により廃棄または逃げ出したペット等を保護する。保護・収容された動物については、登録台帳を作成するとともに公示する。 なお、危険動物が逃亡したときには、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。
佐賀県	〇佐賀県地域防災計画　第2編　風水害対策　第3章　災害応急対策計画　第34節　病害虫防除、動物の管理等計画　第3項　家庭動物等の保護等 県及び市町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 〇佐賀県地域防災計画　第3編　地震・津波災害対策　第2章　地震災害対策　第2節　災害応急対策計画　第34項　動物の管理、飼料の確保等計画　第2　家庭動物等の保護等 県及び市町は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。

自治体名	記載状況
佐賀市 （佐賀県）	佐賀市地域防災計画　第2編 風水害対策 第2章 災害予防対策計画 第2節 災害応急対策、復旧・復興に資する効果的な備えの推進　第7項 避難収容及び情報提供活動（8）指定避難所の機能の強化 市は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策に当たっては、要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。 第3節 市民等の防災活動の推進　第1項 防災思想・知識の普及　2 市民に対する普及啓発、防災学習の推進 （1）防災知識の普及・啓発等 市及び各防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。 また、防災週間及び防災関連行事等を通じ、市民に対し、風水害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知するとともに、次の事項について普及・啓発を図る。 ア 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第3章 災害応急対策計画 第14節 避難計画　第5項 避難場所及び避難所の開設・運営　2 避難所の運営管理等 （2）生活環境の維持 市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。 また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。さらに、避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも配慮する。 第15節 応急住宅対策計画　第2項 応急仮設住宅の建設及び運営管理等　4 応急仮設住宅の運営管理 市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮する。 第34節 病害虫防除、動物の管理等計画　第3項 家庭動物等の保護等 市は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀中部保健福祉事務所との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。 佐賀市地域防災計画　第3編 地震・津波災害対策 第5章 津波災害対策　第1節 災害予防対策計画　第4項 防災知識の普及　1 防災知識の普及・啓発等 （4）家庭での予防・安全対策 3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 など 佐賀市地域防災計画　第5編　その他の災害対策 第5章　大規模火事災害対策　第1節　災害予防対策計画　第5項　避難・収容体制の整備　1　避難場所及び避難所の指定等 （2）避難所の機能の強化 市は、あらかじめ指定した避難所の機能の強化を図るため、次の対策を進める。対策にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者、男女双方の視点並びに家庭動物を連れて避難する人がいることなど地域の実情に応じて居住空間に配慮する必要がある。 第2節　災害応急対策計画　第6項　避難・収容対策　7　避難所の運営管理等 （2）生活環境の維持 市は、ボランティア、防災関係機関等の協力も得て、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、保健医療スタッフの配置、避難者のプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、食料の確保、配食等の状況、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状況を把握し、必要な措置を講じるよう努める。さらに、避難所における家庭動物のためのスペースの確保にも配慮する。
唐津市 （佐賀県）	唐津市地域防災計画 第2編 風水害対策　第3章 災害応急対策計画　第30節 病害虫防除、動物の管理等計画　第3項 ペット等の保護等 市は、県及び県獣医師会との連携を密にし、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、一時的な保護や里親探し等の措置を講じる。 第3編 震災対策　第3章 災害応急対策計画　第30節 動物の管理、飼料の確保等計画　第3項 ペット等の保護等 市は、県及び県獣医師会との連携を密にし、地震災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、一時的な保護や里親捜し等の措置を講じる。
鳥栖市 （佐賀県）	鳥栖市地域防災計画 第4編　災害応急対策計画 第3章　災害応急対策 第17節　災害時の環境・衛生対策　　第2　被災地の保健衛生・防疫活動 7　家庭動物等の保護・収容 環境班は、放置された家庭動物等について鳥栖保健福祉事務所と協力して一時的な保護の措置を講じる。 〇所有者不明の家庭動物等のうち、譲渡可能な家庭動物等は譲渡する。 〇犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。
多久市 （佐賀県）	1：多久市地域防災計画　第2編：風水害対策　第3章：災害応急対策計画　第34節病害虫防除、動物の管理等計画 2：多久市地域防災計画　第3編：地震対策　第3章：災害応急対策計画　第34節：動物の管理、飼料の確保等計画 1：第3項　ペット等の保護等 県及び市は、風水害による被災の為、やむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 2：第2項　家庭動物等の保護等 県及び市は、地震による被災の為、やむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。
伊万里市 （佐賀県）	伊万里市地域防災計画において、次のとおり規定している。 ①風水害対策編 （第24節　家畜等の管理対策計画） 4　家庭動物等の保護等 風水害による被災にため、やむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会の協力を受け、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。 ②地震・津波災害対策編 （第24節　家畜等の管理対策計画） 4　家庭動物等の保護等 地震による被災にため、やむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会の協力を受け、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。 ③原子力災害対策編 （第16節　家畜等の管理対策計画） 4　家庭動物等の保護等 原子力災害による被災にため、やむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会の協力を受け、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。
武雄市 （佐賀県）	『武雄市地域防災計画』 第36節　病害虫防除、動物の管理等計画 第3項　ペット等の保護等 市及び県は、災害発生による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。
鹿島市 （佐賀県）	鹿島市地域防災計画　第4編災害応急対策計画 第3項　家庭動物等の保護等 　市は、災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。
小城市 （佐賀県）	小城市地域防災計画　第2編　風水害対策　第3章　災害応急対策計画　第34節　病害虫防除、動物の管理等計画 第3項　家庭動物等の保護等 　市及び県は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。
嬉野市 （佐賀県）	嬉野市地域防災計画 第2編　風水害対策　第3章　災害応急対策計画　第33節　病害虫防除、動物の管理等計画 第3項　ペット等の保護等 市及び県は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、佐賀県獣医師界との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。

自治体名	記載状況
神埼市 （佐賀県）	【神埼市地域防災計画】 第2編　風水害対策　第3章　災害応急対策　第35節　病害虫防除、動物の管理等計画 第3項　家庭動物等の保護等 市は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。 第3編　震災対策　第3章　災害応急対策　第36節　病害虫防除、動物の管理等計画 第3項　家庭動物等の保護等 市は、地震災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や里親捜し等の措置を講じる。
吉野ヶ里町 （佐賀県）	吉野ヶ里町防災計画 第2編 風水害対策編　第3章 災害応急対策計画　第34節　病害虫防除、動物の管理等計画　第3項 家庭動物等の保護等 　町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、県及び県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 第3編 地震対策編　第3章 災害応急対策計画　第34節 農林応急対策、動物の管理等計画　第4項 家庭動物等の保護等 　町は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、県及び県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や里親捜し等の措置を講じる。
基山町 （佐賀県）	基山町地域防災計画 第4章　救済計画 7.避難所の運営 (2)生活環境の維持 さらに、避難所におけるペットのためのスペースの確保にも配慮する。
上峰町 （佐賀県）	上峰町地域防災計画（風水害対策編） 第3章　災害応急対策計画 第34節　病害虫防除、動物の管理等計画　第3 ペット等の保護等 町は、被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。 上峰町地域防災計画（震災対策編） 第33節　動物の管理、飼料の確保等計画 風水害等対策編　第3章　第34節 「病害虫防除、動物の管理等計画」を準用する。
みやき町 （佐賀県）	みやき町地域防災計画 第34節　病害虫防除、動物の管理等計画 第3　家庭動物等の保護等 町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。
玄海町 （佐賀県）	玄海町地域防災計画 第2編　第3章　第34節　第3項　ペット等の保護 町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。 第3編　第2章　第1節　第34項　第2　ペット等の保護 町は、地震災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。
有田町 （佐賀県）	有田町地域防災計画　第2編　風水害対策編　第3章　災害応急対策計画 第34節　農林応急対策、動物の管理等計画　第4項　ペット等の保護等 町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、県及び佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。
江北町 （佐賀県）	江北町地域防災計画　第2編　風水害対策　第3章　災害応急対策計画　第33節　病害虫防除、動物の管理等計画　第3項　家庭動物等の保護等 　県及び市町は、風水害による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼主への譲渡等の措置を講じる。
白石町 （佐賀県）	白石町地域防災計画　第3編　地震・津波災害対策　第3章　災害応急対策計画　第34節　動物の管理、飼料等計画 第2項　家庭動物等の保護等 町は、地震による被災のためやむなく放置された犬、猫などの家庭動物等について、佐賀県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新たな飼い主への譲渡等の措置を講じる。
太良町 （佐賀県）	太良町地域防災計画 第3項　ペット等の保護等町は、災害による被災のためやむなく放置された犬、猫などのペット等について、県獣医師会との連携を密にし、一時的な保護や新しい飼い主への譲渡等の措置を講じる。
長崎県	長崎県地域防災計画震災対策編　第3章　地域災害応急対策　第13節　医療・保健に係る対策 9. 動物対策 （1）犬・猫等の愛玩動物の保護対策 県及び市町は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、震災により飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して以下のような対策を行う。 ①県 ・長崎県動物救護本部を設置し、被災動物やその飼育者等に対して必要な支援を行う。 ・市町に対し、愛玩動物との同行避難に対応した避難所運営について助言を行う。 ・必要に応じて、九州・山口9県災害時応援協定に基づく応援要請を行い、愛玩動物の一時預かり先を確保するよう努める。 ②市町 ・愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。 ・管内の被災状況を把握し、必要な物資等に関する情報を収集する。
島原市 （長崎県）	島原市地域防災計画　第3章　風水害応急　第14節　防疫・清掃活動 第8　動物の保護、収容 1 死亡獣畜の処理 　市民安全対策部及び産業対策部は、死亡した家畜、野禽等を処理する。処理にあたっては、県南保健所の助言に基づき、原則として死亡獣畜取扱場等で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋設又は焼却等の方法で処理する。 2 動物の保護・収容、放浪動物への対応 　大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるとともに、指定避難所等においても動物同伴者等の問題が生じることが予想される。 　市民安全対策部及び産業対策部は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県南保健所、長崎県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の保護・収容対策を行う。 　また、保護・収容された動物については、台帳を作成し公示する。 (1) 被災地における愛護動物の保護 　飼い主のわからない負傷又は逃げ出したペット等を保護する。危険動物が逃亡した時は、人的危害を防止するため、飼養者、警察署等と連携し、必要な措置を講ずる。 　また、被災地において、負傷した愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、愛護動物の保護等を行う。 (2) 指定避難所における動物の適切な飼育 　飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

自治体名	記載状況
大村市 （長崎県）	大村市地域防災計画 第3編　災害応急対策計画編　ー　第1章　風水害対策計画　ー　第9節　避難対策　ー　３　避難所等の開設及び管理運営　ー　⑵　避難所の管理運営 イ　指定避難所　ー（ア）一般の指定避難所 管理要員を常駐させ、施設管理者、自主防災組織、町内会等の協力を得て避難所を運営し、避難者の保護に当たる。 運営に当たっては、良好な避難生活を送れるように、要配慮者や女性に配慮した施設（授乳区画、更衣区画、物干し場、福祉避難室等）の割り当てを行うとともに、女性の視点に立ったニーズにも対応できるよう女性スタッフの配置に努める。 また、必要に応じて、被災者と同行避難した家庭動物のための施設の確保に努める。 第3編　災害応急対策計画編　ー　第2章　地震災害対策計画　ー　第10節　避難対策　ー　３　避難所等の開設及び管理運営　ー　⑵　避難所の管理運営 イ　指定避難所　ー（ア）一般の指定避難所 管理要員を常駐させ、施設管理者、自主防災組織、町内会等の協力を得て避難所を運営し、日案者の保護に当たる。 運営に当たっては、良好な避難生活を送れるよう要配慮者や女性に配慮した施設（授乳区画、更衣区画、物干し場、福祉避難室等）の割り当てを行うとともに、女性の視点に立ったニーズにも対応できるよう女性スタッフの配置に努める。 また、必要に応じて、被災者と同行避難した家庭動物のための施設の確保に努める。
松浦市 （長崎県）	松浦市地域防災計画(H30.10改定） 第1編基本計画　第3章災害応急対策計画　第6節 避難計画　11 第2編震災対策　第3章地震災害応急対策に関する計画　第4節 避難計画　８ 第3編原子力災害対策　第3章原子力災害対策　第3章災害応急対策　第4節 避難、屋内退避等の防護措置　2.避難所の設置（6） 犬・猫等の愛玩動物の保護対策 市は、動物愛護の及び管理の観点から、県、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して必要な対策を行う。 ① 愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。 ② 管内の被災状況等を把握し、必要な物資等に関する情報の収集に努める。 ③ 愛玩動物の一時預かり先の確保のため、必要により県を通じ、応援要請を行う。
対馬市 （長崎県）	対馬市地域防災計画（震災対策編　第3章　地震災害応急対策　８　動物対策） 8 動物対策 （1）犬・猫等の保護対策 市は、犬・猫等の保護対策として、住民へ愛玩動物保護管理についての周知を図ると共に、以下のような対策を行う。 ア 救援（給餌）対策 イ 放置された犬等の保護収容対策 ウ 保護収容施設の対策 エ 保護管理動物の疾病予防及び治療
壱岐市 （長崎県）	壱岐市地域防災計画には記載なし ただし、壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編）においては、犬・猫等の愛玩動物の保護対策についての記載あり 壱岐市地域防災計画（原子力災害対策編） 第3章 災害応急対策 5. 犬・猫等の愛玩動物の保護対策 市及び県は、動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護に努める。また、飼い主は避難の際にはできる限り犬・猫等の愛玩動物を同行避難することとし、県は、避難所を設置する市と協力して、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮して、避難所又は避難所とは別に愛玩動物を適正に収容し飼育できる施設を設置するよう努めるものとされている。
西海市 （長崎県）	「西海市地域防災計画」 第4編　災害応急対策計画（震災対策）　第13章　医療・保健にかかる対策　７　動物対策　（1）犬・猫等の愛玩動物の保護対策 放置された犬・猫等への給餌 保護収容施設の設置 放置された犬・猫の保護収容対策 保護管理動物の疾病予防及び治療 保護施設への犬・猫等の受入れ・譲渡等の調整を記載。 同行避難についても記載有。
南島原市 （長崎県）	南島原市地域防災計画 第3編　災害応急対策計画（震災対策） 第4章 保健衛生、災害時の廃棄物、遺体の処理等 1 保健衛生 （4）動物対策 ア 犬・猫等の保護対策 市は、犬・猫等の保護対策として、住民へ愛玩動物保護管理についての周知を図るとともに、以下のような対策を行う。 〇 救援（給餌）対策 〇 保護収容施設の対策 〇 放置された犬等の保護収容対策 〇 保護管理動物の疾病予防及び治療
長与町 （長崎県）	「長与町地域防災計画」第2章　震災応急対策計画　第1節　組織計画に担当部・班の記載 担当：環境衛生対策部衛生班（健康保険課・住民環境課） 迷ペットの対応及びペットの処理に関すること
時津町 （長崎県）	「時津町地域防災計画」 第2編　基本計画編　第2章　災害応急対策計画に担当部・班の記載 担当：民生部衛生班（住民環境課） 迷ペットの対応及びペットの処理に関すること
新上五島町 （長崎県）	「新上五島町地域防災計画書」 第3章　災害応急対策計画 第5節　避難計画 6. 避難場所及び避難所 （5）指定緊急避難場所及び指定避難所の開設及び管理

自治体名	記載状況
熊本県	熊本県地域防災計画 第2章　災害予防計画　第14節　防災知識普及計画 3　住民に対する防災知識の普及内容 （1）普及内容 イ　災害予防及び応急措置の概要 　県及び市町村は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。 （ソ）ペットを受入れ可能な避難所 （タ）ペットとの同行非難及び避難所での飼養の準備 第2章　災害予防計画　第16節　防災訓練計画 4　県・市町村等防災関係機関の個別防災訓練 （6）避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む。） 第2章　災害予防計画　第17節　避難収容計画 5　避難所運営マニュアルの作成等 　市町村は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーの確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる医療関係者の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。 第2章　災害予防計画　第17節　避難収容計画 10　被災した飼養動物の保護収容に関する対策 　県は、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、市町村、県獣医師会、県内の動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。 第3章　第4節　応援要請計画 3.「九州・山口9県災害時応援協定」及び「全国都道府県における災害時の広域応援 に関する協定」等に基づく応援要請（県知事公室、関係各部） ⑹ 飼養動物の一時預かり及び譲渡（健康福祉部） 第3章　災害応急対策計画　第12節　避難収容対策計画 5　避難所の開設及び収容 （7）避難所の管理運営 　サ　市町村は、ペットとの同行避難に備えて、避難所におけるペットのためのスペース（屋内、屋外等）の確保に努めるものとする。 第3章　災害応急対策計画　第27節　保健衛生計画 5　被災動物対策 　ア　県は、各保健所において、災害によって負傷した動物（犬・猫等）の収容に努めるものとする。 　イ　県は、各保健所において、飼養動物を保護収容し、関係機関・団体と連携して返還、譲渡を行うものとする。 　ウ　県は、災害時の動物救護に関するボランティアの養成に努めるとともに、ボランティア等と連携して救護活動を行うものとする。 　エ 県は、関係機関・団体と連携して、飼養動物に関する相談対応等を行うものとする。
阿蘇市 （熊本県）	平成27年度　阿蘇市地域防災計画書　第3章　第11節　避難計画 7. 避難予定場所 また、必要に応じ避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
合志市 （熊本県）	合志市地域防災計画書 第3章　災害応急対策計画　第17節　住宅応急対策計画　5. 応急仮設住宅の運営管理 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
宇土市 （熊本県）	宇土市防災計画 第2部　地震・津波災害対策　第2章　災害予防計画　第1節　防災知識普及計画 市民に対する防災知識の普及 （1）　普及の内容 ⑤　平常時の心得（日頃の準備） 　　ア～サ省略 　　シ　家庭動物との同行避難及び避難所での飼育の準備
八代市 （熊本県）	平成30年度　八代市地域防災計画（本編） 第3編　災害応急対策計画　　第10節　避難対策　　第7避難所の運営 2、避難所運営の目安 （11）愛玩家庭動物のためのスペースの確保 市は必要に応じ、避難生活が長期にわたる場合においては、避難所における家庭動物のためのスペース（屋内、屋外）の確保に努めるものとする。 同編　第12節　防疫・保健衛生　基本方針 災害からの保護は人間だけでなく愛玩動物も含まれ、動物等の遺体処理対策上重要であり、災害地におけるボランティア等の協力を得て早急に対処する。 第4　動物対策（環境課） 保健所及び動物愛護センターは飼い主の被災により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、一般社団法人熊本県獣医師会等の関係団体及びボランティアとの連携によりこれらの動物を救助及び保護する。 また、危険動物が施設から逃亡した場合は人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携をもとに状況を把握し、必要な処置を講じる。
芦北町 （熊本県）	平成30年度　芦北町地域防災計画 第2章　災害予防計画 　第6節　防災知識普及計画及び訓練計画 　　2　住民対する防災知識の普及 　　（1）普及内容 　　③　災害予防及び応急措置の概要 　　ソ）　ペットを受入れ可能な避難所 　　タ）　ペットとの同行避難及び避難所での飼育の準備 第3章　災害応急対策計画 　第9節　避難計画 　　6　避難所の開設及び収容 　　（6）避難所の管理運営 　　⑪　ペットとの同行避難に備えて、避難所におけるペットのためのスペース（屋内、屋外等）の確保に努めるものとする。 　　8　避難所運営マニュアルの作成等 　　町は、災害時に設置される避難所について、（中略）ペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアル（中略）をあらかじめ作成し、 　　関係者への周知を図るものとする。（後略） 　第29節　地震・津波災害対策計画 　　6　防災知識普及計画 　　（2）住民に対する防災知識の普及 　　①　普及の内容 　　オ）平時の心得（日頃の準備） 　　・ペットを受入れ可能な避難所 　　・ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備 芦北町国民保護計画（平成18年12月作成、平成29年10月修正） 第3編　武力攻撃事態等への対処 　第4章　警報及び避難の指示等 　　第2　避難住民の誘導等 　　3　避難住民の誘導 　　（10）動物の保護等に関する配慮 　　町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 　　・危険動物等の逸走対策 　　・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 　第7章　武力攻撃災害への対処 　　第1　武力攻撃災害への対処 　　2　武力攻撃災害の兆候の通報 　　（1）町長への通報 　　消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する（中略）毒素等による動物の大量死（中略）などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

自治体名	記載状況
あさぎり町 （熊本県）	熊本県あさぎり町地域防災計画　第8節　防災知識普及計画 Ⅲ　住民に対する防災知識の普及 １ 普及の内容 ２）災害予防及び応急措置の概要 町は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。 ソ　ペットを受入れ可能な避難所 タ　ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
大分県	大分県地域防災計画　地震・津波対策編　第3部　災害応急対策　第4章　被災者の保護・救護のための活動　第14節　被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1　被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、地区対策本部保健所班は市町村、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2　避難所における動物の保護 被災者救援部避難所対策班及び地区対策本部保健所班は、避難所を設置する市町村と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 (1)　各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 (2)　避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 (3)　他自治体との連絡調整及び要請 3　被災動物救護対策指針 県は、「1 被災地域における動物の保護」及び「2避難所における動物の保護」を実施するため、「大分県被災動物救護対策指針」を別に定める。 平成28年２月、「大分県災害時動物救護対策指針」制定
別府市 （大分県）	別府市地域防災計画　地震・津波対策編　第3章　災害応急対策　第14節　避難所対策の確立 9　避難所における動物の保護 市災害対策本部は避難所の設置に伴い、県や関係団体の支援を受け、飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、以下の事項について、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 （2）避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 （3）他自治体との連絡調整及び要請
中津市 （大分県）	中津市地域防災計画　地震・津波対策編　第3部災害応急対策　第4章　被災者の保護・救護のための活動　第14　被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は県、獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2 避難所における動物の保護 市は、県と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 （1）避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、県への獣医師の派遣依頼等 （2）避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 （3）他自治体との連絡調整及び要請
佐伯市 （大分県）	佐伯市地域防災計画　地震・津波対策編　第3章　災害応急対策　第33節　被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに避難所における動物同伴者への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、動物の保護や適正な飼育に関し、県（保健所等）との協力体制を構築するものとする。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから市は、保健所、県獣医師会佐伯支部、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し、負傷又は放浪状態にある動物の保護を行うものとする。 2 危険動物の逸走対策 危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3 避難所における動物の保護 市は、避難所内に被災動物の飼育スペースの確保に努めるとともに、保健所に協力し、飼い主に対し避難した動物の飼育について、適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持について以下の措置を行う。 （1）各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供等の調査、報告 （2）避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の支援 4 被災動物救護対策指針 「大分県被災動物救護対策指針」に基づき県が行う被災動物の救護に協力をするものとする。
臼杵市 （大分県）	臼杵市地域防災計画　地震・津波対策編　第3部　災害応急対策　第4章　被災者の保護・救護のための活動　第14節　被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から、動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県、県獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2 危険動物の逸走対策 市は、危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3 避難所における動物の保護 市は、避難所運営機関と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため、以下の措置を行う。 (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援 (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 (3) 他自治体との連絡調整及び要請 4 被災動物救護対策指針 市は、「大分県被災動物救護対策指針」を県や関係機関に周知するとともに、関係機関と連携したペット同行避難訓練など、ペット対策の取組を支援する。 5 市における対策 市における「被災地域における動物の保護」、「危険動物の逸走対策」及び「避難所における動物の保護」は、大分県被災動物救護対策指針に定めるところによる。

自治体名	記載状況
津久見市 （大分県）	津久見市地域防災計画 第2編 一般災害対策編　第2部 災害応急対策　第4章 被災者の保護・救援のための活動　第13節 被災動物対策 第3編 地震・津波対策編　第3部 災害応急対策　第4章 被災者の保護・救護のための活動　第14節 被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2 危険動物の逸走対策 危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3 避難所における動物の保護 県は、避難所を設置する市町村と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 （1）各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援 （2）避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 （3）他自治体との連絡調整及び要請 4 被災動物救護対策指針 県は、「1被災地域における動物の保護」、「2 危険動物の逸走対策」及び「3避難所における動物の保護」を実施するため、「大分県被災動物救護対策指針」を別に定める。 5 市における対策 市における「 被災地域における動物の保護」及び「避難所における動物の保護」は、大分県被災動物救護対策指針に定めるところによる。
竹田市 （大分県）	竹田市地域防災計画　第3編　震災対策編　第2部　災害応急対策 第4章　被災者の保護・救護のための活動　第14節　被災動物対策 　大規模災害時には、所有者不明動物や不詳動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1　被災地域における動物の保護 　飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は「大分県被災動物救護対策指針」に基づき、県地区対策本部、県獣医師会等団体をはじめ、動物愛護推進委員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2　危険動物の逸走対策 　危険動物が、災害時に逸走、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等を未然に防止する。 3　避難所における動物の保護 　市は、県地区対策本部を協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
豊後高田市 （大分県）	豊後高田市地域防災計画　風水害等対策編　第3部　災害応急対策計画　第4章　被災者の保護・救護のための活動　第１４節　被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2 危険動物の逸走対策 危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3 避難所における動物の保護 市は、県と協力して、飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 （1避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、県への獣医師の派遣依頼等 （2）避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 （3）他自治体との連絡調整及び要請
宇佐市 （大分県）	宇佐市地域防災計画　第3部 災害応急対策 第4章 被災者の保護・救援のための活動 第15節 被災動物対策 　大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1．被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市民生活対策班は県、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2．避難所における動物の保護 市民生活対策班は、避難所を設置した場合、県と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 ⑴各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、県への獣医師の派遣等の支援要請 ⑵避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ⑶他自治体との連絡調整及び要請 3．猛獣等脱出対策 略 4．危険動物の逸走対策 略 5．避難所における動物の保護 市は、県やボランティア等と連携し、被災した住民が避難所に同行してきた動物を、一時的に保管するスペースを避難所内外に確保するよう努めるとともに、飼い主に対し避難した動物の飼育について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 6．被災動物救護対策指針 市は、「大分県被災動物救護対策指針」をもとに、県や関係機関と連携し、ペット対策の取組を促進するよう努める。
豊後大野市 （大分県）	豊後大野市地域防災計画　第3部　応急対策　第4章　被災者の保護、救助のための活動　第１４節　被災動物対策　［環境衛生課］ 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、市は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1　被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2　危険動物の逸走対策 　危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3　避難所における動物の保護 飼い主に対し避難した動物の飼育について、県と連携して適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 （1）各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供等 （2）避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 （3）県と連携して他自治体との連絡調整及び要請
由布市 （大分県）	由布市地域防災計画　風水害対策編 第1部　災害予防計画 第3章　災害に強い人づくりのための計画 第3節　防災教育 5.愛護動物保護対策 　災害時における被災動物の救護及び人等への危害防止や、避難所における愛護動物同伴者への対処方法等、様々な課題に対応するため、愛護動物の保護や適正な飼育に関し、県や関係団体との協力体制を構築するものである。 1)被災地域における愛護動物の保護 　被災地域においては、飼い主不明や負傷の愛護動物が多く発生することが予想され、迅速な対応が求められる。そのため市は平常時より、県、大分獣医師会、動物愛護ボランティア及び関係機関等との協力体制を確立し。災害時には放浪状態または負傷の状態にある動物の保護を行うものとする。 　また、災害時には被災地域において負傷、若しくは飼い主不明等により、被災地域に残された愛護動物の情報収集に努め、保護が必要な愛護動物については、収容施設等に協力を依頼し保護する必要がある。そのため市は、平常時より情報収集体制や収容可能な施設について把握しておく。 11)避難所における愛護動物の飼育指導 　市は、飼い主が避難所において、愛護動物を適正に飼育できるよう、避難所内に被災愛護動物の飼育スペースの確保に努めるとともに、県、大分県獣医師会、動物愛護ボランティア及び関係機関等と協力して、次の通り愛護動物の飼育と指導にあたることとする。 ｱ. 避難所において、愛護動物の飼い主に対して、飼育体制についての助言を行う。 ｲ. 避難所から動物管理所等の保護施設への受け入れと譲渡等の調整を行う。

自治体名	記載状況
国東市 （大分県）	国東市地域防災計画　地震・津波対策編　第3部 災害応急対策　第4章 被災者の保護・救援のため活動　第14節 被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県地区対策本部保健所班、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2 危険動物の逸走対策 危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼす恐れがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3 避難所における動物の保護 地区対策本部保健所班と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 イ 避難所での動物の飼育状況の把握及び県への支援要請 ロ 避難所での飼育指導
姫島村 （大分県）	姫島村地域防災計画　地震・津波対策編　第3部　災害応急対策　第4章　被災者の保護・救護のための活動　第1節　避難所運営活動　第13節　被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、村は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、村は地区対策本部保健所班、関係機関・団体等と協力し動物の保護を行う。 2 危険動物の逸走対策 危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3 避難所における動物の保護 村は地区対策本部保健所班、関係機関・団体等と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努める。
日出町 （大分県）	日出町地域防災計画　地震・津波対策編　第3部 災害応急対策　第4章 被災者の保護・救援のため活動　第13節 被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、町は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。 1 被災地域における動物の保護 飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、大分県東部地区対策本部保健所班、県獣医師会等関係団体を始め、動物愛護推進員、動物愛護ボランティア等と協力し動物の保護を行う。 2 危険動物の逸走対策 危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。 3 避難所における動物の保護 町は、県被災者救援部避難所対策班及び大分県東部地区対策本部保健所班と協力して飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。 （1）各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供等の調査、報告 （2）避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の支援 （3）避難所での飼育指導
宮崎県	宮崎県地域防災計画　第1巻 第2編 地震災害対策編　第9節 保健衛生、防疫、ゴミ・がれき処理等に関する活動　第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施 第1項 基本方針 災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、県及び市 町村は、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消 毒等の予防措置を実施する。また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供す るよう、監視・指導を行う。さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、 同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。 3 愛護動物の救護の実施 (1)愛護動物の飼育場所の設置【市町村】被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、市町 村は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。(2)被災地における愛護動物の保護等【県・市町村】被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼 育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県 は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとお り愛護動物の保護等を行う。 ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管 エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ 愛護動物に関する相談の実施等 (3)避難所における愛護動物の適切な指導等【県】県は、避難所を設置する市町村と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正 な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持 に努める。ア 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の 派遣等市町村への支援 イ 避難所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整
都城市 （宮崎県）	都城市地域防災計画　第2編　風水害・共通対策編 第3章　災害応急対策計画　第14節保健衛生、防疫、し尿・ごみ・がれき処理に関する活動 7　愛護動物の救護の実施 (1)愛護動物の飼育場所の確保 「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、避難所周辺に愛護動物の飼育場所等を確保する等、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 (2)被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。 このため、「環境政策班」は、県、獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ①負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ②飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ③飼養困難な愛護動物の一時保管 ④愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 ⑤愛護動物に関する相談の実施等 (3)避難所における愛護動物の適切な指導等 「環境政策班」及び「各総合支所生活福祉班」は、避難所における愛護動物の飼育について、県と協力して適正な飼育の指導等を行う等、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。
延岡市 （宮崎県）	延岡市地域防災計画　第2編　風水害等災害対策編　第2章　第22節　第5項　愛護動物対策 1．愛護動物の飼育場所の設置 指定避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、指定避難所の生活環境の悪化防止に努める。 2．愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護を行う。 (1)負傷した愛護動物の収容・治療・保管 (2)飼い主不明の愛護動物の収容・保管 (3)飼養困難な愛護動物の一時保管 (4)動物愛護の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 (5)愛護動物に関する相談の実施等
日南市 （宮崎県）	日南市避難所運営マニュアル（長期編） （8）ペット連れの避難者への対応 ペットスペースの設置 ・避難所の敷地内に、ペット専用のスペースを設けます。スペースは、鳴き声や臭気対策を考慮し、住居空間からある程度離れた場所で、ペットを飼育していない避難者と導線が交わらない場所に設置します。 ・例として、避難所内の一角をペット飼育用スペースとする方法や、避難所敷地内に仮設プレハブ等を設置して飼育用スペースとする方法等があります（災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省）参照）。 ペット連れの避難者への対応 居住スペースへのペットの持込は、盲導犬等身体障がい者補助犬を除いて、原則禁止とし、周知徹底します。大型動物や危険なペットを連れた避難者は、同伴での入所を断らなければならな場合もあります。 ・ペット連れの避難者に対し、「ペットの飼育ルール【資料3】」を説明し、管理の徹底を図るとともに、「ペット登録台帳【様式16】」へ記入してもらいます。 〈ペット登録台帳の内容〉 ①飼育者の住所及び氏名 ②避難所への入所日及び退所日 ③ペットの名前 ④動物の特徴（性別、体格、毛色、避妊去勢の有無、ワクチン接種の有無、犬の場合は登録・狂犬病予防注射の確認など） ⑤迷子札の有無などその他飼育者を特定する情報 ・ペット連れ避難者にペット飼育のための専用スペースを案内します。 ・他の支援団体等の情報収集・支援要請 ・ペットを一時的に預かる施設や機関、ボランティア団体の情報を集め、適宜、ペット連れの避難者へ情報提供を行ないます。

自治体名	記載状況
串間市 （宮崎県）	串間市地域防災計画　第2編（風水害等対策編）　第2章（風水害応急対策計画）　第１１節（保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動） 3　愛護動物の救護の実施 （1）　愛護動物の飼育場所の設置 　被災地の避難場所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、市は、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 （2）被災地における愛護動物の保護等 　被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、市は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ　飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ　飼養困難な愛護動物の一時保管 エ　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ　愛護動物に関する相談の実施等
日向市 （宮崎県）	日向市地域防災計画【地震災害対策編】第3章－第9節－第2款　防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施 （1）愛護動物の飼育場所の設置 　　避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、市は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 （2）被災地における愛護動物の保護等 　　被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育にかかる負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、市は県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 　ア　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 　イ　飼い主不明の愛護動物の収容・保管 　ウ　飼養困難な愛護動物の一時保管 　エ　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 　オ　愛護動物に関する相談の実施等
三股町 （宮崎県）	三股町地域防災計画　第2編　風水害対策編　第3章　風雨害応急対策　第11節　保健衛生、防疫、ごみ、がれき処理等に関する活動 2　防疫・食品衛生対策・愛玩動物対策の実施（環境水道課） 　災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。 　また動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物救護を行う。 　（3）愛玩動物の救護の実施 　　ア　愛護動物の飼育場所の設置 　　被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める 　　イ　被災地における愛護動物の保護等 　　被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ法域的な対応が求められる。このため、県は、町、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 　　（ア）負傷した愛護動物の収容・治療・保管 　　（イ）飼い主不明の愛護動物の収容・保管 　　（ウ）飼養困難な愛護動物の一時保管 　　（エ）愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 　　（オ）愛護動物に関する相談の実施等
綾町 （宮崎県）	綾町防災計画　第2編　風水害・共通対策編 第2章　災害応急対策計画 第11節　保健衛生、防疫、ゴミ、がれき処理等に関する活動計画 第4　愛護動物の救護の実施 1　愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 2　被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止および被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。
高鍋町 （宮崎県）	＜高鍋町国民保護計画＞ 第3編－第4章－第2－3－（9）動物の保護等に関する配慮 町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について （平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等 ＜地域防災計画＞ 第3章－第19節－第2項－3．へい獣処理 必要に応じて家畜伝染病の予防のための消毒、その他の衛生処理を実施するとともに、高鍋保健所長の指示に従い、環境衛生上支障のない場所に収集し焼却等の方法で処理する。 また、逸走した危険な動物等の危険防止に努め、関係機関と協力し、その捕獲と処理の検討を行う。
新富町 （宮崎県）	新富町地域防災計画　第21節　防疫、清掃、食品衛生監視計画 第4項　愛護動物の救護の実施 1．愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 2．被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 （1）負傷した愛護動物の収容・治療・保管 （2）飼い主不明の愛護動物の収容・保管 （3）飼養困難な愛護動物の一時保管 （4）愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 （5）愛護動物に関する相談の実施等
西米良村 （宮崎県）	西米良村国民保護計画　第4章　警報及び避難の指示等 第2　避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 （9）動物の保護等に関する配慮 村は「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。・危険動物等の逸走対策　・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
木城町 （宮崎県）	木城町地域防災計画　第1編　共通対策編　第3章　災害応急対策計画　第13節　保健衛生・防疫 1．6動物愛護の救護の実施 （1）愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難場所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 （2）被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、本町は、県及び獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、以下のとおり愛護動物の保護等を行う。 ①負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ②飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ③飼養困難な愛護動物の一時保管 ④愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 ⑤愛護動物に関する相談の実施等 （3）避難所における愛護動物の適切な指導等 1．8野犬の処理 （1）野犬の処理は、町長が実施する。 （2）野犬の処理方法 ①野犬は、捕獲して適当な場所に収容する。 ②住民に対し、野犬を収容していることを周知する。

自治体名	記載状況
川南町 （宮崎県）	川南町地域防災計画　第1編　共通対策編　第3章　災害応急対策計画　第11節　保健衛生、防疫、ごみ処理・がれき処理等に関する活動 2.3 愛護動物の救護の実施（県防引用） ⑴ 愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は 避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 ⑵ 被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止・被災者の飼育 に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は、 県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動 物の保護等を行う。 ① 負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ② 飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ③ 飼養困難な愛護動物の一時保管 ④ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 ⑤ 愛護動物に関する相談の実施等 ⑶ 避難所における愛護動物の適切な指導等 町は県と連携して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うな ど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 ① 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の 派遣等市町村への支援 ② 避難所から保護施設への愛護動物の受け入れ・譲渡等の調整
都農町 （宮崎県）	都農町地域防災計画　第2編（風水害等災害対策計画）　第2章（災害応急対策計画）　第１９節（保健衛生・防疫・食品衛生・愛護動物対策計画）　第４項（愛護動物対策の実施） １　愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難場所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 ２　被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、町は、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ⑴　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ⑵　飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ⑶　飼育困難な愛護動物の一時保管 ⑷　愛護動物の飼い主、新たな飼い主探しのための情報の収集及び提供 ⑸　愛護動物に関する相談の実施等
門川町 （宮崎県）	門川町地域防災計画　第１編共通対策編　第３章災害応急対策計画　第11節保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動　2.3愛護動物の救護の実施 ⑴　愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難場所においては、愛護動物同行して避難することが予想される。そのため、町は避難所とは別に、愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 ⑵　被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県は、町、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物に保護等を行う。 ①　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 ②　飼い主不明の愛護動物の一時保管 ③　飼養困難な愛護動物の一時保管 ④　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 ⑤　愛護動物に関する相談の実施等
諸塚村 （宮崎県）	諸塚村地域防災計画　第3編　応急対策計画編　第14章　保健衛生・防疫対策　第2節　防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施 災害時における衛生環境の悪化による感染症に発生及びまん延を防止するため、応急措置を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。 また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。 さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物に救護を行う。 4.愛護動物の救護の実施 4.1愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難場所においては、愛護動物同行して避難することが予想されため、避難所とは別に、愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 4.2被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、村は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物に保護等を行う。
椎葉村 （宮崎県）	椎葉村地域防災計画 【地震災害･風水害対策編】第3章－第9節－第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施 ⑴　愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難場所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、村は、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 ⑵　被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、村は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ　飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ　飼養困難な愛護動物の一時保管 エ　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ　愛護動物に関する相談の指導等 ⑶　避難所における愛護動物の適切な指導等 村は、県と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。
美郷町 （宮崎県）	美郷町地域防災計画 第２款　防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施 町は、災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、県と連携の下、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。 また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。 さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。 （中略） ３　愛護動物の救護の実施 ⑴　愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 ⑵　被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ　飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ　飼養困難な愛護動物の一時保管 エ　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ　愛護動物に関する相談の実施等 ⑶　避難所における愛護動物の適切な指導等 県と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。 また、必要に応じて、次の事項について支援を要請する。 ア　各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援 イ　避難所から保護施設への愛護動物の受入れ及び譲渡等の調整

自治体名	記載状況
五ヶ瀬町 （宮崎県）	五ヶ瀬町地域防災計画【風水害等対策編・地震災害対策編】 第9節（保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動） 第2款（防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施　　2（愛護動物の救護の実施） (1)愛護動物の飼育場所の設置 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、町は、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。 (2)被災地における愛護動物の保護等 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、町は、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。 ア　負傷した愛護動物の収容・治療・保管 イ　飼い主不明の愛護動物の収容・保管 ウ　飼養困難な愛護動物の一時保管 エ　愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供 オ　愛護動物に関する相談の実施等 (3)避難所における愛護動物の適切な指導等 町は、保健所と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。
鹿児島県	〇鹿児島県地域防災計画　第3部　災害応急対策　第3章　事態安定期の応急対策　第7節　動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1　飼養動物の保護収容 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市町村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2　避難場所における適正飼養 避難所等において、動物の適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。 また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 第3　危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 〇災害時動物救護マニュアル 県防災計画等に基づき，災害緊急時において想定される，市町村や関係団体との連携・協力体制整備等の動物救護活動の具体的内容を記載。 〇鹿児島県国民保護計画　第3編　武力攻撃事態等への対処　第4章　警報及び避難の指示等　第2節　避難の指示等　第2避難の指示 (8)動物の保護等に関する配慮 県は、国の「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずる。 1 危険動物等の逸走対策 2 家庭動物等の保護収容及び所有者等への支援
日置市 （鹿児島県）	〇日置市地域防災計画 第3部　災害応急対策　第13節　動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し、必要な措置を行う。 第1 飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、情報の共有化を図る。 第2 避難所における適正飼養 ・避難所において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導や、動物の愛護及び環境衛生について保健所と連携を図る。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 第3 危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な情報を提供する。
いちき串木野市 （鹿児島県）	〇いちき串木野市地域防災計画 第1章 災害予防　第18節 防災知識の普及・啓発　第1 市民に対する防災知識の普及啓発 1 市民への防災広報等による防災知識の普及啓発(2) 防災知識の普及啓発の内容　ウ 災害予防措置　(ア) 家庭での予防・安全対策 c 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 第2章 災害応急対策　第24節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策　第4 動物保護対策 ・市は、県の活動に協力し、被災地における動物保護対策の措置をとる。 第3章 原子力災害事前対策　第8節 避難収容活動体制の整備　第10 避難所・避難方法等の周知 1 避難所等の周知 ・市は、避難の場所・避難方法（家庭動物との同行避難等を含む）について、日頃から市民等への周知徹底に努めるものとする。 第4章 緊急事態応急対策　第4節 避難、屋内退避等の防護措置　第1 避難、屋内退避等の防護措置の実施　7 家庭動物との同行避難 ・市は、災害の実態に応じて、県と連携し、飼い主による家庭動物との同行避難を呼びかけるものとする。 第2 避難所等 3 避難所の生活環境整備　(2)避難の長期化等への配慮 ・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 8 応急仮設住宅の建設等 ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。
十島村 （鹿児島県）	〇十島村地域防災計画 第2部 災害予防・減災　第3章 住民の防災意識の啓発及び活動の整備　第1節 防災知識の普及啓発　第1 防災知識普及計画 (2) 防災知識の普及・啓発の内容　ウ 災害予防措置 (ア) 家庭での予防・安全対策 ③飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 第3部 災害応急対策（一般災害）　第3章 事態安定期の応急対策　第7節　動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1 飼養動物の保護収容 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、村、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2 避難所における適正飼養 避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 第3 危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。
枕崎市 （鹿児島県）	〇枕崎市地域防災計画 第3編 災害応急対策　第3章 事態安定期の応急対策　第1節 避難所の運営　第2 避難所の管理運営 1 運営体制 (6)必要に応じ，避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第9節 住宅の供給確保　第1 住宅の確保・修理　1 応急仮設住宅の建設 (4) 応急仮設住宅の運営管理 ①必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第13節 動物保護対策（環境整備対策部） ・被災した飼養動物の保護収容，避難所における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し，必要な措置を行う。 第1 飼養動物の保護収容 ・放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，県，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し，保護収容を実施する。 第2 避難所における適正飼養 ・避難所において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。 第3 危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。 第3章 各活動班の役割 (6)ペットに関すること ・災害が起こると，人間と同様にペットも生活の場を失う。様々な人が生活する避難所内で，人間とペットが共存していくためには，一定のルールを設けトラブルにならないように注意する。 ① 居室部分へのペットの持ち込み禁止 ・多種多様な価値観を持つ人が共同生活を行う場合では，ペットの飼育を巡るトラブルが発生しやすいこと，また，動物アレルギーの人がいる可能性を考慮し，居室へのペットの持ち込みは禁止する。 ② 専用スペースの設置 ・ 避難所敷地内の屋外（余裕がある場合は室内も可）に専用スペースを設け，その場所で飼育する。 ・ ペットと避難所で共同生活を行うため，ペットの飼育及びペットの飼育場所の清掃は，飼い主が全責任をもって管理する。

自治体名	記載状況
南さつま市 （鹿児島県）	〇南さつま市国民保護計画 第4章 警報及び避難の指示等　第2節 避難住民の誘導等　4 避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
南九州市 （鹿児島県）	〇南九州市地域防災計画 第2部　災害応急対策　第3章　事態安定期の応急対策 第7節　動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1　飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2　避難所における適正飼養 ・避難所において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 第3　危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。
阿久根市 （鹿児島県）	〇阿久根市地域防災計画 第4部 特殊災害の応急対策　第4編 事態安定期の対策　第7節 動物保護対策 被災した飼育動物の保護収容，避難所等における飼育動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。 1 飼養動物の保護収容 放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し、保護収容を実施する。 2 避難所における適正飼養 避難所等において動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努めるともに獣医師会と協力して獣医師の派遣等を行うものとする。 3 危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察等と連携し状況把握と必要な措置を講ずる。
出水市 （鹿児島県）	〇出水市地域防災計画（原子力災害対策編） 第4節 屋内退避、避難収容等の防護活動　2 避難場所 (4) 避難所の生活環境整備 ② 避難の長期化等への配慮 必要に応じ、避難場所における飼養動物のためのスペースの確保に努めるものとする。 ⑼応急仮設住宅の建設等 必要に応じて、応急仮設住宅における飼養動物の受入れに配慮するものとする。 第５章 ３　広域避難体制 ⑸　避難等の長期化による物資の確保等 市は、県及びその他防災関係機関と連携し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保について対策を実施する。
薩摩川内市 （鹿児島県）	〇薩摩川内市地域防災計画 第2部 災害予防計画　第3章 市民の防災活動の整備　第1節 防災知識の普及啓発計画　第3 市民等に対する防災知識の普及　1 市民等に対する防災知識の普及 (4) 防災知識の普及内容 エ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 第3部 災害応急対策計画　第3章 事態安定期の応急対策計画　第1節 避難所の運営計画　第2 避難所の管理運営　1 避難所の管理運営　機関名　市 (6) ・必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第7節 動物保護対策計画 ・本計画は、被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行うものである。 第1 飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し、保護収容を実施する。 第2 避難所における適正飼養 ・避難所等において、動物の飼養者に対し適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、県と連携して獣医師の派遣等を受ける。 第3 危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第11節　住宅の供給確保計画　第1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 4　応急仮設住宅の運営管理 ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
長島町 （鹿児島県）	〇長島町地域防災計画 第3章 緊急事態応急対策　第4節 屋内避難，避難収容等の防護対策　2 避難場所 (10) 応急仮設住宅 の建設等 ・必要応じにて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第4章 複合災害対策　第3節 災害応急対策　3 屋内退避，難誘導等の防護活動の実施 (3) 広域避難体制 ⑤ 避難等の長期化による物資確保 ・愛玩動物の保護場所の確保等について 対策を実施する。
霧島市 （鹿児島県）	〇霧島市地域防災計画 第2編 一般災害対策編　第1章 災害予防 〈住民の防災活動促進〉 第15 節 防災知識の普及・啓発　第1住民に対する防災知識の普及啓発　1住民への防災知識の普及啓発　ウ災害予防措置 （ア）家庭での予防・安全対策 c　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所等での飼育についての準備 第31 節動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1 飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2 避難所における適正飼養 ・避難所において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣を行う。 第3 危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 〇霧島市国民保護計画 第3 編武力攻撃事態等への対処　第4 章警報及び避難の指示等　第2節 避難住民の誘導等　第4 避難住民の誘導 9 動物の保護等に関する配慮 市は，「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ，以下の事項等について，所要の措置を講ずるよう努める。 ① 危険動物等の逸走対策 ② 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
姶良市 （鹿児島県）	〇姶良市地域防災計画 第2章 災害応急対策　第19節 避難所の運営　第4 ペットへの対応 ペットを飼っている人もそうでない人も、動物好きの人もそうでない人も、共生できる環境に配慮する。 第27節 住宅の供給確保　第1 住宅の確保・修理　1 応急仮設住宅の建設 (4)応急仮設住宅の運営管理 ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。 第31節 動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1 飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2 避難所における適正飼養 ・避難所において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣を行う。 第3 危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

自治体名	記載状況
鹿屋市 （鹿児島県）	〇鹿屋市地域防災計画 第2部 災害予防　第3章 市民の防災活動の促進　第1節 防災知識の普及啓発　第1 市民に対する防災知識の普及啓発 (2) 防災知識の普及啓発の内容　3) 災害予防措置　① 家庭での予防・安全対策 〇飼い主により家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 第3部 災害応急対策 第3章 事態安定期の応急対策 第1節 避難所の運営　第2 避難所の管理運営　1. 避難所の開設及び管理 6)必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第8節 住宅の供給確保　第1 住宅の確保・修理　1. 応急仮設住宅の建設 (4)応急仮設住宅の運営管理 ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
垂水市 （鹿児島県）	〇垂水市地域防災計画 第2編　一般災害対策　第1章 災害予防 第16節 防災知識の普及・啓発　1 市民への防災広報等による防災意識の普及・啓発 (2) 実施内容　ウ 災害予防措置 (ｱ) 家庭での予防・安全対策 ④ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 第2章 災害応急対策　第27節 動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 1 飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、市は、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 2 避難所における適正飼養 ・避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 3 危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。
志布志市 （鹿児島県）	志布志市地域防災計画　一般災害対策編　第３部　災害応急対策　第3章　事態安定期の応急対策 第６節　動物保護対策 　被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1　飼養動物の保護収容 　放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、保護収容を実施する。 第２　避難所における適正飼養 　避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 第３　危険な動物の逸走対策 　危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。
大崎町 （鹿児島県）	〇大崎町地域防災計画 一般災害対策偏　第3部　災害応急対策　第3章　事態安定期の応急対策 第6節動物保護対策 　被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第１　飼養動物の保護収容 　放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、保護収容を実施する。 第２　避難所における適正飼養 　避難所において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 第３　危険な動物の逸走対策 　危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 地震災害対策偏　上記一般災害対策偏と同様 津波災害対策偏　上記一般災害対策偏と同様
東串良町 （鹿児島県）	〇東串良町地域防災計画 一般災害対策編　第3部　災害応急対策　第3章　事態安定期の応急対策 第６節　動物保護対策 被災した飼養動物の保護収容，避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。 第１　飼養動物の保護収容 　放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，県，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，保護収容を実施する。 第２　避難所における適正飼養 避難所等において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。 第３　危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。 地震災害対策編　第3部地震災害応急対策　第6節動物保護対策　　※上記一般災害対策編と同様 津波災害対策編　第3部津波災害応急対策　第6節動物保護対策　　※上記一般災害対策編と同様
肝付町 （鹿児島県）	〇肝付町地域防災計画 第3章 風水害災害応急対策計画　第6節 防災知識普及計画　2 住民への普及啓発内容 (2) 災害予防措置　ア 家庭での予防・安全対策 ③ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 第23節 動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 1 飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、猫等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、町、獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と協力し、収容場所を確保し、保護収容を実施する。 2 避難所における適性飼養 ・避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 3 危険な動物が飼養施設から逃走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第5節 応急対策活動　3 屋内退避・避難等の防護活動 (8) 愛護動物の救護対策 ・飼い主と同行避難した愛護動物については、適正飼育の指導や餌・ケージ等の確保の検討を行う等、避難所の生活環境悪化を防止し、愛護動物の飼育環境の維持に努める。
西之表市 （鹿児島県）	〇西之表市地域防災計画 第3章　災害応急対策計画　第21節（一般災害対策）・第28節（地震津波災害対策）動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策ついて、関係機と連携し必要な措置を行う。関係機と連携し必要な措置を行う。関係機と連携し必要な措置を行う。関係機と連携し必要な措置を行う。関係機と連携し必要な措置を行う。 1 飼養動物の保護収容 飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速か広域的対応が求められていることから、市は、西之表保健所、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 2 避難所における適正飼養 ・避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生努める。また、獣医師会と協力して獣医師の派遣等を行う。 3 危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者，警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。
中種子町 （鹿児島県）	〇中種子町地域防災計画 第2編 一般災害対策編　第2章 災害応急対策　第25節　動物保護対策 　被災した飼養動物の保護収容，避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1 飼養動物の保護収容 ・放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，県，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2 避難所における適正飼養 ・避難所等において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。 第3 危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。 〇中種子町国民保護計画 第3編 武力攻撃事態等への対処　第4章警報及び避難の指示等　第2 避難住民の誘導等　4 避難住民の誘導 (9)動物の保護等に関する配慮 町は，「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ，以下の事項等について，所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	記載状況
南種子町 （鹿児島県）	〇南種子町地域防災計画 第2編 一般災害対策編　第2章 災害応急対策　第19節 避難所の運営　第2 避難所の運営管理 ⑹必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第25節 動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1 飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2 避難所における適正飼養 ・避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 第3 危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第28節 住宅の供給確保　第1 住宅の確保・修理 1 応急仮設住宅の建設 (4) 応急仮設住宅の運営管理 ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
屋久島町 （鹿児島県）	〇屋久島町地域防災計画 第2章 災害応急対策　第2編 一般災害対策編 〈事態安定期の応急対策〉　第25 節 動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1 飼養動物の保護収容 ・放浪している犬・猫等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県・獣医師会・動物愛護団体・動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2 避難所における適正飼養 ・避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して獣医師の派遣等を行う。 第3 危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者・警察・その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。
奄美市 （鹿児島県）	〇奄美市国民保護計画 第4章 警報及び避難の指示等　第2節 避難住民の誘導等　第4 避難住民の誘導 (9) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年８月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
徳之島町 （鹿児島県）	〇徳之島町地域防災計画 第1編 一般災害対策編　第3部 災害応急対策計画　第3章 事態安定期の応急対策　第1節 避難所の運営　第2 避難所の運営管理 ⑺必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 第7節 動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 1 飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、町は県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 2 避難所における適正飼養 ・避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 3 危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第10節 住宅の供給確保　第1 住宅の確保・修理　1 応急仮設住宅の建設 (5) 応急仮設住宅の運営管理 ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
天城町 （鹿児島県）	〇天城町地域防災計画 第２編 一般災害対策編　第２部 災害応急対策　第3章　事態安定期の応急対策　第7節　動物保護対策 第7節 動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 1 飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、町は県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 2 避難所における適正飼養 ・避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 3 危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第10節 住宅の供給確保　第1 住宅の確保・修理　1 応急仮設住宅の建設 (5) 応急仮設住宅の運営管理 ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
伊仙町 （鹿児島県）	〇伊仙町地域防災計画 第２編 一般災害対策編　第２部 災害応急対策　第3章　事態安定期の応急対策　第7節　動物保護対策 第7節 動物保護対策 ・被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。 1 飼養動物の保護収容 ・放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、町は県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 2 避難所における適正飼養 ・避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。 3 危険な動物の逸走対策 ・危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。 第10節 住宅の供給確保　第1 住宅の確保・修理　1 応急仮設住宅の建設 (5) 応急仮設住宅の運営管理 ・必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
曽於市 （鹿児島県）	〇曽於市地域防災計画 第２編 一般災害編 第１部 災害予防計画 第４章 市民の防災活動の促進　第１節 防災知識の普及啓発第１ 市民に対する防災知識の普及啓発 ⑴ 防災知識の普及啓発の内容　③ 災害予防措置　ア 家庭での予防・安全対策 c 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等 第２部 災害応急対策計画　第３章 事態安定期の応急対策 第１節 避難所の開設・運営　７ 避難所の生活環境への配慮 ⑹ ペット対策 ペットの飼育，管理は飼育者が全責任を負うことが基本である。避難所でのペットの同居は動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点，並びに鳴き声，糞尿など騒音，臭気の問題からも原則禁止とするが，別途飼育スペースの確保などトラブルが起きないためのルールを避難所運営委員会が作成し，飼育者及び避難者に配慮した避難所運営を図る。 第６節 感染症予防・保健衛生　３ 動物保護対策 ⑴ 飼養動物の保護収容 放浪している犬，猫等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，避難対策班は，保健所を通じ，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。 ⑵ 避難所における適正飼養 避難所等において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。 ⑶ 危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。 第８節 住宅対策　３ 応急仮設住宅の供給 ⑸ 応急仮設住宅の運営管理 市（建設班）は，各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際，応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア，入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに，女性の参画を推進し，女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また，必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。なお，応急仮設住宅を供与できる期間は，竣工の日から2年以内とする。 第３編 地震編　第２部 災害応急対策計画　第３章 事態安定期の応急対策 第１節 避難所の開設・運営　６ 避難所の生活環境への配慮 ⑹ ペット対策 ペットの飼育，管理は飼育者が全責任を負うことが基本である。避難所でのペットの同居は動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点，並びに鳴き声，糞尿など騒音，臭気の問題からも原則禁止とするが，別途飼育スペースの確保などトラブルが起きないためのルールを避難所運営委員会が作成し，飼育者及び避難者に配慮した避難所運営を図る。

自治体名	記載状況
指宿市 （鹿児島県）	○指宿市地域防災計画（一般災害対策編） 第3部　災害応急対策 第3章　事態安定期の応急対策 第7節　動物保護対策 〔実施責任者：環境政策課，耕地林務課〕 被災した飼養動物の保護収容，避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。 第1　飼養動物の保護収容 放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，市，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。 第2　避難所における適正飼養 避難所等において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。 また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。 第3　危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。
錦江町 （鹿児島県）	○錦江町防災計画 第3章　災害応急対策計画 第18節　防疫、清掃計画　清掃 （7）飼養動物の保護収容等 　ア　使用動物の保護収容　放浪している犬、猫等については、可能な範囲で獣医師会、動物保護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所の確保と保護収容に努める。 　イ　避難所等における動物の飼養者に対する適正な飼養指導は、錦江町地域防災計画別冊「錦江町避難所運営マニュアル」によるものとし、併せて獣医師会と協力して獣医師の派遣等についても考慮する。 　ウ　危険な動物の逸走対策　飼養者、警察及びその他の機関と連携した情報収集と必要な措置を講じる。
沖縄県	沖縄県地域防災計画　第2編地震・津波編 第1章 災害予防計画 第3節 地震・津波に強い人づくり　第2款 地震・津波知識の普及・啓発に関する計画　1 防災知識の普及・啓発（実施主体：知事公室、市町村、防災関係機関）（5）その他　ア 普及・啓発の時期や内容等 県、市町村及びその他防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて、地震・津波被害想定調査結果等を示しながら、その地域の危険性や次の対策を県民等に周知するなど、重点的な防災思想の普及宣伝に努める。 (ア) 7日分以上の食料、飲料水、携帯トイレ等の非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、消火器の配備、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等、家庭での予防・安全対策 第2章 災害応急対策計画 第8節 避難計画　第1款 避難の原則　6 避難所の運営管理（市町村）（3）避難所の環境　エ ペットの同行避難を考慮して、避難場所敷地内にペット専用のスペースの確保、飼育ルールを定めるともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。 第20節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 5　犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画（環境部、保健医療部、市町村） （1）実施責任者 ア　犬及び負傷動物対策　県及び市町村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。 イ　特定動物（危険動物）対策　県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。 （2）収容及び管理　ア　犬及び負傷動物対策　県は、市町村及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護.・収容したときは適正に処理するよう協力を求めるものとする。 イ　危険動物対策　県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、市町村、警察及び民間団体に対し特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。 （3）保護・収容動物の公示　県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 （4）動物の処分　ア　県は、所有者不明犬等について、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 イ　県は、危険な動物から人の生命･身体等の安全を確保するため必要があると認めるときは、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な許力を求めるものとする。 6　ペットへの対応（環境部･市町村）　災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び市町村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 （1）　動物救済本部の設置　ア　県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護･治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。　イ　県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 （2）　避難所での取扱い　市町村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。 第23節 住宅応急対策計画　2 応急仮設住宅の設置等（子ども生活福祉部、土木建築部、市町村）（7）運営管理 応急仮設住宅は、入居者の状況に応じての適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保，孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。 第3編風水害等編　第2章災害応急対策計画　第21節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画（実施主体：環境部、保健医療部、市町村） 災害時における感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視は「第2編地震・津波編　第2章災害応急対策計画　第20節感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
宜野湾市 （沖縄県）	宜野湾市地域防災計画　第18節　感染症対策、保健衛生、清掃及び動物の保護収容計画　第4　犬及び危険動物の保護・収容計画 1　実施責任者 (1)犬及び負傷動物対策 市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等の収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市の飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 (2)特定動物（危険動物）対策 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、県が設置する特定動物対策班へ情報提供するとともに住民へ周知する。 2　収容及び管理 (1)犬及び負傷動物対策 市は民間団体等と協力し、犬等の収容・保管のための場所又は施設を確保し、適正に管理する。 (2)特定動物（危険動物）対策 県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、県からの要請に基づき、市が特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置を講ずる。 (3)保護・収容動物の公示 県が作成した保護・収容された動物の台帳を公示する。 宜野湾市国民保護計画（平成27年3月策定） 第3編－第4章－第2 避難住民の誘導等 3 避難住民の誘導 （9）動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努め る。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	記載状況
宮古島市 （沖縄県）	宮古島市地域防災計画　第3部　災害応急対策計画　第3章　災害応急対策（共通編）　第１９節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 5　犬等及び危険動物の保護・収容計画（実施主体：市：［環境衛生課］、県） （1）　実施責任者 ア　犬及び負傷動物対策 市及び県（宮古保健所）は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）保護及び収容を行うものとする。 イ　危険動物対策 県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。 （2）収容及び管理 ア　犬及び負傷動物対策 県は、市及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護.・収容したときは適正に処理するよう協力を求めるものとする。 イ　危険動物対策 県は、危険動物が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。所有者不明の場合には、市、警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。 （3）　保護・収容動物の公示 県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 （4）　動物の処分 ア　県は、所有者不明犬等について、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。 イ　県は、危険な動物から人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。その実施については、宮古保健所、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。 6　ペットへの対応（実施主体：市［環境衛生課］、県） 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市及び県（宮古保健所）は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 （1）　動物救済本部の設置 ア　県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護･治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 イ　県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 （2）　避難所での取扱い 市町村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
石垣市 （沖縄県）	石垣市地域防災計画 第2編　地震・津波編 第2章　災害応急対策計画 第20節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 7 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画 (1)　実施責任者 ア　犬及び負傷動物対策 市及び県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、市犬取締条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）保護及び収容を行う。 イ　特定動物（危険動物）対策 県は、 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物） が逸走した場合には、情報収集や関係機関との連絡調整を行う。 (2)　収容及び管理 ア　犬及び負傷動物対策 県より要請があった場合、市及び民間団体は、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供に応じ、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力する。 イ 危険動物対策 県は、特定動物（危険動物）が逸走した場合には、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、市、警察及び民間団体に対し特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。 (3) 保護・収容動物の公示 県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 (4) 動物の処分 ア　県は、所所有者不明犬等については、狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。 イ　県は、危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求める。 8　ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 また、県や関係機関と連携し、災害におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省平成25年6月）に基づく体制の整備に努めるとする。 (1)　動物救済本部の設置 ア　県は、関係団体と連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 イ　県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 (2)　避難所での取扱い 市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
浦添市 （沖縄県）	浦添市地域防災計画(平成28年3月修正)　第3編　第3章　第19節　感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画 3 災害時における動物保護・収容計画 （1）実施責任者・実施内容 ①犬及び負傷動物対策　責任者：県（動物愛護センター）及び市　実施内容：災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、市飼い犬条令に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。 ②危険動物対策　責任者：県（動物愛護センター等）、（協力機関：市、関係機関）実施内容：沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、県の危険動物対策班設置にともない情報収集、関係機関との連絡調整を行う。また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。（条例に基づく）所有者不明の場合、県の活動とともに本市における警察及び民間団体に対し、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 （2）保護・収容動物の公示　保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。　※資料編〔様式〕【その他】〇保護動物台帳 （3）動物の処分　所有者不明犬等：狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 危険動物：人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。 4 ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 （1）動物救済本部の設置 ①県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 ②県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 （2）避難所での取扱い　市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
名護市 （沖縄県）	名護市地域防災計画 1　犬及び特定動物（危険動物）の保護・収用計画 （1）犬及び負傷動物対策 市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、名護市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 （2）特定動物（危険動物）対策 市は、「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行う。 2　保護・収容動物の公示 市は、保護・収容した動物の台帳を作成し、公示する。 3　動物の処分 県が動物の処分を行う次のことに関し、市は協力する。 （1）所有者不明犬等 所有者不明犬等については、「狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律」に基づき処分するものとし収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。 （2）特定動物（危険動物） 危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるとき、県は、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討するものとする。その実施については、県、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。 4　ペットへの対応 （1）災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。このため、市は、避難所等での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して実施する。 （2）市は、避難所等でのペットの状況を把握するとともに、避難所敷地内にペット専用スペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。

自治体名	記載状況
糸満市 （沖縄県）	糸満市地域防災計画 第4款　動物の保護収容対策 (1)実施責任者 1）犬及び負傷動物対策 県（薬務衛生班、保健所）及び市は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、糸満市飼い犬条例に基づき放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護収容を行うものとする。 1）危険動物対策 沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、県（薬務衛生班）に連絡するものとする。 (2)収容及び管理 1）犬及び負傷動物対策 市は、犬等を保護・収容したときは直ちに県に連絡し、適正に管理するよう努めるものとする。 1）危険動物対策 逸走した所有者不明の危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について県より協力を求められた場合には、努めて協力するものとする。
沖縄市 （沖縄県）	沖縄市地域防災計画　第2編　地震・津波編　第2章　災害応急対策計画（地震・津波編）　第20節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画　第3款　動物の保護収容対策 1　犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画（環境班） (1) 実施者及び収容・管理 実施区分　犬及び負傷動物対策 実施者　県（動物愛護管理センター等）及び市 実施内容　災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。 実施区分　特定動物（危険動物）対策 実施者　県（動物愛護管理センター等）（協力機関：市、関係機関） 実施内容　県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。また、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。 所有者不明の場合、県の活動とともに本市における警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 実施者　（財）沖縄こども未来ゾーン運営財団 実施内容　上記実施内容に基づき、関係機関と連絡調整を行う。（非常事態対策要綱） (2) 保護・収容動物の公示 保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 (3) 動物の処分 区分　所有者不明犬等 実施者　県（動物愛護管理センター等） 実施内容　狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 区分　危険動物 実施内容　人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。 実施にあたり、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。 2　ペットへの対応（環境班） 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 市は、避難所でのペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内にペット専用スペースの確保、飼育ルールを定めるとともに、飼養について飼い主の自己管理を促すよう努める。
豊見城市 （沖縄県）	豊見城市地域防災計画　第2編　地震・津波編　第2章　災害応急対策計画（地震・津波編）　第21節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画　第3款　動物の保護収容対策 (1)犬等及び特定動物（危険動物） ア　実施者及び収容・管理 実施区分　犬及び負傷動物対策 実施者　県（動物愛護管理センター等）及び市 実施内容　災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。 実施区分　特定動物（危険動物）対策 実施者　県（動物愛護管理センター等）（協力機関：市、関係機関） 実施内容　県は、動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。また、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。 所有者不明の場合、県の活動とともに本市における警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 イ　保護・収容動物の公示 県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 ウ　動物の処分 区分　所有者不明犬等 実施者　県（動物愛護管理センター等） 実施内容　狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 区分　危険動物 実施内容　県は、人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。 その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。 (2)ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 ア　動物救済本部の設置 (ア)　県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 (イ)　県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 イ　避難所での取扱い 市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
うるま市 （沖縄県）	うるま市地域防災計画　　第2編　地震・津波編　第2章　災害応急対策計画　　第21節　感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画 5 犬等及び危険動物の保護・収容 (1)実施責任者 ① 犬及び負傷動物対策 市（市民対策部環境班）及び県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。 ② 危険動物対策 県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。 ⑵ 収容及び管理 ① 犬及び負傷動物対策 市は、県と連携し、民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。 ② 危険動物対策 県は、危険動物が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。 所有者不明の場合には、市、警察、民間団体に対し、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。 ⑶ 保護・収容動物の公示 市及び県は、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 ⑷ 動物の処分 ① 県は、所有者不明犬等については、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 ② 県は、危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。 その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。 6 ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、市及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 ⑴ 動物救済本部の設置 ① 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 ② 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 ⑵ 避難所での取扱い 市は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。 第3編　風水害対策編　第2章　災害応急対策計画　　第22節 感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画 災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び動物の保護収容は、「第2編 地震・津波編 第2章 第21 節 感染症対策、し尿の処理及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

自治体名	記載状況
南城市 （沖縄県）	南城市地域防災計画　第3章　共通の災害応急対策計画　第19節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 第5項　犬等及び特定動物(危険動物)の保護･収容計画（実施主体：環境衛生班、県） 1　犬及び特定動物(危険動物)対策 市は、必要に応じて犬等収容班を組織し、次の対策を実施する。 ■犬及び特定動物(危険動物)対策 実施区分　犬及び負傷動物対策 責任者　　県（生活衛生課・自然保護・緑化推進課・動物愛護管理センター）及び市 実施内容　〇災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市飼い犬条例に基づき放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 〇収容･保管に関し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求める。 実施区分　特定動物(危険動物)対策 責任者　　県（自然保護・緑化推進課）（協力機関：市、関係機関） 実施内容　〇沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する特定動物(危険動物)が逸走した場合は、県の特定動物(危険動物)対策班設置にともない情報収集、関係機関の連絡調整を行う。 また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するため必要な措置をとるよう命ずる。（条例に基づく） 〇所有者不明の場合、県の活動とともに、警察及び民間団体に対し、特定動物(危険動物)の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求める。 2　保護・収容動物の公示 市は、保護・収容された動物について、台帳を作成・県が公示する台帳の作成に協力する。 3　動物の処分 県は、所有者不明犬等、特定動物(危険動物)について、次のとおり処分する。 ■動物の処分 区分　所有者不明犬等 実施内容　〇狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。 区分　危険動物 実施内容　〇人命･身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、当該危険動物を殺処分する。 〇実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。 第6項　ペットへの対応（実施主体：環境衛生班、関係機関） 市は、災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想されるため、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。特に避難所におけるペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所と区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
本部町 （沖縄県）	本部町地域防災計画　第4章　災害応急対策計画　第26節　防疫、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 7 犬等及び危険動物の保護・収容計画 （1）実施責任者 ①犬及び負傷動物対策 町（予防班）は、災害時に状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、町飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。 ②危険動物対策 町（予防班）は、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。 （2）収容及び管理 ①犬及び負傷動物対策 町（予防班）は、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう努めるものとする。 ②危険動物対策 町（予防班）は、危険動物が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するため必要な措置をとるよう命ずるものとする。所有者不明の場合には、県、警察、民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 （3） 保護・収容動物の公示 保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 （4） 動物の処分 ①所有者不明犬等については、狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容機関等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 ②危険動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。 その実施については、県、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。
金武町 （沖縄県）	金武町地域防災計画　第4編　第1章　災害応急対策計画　第23節　清掃及び動物の保護収容計画 3 災害時における動物保護・収容計画 【実施責任者・対策内容】 実施区分　①犬及び負傷動物対策 責任者　県（中部福祉保健所等）・町 実施内容　災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、金武町飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。収容･保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。 実施区分　②危険動物対策　責任者　県（中部福祉保健所等）・町協力機関、町、関係機関 実施内容　沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、県の危険動物対策班設置にともない情報収集、関係機関との連絡調整を行う。 また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するため必要な措置をとるよう命ずるものとする。（条例に基づく）　所有者不明の場合、県の活動とともに本町における警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 （2） 保護・収容動物の公示 保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。 （3） 動物の処分 【動物の処分の実施事項】 区分　①所有者不明犬等　実施内容　狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 区分　②危険動物　　実施内容　人命･身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。 〇実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。
嘉手納町 （沖縄県）	嘉手納町地域防災計画 5　犬等及び特定動物（危険生物）の保護・収容計画 （1）実施責任者・対策内容 《動物保護・収容の実施事項》 ①犬及び負傷動物対策 　災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、嘉手納町飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。 ②特定動物（危険動物）対策 沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、県の危険動物対策班設置にともない情報収集、関係機関との連絡調整を行う。 また、飼育者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。 所有者不明の場合、県の活動とともに本町における警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 （2）保護・収容動物の公示 保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。 （3）動物の処分 《動物処分の実施事項》 ①所有者不明犬等 狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 ②特定動物（危険動物） 人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討する。実施に当たり、警察、民間団体に対し必要な協力を求める。 6　ペットへの対応 　災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、本町及び県は、避難場所での混乱を防止し、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 　本町は、避難所におけるペット状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難所の生活場所と区分する。 　また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

自治体名	記載状況
北谷町 （沖縄県）	北谷町地域防災計画 5　犬等及び危険動物の保護・収容計画（実施主体：市：［環境衛生課］、県） （1）　実施責任者 ア　犬及び負傷動物対策 町は、県と連携のもと、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、北谷町飼い犬条例に基づき放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）保護及び収容を行うものとする。 イ　危険動物対策 県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行う。 （2）保護・収容及び管理 ア　犬及び負傷動物対策 （ア）町等は、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）保護及び収容を行うととに、民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護.・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。 （イ）保護・収容された動物については、台帳を作成し、公示するものとする。 イ　危険動物対策 県は、危険動物が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずる。町は、所有者不明の場合には、警察及び民間団体と共同して、危険動物のほか、収容その他必要な措置の実施に協力するものとする。 （3）　動物の処分 ア　所有者不明犬等 狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 イ　危険な動物 人の生命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求める。 2　ペットへの対応（実施主体：市［環境衛生課］、県） 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。町は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な使用を行うため、犬、獣医師会、動物関係団体、ボランティア等と協力してペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し、避難者の生活場所とを区分するものとする。また、所有者責任による自己管理を徹底させるものとする。
西原町 （沖縄県）	西原町地域防災計画　第2編　地震・津波編　第2章　災害応急計画　第22節　清掃計画 第5　犬等及び危険動物の保護・収用計画 災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収用版を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収用を行うものとする。 第6　ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して非難することが予想される。そのため、町は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 町は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。 また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
与那原町 （沖縄県）	与那原町地域防災計画　第3編　災害応急対策　第19節　保健衛生活動計画 3　ペットへの対応 　災害発生時には、多くの避難者がペット同伴で避難することが予想されるため、避難場所での混乱防止と衛生保持のため、これら動物の保護や適正な飼育に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。避難所においては、ペットの状況を把握するとともに、敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。 4　犬及び負傷動物対策等 　災害時の状況に応じて必要と認めたときは、県と連携して、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容・保管を行う。また、県が実施する危険動物対策（逸走した危険動物の捕獲、収容等）について、必要に応じ協力するものとする。
久米島町 （沖縄県）	久米島町地域防災計画　第4編 災害応急・復旧・復興対策計画　第1章 災害応急対策計画　第23節　清掃・動物保護収容計画 5　犬等及び危険動物の保護・収容計画 （1）実施責任者 ア 犬及び負傷動物対策 町及び県（薬務衛生班、保健所）は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、町飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。担当は、環境整備対策部とする。 イ 危険動物対策 町及び県（薬務衛生班）は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。 （2）収容及び管理 ア 犬及び負傷動物対策 町は県（薬務衛生班、保健所）からの求めがある場合は、民間団体とともに犬等の収容・保管のための場所また施設の提供をし、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力するものとする。 イ 危険動物対策 県（薬務衛生班、保健所）は、危険動物が逸走した場には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するため必要な措置をとるよう命ずるものとする。所有者不明の場合には、町は、県からの求めがある場合は警察、民間団体とともに危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力をするものとする。 （3） 保護・収容動物の公示 保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 （4） 動物の処分 ア 所有者不明犬等については、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 イ 危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。
八重瀬町 （沖縄県）	八重瀬町地域防災計画　第3部　災害応急対策計画　第3章　共通の災害応急対策計画　第19節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 第5項　犬等及び危険動物の保護・収容計画 1犬及び危険動物対策 町は、必要に応じて犬等収容班を組織し、次の対策を実施する。 ■犬及び危険動物対策 実施区分　犬及び負傷動物対策　責任者　県（生活衛生課・自然保護・緑化推進課・動物愛護管理センター）及び町 実施内容　〇災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、町飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。〇収容･保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理を求める。 実施区分　危険動物対策　責任者　県（自然保護・緑化推進課）（協力機関：町、関係機関） 実施内容　沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合は、県の危険動物対策班設置にともない情報収集、関係機関の連絡調整を行う。 また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するため必要な措置をとるよう命ずる。（条例に基づく）　〇所有者不明の場合、県の活動とともに警察及び民間団体に対し、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求める。 2 保護・収容動物の公示 町は、保護収容された動物について、県が作成・公示する台帳の作成に協力する。 3 動物の処分 県は、所有者不明犬等、危険動物について、次のとおり処分する。 ■動物の処分 区分　所有者不明犬等　実施内容　〇狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。 区分　危険動物　　実施内容　〇人命･身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。 〇実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。 第6項 ペットへの対応（実施主体：環境衛生班、関係機関） 町は、災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想されるため、 避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 特に避難所におけるペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所と区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

<table>
<tr><th>自治体名</th><th>記載状況</th></tr>
<tr><td>国頭村
（沖縄県）</td><td>国頭村地域防災計画　第2編　風水害編　第2章　災害応急対策計画　第21節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収用計画
5　犬等及び危険動物の保護・収用計画（福祉課、県）
（1）　実施責任者
ア 犬及び負傷動物対策
　村及び県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所　有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。
イ　危険動物対策
　県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。
（2）収容及び管理
ア 負傷動物対策
県は、村及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。
イ 危険動物対策
県は、危険動物が逸走した場合には、その飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき人の生命、身体等に対する危害を防止するため必要な措置をとるよう命ずるものとする。所有者不明の場合には、村、警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。
（2）保護・収容動物の公示
　県は、保護収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。
（4）動物の処分
ア 県は、所有者不明犬等について、狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。
イ　県は、危険な動物から人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。その実施については、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。
6　ペットへの対応（福祉課、県）
　災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、村及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。
（1）動物救済本部の設置
ア 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。
イ 県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。
（2）避難所での取扱い
村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。</td></tr>
<tr><td>東村
（沖縄県）</td><td>東村地域防災計画　　第3編 災害応急対策計画編　第1章　風水害（地震・津波編共通）
　第17節　感染症対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収用計画
7. 犬等及び特定動物(危険動物）の保護・収用計画
（1）　実施責任者
　村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。
　動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、県の設置する特定動物（危険動物）対策班及び県動物愛護管理センターと連絡調整や情報収集を行うものとする。
（2）収容及び管理
①犬及び負傷動物対策
　県は、村及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求めるものとする。
②特定動物（危険動物）対策
　県は、動物愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物（危険動物）が逸走した場合には、特定動物（危険動物）対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。また、その飼養者に対して、動物の愛護及び管理に関する法律等に基づき人の生命・身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう指導するものとする。所有者不明の場合には、村、警察及び民間団体に対し特定動物（危険動物）の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。
（3）保護・収容動物の公示
　保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。
（4）動物の保護・処分
■動物処分の実施事項
<table><tr><th>区　分</th><th>実　施　内　容</th></tr><tr><td>所有者不明犬等</td><td>狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。</td></tr><tr><td>特定動物
（危険動物）</td><td>人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、当該特定動物（危険動物）の殺処分を検討する。実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。</td></tr></table>
8.ペットへの対応
　災害発生時には、多くの避難者がﾍﾟｯﾄを同伴して避難することが予想される。そのため、村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。
（1）動物救済本部の設置
①県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療・飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。
②県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。
（2）避難場での取扱い
　村では、ﾍﾟｯﾄの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所と区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
第3編　災害応急対策計画編　第2章　地震・津波応急対策計画
第１７節　感染病対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画
→第1章風水害　第17節「感染病対策、し尿処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に準ずる</td></tr>
<tr><td>今帰仁村
（沖縄県）</td><td>今帰仁村地域防災計画　第3章　第22節　防疫計画　第8　災害時における動物保護の収容計画
村は犬及び負傷動物の収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求める。狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、収容･処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。</td></tr>
<tr><td>恩納村
（沖縄県）</td><td>恩納村地域防災計画　第2編　地震・津波編　第2章　災害応急対策計画　第20節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画
4 犬等及び危険動物の保護・収容計画
（1）実施責任者
ア）犬及び負傷動物対策
犬及び村は、災害時に状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。
イ）危険動物対策
県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。
（2）収容及び管理
ア）犬及び負傷動物対策
村は、民間団体と協力し、犬等の収容・保護のための場所または施設を提供し、犬等を保護・収容したときは適正に管理する。
イ）危険動物対策
沖縄県動物の愛護及び管理に関する法律施行令に規定する危険動物が逸走した場合は、県の危険動物対策設置班設置に伴い情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。また、飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する法律施行令に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するため必要な措置をとるよう命ずるものとする。所有者不明の場合には、県、警察、民間団体と協力し、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置を行うものとする。
5 ペットへの対応
災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。
（1）避難所での取扱い
村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所と区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。</td></tr>
<tr><td>宜野座村
（沖縄県）</td><td>宜野座村地域防災計画　第3編 災害応急対策計画　第1章 風水害応急対策計画 第16節 防疫計画
9. 犬等及び危険動物の保護・収容計画
（1）犬等及び負傷動物対策
県及び村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。
（2）収容及び管理
県は、村及び民間団体に対し、犬等の収容・保管のための場所または施設の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求める。
（3）避難所での取扱い
村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
10.その他
その他必要事項については、関係機関と協力して実施する。</td></tr>
</table>

自治体名	記載状況
伊江村 （沖縄県）	伊江村地域防災計画　第4章　災害応急対策計画（基本編）　Ⅰ 実践的な災害応急対策　第20節 防疫計画 8. 災害時における動物保護・収容計画 建設対策班は、動物収容班を編制し、その都度即応体制をとるものとする。 1）実施責任者・対策内容 担当　犬及び負傷動物対策　実施責任者　県（北部福祉保健所等）伊江村 実施内容　・災害時に必要に応じ、動物収容班を編成し狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、伊江村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 ・収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。 担当　危険動物対策　実施責任者　県（北部福祉保健所等）村協力機関　伊江村　関係機関 実施内容　・沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、県の危険動物対策班設置にともない情報収集、関係機関との連絡調整を行う。 ・飼養者に対して人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。（条例に基づく） ・所有者不明の場合、県の活動とともに本村における警察及び民間団体に対し、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 2）保護・収容動物の公示 保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。 3）動物の処分 区分　所有者不明犬等　実施内容　・狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 区分　危険動物　　実施内容　・人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。 9. その他 その他必要な事項については、関係機関と協力して実施するものとする。
読谷村 （沖縄県）	読谷村地域防災計画　第2編 地震・津波編　第2章 災害応急対策計画（地震・津波編）　第21節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 第4款　動物の保護・収容計画 1　実施責任者 (1) 犬及び負傷動物対策 村及び県（福祉保健部、保健所）は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 (2)　危険動物対策 沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、村は県が設置する危険動物対策班の活動に協力する。 2　収容及び管理 (1)犬及び負傷動物対策 村は、県から犬等の収容・保管のための場所又は施設の提供を求められたときはそれに協力し、保護・収容された犬等を適正に管理する。 (2) 危険動物対策 危険動物が逸走した場合には、村は、県（福祉保健部、保健所）の要請に従い、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力する。 3　ペットへの対応 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 (1)　動物救済本部の設置 県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護･治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 (2)　避難所での取扱い 村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。 第3編 風水害等編　第2章 災害応急対策計画（風水害等編）　第21節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 災害時における被災地の感染症対策、保健衛生、し尿処理及び食品衛生監視は、地震・津波編第2章の「第21節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画」に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。
渡嘉敷村 （沖縄県）	渡嘉敷村地域防災計画　第2編 地震・津波編　第2章 災害応急対策計画　第20節　防疫及び清掃計画 4　犬等及び危険動物の保護・収容計画（民生対策班） (1)実施責任者 ア 犬及び負傷動物対策 県及び村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を編成して必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 イ 危険動物対策 県は、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険度追う物対策班を設置し、情報収集、関係機関との連絡調整を行う。 (2)収容及び管理 ア 犬及び負傷動物対策 県は村及び民間団体に対し犬等の収容・保管のための場所の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求める。 イ 危険動物対策 県は、危険動物が逸走した場には、その飼養者に対して、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するため必要な措置をとるよう命ずるものとする。所有者不明の場合には、村、警察、民間団体に対し危険動物の保護、収容その他必要な措置について協力を求める。 (3) 保護・収容動物の公示 保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。 (4) 動物の処分 ア 所有者不明稲等については、狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。 イ 危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。その実施については、警察、民間団体に対して必要な協力を求める。 5　ペットへの対応（民生対策班） 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 (1)　動物救済本部の設置 ア　県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護･治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 イ　県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 (2)　避難所での取扱い 村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
渡名喜村 （沖縄県）	渡名喜村地域防災計画　地震・津波編　第2章 災害応急対策計画　第20節　防疫計画 3　犬等及び危険動物の保護・収容計画（環境生活部・市町村） 県及び村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。また、県は、沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険動物対策班を設置し、情報収集や関係機関との連絡調整を行うものとする。 4　ペットの対応 避難場所および避難所にペットを連れてきた場合は、避難者の生活場所とペットの居場所とは明確に区分する。ペットの飼育等については、所有者責任を徹底する。なお、飼育困難な状況やペット負傷等については、兼環境生活部が獣医師会等と連携して対応する。 風水害編　第2章 災害応急対策計画　第21節　防疫計画 この計画は、地震・津波編　第2章の第20節　防疫計画に定める対策を風水害等の特性を踏まえて実施するものとする。

自治体名	記載状況
北大東村 （沖縄県）	北大東村地域防災計画　第4章 災害応急対策計画　第21節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 4　犬等及び危険動物の保護・収容計画 （1）実施責任者 1） 犬及び負傷動物対策 村及び県は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を編成して必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 2） 危険動物対策 県は、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、危険度追う物対策班を設置し、情報収集、関係機関との連絡調整を行う。 （2）収容及び管理 1） 犬及び負傷動物対策 県は村及び民間団体に対し犬等の収容・保管のための場所の提供を求め、犬等を保護・収容したときは適正に管理するよう協力を求める。 イ 危険動物対策 県は、危険動物が逸走した場には、その飼養者に対して、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するため必要な措置をとるよう命ずる。所有者不明の場合には、村、警察、民間団体に対し危険動物の保護、収容その他必要な措置について協力を求める。 （3） 保護・収容動物の公示 保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。 （4） 動物の処分 ① 所有者不明等については、狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討する。 ② 危険な動物から人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。その実施については、警察、民間団体に対して必要な協力を求める。 5　ペットへの対応（民生対策班） 災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 （1）　動物救済本部の設置 ①　県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護･治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 ②　県は、ペットフードや飼育用の資機材を確保する。 （2）　避難所での取扱い 村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
竹富町 （沖縄県）	竹富町地域防災計画　2. 災害時における動物保護・収容計画（1)実施責任者・対策内容 実施区分：①犬及び負傷動物対策 災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、竹富町飼い犬条例等に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。 実施区分：②危険動物対策 沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、県の危険動物対策班設置にともない情報収集、関係機関との連絡調整を行う。また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。（条例に基づく）　所有者不明の場合、県の活動とともに本町における警察及び民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 （2）保護・収容動物の公示 保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。 （3）動物の処分 動物処分の実施事項 ①所有者不明犬等 狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 ②危険動物 人命・身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。実施にあたり、警察、民間団体に対する協力を求める。
南風原町 （沖縄県）	南風原町地域防災計画　第2編　地震編　第2章　災害応急対策計画　第20節　感染症対策、保健衛生対策、清掃対策及び動物の保護収容計画　第4款　動物の保護収容対策 （1）実施責任者 ア　犬及び負傷動物対策 　町及び県（自然保護班、動物愛護管理センター）が実施する。 イ　危険物動物対策 　沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、町は県が設置する危険動物対策班の活動に協力する。 （2）収容及び管理 ア　犬及び負傷動物対策 　災害時に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、町飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。 　収容・保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。 イ　危険物動物対策 　動物の愛護及び管理に関する法律施行令に規定する危険動物が逸走した場合は、県の危険動物対策班設置に伴い情報収集、関係機関との連絡調整を行うものとする。また、飼養者に対して、沖縄県動物の愛護及び管理に関する法律施行令に基づき、人の生命、身体等に対する危害を防止するために必要な措置をとるよう命ずるものとする。 　所有者不明の場合には、町、警察、民間団体に対し危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について協力を求めるものとする。 （3）保護・収容動物の公示 　保護・収容された動物の台帳を作成し、公示するものとする。 （4）動物の処分 ア　所有者不明犬等 　狂犬病予防法及び動物の愛護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 イ　危険動物 　人の生命、身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に基づき、当該危険動物を殺処分するものとする。実施にあたり、警察、民間団体に対し必要な協力を求めるものとする。 （5）ペットへの対応 　災害発生時には、多くの避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、町及び県は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 ア　動物救済本部の設置 　県、獣医師会及び動物関係団体は、相互に連携して、動物救援本部を設置する。動物救援本部では、負傷動物保護・治療、飼養困難な動物の一時保管、所有者不明動物の情報提供等を行う。 イ　避難所での取扱い 　町は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置し避難者の生活場所とを区分する。また、所有者責任による自己管理を徹底させる。
伊是名村 （沖縄県）	伊是名村地域防災計画　第3章　災害応急対策計画　第19節　防疫計画 8. 災害時における動物保護・収容計画 （1）実施責任者・対策内容 実施区分　犬及び負傷動物対策　責任者　県（北部福祉保健所等）村 実施内容　災害時に必要に応じ、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、条例等に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、猫、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行う。収容･保管に際し、民間団体への場所又は施設の提供と適正な管理の協力を求めるものとする。 実施区分　危険動物対策　責任者　県（北部福祉保健所等）協力機関：村、関係機関 実施内容　沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に規定する危険動物が逸走した場合には、県の危険動物対策班設置にともない情報収集、関係機関との連絡調整を行う。 また、飼養者に対して、人の生命、身体等に対する危害を防止するため必要な措置をとるよう命ずるものとする。（条例に基づく）　所有者不明の場合、県の活動とともに本村における警察及び民間団体に対し、危険動物の捕獲、収容その他必要な措置について、協力を求めるものとする。 （2）保護・収容動物の公示 保護収容された動物について、台帳を作成・公示するものとする。 （3）動物の処分 区分　①所有者不明犬等　実施内容　狂犬病予防法及び動物の保護及び管理に関する法律に基づき処分するものとし、収容期間等は災害時の状況に応じて検討するものとする。 区分　②危険動物　　実施内容　人命･身体等の安全を確保するために必要と認めるときは、沖縄県動物の保護及び管理に関する条例に基づき、当該危険動物を殺処分する。実施にあたり、警察、民間団体に対する必要な協力を求める。 9. その他 その他必要な事項については、関係機関と協力して実施するものとする。
粟国村 （沖縄県）	粟国村地域防災計画　第2編　第2章　災害応急対策計画 第20節　感染症対策、し尿の処理、食品衛生監視及び動物の保護収容計画 4. 犬等及び特定動物（危険動物）の保護・収容計画（実施主体：総務対策班、民生対策班） (1) 実施責任者 ア 犬及び負傷動物対策 村は、災害時の状況に応じて必要と認めたときは、犬等収容班を組織し、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律、市町村飼い犬条例に基づき、放浪犬及び所有者不明の負傷動物（犬、ねこ、小鳥等の愛玩動物）の保護及び収容を行うものとする。 5. ペットへの対応 災害発生時には、避難者がペットを同伴して避難することが予想される。そのため、県及び村は、避難場所での混乱を防止し、これら動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会、動物関係団体及びボランティア等と協力して対策を実施する。 (1) 避難所での取扱い 村は、ペットの状況を把握するとともに、避難場所敷地内に専用スペースを設置して避難者の生活場所とを区分する。 また、所有者責任による自己管理を徹底させる。

自治体名	記載状況
札幌市	札幌市地域防災計画（地震災害対策編） 第2章　災害予防計画 第5節　公共施設等の災害対策 第6　円山動物園の災害対策 ◇課題及び方針 円山動物園には、167 種912 点(平成29 年11 月末現在)の動物が飼育されており、地震発生時の施設の倒壊、火災等により動物が脱出し、市民の生命、財産等に被害が及ばないようにする必要がある。また、ライフラインが途絶した場合の飼料・飲料水の確保も必要となる。札幌市では、動物園の安全確保と飼料の備蓄等の対策を推進する。 ◇対策の現況及び計画 1 円山動物園の安全確保 〔環境局円山動物園経営管理課〕 災害発生時の動物の脱出や施設の火災防止として、消防計画、非常事態対策要領、特定動物脱出対策要領を策定している。 ◆災害の発生に備えて来園者の避難誘導手順の明確化を図り、防災訓練、特定動物脱出防止訓練をこれに従って実施する。これら訓練の実施結果を踏まえて検証を行い、消防計画、非常事態対策要領、特定動物脱出防止対策要領を改訂する。 ◆災害に備えた、灯油等の熱源や飼料の備蓄に加えて、非常用電源の確保、飼料についてはペレットなど、非常時の代替手段の確保を順次図る。 第9節 医療・衛生・環境の体制づくり 第2 防疫・衛生活動等の体制整備 ◇課題及び方針 地震災害の場合、建物の倒壊などによって多数の死者が発生すると予想されるため、遺体の火葬などにあらかじめ広域的な協力体制が必要となる。また断水・停電・浸水などにより衛生条件が悪化するため、食中毒、害虫の発生等に対しても注意を要する。一方、被災した家畜や飼い主が不明となったペットなどの逸走動物に対する保護対策も必要である。札幌市では、これらの災害時の防疫・衛生活動を迅速に行えるように、事前対策を実施する。 4 死亡動物対策 〔保健福祉局保健所動物管理センター〕 市営の死亡獣畜取扱場は、動物管理センター福移支所の1か所のみである(処理能力 1,000kg/日程度)。 ◆当該施設の処理能力を超える死亡動物が発生した場合には、近隣市町村の死亡獣畜取扱場、民間のペット霊園等に協力を要請する。 5 逸走動物等の対策 〔保健福祉局保健所動物管理センター〕 ◆犬舎等の確保を推進し、また、逸走動物等の保護対策に備えて「(一社)北海道獣医師会石狩支部」「札幌市小動物獣医師会」等の関係団体と連絡体制を強化する。 第3章　災害応急対策計画 第14節　防疫・清掃・環境対策 第7 動物対策 災害時には、飼い主の被災、避難場所への収容不能、飼育施設の破損等により逸走動物等や負傷動物が多数発生する。逸走犬等の避難場所進入、咬傷事故、感染症の予防等と動物愛護の観点から、一時的な保護、治療等を実施する。また、飼い主らの問い合わせにも対応するよう収容施設等についての広報を実施する。一方、災害によって死亡した牛・馬等の家畜は、死亡獣畜処理場に運搬・処理する。
仙台市	仙台市地域防災計画　（地震・津波災害対策編・平成29年6月） 第1章　自助・共助　第6節　避難所を主体的に運営する 3. 避難所運営委員会の活動【市民（避難者）・地域団体等】 (2) 避難所運営で行う主な活動 サ　ペット飼育管理の指導（衛生班） ペット連れの避難者については、ペット飼育場所を設置して受け入れる。ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるように指導し、避難者間のトラブル防止に努める。 第2章　公助　第10節　医療救護・保健・防疫計画 1　実施機関及び担当業務 健康福祉部：被災動物の保護、管理に関すること 14　被災動物の保護・収容〔健康福祉部〕 （1）　被災地域における被災動物への対応 健康福祉部は、仙台市獣医師会や市民ボランティア等と連携を図り、被災動物の保護・収容をはじめ、獣医療支援、飼育支援、関係機関との調整等の支援事業を実施する。 （2）　同行避難したペットへの対応 健康福祉部は、同行したペットに対して、区本部等と連絡を取りながら、仙台市獣医師会や市民ボランティア等と連携して、避難所や応急仮設住宅に受け入れられるよう助言や適正飼育に関する指導を必要に応じて行う。 （3）　被災地域における特定動物への対応 健康福祉部は、大規模災害時に人の生命や財産に重大な危害を及ぼすおそれのある特定動物の確認を行い、逸走した特定動物を飼い主が対処しきれない場合は、飼い主、行政、獣医師会や警察署等が連携して、緊急時の迅速な対応と被害の防止に努める。 第2章　公助　第12節　避難所運営計画 3. 避難所運営〔関係各部、区本部〕（5）避難所運営委員会の活動　イ　避難所運営で行う主な活動 ⑪ペット飼育管理の指導（衛生班） ペット連れの避難者については、ペット飼育場所を設置して受け入れる。ペットの飼育や衛生管理については、ルールを明確にするとともに、飼い主の責任の下適正に実施されるように指導し、避難者間のトラブル防止に努める。

自治体名	記載状況
さいたま市	さいたま市地域防災計画（共通編） 第2部 災害予防計画　第2章 災害に強い防災体制の整備　第8節 防疫体制等の整備 第3 動物対策の備え 1 所有者明示に関する普及啓発 県、獣医師会、動物関係団体等と協力し、災害時に迷子になった動物の飼い主を第三者でも特定できるように、飼い主が所有者明示の措置（首輪、迷子札、マイクロチップの装着等）を取ることについて普及啓発をする。 2 災害に備えたしつけに関する普及啓発 県、獣医師会、動物関係団体等と協力し、飼い主に対して動物がケージ等に入ることに慣らしておくなどの災害に備えたしつけを日頃から行い、避難生活における動物のストレス発症や他の避難者とのトラブルを防止に備えるよう普及啓発する。 さいたま市地域防災計画（震災対策編） 第1部　震災応急対策計画　第7章　救援・救護活動　第2節　避難 第9 災害時における動物の保護 1　災害時の動物保護体制 災害時には、被災場所に放置されたままの動物、飼い主の不明な動物や放し飼い状態の動物が多数発生することが予想されると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。 災害時の動物保護については、保健福祉部動物愛護班が主体となり、動物保護活動を実施するが、動物保護活動を円滑に実施するために、必要に応じて埼玉県獣医師会さいたま市支部に協力を要請するものとする。 2　災害時の動物保護活動 (1)　災害時の動物保護活動の内容 ア　特定動物への対応 イ　放し飼い犬等の収容 ウ　被災場所に放置された負傷動物の保護 エ　被災場所に放置された飼養動物への対応 オ 指定避難所に飼い主とともに避難した動物への対応 カ 県・獣医師会等が設置する動物保護施設への搬送 3 指定避難所における動物の適正な飼養 動物愛護班は、指定避難所の動物飼養施設における動物の適正飼養及び環境衛生の維持に対し、必要な指導を行う。 なお、飼い主とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）に関しては、指定避難所の円滑な運営を図るため、飼い主から住所、氏名、動物の種類及び数を届け出てもらい、避難所担当職員班長は避難所運営委員会の環境班長に報告する。 避難した動物の取り扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物の飼い主が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物の飼い主が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。 さいたま市地域防災計画（風水害対策編） 第1部 震風水害応急対策計画　第10章 救援・救護活動　第2節 避難 第9 災害時における動物の保護 1 災害時の動物保護体制 災害時には、被災場所に放置されたままの動物、飼い主の不明な動物や放し飼い状態の動物が多数発生することが予想されると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所に避難してくることが予想される。 災害時の動物保護については、保健福祉部動物愛護班が主体となり、動物保護活動を実施するが、動物保護活動を円滑に実施するために、必要に応じて埼玉県獣医師会さいたま市支部に協力を要請するものとする。 2 災害時の動物保護活動 (1) 災害時の動物保護活動の内容 ア 特定動物への対応 イ 放し飼い犬等の収容 ウ 被災場所に放置された負傷動物の保護 エ 被災場所に放置された飼養動物への対応 オ 指定避難所に飼い主とともに避難した動物への対応 カ 県・獣医師会等が設置する動物保護施設への搬送 3 指定避難所における動物の適正な飼養 動物愛護班は、指定避難所の動物飼養施設における動物の適正飼養及び環境衛生の維持に対し、必要な指導を行う。 なお、飼い主とともに避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）に関しては、指定避難所の円滑な運営を図るため、飼い主から住所、氏名、動物の種類及び数を届け出てもらい、避難所班長は避難所運営委員会の環境班長に報告する。 避難した動物の取り扱いについて、指定避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。 動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物の飼い主が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物の飼い主が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。
千葉市	千葉市地域防災計画[共通編] 第2章　災害予防計画　第10節　第6　動物救護体制の整備 第6 動物救護体制の整備 【保健福祉局、公益社団法人千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会等】 市は、県、公益社団法人千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会等と協議し、被災ペットへの救護活動や市内に逸走した動物への対応を的確に行うための体制整備に努める。 1 動物救護体制の整備 市は、大規模災害時には動物救護担当を設置し、県、公益社団法人千葉県獣医師会開業部会千葉市地域獣医師会等と協議し、動物救護体制の整備に努める。 2 必要な物資の確保 動物用器材、ペットフード等を関係団体と連携し、整備に努める。
横浜市	横浜市防災計画震災対策編　第3部（応急対策）　第6章（災害医療と保健衛生）　第2節（生活衛生課） 4　動物の保護収容 (1)被災地における飼育動物の保護、動物由来感染症の予防、動物による咬傷事故の予防及び地域防災拠点等におけるペットの適正な飼育のために、公益社団法人横浜市獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等から構成される横浜市動物救援連絡会との連携により次の活動を行う。 動物の保護収容 1　飼い主不明動物の保護収容 2　負傷動物の保護、治療、一時保管 3　継続飼育が困難な動物の一時保管 4　行方不明動物に関する情報提供、保護収容動物の返還と譲渡 5　地域防災拠点等におけるペットの適正飼育についての助言 6　その他、動物に係る相談、助言等 (2)区本部衛生班は、避難者がペットを連れてきた場合等には「地域防災拠点におけるペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、飼い主が他の被災者の避難生活に支障を来さないように適正に飼育管理するためのルールづくり等について助言する。 (3)許可した特定動物（ニホンザル、ワニガメ、イヌワシなど）の状況を確認し、適切な対応を行う。
川崎市	川崎市地域防災計画　震災対策編　第4部　応急対策計画　第2節　環境・食品衛生対策等 4 災害時の動物救護対策 (1) 川崎市動物救援本部の設置 健康福祉局長は、公益社団法人川崎市獣医師会等に対し協定に基づく協力を要請し、公益社団法人川崎市獣医師会等は川崎市動物救援本部（以下「市動物救援本部」という。）を設置する。 災害時の動物救援活動は、多くのマンパワーを必要とすることから、市動物救援本部は、ボランティアの必要人数を把握し、関係機関へ派遣を要請し、受入体制を整え、被災動物の救援活動を行う。また、環境省や緊急災害時動物救援本部等との連絡調整を行う。 (2) 動物救護センター等の設置 健康福祉部は、負傷した動物の救護、飼育困難になった動物の一時保護の相談、被災動物の健康相談等のため、動物愛護センター等に動物救護センターを設置し、市動物救援本部は動物救護センター等を運営する。また、公益社団法人川崎市獣医師会に次の応援活動を要請する。 ・ 負傷した犬や猫等の保護収容及び治療 ・ 飼育困難になった動物の一時保管等の相談 ・ 被災動物の健康相談等 (3) 避難所における動物の適正飼養 市は、避難所における動物の受け入れに向けた体制の整備に努めるとともに、平時から災害の備えに関する飼い主への普及啓発を実施する。区本部は、避難所運営会議で動物の同行避難が認められた避難所については、かわさき犬・猫愛護ボランティアや市動物救援本部等に協力を求め、動物の適正飼養を指導し、避難所の環境衛生を確保する。 (4) 逸走した犬の捕獲収容 健康福祉部は、市民の安全を確保するため、川崎市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、係留されていない犬を捕獲し、動物愛護センターに収容する。 (5) 特定動物対策 健康福祉部は、特定動物の被災状況を確認するとともに、所有者等に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。 特定動物が飼養施設から脱出したときは、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため、関係機関に協力を依頼し、当該特定動物を捕獲する等の措置をとる。

自治体名	記載状況
相模原市	相模原市地域防災計画　総則・予防計画編　第2款　災害予防計画　第5章　応急対策への備え　第9節　その他の災害対応体制の整備 7　災害時におけるペット対策に関する事前対策 健康福祉局(保健所)は、ペットの所有者・管理者に対して、飼い主の明示(鑑札・マイクロチップの装着等)、しつけ、健康管理、ケージ・ペットフード等の避難時の持ち出し品の確保、ペットの預け先の確保等について啓発するとともに、ケージ等の必要となる物資の備蓄及び確保に努める。 また、獣医師会等と、災害時のペットの救護及び一時預かり、ペット同行避難者への適正飼養等の指導について協議し、実施体制の整備に努める。 相模原市地域防災計画　地震災害対策計画編　第1款　地震災害応急対策、風水害対策計画編　第1款　風水害応急対策　第7章　避難所の運営 5 避難所の運営 避難所は、相模原市避難所運営マニュアルに基づき、市の支援の下、各避難所に設置する避難所運営協議会が主体となって運営する。 また、運営に当たっては、被災者の安全性や良好な生活環境の確保、災害時要援護者支援、男女双方の視点への配慮から、次の点に留意する。 （11）ペット同行避難者がいる場合は、避難所運営協議会等においてペット受入れの可否を協議する。受入れが認められた場合は、ペットが苦手な避難者に配慮して避難者の収容スペースから離れた場所にペット飼育スペースを確保するとともに、ペット所有者の責任において適切に飼育するよう指導する。 第11章　防疫・衛生　8　動物対策 （1）放浪動物等への措置 健康福祉局は、飼い主の被災により放置された又は逃げ出した動物を保護するとともに速やかな飼い主等への引き渡しに努める。 また、特定動物の被災状況を確認するとともに、飼養者に逸走防止の指導を行い、安全を確保する。 （2）ペットへの措置 避難時のペットの保護及び飼養は、所有者が行うこととし、避難所への同行避難については、各避難所の避難所運営協議会においてペットの受入れが認められた場合は、ペット飼育スペースの確保、提供に努める(第7章「5 避難所の運営」参照)。 健康福祉局は、避難所等においてペットに係る問題及び飼育困難になった動物の相談等が生じた場合は、ペット同行避難者への適正飼養の指導、一時預かりの実施に努める。
新潟市	新潟市地域防災計画　第3部　災害応急対策計画　第1章　震災・風水害・津波災害共通応急対策計画 第12節　愛玩動物保護対策計画 災害時において市は、愛玩動物を保護したり、避難所等で飼い主が適正に愛玩動物を飼育できるよう支援したりするなど、愛玩動物の保護対策を講じることにより、動物の愛護、環境衛生を維持できるようにする。 1　動物の保護 災害時には、被災地において飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じることが予想されるため、市は動物の保護に関し、県、新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会等と協力体制を確立し、被災動物の保護を行う。 (1)　被災地における動物の把握 被災のため負傷した動物や飼い主が不明な動物、被災地に残された動物の把握に努める。 (2)　被災地での動物の保護 被災地の巡回や住民からの情報などにより必要な場合は保護を行う。 危険動物等が対象である場合には、住民の被害がないよう安全のための措置を講ずる。 2　避難所等における愛玩動物飼育補助 災害時には、多くの住民が愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想されるため、市は避難所において飼い主が愛玩動物を適正に飼育できるよう、県、新潟県獣医師会及び新潟県動物愛護協会等と協力体制を確立し、愛玩動物の飼育補助にあたる。 (1)　愛玩動物同伴可能な避難所の設置と周知 避難所を設置するにあたり、愛玩動物同伴可能な避難所の設置及び周知に努める。 (2)　避難所での愛玩動物の把握 避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じるために、市内各所の避難所において飼い主とともに避難してきた愛玩動物の把握に努める。 (3)　避難所等での飼育補助 避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう補助対策を講じる。 ア　ペットフードやペット飼育用品などの飼育物品を確保する。 イ　避難所での飼育状況を把握し、必要に応じて獣医師の派遣を要請する。 ウ　避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう支援を行う。 エ　避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等について、関係機関と連携して調整を図る。 (4)　避難所等における相談窓口の開設 避難所で住民が愛玩動物を適正に飼育するため、あるいは避難所の環境衛生を維持するために、相談窓口を設置する。 3　その他の対策 (1)　動物の一時預かり 住民が被災したため一時的に飼えなくなった動物、飼い主不明の動物を保護し、一時的に関係施設において預かる。 (2)　飼い主さがし 被災のため飼えなくなった動物や飼い主が不明の動物を引き取ってくれる新たな飼い主をさがすための情報の収集と提供を行う。 (3)　仮設住宅での動物飼育支援 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。 (4)　被災動物の健康管理支援 被災動物間の感染症の発生や拡大を防止するため、被災動物の健康管理に十分な配慮をする。
静岡市	静岡市地域防災計画 一般対策編　第3章　災害応急対策　第11節　避難所運営計画[危機] 1　避難所の安全管理 （9）避難所における動物の飼養については、適正管理が可能な場所が確保できるよう配慮する。 一般対策編　第3章災害応急対策　第12節被災動物の救護計画[衛生] 1　同行避難動物への対応 （1）市 「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（環境省作成）」、「避難所のペット対策マニュアル（静岡県作成）」及び「静岡市被災動物救護計画」等により、避難所等における愛玩動物の取扱い等について、広く住民に周知を行う。 （2）飼い主 ア　ペットフード、処方薬（療法食含む）、トイレシーツ等必要な物資の備蓄（少なくとも5日分（できれば7日分以上が望ましい））を行う。 イ　避難所での管理を想定し、日ごろからケージや他の動物等に慣れさせる訓練を行う。 ウ　避難先での動物由来感染症の発生防止のため、愛玩動物へのワクチンの定期的な接種等健康管理に努める。 エ　飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。 2　放浪動物への対応 （1）市 ア　放浪動物への対応について静岡県と必要な連携を図る。 イ　狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 ウ　狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 エ　飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、静岡県に対して必要な協力を求める。 オ　静岡市に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。 （2）飼い主 ア　保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 イ　放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、愛玩動物との同行避難（※）に努めるものとする。 ※同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。 3　被災動物の救護 災害の発生に伴い、犬、猫等の愛玩動物で明らかに被災により救護を必要としている動物（以下「対象動物」という）について、静岡市獣医師会・一般社団法人静岡県動物保護協会静岡支部及び公益社団法人日本愛玩動物協会静岡支部との間で締結した「災害時の動物救護活動に関する協定」に基づき、「静岡市被災動物救護計画」の定めるところにより「動物救護センター」を設置し、対象動物を一定期間保管する。 「動物救護センター」が設置されたときは、静岡市獣医師会と協力して運営にあたり、一般社団法人静岡県動物保護協会静岡支部及び公益社団法人日本愛玩動物協会静岡支部と協力して対象動物の飼育及び健康管理を行う。 地震対策編　第2編平常時対策　第4章地震・津波災害予防対策の推進　第13節生活の確保 1　食料・生活必需品の確保及びペットへの対応 （2）市民が実施すべき事項 オ　ペット動物の飼育に必要な物資を確保し、逃亡を防ぐ処置を講じておく。 カ　犬の登録、狂犬病予防接種を行うとともに、鑑札及び予防接種済標を首輪に装着しておく。 キ　避難生活に備え、犬・猫等のしつけをしておく。 地震対策編　第5編災害応急対策　第10章地域への救援活動　第14節防疫活動[衛生、保健所] 1　市 （9）必要に応じて被災動物の保護収容及び避難所でのペット動物の飼育指導を行う。 ※平成24年度に、「静岡市、静岡市獣医師会、一般社団法人静岡県動物保護協会静岡支部、公益社団法人日本愛玩動物協会」で災害時の動物救護活動に関する協定書を締結し、静岡市被災動物救護計画を策定した。

自治体名	記載状況
浜松市	浜松市被災した家庭動物の救護要領 第1　基本方針 社団法人静岡県動物保護協会が制定した「静岡県被災動物救護計画（平成18年4月1日制定。以下、「救護計画」という。）」の市該当部分をもって、本市の被災動物救護計画とし、災害発生時は、救護計画に規定された必要な支援活動を行うものとする。 第2　分担計画 救護計画の「概要」の「5　被災動物救護計画の分担表」の「市町」部分については、別表のとおり取り扱うものとする。
名古屋市	名古屋市地域防災計画（抜粋） 共通編 第２章　災害予防計画 第13節 防災意識の啓発及び防災訓練 第1 防災意識の啓発 3 市民・企業に対する防災教育及び広報 (3)広報 ア 平常時の心得に関する事項 (サ) ペットのために非常食の準備、移動用の容器等避難に必要な準備を行うこと。 地震災害対策計画編 第１章　災害応急対策計画 第14節　医療救護・保健衛生 【 保健衛生 】 第4 逃走動物による危害の防止及び動物の救護 健康福祉部は、動物愛護センター班及び区本部保健所班との連携により、震災時における逃走動物（犬、特定動物）による危害を防止し、市民の安全を確保するとともに、名古屋市獣医師会の応援協力も得て、動物の救護も行う。 1 震災発生時における特定動物の飼養状況の監視 2 逃走動物の把握及び市民への危険防止 3 逃走動物の捕獲・保護及びその措置について飼主及び関係機関との協議決定 4 飼主不明の負傷動物の保護・収容及びその情報管理 第5 関係機関との連絡及び協力要請 本部長は、健康福祉部長から応援要請を受けた場合は、感染症対策支援の協力及び逃走動物の捕獲・保護の出動要請を関係機関に要請する。 1 感染症予防関係 感染症予防活動において、必要な場合は厚生労働省、愛知県、自衛隊等への防疫支援の協力要請を行う。 2 逃走動物関係 逃走動物からの危害防止活動において必要な場合は、愛知県警察又は東山動物園へ出動要請を行う。
京都市	京都市国民保護計画（平成２６年３月） 第３編　武力攻撃事態等への対処 第３章　警報及び避難の指示等 第２　避難住民の誘導等 ４　避難住民の誘導 （９）　動物の保護等に関する配慮 市は，動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）を踏まえ，次の事項について，必要な措置を講じるよう努める。 ア　危険動物等の逸走対策 イ　要避難地域等において飼養し，又は保管されていた家庭動物等の保護等 京都市地域防災計画　震災対策編 第2章　災害予防対策　第3部　災害応急対策への備え　第15節　防疫・保健衛生活動体制の整備 3 家畜・ペット動物等への対応体制 (1) 家畜伝染病の予防体制の整備（産業観光局農業振興整備課） 産業観光局農業振興整備課は，関係機関と連携して，震災後を想定した家畜伝染病の予防対策等の実施体制を整備する。 (2) 被災ペット動物等への対応体制の整備（保健福祉局医務衛生課） 保健福祉局医務衛生課は，ペット動物の飼い主の被災や避難により放置されるおそれのあるペット動物について，獣医師会や動物愛護団体，ボランティア等と連携した保護収容対策の検討を行う。また，危険動物については，所有者の有無を調べるとともに，関係機関と連携を取り保護収容対策を検討する。 ⇒ 第3章 15.6 被災家畜（動物）等への措置を行う 第3章　災害応急対策計画　第15節　防疫活動・保健衛生活動計画 15.6 被災家畜（動物）等への措置を行う (1) 家畜伝染病の予防と被災家畜の措置 15.6.1 被害の実情に応じた防疫措置を取るよう指導する（産業観光部災害復旧班） 産業観光部災害復旧班は，必要に応じ，関係機関と連携して畜産業者等に対し，予防注射の励行をはじめ，被害の実情に応じた防疫措置をとるように指導する。 (2) ペット動物等の保護収容 15.6.2 ペット動物等の保護収容を依頼する（保健福祉部埋火葬・動物班） 保健福祉部埋火葬・動物班は，ペット動物の被災状況を把握するとともに，被災地におけるペット動物の保護，人畜共通感染症の予防，動物によるこう傷事故等を予防するため，獣医師会，動物愛護団体，ボランティア，京都府等関係機関に要請して，被災動物の保護収容等の対応を実施する。 また，避難所での動物の収容状況を把握し，衛生指導・消毒を行うとともに，救援物資の確保や負傷動物の治療に当たる。さらに，危険動物については，所有者の有無を調べるとともに，関係機関と連携を取り，保護収容等の対策を実施する。 (3) 動物園における危険動物等の逸走措置 15.6.3 動物園における危険動物等の逸走措置を行う（文化市民部動物園班） 文化市民部動物園班は，危険動物等が逸走した場合は，速やかに脱出動物の捕獲等を行い，動物の保護や動物による人への危害防止のため，必要な措置を行う。
大阪市	大阪市地域防災計画＜震災対策編＞第2部 災害予防・応急対策　第14章 衛生・廃棄物等　第42節 防疫・保健衛生活動 42－3 動物保護等の実施 健康部は、関係機関・団体と、相互に連携し、次の応急対策を実施する。 （1）被災地域における愛護動物の保護・受入 （2）避難所等における愛護動物の適正飼養等の指導 （3）動物による人等への危害防止
堺市	堺市地域防災計画　災害応急対策 地震・津波編　第2章 応急復旧期の活動　第4節　保健衛生活動　　第6 動物保護等の実施（健康福祉局） 風水害編　第2章　災害発生後の活動　第15節　保健衛生活動　第6 動物保護等の実施（健康福祉局） 市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2 指定避難所における動物の適正な飼育 市は、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときは、市、警察及び関係者は連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
神戸市	神戸市防災計画　共通編　予防計画　第7章　救援救護に関する整備 ７－９　被災ペット動物救護対策 保健福祉局は関係機関、関係団体と締結した協定（「災害時における動物救護活動に関する協定書」（平成24年１月17日協定締結））に基づき、災害時により放浪する犬猫等のペット動物の救護活動の支援等を行う。
岡山市	岡山市地域防災計画【地震・津波災害対策編】 第3章　地震・津波災害応急対策計画　第2節　緊急活動　第1項救助計画　２　対策　（６）家庭動物等動物の保護 県、市は連携を図りながら、犬・猫等の一般の家庭動物の保護、収容について、家庭動物への所有明示による所有者情報の把握等情報収集を行うとともに、（公益社団法人）岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。 また、特定危険動物の収容については、届け出施設や動物園等と連携し応対するとともに、必要に応じて県警察、消防機関等に応援を要請する。 岡山市地域防災計画【風水害対策編】 第5章　り災者の救助保護　第9節　保健衛生　７　家庭動物等動物の保護 県、市は連携を図りながら、犬、猫等の一般の家庭動物の保護、収容について、家庭動物への所有明示による所有者情報の把握等情報収集を行うとともに、(公益社団法人)岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。 また、特定動物の収容については、届け出施設や動物園等と連携し応対するとともに、必要に応じて県警察、消防機関等に応援を要請する。

自治体名	記載状況
広島市	広島市地域防災計画～基本・風水害対策編　第3章　災害応急対策　第5節　避難対策　第6 避難所の開設等 １　避難所の開設《各区区政調整課・地域起こし推進課、財務局各市税事務所・収納対策部各課》 区長は、避難者を収容するため、必要と認めるときは、地域防災計画資料編に定める避難場所一覧表の中から、災害種別に応じ、地域の特性、被害の程度、避難者の人数等を勘案のうえ、職員を派遣し、避難所を開設する。 開設に当たっては、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者に考慮した居住スペースの設定に努めるとともに、必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。また、仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。 ３　避難所の管理運営《各区区政調整課・地域起こし推進課、財務局各市税事務所・収納対策部各課》 ⑸ 区長は、必要に応じ、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。 広島市地域防災計画～震災対策編　第3章　震災応急対策　第5節　避難対策　第7 生活避難場所の開設等 ２　生活避難場所の開設等《各区区政調整課・地域起こし推進課、財務局各市税事務所・収納対策部各課》 ⑷開設に当たっては、授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペース等の設置や、乳幼児連れ、女性のみの世帯や要配慮者に考慮した居住スペースの設定に努めるとともに、必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。 また、仮設トイレの設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選ぶ等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。 ⑸ 区長は、必要に応じ、施設管理者と調整の上、家庭動物のためのスペースの確保に努める。 広島市地域防災計画～基本・風水害対策編　第3章　災害応急対策 広島市地域防災計画～震災対策編　第3章　震災応急対策（※1） 第14節　保健衛生及び防疫対策 災害（※1地震災害）が発生した場合において、市民の健康の維持と安全の確保を図るため、感染症のまん延の防止、被災者の健康管理、食品等の衛生の確保、猛獣等による危害の防止等必要な対策を講じる。 第５　特定動物の監視《健康福祉局動物管理センター》 市民が飼養し、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「特定動物」という。）の逸走による危害を防止するための特定動物の監視活動は、次のとおりとする。 1　監視活動の範囲 （1）　災害発生時における特定動物の飼養状況の監視 （2）　逸走特定動物発生時における逸走状況の把握及び市民への広報 （3）　逸走特定動物の措置について飼養者及び関係機関との協議決定 2　監視班の編成 動物管理センターは、特定動物の監視班を編成する。 3　その他 特定動物からの危険防止活動において必要な場合は、県警察等関係機関へ出動要請を行う。 なお、安佐動物公園においては、特定動物の脱出に備え、日頃から施設の整備及び管理についての安全対策を講じるとともに、災害時においては、入園者等の安全確保、特定動物の収容、監視及び捕獲対策等必要な措置を講じる。 第６　愛護動物の保護管理《健康福祉局動物管理センター》 動物の愛護と適正な飼養の観点から、関係機関と連携を図りながら、被災した愛護動物の保護・収容等に係る体制の整備に努める。
北九州市	北九州市地域防災計画（災害対策編）　平成30年1月修正　　第3章　災害応急対策計画　第20節　避難者の受入れ対応 第５　災害発生時における愛玩動物（ペット）対策 1 愛玩動物の取扱い（原則） (1)　災害発生時における愛玩動物（以下、「ペット」という。）の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「北九州市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。 (2)　避難所は、ペットとの同行避難※1に対応する。 (3)　避難所でのペットとの同伴避難※2は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、対応する。 ただし、身体障害者補助犬法（平成14 年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。 ※1 同行避難とは、災害発生時に飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。基本的にペットは避難者の居住区域とは別の場所で飼育される。 ※2 同伴避難とは、飼い主と一緒に避難したペットが、避難所で飼い主と同じ居住空間で生活すること。
福岡市	福岡市地域防災計画 【震災対策編】第3章災害応急対策計画　第3節市民生活の維持　第3節の1避難対策　第7愛玩動物対策 【風水害対策編】第3章災害応急対策計画　第3節市民生活の維持　第3節の1避難対策　第7愛玩動物対策 【原子力災害対策編】第3章緊急事態応急対策　第6節屋内退避，避難受入れ等の防護活動　第5愛玩動物対策 災害により避難者その他の被災者による適正飼育が困難となった愛玩動物の保護を行う。また，被災者と愛玩動物の同行避難が円滑に行われるよう対策を講じる。 1　実施体制 災害対策本部保健福祉部が統括し，各部及び獣医師会，動物愛護団体等の協力を得て行う。 2　愛玩動物の保護 （1）一時預かり場所の確保 避難等により飼い主による飼育が困難となった愛玩動物の一時預かり場所を確保する。 （2）住居等に残されている愛玩動物への対応 動物愛護団体などに寄せられた愛玩動物の情報を取りまとめ，必要に応じ，保護，給餌等の対応を行う。 （3）飼い主不明愛玩動物への対応 飼い主からはぐれた愛玩動物については，保護するとともに，飼い主が判明するよう努める。 （4）ボランティアの活用 災害発生時には，効率的にボランティアのマンパワーを活用する。 （5）負傷した愛玩動物の治療 被災地域に飼い主不明の負傷した愛玩動物がいる場合には，動物愛護管理センターで保護収容し応急処置を実施する。 （6）愛玩動物の相談窓口の設置 大規模災害発生に伴う愛玩動物の健康等の問い合わせに対応するために，動物愛護団体等の協力を得て相談窓口を設置する。 3　被災者と愛玩動物の同行避難 避難所における愛玩動物の受入れが円滑に行われるよう，以下の対策を講じる。 （1）避難所における愛玩動物の適正飼育 （2）必要物資の調達
熊本市	◆熊本市地域防災計画　共通編 第3章　災害予防計画　第1節　災害に強い人づくり・地域づくり　　第1項　防災知識の普及啓発　　５　ペット同行避難者に対する防災知識の普及 市民生活の生活様式や価値観が変化するなか、犬や猫などのペットを家族の一員としてともに暮らす方が増えている。被災のおそれのある場合又は災害発生直後には、ペット同行で避難することが想定される。避難所は多くの被災者が避難生活を送る場であるため、動物を苦手とする人やアレルギーなどの理由で動物と一緒にいられない人がいることを考慮し、他の避難者への配慮等が必要である。そこで、ペットの飼い主に対し被災時の備えについて普及啓発を行う。 （1）方法　ア　パンフレットの配布　イ　啓発教育講座の実施 （2）内容　ア　災害に対する日頃の備えと心構え　イ　ペットのしつけと健康管理、飼い主の明示の必要性等の基礎知識の周知　ウ　預け先の確保 第４節　避難計画　第１０項　被災した飼養動物の保護収容に関する対策 市、県は、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、獣医師会、動物愛護団体等と連携して迅速に行われるよう努めるものとする。 ◆熊本市地域防災計画　風水害対策編　第１章　災害応急対策計画　第１７節　動物救護対策計画 ◆熊本市地域防災計画　地震・津波編　第１章　災害応急対策計画　第１８節　動物救護対策計画 第１項　ペットの取扱い １　災害発生時におけるペットの取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。 ２　避難所でのペットの収容場所については、各避難所の施設能力及び状況、他の避難者への影響や衛生管理状況等を考慮し、避難所の運営委員会、動物愛護センター等により検討を行う。なお、身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき収容可とする。 第２項　実施体制 動物愛護センター所長が総括する動物対策係を設置し、関係機関への救援資材確保の調整、獣医師の派遣要請などの連絡調整を行うとともに、熊本県獣医師会熊本市支部、熊本市動物愛護推進協議会等の協力を得て被災動物の救援活動を行う。 第３項　被災動物の救援活動 １　一時預かり場所の確保　避難等により飼い主による飼育が困難となったペットの一時預かり場所の確保を支援する。 ２　負傷動物の治療　被災地域に所有者不明の負傷動物がいる場合には、動物愛護センターが保護収容し、熊本県獣医師会熊本市支部等の協力を得て応急処置を実施する。 ３　動物の相談窓口の設置　大規模災害発生に伴う不明・保護動物等の情報提供等の問合せ、飼い主への被災動物の適正飼育啓発等に対応するために、熊本市動物愛護推進協議会等の協力を得て相談窓口を設置する。 ４　特定動物の逸走等の対応　災害発生時、飼養管理者に対し飼養施設の不備及び特定動物の逸走等の確認を行い、特定動物が逸走した場合、警察等に通報するとともに、危害防止のため必要な措置を行う。
旭川市	旭川市地域防災計画　第4章　震災応急対策計画　第12節　防疫・清掃　第5　放浪動物対策 1 放浪動物への対応 第4 保健所班は、飼い主が不明なペット等を保護し、旭川市動物愛護センターあにまある等に収容する。不足する場合は、新規に保護施設を設置する。
函館市	函館市地域防災計画　基本・地震・津波災害対策編（第3章　災害応急対策計画） 第9節 家庭動物等の救護対策 災害時における動物の適正飼養、動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、飼い主自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。 市（保健衛生対策部）は、災害時に放置された家庭動物等について、道南獣医師会および動物愛護団体と連携・協力して動物救援本部を設置し、北海道の指導・助言のもと家庭動物等の救護対策を実施する。 なお、被害が甚大で被災動物の救護活動において広域的な対応が必要な場合は、北海道をはじめとする関係機関と締結した協定に基づき、被災動物救護本部を設置し、相互に協力・連携して家庭動物等の救護活動を行う。

自治体名	記載状況
青森市	青森市地域防災計画 青森市災害対策本部別業務分担に、保健班の役割として「放置動物対策に関すること」を規定。 調査内容は、放置動物の確認及び対応。 具体的には、青森県と協議しながら対策することとしている。
八戸市	八戸市地域防災計画 【地震・津波災害対策編】 第4章 災害応急対策計画　第17節 被災動物対策 地震・津波災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策への協力等、必要な応急措置を講じるものとする。 1 実施責任者 災害時における被災動物対策は、県（健康福祉部）及び公共社団法人青森県獣医師会の協力を得て市が行う。なお、特定動物については、必要に応じて県の対応に協力する。 2 実施内容 ⑴ 避難所におけるペットの適正飼養 市は、避難所におけるペットの飼育管理及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難したペットの適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じる。 ⑵ 特定動物の逸走対策 市は、特定動物が逸走した場合、県、警察等関係機関の求めに応じ、捕獲等、人への危害を防止するために必要な措置について協力する。 ⑶ 動物由来感染症等の予防上必要な措置 市は、動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講じる。 3 応援協力関係 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。 また、県は必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。 【風水害等災害対策編】 地震・津波災害対策編と同内容。
盛岡市	盛岡市防災計画 第2章 災害予防計画 第1節 防災知識普及計画 第2 防災知識の普及　3 市民に対する防災知識の普及 ⑵ 防災知識の普及活動は、次の事項に重点をおいて実施する。 　ウ 災害時における避難路の確認や持ち出し品の準備等避難時の心得、避難方法及び愛玩動物との同行避難や避難場所での飼養方法 第3章 災害応急対策計画 第15節 避難・救出計画 第3 実施要領　4 避難場所等の開設及び運営 ⑵ 避難場所等の運営 　キ 市本部長は、関係機関の協力を得ながら、避難者の愛玩動物の受入れについて留意するとともに、受入れに当たっては、次の措置をとるよう努める。 　（ア）避難場所等内又はその近隣に、動物の飼育が可能な場所を確保するよう努める。 　（イ）飼育者の氏名及び住所並びに動物の種類、数及び特徴を確認する。 　（ウ）動物に関する情報収集及び情報発信を行う。 第16節：医療・保健計画 第1 基本方針 5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。 第3 実施要領 9 愛玩動物等の救護対策市本部長は、県と協同で、被災した愛玩動物等の保護や適正な飼養に関し、次の救護対策を講じる。 ⑴ 被災地における動物の保護 　ア 被災地の巡回や、住民から協力を得る等により、被災地の残された動物の把握を行う。 　イ 所有者不明の動物及び放浪している動物について、関係団体の協力のもと、保護収容するとともに、所有者の発見に努める。 　ウ 負傷動物を発見したときは、保護収容し、獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。 　エ 危険動物が施設から逸走した場合は、飼養者、警察官、その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講じる。 ⑵ 避難場所における愛玩動物の適正な飼養管理飼い主とともに避難した愛玩動物について、避難場所の管理者等や関係機関の協力を得ながら動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 　ア 愛玩動物を伴った被災者の把握及びとりまとめ 　イ 適正飼育の推進 　（ア）各避難所における愛玩動物の飼育場所についての必要な助言を実施する。 　（イ）適正な飼育方法についての指導及び助言を実施する。 　ウ 飼育補助対策 　（ア）ペットフードやペット飼育用品等の支援物資を配布する。 　（イ）動物の病気に関する相談や措置について、獣医師会等に依頼を行う。 　（ウ）飼育困難となった愛玩動物の譲渡や一時預かりについて、関係団体と連携し、個人からの支援の申し入れの調整や受付を行う。
秋田市	秋田市地域防災計画　第1編　地震災害対策編　第3章　災害応急対策計画　第21節　動物の救護 ＜計画の方針＞ 　災害時には、飼い主不明の放浪動物や負傷動物が多数生じる可能性があり、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全のために、飼い主がペットと同行避難することが重要である。 　市は、大規模災害時において、県、関係機関、関係団体等との協力体制を確立し、動物の愛護および管理の観点から、飼い主の支援および被災動物の保護に努める。 ＜各段階における活動の内容＞ 発災からの時間　　経過活動の内容 1時間以内 3時間以内 6時間以内 12時間以内　　収容施設の確保、食料等物資の確保 24時間以内 72時間（3日）以内　関係機関等との協力体制の確立、動物救護活動、相談窓口の設置、動物感染症の予防措置 1週間以内　　飼い主捜しの実施 ＜実施担当＞ 　対策項目　　課所室等　　関係機関 1 特定動物・愛護動物の対策　保健衛生班、動物園班 2 避難所の愛護動物の管理　　市民生活班、保健衛生班 【1 特定動物・愛護動物の対策】 （1）飼い主の役割 　大規模災害時、原則として、ペットの飼い主は、人の安全を確保した上でペットを連れて避難する。避難所によりペットの受け入れが不可の場合は、ペット受け入れ可の避難所への避難指示に従う。 　また、日ごろからペットに対してケージに慣れさせるなどの訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札などの装着、ワクチンの接種および動物用避難用品の確保に努める。 （2）実施機関の役割 緊急時の対応として、担当班等は、県や関係各機関の協力を得ながら実施する。 （3）実施の方法 ア　特定動物の逃走を防止するための対策を講ずる。 イ　被災動物の収容施設を確保する。 ウ　被災動物の食料を確保する。 エ　動物感染症の予防措置および負傷動物の治療を適切に行うため、獣医療を確保する。 オ　動物園においては、動物の逃走を防ぐために、獣舎の構造を強化するとともに平常時からフェンスや金網を適切に管理し、災害発生時には速やかに点検を行って必要な措置を講じる。 【2 避難所の愛護動物の管理】 （1）避難所での対応 　市は、大規模災害時、同行避難ができることと指定した避難所において、同行避難したペットのためのスペースの確保に努める。 　原則的には、動物飼養者が動物の管理を行うことになるが、さまざまな人が集まり共同生活をする避難所では、動物アレルギーや人獣共通感染症発生防止の観点から、避難所の運営担当者が指定するスペースにおいて飼育する。 　なお、大規模災害時以外は、避難所への愛護動物の持ち込みは原則禁止する。 （2）避難所での管理 　避難所の飼育用スペースの設置・管理運営は、基本的に飼い主等が行う。 　飼育用スペースの管理運営担当者は、避難所開設・運営マニュアルに基づき、被災者および在宅被災者が所有する愛護動物について、「愛護動物管理台帳」を作成し、県、関係機関、関係団体等の協力を得て飼育用スペースにおいて管理に努める。
山形市	市避難所マニュアルにおいて避難スペースの確保としてペット管理スペースの確保に努めるようにしている。

自治体名	記載状況
郡山市	郡山市地域防災計画 第3章　災害予防計画 第3節　防災知識普及計画　2　市民に対する防災知識の普及 (10)　愛護動物との同行避難等に対する知識や備えの普及啓発に努める。 第4節　資機材等の備蓄及び点検整備計画　6　応急物資の備蓄　（3）　家庭・事業所内の備蓄　③愛護動物を飼育している市民に対する家庭内備蓄の指導 3日分のペットフード、ペットシーツ等の備蓄に努めるものとする。 第4章　災害応急対策計画 第6節　避難救出計画　6　避難場所　（4）　避難場所の開設及び運営等　⑥愛護動物について 災害時における愛護動物の飼育、放浪防止等の管理については飼い主の責任において行い、市の指定した避難所へ同行避難を行う。避難所では、衛生対策及び動物が苦手な避難者への配慮として、補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）以外の愛護動物は、居室への持ち込みは原則として禁止する。 同行避難した愛護動物は、管理者が指定した場所で飼養し、愛護動物の管理及び必要な資材の準備は、飼い主が行う。
いわき市	いわき市地域防災計画地震・津波災害対策編　第3章　災害応急対策 第9節　避難対策 12　避難所の運営 ⑪ ペット対策 市は、獣医師会等関係団体の協力のもと、飼い主とともに避難したペットについて、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難所での飼育の原則：ペットの飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。 ペットの把握：避難所運営委員会は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 1　飼育者の氏名と住所 2　ペットの種類と数 3　ペットの特徴（性別・体格・毛色等） 飼育場所の指定：避難所運営委員会は、避難所における飼育場所の指定を行う。 物資等の提供：市は、必要に応じ、次の支援等を行う。 1　民間事業者との協定により確保したペット用物資の配布（えさ、日用品） 2　ペットの負傷や病気に対する診断、治療を獣医師会へ支援要請 3　ペットに関する相談（一時預かり、飼育相談等） 保護施設等への受入調整：市は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から動物シェルターなど保護施設へのペット受入等の調整を行う。 第13節　ペットの保護対策 1 計画の目的 災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会、動物愛護団体等と協力体制を確立する。 2 各段階における業務の内容 発災から12 時間以内：ペット用物資の提供の呼び掛け及び受入準備、ペットの一時預かり先の情報収集 発災から24 時間以内：被災状況や避難状況等の情報収集 発災から72 時間（3 日）以内：動物保護活動、相談窓口開設、ペットの一時預かり、避難所への獣医師やボランティア派遣の協力依頼 発災から1週間以内：動物救護本部の設置、飼い主捜し、ボランティア、義援金募集の呼びかけ 発災から1箇月以内：仮設住宅でのペット飼育支援、被災動物の健康管理支援や譲渡支援 3 各主体の責務 (1) 飼い主の役割 ア　ペットの飼い主は、災害発生時にペットを同伴して避難できるよう、日ごろからゲージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、ペット用ゲージなど避難用品の確保に努める。 イ　ペットの飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合でも長期にわたり放置することのないよう努める。 (2) 市の役割 ア　災対保健福祉部は、動物の保護や適正な飼育に関し、県や県獣医師会、県動物愛護ボランティア会等と協力して「福島県動物救護本部」を設置、または市独自の動物救護本部を設置し、避難所等におけるペットの健康管理、新たな飼い主探しの支援など救護本部の取組みを行う。 イ　地区本部避難所班は、避難所の設置にあたって避難所運営委員会と協議し、ペット同伴の避難者を受け入れるためのスペースを確保するなど住民がペットと一緒に避難することができるよう配慮に努める。 ウ　災対保健福祉部は、危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講じるとともに、負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。 エ　災対保健福祉部は、福島県獣医師会やボランティアの協力のもと、必要に応じてペットの一時預かり所を開設する。 オ　災対保健福祉部は、獣医師会の協力のもと、避難所においてペットが適正に飼育されるよう指導を行うほか、ペットの診断や治療、飼育相談等を実施する。 カ　災対保健福祉部は、必要に応じて避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。 キ　災対保健福祉部は、災対財政部物資調達班や災対産業振興部商工労政班と連携し、協定を締結した民間流通事業者からペット用のえさや医薬品、衛生用品などを調達し、飼い主や動物救護本部等に提供する。 ク　災対保健福祉部は、ペットの保護対策として必要な場合、福島県獣医師会に対し協力を要請する。 (3) 福島県動物救護本部の役割 ア　ペットや被災動物の保護、健康管理及び飼養管理に関する支援 イ　ペットや被災動物の飼い主捜し及び支援 ウ　災害ボランティアの募集及び受入 エ　その他被災動物の救護のために必要な事業 4　業務の内容 市は、福島県動物救護本部や一般財団法人ペット災害対策推進協会の協力のもと、次の活動を行う。 (1) ペットフード等支援物資の提供 災対財政部物資調達班と連携して避難したペット用の餌や医薬品、飼育用品等の確保に協力する。 (2) 動物の保護 負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。 (3) 相談窓口の開設 避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。 (4) ペット等一時預かり所の運営 被災のため一時的に飼えなくなったペットや迷子動物を確保するため、ペット等一時預かり所を開設・運営するほか、民間等の一時預かり所の情報収集・提供に努める。 (5) 飼い主捜し 被災のため飼えなくなったペットや飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主捜しのための情報の収集と提供を行う。 (6) 仮設住宅でのペット飼育支援 仮設住宅で適正にペットが飼育できるよう支援を行う。 (7) 被災動物の健康管理支援 獣医師会の協力のもと、被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。 (8) ボランティア及び募金の受入・調整・運営 ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。 (9) 広報 災対保健福祉部は、災対総合政策部広報班と連携し、ペットの一時預かり所の開設、えさや医薬品等の供給、新たな飼い主捜しの情報等について市民に周知を行う。
福島市	福島市地域防災計画　第2編　一般災害対策編　第2章　災害応急対策計画　第16節　保健・衛生 第3　動物（ペット）救護対策 　衛生課長は被災した飼育動物の保護受入、危険動物の逸走時対策、動物由来感染症等の予防や衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、警察・消防等の関係機関及び猟友会の協力を得ながら必要な対策を講ずるものとする。 　また、県は、放置動物の保護、負傷動物の治療、ペットフードの提供等、被災動物の救護を行うとともに、状況に応じて、ペット動物救護対策班を編成して救護対策を実施することから、衛生課長は、必要に応じて県に支援を要請する。

自治体名	記載状況
宇都宮市	宇都宮市地域防災計画　第2章　第17節　第3　動物の保護管理対策 飼い主不明の動物（畜産農業に係るもの及び野生動物は除く）、放し飼い状態の動物及び負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想される。衛生班は、動物愛護の観点から、これらの動物の被災状況等の情報収集や適正飼育の指導に関し、関係機関と連携し、次の諸活動と実施する。 1．被災地における動物の被災状況等の確認 2．避難所における動物の適正飼育の指導 （1）動物の負傷状況等の情報収集を行う。（2）飼い主不明の動物に関する情報収集及び提供を行う。（3）飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導を行う。 3　関係機関との協力体制 　1及び2を実施するにあたっては，栃木県及び栃木県獣医師会等と連携して実施する。
前橋市	【前橋市地域防災計画　第2及び3章 応急復旧期の対策活動　第18節　動物愛護】 災害時には、負傷動物や逸走状態の動物が多数生じる一方、多くのペットが飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や飼育に関し、必要な措置を講じる。 ≪実施担当機関≫ 市担当部 健康部（衛生防疫班）、環境部（廃棄物班） 関係機関 ボランティア ≪対策の体系≫ 動物愛護 1　ペット対策 2　放浪動物への対応 3　死亡動物への対応 ≪対策の展開≫ 1　ペット対策 （1）動物救護本部の設置 健康部衛生防疫班は、前橋市保健所内に「動物救護本部」を設置し、被災した動物に対して、次の事項を実施する。 ① 飼養されている動物に対する餌の配布 ② 負傷した動物の収容・治療・保管 ③ 放浪動物の収容・保管 ④ 飼養困難な動物の一時保管 ⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 ⑥ 動物に関する相談の実施等 （2）飼養者への対応 ペットは原則として、自宅での飼養とするが、被災等により自宅で飼育できない場合は、避難所で受け入れる。その際、避難所内の生活場所へのペットの持ち込みは原則として禁止とし、屋外において飼養者が自己責任において飼養するよう指導する。 2　放浪動物への対応 健康部衛生防疫班は、飼い主の被災により放置又は逃げ出した動物が発生した場合は、捕獲等の対応をとる。 また、危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、県動物救護本部、警察等との連携により必要な措置を講じる。 3　死亡動物への対応 死亡したペットの処理は、原則として飼養者が行うものとする。 また、飼養者の判明しない死亡動物が放置されている場合は、環境部廃棄物班は必要な措置をとる。 【前橋市国民保護計画　第4章警報及び避難の指示等　第2 避難住民等の誘導等　3 避難住民等の誘導】 ⑼動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、県や当該地域を管轄する獣医師会、動物愛護団体、ボランティアなどの関係団体と協力して、所要の措置を講ずるよう努めます。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
高崎市	高崎市地域防災計画　第3章・地震災害応急対策計画　第14節・その他の災害応急対策　第7・動物愛護 [方針・目標] ・災害時のペットの扱いは、飼い主の責任とし、原則として避難所における生活場所へのペットの持ち込みは禁止とする。 ・動物救護本部を設置した場合は、その情報等を収集し被災者に提供する。 ◎市担当部：保健医療部、農政部、支所部 〇関係機関：西部農業事務所家畜保健衛生課、高崎地区獣医師会 1．ペット対策 （1）動物救護本部の設置 　保健医療部は、獣医師会及び動物愛護団体と連携・協力し、必要に応じて動物救護本部を設置し、家庭動物等の受入対策を実施する。 　① 飼養されている動物に対する餌の配布 　② 負傷した動物の受入・治療・保管 　③ 放浪動物の受入・保管 　④ 飼養困難な動物の一時保管 　⑤ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 　⑥ 動物に関する相談の実施等 （2）避難所における広報 　避難所における生活場所へのペットの持ち込みは、原則的に禁止とし、飼養者が自己責任において飼養するよう広報する。 （3）他の動物救護本部との連携 　県又は他市の動物救護本部と次の連携を行う。 　ア　被災動物救護体制の整備 　イ　犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供 　ウ　動物の応急保護受入施設設置のための調整等 　エ　被災者のペットの状況についての情報提供 （4）ペット救護所開設の支援 　県、獣医師会及び動物愛護関係団体によりペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を被災者に広報する。 （5）飼養者の対応 　ペットの保護および飼養は、原則として動物の所有者が行うものとし、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
川越市	川越市地域防災計画　　震災対策編　第2章　震災応急対策計画　　第3節　救援期における災害応急対策活動 4．3　動物愛護 災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。本市は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。 ⑴被災地域における動物の保護 本市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、埼玉県、獣医師会、川越市動物愛護推進員、その他関係機関等と協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。 ⑵避難所等における動物の適正な飼養 避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し、飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼養させることを検討する。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼養・管理は、当該動物を連れてきた者が責任を負い、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者に施設を現状復旧させるものとする。また、本市は、獣医師会などと協力して、避難所や応急仮設住宅等における動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ⑶情報の交換 本市は、埼玉県や獣医師会、及び次に説明する動物救援本部と連携して、以下の情報を収集、提供する。 ・市内各所の被害及び避難所での動物飼育状況 ・必要資機材、獣医師の派遣要請 ・避難所、応急仮設住宅等から動物保護施設への動物の預け入れ希望 ・埼玉県及び他市町村への連絡調整及び応援要請状況 なお、埼玉県、獣医師会及び動物関係団体が連携して設置する動物救援本部が実施する事項は次のとおりである。 ・動物保護施設の設置 ・所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 ・負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 ・飼養困難動物の一時保管 ・動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 ・動物に関する相談の実施等 ⑷その他 「衛生班」は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）に規定する特定動物（危険な動物）が逸走した場合、動物園、警察等の協力を得て収容し、管理する。

自治体名	記載状況
越谷市	越谷市地域防災計画　第2編震災対策編　第3章 震災応急対策計画　第17節 防疫･保健衛生計画　第4 動物愛護 1 動物救援体制の確立 地震時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所・避難所に避難することが予想されるため、市は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県等関係機関や獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。 2 被災地域における動物の保護 所有者不明の動物、負傷動物等については、市、県、獣医師会、動物関係団体等が協力のうえ、保護し、動物保護施設等へ搬送する。 3 避難所等における動物の適正な飼養 動物の飼い主は、自分の身体に急迫な危険が迫るなどの緊急事態を除き、災害時に動物を放置して餓死させたり、解き放すことにより第三者に危害を加えることのないよう努める。 また、避難所や応急仮設住宅等で動物を飼養する場合は、動物にアレルギーのある避難者や動物を苦手とする避難者に十分に配慮するよう努める。 市は、越谷市獣医師会等と連携し、次のような避難所や応急仮設住宅等における動物の適正飼養の指導など、飼い主の責任を促すとともに、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）避難所では飼い主とともに避難した動物に関して、避難所の円滑な運営と避難所における動物の適正な管理のため、飼い主から住所、氏名、動物の種類及び数を届け出てもらう。 （2）避難所での被災動物の収容については、原則として、校庭並びに避難施設におけるスペース等の利用状況等を確認し指定する。また、給餌などは被災動物の所有者の自己責任で管理する。 （3）飼い主は、避難所で適正な飼養ができるよう、ケージ・キャリーケース、布団・毛布、首輪・リード・鑑札や迷子札、応急処置の道具・常備薬など、用意できるものはできる限り持参するものとする。 （4）災害後、余震等災害が落ち着いた状態で、自宅での飼育が可能であれば、飼い主に対し、自宅飼育を行うよう促す。 4 情報の交換 市は、獣医師会、県及び動物関係団体等と連携して、次の情報を収集、提供する。 （1）市内の被害、避難所、応急仮設住宅等での動物飼育状況 （2）必要資器材、獣医師の派遣要請 （3）避難所、応急仮設住宅等から動物保護施設への動物の預け入れ希望 （4）他都県、市町村への連絡調整及び応援要請 県、獣医師会及び動物関係団体が設置する動物救援本部は、次の事項を実施する。 〇動物保護施設の設置　〇所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理　〇負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理　〇飼養困難動物の一時保管 〇動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集･提供　〇動物に関する相談の実施等
川口市	川口市地域防災計画　震災対策編　第1部　震災対策　第4章　市民の生活安定に係る活動　第10節　動物愛護 災害時には、負傷または逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が所有者とともに避難所に避難してくることが予想される。 市は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県、獣医師会及び動物関係団体等の関係機関との協力体制を確立する。 第1　活動内容 1　埼玉県動物救援本部 県では、獣医師会及び動物関係団体と連携して、動物救援本部を設置することとなっている。動物救援本部の実施業務は以下のとおりである。 ①動物保護施設の設置 ②所有者不明の動物の保護収容及び飼養管理 ③負傷動物の保護収容、治療及び飼養管理 ④飼養困難動物の一時保管 ⑤動物の所有者や新たな所有者探しのための情報収集・提供 ⑥動物に関する相談の実施など 2　動物の保護 市は、関係機関と協力し、所有者不明の動物、負傷動物等を保護し、動物管理センターへ収容する。 3　保護した動物の情報の公表 市は、保護した動物の情報を公表し、所有者の捜索に努める。 4　避難所における動物の適正飼育の指導 市は、所有者とともに避難した動物の適正飼育の指導を行うなど、動物の健康及び安全の保持並びに避難所の環境衛生の維持に努める。 5　関係機関への協力要請 市は、動物管理センターや避難所に動物を収容しきれない場合は、関係機関に対して動物の一時保護等の要請をする。 6　情報の収集等 市は、関係機関と協力して、次の情報収集等に努める。 ①各地域の被害及び避難所での動物飼育状況等 ②必要資機材、獣医師の派遣要請 ③他自治体への連絡調整及び応援要請 7　その他 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する特定動物が逸走した場合は、関係機関の協力を得て保護等をする。
船橋市	船橋市地域防災計画 第2部　地震・津波災害対策編 第1章　予防計画　第6節　救援・救護体制の整備　第6　防疫・衛生、保健体制の整備 3.放浪ペット・家畜の保護・収容体制の整備　被災によって放浪するペットや家畜等の保護・収容対策について、関係機関と協議を行い、保護・収容施設の確保や協定締結など、事前に体制づくりを行う。 第2章　応急対策計画　第7節　避難対策　第１０　避難所の運営 4. 運営上の留意事項 （12）避難所におけるペット対策 市は、獣医師会等関係団体の協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （項目）避難所での飼育の原則/（概要）動物の飼育者は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、責任を持って飼育することを原則とする。 (項目）ペットの把握 /(概要)避難所運営委員会は、次に挙げる事項を把握し、適正な管理を行う。 1 飼育者の氏名と住所 2 動物の種類と数 3 動物の特徴（性別・体格・毛色 等） （項目）飼育場所の指定/（概要）避難所運営委員会は、避難所における飼育場所の指定を行う。 (項目)物資等の提供 /(概要)市は、必要に応じ、次に挙げる提供を行う。 1 動物用物資の配布（食料品、生活必需品） 2 動物の負傷や病気に対する診断、治療 3 動物に関する相談（一時預かり、飼育相談 等） （項目）保護施設等への受入調整/（概要）市は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。 第14節　第3　防疫・衛生、保健活動 1　防疫・衛生活動の実施 （9）作業チームは飼い主の被災等により愛玩動物が遺棄されたり逃げ出したりした場合には、社団法人千葉県獣医師会等関係団体及びNPOやボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。 また、危険動物が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関との連携の下に状況を把握し、必要な措置を講ずる。 第18節　ボランティアの協力　第2　ボランティアの活動分野 2　専門分野　⑥ペットの保護 船橋市国民保護計画 第2編　武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処 第2章　武力攻撃事態及び予測事態への対処 第4　警報及び避難の伝達等 2　避難住民の誘導等 ⑨家庭動物等の保護等に関する配慮 市は、国（環境省、農林水産省）が別途示す「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・ 危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

自治体名	記載状況
柏市	柏市地域防災計画 第３章 第２節 避難所の運営 ペット避難については同行避難を原則とする。避難所での衛生対策及び動物が苦手な避難者への配慮として、避難所屋内へのペットの持ち込みは原則禁止とするが、状況に応じて、避難所敷地内における飼育スペースの確保、給餌等、動物の飼育に関するルールの取り決めについて、助言・指導する。なお、避難時のペットの保護及び飼養は原則として動物の管理者が行う。 また、盲導犬等の介助犬については、介助者と同居できる専用スペースを確保し、周囲の避難者に理解と協力を求める。 第４章　第５節 活動目標 72時間以内 ◆ 避難所における動物の適正飼育の助言を実施 1週間以内 ◆ 関係機関に応援を依頼 活動方針 緊急災害時においては人命救助が優先であるが、動物の保護及び動物による人への危害防止の観点から、市（保健所）は、危険動物の逸走防止、被災動物の捕獲収容及び餌の確保等の救護措置を関係機関等との連携のもとに計画的に実施する。 １ 被災地域における動物の保護 災害時における動物の避難等は、原則、飼い主が責任をもって行うものとするが、飼い主がわからない、負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。 ２ 避難所における動物の適正な飼育 避難所での同伴ペットの衛生対策として、避難所での同居は原則禁止されているところであるが、避難所管理者の判断において、ペットの収容を可とした場合、収容場所・衛生管理等のルール策定について助言するとともに、飼育者の把握に努める。なお、盲導犬・介助犬・聴導犬などの補助犬については、避難所において飼育者と同居できるよう支援する。 ・ 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把捧及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援 ・ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整 ・ 他県市への連絡調整及び要請
八王子市	（抜粋） 八王子市地域防災計画 第2編　災害予防計画　第2章　災害に強い体制づくり　第11節　備蓄体制の整備　３　各家庭・事業所等における備蓄の推進 　市は、水、食糧、簡易トイレ、その他生活必需品等について、最低3日分、出来れば1週間分程度を各家庭・事業所において備蓄するよう啓発を図る。また、動物飼養者に対しても、ペットフード等を備蓄するよう啓発を図る。 第3編　震災応急対策計画　第6章　救助・救急・消防活動等　第4節 危険物、毒劇物取扱施設等の応急措置　７　特定動物等の逸走時対策 　市は、特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走があった場合は、必要に応じて措置を行う。都は、特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。 第3編　震災応急対策計画　第9章　避難対策　第2節　避難誘導　１　危険地域からの避難誘導 　避難誘導の方針：被災動物にも配慮する。 第3編　震災応急対策計画　第13章　保健衛生・清掃活動　第1節　保健衛生活動　４　避難所の衛生管理 　避難所の衛生管理：動物の糞尿等 第3編　震災応急対策計画　第13章　保健衛生・清掃活動　第1節　保健衛生活動　９　動物救護 　災対医療保険・健康部は、都に準じて必要な体制を確保するとともに、必要な備品を備え、都や関係団体と協力して、負傷又は放し飼い状態の動物の保護・救護を推進する。また、災対医療保険・健康部は、避難所責任者と協議し、都福祉保健局や獣医師会等関係団体と連携して、飼育動物の同行避難に対応するため、避難所における避難者の飼育動物について次のような対策を行う。 【避難所の動物対策】 〇 同行避難してきた飼育者と避難所責任者が協議し、避難所における動物の飼育場所を設定する。避難所内に同行避難動物の飼育場所を確保することが困難な場合は、近接した避難所等に飼育場所を確保する。 〇 動物の飼育状況等を把握し、都・関係団体へ情報提供する。 〇 都や協力団体へ資材の提供を要請・獣医師派遣等の支援要請及び受け入れの調整を行う。 〇 都へ獣医療提供の支援を要請する。 〇 飼育者（避難者）へ、飼育動物の適正な自主管理について広報する。 〇 避難所責任者へ、飼育者に対する指示事項を周知する。 （長期化した場合） 〇 都へ、飼育動物の保護施設への移送を要請する。 〇 飼育者等による自主管理体制を確立する。 〇 避難所における動物の適正飼育を指導する。
横須賀市	横須賀市地域防災計画　地震災害対策計画編　第3部　災害応急対策計画　第8章　保健衛生・防疫対策　第5節　ペット対策 1　動物の保護 健康対策部は、被災現場に放置されたままの動物や飼い主の不明な動物が多数発生することが予想されることから、獣医師会等関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、適切な動物の保護を行う。 なお、ペットの震災時避難所での扱いについては避難所運営委員会の判断による。 2　避難所における適正な飼育 震災時避難所においては、獣医師会等関係団体の協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育、環境衛生に対する指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 避難所における飼育の原則 〇運営委員会は、避難所での多種多様な価値観を持つ人の共同生活を円滑に実施するため、人とペットの居住区の区分けなど管理方針を作成する。 〇飼い主は、他の被災者の理解のもと、給餌、排泄物の清掃等の全責任を持つことを原則とする。 ペットの把握 運営委員会は、避難所でのペットの適正管理を図るため、次に挙げる事項を飼い主から届け出てもらう。 〇飼育者の氏名と住所 〇動物の種類と数 〇動物の特徴（性別・体格・毛色　等） 飼育場所の指定 運営委員会は、避難所では様々な価値観を持つ人、アレルギー体質を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、避難所における適切な飼育場所の指定を行う。 物資等の提供 傾向対策部は、必要に応じ次に挙げる提供を行う。 〇動物用物資の配布（食料、生活必需品） 〇動物の負傷や病気に関する診断、治療 〇動物に関する相談（一時預かり、飼育相談　等） 保護施設等への受入調整 健康対策部は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。
富山市	富山市地域防災計画　第2編　風水害対策編　第2章　災害応急対策計画　第26節　保健衛生　2　保健衛生指導 (1)衛生活動 ウ　飼い犬の管理：犬による人畜への被害発生を防止するため、狂犬病予防員等と協力し、放浪犬を保護収容するとともに、飼い主に対し、犬の管理方法を指導する。 エ　家庭動物の保護：災害時には、飼い主とはぐれた動物や負傷動物が多数生ずることが想定されることから、これらの家庭動物については、県と連携し、関係団体及び動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。
金沢市	金沢市地域防災計画 第1編　震災対策計画 第3章　災害応急対策計画 第17節　防疫・保健衛生活動 8　被災時における動物の保護、特定動物の逸走対策 ア　市は、獣医師会、動物愛護団体等と連携して被災動物保護対策室を設置する。 イ　保護活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主捜しその他必要な措置を実施する。 ウ　特定動物の逸走等の有無を確認し、逸走時には所轄警察署等と連携し、必要な措置を実施する。 エ　市は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 オ　ペットの保護や負傷対応、収容施設の提供等について、関係団体との災害時協定の締結と連携に努める。 カ　県獣医師会と連携し、ペットへのマイクロチップの普及・啓発に努める。 第2編　風水害等災害対策計画 第3章　災害応急対策計画 第20節　防疫・保健衛生活動 8　被災時における動物の保護、特定動物の逸走対策 ア　市は、獣医師会、動物愛護団体等と連携して被災動物保護対策室を設置する。 イ　保護活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主捜しその他必要な措置を実施する。 ウ　特定動物の逸走等の有無を確認し、逸走時には所轄警察署等と連携し、必要な措置を適宜実施する。 エ　市は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

自治体名	記載状況
福井市	福井市地域防災計画 （一般災害対策編 ）（地震災害対策編）（津波災害対策編） 第3章　第9節　避難及び避難所計画 （5）避難所における生活環境の整備 また、必要に応じ、家庭動物についても配慮する。 第3章　第18節　6 被災動物等の保護及び収容 飼い主のわからない動物や放し飼い状態の動物が多数発生すると予想されると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難場所に避難してくることが予想されることから保健センター班は、県（福井健康福祉センター）等と協力して次の諸活動を行う。 （1）一般動物（犬及び猫等）について ア 飼い主のわからない動物や放し飼い状態の動物の把握を行う。 イ 動物愛護ボランティア等と連携して次の活動を指導支援する。 （ア）飼い主とともに避難した動物の適正飼育の指導 （イ）飼養困難な動物の一時保管 （ウ）負傷している動物の収容、治療、保管 （エ）放浪動物の保護 （オ）飼養されている動物に対する餌の配布 （カ）所有者及び里親探し並びに情報提供 （キ）その他動物に係る相談等 （2）特定動物（ワニ、クマ、サル等）について ア 特定動物の管理状況や脱出した動物の把握を行う。 イ 飼育者の了解に基づき、各警察署、災害対策本部と連携して適切な対応をとる。 ウ 飼育者が不明で、緊急性が認められる場合、各警察署、災害対策本部と連携して適切な対応をとる。 第3章　第28節　応急住宅対策計画 （7）運営管理 また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
甲府市	甲府市地域防災計画　第3章　第20節　第4　被災動物等に対する対策（公園緑地課） 市は、県を主体として、動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して、県の「被災動物救護対応マニュアル」（現在、策定中）に基づき、次の対策を講じる。 1　動物収容施設についての情報提供 2　指定避難所における飼育動物に対するアドバイス 3　その他「被災動物救護対応マニュアル」に基づく対応
長野市	長野市地域防災計画　第3章 災害応急対策計画 第11節 避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動 第５　避難所の運営　５　飼養動物への対応 飼養動物（以下「ペット」という。）を連れての避難の場合、避難責任者は「避難所のペット動物対策マニュアル」に基づき、避難者の居住区域へのペット動物の持込みは禁止し、グラウンドや屋根のあるテラス等にペット動物専用スペースを指定し、避難所のルールに従い、所有者の責任で管理を行わせる。 なお、盲導犬・介助犬・聴導犬はペット動物にはあたらないため、避難者との同伴を認めるが、犬が苦手な避難者もいることを考慮し、要配慮者として配慮を行う。 また、住民は平時から、保健所で作成した「ペットの「災害対策」」などのリーフレットを読み、準備しておく。 第36節　飼養動物の保護対策 災害時においては、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。 第１　所有者不明の飼養動物への対応 保健所部生活衛生班は、飼い主の被災により遺棄され又は逃げ出した飼養動物等を保護する。特定動物（ライオン・ゾウ等）が逃げ出した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置をとる。 第２ 飼養動物への対応 避難時の飼養動物（以下「ペット動物」という。）の保護及び飼育は、原則として飼い主が行い、避難所では市としてペットの飼育は行わない。 避難所責任者は、「避難所のペット動物対策マニュアル」に基づき、ペット動物の飼育スペースを確保し、被災者がペット動物を連れて避難してきた場合、被災者とペット動物を確認の上、飼育しペースへ誘導する。 飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105 号）」及び、「動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）」に基づき、自己責任においてペットを管理することとし、また避難所に避難したペット動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。 避難生活が長期化し、避難所等において避難生活の障害となるペットの問題が生じた場合は、保健所部食品生活衛生班は、長野市保健所に動物救護所を設置する。動物救護所の運営については、県及び獣医師会等と取扱いについて協議する。 第３ 死亡獣畜への対応 保健所部生活衛生班は、死亡獣畜が周辺環境を汚染することなく適正に処理されるよう、措置をとる。 第４ 動物園の特定動物への対応 長野市茶臼山動物園及び城山分園が被災し、特定動物が逃げ出した場合の対応は、「長野市茶臼山動物園非常事態の予防及び活動要綱」等によるものとする。 長野市地域防災計画　風水害対策編　第3章　災害応急対策計画 第12節　避難の受入れ及び情報提供活動並びに応急住宅の確保活動 第８　避難所の運営 災害対策編　第3章　第11節　第５ 「避難所の運営」に準ずる 第37節　飼養動物の保護対策 災害対策編　第3章　第36節「飼養動物の保護対策」に準ずる
岐阜市	岐阜市地域防災計画 （一般対策計画） 第3章　災害応急対策　第28節　愛玩動物等の救援 （地震対策計画）第3章　地震災害応急対策　第30節　愛玩動物等の救援 【実施担当部】 1　健康部（保健所） 2　都市防災部 〈方針〉 災害発生時には、飼い主不明又は負傷した愛玩動物（一般家庭において愛玩等の目的で飼養保管されている犬、猫等の動物）等が多数発生すると同時に、多くの被災者が、愛玩動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。そのため、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護及び飼い主への必要な支援等を行う。 〈実施内容〉 1　岐阜市被災動物救援計画 市は、「岐阜市被災動物救援計画」に基づき、生活衛生班により被災動物救援体制の構築を図るとともに、岐阜県被災動物救援本部等と連携して、必要な対策を講ずる。 2　被災地域における動物の保護 市は動物の保護に関し、県、獣医師会及び動物愛護ボランティア等と協力して、飼い主が不明な動物や負傷した動物、被災地に残された動物の保護を行う。 3　動物の適正な飼育体制の確保 (1)　愛玩動物同行可能な避難所の設置 市は、避難所を設置するにあたり、テント等を備蓄し、愛玩動物同行可能な避難所の設置に努める。 (2)　避難所での愛玩動物の把握 市内各所の避難所において、飼い主と伴に避難してきた愛玩動物を把握し、避難所において飼い主が適正に愛玩動物の飼育ができるよう努める。 (3)　避難所等での飼育について 避難所において愛玩動物が適正に飼育されるよう、飼い主に指導を行う。 (4)　特定動物（クマ、ワニ等の危険な動物）について 同伴で避難所生活は困難であることを説明し、避難所以外の飼育施設に収容する。 4　特定動物の逸走対策 特定動物が飼育施設から逸走した場合に市は、県、飼育者その他関係機関等と連携し、必要な措置を講じる。
豊田市	豊田市地域防災計画　風水害等災害対策計画　第3編 災害応急対策　第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策　第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置　及び　豊田市地域防災計画　地震災害対策計画　　第3編 災害応急対策　第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策　第2節 防疫・保健衛生 1 市における措置 （11）被災地域における動物の保護 ア 市は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 イ 獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。
豊橋市	豊橋市地域防災計画 ・風水害等災害対策計画（第3編災害応急対策　第6章医療救護・防疫・保健衛生対策　第3節防疫・保健衛生） ・地震・津波災害対策計画（第3編災害応急対策　第7章医療救護・防疫・保健衛生対策　第3節防疫・保健衛生） 7　動物の保護 （1）県は、被災動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 （2）獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。 9　その他保健衛生 （2）特定動物による危害の防止 保健所及び総合動植物公園は、飼養施設の倒壊等により特定動物が逃走した場合には、緊急捕獲体制をとるとともに、警察署等に対して協力を要請することにより、特定動物による危害の発生を防止するように努めるものとする。 （3）被災犬等の保護収容及び犬等による危害の防止 保健所は、関係機関、関係団体等の協力を得て、被災犬等の保護及び収容を行うとともに、犬及び特定動物による危害の発生を防止するように努めるものとする。

自治体名	記載状況
岡崎市	岡崎市地域防災計画　第3編　震災応急対策計画　第5章　被災者生活支援　第3節　避難生活の確保、健康管理 第2　避難所の開設、運営　2　避難所の運営体制の整備 (1)避難所の運営 コ　避難者が避難所にペットを連れてきた場合は、飼育者や他の避難者に対して避難所での飼育ルールの周知・徹底を図る。 第3　健康及び衛生管理 2　衛生管理 (4)動物の保護 市は、被災し、逃走している動物の保護及び収容を行うとともに、特定動物及び犬による危害を防止する。 また、獣医師会等関係団体が実施する動物救護活動を支援する。
大津市	大津市地域防災計画　震災対策編　第3章　災害応急対策計画　第8節　防疫、保健衛生、遺体対応に関する活動　第2　動物収容保護活動 大津市地域防災計画　風水害等対策編　第3章　災害応急対策計画　第9節　防疫、保健衛生、遺体対応に関する活動　第2　動物収容保護活動 大規模地震発生時には、負傷している動物や飼い主からはぐれた動物が多数発生することや、また、飼養施設から逸走した特定動物（サル、ワニ等「動物の愛護及び管理に関する法律施行令」第2条に規定する動物）が市街地周辺で徘徊し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれが想定される。このことから、動物愛護及び危害防止の観点から次の活動を行う。 (1)　被災動物の保護及び犬による危害防止 大津市動物愛護センターは、犬等の被災動物の保護及び収容並びに負傷動物の一時治療を行うとともに、犬による咬傷事故等の危害発生防止のため、野犬等（滋賀県動物の保護および管理に関する条例第2条第5号に規定する犬）の捕獲を行う。 (2)　一時保管の支援 大津市動物愛護センターは、関係団体による被災者の所有犬等の一時保管を支援する。 (3)　特定動物による危害防止 大津市動物愛護センターは、特定動物の管理状況の把握を行い、逸走等の事態が生じた場合は、当該動物飼養者に対し、速やかな収容を指示するとともに、捕獲のため現地へ出動する。また、付近住民に周知するとともに、警察関係機関に捕獲の協力を要請する。 (4)　避難所における動物の適正な飼養 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養に関して、避難所運営マニュアルに基づく適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。
高槻市	高槻市地域防災計画　第３編　地震災害応急対策及び復旧・復興対策　第１部　地震災害応急対策　第２章　応急・復旧期の活動 第５節　保健衛生活動　第５　動物保護等の実施 市は、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1　被災地域における動物の受入れ保護 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広範囲な対応が求められることから、市は、府、市獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れを行う。 2　指定避難所における動物の適正な飼養 市は、府、市獣医師会等関係団体と協力して、飼い主と共に避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について府、市獣医師会等関係団体と連絡調整を行う。 （2）他府県市町との連絡調整及び応援要請を行う。 3　動物による人等への危害の防止 動物が徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに、府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
東大阪市	東大阪市地域防災計画　第３編地震対策編　第２章応急復旧期の活動　第８節防疫、保健衛生活動　第３動物保護等の実施 市は「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、府及び関係機関と相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 １. 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、市獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 ２. 指定避難所における動物の適正な飼育 (1) 飼い主とともに避難した動物の飼養について、府、市獣医師会等関係団体等と協力して、適正飼育の指導を行う。 (2) 動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、府、市獣医師会等関係団体等と協力して、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (3) 指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 (4) 府、他の自治体との連絡調整及び応援要請を行う。 ３. 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 第4編　風水害対策編　第2章災害発生後の活動　第17節防疫、保健衛生活動　第3動物保護等の実施　に同上の記載あり
豊中市	豊中市地域防災計画 第2編 災害予防計画 第3章 生命と暮らしを守るまちづくり（防災体制の整備） 第6節 避難体制の整備 3 愛玩動物の収容対策の検討 愛玩動物の所有者は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からゲージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。 第3編 災害応急対策計画 第1部 地震災害応急対策計画 第3章 初動期の応急活動　第3節 応急避難　第3 避難所の開設・運営 (10)愛玩動物の収容対策 ア　大阪府と連携し、相談・保護等について獣医師会及び動物愛護団体に要請する。 イ　避難所での愛玩動物の飼育については、避難者が相互に話し合い運営することとする。 ウ　愛玩動物の所有者は、飼育困難等の事情により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 第4章 応急対策活動　第2節 住宅応急対策　3 応急仮設住宅の供与 (5)応急仮設住宅の運営管理 市と大阪府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と大阪府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第2部 風水害応急対策計画 第4章 応急対策活動 第8節 避難所の開設・運営　第1 避難所の開設・運営 2 避難所の運営　(10)愛玩動物の収容対策 ア 大阪府と連携し、相談・保護等について獣医師会及び動物愛護団体に要請する。 イ 避難所での愛玩動物の飼育については、避難者が相互に話し合い運営することとする。 ウ 愛玩動物の所有者は、飼育困難等の事情により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。 第12節 住宅応急対策　3 応急仮設住宅の供与 (5) 応急仮設住宅の運営管理 市と大阪府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市と大阪府が連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
枚方市	枚方市地域防災計画　地震災害応急対策・復旧復興対策編 第4章 応急対策活動 第8節 保健衛生活動 5 動物保護等の実施 市、府、及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 （1） 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 （2） 避難所における動物の適正な飼育 市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 ア 市は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。 イ 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整 ウ 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 （3） 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

自治体名	記載状況
八尾市	八尾市地域防災計画　第2部　災害応急対策　災害復旧・復興対策　第5編　災害対策共通 第4章　避難受入れ活動　第2節　避難所の開設・管理　第2　避難所の管理　避難所管理運営の留意点 (10)動物飼養者の周辺への配慮の徹底 避難所班長及び避難所運営委員会は、動物を連れた避難者がいた場合、人の避難施設とは別の場所で動物を保管し、飼養者へ管理させる同行避難を実施する。 第11章　保健衛生、遺体対策、災害廃棄物等の処理　第1節　保健衛生活動　第4　動物保護等の実施 市・府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 1 被災地域における動物の保護・受入れ 保健所班は、飼主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護について、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。 2 避難所における動物の適正な飼育 市は府と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行う等、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 保健所班は、各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援を行う。 保健所班は、必要に応じて避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 保健所班は、市内で受入れ等の調整ができない場合は、統括班を通じて、他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 3 動物による人等への危害防止 危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがある時に府、大阪府警察（八尾警察署）、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。
寝屋川市	寝屋川市地域防災計画 ≪地震災害応急≫ 2章2節　避難所の開設・運営　5. 避難所の管理、運営の留意点 　市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を踏まえて市が作成する「避難所管理運営マニュアル」に基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。 （中略） ⑼　動物飼養者の周辺への配慮への徹底 2章4節　保健衛生活動　4. 動物保護等の実施 　市、府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。 ⑴　被災地域における動物の保護・収容 　飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護、収容等を行う。 ⑵　避難所における動物の適正な飼育 　市は府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 　ア. 市は各地域の被害状況、避難所での動物使用状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整及び支援を行う。 　イ. 避難所から動物保護施設への動物に受け入れ等の調整 　ウ. 他府県市との連絡調整及び応援要請を行う。 ⑶　動物による人等への危害防止 　危険な動物が市街地周辺へ徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、府、寝屋川警察署等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。 2章10節　住宅の応急確保　4. 応急仮設住宅の運営管理 　市及び府は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。（中略）また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 ※≪風水害応急≫の対応する各項目についても上記と同一の記述。
姫路市	姫路市地域防災計画地震災害対策計画　第3編Ⅱ　第2章（※姫路市地域防災計画風水害等対策計画では第3章）　第2節　第2－2　避難所の運営管理における留意点（8）避難所でのペット同行避難の対応について必要に応じてスペースの確保に務める。 姫路市地域防災計画地震災害・風水害等対策計画　第3編Ⅱ　第6章　第3節　愛玩動物の収容対策の実施　震災（災害）で被災放置された愛玩動物の収容対策について定める。 第1　平常時の対策 （1）「狂犬病予防法」、「動物の愛護及び管理に関する法律」等による適正管理を推進する。 （2）飼い主にペットの災害対策についての意識啓発を図る。 （3）ボランティア、動物愛護団体、獣医師会、周辺自治体等と相互で情報共有できる体制を整備する。 （4）愛玩動物の同行避難に備え、避難所周辺等に動物避難所が設置できるように努める。 （5）その他、愛玩動物の救援に必要な活動に関することについて準備する。 第2　愛玩動物の収容対策 1　実施責任機関 被災者救援班は、獣医師会等との連携を図る。 2　動物救援センターの設置 （1）被災者救援班は、被害状況により必要と判断した場合は、獣医師会等と連携協力して動物救護センターを設置する。 （2）獣医師会等は、被災者救護班等の指導のもと愛護動物の収容対策を実施する。 3　愛玩動物情報等の提供 被災者救援班は、動物救護センターに対し、避難所等における愛玩動物の情報等、必要に応じ情報を提供する。 4　愛玩動物の対策の実施 （1）動物救援センターは、次の事項を実施する。 ①飼養されている動物に対する餌の配布 ②負傷した動物の収容・治療・保管 ③放浪動物の収容・保管 ④飼養困難な動物の一時保管 ⑤動物の所有者や里親探しのための情報収集、提供 ⑥愛玩動物に関する相談の実施等 （2）被災者支援班は、次の事項について動物救援センターを支援する。 ①被災動物救援体制の整備 ②犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供 ③動物の応急保護収容施設設置のための調整等 （3）愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
西宮市	西宮市地域防災計画 2編　災害予防計画　1章　住民との協働で防災に取り組む ペットを飼う市民は同行避難することができるよう、平常時から備えるべき対策について意識をもち、ペットの安全と健康を守るとともに、避難時には他の避難者への迷惑にならないように努めなければならない。 ＜同行避難への備え＞ ◎飼い主の明示・・・犬の鑑札・予防注射済票の装着、迷子札やマイクロチップ等の装着。 ◎しつけ・・・他避難者に迷惑をかけないように、基本的なしつけや、緊急避難できるようケージ等に慣らしておく。 ◎健康管理・・・狂犬病予防接種、ワクチン、ダニ・ノミ駆除等を実施。 ◎備蓄品の用意・・・フード・水（最低5日分以上）、シーツ等ペット用品、飼育手帳等 3編　災害応急対策計画　13章　避難活動の実施 ＜愛玩動物（ペット）との同行避難＞ 飼い主は、自身の安全が確保されていることを前提に、ペットと一緒に同行避難する。また、発災時にペットと離れた場所にいる場合は、災害の状況、飼い主の被災状況などを考慮し、ペットの避難可否について飼い主が判断する。 ＜愛玩動物（ペット）対策＞ ①愛玩動物（ペット）の取扱い（原則） 　災害発生時における愛玩動物（以下、「ペット」という）の取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。 ②避難所における人の収容スペースへのペットの同伴禁止（原則） 　避難所における人の収容スペースへのペットの同伴は、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、原則禁止とする。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。 ③飼い主への対応 　飼い主への対応を、衛生状況、被災状況等を考慮しながら、以下により実施する。 [飼い主への対応策] 　災対避難局は、避難者の収容完了後、避難所の施設能力や避難者の状況を踏まえ、屋外等にペットのためのスペースの確保に努める。ただし、ペットスペースの確保が困難な場合は、受入れ可能な避難所を案内する。飼い主は、飼育場所について各避難所のルールに従い、また、ペットの飼育及び飼育スペースの清掃は飼い主の責任で管理するものとする。 ④災害発生規模による市の対応 　災害の規模による市の対応については、以下により実施する。 [災害発生規模による市の対応] ●大規模災害発生時 　災対避難局は必要に応じて、災対保健医療局へ協力を要請する。災対保健医療局は「災害時における動物救護活動に関する協定書」に基づき、兵庫県動物救援本部に協力を要請する。 ●中小規模災害発生時 　災対保健医療局は、西宮市獣医師会等の協力を得て、関係部署に支援情報の提供を行う。 3編　災害応急対策計画　21章　廃棄物対策・保健衛生対策の実施 ＜ペットの保護を実施する＞ （1）兵庫県動物救援本部の立ち上げの要否について兵庫県等との調整 　大規模災害発生時には、ペットについての一時保護の要請や所有権放棄・放浪・負傷動物などの出現が多数予想される。これらの対策について、災害の種類や規模に応じて、兵庫県ほか3市と日本動物愛護協会3団体との協定内容に基づき、兵庫県動物救援本部の立ち上げの要否について、兵庫県ほか関係団体と協議・決定する。 （2）被災動物救護活動の実施に向けた支援・調整 　兵庫県動物救援本部の立ち上げ及び災害時の動物救護活動の円滑な実施に対する支援並びに調整を行う。 （3）動物救護活動等の実施 　兵庫県動物救援本部との連絡調整を行い、同本部を中心にした動物の救護活動の支援を実施するほか、動物救援について必要な情報提供を災対避難局等へ行う。

自治体名	記載状況
尼崎市	尼崎市地域防災計画　第4章　災害の応急対策　第1節　風水害応急対策 7 愛玩動物（ペット）の救護対策を実施する ペットの取り扱いをはじめ、避難場所におけるペット同行避難者の受け入れ、並びに災害動物の救護対策について定める。 （1） ペットの取り扱い 災害発生時におけるペットの取り扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。 （2）ペット同行避難者の受け入れ ア 同行避難 災害発生時に、飼い主は、ペットと同行避難することを原則とし、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないよう努める。 イ 避難場所におけるペットの飼養スペース 避難場所では他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、人の居住スペースとペットの飼養を完全に分離することを基本とする。なお、身体障害者補助犬は除く。また、避難場所の施設能力や避難者の状況に応じて、ペット飼養可の居住スペースや屋外等にペットのためのスペースを確保するよう努める。 ウ 災害に備えた事前準備 飼い主は、普段からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示措置に努める。 ① 飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。（以下、例示） a 少なくとも5日分の水とペットフード（できれば7日分以上） b 予備の食器と首輪、リード c ケージ補修などに使うガムテープ d トイレ用品 ② 飼い主は、ペットのしつけに努める。（以下、例示） a ケージに慣れる b 無駄ぼえをさせない c 決められた場所でトイレができる （3） 被災動物の収容対策 ア 実施機関等 保健援護部、県獣医師会、神戸市獣医師会及び動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」（資料編参照）に基づき、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと被災動物の収容対策を実施する。 イ 実施方法 ① 動物救援本部は、次の事項を実施する。 a 飼養されている動物に対する餌の配布 b 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡 c 放浪動物の収容・保管・譲渡 d 飼養困難な動物の一時保管・譲渡 e 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供 f 動物に関する相談の実施等 ② 市は、必要に応じて動物救護本部に対し、避難場所におけるペットの飼養状況等に関する情報を提供する。 ③ ペットの所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。
奈良市	奈良市地域防災計画（平成30年度3月修正） 第3章 風水害等災害応急対策計画 第6節 避難救助等に関する計画 第1項　避難対策計画 19 指定避難所における動物の適正な飼育 飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、以下のとおり動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、県との連絡調整を行う。 (2) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探しその他動物に関する相談の受付、避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。 (3) 他市町村との連絡調整及び応援要請を行う。 第7節 民生安定等に関する計画 第10 項 住宅対策計画 2　応急仮設住宅の確保 (4) 災害救助法が適用された場合の措置方法 7) 応急仮設住宅の管理 エ 応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び支援に努めるとともに、女性の参画を推進し、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。 また、必要に応じて、応急仮設住宅における愛がん動物の受入れに配慮する。 第8節 環境衛生に関する計画 第3項 愛がん動物の収容計画 1 実施担当者 愛がん動物の収容対策の実施は、保健救護班とする。 2 放浪犬猫の保護収容 災害後、被災により放浪する犬猫について、県及び関係機関・関係団体と協議し、放浪犬猫を保護収容する場所の確保及び保護収容に努める。 また、必要に応じ関係団体に支援を行う。 3 愛がん動物飼育者の責務 愛がん動物等の飼養者は、避難する際は、動物の同行と適切な管理に努める。 また、自身の動物が保護収容された場合は、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正に飼養できる者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。
和歌山市	和歌山市地域防災計画（平成31年3月） 和歌山市地域防災計画　災害対策計画　第1篇　災害応急対策　第5章　被災者の生活を支えるために　第5項　愛玩動物の収容・救護活動 市（健康対策部）は、災害で被災、放置された愛玩動物の収容活動、救助活動を行う。 特定動物については、被災状況を把握し、所有者等に逸走防止等を図るように指示し、安全確保を行う。 1　活動体制 　体制構築　県、獣医師会、動物関係団体等と連携し、獣医師を中心とした、組織を編成する。 　活動場所　1)避難所　2)その他 2　活動内容 　動物の保護　所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物については、獣医師会や動物関係団体等と協力し、動物の保護に努める。 （1） 負傷した動物の収容・治療・保管 （2） 飼養困難な動物の一時保管 （3） 動物の所有者や里親（新たな所有者）探しのための情報の収集、提供 （4） 動物に関する相談の実施等 　避難所における指導　飼い主とともに避難した動物の飼育方法、衛生管理方法等に関して、適正な指導に努める。 3　医薬品等の調達・確保 　動物用医薬品、医療資材、災害時動物救護用物資等の調達・確保に努めるとともに、市所有分で不足するときは、県、関係機関等に協力を要請する。
鳥取市	鳥取市地域防災計画（平成30年5月修正暫定運用版） 第3部　災害応急対策計画 第7章　避難計画 第6節　避難所の開設・運営 　1　避難所の開設 　（4） ペットの同伴 　避難所にペットの同伴を希望する避難者があった場合、鳥取市保健所、避難所管理者、施設管理者、避難する自主防災組織等が受入れの可否について協議を行う。 第11章　保健衛生対策計画 第1節　防疫の実施 　4　危険動物等の管理対策 　被災地における特定動物（ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるもの）の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等を行う。 　（1） 特定動物の実態把握 　被災地において飼育されていることを掌握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないかを速やかに調査し、飼育実態を把握する等、必要な措置を実施する。また、マイクロチップの確認により飼養等許可者を把握する。 　（2） 危険な動物の収容 　被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講ずる。 　（3） 収容施設の確保 　市は、犬管理所に収容を行う。収容することができない場合は、県が仮設収容施設を設置し、これに対処する。

自治体名	記載状況
松江市	松江市地域防災計画 〇風水害対策編 第2章　風水害予防計画　　第10節　医療、防疫・保健衛生体制の整備　　5　動物愛護管理体制の整備 〇震災対策編 第2編　地震災害対策計画　　第1章　地震災害予防計画　　第11節　医療、防疫・保健衛生体制の整備　　5　動物愛護管理体制の整備 第3編　津波災害対策計画　　第1章　津波災害予防計画　　第6節　医療、防疫・保健衛生体制の整備　　5　動物愛護管理体制の整備 家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭の避難用品の確保や同行避難が行えるよう普及啓発に努める。 〇風水害対策編 第3章　風水害応急対策計画　　第24節　防疫・保健衛生、環境衛生対策　　6　動物愛護管理対策 〇震災対策編 第2編　地震災害対策計画　　第2章　地震災害応急対策計画　　第24節　防疫・保健衛生、環境衛生対策　　6　動物愛護管理対策 第3編　津波災害対策計画　　第2章　津波災害応急対策計画　　第18節　防疫・保健衛生、環境衛生対策　　6　動物愛護管理対策 (1)　被災地域における動物の保護 県、県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物愛護の観点から、災害後に生じる飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。 (2)　避難所における動物の適正な飼育 県及び県獣医師会との協力のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行う等、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。主な実施内容は次のとおり。 ア　動物を伴った被災者の状況把握（飼育者の氏名・住所、動物の種類と数、動物の特徴等） イ　避難所における飼育場所の指定 ウ　動物の食料・生活必需品等の提供 エ　動物の負傷や病気に対する診断、治療並びに一時預け、飼育等に関する相談
倉敷市	倉敷市地域防災計画 第2編 風水害等対策 第1章 災害予防計画 第1節 防災活動の環境整備　　第1 防災知識の普及　　3 普及方法 （5）首輪やマイクロチップ挿入等を用いた家庭動物の所有者明示，飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第2節 防災施設，資機材の調査・整備・点検　　第4 指定緊急避難場所，指定避難所　　2 指定避難所 （11）必要に応じて家庭動物の受入れに配慮する。 第2章 災害応急対策計画　　第3節 罹災者救護及び市民保護 第2 避 難 6 指定避難所の施設設備の整備 必要に応じて家庭動物の受入れに配慮する。 8 避難所の管理運営 （10）必要に応じ，避難所における家庭動物のための屋外スペースの確保に努める。 第7 住宅の仮設・応急修理 4 応急仮設住宅の運営管理 必要に応じて，応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。 第11 防疫及び公衆衛生 4 防疫及び公衆衛生活動 (9) 家庭動物等の保護 市は，県と連携をとりながら，家庭動物等の保護に努める。保護に当たっては，首輪やマイクロチップ等による所有者明示状況を把握し，飼い主の確認に努める。 (10) 動物の管理 被災した家畜の保護収容，危険動物の逸走対策，動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずる。 第3編 地震・津波災害対策　　第2章 地震・津波災害予防計画　　第1節 自立型の防災活動の促進 第1 防災知識の普及啓発計画　　5 家庭・地域においての普及対策 (2)市及び県は防災週間や防災関連行事を通じ，次の項目について防災意識の高揚を図る。 飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難，避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 第3 自主防災組織の育成　　1 家庭の役割 (6) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備
福山市	福山市地域防災計画（基本・風水害対策編）　第2章災害予防計画　第8節円満な避難体制の確保に関する計画　7動物愛護管理に関する計画 災害発生時には，放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼主とともに避難所等に避難してくることが予想される。 県及び市は，動物愛護管理の観点から，これらの動物の保護や適正な飼養に関し，関係機関と連携を図りながら，犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努める。 また，災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし，飼い主に対して，所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保，しつけ，健康管理，不妊，去勢手術等）の周知を図るものとする。 さらに，避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について，平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。
呉市	呉市地域防災計画　基本編　第20節　動物の愛護と保護体制の整備 災害時には，負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に，多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。市は，動物愛護の観点から，これら動物の保護や適切な飼育に関し，広島県獣医師会等関係団体との協力体制を確率する。 1　被災地域における動物の保護 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については，迅速かつ広域的な対応が求められることから，市は，広島県獣医師会等関係団体をはじめ，動物愛護ボランティア等と協力し，動物の保護を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 市は，飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど，動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 （1）　各地域の被害状況，避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供，獣医師の派遣等 （2）　避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 （3）　県，他の市町への連絡調整及び協力要請 3　動物愛護の活動方針 （1）　広島県獣医師会等関係団体が中心となり，被災動物の保護，援護を行う。 （2）　市は，広島県獣医師会等関係団体を支援する立場から，情報の提供，動物の保護及び医療の援護活動への応援並びに活動の拠点としての場の提供をを行う。 （3）　動物の保護及び動物医療に従事する者は，被災市民への動物援護に関する情報の提供，被災動物の保護，搬送及び応援要請に基づく避難所等での動物医療に携わる。 呉市地域防災計画　震災対策編　第25節 6　動物愛護管理対策 （1）　被災地域における動物の保護 県，県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し，動物愛護の観点から，災害後に生じる飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。 （2）　避難所における動物の適正な飼育 県，県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等との協力のもと，飼い主とともに避難した動物について，飼育状況の把握，適正飼育の指導等を行うなど，動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。 なお，主な実施内容は，次のとおりである。 ア　動物を伴った被災者の状況把握（被災者の氏名・住所，動物の種類と数，動物の特徴等） イ　避難所における飼育場所の指定 ウ　動物の飼料・生活必需品等の提供 エ　動物の負傷や病気に対する診断，治療並びに一時預け，飼育等に関する相談
下関市	下関市地域防災計画 第2編　災害予防計画 第17節　防疫・保健衛生体制の整備 1　目的 災害の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、被害の状況によっては、避難生活が長期にわたるため、感染症等の疾病が発生するおそれがあり、これを防止するための防疫・保健衛生・健康管理体制を整備する。 また、大規模災害により死者が多数発生した場合による遺体処理体制を整備する。 また、大規模災害発生時には多くの動物が被災することが予測されるため、これによる人への危害防止のため、その保護、収容等の体制を整備する。 2　目標 （4）多数の被災動物が発生した場合の保護、収容等の体制を確立する。 3　方策 3．4被災動物対策の整備（保健部） 被災動物の保護、収容等の対策について、平時から関係機関・関係団体と協議し、その体制整備に努める。 第3編　災害応急対策計画（風水害等対策） 第2章　応急対策活動 第18節　防疫及び保健衛生 3　被災動物対策 被災動物の保護及び収容等について、関係機関、関係団体と協議の上、適切に対応する。 第4編　災害応急対策計画（震災対策） 第2章　応急対策活動 第19節　防疫及び保健衛生 3　被災動物対策 被災動物の保護及び収容等について、関係機関、関係団体と協議の上、適切に対応する。

自治体名	記載状況
高松市	高松市地域防災計画 一般対策編 第2章　災害予防計画　　第14節　危険物等災害予防計画 第7　特定動物の飼養・保管施設の安全化対策 　特定動物の飼養施設の定期的な立入調査を行い、飼養状況を把握するとともに、飼養者に対し、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平常時から事故防止のため、定期点検等の実施や逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じておくよう指導する。 第3章　災害応急対策計画　第14節　避難計画 第7　避難所の開設及び運営 1　避難所の開設 (5)被災者が愛玩動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、愛玩動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。 地震対策編 第2章　災害予防計画　第6節　危険物等災害予防計画 第7　特定動物の飼養・保管施設の安全化対策 　特定動物の飼養施設の定期的な立入調査を行い、飼養状況を把握するとともに、飼養者に対し、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、平常時から事故防止のため、定期点検等の実施や逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じておくよう指導する。 第3章　災害応急対策計画　第15節　避難計画 第7　避難所の開設及び運営 1　避難所の開設 (5)被災者が愛玩動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、愛玩動物を収容するスペースを確保するよう努めるものとする。
松山市	【松山市地域防災計画(風水害等対策編、震災対策編)】 第3章　災害応急対策　第9節　生活救援活動　第7　動物(犬、猫等)の管理 災害の発生に伴う動物(犬、猫等)の保護及び人への危害防止等の対策は、原則として飼養者等が行う。これが困難な場合は、関係機関等の協力により、次のとおり実施する。 1 動物の保護収容等 災害後、被災動物の把握を行い、被災により放浪する犬、猫等について、関係機関、関係団体と協議し、保護収容するとともに、危険動物の逸走対策、危害防止、伝染病、予防対策等、必要な措置を行う。 5 住民の活動 (1) 負傷している動物の応急処置 (2) 放浪動物の一時保護及び通報 (3) ボランティア獣医師による負傷動物の治療 (4) 危険動物の逸走対策 (5) ボランティアによる保護動物の管理 (6) その他行政への協力 【松山市避難所運営管理マニュアル】 3-2-(22)「避難所のペット対策」について規定 【松山市動物救護活動マニュアル】 2-1)「動物救護センター設立」について規定
高知市	高知市地域防災計画〔一般対策編〕 第2編 風水害対策計画　第1章 災害予防計画　第21節 保健衛生体制の整備　第2 方策　1 公助 (4)愛護動物，家畜等に関する体制整備 ○ 獣医師会，民間団体等と連携し，愛護動物等負傷動物の治療及び保護等についての体制を整備します。 ○ 被災した家畜及び家きんの保護収容等の対策について，事前に関係機関と協議し体制づくりを行います。 （実施主体）生活食品課，農林水産課 高知市地域防災計画[一般対策編] 第2編 風水害対策計画　第2章 災害応急対策計画　第23節 感染症予防及び保健衛生活動　第2 方策　2 公助 (4)愛護動物，家畜等対策の実施 ○ 獣医師会への応援要請及び民間団体等に協力依頼し，愛護動物等負傷動物の治療，保護等を実施します。 ○ 家庭動物と同行した市民が，家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援します。 ○ 被災動物及び被災者が飼えなくなった動物を(仮称)被災動物救護所で保護及び管理します。 ○ 県や関係機関と連携し，死亡家畜や家きんの処理対策及び防疫対策を実施します。 ○ わんぱーくこうちの動物舎が損壊等により飼育不能となった場合は，協定に基づき他施設に一時預かりを依頼します。 （実施主体）健康福祉部，都市建設部，農林水産部 高知市地域防災計画[地震・津波対策編] 第3章 災害予防対策　第20節 保健衛生体制の整備　第2 方策　1 公助 (4)愛護動物，家畜等対策の整備 ○ 獣医師会，民間団体等と連携し，愛護動物等負傷動物の治療及び保護等についての体制を整備します。 ○ 被災した家畜及び家きんの保護収容等の対策について，事前に関係機関と協議し体制づくりを行います。 （実施主体）生活食品課，農林水産課 高知市地域防災計画[地震・津波対策編] 第4章 災害応急対策　第23節 感染症予防及び保健衛生活動　第2 方策　2 公助 (4)愛護動物，家畜等対策の実施 ○ 獣医師会への応援要請及び民間団体等に協力依頼し，愛護動物等負傷動物の治療，保護等を実施します。 ○ 家庭動物と同行した市民が，家庭動物と一緒に避難生活ができるように支援します。 ○ 被災動物及び被災者が飼えなくなった動物を(仮称)被災動物救護所で保護及び管理します。 ○ 県や関係機関と連携し，死亡家畜や家きんの処理対策及び防疫対策を実施します。 ○ わんぱーくこうちの動物舎が損壊等により飼育不能となった場合は，協定に基づき他施設に一時預かりを依頼します。 （実施主体）健康福祉部，都市建設部，農林水産部
久留米市	久留米市地域防災計画　防疫・清掃(事故対策編　第12節、地震対策編　第12節、風水害対策編　第13節) 第5　動物対策 1　死亡獣畜の処理 　農林業被害対策班及び衛生建設産業班は、家畜・野禽等が逃げ出した場合は、飼養者・警察等と連携して必要な措置を講ずる。死亡した家畜、野禽等は、医療救護班の指導により、清掃班及び関係団体と連携して処理を含めた適切な措置を講ずる。 2　愛玩動物への対応 　医療救護班は、清掃班、農林業被害対策班及び衛生建設産業班と連携して、飼い主の被災により逃げ出したペット等を保護する。特に危険動物が逃げ出した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携して必要な措置を講ずる。 　また、死亡したペット等については、清掃班と連携して適切な措置を講ずる。 3　避難・保護動物への対応 　医療救護班は、同行避難した動物の適正な飼育について指導を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と動物の飼育環境の維持に努める。 　また、獣医師会、動物愛護ボランティア等の協力により、避難・保護した動物の治療や一時保管を行う。
長崎市	≪長崎市地域防災計画・長崎市水防計画(基本計画編)　第3章　風水害等応急対策計画　第14節　医療・助産・保健計画　14　犬・猫等の愛玩動物の保護対策≫ 　市は、長崎県と連携のもと動物愛護及び管理の観点から、獣医師会等関係団体及びボランティアと協力し、災害により飼い主と離れ、あるいは負傷した犬、猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して、次の対策を講じる。 (1)　放置された犬・猫等への給餌 (2)　放置された犬・猫等の保護収容 (3)　保護収容施設の設置 (4)　保護管理動物の疾病予防及び治療 (5)　保護施設への犬・猫等の受入れ・譲渡等の調整
佐世保市	佐世保市地域防災計画 第3編　災害応急対策計画　第1章　風水害等の一般災害応急対策計画 第30節　犬猫等愛護動物対策計画 　災害時には、負傷または放し飼い状態の動物が生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。 　市は、環境衛生の維持及び動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、長崎県獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。 1　被災地域における動物の保護 　飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、原則飼い主が実施するものであるが、安全性確保及び迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、長崎県獣医師会等関係団体と連携し、必要な動物の保護を行う。 2　避難所における動物の適正な飼育 　市は、飼い主とともに避難した動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するよう努めるとともに、動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、環境衛生の維持及び動物の愛護に努める。 (1)　各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等 (2)　避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整 3　動物愛護の活動方針 (1)　長崎県災害時動物救護対応ガイドラインに基づき県動物救護本部が設置された場合、市は本部に参加し、連絡調整等の必要な業務を行う。 (2)　長崎県獣医師会等関係団体が中心となり、被災動物の保護、救護を行う。 (3)　市は、長崎県獣医師会等関係団体を支援する立場から、情報の提供、動物の保護及び医療の援護活動への応援並びに活動の拠点としての場の提供を行う。 (4)　動物の保護及び動物医療に従事する者は、被災市民への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での動物医療に携わる。 (5)　市は、市単独では愛玩動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、県を通じて九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき幹事県に応援を要請する。

自治体名	記載状況
大分市	大分市地域防災計画（震災対策編）　第4部　災害応急対策計画　第3章　被災者の保護・救護のための活動　第14節　愛護動物保護対策計画（保健医療部） 大分市地域防災計画（風水害等対策編）　第3部　災害応急対策計画　第3章　被災者の保護・救護のための活動　第14節　愛護動物保護対策計画（保健医療部） 大規模災害時において市は、被災した愛護動物を保護し、又避難所等で飼い主が適正に飼育できるよう支援するなど、被災愛護動物の保護対策を講じることにより、動物の適正な飼養及び保管を図り、環境衛生の維持に努める。 1 被災地域における愛護動物の保護 被災地域において飼い主不明や負傷の愛護動物が多く発生することが予想されるため、市は、県、大分県獣医師会及び関係機関等との協力体制を迅速に確立して、次の措置を行う。 （1）被災地域における愛護動物の情報収集 被災地域において負傷若しくは飼い主が不明などにより、被災地域に残された愛護動物の情報収集に努める。 （2）被災地域での愛護動物の保護 被災地域の住民からの情報提供等で保護が必要な愛護動物については、収容施設や動物病院・ペットショップ等に協力を依頼して保護をする。 2 指定避難所における愛護動物の飼育指導 市は飼い主が指定避難所（以下「避難所」という。）において愛護動物を適正に飼育できるよう、県、大分県獣医師会、動物愛護ボランティア及び関係機関等と協力して、次の通り愛護動物の飼育の指導にあたる。 （1）避難所において、その代表者等に対して、愛護動物の飼育体制についての助言を行う。 （2）避難所での愛護動物の飼育状況の把握と救援物資の配布指導を行う。 （3）避難所から動物管理所などの保護施設への受け入れと譲渡等の調整を行う。 3 その他の対策 （1）飼い主探し 被災のため飼い主が不明又は飼えなくなった愛護動物を、引き取る飼い主を探すため、情報の収集と市のホームページなどを利用してその提供を行う。 （2）動物取扱業者の状況把握 登録を受けている動物取扱業者のうち、多数の動物を飼養している施設について、保管状況を速やかに把握する。 （3）特定動物飼養施設の状況把握 被災地域で許可している特定動物の飼養状況の把握を行い、必要に応じて捕獲に協力する。
宮崎市	宮崎市地域防災計画　第3章　災害応急対策計画　第１２節　保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動　第3項　被災動物対策 災害時に負傷した動物及び飼主不明の動物など保護が必要な動物に対し、その保護や適正飼育のための必要な措置を行う。また、「災害時の被災動物対策行動計画」を作成し、本項の円滑な実施を図る。 【被災動物対策】 〇被災動物救護所の設置と運営 〇被災動物の収容及び治療 〇指定避難所での動物飼育状況の把握 〇指定避難所での動物の適正飼養の推進 〇被災動物の所有者への返還及び返還のできない動物の譲渡推進
鹿児島市	鹿児島市地域防災計画　第3章　災害応急対策　第15節　動物保護対策計画 本計画は、被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し、必要な措置を行うものである。 1　実施責任者 被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養の指導及び危険な動物の逸走対策については、市長が行うものとする。担当は、保健所班とする。 2　飼養動物の保護収容 放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、獣医師会、鹿児島市獣医公衆衛生協会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。 3　避難所における動物の受け入れ体制の整備及び適正飼養の指導 動物の飼養者が動物と同行避難できるよう、避難所における受け入れ体制を整えるとともに、避難所等において、飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の確保に努める。 また、獣医師会と協力し、獣医師の派遣等を行うほか、平常時から動物と同行避難することや携行品を準備しておくことの周知啓発を行う。 4　危険な動物の逸走対策 危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他の関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。
那覇市	那覇市地域防災計画　風水害等編　第2章 災害応急対策計画　第17節 災害時の環境・衛生対策　第3 被災地の防疫活動 6　動物の保護・収容 放浪動物及び所有者不明の負傷動物の保護並びに危険動物の収容を行い、保護・収容された動物の台帳を作成し、公示する。 放浪動物の処置方法 （1）所有者不明動物のうち、譲渡可能な動物は譲渡する。 （2）犬猫等の死体は、衛生上適正に処理する。 （3）危険な動物から人命を守る必要があるときは、処分を行う。